【表紙】

【提出書類】　有価証券届出書
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　令和４年２月28日
【発行者名】　アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エル
（AllianceBernstein（Luxembourg）S.a r.l.）
【代表者の役職氏名】　取締役会による特別受任者　髙森　雅也
【本店の所在の場所】　ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ Ｌ－2453、ユージェーヌ・リュペール通り2－4番
（2-4, rue Eugène Ruppert, L－2453 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg）
【代理人の氏名又は名称】　弁護士　三浦　　健
弁護士　廣本　文晴
【代理人の住所又は所在地】　東京都千代田区丸の内二丁目６番１号　丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】　弁護士　三浦　　健
弁護士　廣本　文晴
【連絡場所】　東京都千代田区丸の内二丁目６番１号　丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
【電話番号】　03（6212）8316
【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
アライアンス・バーンスタイン-
ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ
（AB FCP Ｉ － Short Duration Bond Portfolio）
【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
クラスAJ受益証券について、24億米ドル（約2,760億円）を上限とする。
（注）「米ドル」とはアメリカ合衆国ドルを指すものとし、米ドルの円貨換算は、便宜上、株式会社三菱ＵＦＪ銀行の2021年12月30日現在における対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝115.02円）による。
【縦覧に供する場所】　該当事項なし

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

アライアンス・バーンスタイン－ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ

（AB FCP I - Short Duration Bond Portfolio）（注１）

（愛称を「ローズ」または「Rose」ということがある。）（以下「ファンド」という。）

（注１）ファンドは、ルクセンブルグ籍アンブレラ・ファンドであるアライアンス・バーンスタイン（以下「トラスト」という。）を構成するポートフォリオのひとつである。2021年12月末日現在、トラストは、ファンドを含め、15のポートフォリオによって構成されている。
各ポートフォリオの受益者は、約款の定めに従いポートフォリオ間の転換をする権利があるが、日本の受益者には、当該転換の権利はない。2021年12月末日現在、ファンドは61種類のクラスの受益証券（以下、全クラスの受益証券を「ファンド証券」という。）によって構成されている。

（注２）用語の定義については、後記「別紙A　定義」参照。

（２）【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面受益証券で、日本においては、クラスAJ受益証券（以下「クラスAJ証券」という。）のみが販売される。

クラスAJ証券は追加型である。

ファンド証券について、アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エル（AllianceBernstein（Luxembourg）S.a r.l.）（以下「管理会社」という。）の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

（３）【発行（売出）価額の総額】

クラスAJ証券について、24億米ドル（約2,760億円）を上限とする。

（注１）「米ドル」とはアメリカ合衆国ドルを指すものとし、米ドルの円貨換算は、便宜上、株式会社三菱ＵＦＪ銀行の2021年12月30日現在における対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝115.02円）による。以下、米ドルの円金額表示は別段の記載がない限り、すべてこれによるものとする。

（注２）トラストは、ルクセンブルグ法に基づいて設立されているが、クラスAJ証券は、米ドル建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限り、米ドルをもって行う。

（注３）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してある。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

（４）【発行（売出）価格】

管理会社が申込みを受領したファンド営業日のファンド証券の１口当たり純資産価格とする。

（注）ファンド営業日とは、ルクセンブルグにおける銀行の営業日で、かつニューヨーク証券取引所の営業日である各日をいう。

発行価格は、日本における販売会社に照会することができる。日本における販売会社については、後記「（８）申込取扱場所」記載の照会先に問い合わせることができる。

（５）【申込手数料】

日本における販売会社が独自に定めるものとする。なお、消費税等相当額を含めた申込手数料の料率の上限は3.3%（税抜3.0%）とする。申込手数料については、日本における販売会社に問い合わせることができる。日本における販売会社については、後記「（８）申込取扱場所」記載の照会先に問い合わせることができる。

（６）【申込単位】

日本における販売会社が独自に定めるものとする。申込単位については、日本における販売会社に問い合わせることができる。日本における販売会社については、後記「（８）申込取扱場所」記載の照会先に問い合わせることができる。

（７）【申込期間】

2022年３月１日（火曜日）から
2023年２月28日（火曜日）まで

（注）申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される。

ただし、ファンド営業日でかつ販売取扱会社（下記に定義される。）の営業日に、申込みの取扱いが行われる。

その他、代行協会員が必要と認める場合、日本において申込みを受付けないことがある。

日本における申込受付時間は、午後３時までとする。

（８）【申込取扱場所】

申込取扱場所である日本における販売会社については、下記の照会先に問い合わせることができる。

アライアンス・バーンスタイン株式会社

販売会社照会フリーダイヤル：0120－800－136
＜受付時間＞　営業日の午前９時～午後５時
＊自動音声による対応は24時間（年中無休）
ホームページ：https://www.alliancebernstein.co.jp

（９）【払込期日】

投資者は、ルクセンブルグにおける申込み注文の成立を販売取扱会社が確認した日（以下「約定日」という。）から起算して日本での４営業日目までに申込金額および申込手数料を販売取扱会社に支払うものとする。

各申込日の発行価格の総額は、日本における販売会社によって申込日から起算して５ファンド営業日以内の日に保管受託銀行であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイのファンド口座に米ドルで払込まれる。

（10）【払込取扱場所】

前記「（８）申込取扱場所」記載の申込取扱場所と同じ。

（11）【振替機関に関する事項】

該当事項なし。

(12) 【その他】

（イ）申込証拠金はない。

（ロ）引受等の概要

① 日本における販売会社は、管理会社との間で、日本におけるクラスAJ証券の販売および買戻しに関する受益証券販売・買戻契約を締結しており、当該契約に基づき、ファンド証券の募集を行う。

② 日本における販売会社は、直接または他の販売・買戻取扱会社（以下、日本における販売会社と併せて「販売取扱会社」という。）を通じて間接に受けたファンド証券の買付注文および買戻請求に自ら応じるか、または管理会社への取次ぎを行う。

（注）販売・買戻取扱会社とは、販売会社とファンド証券の取次業務にかかる契約を締結し、投資者からのファンド証券の申込または買戻しを販売会社に取り次ぎ、投資者からの申込金額の受入れまたは投資者に対する買戻代金の支払等にかかる事務等を取り扱う取次金融商品取引業者および（または）取次登録金融機関をいう。

③ 管理会社はアライアンス・バーンスタイン株式会社をファンドに関して日本における代行協会員に指定している。

（注）代行協会員とは、日本証券業協会の会員で外国投資信託証券の発行者または現地の引受会社と契約を締結し、１口当たりの純資産価格の公表を行い、またファンド証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類を販売取扱会社に送付する等の業務を行う協会員をいう。

（ハ）申込の方法

ファンド証券の申込みを行う投資者は、販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」またはその他所定の約款（以下「口座約款」という。）を投資者に交付し、投資者は口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。申込金額は円貨または米ドル貨で支払うものとし、円貨による支払いの場合には、米ドル貨への換算は、各申込についての約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとする。

申込金額は、日本における販売会社により申込日から起算して５ファンド営業日以内に保管受託銀行であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイのファンド口座に米ドル貨で払込まれる。

管理会社は、米国人（本書別紙Ａを参照のこと。）によるファンド証券の保有を制限または禁止する旨、決議している。

（ニ）過度の売買および短期売買に関する方針および手続

管理会社は、過度の売買もしくは短期売買行為と判断されるファンド証券の申込みまたは買戻しを、事前の通知をすることなく、制限、拒絶または取消しする権利を留保している。（詳細は、後記「第二部　ファンド情報、第２　管理及び運営、３　過度の売買および短期売買に関する方針および手続」を参照。）

（ホ）日本以外の地域における発行

本募集に並行して、海外においてクラスAJ証券を除くファンド証券の販売が行われる。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

アライアンス・バーンスタイン－ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ（AB FCP Ⅰ - Short Duration Bond Portfolio）（愛称を「ローズ」または「Rose」という。）（以下「ファンド」という。）は、アンブレラ・ファンドであるアライアンス・バーンスタイン（以下「トラスト」という。）を構成するポートフォリオのひとつである。2021年12月末日現在、トラストはファンドを含め15のポートフォリオにより構成されている。管理会社は、随時、他のポートフォリオを追加設定することができる。

トラストは、ルクセンブルグ大公国（以下「ルクセンブルグ」という。）の民法および2010年12月17日の投資信託に関する法律（改正済）（以下「2010年法」という。）の規定に基づき、管理会社、保管受託銀行およびファンドの受益証券所持人（以下「受益者」という。）との関係について規定する契約（以下「約款」という。）によって設定されたもので、譲渡性のある有価証券およびファンドのその他の資産を共有する共有持分型投資信託である。トラストは、商業登記番号K217として、ルクセンブルグの商業および法人登記所に登録されている。受益者は、ファンドの受益証券を取得することにより、受益者、管理会社および保管受託銀行の間の契約関係を定める約款を正式に受諾する。

ファンド証券は、需要に応じて、その時の１口当たりの純資産価格（以下「純資産価格」という。）に販売手数料を加え販売され、また、受益者の要求に応じていつでも、適用される純資産価格で管理会社が買戻すという仕組みになっている。

日本においてはファンドのクラスAJ証券のみが販売される。

ファンドの信託金には制限はない。ファンド証券の発行限度額についての定めはなく、随時発行することができる。

ファンドは、投資による高いトータルリターンを得ることをその投資目的とする。ファンドは投資目的を達成するため、主として多様な通貨建ての投資適格債券への投資を行う。ファンドのトータルリターンは、通常、利息、配当収益、割引発生額および元本の変動（為替の変動によって生じる組入証券ならびにその他の資産および債務の価値の変動を含む。）により構成される。通常の市況下において、ファンドは、ファンドの総資産の70％以上を米ドル建ての証券または米ドルに対してヘッジしている証券に投資することを予定している。

適切な投資者について

ファンドは、投資適格債券の潜在的利益を追求する、中位のリスクを受け入れることができる投資者に適している。適切な投資期間についての個々の投資者とファンドの見解は、様々な要因により異なる可能性がある。かかる要因には、ファンドの利用目的（単独の戦略としての利用であるか、またはより大きな規模での資産配分戦略の一部としての利用であるか）、投資者が投資する関連ファンド証券、ファンドに適用されるリスクおよび一般的市場条件、投資者の固有の状況などが含まれる。投資者は、自身の投資目的に照らしたファンド証券の適切性に関して、独立の財務アドバイザーに相談することが推奨される。独立の財務アドバイザーは、個々の投資者の財政状態、生活条件および目的ならびにその他要因を含む当該投資者に固有の要因を考慮したより総合的なアプローチに基づき、当該投資者と共に、ファンドの適切性を評価することができる。

（２）【ファンドの沿革】

1990年７月31日	管理会社設立
1991年８月21日	約款締結
1996年９月16日	ファンドの運用開始
1997年11月21日	改正約款締結
1997年12月17日	ファンドのクラスAJ証券の日本における募集開始
2003年11月３日	ファンドのクラスAJ証券のルクセンブルグ証券取引所における上場
2006年７月31日	トラスト、ファンドおよび管理会社の名称変更
2011年４月11日	管理会社の会社形態および名称の変更
2016年２月５日	トラストの英文名称の変更
2017年８月24日	ファンドのクラスAJ証券のルクセンブルグ証券取引所における上場廃止
2019年７月１日	ファンドの名称変更

（３）【ファンドの仕組み】

①　ファンドの仕組み

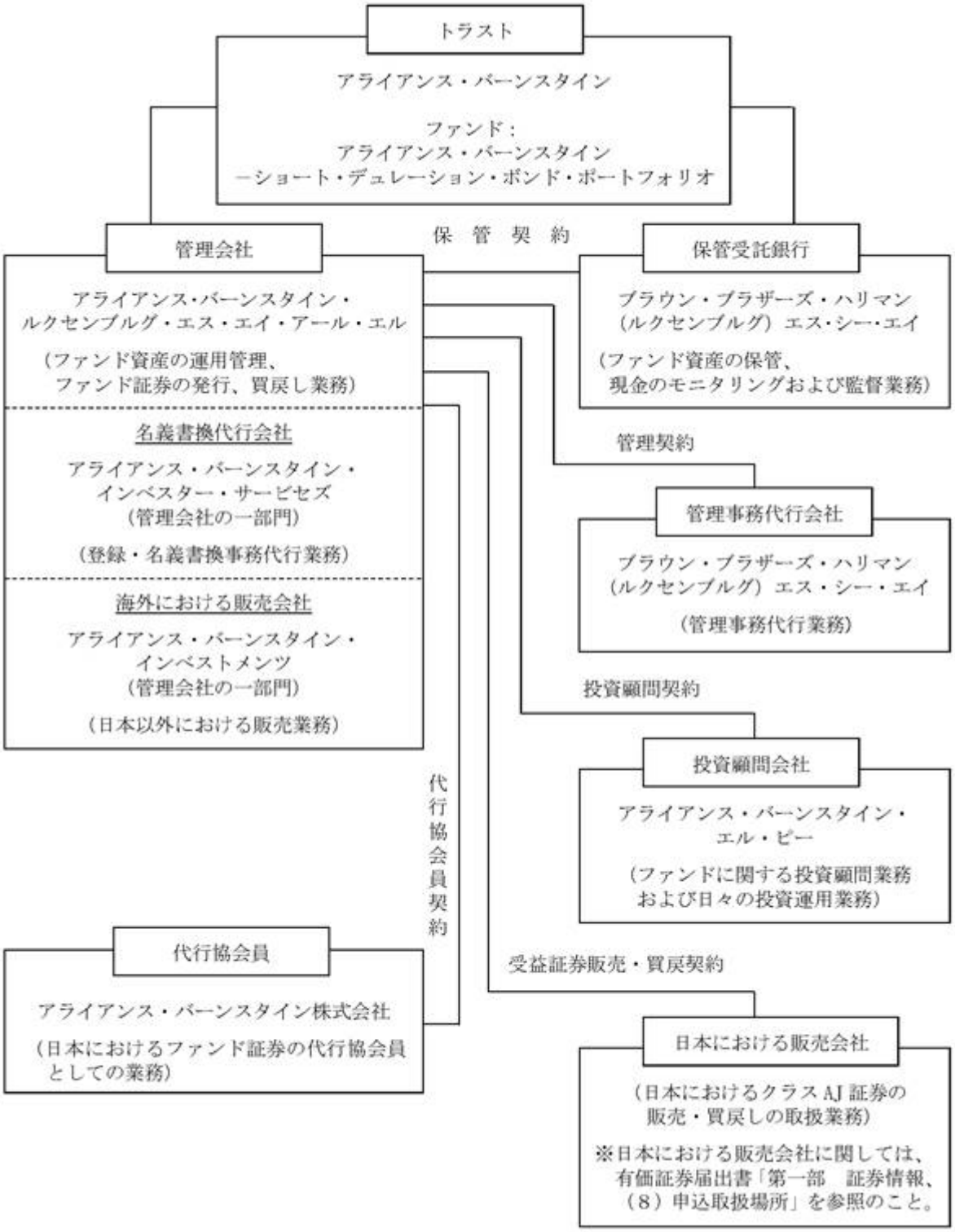

② 管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名　称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エル （AllianceBernstein（Luxembourg）S.a r.l.）	管理会社 名義書換代行会社（注４）	保管受託銀行との間で1991年８月21日付で当初約款を締結した。その後、約款は数回にわたり改訂されており、直近の約款は2021年７月５日付で締結されている。 保管受託銀行との間で締結した約款において、ファンドの資産の運用管理、ファンド証券の発行および買戻し等について規定している。
アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー （AllianceBernstein L.P.）	投資顧問会社	2019年２月６日付で管理会社との間で投資顧問契約（注１）を締結。
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイ （Brown Brothers Harriman（Luxembourg）S.C.A.）	保管受託銀行 管理事務代行会社	2016年11月11日付で管理会社との間で保管契約（注２）を締結（2016年３月18日より効力発生）。 1996年５月13日付で管理会社との間で管理契約（注３）を締結。
アライアンス・バーンスタイン株式会社	代行協会員	2016年３月31日付（2016年４月１日効力発生）で管理会社との間で代行協会員契約（注５）を締結。

（注１）投資顧問契約とは、管理会社によって任命された投資顧問会社が、ファンド資産の投資、再投資に関して、投資方針および投資制限に従ってファンド資産の日々の運用を行うことを約する契約をいう。
（注２）保管契約とは、管理会社によって任命された保管受託銀行が、ルクセンブルグ法および約款に従い、ファンド資産の保管、現金のモニタリングおよび監督業務等を行うことを約する契約をいう。
（注３）管理契約とは、管理会社によって任命された管理事務代行会社が、記録の維持、純資産価格の計算等を行うことを約する契約をいう。
（注４）管理会社の一部門であるアライアンス・バーンスタイン・インベスター・サービセズがファンド証券の名義書換代行会社として行為する。
（注５）代行協会員契約は、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンド証券１口当たりの純資産価格の公表およびファンド証券の目論見書、決算報告書その他の書類の販売取扱会社への送付等を行う旨を約する契約である。

③ 管理会社の概要

（ｉ）設立準拠法

ルクセンブルグの1915年８月10日付商事会社法（改正済）（以下「1915年商事会社法」という。）に基づき、ルクセンブルグにおいて1990年７月31日に設立された。1915年商事会社法は、設立および運営等商事会社に関する基本的事項を規定している。

2010年法第15章のもとで、管理会社は、投資信託の管理会社としての資格を有している。

（ii）事業の目的

管理会社の主な事業の目的は、

１）譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」という。）についての法律、規制および行政規定の調整に関する欧州議会および理事会の2009年７月13日付指令2009／65／ECに基づき認可されたルクセンブルグ籍およびルクセンブルグ以外の国籍のUCITSの運用ならびに

2010年法第101条第２項および附属書Ⅱに基づく他のルクセンブルグ籍およびルクセンブルグ以外の国籍の投資信託（以下「UCI」という。）の運用、ならびに

２）オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年７月12日法（改正済）（以下「2013年法」という。）第５条第２項および附属書Ⅰに従い、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する欧州議会および理事会の2011年６月８日付指令2011／61／EUの意味においてルクセンブルグ籍およびルクセンブルグ以外の国籍のオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」という。）のために行うAIFの資産に関する運用、管理事務、マーケティングその他の活動の遂行である。

管理会社は、（ａ）顧客毎の一任運用ベースの投資対象のポートフォリオの運用業務、（ｂ）投資助言業務および（ｃ）2010年法第101条第３項および／または2013年法第５条第４項に企図された金融投資に関する注文の送受業務を提供する。管理会社は、居住および管理事務支援業務を含め、管理会社が管理するUCITS、UCIおよびAIFの子会社（特別目的事業体「SPV」を含む。）に対し、上記の運用業務、管理事務およびマーケティング業務を提供することもある。

管理会社は、管理会社が業務を提供するUCITS、UCIおよびAIFによる申込および買戻しに関連する集金口座の維持、条件付後払申込手数料の調達または類似行為を含め、管理会社が業務を提供するUCITS、UCIおよびAIFに一時的な融資または保証を提供することがある。

管理会社は、いずれの場合も2010年法および2013年法の範囲内において、ルクセンブルグ籍およびルクセンブルグ以外の国籍の会社（規制を受ける会社を含む。）、その他の事業体に何らかの形で参加すること、株式、債券、社債、証書その他の有価証券の購入、引受けその他の方法による取得もしくは売却、交換その他の方法による譲渡をすること、またはパートナーシップの利権を有することがある。

管理会社は、業務提供の自由および／または支店開設によりルクセンブルグ国外で許可された活動を行うことがある。

多くの場合、管理会社は、2010年法、2013年法およびその他適用ある法令により認められる最大限の範囲において、管理会社がUCITS、UCIおよびAIFに提供する業務に関連する活動を行うことがある。

管理会社は、2010年法および2013年法の規定の範囲（最大限の範囲）内において、管理会社の事業の目的の達成に直接もしくは間接的に関連するならびに／または有用および／もしくは必要とみなされる活動を行うことがある。

疑義を避けるため、管理会社は、管理会社がオルタナティブ投資ファンド運用会社として行為するパートナーシップおよびその子会社（SPVを含む。）のパートナーシップの管理会社として行為することができる。当該パートナーシップは1915年商事会社法の第600条第５項、第310条第２項および第320条第３項にそれぞれ定義されている範囲におけるパートナーシップとし、株式有限責任事業組合、普通リミテッド・パートナーシップまたは特別リミテッド・パートナーシップを含むものとする。

（iii）資本金の額（2021年12月末日現在）

資本金の額　16,300,000ユーロ（約21億円）

発行済株式総数　163,000株（内訳：　優先株　33,000株／クラスＢ普通株　130,000株）

（注）ユーロの円貨換算は、便宜上、株式会社三菱ＵＦＪ銀行の2021年12月30日現在における対顧客電信売買相場の仲値（１ユーロ＝130.51円）による。以下、ユーロの円金額表示は別段の記載がない限りすべてこれによる。

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

ただし、上記資本金の増減については、定款規定に基づく株主総会の決議を要する。

（iv）会社の沿革

1990年７月31日　設立

2006年７月31日　社名を「アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ」に変更

2011年４月11日　会社形態を株式会社から非公開有限責任会社に変更し、社名を「アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エル」に変更

（ｖ）大株主の状況

（2021年12月末日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
アライアンス・バーンスタイン・ホールディングス・リミテッド（AllianceBernstein Holdings Limited）	英国 ロンドンW1J 8AJ バークレー通り50番	130,000株 （クラスB普通株）	79.75%
アライアンス・バーンスタイン・プリファード・リミテッド（AllianceBernstein Preferred Limited）	英国 ロンドンW1J 8AJ バークレー通り50番	33,000株 （優先株）	20.25%

（注１）アライアンス・バーンスタイン・ホールディングス・リミテッドは、ファンドの投資顧問会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーの完全子会社である。

（注２）アライアンス・バーンスタイン・プリファード・リミテッドは、ファンドの投資顧問会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーの間接完全子会社である。

（４）【ファンドに係る法制度の概要】

（ａ）準拠法の名称

ファンドの設定準拠法は、ルクセンブルグの民法である。

また、ファンドは、2010年法、勅令、金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「CSSF」という。）の告示等の規則に従っている。

（ｂ）準拠法の内容

①　民法

ファンドは、法人格を持たず、加入者の累積投資からなる財産集合体である。加入者はその投資によって平等に利益および残余財産の分配を請求する権利を有する。ファンドは会社として設立されていないので、個々の投資者は株主ではなく、その権利は受益者と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法（すなわち、民法第1134条、1710条、1779条、1787条および1984条）および下記の2010年法に従っている。

②　2010年法

2010年法は、ルクセンブルグの契約型、会社型を含む一定の種類の投資信託を規制するもので、ルクセンブルグの投資信託の組織、税制および監査に関する基本法である。この法律は、UCITSについての法律、規制および行政規定の調整に関する欧州議会および理事会の2009年７月13日付指令2009／65／EC（改正済）（以下「UCITS指令」という。）の規定をルクセンブルグ国内法として制定し、また、ルクセンブルグの投資信託制度についての他の改正を盛り込んだものである。ファンドは、UCITS指令第１条（２）および2010年法の要件に適合するUCITSとしての資格を有している。

（５）【開示制度の概要】

（ａ）ルクセンブルグにおける開示

①　CSSFに対する開示

ルクセンブルグ国内において、またはルクセンブルグからルクセンブルグ国内外の公衆に対しファンド証券を公募する場合は、CSSFへの登録およびその承認が要求される。この場合、英文目論見書、説明書、年次財務報告書および半期財務報告書をCSSFに提出しなければならない。

さらに、年次報告書に含まれている年次財務書類は、承認された法定監査人により監査され、CSSFに提出されなければならない。トラストおよびファンドの承認された法定監査人は、アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニム（Ernst & Young Société Anonyme）である。さらに、トラストは、CSSF告示15／627に基づき、CSSFに対して、月次報告書を提出することを要求されている。

② 受益者に対する開示

トラストの貸借対照表、財務状況等を記載した監査済年次報告書および未監査半期報告書は、管理会社、保管受託銀行および支払事務代行会社の登記上の事務所において、受益者は請求によりこれを無料で入手することができる。なお、約款の全文はルクセンブルグの「ルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン（Recueil Electronique des Sociétés et Associations）」（以下「RESA」という。）において閲覧することができ、その写しを入手することができる。

受益者に対する通知は、受益者名簿に記載される住所宛に送付され、法律により必要な場合、管理会社の決定により、ファンド証券が販売される国の新聞および／またはRESAに公告される。

（b）日本における開示

① 監督官庁に対する開示

（ⅰ）金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本において１億円以上のファンド証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）（以下「金融商品取引法」という。）に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを閲覧することができる。

ファンド証券の販売取扱会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を交付する。

管理会社は、その財務状況等を開示するために、各計算期間終了後６か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後３か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

（ⅱ）投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンド証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第 198号。その後の改正を含む。）（以下「投信法」という。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、ファンドの約款を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

② 日本の受益者に対する開示

管理会社は、ファンドの約款を変更しようとする場合であってその内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に対し、販売会社を通じて交付され、運用報告書（全体版）は電磁的方法によりファンドの代行協会員であるアライアンス・バーンスタイン株式会社のホームページにおいて提供される。

（６）【監督官庁の概要】

管理会社およびファンドはCSSFの監督に服している。

監督の主な内容は、以下のとおりである。

（ａ）登録の届出の受理

① ルクセンブルグに所在するすべての規制された投資信託は、CSSFの監督に服し、CSSFに登録しなければならない。

② 欧州連合（以下「EU」という。）加盟国の監督官庁により認可されているUCITSは、UCITS指令の要件に適合しなければならない。ルクセンブルグ以外の国で設立されたUCITSは、ルクセンブルグの金融機関をUCITSの支払代理人として任命し、UCITS所在国の所轄官庁がいわゆる通知手続に基づきCSSFに所定の書類を提出することで、ルクセンブルグ国内においてその投資信託証券を販売することができる。UCITS所在国の所轄官庁からCSSFに対して通知が送付された旨の連絡を受けた時に、当該UCITSはルクセンブルグにおいて販売が可能となる。

③ ルクセンブルグにおいてまたはルクセンブルグから個人投資家に対してその証券を販売している、外国法に準拠して設立または運営されているオープン・エンド型のUCIは、当該加盟国において、投資者の保護を確保するために法律により設けられた監督機関による恒久的監督に服す必要がある。さらにこれらのUCIは、CSSFが2010年法に規定されるものと同等とみなす監督に服さなくてはならない。

④ EUおよび非EUのオルタナティブ投資ファンドのルクセンブルグにおける機関投資家への販売は、オルタナティブ投資ファンド運用会社およびその施行規則に関する2011年６月８日付指令2011／61／EU（以下「AIFM規則」という。）に定められている適用される条項およびAIFM規則を施行するルクセンブルグの法律および規則に従って行われるものとする。

（ｂ）登録の拒絶または取消し

ルクセンブルグの投資信託が適用ある法令またはCSSFの告示を遵守しない場合、登録が拒絶または取消されうる。また、ルクセンブルグの投資信託のマネジャーまたはルクセンブルグの投資信託の取締役もしくは管理会社の取締役がCSSFにより要求される専門的能力および信用についての十分な保証の証明をしない場合、登録は拒絶されうる。

登録が取消された場合、ルクセンブルグの投資信託の場合はルクセンブルグ地方裁判所の決定により解散および清算されうる。

（ｃ）英文目論見書等に対する査証の交付

投資信託証券の販売に際し使用される英文目論見書または説明書等は、事前にCSSFに提出されなければならない。CSSFは書類が適用ある法律、規則、CSSFの告示に適合すると認めた場合には、申請者に対し異議のないことを通知し、かかる英文目論見書に査定を付す。

（ｄ）財務状況およびその他の情報に関する監督

投資信託の年次財務書類は、承認された法定監査人の監査を受けなければならない。承認された法定監査人は、投資信託の財務状況その他に関する情報がその財政状態を適正に表示していないと判断した場合には、その旨をCSSFに直ちに報告する義務を負う。承認された法定監査人は、CSSFが要求するすべての情報（投資信託の帳簿その他の記録を含む。）をCSSFに提出しなければならない。

２【投資方針】

（１）【投資方針】

ファンドは、投資による高いトータルリターンを得ることをその投資目的とする。ファンドは投資目的を達成するため、主として多様な通貨建ての投資適格債券への投資を行う。ファンドのトータルリターンは、通常、利息、配当収益、割引発生額および元本の変動（為替の変動によって生じる組入証券ならびにその他の資産および債務の価値の変動を含む。）により構成される。通常の市況下において、ファンドは、ファンドの総資産の70％以上を米ドル建ての証券または米ドルに対してヘッジしている証券に投資することを予定している。

投資分野・投資方法

ファンドは、国またはその他政府もしくは地方自治体（政府機関および下部機構を含むがこれに限定されない。）（以下総称して「政府機関」という。）により発行される債務証券、および世界的に、地域的にまたは国ごとに経済復興または経済発展を促進するために一般的に設立される各種の機関または機構（以下総称して「国際機関」という。）が発行または保証する債務証券を購入することができる。さらに、ファンドは企業またはその他機関の債務証券を購入することができる。投資顧問会社は、常に少なくともファンドの総資産の３分の２を非転換債券などの普通債に投資する。

ファンドが保有する証券は、当初購入時において、投資適格の信用格付を有しているか、または同等の品質であると投資顧問会社が決定する。特定のファンド証券がIRSOによる投資適格を下回る信用格付がつけられるかまたは格付けされなくなった場合、投資顧問会社は直ちに、ファンドが当該証券を継続して保有するべきか否かにつき見直しを行う。ファンドは、以下（ｉ）および（ii）に該当する場合を除き、通常、かかる投資不適格証券または無格付証券を処分する。

（ｉ）投資顧問会社が、当分の間、これらの処分を行うことがファンドにとって最善の利益とならないものと判断する場合

（ii）投資不適格の組入証券の総額が、ファンドの純資産総額の５％を超えない場合

ファンドは、中国証券に投資するために債券市場（ボンド・コネクトを含む。）を利用することもできる。さらなる情報については、後記「３　投資リスク、（１）リスク要因、ファンドのリスク、カントリー・リスク（中国）、ボンド・コネクト」を参照のこと。

投資顧問会社は、その裁量による分散投資、投資顧問会社内部の信用・経済分析情報資源および他の情報源から得る情報により、ファンドによる債券への投資に伴うリスクの軽減に努める。

ファンドが投資する債務証券に係る国またはその他政府発行体について、投資顧問会社は、発行体の財政状態ならびに当該国の政治・経済状況を考慮する。国際機関により発行されるまたは保証されている債務証券に対する投資は、加盟国政府が必要なまたは定期的な資本拠出を行わず、このため国際機関がその義務の履行が不可能になり得るという追加リスクを負っている。

ファンドが投資する債務証券に係る企業の発行体について、投資顧問会社は、発行体の財政状態ならびにその営業に関連する市況および経済状況を考察する。投資顧問会社の分析は、例えば、各当該発行体のインタレスト・カバレッジ、資産担保率、収益予想ならびに経験および経営力等の要素に基づき相対的価値に重点を置く。

一般的に、投資対象を評価する際、投資顧問会社は、とりわけ、各国の実勢金利の相対的水準および当該証券の表示通貨での値上りの可能性を考慮する。元本の値上りを追求するため、ファンドは、有利な為替の変動または金利の変動を期待して、比較的低い利回りの証券に投資することができるが、これにより、場合によってはファンドの利回りが低下する。ファンドの収益を追求するため、ファンドの投資基準に適う（他の債券と比較して）比較的高利回りの短期証券に投資することができる。その結果、ファンドの元本の値上りを減少させる可能性がある。

さらに、ファンドは、別の国の政府機関、企業または金融機関により発行されたものであっても、ある国の通貨建ての債券にも投資することができる。例えば、ファンドは、ドイツ企業の発行した日本円

建ての債務に投資することができる。かかる投資は、発行体に関連する信用リスクおよび債務の表示通貨に関連する通貨リスクを伴う。

デュレーション

通常の市況下において、ファンドの加重平均デュレーションは５年を超えないものとする。デュレーションは、金利変動に対する債券価格の感応度を測る指標である。

金融デリバティブ商品／組入有価証券の効率的運用手法

投資顧問会社は、ファンドの投資戦略実施において、デリバティブ商品および手法を幅広く利用することができる。ファンドは、（ｉ）投資先対象に直接投資するのと同様の投資目的で、（ii）ヘッジ目的で、および（iii）組入有価証券の効率的な運用目的でデリバティブを利用することができる。当該金融デリバティブ商品は、先物、オプション、スワップ（金利スワップを含む。）および為替取引を含むが、それらに限定されない。

証券金融取引および再利用の透明性に関する2015年11月25日付欧州議会および理事会規則（EU）No. 2015／2365ならびに規則（EU）No. 648／2012改正規則（以下「SFT規則」という。）の透明性要件に従い、下記の表は、該当する場合に、証券金融取引（すなわち、証券貸借取引、現先売買契約および逆現先売買契約）（以下「SFT」という。）ならびにトータル・リターン・スワップおよび／または類似した性質を有するその他の金融デリバティブ商品（以下「TRS」という。）の対象となる、ファンドの純資産の予想および最大レベルを示している。ただし、一定の状況においてこの割合はより高くなることがある。

取引種類	予想レンジ	最大
TRS	0%～5%	25%
現先売買契約および逆現先売買契約	0%～5%	10%
証券貸借取引	該当事項なし。	該当事項なし。

SFTおよびTRSにかかるより詳細な情報については、後記「別紙Ｂ　金融デリバティブ商品、金融手法および金融商品ならびに担保物の運用に関する追加情報」参照。

その他の投資方針

ファンドは、広範にわたるオリジネーターおよびスポンサーにより発行される仕組み証券に投資することができる。仕組み証券には、エージェンシー（すなわち、適格国または適格国政府が出資する機関により発行または保証される）不動産担保証券や、ノン・エージェンシー（すなわち、民間金融機関により発行される）不動産担保証券（「MBS」）が含まれる可能性がある。MBSには、調整利率モーゲージ証券（「ARMS」）、モーゲージ担保証券（「CMOs」）、他のアセット・バック証券（「ABS」）、商業用不動産モーゲージ証券（「CMBS」）、債務担保証券（「CDOs」）、およびそれらの関連金融デリバティブ商品や通貨が含まれる可能性がある。仕組み証券へのファンドの投資は、その純資産総額の20%を超えないものとするが、アメリカ合衆国政府またはその他の適格国またはアメリカ合衆国もしくはその他の適格国政府が出資する機関により発行または保証された当該証券への投資には、かかる制限は適用されない。

本書に規定される範囲をのぞいて、ファンドはその資産の一部が投資されるいずれかの国の制限の制約を受けない。

通貨の調査および展望に基づき、投資顧問会社は、（ａ）ファンドの全体的な非基準通貨へのエクスポージャー、ならびに（ｂ）ファンドの組入証券の各々の特定通貨の予期されるリスクおよび収益を斟酌しつつ、ファンドの通貨のエクスポージャーを調整する。投資顧問会社は、特にかかる目的のため、先進の社内モデルを活用する。従って、投資顧問会社は、その調査により、通貨がファンドの基準通貨に対し下落または上昇しようとしているかを示すかどうかにより、通貨エクスポージャーを全てもしくは一部ヘッジするか、またはヘッジしないこともある。

ファンドは、一時的な防御策としてまたは買戻しに備えて、現金、現金相当物または短期金融商品を含む短期確定利付債務を保有することができる。

ファンドは、純資産総額の10%を上限として、流通市場のない証券に投資することができる。詳しくは後記「（５）投資制限」第（５）項を参照のこと。従ってファンドは、かかる証券を直ちに売却することができないことがある。さらに、かかる証券の転売について契約上の制限が存在する可能性がある。

ファンドは、その総資産のうち、25%までを転換社債に、30%までを短期金融商品に、10%までをエクイティ関連証券に、それぞれ投資することができる。

持続可能性に関連する開示事項

ファンドは、環境的および／または社会的な特徴（第８条）を促進する。詳細は、本書別紙C「持続可能性に関連する開示事項」を参照のこと。

（２）【投資対象】

投資対象の種類

ファンドは、前記「（１）投資方針」の投資目的および投資方針に記載される制限ならびに後記「（５）投資制限」に記載される制限に従って、以下に記載するいずれの種類の投資対象にも投資することができる。

投資顧問会社の単独の裁量により、ファンドは、効率的なポートフォリオ運用および市場リスクのヘッジを目的として、または原資産を直接購入することなく一定の市場に対するエクスポージャーを持つために、後記「（５）投資制限」に記載される制限に従って、様々なデリバティブ戦略を行うことができる。ファンドが行う当該取引には、スワップ（金利スワップ、トータル・リターン・スワップおよびクレジット・デフォルト・スワップを含む。）ならびに金融先物およびオプションが含まれる。またファンドは、組入有価証券のオプション取引も行うことができる。ファンドは、通貨オプション、先物契約および為替先渡契約を利用することによって、ファンドの基準通貨である米ドルに不利な為替レートの変動に対してファンドの組入有価証券のヘッジを追求することができる。かかるデリバティブの利用には、一定のリスクが伴い、また、かかる金融商品の利用を通じて追求する目的を達成できる保証はない。後記「３　投資リスク、（１）リスク要因」を参照のこと。

以下は、ファンドが投資する主要な投資の種類である。ただし、以下は、ファンドが投資できるすべての投資対象の完全な説明ではない。以下は、単に例を挙げたものであり、ファンドがその他の種類の証券に投資できる能力を制限するものと解釈されるべきではない。ファンドは、前記「（１）投資方針」に記載される投資目的および投資方針ならびに後記「（５）投資制限」に記載される制限に従って、随時、下記以外の種類の投資対象も一定程度利用する場合がある。

投資者は、投資顧問会社が、市場条件の変動により、下記のとおり、ファンドの投資対象を変更する場合があることに留意する必要がある。

一時的防御ポジション

特別な状況下および限定された期間において、投資顧問会社は、証券市場の状況またはその他の経済的もしくは政治的状況により正当化される期間において、ファンドの投資方針を変更して、一時的防御手法を採用することができる。トラストは、ファンドの持分証券または長期債務証券のポジションを適宜減らし、他の債務証券のポジションを増やすことができるが、かかる証券にはアメリカ合衆国政府、OECD加盟国の政府機関または欧州もしくはアメリカ合衆国の企業もしくは多国籍企業または国際機関により発行されまたは保証されているもので、S&PによりAA格以上もしくはムーディーズによりAa格以上もしくは少なくとも一つのIRSOにより同等であると格付けされているかまたはかかる格付がない場合には同等の投資適格品質であると投資顧問会社が判断する短期債券が含まれる。かかる証券はファンドの基準通貨建ての場合も基準通貨以外の通貨建ての場合もある。ファンドはまた、現金および上記の高格付機関により発行されまたは保証されているもので満期までの期間が120日未満の短期金融商品で構成される流動性資産を付随的に保有することができる。ファンドはまたいつでも一時的に、再投資の待機資金または受益者に対する分配その他の配分のための準備金として保有する資金を上記の短期金融商品に投

資することができる。ファンドは一時的な防御を目的に投資を行うが、ファンドの投資目的と一致しないことがある。

将来の投資手法について

ファンドは、現在ファンドが利用を企図していないその他の投資手法を、かかる当該投資手法がファンドの投資目的と整合性を有しかつ法律上容認することが可能である限度において、補助的に活用することができる。かかる投資手法は、発生した場合には、本書に記載された手法に伴うリスクを上回るリスクを伴うことがある。

一定の証券の流動性の欠如

ファンドが投資する一部の証券は、法律等により譲渡が制限されている場合や換金できる市場が存在しない場合がある。ファンドは、その純資産総額（時価）の10%を超えて流動性に欠ける証券を保持しない。かかる目的上、当該証券には特に、（ａ）転売時に法律上もしくは契約上の制限を受け、または容易に利用可能な市場が存在しない（例、証券取引が停止されている場合、または非上場証券について、マーケット・メーカーが存在しないもしくは売買呼び値を考慮しない場合）直接募集証券またはその他の証券（多くの通貨スワップおよび通貨スワップを担保するため利用される資産を含む。）、（ｂ）店頭オプションおよび店頭オプションを担保するために利用されるすべての資産ならびに（ｃ）７日以内に終了不能な現先売買契約が含まれる。転売時に法律上または契約上の制限を受けるが、容易に利用可能な市場を有する証券は非流動的であるとはみなされない。投資顧問会社はファンドの組入証券の流動性を監視する。ファンドが流動性に欠ける証券に投資する場合、ファンドは当該証券を売却できないことがあり、売却時にその全額を換金できないことがある。ファンドが投資し得る流動性に欠ける証券の説明については、後記「（５）投資制限」第（５）項を参照のこと。

債務証券

債券

ファンドが投資する固定利付債務は、政府機関、国際機関、会社およびその他機関により発行される債券を含む。

転換証券

転換証券には、普通株式に規定された交換レートで転換できるボンド、ディベンチャー、社債および優先株式が含まれる。転換前、転換証券は、同様のまたは類似する発行体のエクイティ関連証券よりも概して高利回りの安定した収益傾向を有する非転換債券と同様の一般的性質を有している。転換証券の価格は、通常、転換対象株式の価格の変動に応じて変化するが、高利回りであるため、転換証券は転換対象の普通株式よりも不安定ではない傾向にある。債券と同様、転換証券の時価は、金利の上昇とともに低下し、金利の低下とともに上昇する傾向にある。転換証券は、概して、類似する品質の非転換債券に比して利息または配当利回りが少ないが、投資者は、転換対象の普通株式の時価の値上りによって利益を得ることができる。

「ゼロ・クーポン」国債

ファンドは、「ゼロ・クーポン」国債に投資することができるが、これらは、利札を付さずに発行されるアメリカ合衆国短期国債、満期前の利札を外したアメリカ合衆国中期および長期国債、ならびにかかるストリップ債務および利札における持分を表象する受領書または証書である。ゼロ・クーポン証券は、その存続期間中、その所持人に対し利息を支払わない。投資者にとってのゼロ・クーポン証券の価値は、満期時の額面金額と、通常は額面金額をかなり下回る取得価格（時に「大幅割引」価格という。）との間の差額である。従って、当該証券は、通常、その表面または額面価格よりかなり割り引いて取引され、当該時に利息の分配を行っている同等の満期の債務証券に比べ、金利の変動に対応する時価の変動により大きく影響を受けることになる。他方、満期前に再投資されるべき定期的な利払は存在しないため、ゼロ・クーポン証券は再投資リスクを除去し、満期まで保有した場合の収益率は固定される。

現在、利札を付さずに発行される唯一のアメリカ合衆国国債は短期国債である。アメリカ合衆国財務省は、利札を付さない中期国債および長期国債を発行しないが、「国債の登録元利金の個別取引」または「STRIPS」プログラムの下で、一部の長期国債に対する予定元利金の支払は、連邦準備制度の帳簿記入方式により個別に維持され、また個別に取引され所有されることがある。さらに、ここ数年、多くの銀行および仲介会社が、アメリカ合衆国中期国債および長期国債の利札部分から元本部分（「元金」）を外して（「ストリップ証券」）、かかる証券（通常、銀行により保管口座または信託口座に保管されている。）の所有権を表象する受領書または証書の形態で当該部分を個別に販売してきた。

変更可能利付証券、変動利付証券および逆変動利付証券

債券は、その利息が固定利付、変更可能利付または変動利付である場合がある。変更可能利付証券または変動利付証券は、特定の公式に従い定期的に調整される利率で利息を支払う。「変更可能」利率は、既定の間隔で（例えば、毎日、毎週、または毎月）調整されるが、他方「変動」利率は、特定の基準利率（最優遇貸出金利（プライム・レート）等）が変更された場合にはいつでも調整される。

ファンドは、基準レートに相当する利率の利息および、短期的な金利の上昇が既定レベルまたは「キャップ」を上回る場合には一定期間についての追加利息が支払われる債券に投資することができる。かかる追加利払の額は、一般的に、短期金利指数に特定係数を乗じる公式により算定される。

レバレッジされた逆変動利付債券は、時に逆変動債券といわれる。逆変動債券の金利は、かかる債券に指数が付される際の基準となる市場金利と逆方向に設定される。逆変動債券は、その利率が金利指数の変動の規模を上回る規模で変動する限度において、レバレッジされると考えられる。逆変動債券に付随するレバレッジの程度の高さは、時価の変動の大きさに関連している。このため、金利の上昇期間中には、逆変動債券の時価は、固定利付証券に比してより急速に値下りする傾向にある。

インフレ連動証券

ファンドは、一定種類の政府発行インフレ連動証券（アメリカ合衆国財務省インフレ連動証券（「U.S.TIPS」）および他の国々の政府が発行するインフレ連動証券を含む。）に投資することができる。U.S.TIPSはアメリカ合衆国財務省が発行する債券であり、その額面金額はインフレ率（物価上昇率）（現在、３か月遅れで計算される季節調整のない「都市部消費者物価指数」により表象される。）の変化に基づき毎日調整される。財務省は、現在、10年満期のU.S.TIPS のみを発行しているが、将来的にその他の満期のU.S.TIPS が発行される可能性がある。U.S.TIPSは、これまで５年、10年または30年の満期で発行されてきた。U.S.TIPSは、物価上昇率の調整後の額面金額に対する固定比率の利息が半年毎に支払われる。かかる債券の金利は発行時に確定されるが、債券の期間を通じ、かかる利息が、物価上昇率の調整により増減する額面金額に対し支払われる。（物価上昇率の調整による）満期時の当初債券の元本の償還はデフレ期間でも保証されている。ただし、ファンドが流通市場において、その額面金額が発行以後の物価上昇による調整で増額されたU.S.TIPSを購入した場合、その後にデフレ期間が発生すればファンドは損失を被ることがある。さらに、債券の時価は保証されず、変動することになる。ファンドがU.S.TIPSを保有している期間中の物価上昇が予想を下回った場合、ファンドはこの種の証券について、従来型債券の場合より少ない収益を得ることがある。アメリカ合衆国以外の政府のインフレ連動証券は、銘柄の追加または変更が行われることがあり、その仕組みおよび地域市場によるリスクを伴うことがある。

住宅ローン担保証券（RMBS）

住宅ローン担保証券（以下「RMBS」という。）の保有者は、信用リスク、市場リスク、金利リスク、仕組み上のリスクや法的リスクを含め、各種リスクを負う。RMBSは、１世帯から４世帯向け住宅ローンにより担保された住宅ローンのプールに対する持分を表章する。かかるローンは、いつでも、期限前返済が行われる可能性がある。住宅ローンは、その借主のみの債務であり、通常は、他の者または法主体により担保または保証されることはないが、政府機関により証券化される場合があり、その発行された証券は保証を受ける。住宅ローンの債務不履行率および損失率は、全般的な経済情勢、抵当物件が所在する地理的地域における経済情勢、当該住宅ローンの条件、借主が抵当物件に対して有する「持分」や借主の財務状況を含め、様々な要因による影響を受ける。

パス・スルー・モーゲージ関連証券

ファンドが投資できるモーゲージ関連証券は、アメリカ合衆国に居住する住宅購入者に対する住宅ローンの資金を提供する。これには、貯蓄・貸付機関、抵当銀行および商業銀行等の貸し手によるモーゲージ・ローンのプールにおける持分を表象する証券が含まれる。モーゲージ・ローンのプールは、アメリカ合衆国の様々な政府、政府関連機関および民間団体により投資者（ファンド等）に販売するため集められる。

モーゲージ関連証券のプールにおける持分は他の形態の従来型債務証券とは異なっており、後者は通常、満期時または指定された払込請求日に元本の支払とともに確定額の利息の定期的支払を提供するものである。これに対し、モーゲージ関連証券は、利息と元本の両方を毎月支払うものである。実際、かかる支払は、住宅ローンの個々の借り手が、当該証券の発行体、サービサー（ローン管理機関）または保証人に手数料を支払った後に行う毎月の利息と元本の支払の「パス・スルー」である。裏付けとなる住宅資産の売却、借換えまたは抵当権執行による元本（発生し得る手数料または費用の控除後）の払戻しにより、追加支払が生じる。政府抵当金庫（「GNMA」）により発行される証券等の一部モーゲージ関連証券は、「修正パス・スルー」と称する。かかる証券は、抵当権設定者が期日に実際にモーゲージの支払を行うか否かにかかわらず、モーゲージ・プールに基づき支払われるべきすべての利息および元本（一定の手数料の控除後）の支払を受領する権利をその所持人に付与する。

パス・スルー・モーゲージ関連証券の投資上の特徴は、従来の債券のそれとは異なる。大きな違いには、上記のより頻繁なモーゲージ関連証券に対する利息と元本の支払、および裏付けとなるモーゲージ・ローンまたはその他資産の前払いによりいつでも元本が先払いされる可能性が含まれる。

モーゲージの前払いの発生に影響を及ぼすのは、金利レベル、景気全般、モーゲージの地位および継続年数ならびにその他の社会状態および人口統計上の状況等の要因である。概して、パス・スルー・モーゲージ関連証券の前払いは、モーゲージ金利の低下期間には増加し、モーゲージ金利の上昇期間には減少する。前払額の再投資は最初の投資よりも高金利または低金利で行われ、これがファンドの利回りに影響を及ぼすことがある。

モーゲージ関連証券についてアメリカ合衆国政府の（即ち、アメリカ合衆国政府の完全な信頼と信用により裏付けられている）主要な保証人はGNMAである。GNMA は住宅都市開発省内の政府の全額所有公社である。GNMAは、アメリカ合衆国政府の完全な信頼と信用をもって、GNMAにより承認された機関（貯蓄・貸付機関、商業銀行および抵当銀行等）が発行した証券で、かつ連邦住宅管理局が保証するまたは退役軍人擁護局が保証するモーゲージのプールにより裏付けられた証券の元利金の適時の支払を保証する権限を有する。

アメリカ合衆国政府関連の（即ち、アメリカ合衆国政府の完全な信頼と信用により裏付けられている）保証人には、連邦抵当金庫（「FNMA」）および連邦住宅抵当貸付公社（「FHLMC」）が含まれる。FNMAは、個人株主が全面的に所有する政府後援公社である。FNMAの発行するパス・スルー証券は FNMAにより元利金の適時の支払について保証されるが、アメリカ合衆国政府の完全な信頼と信用による裏付けは行われない。FHLMCはアメリカ合衆国政府の下部機構法人である。FHLMCの発行する参加証券は、利息の適時の支払および元本の究極的（または一部について適時の）回収について保証されるが、アメリカ合衆国政府の完全な信頼と信用による裏付けは行われない。

商業銀行、貯蓄・貸付機関、民間モーゲージ保険会社、抵当銀行およびその他の流通市場の発行体もまた、従来の住宅ローンのパス・スルー・プールを創設する。当該発行体はまた、裏付けとなるモーゲージ・ローン・オリジネーターとなり、またモーゲージ関連証券を保証することもできる。かかる政府以外の発行体が創設するプールは、通常、政府プールおよび政府関連プールより高い金利を提供するが、これは前者のプールに関する支払について直接または間接に政府が保証していないためである。しかしながら、かかるプールの利息および元本の適時の支払は、通常、個別ローン、権原、プールおよび危険保険等の様々な形態の保険または保証により裏付けられている。保険および保証を発行するのは、政府機関、民間保険会社およびモーゲージ・プール保有者である。かかる保険および保証ならびにその発行者の信用度が、モーゲージ関連証券がファンドの投資の品質基準を満たすか否かの決定の際に考慮される。民間保険会社がその方針に基づき自らの債務を履行し得ると保証することはできない。投資顧問会社がプール保有者のローン経験および実務の検証を通じ、当該証券がファンドの品質基準を満たすと判断する場合、ファンドは、保険または保証のないモーゲージ関連証券を購入することができる。当該証券の市場は益々流動的になってきているものの、一部の民間機関の発行する証券は容易に市場で売買できないことがある。

<u>モーゲージ担保証券およびマルチ・クラス・パス・スルー証券</u>

ファンドが投資できるモーゲージ関連証券にはまた、モーゲージ担保証券（「CMOs」）およびマルチ・クラス・パス・スルー証券が含まれることがある。CMOsは、GNMA、FNMAおよびFHLMCを含む政府または政府関連保証人により発行される証券を多くの場合に含む不動産担保証券ならびに一定の資金およびその他の担保により保証されている特別目的機関の発行する債務である。マルチ・クラス・パス・スルー証券は、モーゲージ・ローンまたはその他のモーゲージ関連証券により構成される信託における持分権を表す。裏付けとなる担保の元利金の支払により、CMOに関する元利金の支払資金が得られ、マルチ・クラス・パス・スルー証券に関する予定どおりの分配が実行される。CMOsおよびマルチ・クラス・パス・スルー証券（文脈により別段に指示されない限り、「CMOs」と総称する。）は、アメリカ合衆国政府の機関もしくは下部機構または民間団体により発行される。CMOの発行体は、不動産モーゲージ投資コンジット（「REMIC」）としての処遇を選択できる。

CMOに関し、債券または証券のシリーズは複数のクラスで発行される。CMOsの各クラス（しばしば「トランシェ」と称する。）は、特定の表面金利で発行され、所定の満期または最終分配期日が定められる。

CMOを裏付ける担保に関する元金の前払いにより、所定の満期または最終分配期日より実質的に早期にCMOが消却されることがある。裏付けとなるモーゲージの元利金は、CMOのシリーズの複数クラスの間で、多くの方法で配分される。普通の構造では、裏付けとなるモーゲージに関する元金の前払いを含む元金の支払は、特定の順序により、CMOの各シリーズの各クラスに充当される。このため、他の一定のクラスの払い込みが完了しない限り、一定のクラスのCMOについても元金の支払はなされない。

CMOの一または複数のトランシェは、担保付翌日物調達金利（以下「SOFR」という。）等の指数に定期的に特定の上乗せを行って再設定する表面利率が定められる。「変動利率CMOs」と称するこうした調整利率トランシェは、ファンドにより調整利率モーゲージ証券（以下「ARMS」という。）であるとみなされる。変動利率CMOsは、概して、これに関する表面金利に終身キャップ（上限）を設けて発行される。こうしたキャップは、ARMSのキャップと同様、変動利率CMOsが連動する金利指数の上昇に関わりなく、変動利率CMOsの表面利率の引上げを行うことができない最高限度を示している。

調整利率モーゲージ証券

ファンドが投資できるARMSには、（ｉ）調整利率モーゲージにより裏付けられ、かつ、GNMA、FNMA、FHLMCにより、および民間組織により発行されたパス・スルー証券、ならびに（ii）変動金利型CMOが含まれる。ARMSの表面利率は、いくつかのあらかじめ定められた金利指数に対する増加分に対して定期的な間隔で再設定される。以下の３つの主な分野の指数がある。（ｉ）米国財務省証券に基づくもの、（ii）資金コストの指数またはモーゲージ・レートの移動平均等の計算された指標から派生するもの、（iii）SOFR、預金証書（以下「CD」という。）、プライム・レート等の短期金利に基づくもの。多くの発行体が、指数として、１年もの、３年ものおよび５年ものの米国財務省中期国債の利回り、連邦準備銀行の２つの統計発表（毎月のG.13（415）および毎週のH.15（519））で報告されている６か月ものの米国財務省短期国債割引率、CD複合プライム・レート、SOFRおよびその他の指数を選択している。追加的な指数が将来開発される場合もある。投資のためにある種のARMSが選択される際に、投資顧問会社は、かかるARMSの市場の流動性についても検討する。

ファンドが投資する可能性のあるARMSを担保する原資産であるところの調整利率モーゲージは、住宅ローン借主に対するローン金利が（ｉ）再設定毎または調整間隔毎に、かつ（ii）ローンの存続期間を通じて上下する限度額を制限する上限および下限を有することが多い。住宅ローンの調整利率モーゲージの中には、金利変更よりも、借主による毎月の元利金支払いの変更を制限することにより定期的な調整を制限するものがある。これらの支払上限が、負の償還（すなわちモーゲージ・ローンの残高の増加）を引き起こす場合がある。ファンドが投資する可能性のあるARMSも、固定金利モーゲージにより担保されている場合がある。変動金利型のCMO（上記で定義される。）として知られるこれらのARMSは、一般的に、表面利率について存続期間を通じての上限を有している。

ファンドが投資する可能性のあるARMSには、調整利率モーゲージおよび変動金利型CMOにより担保されたパス・スルー・モーゲージ関連証券が含まれる場合がある。上記のとおり、調整利率モーゲージは一般に、上限を有しており、表面利率が定期的な間隔またはローンの存続期間を通じて増減される可能性のある上限額を制限している。変動金利CMOも、同様の存続期間を通じての上限を有する。金利がARMSについて許容される上限よりも早く上昇する限りにおいて、かかるARMSは、調整利率モーゲージ・ローンによるよりも、固定金利モーゲージによって担保された証券に近い効果を有するようになる。結果として、上限を超えた金利増加は、ARMSに対し、調整利率証券よりも、従来型の債務証券に近い効果を生じさせることになり、それにより、かかる上限がない場合よりも大幅に値下がりさせる可能性が高くなると予想される。

上記において特記されているとおり、ARMSの表面利率は、変動する金利に応じて調整され得るため、金利変動によるARMSの価格変動は、従来型の債務証券の場合よりも少なくなる。しかしARMSの調整利率の特徴は、特に金利の極端な変動期間中は、かかる変動を排除しない。また、多くの調整利率モーゲージは年１回しか再設定を行わないため、ARMSの価格は、実勢金利が、裏付けとなっている調整利率モーゲージについて支払われる表面利率に直ちに反映されない範囲においては、変動すると予想される。

分離型モーゲージ関連証券

分離型モーゲージ関連証券（以下「SMRS」という。）は、マルチクラスのモーゲージ関連デリバティブ証券をいう。SMRSは、米国政府、その機関もしくは下部組織、または住宅ローンの民間オリジネーターもしくは投資者（貯蓄貸付組合、抵当銀行、商業銀行、投資銀行およびこれらの特別目的子会社を含む。）が発行することができる。

SMRSは、通常、政府抵当金庫（ジニーメイ）証券、連邦抵当金庫（ファニーメイ）証券もしくは連邦住宅抵当貸付公社（フレディ・マック）証券、ホール・ローンまたはモーゲージ関連民間パス・スルー証券（以下「モーゲージ資産」という。）のプールについて異なる割合の元利金分配を受ける２つのクラスで組成される。一般的な種類のSMRSは、モーゲージ資産から利息の一部および元本の大部分を受け取るクラスと、利息の大部分および元本の残額を受け取るクラスで構成される。最も極端な例では、利息の全部を受け取るクラス（利息のみまたは「IO」クラス）と、元本の全部を受け取るクラス（元本のみまたは「PO」クラス）で構成されるものがある。利息のみクラスの最終利回りは、関連する裏付けモーゲージ資産の元本返済（期限前返済を含む。）率に対して極めて敏感であり、元本の期限前返済が急激に行われると、利息のみクラスの最終利回りに重大な悪影響が及ぶ可能性がある。元本の期限前返済率は、一般的な金利水準の変動に応じて変動する。裏付けモーゲージ資産に予想を上回る元本の期限前返済が生じた場合、ポートフォリオは、当該証券がS&PによるAAA格もしくはムーディーズによるAaa格または他の全国的に認知されている統計的格付機関によるこれらと同等の格付を付与されている場合であっても、当該証券への当初投資額を全額回収することができない可能性がある。SMRSは、その仕組みおよび裏付けとなるキャッシュ・フローにより、分離型でないモーゲージ関連証券よりも変動が激しくなる場合がある。

信用補完の種類

原資産に係る債務者の不履行の影響を軽減するため、GNMA（ジニーメイ）、FNMA（ファニーメイ）およびFHLMC（フレディ・マック）以外のモーゲージ関連証券は、キャッシュ・フロー補完を規定している場合が多い。このようなキャッシュ・フロー補完は、（ｉ）流動性の確保および（ii）原資産に係る債務者の最終的不履行から生ずる損失に対する信用の確保の２つの種別に分類される。流動性の確保とは、資産プール上で期日の到来している支払額の移転（パススルー）が適時に行われるように、支払延滞分（たとえば30日～60日の延滞）を補填する、一般的には資産プールを管理する主体が行う立替をいう。最終的な不履行から生ずる損失に対する信用の確保は、少なくとも資産プール内の資産の一部に関しては、当該資産に係る債務の最終的な支払の可能性を高める。このような確保は、発行体もしくはスポンサーが第三者から獲得する保証、保険証券もしくは信用状を通じて、または後述の当該取引を仕組む様々な手段を通じて、またはこれらの方法の組み合わせにより提供されうる。

第三者による信用補完により流動性の保護または不履行による損失に対する信用の確保が提供されている証券の格付は、一般に信用補完提供者の信用力の継続に依拠している。信用補完提供者の信用力が低下した場合、このような証券の格付は、たとえ資産プールに係る延滞または損失の発生状況が予想よりも良好なときでも、引下げの対象となる可能性がある。

取引の仕組みから生ずる信用補完の例には、「優先証券－劣後証券の構造」（当該取引に係る元本または利息の支払に関して一または複数のクラスが他のクラスに劣後する形で複数の証券クラスを設け、その結果、原資産に係る不履行が劣後クラスの保有者によって先に負担される構造）、「準備勘定」の創設（現預金または投資対象（原資産に係る支払の一部を原資とする場合がある。）が将来の損失に対する準備金として保有される場合）および超過担保（原資産に係る予定支払額または原資産の元本金額が、当該証券に対する支払を行い、サービシング・フィーその他の報酬を支払うために必要であると予想される金額を上回る場合）が含まれる。各証券銘柄に関して提供される信用補完の程度は、一般に、原資産に係る信用リスクの水準に関する歴史的な情報に基づいている。考慮されうるその他の情報には、人口統計的要因、ローンの引受方法ならびに全般的な市場状況および経済状況が含まれる。予想を上回る延滞または損失は、このような証券への投資の収益に悪影響を及ぼしうる。

商業用不動産モーゲージ証券（CMBS）

商業用不動産モーゲージ証券（CMBS）は、工業用不動産および倉庫用不動産、オフィスビル、小売スペースおよびショッピング・モール、共同住宅、ホテルおよびモーテル、ならびに介護施設（ナーシング・ホーム）、病院、高齢者居住施設（シニア・リビング・センター）等の多世帯用不動産または商業用不動産により担保されたモーゲージ・ローンに対する権利を表示し、またはこのようなモーゲージ・ローンにより担保された証券である。商業用不動産モーゲージ証券は、公開取引または非公開取引を通じて様々な公開発行体および非公開発行体により様々な仕組みを用いて発行されており、このような仕組みには居住用モーゲージの分野で開発されたもの（優先クラスおよび劣後クラスを有するマルチクラス構造を含む。）がある。商業用不動産モーゲージ証券には固定金利または変動金利を支払うものがある。商業用不動産モーゲージ証券を裏付ける商業用不動産モーゲージ・ローンは一定のリスク特性を有している。一般に商業用不動産モーゲージ・ローンは条件が標準化されておらず（これにより、その仕組みが複雑になりうる）、相対的に残存期間が短い傾向があり、満期までの期間を通じて元本および利息を完全に返済してゆく形式のローンではない場合がある。商業用不動産自体もそれぞれが独自の特徴を有する傾向があり、一戸建ての居住用不動産に比べて評価が難しい。また、商業用不動産、とりわけ工業用不動産および倉庫用不動産は、環境リスクならびに環境法規の遵守の負担および費用を負う。

商業用不動産モーゲージ証券は、他のすべての債券と同様、通常、金利の上昇に伴い価値が下落する。また、一般に債券の価値は金利下落期間に上昇するが、商業用不動産モーゲージ証券の場合は、金利下落期間中に期限前返済の可能性が高まることにより、このような逆相関の関係は、一家族用不動産モーゲージ証券の場合、一般的な債券の場合ほど顕著ではないかもしれない。商業用不動産モーゲージ証券を格付けするために使用される手続では、当該証券の仕組み、担保および保険の質および十分性、ならびに原債権者（オリジネーター）、サービシング会社および信用補完提供者の信用力等が審査の対象となりうる。

その他のアセット・バック証券

ファンドは、一定の質の高いアセット・バック証券に投資することができる。信託の利用を通じて、特別目的法人およびその他のビークル、多様な種類の資産（自動車およびクレジット・カード債権、ホーム・エクイティ・ローン、および機器リースを含む。）は、上記のモーゲージ・パス・スルーの仕組みに類似するパス・スルーの仕組みまたはCMOの仕組みに類似するペイ・スルーの仕組みにより証券化されることがある。アセット・バック証券の裏付けとなっている担保は、繰上返済率が管理されまたは制限されている傾向がある。さらに、アセット・バックローンの短期的性質が、繰上返済の水準の変動の影響を軽減している。また、償却により、アセット・バック証券の平均存続期間が、慣習的に満期の代わりとなっている。

（モーゲージ・ローン、自動車ローンまたはその他の担保に関する）繰上返済の可能性は、アセット・バック証券のキャッシュ・フローを変更するため、実際の最終満期日または平均存続期間をあらかじめ決定することはできない。繰上返済が早まれば、平均存続期間を短縮することになり、繰上返済の速度が遅ければ存続期間は長くなる。しかし、変動の範囲を決定すること、および証券の価格に及ぶ影響を計算することはできない。

仕組み証券およびバスケット証券

ファンドは各種の仕組み証券およびバスケット証券に投資することができる。ファンドが投資する仕組み証券は、例えば、特定の固定利付債務の投資上の特徴を再構築する目的のためにのみ設立され運営されている法主体における持分を表章することがある。かかるタイプの再構築は、法人もしくは信託等の法主体への特定証券の預託またはかかる法主体によるかかる証券の購入、ならびに裏付けとなる証券によりバック・アップされまたはかかる証券の持分を表章する一もしくは複数の仕組み証券の当該法主体による発行を含む。裏付け証券のキャッシュ・フローは、多様な満期、支払優先権および金利規定等の異なる投資上の特徴を持つ証券を創造するため、新規発行の仕組み証券の間で配分することができ、仕組み証券について行われる支払の限度は、裏付け証券のキャッシュ・フローの程度に依拠する。特定

種類の仕組み証券は、別の種類の証券の支払を受ける権利に対し劣後するものまたは劣後しないものがある。劣後仕組み証券は、一般に、非劣後仕組み証券より高利回りであり、かつより大きなリスクを伴っている。

ファンドが投資するバスケット証券は、様々な発行体の固定利付債務のバスケットまたはその他の譲渡性のある証券のバスケットを保有するため組織されかつ運営される法主体を含むことがある。固定利付債務を含むバスケットは、債券市場の一部またはその全体の特徴を示すように設計されることがある。

本書に記載される投資制限に従い、ファンドは仕組み証券およびバスケット証券に投資することができる。

債務担保証券

債務担保証券（「CDOs」）は、一般に、資産担保証券、コーポレート・レバレッジ・ローン、他のCDOs、クレジット・デフォルト・スワップおよびその他のデリバティブのような特定の債券を含む裏付け資産の種類の債券を担保として、利息を表章する商品である。CDOsには、信託優先証券および資産担保証券を担保とするCDOsならびにローン担保証券（「CLOs」）と称されるコーポレート・ローンおよびコーポレート債務証券を担保とするCDOsを含む様々な異なる種類のCDOsがある。CDOsは、CDOおよびCDO証券、マルチ・セクターCDO証券、信託優先CDO証券およびCLO債を含むがそれらに限定されない、様々な種類の証券または債券を発行することができる。CDO証券は、未格付または無格付であることがある。CDOsは、後記に記載される信用リスク、流動性リスクおよび金利リスクの影響を受ける。

<u>その他の投資対象</u>

オプション、権利およびワラント

オプションはその買い手に対し、プレミアムの支払に基づき、確定日またはそれ以前に既定価格により証券の指定金額（または指数オプションの場合は現金）を当該オプションの売り手に対し引き渡す権利（プット・オプションの場合）またはかかる売り手から受け取る権利（コール・オプションの場合）を付与する。ファンドが裏付け証券を所有している場合、ファンドが保有する他の証券の転換もしくは交換により裏付け証券を取得する絶対的かつ即時の権利を有する場合、またはファンドが売り付けたコール・オプションの行使価格に相当するもしくはこれを下回る行使価格で裏付け証券のコール・オプションを保有している場合、ファンドが売り付けるコール・オプションは「カバー付」となる。ファンドがその売り付けたプット・オプションの行使価格に相当するまたはこれを上回る行使価格で裏付け証券のプット・オプションを保有している場合、ファンドが売り付けるプット・オプションは「カバー付」となる。

ファンドが裏付け証券を所有していない場合に、ファンドが所有するまたは取得する権利を有する他の証券の値下がりに対するヘッジを追求する場合には、コール・オプションはクロス・ヘッジを目的として取引される。ファンドは、カバー付コール・オプションを売付ける代わりにクロス・ヘッジを目的にコール・オプションを売付けることになり、かかる場合クロス・ヘッジ取引から受領されるプレミアムはカバー付コール・オプションの売付けから受領すると見込まれる額を上回り、同時に必要なヘッジも達成されることになる。

権利およびワラントの所持人は、特定期間に特定価格で持分証券を購入する権利を付与される。ファンドは、裏付けとなる持分証券それ自体が当該ファンドに組み入れるに適切であると投資顧問会社によりみなされる場合にのみ、権利またはワラントに投資することができる。権利は、通常、ある発行体の既存株主に対し発行され、一部の国々では「優先引受権」と称する。権利はワラントと同じであるが、ワラントよりも事実上その存続期間が短い。権利およびワラントは、その所持人に対し裏付け証券につき配当を受ける権利もしくは議決権を付与しないまたは発行会社の資産における権利を表象しないという点において、他の一定種類の投資対象に比べより投機的であるとみなされることがある。権利またはワラントの価値は必ずしも裏付け証券の価額とともに変動しないものの、裏付け証券の値下がり、時間

の経過もしくは裏付け証券の潜在力に関する認識の変化またはこれらの要因の結合により権利またはワラントの価値が低下することがある。裏付け証券の時価が行使期間満了日にワラントに記載された行使価格を下回る場合、ワラントは価値を失って消滅する。さらに、権利またはワラントは、行使期間満了日までに行使されない場合には無価値となる。

先物契約

先物契約の「販売」とは、契約により要求される証券、外国為替または商品指数を指定された日に指定された価格で譲渡すべき契約上の義務の獲得を意味する。先物契約の「購入」とは、契約により要求される証券、外国為替または商品指数を指定された日に指定された価格で買い取るべき義務の発生を意味する。指数先物契約の購入者は、契約満了日の指数の価値につき指定された整数倍の額（当該時契約額）と契約が最初に行われた際の価格の間の差額に相当する現金額を受け取るまたは引渡すことに同意する。指数を裏付ける証券の現物引渡しは行われない。ファンドは、また、行使により先物契約の引渡しを請求するオプションである先物契約オプションに投資することができる。ファンドが売付けるまたは買い付ける先物契約オプションは取引所または店頭市場で取引され、組入証券の効率的な運用のみを目的に利用される。

先渡し予約

証券の売買の先渡し予約は、「発行時」ベースの購入または「後日引渡し」ベースの売買を含むことがある。先渡し予約が、合併、会社更生または債務再編の承認および完了等の後発事象の発生を条件としている場合もある（すなわち、「発行時および発行前提」取引）。

先渡し予約取引が協議される場合、予約が行われる時点で価格が確定されるが、証券の引渡しおよび支払は後日に行われる。通常、決済日は取引から２か月以内とされるが、２か月を超える決済が交渉されることがある。先渡し予約に基づき売買される証券は市場の変動の影響を受けることがあり、利息または配当は購入者に対し決済日まで発生しない。

先渡し予約の利用により、ファンドは予想される金利と価格の変動を防御することができる。例えば、金利が上昇し債券価格が下落している期間には、ファンドは値下がりによる損失を限定するため先渡し予約によりファンドの保有する証券を売却することができる。金利が低下し債券価格が上昇している期間には、ファンドはその保有する証券を売却し、発行時ベースまたは先渡し予約ベースで同様のまたは類似する証券を購入することにより、当該時の利回りの上昇から利益を得ることができる。しかしながら、投資顧問会社が金利の動向を誤って予測した場合、ファンドは当該時の時価を下回る価格で当該発行時取引または先渡し取引を完了しなければならないことがある。発行時証券および先渡し予約は決済日前に売却されることがあるが、ファンドは、実際に証券の受領または場合により引渡しを行う意向である場合にのみ発行時取引または先渡し予約を実行する。ファンドがその取得前に発行時証券を取得する権利を処分することまたは先渡し予約の引渡しもしくは受領を行う権利を処分することを選択した場合、ファンドは利益を得るまたは損失を被ることがある。「発行時および発行前提」ベースの証券の購入にファンドの資産の相当額が関与する場合、当該ファンドの純資産総額のボラティリティが増大することがある。先渡し予約取引の相手方当事者が不履行に陥った場合、ファンドは資金を有利な金利で投資する機会または証券を有利な価格で処分する機会を失うことがある。

ファンドの効率的な運用手法

2010年法およびCSSFにより随時発行される告示（特に、監督機関およびUCITS管理会社向けESMAガイドライン（ESMA／2014／937）－ ETFおよびその他UCITSの発行に関するガイドライン（以下「ESMAガイドライン」という。）を置き換えるCSSF告示14／592）に規定された条件に従い、かつそれらに規定される範囲内で、ファンドは、証券貸借および現先売買契約取引など譲渡性のある証券および短期金融商品に関する手法および手段を採用することができる。ただし、かかる手法および手段は、ファンドの効率的な運用を目的とする場合に限り利用される。トラストが採用する効率的なファンド運用に関する詳細は、後記「別紙Ｂ　金融デリバティブ商品、金融手法および金融商品ならびに担保物の運用に関する追加情報」に記載されている。

現先売買契約および逆現先売買契約

逆現先売買契約（リバース・レポ取引）は、ファンドが取引の相手方から証券を“購入”し、同時にこれを合意済みの将来の期日および価格で取引の相手方に売り戻すことに合意する場合に成立する。現先売買（レポ取引）契約では、ファンドは、証券を取引の相手方に“売却”し、同時にこれを合意済みの将来の期日および価格で取引の相手方から買い戻すことに合意する。買戻価格は、現先売買契約の元本と、買い手の資金が当該証券へ投資されている期間についての合意済みの金利の合計額となる。かかる契約により、ファンドの投資目的を追求する際の投資顧問会社の柔軟性が高まることになる。

通貨取引

通貨取引には、オプション、先渡、先物およびスワップが含まれ、多くのリスク（特に、通貨契約の市場価格の変動によるリスク）が付随する。

通貨オプション

他の種類のオプションの場合と同様に、通貨オプションの発行は、受領したプレミアム金額までの部分的ヘッジとなるに過ぎず、ファンドは、不利な為替レートで通貨を売買せざるを得ないことがあり、その結果、損失を被ることがある。通貨オプションの購入は為替相場の変動に対する効果的なヘッジとなる場合もあるが、ファンドのポジションに対し不利な相場動向の場合にはプレミアムに加えて関連する取引費用の全額を失う可能性がある。

外国為替先渡契約

ファンドは、ファンドの基準通貨、投資対象の通貨および／または他の通貨とのエクスポージャーを減少または獲得するため外国為替先渡契約を売買できる。外国為替先渡契約とは、将来の一定期日に合意した価格で特定通貨を売買する契約上の義務であって、個別に取り決められ、私的に取引される。

例えば、ファンドは、外国通貨建ての証券の売買契約を締結する場合に、ファンドの基準通貨による当該証券の価格を「ロックイン」するために外国為替先渡契約を締結することができる（以下「取引のヘッジ」という。）。ファンドは、特定の国の通貨に関して、当該通貨建てのファンドの取引総額相当額まで、あるいはファンドの未実現利益もしくは未実現損失に対応する額または組入有価証券の購入もしくは売却の原因となる申込および買戻活動に関連する調整の場合に要求されることがある当該金額を上回るかまたは下回る金額まで、取引のヘッジを行うことができる。かかる取引のヘッジの金額が当該通貨で表示されているか値付けされている組入有価証券のその時々の時価総額を超過している場合でも、当該超過額がファンドの純資産の0.50%を上回らない限りは、取引のヘッジの目的で設定された未決済の通貨ポジションを調整することを要しない。ファンドの投資が表示される通貨の一つがファンドの基準通貨に対し大幅に値下がりするとファンドが考える場合、ファンドは、当該通貨建てのファンドの組入証券の一部または全部の価額にほぼ相当する当該通貨建金額を売却する先渡売却契約を締結することができ、またファンドの基準通貨が他の通貨に対し大幅に値下がりするとファンドが考える場合は、ファンドは、ファンドの基準通貨による一定金額に対し当該通貨を購入する先渡買付契約を締結することができる（以下「ポジション・ヘッジ」という。）。ファンドは、特定の国の通貨に関して、当該通貨で表示されているか値付けされている組入有価証券の時価総額（当該売却の時点で）相当額まで、またはファンドの未実現利益もしくは未実現損失に対応する額または組入有価証券の購入もしくは売却の原因となる申込および買戻活動に関連する調整の場合に要求されることがある当該金額を上回るかまたは下回る金額まで、一般的にポジション・ヘッジを行うことができる。かかるポジション・ヘッジの金額が当該通貨で表示されているか値付けされている組入有価証券のその時々の時価総額を超過している場合でも、当該超過額がファンドの純資産の0.50%を上回らない限りは、ポジション・ヘッジの目的で設定された未決済の通貨ポジションを調整することを要しない。ポジション・ヘッジの代替手段として、ファンドは、先渡契約にしたがい売却される通貨の基準通貨による価値がファンドの組入証券が表示される通貨のファンドの基準通貨による価値が下落する場合には常にある異なる通貨が下落すると考える場合、ファンドの基準通貨による一定金額に対しかかる異なる外国通貨を売却する先渡契約を締結することができる（以下「クロス・ヘッジ」という。）。通貨価格の予想外の変動により、当該外

国為替先渡契約を締結しなかった場合よりも、ファンドの全体的パフォーマンスが低くなることもあり得る。通貨の下落に対するヘッジは、組入証券の価格が下降する場合において、当該証券の価格変動を解消するものではなく、または損失を防ぐものではない。かかる取引はまた、ヘッジされた通貨が上昇する場合、利益獲得の機会を妨げる。さらに、一般的に予想できない通貨切下げに対してヘッジする事は不可能であり、ファンドが予想する通貨切下げの水準を上回る価格で通貨を売却する契約は締結できない。

（３）【運用体制】

管理会社は、投資顧問契約により投資顧問会社にファンドの資産の運用を一任している。

◆グローバルなリサーチ体制

アライアンス・バーンスタイン（AB）※の各拠点でリサーチを担当する債券専門家は、グローバルな視点と 各担当地域に精通した知識を持ち、ポートフォリオ構築において大きな役割を果たしています。

※アライアンス・バーンスタインおよびABには、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーおよびその傘下の関連会社を含みます。

◆運用プロセス

計量分析とファンダメンタル分析を融合した独自のアプローチにより、運用を行います。2つの分析手法を組み合わせることで、高い確信度をもって投資対象を絞り込み、最も効果的な債券の組み合わせを見極めてポートフォリオの構築を行います。

上記の運用プロセスは、今後変更になる場合がある。

（４）【分配方針】

クラスAJ証券について、管理会社は、クラスAJ証券に帰属するファンドの純収益の全部または実質的に全部に等しい額の分配を、毎月宣言し、毎月支払う意向である。管理会社はまた、クラスAJ証券に帰属する実現売却益および／または元本から分配金を支払うか、支払う場合はどの程度の配分割合で分配金を支払うかを決定する。クラスAJ証券に帰属する純利益および純実現益が宣言された支払額を超過する範囲において、超過額はクラスAJ証券の純資産価格に反映される。分配金は、受益者の選択によって、自動的に再投資することができる。

（注）日本における販売会社にクラスAJ証券の保管を委託している日本の投資者が保有するクラスAJ証券に関しては、ここでいう「受益者」とは、日本における販売会社を意味する。

ただし、分配の結果、トラストの純資産がルクセンブルグ法上の最低資本金額である金額を下回ることになる場合は、分配が行われない場合がある。

支払期日から５年以内に請求されない分配金についてはその受領権は消滅し、トラストに帰属する。

上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではない。

また、収益分配金に関する留意事項については、以下を参照のこと。

収益分配金に関する留意事項

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から宣言されることにより支払われますので、分配が宣言されると、その金額相当分、1口当たり純資産価格は下がります。なお、分配の有無や金額は確定したものではありません。

●分配は、発生した収益（純利益および純実現益）を超えて宣言される場合があります。その場合、分配宣言後の１口当たり純資産価格は前月の分配宣言後の１口当たり純資産価格と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしもファンドの収益率を示すものではありません。

※管理会社は、分配を毎月宣言し、分配金を毎月支払う予定です。
投資者に対する分配金は、毎月第3営業日以降に支払われる予定です。

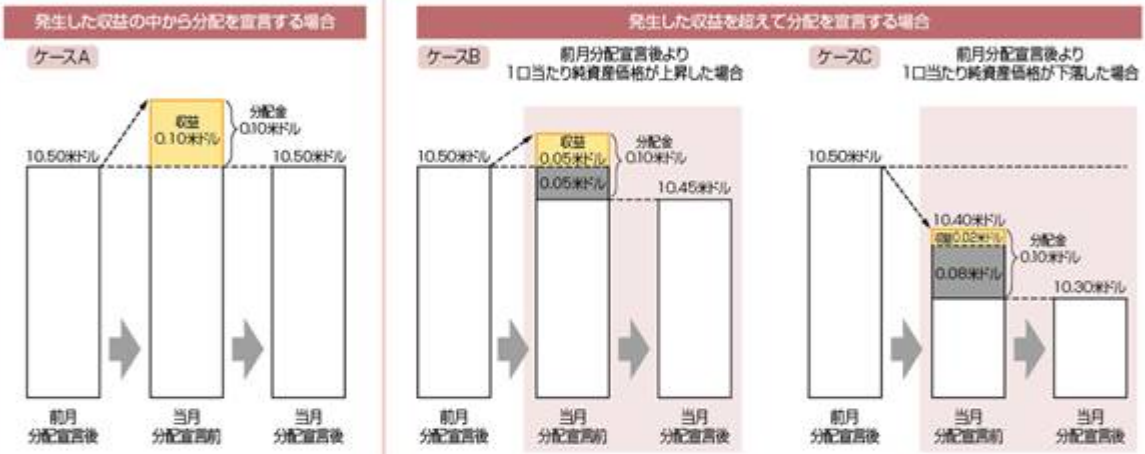

※上記はイメージであり、実際の分配金や1口当たり純資産価格を示唆するものではありませんのでご留意ください。

上図のそれぞれのケースにおいて、前月分配宣言後から当月分配宣言後まで保有した場合の損益を見ると、以下のとおりとなります。

ケースＡ：分配金0.10米ドル＋当月分配宣言後と前月分配宣言後との1口当たり純資産価格の差0米ドル=0.10米ドル
ケースＢ：分配金0.10米ドル＋当月分配宣言後と前月分配宣言後との1口当たり純資産価格の差▲0.05米ドル=0.05米ドル
ケースＣ：分配金0.10米ドル＋当月分配宣言後と前月分配宣言後との1口当たり純資産価格の差▲0.20米ドル=▲0.10米ドル

★A、B、C、のケースにおいては、分配金はすべて同額ですが、1口当たり純資産価格の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金」と「ファンドの受益証券の1口当たり純資産価格の増減額」の合計額でご判断ください。

●投資者のファンドの受益証券の購入価格によっては、以下のとおり、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より1口当たり純資産価格の値上がりが小さかった場合も同様です。この場合においても、元本の一部払戻しに相当する部分は、分配金として課税対象となります。

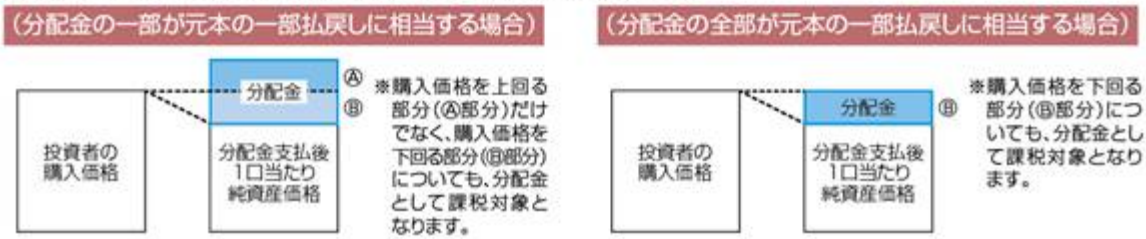

（注）分配金に対する課税については、後記「４ 手数料等及び税金（５）課税上の取扱い」を参照のこと。

（５）【投資制限】

以下の制限は、特段の規定のない限り、トラスト全体に対してではなく、トラストの各ポートフォリオに対して個別的に適用される。約款は管理会社について以下の制限を定めている。

（１）トラストは一時的措置による銀行からの借入れを除き金銭の借入れを行うことはできない。かかる一時的措置には受益証券の買戻しを目的とするものが含まれ、また借入総額は当該ポートフォリオの純資産総額の10％を超えないものとする。ただし、本制限はトラストがバック・ツー・バック・ローン方式による外国為替取得を妨げるものではない。

（２）トラストは、トラストが所有または保有する証券に譲渡担保、質権または抵当権を設定し、またいかなる方法であれ当該証券を債務の担保として譲渡しないものとする。ただし、（ｉ）上記（１）記載の借入れで、当該譲渡担保権設定、質権設定または抵当権設定が当該ポートフォリオの純資産総額の10％を超えない場合、および／または（ii）トラストが先物予約、先物取引またはオプション取引につき維持する預託証拠金に関する場合、および／または（iii）スワップ取引の場合を除くものとする。

（３）本書中の他の規定を損なうことなく、トラストは第三者のために貸付を供与することまたは保証人となることはできない。

(4-1)（ｉ）トラストは、当該ポートフォリオの純資産総額10％超が同一の発行体の譲渡性のある証券または短期金融商品で構成されることになる場合には、当該同一発行体の譲渡性のある証券または短期金融商品への投資を行うことはできない。トラストは、同一機関の預金に資産の20％以上を投資することはできない。トラストがポートフォリオの純資産総額の５％を超えて投資する各発行体のトラストが保有する譲渡性のある証券および短期金融商品の総額は、いずれの投資時においても当該ポートフォリオの純資産総額の40％を超えてはならない。ただし、この制限は、諮問監督に従う金融機関による預金および店頭市場デリバティブ取引には適用されない。

トラストは、投資制限第（１）項に規定される個々の制限にかかわらず、ポートフォリオの総資産の20％を超えて

－　一機関により発行された譲渡性のある証券または短期金融商品、および／または

－　一機関の預金

－　一機関の店頭市場デリバティブ取引のエクスポージャー

を組み合わせることはできない。

（ii）上記の10％の制限は、EU加盟国、同加盟国の地方公共団体、一もしくは複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関またはその他の非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券または短期金融商品については35％とする。

（iii）上記の10％の制限は、加盟国に登記上の事務所を置き、法律により債券保有者の保護を目的とする特別な公的監督に服している金融機関が発行する一定の承認済債券については25％とする。特に、かかる債券の発行手取金は、法律に従い、債券の存続期間中に発行体が債務不履行に陥った場合、債券の要件を満たすことが可能であり、元本の償還および未払利息の支払いに優先的に用いられる資産に投資されなければならない。トラストがポートフォリオの資産の５％を超えて、上記の同一発行体の債券に投資する場合、これらの投資総額は、当該ポートフォリオの資産額の80％を超えてはならない。

（iv）第（ii）および第（iii）号に記載する譲渡性のある証券および短期金融商品には本項に定める40％の制限は適用されない。

（ｖ）上記にかかわらず、トラストは、EU加盟国、その地方公共団体、一もしくは複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関またはOECD加盟国が発行または保証する異種類の譲渡性のある証券または短期金融商品にポートフォリオの資産総額の100％まで投資することができ

る。ただし、トラストは当該ポートフォリオ中に６種以上の銘柄の譲渡性のある証券または短期金融商品を保有しなければならず、また同一銘柄の譲渡性のある証券または短期金融商品はポートフォリオの総資産の30％を超えてはならない。

第（ｉ）、第（ii）および第（iii）号に規定される制限は組み合わせることはできず、従って、第（ｉ）、第（ii）および第（iii）号に従って実施される同一発行体によって発行される譲渡性のある証券または短期金融商品あるいは同一機関の預金は、トータルでポートフォリオ総資産の35％を超えない。

指令83／349／EEC（注）または承認される国際会計規則に従って定義される連結決算を行う同一グループに含まれる発行体は、本制限の計算上、一発行体として認識される。

（注）連結会計に関する法令（0J L 193，18.7.1983，p.1）第54条（３）（g）に基づく第７委員会指令。指令は指令2013／34／EUにより廃止されている。

トラストは、ポートフォリオの総資産の20％を限度とし、同一グループ内の発行者による譲渡性のある証券および短期金融商品に同時に投資することができる。

（4－2）（ｉ）本書に記載されるファンドの投資方針の目的が、CSSFによって下記を基準とする一定の株式または債務証券インデックスの構成の複製である場合、投資制限第（６）項に規定される制限に抵触することなく、第（４）項に規定される投資制限は、同一発行体によって発行される株式および／または債務証券における投資において最大20％に引き上げられる。

－　インデックスの構成が十分に分散されていること
－　インデックスが市場に対する適切なベンチマークを表象していること
－　適切な方法により公表されていること

（ii）第（ｉ）号に規定される制限は、一定の譲渡性のある証券または短期金融商品が非常に支配的である規制された市場において、特に例外的市場状況により調整する必要がある場合は、最大35％に引き上げられる。本制限に至るまでの投資は、一発行体に関してのみ許可される。

（５）トラストは、ポートフォリオのために下記以外の譲渡性のある証券および短期金融商品に、その資産の10％以上を投資することはできない。

（ａ）規制された市場において許可または販売される譲渡性のある証券および短期金融商品。

（ｂ）定期的に運営され、承認され、また公開されているEU加盟国内の規制市場において販売される譲渡性のある証券および短期金融商品。

（ｃ）UCITSに規定される証券取引所または市場の選択を条件とし、定期的に運営され、承認され、もしくは公開のEU非加盟国内の証券取引所において正式に上場を認められる、またはEU非加盟国内の規制市場において販売される譲渡性のある証券および短期金融商品。

（ｄ）以下を条件とする発行後間もない譲渡性のある証券および短期金融商品。

－　UCITSに規定される証券取引所または市場の選択を条件とし、定期的に運営され、承認され、また公開されている証券取引所またはその他の規制市場において正式な上場許可の申請がなされていること。
－　かかる上場許可が、１年以内に付与されること。

（ｅ）短期金融商品の発行または発行者が、投資者および預金保護を目的として規制される場合、規制された市場においてかつ2010年法第１条に基づいた以下を条件とする短期金融商品。

－　中央、地域もしくは地方公共団体、または加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、EUもしくは欧州投資銀行、非加盟国により発行または保証されている、または、連邦政府の場合は、連邦を構成する一メンバーによりもしくは、一ないし複数の加盟国が所属する公的国際機関により発行もしくは保証されていること、または
－　上記（ａ）、（ｂ）および（ｃ）に記載の規制される市場において販売される証券投資信託により発行されること、または

－　共同体法の基準に従い、諮問機関に従属する組織によって発行または保証される、あるいは、少なくとも共同体法に規定される諮問規則と同様に厳格であるとCSSFによってみなされる規則に従いかつ満たす組織によって発行または保証されていること

－　かかる証券の投資が、第一、第二および第三段に規定されるのと同等の投資者保護に従うこと、および発行者が最低10,000,000ユーロの資本金を有し、指令78／660／EECに従って年次決算書類を作成する企業であり、グループの資金調達業務に特化する一または複数の上場企業を含む企業グループ内の企業または、銀行からの調達の利益を受ける証券化媒体の資金調達業務に特化する企業であることを条件に、CSSFにより承認されるカテゴリーに属するその他の企業によって発行されていること

（６）（ｉ）トラストは、当該購入によりトラストがいずれかの発行体のいずれかの種類の証券の10%を超えて保有することになる場合、または当該購入の結果、管理会社がある発行体の経営に対し重大な影響力を行使できるようになる場合、当該発行体の証券を購入してはならない。

（ii）さらにトラストは、

－　同一発行体の債務証券の10%超

－　吸収または合併関連の場合を除き、すべての一投資信託に関する受益証券の25%超

－　すべての一発行体による短期金融商品の10%超

を取得することはできない。

上記制限事項は取得時に、短期金融商品または債務証券の純額、あるいは発行証券の総額が計算できない場合は無視することができる。

(iii)（ｉ）、（ii）号に規定される制限は、（ａ）EUの加盟国またはその地方公共団体により発行または保証されている、もしくはメンバーが一つ以上のEU加盟国である公的国際機関によって発行されている、またはOECDの加盟国によって発行または保証されている譲渡性のある証券または短期金融商品、（ｂ）EU非加盟国の法律により、トラストが当該国内の発行体の証券に投資するにはかかるEU非加盟国内に登記上の事務所を有する発行体の証券に主としてその資産を投資する方法しかない場合に限り、また当該会社がその投資方針について、2010年法第43条、第46条ならびに第48条第１項および第２項で規定される制限を遵守することを条件とし、当該EU非加盟国において設立された会社の資本金につき、トラストが所有する持分株式、または（ｃ）受益者の要求に応じて受益証券の買い戻しを独占的に行う子会社が所在する国のマネジメント、アドバイスまたはマーケティング事業のみを継続する子会社の資本につき投資会社により保有される株式には適用されない。

（７）トラストは、他の発行体の証券を引受けまたは下引受けを行うことはできない。ただし、組入証券の処分に関し、トラストが適用ある証券法に基づき引受人であるとみなされる場合はこの限りではない。

（８）トラストは他のオープン・エンド型の投資信託の証券を購入することはできない。ただし、以下が遵守される場合はこの限りではない。

－　トラストは、UCITS指令に従って承認されている譲渡性のある証券に投資する投資信託および／またはUCITS指令第１条第（２）項、第一および第二段の意味における投資信託としての資格を有する投資信託に投資することができる。ただし、EU加盟国内の投資信託であるか否かを問わず、以下を条件とする。

－　かかる投資信託が共同体法に規定され、および監督官庁間の協力が十分に保証されるのと同等とみなされる監督に従うことを条件とする法のもとに承認されていること。

－　これら投資信託の受益者の保護レベルが、EU加盟国において登録されている譲渡性のある証券に投資する投資信託の受益者保護と同等であること。特に資産分割、借入、貸付、譲渡性のある証券および短期金融商品の無保証の販売に関する規則がUCITS指令の要件と同等であること。

－　会計報告期間の資産および負債、収益および営業の評価を可能にする半期および年次報告書において、これら投資信託事業が報告されること。

－　投資信託の買収が企図されている場合、当該投資信託の設立書類に従って、総額でかかる投資信託の資産の10%を超えてその他の投資信託の受益証券に投資されないこと。

－　トラストは、ポートフォリオの総資産の10%を超えて上記記載の投資信託の受益証券または株式に投資することはできない。

トラストが、譲渡性のある証券に投資するその他の投資信託受益証券、および／または管理会社により、または共通管理やコントロール、あるいは直接的または間接的な実質所有により管理会社と関係性のあるその他の会社により、直接的にもしくは委託により運用されるその他の投資信託受益証券に投資する場合、管理会社またはその他の会社は、かかるその他の投資信託受益証券の取得または処分に関して販売手数料または買戻し手数料を請求することはできない。

（9）トラストは以下の制限が遵守されない限り、譲渡性のある証券または短期金融商品のオプション取引を行うことはできない。

（ｉ）コール・オプションおよびプット・オプションの各買付ならびにコール・オプションの売付は、その行使によって前記のいずれの制限にも違反しない場合に限定される。

（ii）トラストはプット・オプションの売付を行うことができる。ただし、トラストが当該プット・オプションに基づき取得する証券の行使価格総額を満たすに足る流動資産を当該プット・オプションの行使期限まで留保するものとする。

（iii）コール・オプションの売付は、当該売付が空売りとならない場合に限り行う。かかる場合、トラストはトラストが売付けたコール・オプションの行使期限まで当該コール・オプションの裏付けとなる証券を当該ポートフォリオ中に保持する。ただし、トラストが下記の場合に下降局面の市場において当該証券を処分する場合はこの限りではない。

（ａ）トラストが何時でもそのポジションを回復するうえで十分な流動性が市場にある場合

（ｂ）当該売付オプションに基づき支払われる行使価格の総額が当該各ポートフォリオの純資産の25%を超えない場合

（ｃ）証券取引所で相場がつく場合および規制市場で取引がなされている場合にのみ、いずれのオプションも買付または売付がなされる。ただし、その取得直後において、トラストが保有する全オプションの購入価格（払込プレミアム）の総額が当該各ポートフォリオの純資産の15%を超えないものとする。

（10）トラストは為替リスクのヘッジ目的のため、為替先物予約もしくは為替先物を保有するかまたは為替オプションを取得することができるが、各々の額は、トラストが特定通貨建てで当該各ポートフォリオ中に保有する証券およびその他の資産の総額を超えない金額とする。ただし、トラストは、当該取引コストがトラストにとってより有利である場合には、（同一相手を介して締結される）クロス取引を通じ当該通貨の買付または同一制限内での通貨スワップ取引も行うことができる。為替の予約は、トラストが高格付の金融機関と為替先物予約またはスワップ契約を結んでいる場合を除き、証券取引所において相場付けされるかまたは規制市場において取引されるものでなければならない。

（11）トラストは以下の場合を除きインデックス・オプションの取引を行うことはできない。

（ａ）トラストは、組入証券の価格変動のリスクをヘッジする目的で、当該ポートフォリオのために株価指数に関するコール・オプションの売付または株価指数に関するプット・オプションの買付を行うことができる。かかる場合、当該株価指数オプションの裏付けとなる証券の価額は、同一目的のために締結された金融先物予約の約定残高と合算して、ヘッジにより影響を受ける当該ポートフォリオの資産の総額を超えないものとする。

（ｂ）トラストは、組入証券の効率的な運用のために、ポートフォリオ資産の市場間での投資配分の変更を円滑に行い、または市場価格の著しい上昇が予想されもしくはその上昇中

に株式インデックスのコール・オプションを取得することができる。ただし、当該各株式インデックス・オプションの裏付けとなる証券の価額は、当該ポートフォリオ内で現金、短期債務証券および事前に決定された価格で処分される証書または証券の総額を超えないものとする。

かかる株価指数先物のオプションは、証券取引所に上場されているかまたは規制市場で取引されるものでなければならないが、当該取引がトラストにとってより有利な場合または必要条件を備えたオプションの取引が利用できない場合には、トラストは金融商品の店頭市場オプションの売買を行うことができる。ただし当該取引は、この種の取引を専門とする高格付の相手方当事者と行うものとする。更に、証券に関するすべてのオプションならびにヘッジ以外の目的でトラストが買付けた金利先物およびその他の金融商品に関するオプションの取得原価（払込プレミアム）総額は、当該各ポートフォリオの純資産の15%を超えてはならない。

(12) トラストは以下の場合を除き、金利先物予約の締結、金利オプション取引または金利スワップ取引を行うことはできない。

（a）トラストは、組入資産の価格変動リスクをヘッジする目的で、金利先物の売付、金利に関するコール・オプションの売付もしくはプット・オプションの買付または金利スワップ取引を行うことができる。かかる契約またはオプションは、当該ポートフォリオ資産の表示通貨またはこれと同様に変動しそうな通貨で行われ、証券取引所に上場されているかまたは規制市場で取引されるものでなければならない。ただし、金利スワップ取引は高格付の金融機関との私的契約により行うことができる。

（b）トラストは、組入証券の効率的な運用のために、ポートフォリオ資産の、短期または長期市場間での投資配分の変更を円滑に行いまたは市場価格の著しい上昇が予想されもしくはその上昇中に、または、短期投資対象を長期投資に変更するため、金利先物買付契約を締結するかまたは金利先物のコール・オプションを取得することができる。ただし、当該先物契約の額および同一目的で同一ポートフォリオのために取得した金利先物コール・オプションの裏付けとなる証券の価額の合計は、当該ポートフォリオの保有する現金、短期債務証券または事前に決定された価格で処分される証書もしくは証券の総額を超えないものとする。

かかる金利先物のオプションは、証券取引所に上場されているかまたは規制市場で取引されるものでなければならないが、当該取引がトラストにとってより有利な場合または必要な条件を備えたオプションの取引が利用できない場合には、トラストは金融商品の店頭市場オプションの売買を行うことができる。ただし、当該取引は、この種の取引を専門とする高格付の相手方当事者と行うものとする。更に、証券に関するすべてのオプションならびにヘッジ以外の目的でトラストが買付けた金利先物およびその他の金融商品に関するオプションの取得原価（払込プレミアム）総額は、当該各ポートフォリオの純資産の15%を超えてはならない。

(13) トラストは以下の場合を除き、株価指数先物の取引を行うことはできない。

（a）トラストは、組入資産の価格変動リスクをヘッジする目的で、トラストの当該資産中の該当部分の価格変動に相当するリスクの額を超えない額の株価指数先物売付契約を当該ポートフォリオのために保持することができる。

（b）トラストは、組入証券の効率的な運用のために、ポートフォリオ資産の市場間での投資配分の変更を円滑に行い、または市場価格の著しい上昇が予想されもしくはその上昇中に、株価指数買付契約を締結することができる。ただし、当該先物契約の額および同一目的で取得した株価指数コール・オプションの裏付けとなる証券の価額の合計は、当該ポートフォリオの保有する現金、短期債務証券もしくは証書または事前に決定された価格で当該ポートフォリオによって処分される証券の総額を超えないものとする。

上記に加え、かかる株価指数先物はすべて証券取引所に上場されているかまたは規制市場において取引されるものでなければならない。

(14) トラストが投資対象の貸付けを行う場合、高格付の金融機関による銀行保証書または現金もしくはOECD加盟国政府の発行した証券に関する抵当証書の形態による適切な保証の受領と引換えに行わなければならない。証券貸借は、公認の決済機関またはこの種の取引を専門とする高格付の金融機関を通じて行い、各ポートフォリオの証券価額の二分の一を超えてはならず、また期間は30日を超えてはならない。

(15) トラストは不動産を購入してはならないが、不動産に投資する会社または不動産を所有する会社に投資することはできる。

(16) トラストは、商品、商品契約または商品もしくは商品についての権利を表章する証券に関する取引を行ってはならず、本制限上、かかる商品には貴金属も含まれる。ただし、トラストは、商品により担保されている証券、および商品に投資しまたは商品を取引する会社の証券の売買を行うことができる。また、トラストは商品指数についてのデリバティブ証書取引を行うことができる。ただし、かかる金融指数が、2010年法の一定の定義に関する2008年２月８日付大公国規則第９条およびUCITSによる投資の適格資産に関する欧州証券規制委員会ガイドラインについての2008年２月19日付金融監督委員会告示08／339に規定された基準に適合していることを条件とする。

(17) トラストは、証券を信用で購入しない（ただし、トラストは組入証券売買の精算のため必要な短期与信を受けることができる。）。また、証券の空売りを行わずまたはショート・ポジションを保持しない。ただし、トラストは、先物取引および先物予約（ならびにこれに関するオプション）に関し、当初および継続証拠金を預託することができる。

(18) トラストは、常に各ポートフォリオのリスク・ポジションおよび総合的リスク・プロファイルに対する払込額の監視および計測が可能であるリスク・マネジメント・プロセスを採り入れなければならない。また、トラストは店頭で取引されるデリバティブ商品の価格の正確かつ独立した評価プロセスを採り入れなければならない。

いかなる状況の下でも、これらの運用は、本書に明記されるファンドの詳細に記載される投資目的から逸脱しないものとする。

トラストは、各ポートフォリオのデリバティブ商品に関連する全世界的規模でのエクスポージャーが、当該証券ポートフォリオの総額を超えないことを保証するものとする。

エクスポージャーは、原資産の現在価値、第三者リスク、先物市場動向およびポジション解消可能時期を考慮して計算される。

トラストは、原資産が総計で投資制限第（４）項に規定される投資限度を超えない場合、金融デリバティブ商品に投資することができる。トラストが、インデックスをベースとする金融デリバティブ商品に投資する際は、これらの投資が投資制限第（４）項に規定される限度に組み込まれないものとする。

譲渡性のある証券または短期金融商品にデリバティブを組み込む場合、投資制限第（18）項の要件に合致するよう、デリバティブを考慮しなければならない。

(19) トラストは、以下を条件に、現金決済型同等物、規制ある市場取引を含む金融デリバティブ商品および／または店頭市場取引における金融デリバティブ商品（以下「店頭デリバティブ」という。）に投資することができる。

－ 投資目的に従ったポートフォリオによる投資が、集約型投資、金融指数、金利、外国為替レートまたは通貨取引に関する2010年法の第41条（１）項に記載の裏付けとなる有価証券であること

－ 店頭デリバティブ取引に対する取引相手方が、諮問監督に従いかつ、ルクセンブルグ監督当局によって承認される分類に属している企業であること

－　店頭デリバティブが信頼できかつ、証明可能な日算評価があること、およびトラスト主導の適正価格により随時取引を相殺することで店頭デリバティブを売り、償還または解散できること

英文目論見書の記載を条件に、いずれか特定のポートフォリオに対し、トラストは金融デリバティブ商品に投資することができる。

金融デリバティブ商品に投資する場合は、当該ポートフォリオの投資方針に利用される金融デリバティブ商品が記載される。

（20）ファンドは、トラストの一または複数のポートフォリオ（以下「対象ポートフォリオ」という。）が発行予定のまたは発行した有価証券の購入申込み、取得および／または保有を行うことができる。ただし、以下を条件とする。

－　対象ポートフォリオが逆方向で当該ファンドに投資しないこと、

－　取得予定の対象ポートフォリオが他のファンドの受益証券に投資する資産の割合が10％を超えないこと、

－　いかなる場合においても、ファンドがこれらの有価証券を保有している限り、2010年法において義務付けられる最低純資産額を検証するためのトラストの純資産の計算に当該有価証券の価値を考慮しないこと、および

－　ファンドと対象ポートフォリオの間で、管理報酬／申込手数料または買戻手数料の二重徴収がないこと。

マスター・フィーダー構造　上記にかかわらず、2010年法および各規制に規定される条件に従い、ファンドは、UCITSのフィーダー・ファンド（以下「フィーダー」という。）またはかかるUCITS（以下「マスター」という。）のファンドのフィーダー・ファンドとなることができるが、かかるUCITS自体はフィーダー・ファンドとなったり、またはフィーダー・ファンドの受益証券／投資証券を保有したりしてはならない。この場合、フィーダーは、その資産の少なくとも85％をマスターの受益証券／投資証券に投資するものとする。

フィーダーは、その資産の15％を超えて、以下の一または複数のものに投資することができない。

（ａ）2010年法第41条第２項第２段落に基づく補助的な流動資産

（ｂ）2010年法第41条第１項ｇ）ならびに第42条第２項および第３項に基づくヘッジ目的のためにのみ利用可能な金融デリバティブ商品

フィーダーとしての資格を有するファンドがマスターの受益証券／投資証券に投資する場合、マスターは、かかるポートフォリオによるマスターの受益証券／投資証券への投資を理由として、申込手数料または買戻手数料を請求してはならない。

ファンドがフィーダーとしての資格を有する場合、フィーダーがマスターの受益証券／投資証券への投資を理由に支払うすべての報酬および費用の償還ならびにフィーダーおよびマスター双方の手数料総額に関する記載が、英文目論見書の当該ポートフォリオに関連する項目において開示されるものとする。

投資制限に関する注記

管理会社はトラスト資産の一部である譲渡性のある証券または短期金融商品に付随する新株引受権の行使の際、上記の投資制限比率の遵守を要しない。

その後のトラスト資産の価値の変動を理由として、または新株引受権の行使の結果として、上記の投資制限比率が遵守されない場合、証券の売却に際して、受益者の利益に留意しつつ、当該事態の是正を優先させる。

管理会社は、トラストの受益証券が販売される国の法令を遵守することを目的として、受益者の利益に相反しないその他の投資制限を随時課すことができる。

英文目論見書において別段の記載がある場合は、トラストは、UCITS指令に規定された投資制限を超えない範囲内で、前記投資制限の適用を制限することができる。

台湾で登録されているポートフォリオに課される投資制限

台湾証券先物取引委員会に登録されているポートフォリオについては、上記投資制限に加えて、以下の制限が適用される。デリバティブに係る相殺されないショート・ポジションの総持高は、当該ポートフォリオが保有する関連証券の時価総額を超えないものとし、デリバティブに係る相殺されないロング・ポジションの総持高は、デリバティブのかかる40%の上限免除について台湾証券先物取引局（証券期貨局）からの承認が得られない限り、当該ポートフォリオの純資産総額（台湾証券先物取引局（証券期貨局）が適用する解釈に従って決定される。）の40%を超えないものとする。

さらに、中華人民共和国（以下「中国」といい、本書の目的上、香港、マカオおよび台湾を除く。）に関連する投資には、下記の制限が適用される。中国証券市場において発行される証券へのポートフォリオの直接投資は、上場証券および中国銀行間債券取引市場で取引される証券に限定される。また、かかる40%の上限拡大適用について台湾証券先物取引局（証券期貨局）からの承認が得られない限り、当該投資の総額は、かかるポートフォリオの純資産総額の20%を超えてはならないものとする。

ロシアへの投資に関する制限

現在、ロシアの一部の市場は、トラストの投資制限上、規制された市場として見なされていない。そのため、当該市場において取引される有価証券への投資は、上記第（５）項に規定された10%制限に従うものとする（しかしながら、その他の規制された市場を通してのロシアへの投資はかかる制限に制約されない。）。本書提出日現在、ロシア証券取引所およびモスクワ銀行間通貨取引所は、トラストの投資制限上、規制された市場とみなされている。

韓国への投資に関する制限

大韓民国金融監督委員会に登録されたポートフォリオについて、かかるポートフォリオは、その純資産の40%を超えて韓国ウォン建て資産に投資することはできない。

香港への投資に関する投資制限

香港証券先物委員会によって承認されたポートフォリオについては、別途ポートフォリオの投資目的および投資方針に特別に明記されていない限り、英文目論見書に記載されている投資制限に加え、以下を適用するものとする。香港証券先物委員会が定義する損失吸収製品（偶発転換証券を含むが、これに限定されない。）に対するポートフォリオのエクスポージャーは、純資産の30%未満とする。

環境、社会およびガバナンス統合方針

環境、社会およびガバナンス（ESG）に関する考察は、ABスチュワードシップ・アプローチを通し、投資顧問会社の調査および投資プロセスに統合されている。投資顧問会社のリサーチ・アナリストは、担当している特定の産業および対象となる会社や発行体の専門家である。独自のリサーチ、第三者による調査、および投資顧問会社のリサーチ協力プラットフォームに組み込まれた他の情報源からの所見を利用して、会社および発行体のESG慣行を分析し、会社ごとまたは発行体ごとに潜在的に重要なESG要因を特定している。ESGに関する考察は、投資顧問会社の調査および投資プロセスに組み込まれ、かつ、投資決定を行うためのいくつかの考慮事項のうちの１つである。発行体または会社の証券にマイナスの影響を与え得るものを含むすべてのESG要因を考慮した後も、投資顧問会社は、当該証券を依然として購入し、および／または、それをファンド内に保有することができる。ESGの考慮事項は、すべての種類の金融商品や投資対象に適用されない可能性がある。また、アナリストは、投資顧問会社の投資先または投資を予定している会社および発行体を監視し、関与することがある。ABスチュワードシップ・アプローチにかかる更なる情報は、管理会社のウェブサイトの「the responsible investment section」にて参照可能である。

論争となっている武器に関する方針

管理会社は、非人道的地雷、クラスター弾および／または劣化ウラン弾に会社として関与しているか否かについて世界の会社を選別する体制をとっている。会社としてかかる関与があることが確認された場合には、管理会社は、その方針として、当該会社によって発行された証券にトラストが投資することを認めない。

３【投資リスク】

（１）リスク要因

リスク・プロファイル

ファンドは、金融デリバティブを使用することができる。前記の投資制限（９）から（13）は適用されない。ファンドは、その代わり、バリュー・アット・リスク（VaR）アプローチを用いる。VaRアプローチについての詳細は、後記「別紙Ｂ　金融デリバティブ商品、金融手法および金融商品ならびに担保物の運用に関する追加情報」参照。

ファンドが投資する債券は、当該債券を発行する民間および公的機関の信用リスクを負っており、その時価は金利の変動により影響を受ける。ファンドは、通常投資適格または同等の水準の債券に投資する。分配金の支払は保証されておらず、ファンドは満期を定めていない。

中国の株式への投資には、政治リスク、オペレーショナル・リスク、税金リスク、外国為替リスク、流動性リスクおよび規制リスクがより大きいなど、より発展した経済諸国またはより発展した市場への投資には通常関連することのない特定のリスクおよび特別な勘案事項が伴う。中国への投資に関連するリスクに関するさらなる情報については、後記「ファンドのリスク、カントリー・リスク（中国）」を参照のこと。

ファンドは、市場リスク、金利リスクおよび為替変動リスクならびに当該証券への投資に伴うその他のリスクを負っている。そのため、投資目的が達成され、投資資金が確保されるという保証または元本が増大するとの保証は存在しない。運用成績は、毎月、四半期毎または年毎に大幅に変動することがある。ファンドへの投資は完全な投資プログラムを構成するものではない。

ファンドは、投資適格債券の潜在的利益を追求する、中位のリスクを受け入れる投資者に適している。

以下は、ファンドの主要リスクの概要である。ただし、以下は、ファンド証券の取得および保有に付随するリスクの完全な説明ではない。ファンドは、随時、下記以外のリスクに一定程度さらされる可能性がある。

全般的なリスク

カントリー・リスク（全般）

ファンドは、様々な国および地域に所在する発行体の証券に投資することができる。各国の経済は、国内総生産または国民総生産の成長、インフレ率、資本金の再投資、資源の自給自足および国際収支ポジション等の点において、有利、不利にかかわらず各々異なる。一般の発行体は、インサイダー取引規則、市場操作に関する制限、株主委任状要件および情報の適時の開示等の事項につき、様々な程度の規制を受ける。発行体の報告、会計および監査基準が、重要な点について国家間で著しく異なることがあり、また証券またはその他の資産に関して投資者に対し、国家間で情報の提供があまりなされないことがある。国有化、収用もしくは没収による課税、通貨ブロック、政変、政府規制、政治的もしくは社会的不安定または外交上の展開により、ある国の経済または当該国へのファンドの投資が悪影響を蒙ることもある。収用、国有化またはその他の没収の場合、ファンドは当該国への投資全体を失うこともありうる。また、事業団体、破産および債務超過について定める各国の法律により、ファンドのような証券所持人に対する保護が限定されることがある。

原則的に一国のみの発行体の証券に投資するファンドは、より分散した地域に投資するファンドに比べ、当該国の市場、政治および経済リスクをより多く負担することになる。複数の国々の発行体の証券に投資するファンドは、いずれか一国のリスク負担がより少ないが、より多くの国々のリスクを負うことになる。

ファンドは、様々な市場で多くの異なるブローカーおよびディーラーとの間で、ファンド証券を取引することができる。ブローカーまたはディーラーの不履行の結果、当該ブローカーまたはディーラーを

規制する規則によってこれらに預託されているファンド資産を全額喪失することもある。さらに、一定の国々の仲介手数料が他の国々より高かったり、一定の国々の証券市場が他に比べ、流動性が少なく、より不安定であり、かつ政府の監督が緩和されていることがある。

多くの国々の証券市場はまた比較的小規模であり、時価総額および取引高の大部分が、少数の産業を代表するわずかな企業に集中している。その結果、当該国の企業の株式に投資するポートフォリオは、相対的に大きな証券市場を有する国の企業の株式のみに投資するポートフォリオに比べより大きな値動きとかなりの流動性不足を経験することがある。かかる小さな市場では、市場に全般的に影響を及ぼす不利な事由によりおよび大量の証券を取引する多くの投資者によりさらに大きな影響を受けることがある。証券の決済が遅れる場合および関連する行政が不安定である影響を被る場合もある。

一部の国々では、外国人は投資を行う前に政府の承認を要する、または外国人による投資を発行体の発行済証券の特定比率に限定しているもしくは国民による買付に対し提供される企業の証券よりも不利な条件（価格を含む。）となり得る特定種類の証券に限定している。こうした制限または規制は、時に、一部証券に対する投資を制限しまたは妨げることがあり、ファンドの経費および費用を増やすことがある。さらに、一部の国々からの投資収益、資本または証券の売却代金の本国送金は規則に基づき規制されており、一定の事前の政府への届出を行うまたは認可を得ることを要する場合もある。国の国際収支が悪化した場合、当該国が海外からの送金を一時的に制限する可能性がある。ファンドはまた、送金のために必要な政府の承認の遅れまたは拒否により、および投資上のその他の制限の適用により悪影響を受ける可能性がある。地域市場に対する投資について、ファンドは追加費用の負担を伴い得る特別手続の採用を要求されることがある。こうした要因がある国に対するファンドの投資の流動性に影響を及ぼすことがある。投資顧問会社は上記の要因がファンドの投資に及ぼす影響を監視する。

サイバー・セキュリティーリスク

ファンドの事業の一部として、管理会社および投資顧問会社は、ファンドの取引に関する情報および受益者の個人識別情報を含む大量の電子情報を処理、蓄積および送信する。同様に、ファンドのサービス・プロバイダーも、当該情報を処理、蓄積および送信する場合がある。管理会社および投資顧問会社は、当該情報の保護ならびにデータ喪失およびセキュリティー侵害の防止のために合理的に設計されていると考える手続きおよびシステムを整備している。しかしながら、かかる措置は絶対的なセキュリティーを提供することはできない。未承認のデータアクセスを得るために利用される技術、ディセーブル・サービス／デグレード・サービス、または妨害システムは頻繁に変化し、長期間について発見することは困難である可能性がある。第三者から取得したハードウェアまたはソフトウェアには、設計上もしくは製造上の欠陥またはその他情報セキュリティーを危殆化させる想定外の問題を孕んでいる可能性がある。第三者から管理会社および投資顧問会社に提供されたネットワーク接続サービスは、危殆化しやすい可能性があり、管理会社または投資顧問会社のネットワーク侵害につながる可能性がある。システム、設備またはオンラインサービスは、従業員の過失もしくは不正行為、政府の調査またはその他セキュリティー上の脅威の影響を受けやすいことがある。管理会社または投資顧問会社の情報システムの侵害の結果、ファンドの取引に関する情報および受益者の個人識別情報が喪失したり、不正にアクセス、使用または開示される可能性がある。

管理会社、投資顧問会社およびファンドのサービス・プロバイダーも、同様の電子情報セキュリティー上の脅威にさらされている。サービス・プロバイダーが適切なデータセキュリティー方針を採用し、それを着実に履行できない場合またはそのネットワークへの侵害が発生した場合には、ファンドの取引に関する情報および受益者の個人識別情報が喪失したり、または不正にアクセス、使用もしくは開示される可能性がある。

ファンドの専有情報の喪失または不正なアクセス、使用もしくは開示の結果として、ファンドは、財務上の損失、事業の中断、第三者に対する負債、規制当局の介入または悪評等を被る可能性がある。上記のいずれの事象も、ファンドおよび受益者のファンドへの投資に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

流動性リスク

ファンドの証券またはポジションは、希望する時点または価格で評価し、または売却することが困難となるおそれがあるため、当該ファンドの買戻請求に応じる能力に影響を及ぼす可能性がある。

概要

流動性リスクは、証券の種類、売却に対する制限および市況を含む様々な要因により発生する可能性がある。

一部の証券（とりわけ投資適格未満の債務証券、小型株、新興市場の発行体の証券、144Aにより発行される証券および少額発行に相当する証券）は流動性が低く、頻繁には取引されないまたは比較的小規模の市場もしくは決済期間が長い市場で取引される。

売却が困難な証券は、流動性のより高い証券の売却よりも多くの時間および多額の費用（仲介手数料およびその他の取引費用を含む。）を必要とすることが多い。

流動性リスクは、とりわけ、経済、市場もしくは政治に関する事象、投資者の認識の悪化、または特定の発行体、業種もしくは投資区分の市場への前触れがない可能性がある急激な変化等の極端な市況において増大する可能性がある。

流動性リスクおよび特定の資産クラスへの影響は、市場、取引および商品が発展していくにつれて、長期的かつ予想外に変化することがある。

ファンドへの影響

極端な市況では、とりわけ自発的な買い手が不足することにより、ファンドがそのポジションもしくは保有資産を換価することが不可能となるか、またはかかる換価に多額の経費がかかる場合がある。結果として、当該ファンドは、廉価での換価を余儀なくされるか、または投資対象を売却することが全くできなくなる可能性がある。

証券を売却することができない場合には、ファンドの価額が悪影響を受けるか、または当該ファンドが新たな投資機会を活用することができなくなる可能性がある。

流動性リスクは、ファンドが必要な期間内に買戻請求に応じる能力、現金を調達する能力、および／または、収益を分配する能力にも影響を及ぼすことがある。

大量の買戻請求が流動性リスクを招く場合もある。大量の買戻請求に応じるためには、ファンドは、通常、最も流動性の高い証券をまず売却しなければならなくなるか、または割安と考えられる価格で流動性の低い証券を売却しなければならなくなる。

流動性リスク管理手法

流動性リスクを軽減するため、トラストは、以下のような様々な形でファンドの流動性管理の一助となる流動性リスク管理手法を導入している。

・　買戻ゲート
・　スイング・プライシング
・　買戻請求に応じるための一時的な借入れ
・　特定の状況において買戻しを停止する能力

受益者は、かかる流動性リスク管理手法の導入が、特定の状況においては受益者の買戻権または受益者の保有する受益証券の買戻価格に影響を及ぼす場合があることに留意すべきである。

流動性リスク管理手法に関するさらなる情報については、後記「借入リスク」、「第２　管理及び運営、２　買戻し手続等、（１）海外における買戻し手続等」および「４　資産管理等の概要、（１）資産の評価、①　純資産価格の計算」の項を参照のこと。

市場リスク

多くの証券の価格および利回りは、広範囲にわたる要因に基づき、頻繁に、時として大きなボラティリティを伴って変動し、また下落する可能性がある。かかる要因の例としては、以下のものが挙げられる。

・　政治および経済に関するニュース
・　政策
・　技術および商慣行の変化
・　人口動態、文化および人口の変化
・　健康に対する危機（すなわち、世界的感染症および流行病）
・　自然災害または人的災害
・　天候および気候パターン
・　科学的発見または調査上の発見
・　エネルギー、商品および天然資源の原価および入手可能性

上記の疾病または事象に対する公衆の不安および／または反応が、現在または将来においてトラストの投資対象および純資産価額に悪影響を及ぼす可能性があり、市場のボラティリティの増大につながる場合がある。また、かかる疾病または事象の発生および存続は、特定の国または世界各国の経済および金融市場に悪影響を及ぼすことがある。市場リスクがもたらす影響は、即時的もしくは漸次的、短期的もしくは長期的、または局所的もしくは広域的なものとなる可能性がある。

通貨リスク

ファンドの裏付けとなる投資対象は、当該ファンドの表示通貨とは異なる一または複数の通貨で表示されることがある。これは即ち、かかる裏付けとなる投資対象の為替変動が当該ファンドの受益証券の純資産価格に大きな影響を及ぼすことがあることを意味する。ファンドによる特定の通貨建て証券への投資は、当該通貨の価値が一または複数の他の通貨に関連して変動するリスクを負っている。通貨の価値に影響を及ぼし得る要因は、貿易収支、短期金利レベル、異なる通貨建ての類似資産の相対的価値の相違、長期的投資機会、元本の値上り益および政治的展開等である。ファンドは、ファンドの通貨以外の通貨建て資産の比率につき制限されない。

投資顧問会社は上記のリスクを考慮して、一または複数の通貨、複数通貨に関する先物契約およびそのオプション、複数通貨に関する先渡し予約またはこれらの組合せに投資を行うことにより当該リスクを軽減するためヘッジを行うことができる。投資顧問会社は当該通貨ヘッジ取引を実行する義務を負わず、その完全な裁量において当該行為の実行を選択することができる。ただし、当該戦略が有効であると保証することはできない。さらに、ファンドは、ファンドの投資目的および投資方針の特定限度に従って、通貨オプションまたは先渡し契約のような通貨デリバティブを用い、ロング・ポジションまた

はショート・ポジション戦略により積極的な投機的投資機会を追求することができる。当該取引は多大のリスクを伴っており、外国為替取引が実行される市場はきわめて不安定なことがある。

さらに、一部のファンドの受益証券は複数の通貨で販売されるため、当該ファンドおよび受益証券の所持人は一定の追加的通貨リスクにさらされる。例えば、当該ファンドは、特定の取引日に受け付けられたが、保管受託銀行が次回の取引日まで実際のユーロ建て申込額を受領しないユーロ建て申込について米ドル／ユーロの為替レートの不利な変動によるリスクを負うことがある。また、ファンドは、ユーロ建ての買戻し後および買戻しを行う受益者に対するユーロ建て買戻額の支払前のユーロに対する米ドルの値下がりによるリスクを負うことがある。

さらに、ファンドが当該ファンドの通貨以外の通貨でファンドの受益証券の純資産価格を引用する場合、当該評価額は各評価時点におけるその他の申込通貨の直物為替相場に由来する。従って、かかる他の申込通貨で実行される受益証券への投資につき買戻し時に受益者が最終的に実現する総収益は、申込日から買戻日までの当該他の申込通貨とファンドの通貨の間の為替レートの変動により、直接に有利または不利な影響を受けることになる。ファンドの通貨と他の申込通貨の間の申込額および買戻額の換算に関する一切の費用は関係ファンドが負担し、当該ファンドの受益証券に帰属する。

海外における販売会社は、時に、投資者に対し受益証券の申込および買戻しのためファンドの申込通貨以外の一定の通貨を利用することを認める外国為替ファシリティを取り決めることがある。当該取引は、トラストとは関係なく、投資者自らがリスクおよび費用を負担して実行する。当該ファシリティを利用する投資者は、申込に基づく決済時期およびトラストへの投資期間中の為替相場の変動に関する外国為替リスクを負うことがある。

借入リスク

ファンドは、受益証券の買戻しを含む一時的な目的のため、非公開で取り決められる取引において銀行その他の機関からファンドの資産総額の10%を超えない額の借入れを行うことができる。借入れにより、ファンドは、当該行為の実行により不利益を被ることになる時期に組入証券の清算を要することなく、上記の一定の業務の資金調達を行う機会を得る。借入金に対する支払利息およびその他の費用を超える組入証券上の投資収益もしくは利益または組入証券の保持による取引費用の削減は、借入れが行われない場合に比べ、純利益または受益証券１口当たり純資産価格を増大させる。他方、保持されている証券上の収益または利益（適用ある場合）が借入金に対する支払利息およびその他の費用をカバーしない場合、純利益または受益証券１口当たり純資産価格は借入れが行われない場合を下回ることになる。

組入証券の貸付

ファンドは組入証券の担保付貸付を行うことができる。組入証券の貸付リスクは、他の信用供与と同様に、借主が財政的に破綻した場合に、担保上の権利を喪失する可能性がある点である。さらに、ファンドは、借主の不履行に基づき換金される担保物件の売却により、貸付証券と差し替えるに十分な手取金を得られないリスクにさらされる。特定の借主に証券を貸付けるか否かを決定する際、投資顧問会社は、借主の信用度を含むすべての関連事実および状況を考察する。証券の貸付が行われている間、借主は、ファンドに対し、かかる貸付により得た収益を支払い、ファンドは、現金担保を短期金融商品に投資しかつこれにより追加収益を受取ることができ、または同等の担保物件を引き渡した借主から合意した額の収益を受け取ることができる。ファンドは、議決権、引受権および配当金、利息または分配金を受ける権利等の所有者としての権利を行使するため、貸付証券または同等の証券の登録所有権を取り戻す権利を有する。ファンドは、貸付に関連し合理的な範囲の斡旋手数料、管理費およびその他の費用を支払うことができる。

元本からの分配リスク

分配型クラス（支払われる分配額が管理会社の取締役会により決定されるクラス、支払われる受益証券１口当たりの分配額が固定されたクラス、および支払われる分配額が総収益を基礎とするクラスを含む。）のあるファンドは、当該分配型クラスに帰属する純収益の全部に等しいまたはこれを超える額の分配金を支払う場合がある。よって、かかる分配型クラスの分配金は、ファンドの元本から支払われる

ことがある。かかる分配金は、関連する分配型クラスに帰属する総収益（手数料および費用の控除前）、実現および未実現利益ならびに元本を支払原資とする場合がある。投資者は、純収益（総収益から手数料および費用を控除した額）を超える額の分配金が当該投資者の当初投資額に対するリターンとなる場合があり、よって、その結果として、関連するクラスの受益証券１口当たり純資産価格が減少するとともに、資本蓄積も減少する可能性があることに留意すべきである。元本からの分配は、一部の法域においては所得として課税される場合がある。

分配が実施されるという保証はない。分配利回りが高いからといって、必ずしもリターンがプラスまたは高額になることを意味するものではない。

課税リスク

ファンドは、例えば、一部組入証券に帰属する収益または実現された売買益のため課税されることがある。一定の場合に、租税条約が締結され、当該課税による影響の除去または改善に役立つことがある。その他、かかる租税条約が存在しない場合もある。例えば、ファンドは米ドル建て発行体の株式に投資することがある。アメリカ合衆国の会社の株式上の配当は、通常、アメリカ合衆国の30%の源泉税を課される。アメリカ合衆国の債務者の一定の債務に対する支払利息も同様にアメリカ合衆国の30%の源泉税を課される。ファンドが投資するアメリカ合衆国以外の国の証券（ADRs、EDRsおよびGDRsを含む。）上の配当は、裏付けとなる証券の発行体の居住国により源泉徴収税を課されることがある。一般に、かかる税金は、源泉国とトラスト居住国の間の租税条約に基づき還付されずまたは減税されない。適用ある税法およびその解釈について、将来、受益証券の純資産価格に悪影響を及ぼすような変更または改正が行われないと保証することはできない。

FATCAおよび源泉税リスク

2010年に米国の2010年雇用促進対策法の一部である外国口座税務コンプライアンス法が制定された。同法は、一般的に米国域外の金融機関（以下「外国金融機関」または「FFI」という。）に対し、「特定米国人」が直接的または間接的に保有している「金融口座」に関する情報を年次ベースで米国課税当局に提供することを要求するものであり、これを遵守しない場合には、一定の米国源泉の収益および総手取額に対して源泉徴収を行うものである。

米国への一定の実際の投資およびみなし投資に関連して行われる一定の支払（収益総額の支払を含む。）に課税される30%の米国源泉税を回避するために、ファンドは、一般的には米国内国歳入庁（以下「IRS」という。）に適宜登録し、一定の直接的および間接的な米国口座保有者（債券保有者および株式保有者を含む。）に関する情報について、特定および報告を行うことに合意することが義務づけられる。ルクセンブルグは、米国との間で、上記の源泉徴収・報告規則を実施するためのモデル1A政府間（相互）協定（以下「US IGA」という。）を締結した。ファンドがUS IGAおよびその施行法を遵守する限りにおいて、投資顧問会社は、当該米国源泉税が課税されることはないと予想している。

ファンドの非米国投資者は、一般的に、その直接的および間接的な米国人所有について確認する情報をファンド（または一定の場合において非米国投資者による当該投資を仲介した販売会社、仲介機関またはその他事業体（以下、それぞれを「仲介機関」という。））に提供することが求められる。US IGAに基づき、ファンドに提供された情報は、ルクセンブルグ財務大臣またはその受任者（以下「ルクセンブルグ財務相」という。）と共有され、米国人所有でない限り、報告規則が免除される。ルクセンブルグ財務相は、報告を受けた当該情報を年次ベースで自動的にIRSに提供する。1986年米国内国歳入法（改正済）（以下「IRC」という。）の第1471（ｄ）（４）条の意味における「外国金融機関」にあたる非米国投資者も、一般的にはIRSに適時に登録し、自身の一定の直接的および間接的な米国口座所有者（債券保有者および株式保有者を含む。）に関する情報について、特定および報告を行うことに合意することが義務づけられる。ファンド（または適用ある場合は仲介機関）に対して当該情報の提供を怠った非米国投資者または（場合により）適時に登録して当該口座保有者に関する情報の特定を行うことおよび当該口座保有者に関する情報を報告することに合意することを怠った非米国投資者には、ファンドによる米国への実際の投資およびみなし投資に起因する支払に対するその持分について30%の源泉税が課税さ

れることになり、管理会社は、必要な情報を提供することを怠ったかまたは当該要求事項を遵守しなかったことで当該源泉税が課税されうることになる該当する投資者によって、かかる源泉税が経済的に負担されることを確保するため、当該投資者のファンド証券または買戻代金に関しあらゆる措置をとることができる。受益者は、自身のファンドへの投資に及ぼす上記規則の潜在的影響について、自身の税理士等に相談するべきである。

非米国受益者は、また、ファンド証券の買戻しについて米国情報報告および予備源泉徴収の免除のため、ファンド証券の実質的保有およびかかる実質的保有者が非米国人であることについて、ファンドに一定の証明書の作成を要請することができる。

他の第三国の財務当局（以下「外国財務当局」という。）に対する類似の報告制度を導入する場合には、ルクセンブルグ政府によって、US IGAに類似するさらなる政府間協定（以下「追加IGA」という。）が締結される可能性がある。

ファンドへの投資（またはファンドへの投資の継続）によって、投資者は以下を承認したものとみなされる。

（ｉ）ファンド（またはその代理人もしくは仲介機関）は、投資者に関する一定の秘密情報（投資者の氏名、住所、納税識別番号（もしあれば）、社会保障番号（もしあれば）を含むがこれらに限定されない）ならびに投資者の投資に関する一定の情報をルクセンブルグ財務省に開示しなければならない場合があること。

（ii）ルクセンブルグ財務相は、上述のとおり、IRS、ルクセンブルグ財務相およびその他の外国財務当局に対し情報を提供する場合があること。

（iii）ファンド（またはその代理人もしくは仲介機関）は、IRS、ルクセンブルグ財務相およびその他の外国財務当局に登録を行う際に、またはかかる当局がファンドに（またはその代理人に直接）追加照会を行った場合に、かかる当局に対し一定の秘密情報を開示する場合があること。

（iv）ファンドまたは仲介機関は、投資者に対し、ファンドまたは仲介機関がルクセンブルグ財務相に対し開示する義務のある追加の情報および／または書類を提供するよう求める場合があること。

（ｖ）投資者が要求された情報および／または書類を提供しない場合、および／または適用ある要求事項を遵守しない場合、ファンドは、あらゆる措置を講じる権利および／またはあらゆる改善措置を遂行する権利を留保するものであること。それには、当該投資者のファンド株式または買戻代金に関して課された源泉徴収税が当該投資者によって経済的に負担されることを確保するための措置および当該投資者のファンド株式の強制的買戻しが含まれるが、これに限定されるものではないこと。

（vi）かかる措置または改善措置によって影響を受ける投資者は、FATCA、いずれかのUS IGAもしくはいずれかの追加IGA、または大本の関連法令規則を遵守するために、ファンドによって、またはファンドのために講じられた措置または遂行された改善措置の結果として負ったいかなる形態の損害または負債についてもファンド（またはその代理人）に対してその賠償を請求しないこと。

持続可能性リスク

持続可能性リスクとは、発生した場合に、潜在的にまたは実際にファンドの投資対象の価値に重大な悪影響を及ぼす可能性がある環境、社会またはガバナンスに関する出来事または状況を意味する。持続可能性リスクは、それ自体のリスクを示すかまたはその他のリスクに影響を及ぼす可能性があり、市場リスク、オペレーション・リスク、流動性リスクまたはカウンターパーティ・リスクなどのリスクの大きな要因となることがある。持続可能性リスクは、投資家へのリスク調整後の長期的なリターンに影響を及ぼすことがある。持続可能性リスクの評価は複雑であり、また、入手が困難であり、かつ、不完全であるか、推定によるものであるか、古いものであるか、または、それ以外の重要な点において不正確である環境、社会またはガバナンスに関するデータに基づくことがある。特定された場合であっても、これらのデータが正確に評価されるという保証はない。

持続可能性リスクの発生の結果として生じる影響は、特定のリスク、地域または資産クラスによって多岐にわたる可能性がある。一般的に、ある資産に関して持続可能性リスクが発生した場合、悪影響が生じ、潜在的にその価値の損失が生じるため、ファンドの純資産価額に影響が生じる。

ファンドのリスク

投資戦略リスク

ファンドは、下記に記載されるいくつかのまたはすべてのリスクを含む特別考察およびリスクにさらされている。従って、ファンドの投資目的が達成され、または投資された元本が維持され、または元本の値上り益が発生する保証はない。投資結果は、実質的に毎月、毎四半期または毎年変動する。ファンドへの投資は、完全な投資プログラムを反映するものではない。

カントリー・リスク（新興市場）

ファンドは新興市場の発行体の証券への投資を認められることがある。その結果、ファンドは、より発展した市場に所在する発行体の株式のみに投資するファンドに比べ、より大きな値動きとかなりの流動性不足を経験することがある。新興市場の発行体が発行する証券に対する投資には、発達した市場の発行体が発行する証券に投資することに通常伴うリスクに加え、以下の重大なリスクを伴う。

（ｉ）取引高が少なくまたは取引が生じないことにより、発達した資本市場において同等の発行体が発行する証券に比べて、流動性が失われ、また値動きが大きくなること。

（ii）国家政策の不確実性および社会・政治・経済情勢の不安定により、資産収用、没収的課税、高インフレ率または外交関係の悪化等の事態が生じる可能性が増大すること。

（iii）為替レートが変動しうること、投資対象に適用される法制度が異なること、および為替管理、保管上の制約その他の法律・規制が存在しまたは今後課せられる可能性があること。

（iv）国益に影響を及ぼすものとみなされる発行体または産業への投資に対して課せられる制限等、ファンドの投資機会の制約につながる国家政策が実行されうること。

（ｖ）民間・外国投資、および私有財産に係る法整備が欠如しているか、または未整備であること。

新興市場の発行体への投資に関するその他のリスクには、証券の発行体に関する公開情報の提供が少ないこと、決済実務がより発展した市場におけるものとは異なるため、遅れを生じるかまたは資産の損失もしくは盗難からファンドを完全に保護できない可能性、会社または産業が国有化される可能性、収用または没収に係る課税および外国の課税制度の賦課等が含まれる。新興国の証券への投資はまた、概して、為替換算費用、一部外国市場における高額の仲介手数料および外国保管人における証券の保管費用により経費が増大することにもなる。

新興市場の発行体は、発展した市場の企業が従うべきものと比較できるような会計、監査および財務上の報告基準および要件に従わないことがある。一部新興市場諸国において、報告基準が大幅に異なっている。その結果、発展した市場で用いられる株価収益率等の伝統的な投資上の測定値が、一部新興市場において適用されないことがある。

すべての新興市場において一般的である上記のリスクに加え、ロシアに対する投資に関連する特別リスクが存在する。投資者は、ロシア市場が証券の決済および保管ならびに資産の登録（登録機関が必ずしも有効な政府の監督に従わないことがある。）に関連する特別リスクを提示することに留意するべきである。ロシアの証券は、保管受託銀行またはそのロシアにおける地域代理人に現物が預託されない。そのため、保管受託銀行またはそのロシアにおける地域代理人のいずれも従来の意味での現物保管または保管の機能を履行しているとみなされることはできない。保管受託銀行の責任は、自らの過失および故意の不履行とそのロシアにおける地域代理人の故意の不正行為のみに限定され、登録機関の清算、破産、過失および故意の不履行による損失には及ばない。上記の損失の場合、トラストは、発行体および／またはその任命された登録機関に対しトラストの権利を追求しなければならない。

カントリー・リスク（中国）

中国における投資者の法的権利は不確実であり、政府の介入は珍しくなく予測不可能であり、中国国外からの投資者には保有制限および報告要件（予告なくいつでも変更されるおそれがある。）が課されており、主要な取引および保管のシステムの中には実証されていないものもある。さらに、中国への投資は、新興／フロンティア市場リスクも伴う。

中国では、ファンドがFII（以下に定義される。）のライセンス、中国コネクト制度（以下に定義される。）またはその他の方法（その規制については未検証であり、変更される可能性がある。）により購入することがある証券に対するファンドの権利（法的措置を講じる権利を含む。）を裁判所が保護するかは不確実である。

中国の資本市場に関する規制上、法律上および税務上の枠組みは、先進国ほど整備されていない可能性があり、法令および税法の変更は、ファンドによる中国への投資に影響を及ぼすおそれがある。また、中国企業の一般に入手可能な情報は少ない場合があり、中国企業は先進国で設立された企業とは重要な点で異なる会計基準に従っていることから、かかる情報は信頼性が低い可能性がある。そのため、開示および透明性の水準が低いことが中国への投資の価値に影響を及ぼすことがある。

中国では、政府は、通貨である人民元（RMB）の形態を２つ維持している。国内人民元（CNY）は中国国内でのみ使用されており、自由に交換することはできず、為替管理の対象となる。国外人民元（CNH）は中国国外で使用されており、誰もが所有することができ、中国国外で自由に取引可能であるが、やはり管理の対象となり、制限に服し、利用可能枠が課される。現在、CNYとCNHの為替レートは市場の需給に基づいているが、政府による管理および統制という要素ならびに政府がCNYからCNHへの交換に対する制限を課すか、または変更する可能性を抱えている。したがって、ファンドによる中国への投資には、（CNHとCNYの間の）為替リスクというさらなる階層があり、これは市場原理ならびに政府の方針および措置の影響を受けるものであり、重大なボラティリティ・リスクおよび流動性リスクをもたらす可能性がある。

中国コネクト

ファンドは、中国コネクト制度を通じて適格中国Ａ株（以下「中国コネクト証券」という。）への直接投資または間接投資を行うことができる（中国コネクト証券と連動している金融商品およびその他の市場アクセス商品への投資を含む。）。中国コネクト制度とは、とりわけ香港証券取引所（SEHK）、上海証券取引所（SSE）、深圳証券取引所（SZSE）（以下、SSEとあわせて、それぞれ「中国コネクト市場」という。）、香港中央結算有限公司（HKSCC）および中国証券登記結算有限責任公司（チャイナクリア）が中国本土と香港の間で証券市場への相互アクセスを実現することを目的として整備した証券の取引および清算の接続プログラムである。中国コネクト制度の下では、上海コネクトおよび深圳コネクトは相互に独立して運営されるが、大要類似する規制上の枠組みに服し、SEHKは、秩序ある公正な市場を確保するために取引が停止される可能性がある。

中国コネクト制度は比較的新しいため、依然として十分に整備されておらず、中国コネクト制度および取引を規定している規則は変更される可能性があり、証券および商品の利用可能性は変動することがある。したがって、中国コネクト制度での取引には、流動性リスク、取引相手方リスクおよび最良執行リスクなどの追加のリスクがある。また、中国コネクト証券への投資に伴うファンドの様々な権利は未だ不明確であり、より発展した市場とは異なる可能性がある。

ファンドは、随時発令される適用ある規則および規制に従い、中国コネクト制度が提供する「ノースバウンド取引リンク」を通じて中国コネクト証券に投資することができる。ノースバウンド取引リンクの下では、ファンドは、香港のブローカー、ならびに（上海コネクトの下での取引については）上海および（深圳コネクトの下での取引については）深圳においてそれぞれSEHKが設立した証券取引サービス会社を通じて、関連する中国コネクト市場それぞれに対して注文を回送することにより、当該関連する中国コネクト市場に上場されている中国コネクト証券を取引する注文を行う。

中国コネクト制度の下では、香港交易及結算所有限公司（HKEx）の完全所有子会社でもあるHKSCCが、香港市場の参加者および投資者が執行した取引の清算および決済ならびに預託サービス、名義人サービ

スおよびその他の関連サービスの提供につき責任を負う。HKSCCが運営する香港中央結算系統（CCASS）のブローカー口座および保管口座で保有される中国コネクト証券は、HKSCCまたはCCASSの債務不履行または破産の影響を受けやすい可能性がある。

ノースバウンド取引リンクでの取引の対象となる中国コネクト証券には、SSEおよびSZSEに上場されている特定の株式が含まれるが、変更される可能性があり、対象となるための様々な条件に服する。

中国コネクト証券の取引はすべてRMBで行われるが、RMBはファンドの基準通貨ではない場合がある。

中国コネクト制度での取引には、ノースバウンド取引リンクを通じた越境取引の最大純買付価額を制限する１日当たりの投資枠が設定されており、かかる投資枠は、変更され、買注文の利用可能性に影響を及ぼす可能性がある。

中国コネクト証券はチャイナクリアで保有される。HKSCCは、チャイナクリアの直接参加者であり、ノースバウンド取引リンクにより投資者が取得した中国コネクト証券は、HKSCCがチャイナクリアに開設した名義人証券口座にHKSCCの名義で記録され、HKSCCがかかる中国コネクト証券の名義人保有者となり、かかる中国コネクト証券は、チャイナクリアに預託されて保有され、HKSCCの名義で、関連する中国コネクト市場の上場企業の株主名簿に登録される。

HKSCCは、関連するCCASSの清算参加者のCCASS株式口座にかかる中国コネクト証券に対する持分を記録する。HKSCCは、ファンドの保管者との間で直接的または間接的な保管の取決めを締結している清算参加者を代理してかかる証券の実質的権利を保有するかかる証券の法律上の所有者とみなされる。かかる中国コネクト証券は、HKSCCがチャイナクリアに開設した名義人口座に記録され、ノースバウンドの投資者は、適用法に従ってかかる証券に対する権利および持分を保持する。

ノースバウンド取引リンクを通じて投資を行うファンドは、中国コネクト証券の最終的な所有者と認められる。ファンドは、名義人保有者であるHKSCCを通じて権利を行使し、中国コネクト証券について議決権を実際に支配する権利を保持することができる。名義人であるHKSCCは、HKSCCを通じて保有される中国コネクト証券に係る権原を保証せず、実質的所有者（当該ファンドなど）を代理して所有していることに伴う権原またはその他の権利を行使する義務を負わない。そのため、実質的所有者である、ノースバウンド取引リンクを通じて投資を行うファンドの正確な性質および権利は、完全には確定されておらず、さらなるリスクにさらされる。

ファンドがHKSCCのパフォーマンスまたは支払不能により生じた損失を被った場合、ファンドは、HKSCCに対し直接的な法的手段をとることはないが、これは、適用法ではHKSCCとファンドまたは預託機関の間に直接的な法的関係は認められないためである。チャイナクリアが債務不履行に陥った場合、HKSCCの契約上の責任は、債権について参加者を支援することに限られる。失った資産を回復させようとするファンドの試みには、大幅な遅滞および多額の費用が伴うおそれがあり、成功しない場合がある。

革新的成長企業の株式を主とする中国コネクト証券の中にはチャイネクストで取引されるものがある。チャイネクストは、SZSEの多層資本市場の一部である。チャイネクストでの投資は、その他の市場で中国コネクト証券に投資するリスクとは異なるリスクを伴う可能性がある。

FII

ファンドは、外国機関投資家（FII）プログラム（最近の中国における規制の整備に基づき現在は１つのプログラムにまとめられている適格外国機関投資家（QFII）プログラムおよびRMB適格外国機関投資家（RQFII）プログラムを含む。）に基づく適格FIIのライセンスを用いて中国本土の証券に投資することができる。FIIのライセンスによる投資には、特有のリスクが伴う。例えば、FIIのライセンスの保有者がすべての必要条件を満たしていない場合、またはFIIのライセンスの保有者が適用法令に違反した場合、当該FIIのライセンスの保有者の地位は、剥奪されるか、または変更されることがある。

FIIのライセンスによる投資には、本国送金リスクおよび流動性リスクが伴うが、これは、市場が国家外為管理局（SAFE）および中国人民銀行（PBOC）の規制を受けるためであり、SAFEおよびPBOCは、投資顧問会社の支配の及ばない措置を講じることがある。関連するFIIに関する規制は、FIIによるオンショア投資およびオンショア資本管理に対する一定の規制上の制限を緩和すべく最近改正されたが（投資割

当枠の制限撤廃および投資収益の本国送金プロセスの簡素化を含むが、これらに限定されない。）、これは全く新たに整備されたものであるため、実際に、特に初期段階で、どの程度効果的に実施されるかについては不確実性がある。一方、最近改正されたFIIに関する規制により、いくつかある観点の中で特に情報開示に関してFIIに対する継続的な監督の強化もなされている。特に、FIIは、その対象となる顧客（FIIプログラムにより中国本土の証券に投資するファンドなど）が中国の持分開示規則を遵守することを確保し、かつ、かかる対象となる顧客を代理して要求される開示を行うことを義務付けられている。また、中国証券監督管理委員会（CSRC）は、FIIのライセンスによる国内投資に関連するオフショアのヘッジ手段ポジションを報告するようFIIに要求することもある。報告される情報には、該当する場合、ファンドに関する情報が含まれることがある。

また、強制執行措置の性質および将来における規制の変更を予測することはできない。

投資顧問会社の子会社であるアライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッドは、RQFIIのライセンスを保有している。

CIBM

ファンドは、中国銀行間債券市場（CIBM）を通じて債務証書への直接投資または間接投資を行うことができる。CIBMは、中国の２つの主要証券取引所の外にある店頭市場であり、一般に債券価額ベースで中国における総取引高の90％強に相当する。CIBMは、PBOCによる規制および監督を受けている。

CIBMでの取引は、PBOCが公布した関連する規則（公告（2016年）第３号を含むが、これに限定されない。）ならびにその他の上場、取引および運営に関する規則（CIBM規則）に服する。ファンドは、CIBM規則（公告（2016年）第３号（外国アクセス制度）または中国本土と香港の間の相互債券市場アクセスの管理のための暫定措置（政令第１号（2017年））（ボンド・コネクト）など）に従って外国機関投資家としてCIBMに投資することが認められている。

CIBMで取引される主な債務証書としては、国債、社債、債券現先取引、債券貸付、PBOC手形およびその他の金融債務証書が挙げられる。CIBMは整備の初期段階にあるため、時価総額および取引高が、より発展した市場の時価総額および取引高よりも少ない可能性がある。PBOCは、CIBMの上場、取引および機能に関する規則を制定することならびにCIBMの市場運営者を監督することにつき責任を負う。現行のCIBMの下では投資枠の制限はないが、PBOCがかかる制限を公布した場合には、将来、中国からの資金の本国送金にかかる制限が課される可能性がある。将来における中国からの資金の本国送金に対する制限は、ファンドの買戻しに応じる能力に影響を及ぼすことがある。

CIBMを通じた取引には流動性リスクが伴う。CIBMで取引される証券の買呼値／売呼値スプレッドは大きくなることがあり、取引高が低迷している証券の場合には大幅に変動する可能性がある。多額の取引および現金化に係る経費がファンドに発生する場合があり、ファンドは、かかる証券を売却するときに損失を被る可能性もある。

証券の引渡しおよび代金の支払の同時履行（DVP）決済が、すべてのCIBMにおける債券取引について中央国債登記結算有限責任公司（CCDC）および上海精算所（SCH）が用いている主要な方法であるが、それでもなお決済リスクが存在する。中国におけるDVPの慣行は、先進国市場におけるDVPの慣行とは異なる場合がある。例えば、決済は、即座に行われるのではなく、数時間以上の遅滞が発生することがある。取引相手方が取引に基づく義務を履行しないか、またはその他CCDCもしくはSCHに起因する不履行が生じた場合には、ファンドは損失を被る可能性がある。

CIBMは比較的新しく、運営歴が浅いため、CIBMへの投資は、規制リスクおよび税金リスクを負う。CIBMに関する適用ある法令および法的要件も同様に新しいため、これらは変更される可能性があり（CIBMでの購入に関する免税を含む。）、それらの解釈および施行には著しい不確実性が伴う。中国の現行の法令、方針および慣行の変更（潜在的に遡及効果のある変更を含む。）も、中国企業およびその証券の取引に影響を及ぼす可能性がある。企業組織、破産および支払不能を規定する中国法により証券保有者に提供される保護は、より発展した国の法律に比べて実質的に劣ることがある。これらの要素は、（個々にまたは組み合わさって）ファンドに悪影響を及ぼすおそれがある。

ファンドは、外国機関投資家としてCIBMに投資することができる（後記「外国アクセス制度」および「ボンド・コネクト」を参照のこと。）。これらの方法のいずれについてもCIBM規則に基づく投資枠制限はないが、ファンドのオンショアの決済代理人または登録代理人は、ファンドの投資に関する情報をPBOCに届け出なければならず、重大な変更について届出書類を更新しなければならない。PBOCは、オンショアの決済代理人およびトラストによる取引を監督しており、CIBM規則を遵守しない場合には、トラストおよび／または投資顧問会社に対し取引停止および強制撤退などの行政措置を講じることがある。CIBMの証券は、CIBMで取引を行う事業体が直接的または間接的に保有することができる。

直近の規制の整備としては、2020年９月に、PBOC、CSRCおよびSAFEが共同で外国機関投資家による中国の債券市場への投資に関する諮問案を公表したが、かかる諮問案は、正式に公布された場合、外国人投資家によるCIBMへの投資に係るアクセス申請、保管モデルおよびその他の面に変更をもたらすことになる。

外国アクセス制度

この方法により、CIBMへの直接投資を行うことを希望する外国機関投資家は、関連する当局にて関連する届出および口座開設を行うことにつき責任を負うオンショアの決済代理人を通じてかかる直接投資を行うことができる。口座が開設されると、二者間の交渉またはクリック・アンド・ディールにより証券の取引を行うことができる。二者間の交渉は、すべての銀行間商品に適用され、CIBMの統合取引プラットフォームである中国外国為替取引システム＆全国銀行間資金調達センター（CFETS）を用いる。ワン・クリック取引は、現物債券および金利デリバティブのみに適用される。

第三者事業体が債券について二者間の値付けを確保するマーケット・メーカーの仕組みが2001年に導入されており、かかる仕組みにより、取引および決済に係る経費を低減することができる。債券取引は、取引毎に自主交渉を通じて二者間取引により行わなければならない。新発債取引の買呼値および売呼値ならびにレポ金利は、取引の当事者が独自に決定しなければならない。両当事者は、通常、債券および資金の受渡しの指示を出し、合意した日に受渡しを行うことを定める。CIBMで取引される債券の種類によって、清算および決済の機関は、CCDCまたはSCHとなる。外国アクセス制度を通じて取引を行う場合、CIBMの証券は、ファンドの現地口座（現在はCCDCまたはSCHのいずれか）の１つにおいてファンドの名義で保有される。

CIBMダイレクトRFQ取引

2020年９月、CFETSによりCIBMダイレクトRFQ取引サービスが開始された。かかるサービスの下では、外国アクセス制度に基づく外国人投資家は、値付け依頼（RFQ）を行うことにより国内のマーケット・メーカーとの間の現物債券取引の勧誘を行い、CFETSシステムで取引を確認することができる。外国アクセス制度に基づく新しい取決めとして、CIBMダイレクトRFQ取引は、実施においてさらなる調整がなされる可能性および不確実性が存在する可能性があり、ファンドがCIBMダイレクトRFQ取引の仕組みを通じて取引を行う限りにおいて、ファンドの投資に悪影響を及ぼすことがある。

外国アクセス制度の下では、すべての届出、登録および口座開設は第三者が行わなければならないため、ファンドは、取引相手方リスクおよびオペレーショナル・リスクにさらされる可能性がある。

ボンド・コネクト

2017年、２つ目のノースバウンド取引リンクであるボンド・コネクトを外国人投資家が利用できるようになった。ボンド・コネクトとは、中国本土と香港の間の相互債券市場アクセスの管理のための暫定措置（政令第１号（2017年））の通称である。中国本土の当局による規制を受け、ボンド・コネクトは、CFETS、CCDC、SCH、HKExおよび香港証券保管決済機関（CMU）が確立した香港と中国本土の間の相互債券市場アクセスを可能にするものである。適格外国人投資家が取引するすべての債券は、名義人として当該債券を保有するCMUの名義で登録される。

ボンド・コネクトの下では、適格外国人投資家は、PBOCへの登録申請を行うためには、CFETSまたはPBOCが認めたその他の機関を登録代理人として任命しなければならない。香港金融管理局が認めたオフ

ショアの保管代理人（現在はCMU）は、PBOCが認めたオンショアの保管代理人（現在はCCDCおよびSCH）に共同名義人口座を開設しなければならない。

信用格付

ファンドは、中国の現地信用格付機関が信用格付を付与した証券に投資することができる。ただし、かかる機関が用いる格付基準および格付方法は、定評ある国際信用格付機関のほとんどが導入している格付基準および格付方法とは異なることがある。したがって、かかる格付システムは、国際信用格付機関が格付を行った証券と比較するための同等の基準を提供するものではない可能性がある。

城投債

地方政府融資平台（LGFV）が発行する城投債（Urban Investment Bonds）のリスクには、投資先となる事業が資金難に陥るリスクが含まれる。

中国の税制

中国本土の証券への投資は、さらなる税制度の対象となる。例えば、中国居住企業への特定の投資には、源泉徴収所得税が課されることがある。

投資顧問会社は、中国の税制の影響を最小限に抑えるべくファンドの運営を行うつもりであり、かつ、税効果（中国債券の処分により生じたキャピタル・ゲインに対する所得税など）に対処するための措置を講じるつもりであるが、ファンドは中国の法人所得税の対象となると中国がみなす可能性がある。これは、利息、配当およびキャピタル・ゲインに対する税金などの様々な影響をもたらす。

回転率リスク

ファンドは積極的な運用を行い、市況に反応する場合には、ファンドの回転率が100%を超えることもある。ファンドの回転率の上昇は、ファンドおよびその受益者が負担するべき仲介手数料その他の費用を増やす。高い回転率はまた、結果的に多額の短期売却益を実現し、これが分配される場合に受益者が課税されることがある。

さらに、ファンドは、その買付が行われる特定国において投資者に帰属する回転率が他に比べて上昇することがある。かかる活動はファンドの運用成績および長期的投資家の利益に悪影響を及ぼし得る。特に多額の米ドル建て額を含む受益証券の過剰な買付および買戻しまたは交換から生じるボラティリティが、ファンドの効率的な運用を損なうことがある。特に、ファンドは、受益者に流動性を提供するためその資産のいずれの部分を現金で保持するべきか予測できない場合、長期的投資戦略の実施が困難になることがある。また、受益証券の過剰な買付および買戻しまたは交換により、ファンドが短期売買に対応するため不都合に多額の現金持高を維持しなければならないことがある。また、ファンドの受益証券の過剰な買付および買戻しまたは交換により、ファンドが短期売買に対応するための現金調達を目的に不適当な時期に組入証券を売却しなければならないことがある。さらに、一または複数の受益者が過剰な買付および買戻しまたは交換業務に従事している場合、ファンドが負担する費用が増えることがある。例えば、短期売買により投資対象を換金せざるをえないファンドは、投資上の利益を得ずに仲介料および税金の負担が増加することがある。同様に、ファンドは、複数の形態の短期売買に付随する資産レベルと投資上のボラティリティにより、管理事務費用をさらに負担することがある。

金融商品リスク

デリバティブ・リスク

ファンドはデリバティブを利用することができるが、これは、その価値が裏付けとなる資産、参照レートまたは指数の価値に依拠または由来する金融契約である。投資顧問会社は、時に、他のリスクの軽減を企図する戦略の一環としてデリバティブを利用する。しかしながら、概して、ファンドは、収益を得るため、利回りを向上させかつ組入証券をさらに分散させるための直接的投資としてもデリバティブを利用することがある。取引の相手方の信用リスク等のその他のリスクに加え、デリバティブはプライシングおよび評価が困難となるリスク、ならびにデリバティブの価値の変動が関係する裏付け資産、レートまたは指数と完全に連動しないことがあるリスクを伴っている。

投資顧問会社等の経験豊かな投資顧問によるデリバティブの賢明な活用は、組入証券の効率的な運用を促進しかつ一定のリスクを軽減するとともに、裏付けとなる資産を直接購入することなく一部市場への投資を増やすことができるが、デリバティブはまた、従来の投資手法の提示したリスクとは異なるリスク、また一定の場合にはかかるリスクより大きいリスクを伴う。下記は、投資者がファンドに投資する前に了解しておくべき、デリバティブの活用に関する重要なリスク要素および問題点についての一般的な説明である。

- 市場リスク－これは、あらゆる投資に付随する一般的リスクで、特定の投資対象の価値の変動により、ファンドの利益を害するものである。
- 運用リスク－デリバティブ商品は、株式および債券に関連するリスクとは異なる投資技術およびリスク分析を要する高度に専門的な投資手法である。デリバティブ取引の成功は、投資顧問会社が価格動向、金利動向または為替相場動向を正確に予測する能力に左右される。価格、金利または為替相場が予想外に変動した場合、ファンドは取引について予想した利益を達成できないことがあるか、または損失を被り、これにより当該戦略を利用しなかった場合よりも悪い状況に陥ることがある。デリバティブの利用は、あらゆる可能性ある市況においてデリバティブの実績を監視することによる助力もなく、裏付け証券のみならずデリバティブそれ自体についての理解を必要とする。特に、デリバティブの利用およびその複雑性によって、実行取引を監視するための適切な管理の継続、デリバティブによりファンドに追加されるリスクの評価能力および価格、金利または為替レートの変動の正確な予測能力が要求される。
- 信用リスク－これはデリバティブ契約の要項を遵守するために、デリバティブの他の当事者（通常、「取引の相手方」という。）の不履行の結果としてファンドが損失を蒙ることがあるというリスクである。各取引所で取引されるデリバティブの発行体または取引の相手方である決済機関が履行を保証するため、取引所でのデリバティブの信用リスクは、取引所外でのプライベート取引によるデリバティブに比して、概して小さくなっている。こうした保証は、信用リスク全般を減じる目的で決済機関が運用している日払いシステム（即ちマージン要件）によるサポートを受けている。取引所外でのデリバティブについて、同様の決済機関による保証は存在しない。このため、投資顧問会社は、潜在的な信用リスクを検討する際、取引所外でのデリバティブの取引の各相手方の信用度を考察する。
- 流動性リスク－特定の投資対象の売買が困難である場合に、流動性リスクが存在する。デリバティブ取引が格別に大規模であるかまたは当該市場が（多くの取引所外でのデリバティブの場合の様に）流動性を欠く場合、有利な価格で取引を開始し、または持高を現金化することが不可能なこともある。
- レバレッジ・リスク－ワラント、オプションおよび多くのデリバティブは（利用される限度において）レバレッジの構成要素となるため、裏付けとなる資産、金利または指数の価値またはレベルの不利な変動の結果、ワラント、オプションまたはデリバティブそれ自体に投資された金額を実質的に上回る損失を生じることも発生する。スワップの場合、当事者が初期投資を行っていない場合でも、損失リスクは、一般に、名目上の元金額に対応する。一定のデリバティブは、初期投資の規模に関わりなく、無制限の損失を蒙る可能性がある。
- その他のリスク－デリバティブの利用におけるその他のリスクには、デリバティブのプライシングの誤りまたは不適当な評価、ならびにデリバティブが裏付けとなる資産、金利および指数と完全に相関できないというリスクが含まれる。多くのデリバティブ、特に取引所外でのデリバティブは複雑であり、しばしば主観的に評価される。不適当な評価により、取引の相手方に対する現金支払額が増大し、またはファンドが価値を損失することになる。デリバティブは、追求すべき資産、金利または指数の価値と、必ずしも完全にまたは高度に相関しまたはこれに従うものではない。結果として、ファンドによるデリバティブの利用は、必ずしも、ファンドの投資目的を推進するための有効な手段とはならず、また時にはかかる推進を妨げるものとなる。

現先／逆現先売買契約のリスク

ファンドが現先売買契約および逆現先売買契約を用いる場合、ファンドは、取引相手方が債務不履行に陥るなどの取引相手方リスクを負う。取引相手方による債務不履行は、証券の売却代金が当該取引相手方が借り入れた現金を返済するのに不十分である限りにおいて、または取引の一環としてファンドが受領した現金が当該取引相手方が返還すべき証券を返すのに不十分である限りにおいて、ファンドが損失を被ることにつながるおそれがある。

店頭デリバティブ取引相手方リスク

上記のデリバティブに関する一般的リスクに加え、店頭デリバティブ市場の取引は、下記の特別リスクを伴うことがある。

- 規制の欠如、取引の相手方の不履行－一般に、店頭市場（通貨、先渡し、直物およびオプション契約、クレジット・デフォルト・スワップ、トータル・リターン・スワップならびに一定の通貨オプションは、通常、かかる市場で取引される。）における取引について、組織された取引所で実行される取引に比べ、政府による規制および監督が緩和されている。さらに、一部の組織された取引所で参加者に提供される保護（取引所の決済機関の履行保証等）の多くが、店頭取引については提供されないことがある。そのため、店頭取引を実行するファンドは、その直接の取引の相手方が取引上の義務を履行しないリスクおよびファンドが損失を被るリスクを負うことになる。ファンドは、信用力があると考える取引の相手方とのみ取引を実行し、一部の取引の相手方から信用状または担保を受け取ることにより当該取引に関連して生じるリスク負担を軽減することができる。ただし、トラストが取引の相手方の信用リスクを減じるための施策の実行に努めたとしても、取引の相手方が不履行に陥らないまたは結果としてトラストが損失を被らないとの保証はない。
- 流動性、履行請求－その時々に、トラストが取引を実行する取引の相手方は、一部商品について値洗いまたは相場立てを停止することがある。かかる場合、トラストは、通貨、クレジット・デフォルト・スワップもしくはトータル・リターン・スワップについて希望する取引を実行できないことがあるか、またはオープン・ポジションについて相殺取引を実行できないことがあり、これがトラストの運用成績に悪影響を及ぼすことがある。さらに、取引所で取引される商品とは対照的に、通貨の先渡し、直物およびオプション契約について、投資顧問会社は、トラストの債務を同等取引および反対取引を通じ相殺することはできない。このため、トラストは、先渡し、直物またはオプション契約を締結する際、契約に基づくその義務の履行を請求されることがあり、また履行しなければならない。
- 取引の相手方との取引関係の必要性－上記のように、店頭市場への参加者は、通常、取引の相手方がマージン、担保、信用状またはその他の信用補完を提供しない限り、参加者自らが十分に信用力があると確信する取引の相手方とのみ取引を実行する。トラストおよび投資顧問会社は、トラストが店頭市場およびその他の相対市場（適宜、クレジット・デフォルト・スワップ、トータル・リターン・スワップおよびその他のスワップ市場を含む。）で取引を実行できるように多くの取引の相手方との業務関係を確立し得ると考えているが、トラストがこれを実行できるとの保証はない。かかる関係を築くことまたは維持することができないことにより、トラストの取引の相手方の信用リスクが増大し、トラストの運営が制限される可能性があり、またトラストが投資活動を停止するかまたは当該活動の大部分を先物市場で行わざるを得ない可能性がある。さらに、トラストが当該関係の樹立を期待する取引の相手方が、トラストに対する信用供与を継続する義務を負わないことになり、当該取引の相手方がその裁量によりかかる信用供与の削減または終了を決定する可能性がある。

仕組み商品リスク

仕組み商品は、従来型の債務証書に比べて、変動性が高く、市場リスクも大きくなる可能性がある。特定の仕組み商品の構造により、当該仕組み商品について定められた条件によってベンチマークの変動が増幅され、当該仕組み商品の価格に従来より一層劇的かつ多大な影響を及ぼす可能性がある。仕組み

商品の価格とベンチマークまたは裏付け資産の価格が同じ方向または同じ時期に変動するとは限らない。仕組み商品は、複雑ではない証券または商品もしくは従来型の債務証書より、流動性に欠け、より難解である。かかる投資リスクは多大であり、場合によっては、元本すべてがリスクにさらされる。

債務証券リスク

債券のリスク － 全般

債券に投資されるファンドの純資産総額は、金利および為替相場の変動ならびに発行体の信用の質の変化に応じて変化する。一部のファンドは、保有している債券の一部に関する値下がりおよびキャピタル・ロスの換金に係るリスクを回避できない場合、高利回りの債券に投資することがある。さらに、同等の信用力を有する中程度および低格付ならびに無格付の債券は、高格付の債券より大きい利回りおよび時価の変動により影響を受けることがある。

債券および金利

ファンドの受益証券の価額は、ファンドの投資対象の価値とともに変動する。債券に対するファンドの投資の価値は、一般的金利水準の変動につれて変化する。金利低下局面では債券の価格は一般に値上がりするものの、金利の低下が景気後退の前兆とみなされる場合には組入証券の価格は金利とともに下落することがある。反対に、金利上昇局面では債券の価格は一般に値下がりする。金利の変動は、満期までの期間およびデュレーションが短い債券に比べ、これらがより長期である債券により大きな影響を及ぼす。

債券および期限前償還

特に高金利で発行される多くの債券は、発行体が期限前に償還できることを定めている。発行体は、金利の低下時に度々かかる権利を行使する。従って、払込請求されまたは期限前償還され得る証券の所持人は、金利の低下局面で他の債券ほど値上がりにより十分な利益を得られないことがある。さらに、かかるシナリオでは、ファンドは当該時の利回り（償還される証券により支払われる利回りを下回ることがある。）でペイオフ代金を再投資することができる。期限前償還はプレミアム付で購入した証券について損失を生じることがあり、額面価格で行われる予定外の期限前償還により、ファンドは未償却プレミアムに相当する損失を被ることになる。

格付機関

格付機関が将来講じる措置により、債券の市場価格または流動性が悪影響を受ける場合があり、また、格付機関は、いつでも、公表している格付基準または方法を変更することなく、各クラスの証券に付与した格付を引き下げ、または撤回することがある。かかる不履行の結果として格付の変更または撤回が生じた場合、債券の流動性および価格が悪影響を受ける可能性がある。

信用リスク － ソブリン債

ソブリン債に投資することにより、ファンドは、様々な国の政治、社会および経済の変動の直接的または間接的結果にさらされる。ある国の政変において、当該国の政府の債務の適時支払を実行または準備しようとする積極的対応に影響することがある。特にインフレ率、対外債務の額および国内総生産に反映される国家の経済状態はまた、政府の債務返済能力に影響を及ぼす。

政府の適時に債務を返済する能力は、発行体の輸出の実績を含む国際収支ならびに国際的な信用および投資へのアクセスにより、相当な影響を受けがちである。ある国が米ドル以外の通貨で輸出品の支払を受ける限度において、当該国の米ドル建ての債務の支払能力は、悪影響を受けることになる。ある国が貿易赤字を増加させる限度において、当該国は、当該国以外の国の政府、国際機関または民間の商業銀行からの継続的ローン、当該国以外の国の政府からの補助金および当該国以外の国からの投資の流入に依存する必要を生じる。当該国がこうした形態の当該国外からの資金調達方法にアクセスすることは確実ではなく、また当該国外からの資金調達の取消しは、政府の債務の支払能力に悪影響を及ぼすことになろう。さらに、こうした債務の大部分は、グローバルな利率に基づき定期的に調整される金利が付されているため、債務の返済費用が、グローバルな金利の変動により影響を受ける可能性がある。

ファンドは政府機関および国際機関の債務に投資することができるが、かかる機関の流通市場は限定されているかまたは確立されていないことがある。流通市場の流動性の減少は、ファンドの流動性要件を充たすためまたは発行体の信用の悪化等の特別な経済的事由に対応して必要な場合に、特定証券を売却する際の価格およびファンドの能力に悪影響を及ぼすことがある。一定のソブリン債についての流通市場の流動性の減少は、ファンドがその組入証券を評価するため正確な市場相場を得ることをより困難にすることもある。多くのソブリン債の市場相場は、概して、限られた人数のディーラーからのみ入手することができるが、かかる相場が必ずしもこれらディーラーの確定買い呼び値または実際の売買価格を表示しているとは限らない。

ファンドは、一定のソブリン債の不履行の場合に法的請求を限定されることがある。例えば、政府機関の一定の債務不履行からの救済は、民間債務の場合とは異なり、履行を怠っている当事者自身の裁判管轄で法的手段をとらなければならない場合がある。そのため、法的請求は著しく減少することになる。ソブリン債の発行体に適用される破産法、支払猶予法およびその他類似の法律は、民間債務の発行体に適用されるものと大幅に異なることがある。ソブリン債の発行体が債務要項を充足する旨の意思を表明する政治的な状況は、かなり重要である。その上、商業銀行債務の所持人が、商業銀行の貸付契約に基づく債務不履行の場合、当該国以外の国の政府の発行した証券の所持人と支払について争わない旨保証することはできない。

さらに、国際機関の債務に対するファンドの投資は、一または複数の加盟国政府が特定の国際機関に対し必要な資本拠出を行わず、その結果当該国際機関がファンドの保有するその債務についてその債務を履行し得ないという追加リスクを負っている。

信用リスク － 法人債務

ファンドは、企業およびその他機関により発行される債務に投資することにより、特定の発行体が当該債務についてその支払債務その他を履行しないことがあるというリスクを負っている。さらに、発行体の財政状態に悪化が生じ、その結果としてIRSOにより当該発行体およびその債務に対し割り当てられる信用格付が引き下げられ、投資不適格になる可能性がある。かかる財務状況の悪化または信用格付の低下により、発行体の債務の価格ボラティリティが増大するとともに流動性が悪影響を受け、当該債務の売却がより困難になることがある。

（2）リスクに対する管理体制

管理会社

管理会社は、ファンド内のポジションのリスクおよびファンドの全般的リスク特性に対するこのようなポジションの影響に関して管理会社が常に監視と測定を行うことを可能にするリスク管理手続をトラストに関して使用し、または投資顧問会社がこのようなリスク管理手続をトラストに関して確実に使用するように取り計らう。

金融デリバティブに関しては、店頭デリバティブの価値に関する正確かつ独立の評価を確保すると共に、全世界におけるファンドの金融デリバティブに係るリスク・エクスポージャーが本書、2010年法および関連するCSSFの告示に規定された限度を超過しないようにすることを意図してリスク管理手続が設計されている。

全世界におけるリスク・エクスポージャーは、原資産の時価、相手方リスク、将来の相場の変動およびポジションの換金に必要な時間を勘案して計算される。

ファンドは、ファンドの投資目的および投資方針ならびに本書の投資制限に記載された制限に従って金融デリバティブへの投資を行いうる。譲渡性のある証券または短期金融市場商品がデリバティブを組み込んでいる場合、このような制限を遵守する際には、かかるデリバティブが考慮されなければならない。

投資顧問会社

<u>コンプライアンス（法令遵守）の監視</u>

世界中に子会社を擁する投資顧問業者として、投資顧問会社の業務は、米国連邦政府および州政府ならびに米国以外の各国政府により広く規制されている。従って、投資顧問会社は、法令上要求される遵守事項に関する方針および手続について多くの規定を設けてきた。これらの方針には、特に、従業員による個人取引、議決権の代理行使、手数料配分、インサイダー取引、マーケティングと広告、関係会社との取引、注文配分、投資機会割当、投資ガイドラインの遵守および倫理規定が含まれている。コンプライアンスに関する方針は、グローバル・チーフ・コンプライアンス・オフィサーにより管理され、同役員は、グループのゼネラル・カウンセルに報告する。

様々な事業分野（ポートフォリオ運用、オペレーション、テクノロジー、法令遵守、リスク管理、監査および販売を含む。）の代表者は、戦略が適切かつ承認された方針および手続きに従って運用されていることを確保するため、様々なリスク監視委員会に出席する。特定の国々・地域を対象とするリスク委員会もあれば特定の資産クラスを対象とするものもある。新商品および新戦略委員会は、新商品の承認を管理する。

ポートフォリオは、コンプライアンスおよびリスク・チーム等から監督を受けてポートフォリオ運用チームにより、日々モニターされる。チームは、すべての規制上の制限内にポートフォリオを維持し、ポートフォリオの規定された投資方針・投資戦略から逸脱しないようにするため、取引の際にはシステムで自動的に事前および事後の確認を行う。同様の戦略の口座間で適切なパフォーマンスおよびエクスポージャーの共有を確保するため、定期的精査が行われる。さらにリスク管理チームは、ポートフォリオの制限および目的に整合するように、合理的に分散されたリスク・エクスポージャーのバランスを確保するため、定期的に精査する。

内部監査

投資顧問会社の内部監査部門（「監査部門」）は、投資顧問会社の取締役会と上席執行役員に対し、投資顧問会社の内部管理に関する独自の査定を提供するよう包括的監査責任を課されている。監査部門は、投資顧問会社の財務、運用およびシステム／テクノロジー環境を評価して、リスクを見極めるとともにこうしたリスクを軽減するための管理・運営を補助し、投資顧問会社の商品とサービス（トラストを含む。）のすべてを支える上記の機能を精査する。個々の口座または商品に特有の精査は、通常行われない。

内部監査の結果を詳述する監査報告書は、妥当な処置が確保されるように上席執行役員、各地域の執行役員および取締役会の監査委員会に配布される。

投資顧問会社は、外部の監査法人プライスウォーターハウスクーパース・エルエルピーにより毎年監査を受ける。

以上のリスクに対する管理体制は以下のように要約される。

管理会社は、ファンドにおけるポジションのリスクおよびファンドの総合的なリスク要因の影響力を監視・測定することができるリスク管理方法を採用し、また投資顧問会社がこのようなリスク管理方法を採用することを確保する。投資顧問会社内においては、ポートフォリオ運用チームがそれぞれの関連するポートフォリオ内のリスク管理について一次的な責任を有しているが、その一方で、投資顧問会社には、広範な内部調査および評価の一環として、ポートフォリオ運用機能からは独立した監視を行う複数のチームが存在する。かかる独立したチームには、以下のものがある。

コンプライアンス部門	内部に定められているポートフォリオ運用指針およびその他の指針ならびに適用ある法令の遵守の確保を追求する。
リスク管理部門	信用リスクおよび取引相手方リスクを含む業務リスク等を監視・評価することを追求する。
内部監査部門	特に、投資顧問会社の社内規程および手続の遵守を評価する。

レバレッジ

投資顧問会社は、ファンドの投資戦略の実行において、銀行借入を利用しない予定である。ポートフォリオの想定レバレッジ水準は、純資産総額の０％から150％の範囲である。想定レバレッジ水準は、ポートフォリオにより保有される金融デリバティブの想定元本の合計額として計算される。2011年５月30日付CSSF告示11／512に従って、かかる計算手法は、特定の金融デリバティブがポートフォリオの投資リスクを増減することを考慮せず、また金融デリバティブを反対ポジションで相殺することを認めない。受益者は、（ｉ）想定レバレッジ水準より高くなることが、自動的に投資リスクがより高くなることを意味するものではないこと、および（ii）上記に開示されるレバレッジ想定水準が、ヘッジ目的およびポートフォリオの有効な運用のためのデリバティブ手法により主としてもたらされるものであることに留意すべきである。また、ポートフォリオの実際のレバレッジは、上記に記載されるレバレッジ想定水準を外れることがある。

リスク管理

ファンドは、日本証券業協会および一般社団法人投資信託協会の規則に従い、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいう。）を適正に管理する方法としてあらかじめ管理会社または投資顧問会社が定めた合理的かつ適切な方法に反することとなる取引を行わない。信用リスクは、UCITS指令に準拠するリスク管理方法に従い管理される。

投資顧問会社は、ファンドについて、グローバル・エクスポージャー（市場リスク）を監視するバリュー・アット・リスク（「VaR」）手法を用いる。ファンドのグローバル・エクスポージャーは、純粋なVaR手法により評価され、VaR手法に従って、ファンドのVaRは、純資産総額の20％を超えないものとする。

ベンチマーク

ファンドのベンチマークはブルームバーグ・グローバル１－３年国債インデックス（米ドルヘッジ）である。ファンドは、パフォーマンスの比較にベンチマークを使用する。ファンドはアクティブ運用されており、投資顧問会社はファンドの投資戦略を実行する際、当該ベンチマークに制約されない。ファンドは、一定の市況において、投資顧問会社の全面的な裁量に基づき、当該ベンチマークの構成銘柄の相当部分を保有することができるが、当該ベンチマークのすべての構成銘柄を保有するわけではなく、また、構成銘柄の一部ではない証券を保有することもできる。

デリバティブ取引のリスク管理

ファンドは、金融商品取引法第２条第20項に定めるデリバティブおよびこれに類する取引（新株予約権証券、オプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債売買および商品投資等、日証協選別基準に定めるものをいう。）（以下「デリバティブ取引等」と総称する。）を、ヘッジ目的のほか、ヘッジ以外の目的により行うことができる。デリバティブ取引等は、UCITS指令に準拠するリスク管理方法に従い管理される。

ファンドのデリバティブについて、UCITS指令への準拠に基づくリスク管理方法を採用している。

（３）利益相反

管理会社、投資顧問会社、保管受託銀行、管理事務代行会社、販売会社およびその他のサービス提供会社ならびにその関連会社、取締役、役員および受益者は、トラストの運用および運営に利益相反を生じるその他の金融、投資および専門的行為に関与せず、また関与することができない。かかる行為には、その他の投資信託の運用、証券の売買、仲介業務、保管および保護預かり業務ならびにファンドが投資を行う会社を含むその他の投資信託またはその他の会社の取締役、役員、顧問または代理人として

行為することを含む。各当事者は、その関係業務の遂行に、各当事者がその関与により障害が発生しないことを保証する。利益相反が生じた場合、管理会社のマネジャーおよび該当当事者は、合理的な期間内にトラストの利益のため、これを公正に解決すべく努力する。

投資予定者は、また、トラストがABを含む多数の現実的および潜在的な利益相反にさらされることになると認識することを要する。利益相反はAB内の関係に伴うものであるが、現実的および潜在的な利益相反が存在するため、まれにトラストに不利益をもたらす影響を及ぼすことがあることがある。かかる場合、投資顧問会社は、潜在的な利益相反が発生し得る投資を引き受ける際、他の顧客に対する自己の義務を可能な限り考慮しつつ、投資顧問契約に基づくその義務および、特にトラストの最善の利益となる行為の遂行義務を考慮する。利益相反が発生した場合、投資顧問会社は、これを公正に解決すべく努力する。かかる利益相反は下記を含むが、これらに制限されない。

- *投資顧問会社により運用される他の投資信託*　利害関係者は、同じ投資を他の顧客のために行い、トラストのために行わない場合がある。投資顧問会社自体が、または共同経営もしくは管理によるかまたは資本もしくは議決権の10%以上を直接的もしくは間接的に保有することにより投資顧問会社と関係がある会社が、既に直接的または間接的に運用しまたは助言した投資信託に投資する場合、投資顧問料の二重の請求を避けるためまたはかかる請求を有効に排除するための十分な規定が設けられている旨の条件にのみ基づき、当該投資が実行される。さらに投資顧問会社またはその他の法人は、当該投資の取得または売却に関わる販売・買戻し手数料は請求しない。
- *顧客の割当*　利害関係者は、同じ投資を他の顧客のために行い、トラストのために行わないことができる。さらに、トラストのためおよびトラストの他の顧客の勘定で、同時に同一証券への投資を行うことが適切であると、投資顧問会社が考える限度において、トラストは、その希望する規模の証券の割当を受けることができないか、または当該証券についてより高い価格の支払を行うかもしくは低い利回りを受けざるを得ないことがある。割当は投資顧問会社が公平であるとみなす方法で行われ、勘定の規模または売買額および関連するとみなされる他の要因が考慮される。
- *他の顧客に対するサービス*　利害関係者は、トラストとの間または、手数料を受領・保持するトラストの投資対象の発行会社との間で、公正に、金融、銀行、通貨、助言（企業財務関連助言を含む。）業務またはその他の取引を行うことができる。
- *クロス・トレード*　利害関係者は、適用ある法律により許容される範囲で、その顧客との間の証券のクロス・トレードならびにその顧客および投資顧問会社が資産運用業務の提供を行わない関係会社の仲介業者との間のクロス・トレードを行うことができる。投資顧問会社がトラストを一方の当事者としてクロス・トレードを実行する場合、投資顧問会社は、トラストおよびその他のクロス・トレード当事者の両者のために行為し、その結果、かかる当事者への忠誠度を潜在的利益相反のもとで分けることがある。当該忠誠度の潜在的利益相反のもとでの分割に対処するため、投資顧問会社は、クロス・トレードの当事者が一方の当事者に対して不当に有利または不利とならないよう、クロス・トレードに関する方針および手続を設定している。すべてのクロス・トレードは、当該時点の公正な市場価格で、代理として実行され、その他投資顧問会社の信認責任に合致している。前記の行為は、トラストに対する責任を履行するために投資顧問会社またはそのプリンシパルが必要とする時間のコミットメントを実質的に害するものではない。
- *トラストとの売買*　利害関係者は、トラストとの間で投資対象の売買を行うことができる。ただし、（ｉ）売買の時点で買主もしくは売主が開示されていない場合または売主および買主が互いに確認されていないその他の状況においては、売買は、公式証券取引所またはその他の組織的市場で実行され、または（ii）当該売買の要項が、公平に実行され、かつ当該売買の実行前に管理会社の取締役会により承認されているものとする。
- *関係ブローカー／ディーラーとの取引*　投資顧問会社は、通常の業務において、最善の業務遂行基準に基づきファンドのために取引を実行するべき投資顧問会社の義務に従い、関係ブローカー／

ディーラー（サンフォードＣ．バーンスタイン・アンド・カンパニー・エルエルシーおよびサンフォードＣ．バーンスタイン・リミテッドを含む。）の仲介サービスを利用することができる。

- *ソフトダラー協定*　現在、管理会社はソフトダラー・コミッションを受け取らないまたはその協定を締結していないが、投資顧問会社は、株式に投資するトラストのファンドについてブローカーとの間でソフトダラー・コミッションを受け取り、またその協定を締結しており、これに関連し、投資判断プロセスの支援に用いられる一定の商品およびサービスが受領された。ソフト・コミッションの協定は、ファンドのための取引の実行が最善の業務遂行基準と一致し、仲介料率が通常の機関のフルサービス仲介料率を超えないとの前提に基づき締結された。受領される商品およびサービスには、専門的な業界、会社および消費者の調査、組入証券および市場の分析ならびに当該サービスの交付に用いられるコンピュータ・ソフトウェアが含まれる。受領される商品およびサービスの性質として、協定に基づき提供される利益はトラストに対する投資サービスの提供を助けるものでなければならず、またトラストの実績の改善に貢献し得るものである。疑義を避けるため、当該商品およびサービスには、旅行、宿泊設備、娯楽、一般的管理商品もしくはサービス、一般的事務所設備もしくは建物、会費、従業員の給与または直接的金銭の支払を含まない。ソフト・コミッション協定の開示は、トラストの定期的報告書において行われる。
- *調査*　トラストの主要なポートフォリオ理論は、利害関係者により採用された株式、信用、定量、経済および仕組み資産債券のリサーチ・アナリストならびにその他の調査機関により提供される予測情報を斟酌することができる。従って、トラストの投資に関係する収益および配当金の見積額は、利害関係者機関のリサーチ・アナリストの評価と異なることがある。さらにトラストのための投資顧問会社の売買行動は、利害関係者機関のリサーチ・アナリストの推奨と異なることもある。
- *独立法律顧問の不在*　トラストは、米国法に関しては、デカート・エルエルピーを法律顧問とする。トラストは、ルクセンブルグ法に関しては、エルヴィンガー・ホス・プリュッセン・ソシエテ・アノニムを法律顧問とする。デカート・エルエルピーおよびエルヴィンガー・ホス・プリュッセン・ソシエテ・アノニムは、利害関係者およびトラスト（いずれか該当する一方）の独立した法律顧問として行為するため、ABにより選任されている。デカート・エルエルピーおよびエルヴィンガー・ホス・プリュッセン・ソシエテ・アノニムは、ABおよびその関係会社により運用される特定のその他の投資信託、口座および投資ビークルについても、それぞれ法律顧問として行為する。重複して法律顧問となることにより利益相反が発生することがある。デカート・エルエルピーまたはエルヴィンガー・ホス・プリュッセン・ソシエテ・アノニムは、トラストの潜在的投資者および現在の投資者の法律顧問ではなく、今後も法律顧問とはならないため、トラストの潜在的投資者および現在の投資者はトラストの募集の実績およびリスクならびにトラストの運用を判断するに際し、自らの法律顧問の助言を求めることが推奨される。

（4）リスクに関する参考情報

下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

クラスAJ証券

クラスAJ証券の1口当たり純資産価格（分配金（課税前）再投資ベース）・年間騰落率の推移

2017年1月から2021年12月の5年間におけるクラスAJ証券の1口当たり純資産価格（分配金（課税前）再投資ベース）（毎月末時点）と、年間騰落率（毎月末時点）の推移を示したものです。

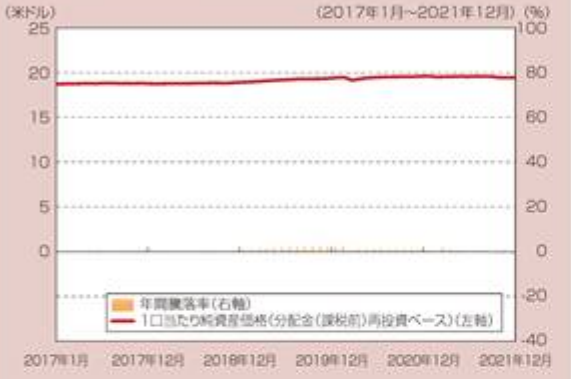

- 1口当たり純資産価格（分配金（課税前）再投資ベース）および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したとみなして計算したものであり、実際の1口当たり純資産価格および実際の1口当たり純資産価格に基づき計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンド（クラスAJ証券）と他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

2017年1月から2021年12月の5年間における年間騰落率（毎月末時点）の平均と振れ幅を、ファンド（クラスAJ証券）と他の代表的な資産クラスとの間で比較したものです。

- 上記グラフは、ファンド（クラスAJ証券）と代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- 上記グラフは、代表的な資産クラスについては2017年1月から2021年12月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。
- ファンド（クラスAJ証券）の騰落率は、税引前の分配金を再投資したとみなして計算した騰落率であり、実際の1口当たり純資産価格に基づき計算した騰落率とは異なる場合があります。
- ファンド（クラスAJ証券）の年間騰落率は、クラスAJ証券の表示通貨である米ドル建てで計算されており、円貨に為替換算されておりません。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

＊各資産クラスの指数
日本株・・・東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
先進国株・・・MSCI-KOKUSAI インデックス（配当込み、円ベース）
新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
日本国債・・・NOMURA-BPI国債
先進国債・・・FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）
（注）海外の指数は、円貨に為替換算しております。

東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
東証株価指数（TOPIX）（配当込み）は、東京証券取引所が算出し公表する、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス（配当込み、円ベース）
MSCI-KOKUSAI インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債
NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）
JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）は、J.P. MorganSecurities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

① 海外における申込手数料

クラスAJ証券

日本においてのみ販売されるため、該当事項なし。

② 日本国内における申込手数料

クラスAJ証券

日本における販売会社が独自に定めるものとする。なお、消費税等相当額を含めた申込手数料の料率の上限は3.3%（税抜3.0%）とする。申込手数料については、日本における販売会社に問い合わせることができる。日本における販売会社については、有価証券届出書「第一部　証券情報、（８）申込取扱場所」記載の照会先に問い合わせることができる。

申込手数料は、投資者によるクラスAJ証券の購入に関して、販売取扱会社により提供される販売業務の対価として支払われる。

（２）【買戻し手数料】

① 海外における買戻し手数料

クラスAJ証券

日本においてのみ販売されるため、該当事項なし。

② 日本国内における買戻し手数料

クラスAJ証券

日本国内における買戻し手数料は徴収されない。

（３）【管理報酬等】

① 管理報酬

管理会社は、毎日発生し毎月支払われる、ファンド証券の日々の純資産総額の平均額に基づく料率のファンドに関する管理報酬（以下「管理報酬」という。）を受領する。クラスAJ証券に適用される管理報酬は、クラスAJ証券の日々の純資産総額の平均額の年率0.65%である。

投資顧問会社は、毎日発生し毎月支払われる、ファンド証券の日々の純資産総額の平均額に基づく料率のファンドに関する投資顧問報酬を、ファンド資産の投資運用業務の対価として、ファンドにより管理会社に支払われる管理報酬の中から受領する。一部のクラスの受益証券に関しては、販売取扱報酬およびその他の管理費用に充当するため、管理報酬はまた、販売取扱会社またはその他の金融仲介会社およびサービス提供会社への支払の一部を含むこともある。投資顧問会社が投資顧問会社としての業務を行った期間が１か月に満たない場合、当該月分としてファンドにより支払われる管理報酬は、投資顧問契約に基づき、投資顧問会社が業務を行った月の報酬額を反映して比例按分した額となる。

管理会社または投資顧問会社、あるいはその関連会社は、かかる事業体所有の資源から、ファンド証券の販売に関して、販売取扱会社、ディーラーまたはその他の企業体に対して随時、現金を支払うことがある。かかる支払いは、これら企業体のマーケティング、教育やトレーニング努力およびその他の支援的活動に関連する費用を直接的または間接的に返済するための支払いを含む。

代行協会員は、ファンド証券１口当たりの純資産価格の公表およびファンド証券の目論見書、決算報告書その他の書類の販売取扱会社への送付等を行う業務の対価として、四半期中の日本の受益者が

保有するクラスAJ証券の日々の純資産総額の平均額の年率0.10%の料率による報酬を、管理報酬から四半期末毎に受領する（後払い）。

管理報酬は、管理会社、投資顧問会社およびその委託先によりトラストに対して提供されるトラストの運営およびファンド資産の運用管理業務の対価として支払われる。

② 販売報酬

ファンドのクラス証券に関するファンドに対する販売関連業務の対価として、各クラス証券についての販売報酬が、海外における販売会社に支払われる。

ファンドのクラス証券に関する販売取扱報酬は、ファンド証券の所持人のためにファンドについて継続的に受益者サービスを提供する代償として、管理報酬の中から管理会社により、海外における販売会社に支払われる。海外における販売会社は、かかる販売報酬または販売取扱報酬の一部または全部を、ディーラーの顧客が所有するファンド証券の当該月の日々の純資産総額の平均額に基づき、かかるファンド証券の販売を行うディーラーに支払うことができる。

日本においては、口座内でのファンドの管理および事務手続き、運用報告書等各種書類の送付、購入後の情報提供等の業務の対価として、販売取扱報酬が支払われる。

特定クラス証券の販売報酬および販売取扱報酬は、他のクラス証券の販売支援のために使用されてはならない。

③ 管理会社報酬

管理会社は、ルクセンブルグのファンドの運営および主要な管理に関して提供される業務の費用に充当することを企図する報酬を、ファンドの資産から受領する。クラスAJ証券について、管理会社は、ファンドの資産から、クラスAJ証券に帰属する純資産総額についてクラスAJ証券の日々の純資産総額の平均額の0.10%に相当する年間管理会社報酬（以下「管理会社報酬」という。）の支払を受ける。管理会社報酬は、毎日発生し毎月支払われる。

④ 管理事務代行報酬、保管報酬および名義書換代行報酬

ファンドについての管理事務代行報酬、保管報酬および名義書換代行報酬は、ルクセンブルグの一般的な慣行に従い、ファンドの資産から支払われ、英文目論見書において決められた上限を超えないものとする。当該報酬は、資産ベースの報酬と取引費用の組み合わせである。

管理事務代行会社、保管受託銀行および名義書換事務代行会社の報酬は、通常ファンドの純資産総額に基づいて計算される年率1.00%を上限とする額とする。保管受託銀行の報酬には、別途請求される取引銀行費用、その他税金、仲介手数料（もしあれば）および借入利息は含まない。

かかる報酬は、ファンドの資産および取引高またはその他の理由により、減額または増額される。

管理事務代行報酬、保管報酬および名義書換代行報酬は、ファンドの管理事務代行業務、保管業務および登録・名義書換事務代行業務の対価として支払われる。

（４）【その他の手数料等】

ファンドのその他の費用には、以下が含まれるが、限定されるものではない。

ｉ）ファンドの資産および収益に課せられる一切の税金ならびに法人レベルの税金。

ii）保管受託銀行が負担した合理的な実費（電話、テレックス、電報、郵便費用を含むがそれらに限定されない。）、ならびにファンドの資産の保管が委託される銀行および他の金融機関の通常の保管料。

iii）ファンドの組入証券に関し取引上支払うべき通常の銀行手数料（当該手数料は取得価格に含まれ、売却価格から差し引かれる。）。

iv）毎月支払われる名義書換代行会社の報酬および実費。

ｖ）受益者の利益のための業務執行中に管理会社または保管受託銀行が負担した法的費用。

vi）①券面印刷費、②ファンドに関し管轄権を有する一切の関係当局（各地の証券業協会を含む。）へ約款ならびに届出書、目論見書および説明書を含むファンドに関するその他一切の文書を作成し、提出する費用ならびにファンド証券の募集もしくは販売を行うすべての法域において、ファンド証券の募集または販売のために適格性を取得しまたは登録するための費用、③上記関係当局の所管する適用法令のもとで要求される年次報告書、半期報告書およびその他の報告書または書類をファンド証券の実質受益者を含む受益者の利益のために必要とされる言語で作成しかつ配布する費用、④会計、記帳および毎日の純資産価格の計算に要する費用、⑤受益者への通知公告の作成・配布費用、⑥ 弁護士および監査人の報酬、⑦証券取引所への上場および上場継続に要する費用、⑧ルクセンブルグにおける年間登録費用、⑨以上に類似するその他すべての管理費用（管理会社により他の決定がなされる場合を除き、ファンド証券の販売会社がその業務活動において使用する部数の上記書類または報告書の印刷費用を含むファンド証券の募集または販売に関して直接生じたその他の費用を含む。）

すべての経常費用は、まずインカムから控除され、次いでキャピタル・ゲイン、ファンド資産の順序で控除される。

特定のポートフォリオに起因しない費用は、管理会社の取締役会が決定する公正で公平な規準によりトラストのポートフォリオ間に配分される一方、特定のポートフォリオに起因する費用は、当該ポートフォリオが負担する。ポートフォリオ内の異なるクラス証券は、当該クラス証券に起因するすべての費用を負担し、一ポートフォリオの費用が当該ポートフォリオの特定のクラス証券に起因するものでない場合には、当該費用は、管理会社の取締役会が決定する公正で公平な規準によりトラストのポートフォリオのクラス証券間に配分される。

管理会社は、ファンドの年間経費率は、類似した投資目的をもつ他の投資信託の年間経費率と同等であると予想している。

（５）【受益者による報酬・費用の負担の上限率】

本書日付現在、管理会社は、受益者が一会計年度に負担する報酬および費用の総額の上限を、クラスAJ証券に帰属するファンドの平均純資産総額に対する年率1.00％までに制限している。クラスAJ証券に関する報酬および費用の総額が年率1.00％を超えた場合には、管理会社は、当該超過報酬および費用（※）を自発的に負担する（当該超過報酬および費用は、トラストが管理会社に対する支払金額から控除するか、管理会社がそれ以外の方法で負担する。）。ただし、管理会社がかかる負担をしない場合には、その旨を事前に販売会社に対し通知する。

（※）管理会社が負担する当該超過報酬および費用には、前記「（３）管理報酬等」および「（４）その他の手数料等」に記載する報酬および費用（ルクセンブルグ年次税を含む。）が含まれるが、ルクセンブルグ年次税以外の税金、仲介手数料および借入利息は含まれない。

（６）【課税上の取扱い】

① 日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

Ⅰ ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

（１）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

（２）国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

（３）国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税５%）（2038年１月１日以後は20%（所得税15%、住民税５%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。
日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。
確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

（４）日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。）または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年１月１日以後は15%の税率となる。）。

（５）日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税５%）（2038年１月１日以後は20%（所得税15%、住民税５%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。
譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降３年間の繰越も可能である。

（６）日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、（５）と同様の取扱いとなる。

（７）日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

Ⅱ ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

（１）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

（２）国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

（３）国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税５%）（2038年１月１日以後は20%（所得税15%、住民税５%））の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

（４）日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年１月１日以後は15%の税率となる。）。

（５）日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税５%）（2038年１月１日以後は20%（所得税15%、住民税５%））の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降３年間の繰越も可能である。

（６）日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、（５）と同様の取扱いとなる。

（７）日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

Ⅲ　本書の日付現在では、ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

Ⅳ　税制等の変更により上記ⅠないしⅢに記載されている取扱いは変更されることがある。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

② ルクセンブルグ

以下の記載は、ルクセンブルグにおける想定される課税上の取扱いの一般的な概要である。

トラスト

トラストはその税法上の地位に関して、ルクセンブルグ法に服する。ルクセンブルグの現行法令のもとでは、ファンドにはその受益証券に帰属する純資産総額に対して年率0.05%の年次税が課せられる。当該年次税は、日々発生し、四半期毎に計算され、支払われる。トラストの資産のうちそれ自体が課税対象となっているルクセンブルグ籍の投資信託に投資されている部分については、年次税は課せられない。現行法令のもとでは、トラストは、所得税、キャピタル・ゲイン税または遺産税の課税対象となっていない。ただし、トラストは、資産が存在する国々（ルクセンブルグを含む。）における収入および／または収益への源泉徴収税を含む税の課税対象となる可能性がある。

受益者

現行法の下で、トラストの受益証券を保有している受益者は、ルクセンブルグにおいて、いかなるキャピタル・ゲイン税、所得税、源泉徴収税、遺産税、相続税その他の税金の課税も受けない（ただし、ルクセンブルグに居所もしくは恒久的施設を有する者については、この限りでない。）。

③　自動情報交換制度

経済協力開発機構（OECD）は、世界全体で包括的な多国間自動情報交換（AEOI）を達成するための共通報告基準（CRS）を策定した。2014年12月９日、ヨーロッパ連合の加盟国の間でCRSを実施するために、指令2011／16／EUを改正する、「税分野における強制的自動情報交換に関する委員会指令2014／107／EU」（以下「ユーロ－CRS指令」という。）が採択された。オーストリアについては、ユーロ－CRS指令は、2017暦年について2018年９月30日までに最初に適用される（すなわち、利息支払に関する貯蓄収入への課税に関するEU理事会指令2003／48／ECは１年延長して適用される。）。

ユーロ－CRS指令は、税分野における金融口座情報の自動交換に関する2015年12月18日法（以下「CRS法」という。）により、ルクセンブルグの国内法として施行された。CRS法は、ルクセンブルグの金融機関に対し、金融資産の保有者の本人確認を行うこと、また当該保有者がルクセンブルグの税情報交換協定締結相手国の物理的な居住者であるか否かを特定することを義務付けている。かかる特定後、ルクセンブルグの金融機関は、当該資産保有者の金融口座情報をルクセンブルグの税務当局に報告し、その後、ルクセンブルグの税務当局は、年次ベースで、当該情報を管轄権を有する外国税務当局に自動的に転送する。

従って、トラストは、トラストの投資者に対し、そのCRSステータスを確認するために、金融口座保有者の本人確認および物理的な居住国（一定の団体およびそれらが支配する者を含む。）に関連する情報の提供を要求することができ、当該口座がCRS報告対象口座とみなされる場合には当該投資者およびその口座に関する情報をルクセンブルグ税務当局（Administration des Contributions Directes）に報告することができる。トラストは、以下に従い、あらゆる情報を投資者に通知するものとする。（ｉ）トラストはCRS法に規定される個人データの取り扱いに責任を負うこと、（ii）個人データ はCRS法の目的でのみ使用されること、（iii）個人データはルクセンブルグ税務当局（Administration des Contributions Directes）に通知される可能性があること、（iv）CRS関連の質問に答えることは必須であり、返答がない場合の潜在的帰結があること、（ｖ）投資者にはルクセンブルグ税務当局（Administration des Contributions Directes）に通知されたデータへアクセスし、それを修正する権利があること。

CRS法に従い、最初の情報交換は、2016暦年に関する情報について、2017年９月30日までに適用される。ユーロ－CRS指令に従い、最初のAEOIは、2016暦年に関するデータに関して加盟国の各税務当局に対して2017年９月30日までに適用されなければならない。

加えて、ルクセンブルグは、CRS法に基づき自動情報交換を行うためのOECDの管轄権を有する当局の多国間協定（以下「多国間協定」という。）を締結した。多国間協定は、非加盟国間においてCRSを実施するためのものであり、国毎に個別に協定を締結することが要求される。

提供された情報もしくは提供されなかった情報がCRS法に基づく要件を満たしていない場合には、ファンドは、ファンド証券のいかなる申込みも拒絶する権利を留保している。よって、ファンドの投資者は、適用ある規則および規制に従い、ルクセンブルグおよびその他の国の関連する税務当局に報告されることがある。投資者は、CRS法の実施に関する課税およびその他の取扱いに関しては、税務の専門家に相談するべきである。

④　追加の税金または賦課金の支払について

各受益者は、トラスト、管理会社または管理事務代行会社の行う受益証券に関する支払に適用される州税もしくは地方税またはその他の類似する公租公課等の、管轄地または政府もしくは規制当局の課すあらゆる税金を引き受け、かつ適正な政府または規制当局に対し、これらの税金を支払う責任を負う。トラストまたは管理会社または管理事務代行会社のいずれも、これらが行う受益証券に関する支払からの源泉徴収または控除を要求されるあらゆる公租公課の払戻しのため、受益者に対しいかなる追加額も支払わない。トラスト、管理会社または管理事務代行会社のいずれも、適用ある源泉徴収税率の引き上げにより支払うべきこととなる源泉徴収税の追加額の支払につき、責任を負わない。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

（資産別および地域別の投資状況）

（2021年12月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計（米ドル）	投資比率（%）
債券	アメリカ合衆国	183,685,144.94	35.86
	日本	59,324,300.29	11.58
	オーストラリア	49,811,915.95	9.72
	イタリア	32,918,980.13	6.43
	カナダ	30,415,323.92	5.94
	イギリス	21,763,490.40	4.25
	ドイツ	19,306,535.92	3.77
	フランス	16,923,024.27	3.30
	ニュージーランド	14,493,651.88	2.83
	スペイン	8,573,406.01	1.67
	中国	8,349,376.83	1.63
	オランダ	7,426,708.47	1.45
	スウェーデン	5,970,843.79	1.17
	ロシア	5,140,248.91	1.00
	国際機関	5,102,990.45	1.00
	韓国	4,100,721.17	0.80
	スイス	3,365,876.09	0.66
	ノルウェー	2,367,838.30	0.46
	フィンランド	2,296,503.16	0.45
	アイルランド	2,114,307.91	0.41
	ベルギー	2,100,791.60	0.41
	オーストリア	2,050,626.98	0.40
	デンマーク	2,038,134.27	0.40
	インドネシア	1,577,263.02	0.31
	ポルトガル	1,431,691.56	0.28
	フィリピン	1,135,290.49	0.22
	小計	493,784,986.71	96.40
現金・預金・その他資産（負債控除後）		18,465,818.44	3.60
合計（純資産総額）		512,250,805.15 （約58,919百万円）	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

上位30銘柄

（2021年12月末日現在）

順位	銘柄名	国名	種類	利率（%）	償還日（年／月／日）	額面金額		取得価格（米ドル）	時価（米ドル）	投資比率（%）
1	U.S. Treasury Bonds	アメリカ合衆国	債券	7.500	2024/11/15	USD	41,488,852	52,117,175	49,190,221	9.60
2	U.S. Treasury Bonds	アメリカ合衆国	債券	7.125	2023/２/15	USD	29,268,018	34,252,790	31,408,241	6.13
3	Australia Government Bond Series 139	オーストラリア	債券	3.250	2025/４/21	AUD	38,100,078	30,998,218	29,646,632	5.79
4	Italy Buoni Poliennali Del Tesoro	イタリア	債券	4.500	2026/３/１	EUR	17,719,675	25,494,961	23,693,825	4.63
5	日本国債20年債（第71回）	日本	債券	2.200	2024/６/20	JPY	1,983,704,947	20,173,274	18,216,449	3.56
6	日本国債20年債（第55回）	日本	債券	2.000	2022/３/21	JPY	1,987,067,406	17,825,705	17,349,816	3.39
7	New Zealand Government Bond Series 0425	ニュージーランド	債券	2.750	2025/４/15	NZD	20,753,685	15,506,331	14,493,652	2.83
8	日本国債20年債（第56回）	日本	債券	2.000	2022/６/20	JPY	1,563,056,383	14,357,827	13,718,534	2.68
9	Deutsche Bundesrepublik Inflation Linked Bond Series I／L	ドイツ	債券	0.100	2023/４/15	EUR	9,023,669	10,686,463	10,640,705	2.08
10	Australia Government Bond Series 25CI	オーストラリア	債券	3.000	2025/９/20	AUD	9,615,660	10,683,459	10,434,580	2.04
11	U.S. Treasury Bonds	アメリカ合衆国	債券	7.250	2022/８/15	USD	8,719,978	10,129,335	9,083,765	1.77
12	Canadian Government Bond Series A55	カナダ	債券	8.000	2023/６/１	CAD	9,876,859	9,140,013	8,585,844	1.68
13	Italy Buoni Poliennali Del Tesoro	イタリア	債券	4.500	2024/３/１	EUR	4,455,015	6,010,288	5,572,871	1.09
14	U.S. Treasury Notes	アメリカ合衆国	債券	0.125	2026/10/15	USD	4,883,208	5,297,716	5,314,798	1.04
15	Russian Federal Bond － OFZ Series 6227	ロシア	債券	7.400	2024/７/17	RUB	394,270,313	5,626,616	5,140,249	1.00
16	Agricultural Bank of China Ltd.	中国	債券	3.050	2023/10/27	CNH	31,188,031	4,677,550	4,916,839	0.96
17	Province of British Columbia Canada	カナダ	債券	4.250	2024/11/27	AUD	4,551,503	3,932,925	3,572,156	0.70
18	Australia & New Zealand Banking Group Ltd.	オーストラリア	債券	0.450	2023/11/22	EUR	2,621,744	2,961,237	3,027,466	0.59
19	Development Bank of Japan, Inc. Series G	日本	債券	0.010	2024/10/15	EUR	2,421,946	2,880,563	2,766,579	0.54
20	Royal Bank of Canada	カナダ	債券	0.250	2024/１/29	EUR	2,254,310	2,769,987	2,595,287	0.51
21	Banco Santander SA	スペイン	債券	2.750	2023/９/12	GBP	1,851,789	2,399,464	2,564,654	0.50
22	Nordic Investment Bank	国際機関	債券	0.500	2025/11/３	EUR	2,190,959	2,673,032	2,563,607	0.50
23	French Republic Government Bond OAT	フランス	債券	8.500	2023/４/25	EUR	2,002,856	2,931,315	2,555,544	0.50
24	Stadshypotek AB	スウェーデン	債券	0.500	2025/７/11	EUR	2,189,985	2,677,848	2,548,073	0.50
25	Nordic Investment Bank	国際機関	債券	4.750	2024/２/28	AUD	3,229,910	2,610,288	2,539,384	0.50
26	Westpac Banking Corp. Series G	オーストラリア	債券	0.500	2024/５/17	EUR	2,156,847	2,556,104	2,496,964	0.49
27	GlaxoSmithKline Capital PLC	イギリス	債券	0.125	2023/５/12	EUR	2,144,177	2,322,083	2,456,272	0.48
28	BPCE SFH SA	フランス	債券	2.375	2023/11/29	EUR	2,046,715	2,481,151	2,451,342	0.48
29	Province of Quebec Canada	カナダ	債券	9.375	2023/１/16	CAD	2,826,415	2,644,791	2,431,461	0.47
30	Province of Ontario Canada Series HC	カナダ	債券	9.500	2022/７/13	CAD	2,923,878	3,057,712	2,420,403	0.47

②【投資不動産物件】

該当事項なし（2021年12月末日現在）。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし（2021年12月末日現在）。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記会計年度末ならびに2021年12月末日までの１年間における各月末のファンドの純資産総額およびクラスAJ証券の１口当たり純資産価格の推移は、以下のとおりである。

	純資産総額（全クラス合計）		１口当たり純資産価格（クラスAJ証券）	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
第16会計年度末（2012年８月末日）	791,107	90,993	8.90	1,024
第17会計年度末（2013年８月末日）	621,339	71,466	8.55	983
第18会計年度末（2014年８月末日）	546,147	62,818	8.29	954
第19会計年度末（2015年８月末日）	639,593	73,566	8.04	925
第20会計年度末（2016年８月末日）	923,722	106,247	7.91	910
第21会計年度末（2017年８月末日）	741,149	85,247	7.72	888
第22会計年度末（2018年８月末日）	442,438	50,889	7.53	866
第23会計年度末（2019年８月末日）	570,403	65,608	7.53	866
第24会計年度末（2020年８月末日）	570,961	65,672	7.45	857
第25会計年度末（2021年８月末日）	531,284	61,108	7.30	840
2021年１月末日	547,557	62,980	7.41	852
２月末日	537,065	61,773	7.36	847
３月末日	541,442	62,277	7.36	847
４月末日	532,526	61,251	7.35	845
５月末日	551,599	63,445	7.34	844
６月末日	556,752	64,038	7.32	842
７月末日	527,911	60,720	7.32	842
８月末日	531,284	61,108	7.30	840
９月末日	534,535	61,482	7.28	837
10月末日	524,133	60,286	7.22	830
11月末日	520,975	59,923	7.21	829
12月末日	512,251	58,919	7.20	828

クラスAJ証券は、2017年８月23日までルクセンブルグ証券取引所に上場されていたが、2017年８月24日付で上場を廃止した。

＜参考情報＞

※以下は、過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではない。

②【分配の推移】

クラスAJ証券

会計年度	1口当たり分配金	
	米ドル	円
第16会計年度	0.3387	38.96
第17会計年度	0.3072	35.33
第18会計年度	0.2631	30.26
第19会計年度	0.2076	23.88
第20会計年度	0.1896	21.81
第21会計年度	0.1896	21.81
第22会計年度	0.1896	21.81
第23会計年度	0.1806	20.77
第24会計年度	0.1716	19.74
第25会計年度	0.1716	19.74

（注）分配金は、当該月末現在の受益者に対し、翌月の第一営業日に支払われる。

2021年12月末日までの１年間における各月末のクラスAJ証券の分配の推移は、以下のとおりである。

	１口当たり分配金	
	米ドル	円
2021年１月末日	0.0143	1.64
２月末日	0.0143	1.64
３月末日	0.0143	1.64
４月末日	0.0143	1.64
５月末日	0.0143	1.64
６月末日	0.0143	1.64
７月末日	0.0143	1.64
８月末日	0.0143	1.64
９月末日	0.0143	1.64
10月末日	0.0143	1.64
11月末日	0.0143	1.64
12月末日	0.0143	1.64

③【収益率の推移】

クラスAJ証券

会計年度	収益率（注）
第16会計年度	2.37%
第17会計年度	－0.50%
第18会計年度	0.04%
第19会計年度	－0.51%
第20会計年度	0.74%
第21会計年度	－0.01%
第22会計年度	－0.01%
第23会計年度	2.40%
第24会計年度	1.22%
第25会計年度	0.29%

（注）クラスAJ証券の収益率は、分配金の各会計年度末における累計額を用いて、以下の計算式により算出された。

収益率（%）＝100×（ａ－ｂ）／ｂ

ａ＝会計年度末の１口当たり純資産価格（当該会計年度の分配金の合計額を加えた額）

（第17会計年度までの収益率の計算には、各該当分配日における分配金の再投資額を含む。）

ｂ＝当該会計年度の直前の会計年度末の１口当たり純資産価格（分配落の額）

＜参考情報＞

※以下は、過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではない。

※クラスAJ証券（ファンド証券）の収益率の推移です。

（注）ファンド証券の収益率は、分配金の各会計年度末における累計額を用いて、以下の計算式により算出されました。

収益率(%)＝100x(a−b)／b

a＝会計年度末の1口当たり純資産価格（当該会計年度の分配金の合計額を加えた額）

（上記の第17会計年度までの収益率の計算には、各該当分配日における分配金の再投資額を含みます。）

b＝当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格（分配落の額）

（４）【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度のクラスAJ証券の販売および買戻しの実績ならびに各会計年度末現在のクラスAJ証券の発行済口数は、以下のとおりである。

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第16会計年度	559,870 (559,870)	1,730,607 (1,730,607)	9,404,979 (9,404,979)
第17会計年度	30,770 (30,770)	1,034,215 (1,034,215)	8,401,534 (8,401,534)
第18会計年度	7,100 (7,100)	988,760 (988,760)	7,419,874 (7,419,874)
第19会計年度	10,220 (10,220)	854,230 (854,230)	6,575,864 (6,575,864)
第20会計年度	21,000 (21,000)	418,436 (418,436)	6,178,428 (6,178,428)
第21会計年度	46,590 (46,590)	562,957 (562,957)	5,662,061 (5,662,061)
第22会計年度	395,430 (395,430)	424,850 (424,850)	5,632,641 (5,632,641)
第23会計年度	53,060 (53,060)	632,220 (632,220)	5,053,481 (5,053,481)
第24会計年度	16,800 (16,800)	280,650 (280,650)	4,789,631 (4,789,631)
第25会計年度	6,500 (6,500)	317,435 (317,435)	4,478,696 (4,478,696)

（注１）（　）内の数字は日本国内における販売、買戻および発行済の口数を示す。
（注２）販売口数には再投資口数および転換口数を含む。以下同じ。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

（１）海外における販売手続等

一般的事項

トラストは、海外において、英文目論見書により、英文目論見書に記載されるクラスの受益証券を販売する。各クラス証券の申込通貨は英文目論見書に記載される。クラスAJ証券の申込通貨は米ドルである。ファンド証券は、異なる販売手数料ならびに継続販売報酬およびその他の報酬を条件として募集される。かかる選択的な販売方法は、購入額、投資者の証券の保有予測期間およびその他の状況において、投資者に、より有益となる証券の購入方法の選択を可能にする。

最低当初投資額、最低継続投資額および最大投資額がある場合は、英文目論見書に記載される。クラスAJ証券の当初最低投資額は2,000米ドル。クラスAJ証券の継続最低投資額は750米ドルである。一部のクラス証券および特定の範疇の投資者については、管理会社によるその独自の裁量によって、当初および継続最低額が減額され、最大投資額を撤回することができる。さらに、管理会社は、独自の裁量において、いずれかのクラス証券に関する当初および継続投資について、販売会社またはディーラーに、異なる最低額の設定を認めることができる。

トラストは現在、申込通貨以外の通貨での支払いには応じていない。各クラス証券の販売価格は、管理会社の登記上の事務所において閲覧することができる。管理会社はトラストのために、理由の如何を問わず受益証券購入の注文を拒絶することができる。これは、短期間においてなされる頻繁な受益証券売買パターンを呈する場合、トラストが、受益証券の購入（転換を介する場合を含む。）を制限する権利を持つことを意味する。

管理会社は、管理会社の裁量により、随時、特定国または特定地域に居住する投資者に対し、または特定国もしくは特定地域に設立された投資会社に対して受益証券の発行を一時的に中止、無期限に停止もしくは制限することができる。管理会社はまた、受益者全体およびトラストの保護を要する場合、特定の投資者の受益証券取得を禁じることができる。

反マネー・ロンダリング法の遵守

（ｉ）適用される金融活動作業部会（FATF）のマネーロンダリング防止／テロ資金対策（以下「AML／CTF」という。）基準を含むがこれらに限定されない国際規則、（ii）米国財務省海外資産管理局（OFAC）が管理する行政命令、ならびに（iii）2004年11月12日付マネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関する法律（以下「ルクセンブルグAML法」という。）、2010年２月１日付大公規則、および2012年12月14日付CSSF規則12－02（およびそれぞれの改正および代替を含む。）を含むがこれらに限定されないルクセンブルグの法令および規則に基づき、金融業界のすべての専門家に対して、マネーロンダリングおよびテロ資金供与を目的とした集団投資事業の利用を防止するための義務が課せられている。

かかる規定のため、管理会社またはその受託者は、とりわけ、ファンド証券の法的所有者および実質的保有者の身元を確認しなければならない。この確認に必要な書類および情報は、申込書類と併せて通知される。収集した情報が管理会社にとって十分でない場合、管理会社は、受益者に対し、追加の書類または情報の提供を求めることができる。いかなる場合でも、管理会社は、適用される法的および規制上の要件に準拠するため、いつでも追加の書類を要求することができる。

管理会社に提供された情報は、マネーロンダリング防止およびテロ資金対策遵守のためにのみ収集および処理される（後記「データの保護」を参照のこと。）。

受益者による必要書類の提出について遅延または不履行があった場合、当該受益者に対してファンド証券は発行されず、（該当する場合）配当も行われない。申請者による書類の不提出または不完全な書類の提出の結果、ファンド証券の発行または買戻手続に遅延または不履行が発生した場合、管理会社またはその指定代理人は一切の責任を負わない。

受益者は、実質的保有者の登記簿設置に関する2019年１月13日付の法律によって要求され、かつその条件の範囲内で、ルクセンブルグAML法第１条（７）の意味するファンドの実質的保有者を特定するために必要な情報を、管理会社またはその受託者に提供するものとする。かかる情報は、ルクセンブルグの受益権者名簿（以下「RBO」という。）を通じて報告され、かつ一般に公開されることがある。ファンドに関する申込書類を提出することにより、各受益者は、受益者または（該当する場合）実質的保有者が、管理会社またはその受託者に対して、管理会社がRBOに情報および書類を提供する義務を遵守するために必要な関連情報および根拠書類を提供しなかった場合、ルクセンブルグの刑事罰の対象となることを認める。

管理会社は、ルクセンブルグの適用法令および規則に従って、ファンドの投資対象に関するデュー・ディリジェンス手法にリスクベース・アプローチが適用されることを確保するものとする。

ファンド証券の購入

ファンド証券は、ファンド営業日において各ファンド証券の純資産価格（適用販売手数料を含む。）で申込通貨において購入できる。純資産価格は基準通貨である米ドルで計算され、追加的にユーロ建て純資産価格もかかるファンド営業日の適用換算レートに基づき決定される。純資産価格はかかる取引日の米国東部時間午後４時を評価基準時点とし各取引日に決定される。投資者からの注文は保管受託銀行が申込代金を受領した場合のみ、受諾される。ただし、特殊な事例として、投資者が、通常の期間内に受益証券の全額を支払う義務を当該投資者が負う旨の、管理会社または販売会社が受諾できる内容の保証書を提出した場合はこの限りではない。かかる手配は、管理会社または販売会社の裁量により管理会社または販売会社により受諾される。各注文は支払のなされる申込通貨を明記しなければならない。管理会社が申込通貨以外の通貨での支払に同意した場合、注文は受領される総額を基準通貨である米ドルに換算した上で受諾される。

指定された取引日に対する購入注文はかかる取引日の注文受付終了時刻（米国東部時間午後４時）まで受け付けられる。その時間枠内において管理会社またはその代理人によって受領され受諾された有効かつ完全な注文は、かかる取引日の評価基準時点で決定される該当クラスの１口当たり純資産価格により当該申込通貨でかかる取引日付で処理される。注文受付終了時刻（米国東部時間午後４時）以降に受領し受諾された注文は、かかるファンド営業日にかかる購入、買戻、転換請求に関する取引日がファンド営業日であるその日の評価基準時点に決定される純資産価格で翌ファンド営業日に処理される。管理会社の裁量により、取引日、評価基準時点または注文受付終了時刻は変更可能であり、追加的取引日、評価基準時点および注文受付終了時刻が指定されることがある。管理会社は受益者にかかる変更を通知する。管理会社が本書に定めるとおり純資産価格の決定を停止または延期した場合、翌評価基準時点において決定される純資産価格が適用される。

注文は、海外における販売会社またはディーラーがその受注事務所によって随時指定される締切りまでに受領した場合は、通常受領日に海外における販売会社または販売ディーラーによって管理会社に取次がれる。海外における販売会社およびディーラーはいずれも、価格変動により自己を利するために注文を留保することを認められていない。

受益証券クラス

クラス証券が販売されているあらゆる国において、現地の法や慣習が個々の買取注文に対して上記よりも低い販売手数料を要求または許可している場合、海外における販売会社は、当該国においてはより低い販売手数料でファンド証券を販売し、またディーラーに販売することを認める場合もある。

海外における販売会社は、一部のクラスの受益証券について日々発生し毎月後払いされる、受益証券に帰属するファンドの日々の純資産総額の平均額に対する英文目論見書に記載される年率の販売報酬を受領する。

クラスＢ受益証券のように、一部のクラス証券については、受益証券の発行日から一定の年数内に買い戻される当該受益証券の買戻代金に、条件付後払申込手数料が課される。英文目論見書に別途記載さ

れている場合を除き、手数料は、現在の純資産価格または買戻される受益証券の原価のうちいずれか少ない方の額に対して、ファンドの通貨で計算され、適用ある場合、その後各評価基準点において適用あるレートで換算された申込通貨で表示される。また、再投資分配または譲渡所得配当から発行される受益証券には手数料は課されない。条件付後払申込手数料が買戻し代金に適用されるか否かの決定については、当該クラス証券の買戻請求が、当該投資者が保有する受益証券のうち最も長期間保有された受益証券についてなされたとみなされ、課される料率が結果的に最低となるような方法で計算が決定される。

条件付後払申込手数料相当額は、海外における販売会社に支払われ、条件付後払申込手数料とともにトラストに販売関係業務を提供する費用ならびに海外における販売会社の販売および商品開発者が受益者にサービスを提供する費用を支払うため、その全部または一部が、海外における販売会社により使用される。条件付後払申込手数料および販売報酬の組合せは、購入時に販売手数料が課されることなく海外における販売会社およびディーラーを通じて受益証券の販売資金を調達することを企図している。管理会社および海外における販売会社は、一部の法域において適用される条件付後払申込手数料明細を修正する権利を留保する。条件付後払申込手数料を条件とする受益証券は、管理会社および海外における販売会社の同意なくして、一括口座管理で保有することができない。

すべてのクラスの受益証券は、発行時、買戻しおよび販売について同様の権利を与えられる。各クラスの受益証券の１口当たり純資産価格は、各クラスの受益証券に課される個別の報酬の結果異なる。

トラストは、現在、各ポートフォリオについて、投資者のあるクラスへの需要に適う、またはある法域の市場慣行または要件に適合する、異なる報酬体系および申込み要件の様々なクラスの受益証券を販売しており、今後も販売を行うことができる。トラストは、特定法域の投資者による購入に対し、一つまたは複数のクラス証券のみを販売する権利を留保する。そのほか、トラストまたは海外における販売会社は、特定のクラス証券について購入を許可するかまたは投資を制限する投資者または取引の区分別に適用される基準を採用することができる。投資予定者は、特定法域において入手され、その投資需要に最適となるクラスの受益証券を決定するにあたり、財務アドバイザーに相談することを推奨する。

受益者は、トラストが、同じファンドの既存の同様の種類の受益証券の範囲内で、英文目論見書に記載されているクラス受益証券に加えて、随時、クラス受益証券を設定および募集する権限を付与されていることに留意する。かかる新規設定クラス受益証券は、英文目論見書の更新時に反映される。

入手可能なクラス受益証券の完全な一覧表は、インターネット（URL: www.alliancebernstein.com）および管理会社の登記上の事務所で入手することができる。

<u>発行および決済</u>

申込みが行われたファンド証券についての払込は、申込みが購入予定の受益証券に対する支払内容が確認された場合にのみ受諾されるので、投資者の申込書と同時に行われなければならない。また受益証券が、認可された販売ディーラーまたは海外における販売会社から、またはそれらを通じて、申込みもしくは購入される場合は、当該ディーラーによって採用され、海外における販売会社およびトラストによって承認される手続に従い、英文目論見書に別段の記載がない限り、当該取引日の３ファンド営業日以内に、支払いが行わなければならない。ファンドの証券が販売される一部の地域では異なる決済期間が適用される。トラストから直接購入されたファンド証券についての払込は、申込書に記載されたトラストの口座に払込まれる。トラストによる払込金の受領後、管理会社は１口および端数のファンド証券が発行し、請求があった場合には、券面が発行される。投資者には確認書が交付される。受益証券および適用販売手数料（もしあれば）の支払いは、申込通貨でなされなければならない。

<u>確認書および証書</u>

受益証券の発行後のファンド営業日に当該取引の完全な明細を記載した「確認書」が当該投資者に送付される。

すべてのファンド証券は記名式で発行され、名義書換代行会社により保管されているファンドに関するトラストの受益者名簿がその所有の証拠となる。管理会社は、当該ファンド証券の登録所有者をその

完全かつ実質所有者として取り扱う。申込時に証券の証書が特別に要求されない場合は、当該ファンド証券は証書を伴わない方式で発行される。証書を伴わない方式であってもトラストは不当に遅滞することなく買戻しの指示を実行することができるため、トラストは、証書を伴わない方式でファンド証券を保持することを投資者に勧める。

投資者が証書付方式でのファンド証券の発行を要求する場合、ファンド証券の証書は、通常、当該ファンド証券の登録手続または譲渡の終了後28日以内に（投資者のリスク負担で）投資者またはその指名する代理人に送付される。

ABファンド口座および口座番号

投資者が初めてABファンドに投資する場合、当該投資者の買付申込書が受諾されると同時に、名義書換代行会社は、当該投資者のABファンドの受益証券が記録される受益者登録処理システムにおいて口座を開設するものとする。この口座は、当該ABファンドについての投資者の持高を表示するものである。ABファンド口座は、当該投資者のABファンドへの初回申込みの際の通貨で表示されるものとする。ABファンド口座は、一通貨のみで表示されるので、同一通貨で表示されるファンド証券の所有のみを記録するものとする。従って、複数の通貨でのファンド証券の所有を望む投資者は、一以上のABファンド口座を保有するものとし、各口座に関する別個の明細書を受領するものとする。投資者には、開設された各ABファンド口座についてABファンド口座番号が割当てられ、この番号は、投資者の関連情報とともに、本人確認の証拠となる。ABファンド口座番号は、当該口座のABファンド受益証券に関する当該投資者の将来のすべての取引に使用されるべきものである。投資者の個人情報の変更、ABファンド口座番号の喪失または券面の紛失は、書面により直ちに名義書換代行会社に通知しなければならない。トラストは、かかる指示を受諾する前に、補償金またはトラストが容認する、銀行、受益者または他の当事者が副署した本人証明を要求する権利を留保する。

ファンド証券の所有制限

約款に記載された管理会社の権限に基づき、管理会社は、「米国人」による受益証券の所有を制限または防止することを決定した。投資者は、買主となる予定の者が米国人ではないことを示す、海外における販売会社、ディーラーまたはトラストの納得する確認書を提出しなければならない。受益者は、かかる情報に変更があった場合にはただちに管理会社に通知しなければならない。各受益者は、ファンド証券の所有を禁止されている米国人ではないことを自ら証明する責任を負う。

加えて、管理会社は、その裁量により、一定の状況においては、米国人によるファンド証券の所有を認めることができる。

米国人が単独または共同でファンド証券を実質的に所有していることを管理会社が知ることとなった場合はいつでも、管理会社は、トラストのために、その裁量により、当該ファンド証券を本書に記載される買戻価格で強制的に買戻すことができる。トラストが当該強制買戻しにつき通知を行ってから10日目以降に、ファンド証券は買戻され、受益者は当該証券の所有者ではなくなる。

データの保護

個人データの処理

受益者に関する特定のデータおよび受益者の受益証券の保有状況（以下「個人データ」という。）は、トラストおよび／またはトラストを代理する管理会社（共同データ管理者として行為する。）によって、および／または名義書換代行会社、保管受託銀行、支払代理人（もしあれば）および／または管理会社および／または名義書換代行会社の授権代理人に加えて、ABグループ内の関連会社（データ処理業者として行為する。）（以下「関連当事者」という。）によって、収集、保管および／または処理されており、受益者はその旨をここに通知される。ここで、受益者とは、自然人としての受益者を指し、代表者または最終的な受益権所有者等であるが、それらに限定されない、他の識別可能な者もしくは識別可能な自然人としての受益者（総称して「データ対象者」という。）を含む。個人データは、（ｉ）受益者とトラストとの間の契約関係の結果として、また受益者に対して関連するサービスを提供

するために、および／または（ⅱ）適用法令（受益者がトラストと直接の契約関係を有しない状況を含む。）を遵守するために、処理される。

個人データは、収集された目的のためにのみ使用される。ただし、受益者が別の目的のために個人データを使用することを事前に通知されている場合は、この限りではない。

個人データ移転

個人データは、適用法令に従い、データ処理業者またはデータ管理者として行為し、欧州経済地域（以下「EEA」という。）内外に所在しうる関連当事者に移転される場合がある。従って、個人データは、欧州委員会の妥当性認定の対象ではない国（シンガポール、台湾、インド、カナダおよびアメリカ合衆国等であるが、それらに限定されない。）またはデータ保護法が存在しないであろう国もしくはEEAよりも低い基準である国に所在する事業体に移転される場合がある。欧州連合外での当該個人データの移転は、（ⅰ）ABグループ内で締結された拘束力のある企業規則に基づき、（ⅱ）欧州委員会によって採択された標準データ保護条項に基づいて、（ⅲ）当該移転がトラストおよび／または受益者に提供されたサービスの履行のために必要である場合、ならびに／または（ⅳ）当該移転がトラストおよび／または管理会社と第三者との間で締結された、受益者が間接的に参加しかつ受益者の利益のために締結された契約に基づいてサービスの履行のために必要である場合、行うことができる。

個人データの強制開示

さらに、請求の当事者である第三国とEEAまたはルクセンブルグ間で相互法的援助条約等の国際協定が有効である限り、関連当事者が、適用される法令の遵守を目的とし、ルクセンブルグおよび他の法域における裁判所および／または法的機関、行政機関もしくは規制機関（税務当局、監査人および会計士を含む。）等に、個人データを開示および移転できることを、データ対象者は、通知される。

個人データの保有

個人データは、受益者が要求するサービスを履行するために必要な限り、または適用法令に従ってのみ、保有される。

受益者による表明

受益者は、個人データを関連当事者に提出することによって、当該個人データを関連当事者に提供する権限を有することを表明する。

管理会社およびトラストは、該当する場合、データ対象者が必要に応じ承諾し、個人データの処理および英文目論見書に定められる権利について知らされていると想定することができる。

受益者の権利

受益者（および該当する場合、そのデータ対象者）は、適用される法令に規定される方法で、および制限に従い、トラストおよび／または管理会社によって処理された個人データについて、（ⅰ）閲覧、（ⅱ）訂正または補完、（ⅲ）抹消、（ⅳ）処理の制限、（ⅴ）可搬性を請求する権利を有する。当該請求は、管理会社のデータ保護責任者に、郵送または電子メールで送付しなければならない。

追加的な情報

個人データの処理または移転に関する追加的な情報および管理会社のデータ保護責任者の連絡先は、以下のURLから入手することができる。
https://www.alliancebernstein.com/funds/abii/documents/annoucement/ab-lux-data-protection-disclosure-to-investors.pdf

（２）日本における販売手続等

日本においては、有価証券届出書「第一部 証券情報、（７）申込期間」に記載される期間中のファンド営業日に同第一部証券情報の定めるところに従ってクラスAJ証券の募集が行われる。その他、代行協会員が必要と認める場合、申込みを受付けないことがある。日本における申込受付時間は、午後３時までとする。販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」またはその他所定の約款（以下「口座約款」とい

う。）を投資者に交付し、投資者は口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。

申込単位は、日本における販売会社が独自に定めるものとする。申込単位については、日本における販売会社に問い合わせることができる。日本における販売会社については、以下に記載する照会先に問い合わせることができる。

アライアンス・バーンスタイン株式会社
販売会社照会フリーダイヤル：0120－800－136
＜受付時間＞　営業日の午前９時～午後５時
＊自動音声による対応は24時間（年中無休）
ホームページ：　https：／／www.alliancebernstein.co.jp

ファンド証券１口当たりの販売価格は、原則として、管理会社が当該申込みを受領したファンド営業日の１口当たり純資産価格である。日本における約定日は販売取扱会社がルクセンブルグにおける当該注文の成立を確認した日（通常申込受付日の日本における翌営業日）であり、約定日から起算して４営業日目に口座約款に基づき受渡しを行うものとする。

投資者は、当該受渡日までに口座約款に基づき、日本における販売会社が独自に定める3.3%（税抜3.0%）以内の申込手数料を支払わなくてはならない。申込手数料については、日本における販売会社に問い合わせることができる。日本における販売会社については、上記の照会先に問い合わせることができる。

買付代金の支払は、円貨または米ドル貨によるものとし、円貨による支払いの場合には、米ドル貨への換算は約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとする。

なお、日本証券業協会の協会員である日本の販売取扱会社は、ファンドの純資産が１億円未満となる等同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができない。

２【買戻し手続等】

（１）海外における買戻し手続等

受益者は、ファンド営業日であればいつでも、海外における販売会社または認可されたディーラーを通して、あるいは管理会社または管理会社が認可した代行会社宛にファクシミリまたは郵送にて取消不能買戻請求書を送ることにより受益証券の買戻しをすることができる。買戻請求書には、トラストおよびファンド名、受益証券のクラス、受益証券買戻口数または買戻受益証券の総額（受益者が受益証券を購入することを選択した申込通貨での総額）、トラストに登録されている受益者の氏名およびABファンド口座番号（申込通貨口座）を明記する。買戻代金の支払いは、受益者のABファンド口座の申込通貨建てでなされる。

買戻請求の結果、受益者のABファンド口座が1,000米ドル（または受益者のABファンド口座の通貨建てによる別の申込通貨による相当額。）を下回る場合、かかる買戻請求は当該受益者のABファンド口座全体に対して適用されるものとする。

買戻価格は、当該取引日における米国東部時間午後４時の評価基準時点の適切な取引日に決定された当該クラス証券の当該申込通貨における１口当たり純資産価格と同等とする。指定された取引日の買戻請求はかかる取引日の注文受付終了時刻（米国東部時間午後４時）まで受け付けられるものとする。この時間枠内に受け付けられた有効かつ完全な買戻請求は、通常上記に述べられた買戻価格でかかる取引日に処理される。注文受付終了時刻以降に受け付けられた買戻請求は、買戻請求に関する取引日が、かかるファンド営業日である場合にはかかるファンド営業日において評価基準時点に決定される適切な純資産価格で翌ファンド営業日に処理される。指定された取引日に関して計算される純資産価格により、

当該クラス証券の買戻価格は申込時のかかる受益証券の支払価格よりも高くなることも低くなることもあり得る。

買戻代金（適用ある条件付後払申込手数料控除後の買戻価格）の支払は、通常、登録受益者の口座に該当申込通貨で、該当する取引日の後の３ファンド営業日内に、保管受託銀行またはその代行機関が行う。ただし（ｉ）買戻請求は、適切な様式で管理会社または管理会社が認可した代行会社が受領していること、および（ii）受益証券の券面（発行された場合にのみ）は、かかる取引日の評価基準時点より前に管理会社または管理会社が認可した代行会社が受領していることが条件となる。上記にかかわらず、例外的な状況により、当該期間中のトラストの流動性が支払または買戻しを行うために十分でない場合には、かかる支払は、それが可能となった後可及的速やかに行われる（ただし、利息は付されない。）。また支払は、受益証券の登録所有者に対してのみ行われ、第三者に対する支払は認められない。支払は、電信により行われる。管理会社または管理会社が認可した代行会社が、適切に郵送にて受益者またはその財務アドバイザーからあらゆる必要な書類の原本を受領できなかった場合、買戻代金の支払が遅延する可能性があることに留意する必要がある。電信送金指示は、投資者の原申込書に記載されていなければならず、記載されていない場合は、買戻代金の電信送金が送達される前に、電信送金指示は、管理会社または管理会社が認可する代行会社により郵送またはファクシミリにて受領および確認されていなければならない。

管理会社は、通常の状況において、受益者が買戻しを請求した当該日にファンド証券の買戻しが迅速になされるように、各ポートフォリオについて、いずれの取引日においても適切な水準の流動資産の保有を確保するよう努力する。しかしながら、管理会社は、一取引日にファンドまたはクラスの発行済受益証券の10%を超える買戻請求を受領した場合に、かかる取引日の受益証券の買戻しを制限することができる。かかる場合、ファンドまたはクラスの受益証券は比例計算により買戻される。管理会社またはその代行機関が、かかる権限を行使したために部分的にのみ受理された買戻請求に対しては、その請求が完全に実行されるまで、（管理会社がかかる権限を有する）翌取引日およびその後の取引日に取扱われる。かかる制限はすべて、買戻しを請求した受益者に対して通知される。さらに、一定の状況においては、管理会社は、受益者の受益証券の買戻しの権利を停止することができる。

（２）日本における買戻し手続等

日本における受益者は、手数料なしで、各ファンド営業日でかつ販売取扱会社の営業日に販売取扱会社を通じ、管理会社に対してファンド証券の買戻しを請求することができる。その他、代行協会員が必要と認める場合、買戻しを受付けないことがある。日本における買戻受付時間は、午後３時までとする。買戻代金の支払は口座約款に定める方法による。

ファンド証券１口当たりの買戻価格は、原則として、管理会社が買戻請求を受領したファンド営業日に計算される１口当たり純資産価格とし、買戻代金は口座約款の定めるところに従って販売取扱会社を通じて円貨で、または販売取扱会社が応じ得る場合は米ドル貨で、支払われるものとする。買戻し手数料は課せられない。

買戻単位は、日本における販売会社が独自に定めるものとする。買戻単位については、日本における販売会社に問い合わせることができる。日本における販売会社については、前記「第２　管理及び運営、１　申込（販売）手続等、（２）日本における販売手続等」に記載する照会先に問い合わせることができる。

日本における買戻しの約定日は、販売取扱会社が当該買戻し請求の成立を確認した日であり、日本の受益者と販売取扱会社との買戻し代金の受渡日は、約定日から起算して日本における４営業日目である。

３【過度の売買および短期売買に関する方針および手続】

受益証券の買付および転換は投資を行う目的に限って行われるべきである。トラストの管理会社の取締役会は、マーケット・タイミングまたはその他の過度の取引を認めない。管理会社は、理由の如何にかかわらず、いかなる買付または転換請求（受益者の金融仲介機関が受諾した買付または転換請求を含む。）も、事前の通知をすることなく、制限、拒絶または取消すことができる権利を留保する。管理会社は、注文を拒絶した結果生じた損失に対して責任は負わない。

監視手続　トラストの管理会社は、長期投資家に不利益を与える受益証券の常習的購入および買戻、または過度の売買もしくは短期売買の発見および抑止を企図する方針および手続を採用した。管理会社は、その代理人を通じて、受益証券の過度の売買または短期売買発見のための監視手続を維持する。この監視手続は、一定の期間内に、一定の金額的限度または数量的限度を超える受益証券の取引の詳述調査を含み、いくつかの要素からなっている。取引監視手続の目的上、管理会社は、共通の所有、支配または影響下にある複数口座による売買行為を考慮することができる。これらのいずれかの要因もしくはそれらの組合せにより特定された売買行為、またはその時点において入手可能なその他の情報の結果特定された売買行為は、当該行為が過度の売買行為または短期売買行為を構成するか否かを決定するため評価されることになる。管理会社およびその代理人が受益証券の過度の売買または短期売買を発見しようと努めたとしても、管理会社がかかる受益者を特定し、またはかかる受益者の売買行為を抑制できる保証はない。

口座封鎖手続　管理会社は、その単独の裁量により、取引監視手続により特定した取引または取引傾向を、その性質から過度の売買または短期売買に当ると判断した場合、将来の買付もしくは転換行為に関して、当該ABファンド口座は直ちに「封鎖」されることになる。ただし、受益証券の買戻は、現行の英文目論見書の条項に従い、引き続き認められる。上記により封鎖された口座は、一般的に、口座名義人または関連仲介金融機関により、当該口座名義人が過度の売買または短期売買取引を過去に行っていないかまたは将来も行わない旨、管理会社が認める証拠もしくは保証が提供されない限り、かつ、提供されるまで、封鎖されたままである。

監視手続の適用および共同勘定に対する制限　共同勘定による保有は、特に、仲介金融機関の間では、受益証券の一般的な保有形態のひとつである。管理会社は、これらの共同勘定に対し監視手続を適用する。管理会社は、共同勘定における買付および買戻の結果として資産のターンオーバーを監視する。管理会社、またはその代理人の見解において、過度のターンオーバーが発見された場合、管理会社が仲介者に通知し、過度の売買または短期売買の疑われる個別口座における取引を仲介金融機関がチェックするよう要求し、将来的な受益証券の買付および転換を禁じるための口座封鎖の適用を含み、過度の売買または短期売買行為を削減するための適切な行動をとる。管理会社は、仲介金融機関の共同勘定に起因するターンオーバーを監視し続け、仲介金融機関が適切な行動をとる姿勢を見せない場合は、仲介金融機関との関係を終了させるかどうか検討することができる。

過度の売買行為を発見し、抑制する能力の限界　管理会社は、策定された手続を用いてマーケット・タイミングの防止に努めるが、かかる手続が過度の売買または短期売買を特定または阻止することに成功するとは限らない。過度の短期売買行為を行おうとする受益者は、発覚を回避するため様々な戦略を用いることがあり、管理会社およびその代理人が受益証券の過度の売買または短期売買を発見しようと努めたとしても、管理会社がかかる受益者を特定し、またはかかる受益者の売買行為を抑制することができる保証はない。

４【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

① 純資産価格の計算

各クラス証券の１口当たり純資産価格はファンド通貨およびその他の申込通貨で表示され、各ファンド営業日の米国東部時間午後４時に管理会社によって決定される。可能な範囲で投資収益、支払利息、手数料およびその他の負債（管理報酬を含む。）は毎日計上される。

あらゆる場合、各クラス証券の１口当たり純資産価格は、当該クラス証券に対し適正に配分されるファンドの資産総額から当該クラス証券に対し適正に配分されるファンドの負債を差し引いた価額を各ファンド営業日現在の当該クラス証券の発行済口数で除して決定される。各クラス証券の１口当たり純資産価格は、各クラス証券にかかる報酬の料率が異なることの結果異なるものとなる。

市場気配値が容易に入手可能な証券に関しては、ファンドが所有する証券の市場価格は、以下のように決定される。

（ａ）取引所の上場証券は、当該価格が決定される営業日における取引所終了時のコンソリデーテッド・テープ・システムに反映された直近の売り値で評価される。当該日に売り値が存在しない場合は、当該日の引け値および売り気配値を用いて証券は評価される。当該日に引け値および売り気配値がない場合は、管理会社による適正価格、または管理会社独自の方法に従い証券は評価される。

（ｂ）一か所以上の取引所で取引される上場証券は、証券が取引される主要取引所を参照し上記（ａ）項に従って評価される。

（ｃ）主要取引所が店頭市場であると考えられる、取引所に上場されている証券を含む店頭市場において取引される証券（ただし、ナスダック証券市場（以下「ナスダック」という。）で取引される証券を除く。）は、買い気配値および売り気配値の仲値を用いて評価される。

（ｄ）ナスダックにおいて取り引きされる証券は、ナスダック公式終り値により評価される。

（ｅ）ファンドにより購入される上場プット・オプションまたはコール・オプションは、直近の売り値で評価される。当該日に売り値がない場合は、かかる証券は当該日の引け値により評価される。

（ｆ）本書におけるオープン先物契約およびオプションは最終決済価格を用いて、かかる価格がない場合は、直近の買い気配値を用いて評価される。評価日に入手可能な気配値がない場合は、直近の入手可能な最終決済価格を用いて評価される。

（ｇ）満期期間までの残日数が60日以内の米国国債およびその他の債務証書は、一般に、市場価格が入手可能な場合は、独立した価格決定機関により市場で評価される。市場価格が入手できない場合は、証券は償却原価により評価される。当初満期が60日を超える短期証券と同様、当初満期が60日以内の証券にかかる手法が適用される。償却原価が利用される場合は、管理会社は、償却原価の利用が証券の適正価格とほぼ同じであるか合理的に判断しなくてはならない。管理会社が検討する当該要素には、発行体の信用力の低下または利率の重大な変更を含むが、それらに限定されない。

（ｈ）債券は、主要なマーケット・メーカーにより提供される直近の買い気配値により評価される。

（ｉ）不動産担保証券およびアセット・バック証券が適正市場価格を反映すると考えられる場合、債券値付けサービスによって得られる当該証券の市場価格を反映する価格により、または一社以上の主要ブローカー・ディーラー間によって得られる当該証券の市場価格を反映する価格により評価される。この場合、ブローカー・ディーラー間の市場価格が入手できるならば、投資顧問会社は、直近に入手した証券に関する買い気配値を日々調整することで市場イールドまたはスプレッドを変更する独自の方法を採ることができる。

（ｊ）店頭取引およびその他のデリバティブは、かかる証券における主要ブローカー・ディーラー間の買い気配値またはスプレッドを基準に評価される。

（ｋ）管理会社が独自の方法により決定する場合、すべてのその他の証券は容易に入手可能な市場気配値に従って評価される。特別事態により、かかる評価が実行不可能または不適切になる場合、管理会社は、トラストの資産の適正評価に至るため、忠実に誠意を持ってその他のルールに従う権限を与えられている。

トラストは、市場気配値を基準に決定される市場価格でトラストの証券を評価する。または市場気配値が容易に入手できない、あるいは信頼できない場合は、管理会社の総合監督の下に管理会社独自の方法に従って決定される適正価格で評価される。適正価格を適用するか否か決定するにあたり、トラストは、特定のポートフォリオの注文受付終了時刻、当該ポートフォリオが取引されている証券市場の閉鎖および非常事態の存在等、様々な要因を考慮する。トラストが適正価格による値付けを使用する場合、適切と思われるあらゆる要因を考慮することができる。トラストは、特定の証券または市場インデックスの時価評価に関する展開を基に適正価格を決定する。純資産総額を計算するためにトラストによって使用される証券の価格は、同じ証券に関する売り気配値または公式価格とは異なることがある。

従って、証券取引価格が事前に報告されている場合でも、適正価格値付けの方法を使用して決定された組入証券の価格は、実質的にかかる証券の販売における実際の価格とは異なる可能性がある。

トラストの１口当たり純資産価格を決定する目的上、ファンドの基準通貨以外の通貨で初めに表記されたすべての資産および負債は、当該証券取引市場に常に参加する主要銀行により見積もられる最新のファンドの基準通貨に対して、かかる通貨の買い気配値および売り気配値を用いて、または多くのかかる主要銀行により提供される相場を考慮する値付けサービスを基準として、かかる通貨に換算される。証券取引所の閉会によりかかる相場の入手が不可能な場合、為替レートは管理会社の取締役会によって、または取締役会の指示のもとに誠意を持って決定される。

異常な事態により、かかる評価が実行不可能または不適切になった場合には、管理会社は、トラスト資産の公正な評価のため、慎重かつ誠実に他の評価方法を用いて評価を行う権限を付与されている。

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイが各クラス証券１口当たりの純資産価格の日々の決定を行うために管理会社により選任された。各評価時点における純資産価格は当該ファンド営業日の米国東部時間午後６時に入手可能である。証券の発行および買戻しの目的で、純資産価格は、トラストの英文目論見書に記載された通貨に換算することができる。

スイング・プライシングによる調整

受益証券の大量購入または買戻しによってもたらされるファンドの純資産額の希薄化の影響に対処するために、管理会社の取締役会は、スイング・プライシング・ポリシーを導入した。

ファンドは、投資者による受益証券の購入、売却および／または転換から生じる現金の流入または流出に合わせてトレードを行うが、その際に発生する取引費用は、受益証券の購入、売却および／または転換の価格に反映されていないため、純資金のファンドへの流入またはファンドからの流出の結果、純資産額が減少することになり、希薄化が起こる。希薄化は、ファンドの組入資産の購入または売却の実際の費用が、取引手数料、税金および当該組入資産の呼び値スプレッド等の影響から、ファンドの当該資産の評価額と乖離する場合に発生する。希薄化は、ファンドの価額に悪影響を及ぼす可能性があり、よって受益者にも影響を与える可能性がある。

トラストのスイング・プライシング・ポリシーでは、いずれのファンド営業日においても、受益証券の取引による純資金の流入または純資金の流出の合計額が事前に決定されている限界値（取締役会によって随時決定される。）を超えた場合には、かかる純資金の流入または純資金の流出に帰属させるべき費用を反映させるために、ファンドの純資産額を上方調整または下方調整することができる（以下「スイング・プライシング」という。）。限界値は、市場の実勢条件、希薄化費用の見積もり

およびファンドの規模等の要因を考慮して、取締役会が定める。スイング・プライシングによる調整の水準は定期的に見直され、取締役会によって決定される取引費用の概算額を反映させるために調整されることがある。スイング・プライシングは、日々、当該限界値を超えたら自動的に発動される。スイング・プライシングによる調整は、当該ファンド営業日におけるすべての受益証券（およびすべての取引）に適用される。トラストのスイング・プライシング・ポリシーを見直し、実施する際、取締役会は、とりわけリスク管理部門、法務・コンプライアンス部門、トレーディング部門および商品開発部門を含むABグループ内の様々な事業部門から意見および専門知識を得ることがある。

スイング・プライシングによる調整は、ポートフォリオによって異なることがあり、ポートフォリオが投資する特定の資産によって左右される。通常の市況下では、スイング・プライシングによる調整は、一般的に、ファンドの当初の純資産価額の２％を超えることはない。ただし、典型的にはボラティリティが高く、かつ、価格発見に困難が生じている特殊な状況では、取引費用が大幅に増大する可能性があり、取締役会は、ファンドの既存の受益者を保護するため、スイング・プライシングによる調整を２％を超えて引き上げることを決定することがある。取締役会は、かかる決定後実務上可能な限り速やかに、かかる決定をトラストのウェブサイト上で公表する。

投資者は、スイング・プライシングの適用がファンドの評価およびパフォーマンスの変動幅の拡大につながる可能性があること、また、スイング・プライシングを適用した結果、ある特定のファンド営業日において、ファンドの純資産額がファンドの投資対象のパフォーマンスから乖離する可能性があることに留意する必要がある。典型的には、スイング・プライシングによる調整により、あるファンドの営業日にファンドへの純資金流入がある場合には１口当たり純資産価格は増加し、純資金流出がある場合には１口当たり純資産価格は減少する。特定のクラス受益証券についてインセンティブ報酬またはパフォーマンス報酬があるファンドの場合、当該インセンティブ報酬またはパフォーマンス報酬は、スイング・プライシング・メカニズムの影響を考慮することなく、適用される純資産価額に基づいて計算される。

② 純資産価格の決定の停止

管理会社は、次の場合には、各クラス証券の純資産価格の決定を一時的に停止することができる。その結果として、各クラス証券の発行ならびに（該当する場合）買戻しおよび転換を一時的に停止することができる。

（イ）ファンドの資産の相当部分の評価の基礎を提供する証券取引所、またはファンド資産の相当部分の表示通貨を取引する外国為替市場が通常の休日以外の日に閉鎖され、または取引が制限もしくは停止された場合。

（ロ）政治的、経済的、軍事的もしくは通貨上の事由のため、または管理会社の責任および監督が及ばない何らかの状況が生じた結果、受益者の利益に重大な損害を及ぼすことなく、ファンドの資産の処分が正当にまたは正常に実行できない場合。

（ハ）ファンドの組入証券の評価のために通常使用されている通信機能が停止した場合、または何らかの理由によりファンドの資産の評価を迅速かつ正確に確定できない場合。

（ニ）為替規制または資金の移動に影響を与えるその他の規制により、ファンドの取引が実行不可能な場合またはファンド資産の購入および売却が通常の為替レートでは実行できない場合。

ファンド証券の純資産価格の計算の一時停止の決定は、他のポートフォリオの資産が各状況により同程度の影響を受けない場合には、他のポートフォリオのクラス証券の純資産価格の計算の停止決定を必然的に伴うものではない。

純資産価格の計算の一時停止は、当該停止が10日以上に亘ると見込まれる場合には、約款の受益者への通知の条項に規定されている方法で公告される。

（２）【保管】

ファンド証券が販売される海外においては、ファンド証券または確認書は受益者の責任において保管される。

日本の投資者に販売されるファンド証券の券面またはその確認書は、日本における販売会社の名義で保管される。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任でファンド証券を保管する場合は、この限りではない。

（３）【信託期間】

トラストおよびファンドを含む各ポートフォリオは存続期間を無期限として設定された。ただし、後記（５）その他、（ｃ）「存続期間および解散」に記載する解散の事由に該当する場合は除く。

（４）【計算期間】

トラストおよびファンドを含む各ポートフォリオの決算期は毎年８月31日である。

（５）【その他】

（ａ）ファンド証券の乗換え（スイッチング）または転換

（イ）海外における乗換えまたは転換

クラスAJ証券は、トラストの他のポートフォリオの受益証券への転換、またはポートフォリオ内の他のクラスの受益証券への転換が認められない。

（ロ）日本における乗換えまたは転換

クラスAJ証券は、トラストの他のポートフォリオの受益証券への転換、またはポートフォリオ内の他のクラスの受益証券への転換が認められない。

（ｂ）発行限度額

ファンド証券の発行限度額についての定めはなく、随時発行することができる。

（ｃ）存続期間および解散

トラストおよび各ポートフォリオは存続期間を無期限として設定された。受益者、その相続人およびその他のいかなる実質的受益者もトラストもしくはポートフォリオの償還または分割を請求することはできない。ポートフォリオは、管理会社によりいつでも解散することができる。解散通知は、RESAおよび管理会社と保管受託銀行が共同で決定する適切な発行部数をもつ少なくとも２つの新聞に公告されるものとする。ただし、そのうち少なくとも１紙はルクセンブルグの新聞でなければならない。当該ポートフォリオ証券は、管理会社の当該決定日以降発行することができない。トラストは、最後のポートフォリオが償還されるとき償還される。最後のポートフォリオの清算の場合、管理会社は受益者の最大の利益に資するようポートフォリオの資産を売却し、保管受託銀行は、管理会社の指示に従って、各クラス証券の保有者に対し各クラスの当該権利に按分して、清算にかかる費用および経費を控除後、純清算手取金を分配する。

清算締結時に受領権限ある者に分配されなかった清算手取金は、適用ある消滅時効の経過するまでルクセンブルグの預託機関に預託される。

管理会社が、トラストを清算することなく、ポートフォリオの解散を決定する場合、当該ポートフォリオの各クラスの受益者に、当該ポートフォリオの各クラス受益証券の全純資産総額の払戻しを行う。かかる償還払戻は、管理会社により公表され、受領する権利を有する者に分配できなかった払戻代金は、ポートフォリオの清算を管理会社の取締役会が決定した後９か月以内にルクセンブルグの預託機関に預託される。管理会社の決定により、２つまたは複数のポートフォリオを合併させることができ、対応するクラスの受益証券は別のポートフォリオの対応クラスの受益証券に転換することができる。異なる受益証券のクラスについての権利は、各純資産総額の割合で当該時に決定される。受益者が設定されるポートフォリオに投資を希望しない場合には、費用なしでその受益証券の買戻しを請求することができるよう、かかる合併の通知は、少なくとも合併の１か月前までになされる。

2010年法第143条によれば、トラストの登録がCSSFに拒絶され、または撤回された場合には、トラストおよびポートフォリオはルクセンブルグの地方裁判所の決定により解散されうる。

（d）約　款

約款は、ルクセンブルグの商業および法人登記所に預託されており、同所で閲覧することができ、またその写しを入手することができる。

保管受託銀行の承認を条件に、管理会社は、約款を随時変更することができる。約款の変更は、約款変更に関し当該書類に特段の記載がない場合は、当該変更がルクセンブルグの商業および法人登記所に預託され、当該預託の通知がルクセンブルグのRESAに公告された日に発効する。

日本においては、約款の重要事項の変更は、公告するかまたは受益者に通知される。

（e）ワラント・新受益証券引受権等の発行

約款はワラント、引受権、オプションまたは優先証券の発行を禁止している。

（f）関係法人との契約の更改等に関する手続

<u>投資顧問契約</u>

同契約は、いずれかの当事者により解約されるまで効力を有する。同契約は、いずれかの当事者（管理会社または投資顧問会社）が３か月以上前に書面により相手方に通知することにより（当事者が同意した場合には、より短い期間の通知とすることもできる。）、いつでも解約できる。

同契約は、管理会社により、（ⅰ）投資顧問会社が契約に違反した場合または投資顧問会社が破産した場合は、書面による通知により、即時に、および（ⅱ）トラストまたは受益者の利益となる場合はいつでも直ちに効力を有するものとして、2010年法に従って、解約することができる。

同契約は、ルクセンブルグ法に準拠し、これによって解釈されるものとする。

<u>保管契約</u>

同契約は、管理会社または保管受託銀行の一方が少なくとも90日前に書面による通知を相手方に送付することにより解除できる。ただし、同契約の解除の場合には、管理会社は、新しい保管受託銀行を任命するものとする。ただし、かかる解除の通知日から２か月以内に新保管受託銀行が任命され、約款に基づく責任および職務を引受けることを条件とする。さらに、退任保管受託銀行の任命は、トラストの全資産が新保管受託銀行に移転されるまでは継続するものとする。

同契約書は、ルクセンブルグ法に準拠するものとし、これに従って解釈されるものとする。

<u>管理契約</u>

当事者の一方は、当該終了の効力発生の90日前までに、相手方当事者に書面で通知を行い、同契約を終了することができる。

同契約は、ルクセンブルグ法に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

<u>代行協会員契約</u>

同契約は、他の契約当事者に対する書面による終了の通知により、いつでも終了することができる。ただし、日本において後任代行協会員が指定されることを条件とする。

同契約は日本国の法律に準拠し、それに従い解釈される。

（g）証券取引所への上場

2017年８月23日まで、クラスAJ証券はルクセンブルグ証券取引所に上場されていたが、2017年８月24日付で上場を廃止した。

（h）資産の合同運用

ファンドの投資方針により認められる場合、組入有価証券の効率的な運用の目的で、管理会社は、トラスト内またはトラスト外において一定のポートフォリオの資産を合同運用することを選択することができる。この場合、異なるポートフォリオの資産または異なる戦略の資産が共同で運用される。合同運用される資産は“プール”と呼ばれる。かかるプールの設定は、運用費用およびその他費用を削減するために計画された管理上の手段であり、受益者の法的権利・義務に変更を生じさせるものではない。プールは、独立の法的主体を構成することはなく、投資者には直接開示されない。合同運用

されるポートフォリオまたは合同運用される戦略の各々は、引続きその特定資産に対して権利を有するものとする。一以上のポートフォリオまたは一以上の戦略がプールされる場合、各参加ポートフォリオまたは各参加戦略に帰属する資産は、まず、当該プールの資産に対する各ポートフォリオまたは各戦略の当初の割合を基準にして決定され、追加の配分または取消しがあった場合には、変更される。各参加ポートフォリオまたは各参加戦略が合同運用資産に対して有する権利は、当該プールにおけるすべての投資および投資系列に適用される。合同運用されるポートフォリオまたは合同運用される戦略を代表して行われた追加的投資は、各ポートフォリオまたは各戦略に各々の権利に応じて配分され、売却された資産は、同様に、各参加ポートフォリオまたは各参加戦略に帰属する資産に配賦される。

かかるプールの設定による課税上の影響については、ルクセンブルグにおいて検討が行われている。上記プールの設定を理由として発生するルクセンブルグの税金は重要なものではないと予想される。その他の法域においては、当該国に存在する証券が上記のとおりプールされている場合には、課税リスクの可能性があるが、追加で発生する税金は重要でないと予想される。

5【受益者の権利等】

（1）【受益者の権利等】

受益者がトラストに関する受益権を直接行使するためには、ファンド証券名義人として、受益者名簿に登録されていなければならない。従って販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は受益者名簿に登録されていないため、自らトラストに対し直接受益権を行使することはできない。これら日本の受益者は販売取扱会社との間の口座約款に基づき販売取扱会社をして受益権を自己のために行使させることができる。

ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、自らの手配で、また本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する主な権利は次のとおりである。

（ａ）分配金請求権

受益者は、トラストに代わり管理会社の決定した分配金を、持分に応じてトラストに代わり管理会社に請求する権利を有する。

支払期日から５年以内に請求されない分配金については、その受領権は消滅し、ファンドに帰属する。

（ｂ）買戻請求権

受益者は、ファンド証券の買戻しを、販売会社を通じて管理会社に請求する権利を有する。

（ｃ）残余財産分配請求権

ファンドが解散された場合、受益者はトラストに代わり管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

（ｄ）損害賠償請求権

受益者は、管理会社および保管受託銀行に対し、約款に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有する。

（注）約款には受益者集会に関する規定はない。なお、受益者の管理会社、保管受託銀行に対する請求権は、かかる請求権を生じさせる事由発生日の５年後に失効する。

（2）【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンド証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はない。

（3）【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所
東京都千代田区丸の内二丁目６番１号　丸の内パークビルディング
上記代理人は、管理会社から日本国内において、
（ａ）管理会社またはトラストおよびファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、
（ｂ）日本におけるファンド証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限、
を委任されている。なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示および金融庁長官に対するファンド証券に関する届出等に関する届出代理人は、
弁護士　三　浦　　健
弁護士　廣　本　文　晴
東京都千代田区丸の内二丁目６番１号　丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
である。

（４）【裁判管轄等】
日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。
東京地方裁判所　東京都千代田区霞が関一丁目１番４号
確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第３【ファンドの経理状況】

１【財務諸表】

ａ．　ファンドの直近２会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第５項ただし書の規定の適用によるものである。

ｂ．　ファンドはアライアンス・バーンスタインのポートフォリオであるが、原文の財務書類はアライアンス・バーンスタインおよびポートフォリオにつき一括して作成されている。日本文の作成にあたっては当該ファンドに関連する部分のみを翻訳している。ただし「財務書類に対する注記」については、全ポートフォリオまたは他のポートフォリオに関して記載している箇所がある。

ｃ．　ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第１条の３第７項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。

ｄ．　ファンドの原文の財務書類は、米ドルおよび各クラス受益証券の基準通貨で表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、株式会社三菱ＵＦＪ銀行の2021年12月30日現在における対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝115.02円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

（注）ファンドの経理状況中において、「ファンド」とは、アライアンス・バーンスタインを意味し、「ポートフォリオ」とは、ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオを含むアライアンス・バーンスタインの各ポートフォリオを意味する。

（１）【2021年８月31日終了年度】

①【貸借対照表】

アライアンス・バーンスタイン
資産・負債計算書
2021年８月31日現在

	ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ	
	（米ドル）	（千円）
資　産		
投資有価証券－時価	509,846,051	58,642,493
定期預金	11,019,950	1,267,515
未収配当金および未収利息	4,938,918	568,074
保管受託銀行およびブローカー預託金	5,781,130	664,946
ファンド証券売却未収金	2,731,713	314,202
スワップ契約の前払プレミアム	0	0
先物為替予約未実現評価益	4,153,264	477,708
スワップ未実現評価益	410,006	47,159
スワップに係る未収利息	171,249	19,697
投資有価証券売却未収金	0	0
金融先物契約未実現評価益	43,765	5,034
貸付証券収益の未収金	0	0
その他未収金	0	0
	539,096,046	62,006,827
負　債		
投資有価証券購入未払金	2,397,698	275,783
スワップ未実現評価損	122,078	14,041
保管受託銀行およびブローカーへの未払金	1,412,094	162,419
スワップ契約の前受プレミアム	0	0
未払分配金	557,554	64,130
ファンド証券買戻未払金	884,754	101,764
先物為替予約未実現評価損	908,167	104,457
売建オプション－時価	0	0
金融先物契約未実現評価損	710,348	81,704
スワップに係る未払利息	144,164	16,582
未払費用その他債務	674,848	77,621
	7,811,705	898,502
純資産額	531,284,341	61,108,325

財務書類に対する注記を参照のこと。

②【損益計算書】

アライアンス・バーンスタイン
運用および純資産変動計算書
2021年８月31日に終了した年度

	ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ	
	（米ドル）	（千円）
投資収益		
利息	18,069,425	2,078,345
スワップ収益	1,035,687	119,125
配当金、純額	0	0
貸付証券収益、純額	0	0
	19,105,112	2,197,470
費　用		
管理報酬	3,738,074	429,953
スワップに係る費用	922,556	106,112
管理会社報酬	485,745	55,870
名義書換代行報酬	318,173	36,596
税金	243,156	27,968
販売報酬	7,221	831
保管報酬	166,805	19,186
専門家報酬	202,027	23,237
会計および管理事務代行報酬	96,553	11,106
印刷費	0	0
その他	70,184	8,073
	6,250,494	718,932
費用払戻または権利放棄	(103,870)	(11,947)
純費用	6,146,624	706,985
投資純（損）益	12,958,488	1,490,485
実現（損）益		
投資有価証券、先物為替予約、スワップ、金融先物契約、オプションおよび通貨	(2,533,139)	(291,362)
源泉税	(1,499)	(172)
未実現（損）益の変動		
投資有価証券	(18,448,366)	(2,121,931)
金融先物契約	(482,368)	(55,482)
先物為替予約	9,604,476	1,104,707
スワップ	834,248	95,955
売建オプション	0	0
運用実績	1,931,840	222,200
ファンド証券取引		
増（減）額	(34,713,557)	(3,992,753)
分配金	(6,894,639)	(793,021)
純資産額		
期　首	570,960,697	65,671,899
為替換算調整	0	0
期　末	531,284,341	61,108,325

財務書類に対する注記を参照のこと。

アライアンス・バーンスタイン
発行済証券数
2021年８月31日現在

ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ

受益証券のクラス	（口）
A	1,582,881
A EUR	16,593
A2	8,741,553
A2 EUR	104,029
A2 EUR H	4,324
A2 HKD	83,617
A2 SGD H	833
AA	301,931
AA AUD H	1,415,656
AA CAD H	665,936
AA GBP H	542,063
AA HKD	882,503
AA NZD H	1,097
AA SGD H	130,770
AJ	4,478,696
AR EUR H	679
AT	8,102,935
AT AUD H	418,941
AT CAD H	64,771
AT EUR	50,215
AT EUR H	10,702
AT GBP H	70,393
AT HKD	178,026
AT NZD H	76,802
AT SGD H	25,779
AX	16,779
B	10,120
B2 EUR	433
BT	8,120
C	368,350
C2	534,004
C2 EUR H	457
I	1,781,934
I EUR	1,258
I2	4,031,093
I2 AUD H	1,468
I2 EUR	717
I2 EUR H	1,000,864
IT	357,793
IT AUD H	924
N2	264,356
NT	197,206
S	405,989
S EUR H	1,041
S SGD H	833
S1 2	2,850,322
S1 2 EUR	567
S1 EUR H	1,041
SA	176,783

アライアンス・バーンスタイン
統計情報
（$：米ドル／€：ユーロ／HKD：香港ドル／SGD：シンガポール・ドル／AUD：豪ドル／CAD：カナダ・ドル／£：スターリング・ポンド／NZD：ニュージーランド・ドルで表示）

	ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ		
	2021年８月31日	2020年８月31日	2019年８月31日
純資産	$ 531,284,341	$ 570,960,697	$ 570,402,667
各クラス１口当たり純資産価格			
A	$ 7.59	$ 7.76	$ 7.86
A EUR(1)	€ 6.43	€ 6.50	€ 7.15
A2	$ 18.45	$ 18.44	$ 18.25
A2 EUR(1)	€ 15.63	€ 15.46	€ 16.60
A2 EUR H	€ 14.48	€ 14.60	€ 14.74
A2 HKD(1)	HKD 143.56	N/A	N/A
A2 SGD H	SGD 15.59	SGD 15.58	SGD 15.48
AA	$ 11.52	$ 11.94	$ 12.24
AA AUD H	AUD 11.34	AUD 11.80	AUD 12.13
AA CAD H	CAD 11.58	CAD 12.02	CAD 12.33
AA GBP H	£ 11.53	£ 11.99	£ 12.31
AA HKD(1)	HKD 89.65	N/A	N/A
AA NZD H	NZD 11.67	NZD 12.11	NZD 12.44
AA SGD H	SGD 11.53	SGD 11.96	SGD 12.26
AJ	$ 7.30	$ 7.45	$ 7.53
AR EUR H	€ 11.95	€ 12.39	€ 12.85
AT	$ 7.58	$ 7.76	$ 7.85
AT AUD H	AUD 11.81	AUD 12.13	AUD 12.32
AT CAD H	CAD 11.98	CAD 12.27	CAD 12.43
AT EUR(1)	€ 6.42	€ 6.50	€ 7.14
AT EUR H	€ 11.60	€ 11.88	€ 12.05
AT GBP H	£ 12.07	£ 12.38	£ 12.54
AT HKD(1)	HKD 58.97	N/A	N/A
AT NZD H	NZD 12.18	NZD 12.47	NZD 12.65
AT SGD H	SGD 12.36	SGD 12.65	SGD 12.81
AX	$ 6.06	$ 6.21	$ 6.29
B	$ 7.59	$ 7.76	$ 7.86
B2(19)	N/A	$ 14.52	$ 14.51
B2 EUR(1)	€ 12.18	€ 12.17	€ 13.20
BA(20)	N/A	$ 11.15	$ 11.55
BA AUD H	N/A	N/A	AUD 11.44
BT	$ 7.63	$ 7.81	$ 7.90
BT AUD H(21)	N/A	AUD 12.16	AUD 12.36
BT CAD H(22)	N/A	CAD 12.22	CAD 12.38
BT GBP H(23)	N/A	£ 12.39	£ 12.56
BX(24)	N/A	$ 6.20	$ 6.28
C	$ 7.59	$ 7.76	$ 7.86
C2	$ 15.21	$ 15.26	$ 15.16

C2 EUR H	€ 13.74	€ 13.91	€ 14.09
I	$ 7.59	$ 7.77	$ 7.86
I EUR(1)	€ 6.43	€ 6.51	€ 7.15
I2	$ 13.33	$ 13.25	$ 13.02
I2 AUD H	AUD 20.07	AUD 20.00	AUD 19.85
I2 EUR(1)	€ 11.29	€ 11.11	€ 11.85
I2 EUR H	€ 15.41	€ 15.44	€ 15.48
IT	$ 12.46	$ 12.75	$ 12.90
IT AUD H	AUD 12.35	AUD 12.67	AUD 12.88
N2	$ 14.73	$ 14.79	$ 14.71
NT	$ 12.29	$ 12.57	$ 12.71
S	$ 98.58	$ 100.90	N/A
S EUR H	€ 16.52	€ 16.48	€ 16.45
S SGD H	SGD 17.99	SGD 17.79	SGD 17.49
S1 2	$ 16.88	$ 16.74	$ 16.42
S1 2 EUR(1)	€ 14.29	N/A	N/A
S1 EUR H	€ 15.66	€ 15.66	€ 15.66
SA	$ 85.58	$ 87.69	$ 88.89

（N/A ： 該当なし）

(1)　運用開始日：2021年７月16日。運用開始前に開示されたパフォーマンスは総合的なものである。
(19)　最終的な１口当たり純資産価格14.39米ドルで2021年７月15日に清算された。
(20)　最終的な１口当たり純資産価格10.87米ドルで2021年３月22日に清算された。
(21)　最終的な１口当たり純資産価格11.97豪ドルで2021年３月31日に清算された。
(22)　最終的な１口当たり純資産価格12.20カナダ・ドルで2021年１月29日に清算された。
(23)　最終的な１口当たり純資産価格12.19スターリング・ポンドで2021年３月31日に清算された。
(24)　最終的な１口当たり純資産価格6.16米ドルで2021年１月29日に清算された。

アライアンス・バーンスタイン
財務書類に対する注記
2021年８月31日に終了した年度

注Ａ：一般的情報

アライアンス・バーンスタイン（以下「ファンド」という。）は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき設定された共有持分型投資信託（fonds commun de placement）であり、投資信託に関する2010年12月17日法（改正済）（以下「2010年法」という。）のパートＩに基づき登録されている。ファンドは、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき設立されルクセンブルグに登記上の事務所を有する法人である、アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エル（以下「管理会社」という。）によってその共有者（以下「受益者」という。）の利益のために管理運用されている。ファンドは、2009年７月13日付EC通達2009／65（改正済）の第１条（２）の意義の範囲内で譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（「UCITS」）として適格性を有する。

ファンドは現在、運用中の15種類のポートフォリオ（各々を、個々に、また総称して、「ポートフォリオ」という。）から成る独立の資産で構成されている。各クラスの受益証券は、各ポートフォリオの投資有価証券その他の純資産における持分を表章する。クラスの全受益証券は、分配および買戻しに関して同等の権利を有する。

2019年の終わりから2021年にかけて、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の発生が世界的な大流行（パンデミック）に拡大した。コロナウイルスの蔓延による混乱の拡大および世界経済への永続的で重大な悪影響の可能性から、市場のボラティリティは増加し、パンデミックとその結果が拡大し続けるにつれて再発の可能性が高まっている。

管理会社の取締役会（以下「取締役会」という。）は引き続き、状況の変化とポートフォリオの財政状態への影響を監視し、状況に応じて運用計画を調整する。

取締役会は、2021年７月15日付で、アライアンス・バーンスタイン－アメリカン・インカム・ポートフォリオ、アライアンス・バーンスタイン－アジア・エックス・ジャパン・エクイティ・ポートフォリオ、アライアンス・バーンスタイン－チャイナ・低ボラティリティ・エクイティ・ポートフォリオ、アライアンス・バーンスタイン－ダイナミック・ディバーシファイド・ポートフォリオ、アライアンス・バーンスタイン－エマージング・マーケッツ・デット・ポートフォリオ、アライアンス・バーンスタイン－エマージング・マーケッツ・グロース・ポートフォリオ、アライアンス・バーンスタイン－ヨーロピアン・インカム・ポートフォリオ、アライアンス・バーンスタイン－グローバル・エクイティ・ブレンド・ポートフォリオ、アライアンス・バーンスタイン－グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオ、アライアンス・バーンスタイン－グローバル・バリュー・ポートフォリオ、アライアンス・バーンスタイン－ジャパン・ストラテジック・バリュー・ポートフォリオ、アライアンス・バーンスタイン－モーゲージ・インカム・ポートフォリオ、アライアンス・バーンスタイン－ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオおよびアライアンス・バーンスタイン－サステイナブルＵＳセマティック・ポートフォリオにおける特定のクラス受益証券を分割することを決定した。

以下は、各ポートフォリオの運用開始日および2021年８月31日現在販売されているクラス受益証券の一覧表である。

アライアンス・バーンスタイン―	運用開始日	販売クラス受益証券
ダイナミック・ディバーシファイド・ポートフォリオ	2004年11月２日	A, A EUR, A EUR H, AX, AX EUR, AX SGD, BX, BX SGD, C, C EUR, C EUR H, CX, I, I EUR, I EUR H, IX, S1 EUR H
グローバル・エクイティ・ブレンド・ポートフォリオ	2003年９月１日	A, A EUR, A EUR H, A SGD, B, B SGD, C, C EUR, I, I EUR, S HKD, S1, S1 EUR, S1 GBP, S1 SGD
グローバル・バリュー・ポートフォリオ	2006年６月１日	A, A EUR, A SGD, A SGD H, AD, AD AUD H, AD CAD H, AD EUR H, AD GBP H, AD HKD, AD SGD H, AD ZAR H, B, BD, C, C EUR, I, I EUR, I SGD, S, S GBP, S GBP H, S1, S1 EUR, S1 GBP, SD
エマージング・マーケッツ・グロース・ポートフォリオ	1992年10月30日	A, A AUD H, A EUR, A HKD, A PLN H, A SGD, A SGD H, AD, B, C, C AUD H, C EUR, ED, I, I AUD H, I EUR, N, S, S1, S1 EUR, S1GBP
サステイナブルＵＳセマティック・ポートフォリオ	2006年６月１日	A, A AUD H, A CAD H, A EUR, A EUR H, A GBP H, A HKD, A SGD H, AN, B, C, C EUR, C EUR H, C SGD, E, I, I EUR, I EUR H, I GBP, IN, IN EUR, S, S1, S1 EUR & S1 JPY H
アジア・エックス・ジャパン・エクイティ・ポートフォリオ	2009年11月30日	A, A AUD H, A EUR, A HKD, A SGD H, AD, AD AUD H, AD CAD H, AD EUR, AD EUR H, AD GBP H, AD HKD, AD NZD H, AD RMB H, AD SGD H, AD ZAR H, AY JPY, BD, BD AUD H, BD CAD H, BD HKD, BD NZD H, BD ZAR H, BY JPY, C, C AUD H, C EUR, ED, I, I AUD H, I EUR, I GBP, ID, ID AUD H, S, S HKD, S1, S1 EUR, SD
ジャパン・ストラテジック・バリュー・ポートフォリオ	2005年12月15日	A, A AUD H, A CZK H, A EUR, A EUR H, A NZD H, A PLN, A SGD, A SGD H, A USD, A USD H, AD, AD AUD H, AD NZD H, AD USD H, AD ZAR, H, BD AUD H, C, C EUR, C EUR H, C USD, I, I EUR, I EUR H, I SGD, I USD, I USD H, S EUR H, S1 EUR, S1 USD, S1 USD H, SD
チャイナ・低ボラティリティ・エクイティ・ポートフォリオ	2007年２月１日	A, A EUR, A HKD, A PLN H, AD, AD AUD H, AD CAD H, AD EUR H, AD GBP H, AD HKD, AD NZD H, AD RMB H, AD SGD H, AD ZAR H, B, B EUR, BD NZD H, BD ZAR H, C, C EUR, I, I EUR, S, S1, S1 EUR
ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ	1996年９月16日	A, A EUR, A2, A2 EUR, A2 EUR H, A2 HKD, A2 SGD H, AA, AA AUD H, AA CAD H, AA GBP H, AA HKD, AA NZD H, AA SGD H, AJ, AR EUR H, AT, AT AUD H, AT CAD H, AT EUR, AT EUR H, AT GBP H, AT HKD, AT NZD H, AT SGD H, AX, B, B2 EUR, BT, C, C2, C2 EUR H, I, I EUR, I2, I2 AUD H, I2 EUR, I2 EUR H, IT, IT AUD H, N2, NT, S, S EUR H, S SGD H, S1 2, S1 2 EUR, S1 EUR H, SA
グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオ	1997年９月22日	A, A EUR, A2, A2 CHF H, A2 EUR, A2 EUR H, A2 HKD, A2 PLN H, A2 SGD, A2 SGD H, AA, AA AUD H, AA CAD H, AA EUR H, AA GBP H, AA HKD, AA NZD H, AA RMB H, AA SGD H, AA ZAR H, AK, AK EUR, AK EUR H, AR EUR H, AT, AT AUD H, AT CAD H, AT EUR, AT EUR H, AT GBP H, AT HKD, AT NZD H, AT RMB H, AT SGD, AT SGD H, B, B2, BA, BA AUD H, BA ZAR H, BT, BT AUD H, BT CAD H, BT EUR H, BT GBP H, BT HKD, BT NZD H, C, C EUR, C2, C2 EUR, C2 EUR H, CK, CK EUR H, CT, EA, EA AUD H, EA ZAR H, I, I EUR, I2, I2 AUD H, I2 CHF H, I2 EUR, I2 EUR H, I2 SGD, I2 SGD H, IA AUD H, IQD, IQD EUR, IT, IT AUD H, IT CAD H, IT EUR H, IT GBP H, IT HKD, IT NZD H, IT RMB H, J, N2, NT, S1, S1 EUR, S1D, SA, SHK, SK, W, W EUR, W2, W2 CHF H, W2 EUR H, WT, WT AUD H, WT CAD H, WT EUR H, WT GBP H, WT RMB H

アライアンス・バーンスタイン－	運用開始日	販売クラス受益証券
アメリカン・インカム・ポートフォリオ	1993年７月１日	A, A EUR, A2, A2 CHF H, A2 DUR PH, A2 EUR, A2 EUR H, A2 HKD, A2 PLN H, A2 SGD, A2 SGD H, AA, AA AUD H, AA CAD H, AA DUR PH, AA EUR H, AA GBP H, AA HKD, AA NZD H, AA RMB H, AA SGD H, AA ZAR H, AK, AK EUR, AK EUR H, AR EUR, AR EUR H, AT, AT AUD H, AT CAD H, AT DUR PH, AT EUR, AT EUR H, AT GBP H, AT HKD, AT NZD H, AT RMB H, AT SGD, AT SGD H, B, B2, B2 HKD, BA, BA AUD H, BA ZAR H, BT, BT AUD H, BT CAD H, BT EUR, BT EUR H, BT GBP H, BT HKD, BT NZD H, C, C EUR, C2, C2 DUR PH, C2 EUR, C2 EUR H, CT, EA, EA AUD H, EA ZAR H, I, I EUR, I2, I2 AUD H, I2 CHF H, I2 DUR PH, I2 EUR, I2 EUR H, I2 HKD, I2 SGD, I2 SGD H, IA, IA AUD H, IT, IT AUD H, IT CAD H, IT EUR H, IT GBP H, IT HKD, IT JPY, IT JPY H, IT NZD H, IT RMB H, IT SGD, IT SGD H, J, L2, L2 AUD H, L2 SGD H, LT, LT AUD H, LT SGD H, N2, NT, S, S1, S1 EUR, S1D, S1D2, SA, SHK, W, W2, W2 CHF H, W2 EUR H, WT, WT AUD H, WT EUR H, WT GBP H, WT HKD, WT SGD H
ヨーロピアン・インカム・ポートフォリオ	1999年２月26日	A, A USD, A2, A2 CHF H, A2 PLN H, A2 SGD H, A2 USD, A2 USD H, AA, AA AUD H, AA HKD H, AA RMB H, AA SGD H, AA USD H, AK, AR, AT, AT AUD H, AT SGD H, AT USD, AT USD H, B USD, B2, B2 USD, BA, BA AUD H, BA USD H, BT, BT AUD H, BT USD, BT USD H, C, C USD, C2, C2 USD, C2 USD H, CK, CT USD H, I, I USD, I2, I2 AUD H, I2 CHF H, I2 USD, I2 USD H, IA, IA HKD H, IA SGD H, IA USD H, IT, IT SGD H, IT USD H, NT USD H, S1, S1 USD, S1 USD H, S1D, SA USD H, SHK, W2, W2 CHF H, W2 USD H, WA, WA HKD H, WA USD H, WT, WT SGD H, WT USD H
エマージング・マーケッツ・デット・ポートフォリオ	2006年３月23日	A, A EUR, A2, A2 CHF H, A2 EUR, A2 EUR H, A2 HKD, A2 PLN, A2 PLN H, A2 SGD H, AA, AA AUD H, AA CAD H, AA EUR H, AA GBP H, AA HKD, AA NZD H, AA RMB H, AA SGD H, AA ZAR H, AI, AI AUD H, AR EUR, AT, AT AUD H, AT CAD H, AT EUR, AT EUR H, AT GBP H, AT HKD, AT NZD H, AT RMB H, AT SGD H, B2 EUR, B2 HKD, BA, BA AUD H, BA ZAR H, BT, BT AUD H, BT EUR H, BT HKD, C, C EUR, C2, C2 EUR, C2 EUR H, CT, EA, EA AUD H, EA ZAR H, EI, EI AUD H, I, I2, I2 CHF H, I2 EUR, I2 EUR H, IT AUD H, IT EUR H, IT SGD H, N2, NT, S, S EUR H, S GBP H, S1 2, S1 2 EUR, S1 EUR H, S1 GBP H, S1QD EUR H, SA
モーゲージ・インカム・ポートフォリオ	1994年９月27日	A, A2, A2 EUR, A2 HKD, A2 SGD, A2X, A2X EUR, AA, AA AUD H, AA HKD, AA RMB H, AA SGD H, AA ZAR H, AR EUR H, AT, AT AUD H, AT EUR, AT GBP H, AT HKD, AT SGD, AT SGD H, AX, AX EUR, B2X, BX, BX EUR, C, C2, C2 EUR, C2X, CX, I, I EUR, I2, I2 EUR, I2 EUR H, I2X, IT EUR H, IX, N2, NT, S, S1, S1 EUR, S1 EUR H, S1 JPY, S1X, SA
グローバル・ボンドII・ポートフォリオ	2012年12月17日	S1

注Ｂ：重要な会計方針

財務書類は、ルクセンブルグの法令要件に準拠して作成されている。ポートフォリオが採用している重要な会計方針の要約は、以下のとおりである。

１．評価

1.1 投資有価証券

証券取引所に上場されているかまたは他の規制ある市場で取引されている証券は、当該取引所または当該市場において入手可能な直近の取引値により評価される。かかる価格が入手できない場合は、当該日の最終売買呼び値の仲値で評価される。証券が数ヶ所の証券取引所または市場で上場または取引されている場合は、当該証券の主要市場を成す証券取引所または市場における入手可能な直近の取引値が用いられる。

店頭市場で取引される証券（その主要な取引所が店頭市場であると考えられる取引所に上場されている証券を含むが、ザ・ナスダック・ストック・マーケット・インク（以下「ナスダック」という。）で取引される証券は除く。）は、現在の買い呼値および売り呼値の仲値で評価される。ナスダックで取引されている証券は、「ナスダック公式終値」に従って評価される。

証券は、市場相場に基づいて決められる現在の市場価格で評価される。または、市場相場が容易に入手できないか信頼できない場合、取締役会によって確立された手続に従って、また取締役会の総合的監督の下で決められる「公正価額」で評価される。公正な評価手続は、ポートフォリオの評価時点でそれら証券の公正価額であると確信されるものを反映して組入証券の最終市場価格を調整することを意図している。

公正な評価手続が特定のポートフォリオ証券に関して採用される場合、証券の直近の公表価格、株式指数の現在評価または規制当局の公告から証券に影響を与えたり市場全体を巻き込む展開やその他の事柄を含み、様々な客観的かつ主観的要素が考慮される。外部の価格提供者のモデル化手法に基づく公正な価格は、可能な限り利用される。したがって、公正な評価手続が採用される場合、ポートフォリオの純資産額を計算するために利用される個々のポートフォリオ証券の価格は、同じ証券に関して相場価格もしくは公表価格と異なることがある。現在、公正価額調整が一定の株式証券および先物契約にのみ適用されている。

したがって、以前報告された証券取引所価格の場合でも、公正な価格付け手続を利用して決定したポートフォリオ証券の価格は、かかる証券の販売の際に実現される価格とかなり異なることがある。

米国取引所で主に取引されているポートフォリオ証券に関しては、例えば、特定の証券が取引される取引所の早期閉鎖または特定の証券の取引停止のような、非常に限られた状況の下でのみ公正な価格付け手続が採用されるものと期待される。しかし、公正な価格付け手続が、非米国取引所またはその他の市場、特にヨーロッパおよび（インドを除く）アジアの市場で取引される証券に関して度々利用されるようになると予想される。なぜなら、その他の理由で、これらの市場の取引は、ポートフォリオの評価時点よりかなり前に終了されるからである。かかる市場の取引が終了してからポートフォリオの評価時点までに、広範囲に及ぶ市場変動を含む重大な事態が起こりうる。特に、これらの金融市場の閉鎖後の取引日における米国市場の事態は、ポートフォリオの証券の評価額に影響を及ぼす可能性がある。ジャパン・ストラテジック・バリュー・ポートフォリオは、関連する場合、ベンチマークのパフォーマンスおよび関係する株式の変動に基づく方針を公正価額で評価された証券のみについて採用している。

債券（ｉ）、証券取引所に上場されていないかもしくは規制ある市場において取引が行われていない証券（ii）、および証券取引所もしくは規制ある市場での取引がごくわずかな証券（iii）は、主要な値付業者が提供する直近の買い呼び値で評価される。かかる市場価格がない場合、またはかかる市場価格が証券の公正な時価を反映していない場合は、当該証券は、取締役会によって確立された手続に従って、また取締役会の総合的監督の下で決められる公正価額を反映するように規定された方法で評価される。

満期までの残存期間が60日以内の米国国債およびその他の債務証書は、市場価格が入手可能である場合、一般的に独立の値付業者によって市場で評価される。市場価格が入手できない場合、証券は償却原価で評価される。この技法は、当初満期が60日以内の短期証券および当初満期が60日を超える短期証券に関して通常用いられる。償却原価が利用される場合、投資顧問会社の評価委員会（「委員会」）は、償却原価の利用が証券の公正価額とほぼ同じであることを合理的に結論付けなければならない。発行体の信用度の低下または金利の重大な変更に限定しないが、かかる要因を委員会は考慮する。取締役会によって確立した手続きに従って、またその全体的な監督の下で、委員会の決定が行われる。

店頭取引（OTC）スワップおよびその他のデリバティブは、独立の値付サービス、市場からの入手情報による独立の値付モデル、および第三者のブローカー－ディーラーまたは取引相手方を主に用いて、日々評価される。

1.2 ワラントの評価

上場ワラントは、認可された情報提供会社によって提供された最終取引価格で評価される。当該営業日に売買がなかった場合、ワラントはその前日の最終取引価格で評価される。翌日以降、証券は公正価額で誠実に評価される。非上場ワラントはすべて、公正価額で誠実に評価される。ワラントが失効したら、評価はなされない。

1.3 金融先物契約

当初証拠金の預託は、先物契約の締結時に行われる。先物契約の継続期間中、契約価額の変動は、各取引日の終了時の契約の市場評価額を反映するように日々ベースで「値洗い」することによって未実現利益または損失として認識される。変動証拠金の支払は、未実現損益の有無により、支払われるかまたは受領される。契約の終了時に、実現利益または損失が計上される。この実現利益または損失は、クロージング取引からの手取金（または費用）とポートフォリオの約定ベースとの間の差額に等しい。

未決済の先物契約は、クロージングの決済価格または、かかる価格がない場合には直近の買い呼び値により評価される。評価日にかかる取引値が入手できない場合、入手可能な直近のクロージング決済価格が用いられる。

1.4 先物為替予約

未決済の先物為替予約に係る未実現利益または損失は、約定レートおよび契約を終了するためのレートとの間の差額として計算される。実現利益または損失には、決済されているかまたは同じ契約相手方とのその他の契約によって相殺されている先物為替予約に係る純利益もしくは損失が含まれている。

1.5 買建オプションおよび売建オプション

オプションを買建てる場合、支払われたプレミアムに相当する金額は投資として計上され、その後当該買建オプションの現在の市場価格に対して調整される。未行使のまま期間満了となった買建オプションに対して支払われたプレミアムは、行使期間満了日に実現損失として扱われる。買建プット・オプションが行使される場合、プレミアムは、該当するポートフォリオが利益または損失を実現したか否かを決定する際に、原有価証券または原外貨の売却手取金から差引かれる。買建コール・オプションが行使される場合、該当ポートフォリオによって購入された有価証券または外貨の原価ベースは、プレミアム額分増加する。オプションを売建てる場合、該当ポートフォリオが受領したプレミアムに相当する金額は負債として計上され、その後当該売建オプションの現在の市場価格に対して調整される。未行使のまま満期となった売建オプションから受領したプレミアムは、該当ポートフォリオにより、行使期間満了日に実現利益として扱われる。売建コール・オプションが行使された場合、プレミアムは、該当するポートフォリオが利益または損失を実現したか否かを決定する際に、原有価証券または原外貨の売却手取金に加算される。売建プット・オプションが行使される場合、該当ポートフォリオによって購入された有価証券または外貨の原価ベースは、プレミアム額分減少する。ポートフォリオが買建てた上場プット・オプションまたはコール・オプションは、直近の売買価格で評価される。当該日に売買がなかった場合には、当該日の最終買い呼値で評価される。

1.6 他の投資信託（「UCIs」）への投資

他のUCIsへの投資は、当該UCIの最終の入手可能な純資産額で評価される。

1.7 スワップ契約

ポートフォリオは、スワップ契約に係る中間支払金を収益および費用に日々計上する。スワップ契約は、日々値洗いされ、その評価額の変動は、「スワップ未実現評価益（評価損）」として資産・負債計算書に計上され、「スワップ未実現（損）益の変動」として運用および純資産変動計算書に計上される。スワップ契約が満期となったか、または売却された場合には、その純額は、「投資有価証券、先物為替予約、スワップ、金融先物契約、オプションおよび通貨に係る実現（損）益」として運用および純資産変動計算書に計上される。前渡または前受プレミアムは、資産・負債計算書において原価または手取額として認識され、契約期間にわたり定額法で償却される。クレジット・デフォルト・スワップに関して発生した前渡または前受プレミアムの償却額は、当該ポジションが売却されるまで「スワップ収益」に含まれ、その後、前渡または前受プレミアムの償却額は、「投資有価証券、先物為替予約、スワップ、金融先物契約、オプションおよび通貨に係る実現（損）益」に含まれる。その他すべての種類のスワップについて、前渡または前受プレミアムの償却額は、「投資有価証券、先物為替予約、スワップ、金融先物契約、オプションおよび通貨に係る実現（損）益」に含まれる。スワップ契約の価額の変動は、運用および純資産変動計算書の「スワップ未実現（損）益の変動」の構成要素として計上される。

資産・負債計算書に開示される「スワップ契約の前渡／（前受）プレミアム」には、OTCクレジット・デフォルト・スワップに係る前渡（前受）プレミアムおよび中央決済機構を通じて決済されるクレジット・デフォルト・スワップに係る未決済の証拠金が含まれる。

2．創業費

すべての現存するポートフォリオの創業費は、過年度においてその全額を償却済みである。

３．配分方法

「債券」ポートフォリオおよび「バランス型」ポートフォリオに関する収益および費用（クラス固有の管理報酬および販売報酬を除く。）は、ハイブリッド配分モデルを利用して日々ベースで配分される。当該モデルは、日々配当を生じる各クラスの決済済受益証券の結合評価額、ならびに月次に配当を生じるかまたは全く配当のない各クラスの発行済受益証券の評価額に比例した百分率に基づいて配分する。「株式」ポートフォリオに関する収益および費用は、各クラスの発行済受益証券の評価額に比例して日々ベースで配分される。全ポートフォリオに関して、実現および未実現損益は各クラスの発行済受益証券の評価額に比例して日々ベースで配分される。クラス固有の管理報酬、管理会社報酬、販売報酬および通貨ヘッジクラス受益証券に関する先物為替契約に係る実現／未実現損益は、直接当該クラスの負担／配分とされる。

ポートフォリオの全クラスＳ受益証券の明白な機関投資家向性質のために、一定のファンドの費用は、適用ある場合、最小限の受益者活動および会計処理水準要求に基づいて、それぞれのクラスＳ受益証券に配分される。

４．外貨換算

約款に規定されたポートフォリオの通貨以外の通貨建による価額は、当該通貨の入手可能な直近の売買価格の平均値で換算される。外貨建取引は、取引日の為替レートで各ポートフォリオの通貨に換算される。

結合資産・負債計算書は、結合資産・負債計算書の日付現在の為替レートにより米ドルで表示されている。一方、結合運用および純資産変動計算書は、当年度中の平均為替レートにより米ドルで表示されている。

当財務書類で適用されている為替レートは、ユーロ対米ドルの現物レート1.1807および平均レート1.1952、日本円対米ドルの現物レート0.0091および平均レート0.0093である。

結合運用および純資産変動計算書に表示されている「為替換算調整」は、期首における結合純資産、資産・負債計算書ならびに運用および純資産変動計算書の換算に用いられた為替レートの差異によるものである。

５．投資収益および投資取引

受取配当金は配当落ち日に計上される。受取利息は日々発生主義で計上される。ポートフォリオに関する投資損益は、平均原価法に基づき決定される。

ファンドは、該当する場合には、受取利息に調整として割引分を含み割増分を償却する。投資取引は、取引日の翌日に計上される。

６．見積もり

ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に従う財務書類の作成は、財務書類の日付現在の資産・負債の報告金額および偶発資産・負債の開示、ならびに財務報告期間中の収益および費用の報告金額に影響を及ぼす、見積もりおよび仮定を行うことを経営陣に要求する。実際はこれらの見積もりと異なる結果となりうる。

７．スイング・プライシングによる調整（以下、グローバル・エクイティ・ブレンド・ポートフォリオ、グローバル・バリュー・ポートフォリオ、ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオおよびグローバル・ボンドⅡ・ポートフォリオを除くすべてのポートフォリオに適用される。）

管理会社は、2015年11月２日から効力を生じるものとして（「スイング・プライシング」ポリシーとしても知られる）純資産額調整方針を実施することをファンドの全受益者に対して通知した。この方針に従い、ポートフォリオの純資産額は、受益者の購入・買戻し活動によって生じる見積取引費用、取引スプレッドおよび負債が及ぼす影響を反映して調整される。スイング・プライシングは、日々の発行または買戻し純額が取締役会の監督の下、スイング・プライシング委員会が定める閾値を超える場合に、自動的に適用される。スイング・プライシングが適用される場合、関連ポートフォリオの受益証券の純資産額は、購入・買戻し活動により生じる取引費用が（ポートフォリオ自体ではなく）ポートフォリオ

の受益証券の取引を行う投資者によって負担されるように、通常関連純資産額の２％を超えない額で上下に調整される。当該調整は、ポートフォリオの受益証券の取引を行うことによってもたらされるポートフォリオの受益証券における受益者の投資有価証券の価値の希薄化を最小限にすることを意図している。資産・負債計算書において、スイング・プライシングによる上方調整は「その他の未収金」の一部として計上され、下方調整は「未払費用その他債務」の一部として計上される。運用および純資産変動計算書において、スイング・プライシングによる調整はファンド証券取引内の「増（減）額」の一部として計上される。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）危機に関連する最近の前例のない金融市場の状況下で、特定の有価証券のビッド・オファー・スプレッドが拡大したため、ファンドの取引費用は上昇した。スイング・プライシング委員会は、ファンドにおいて一般的に２％を上限としてる現在のスイング・プライシング限界値は、取引実行価格に関連して予想される費用を適切に反映していない可能性があり、したがって、償還および発行の際にファンド株主の利益を完全に保護しない可能性があると考えている。ファンドの取締役会は、「スイング・プライシング・メカニズムに関するルクセンブルグの金融監督委員会（CSSF）Q&A」に従って、ファンドの残りの株主が新型コロナウイルス感染症危機に関連する現在の取引費用の影響を受けないようにするために、スイング・プライシング委員会が該当するポートフォリオに適切であるとみなす場合には、スイング・プライシング限界値を超えることを許可することを決議した。

統計情報に開示されている受益証券１口当たり純資産価格および純資産総額は、公表済みの受益証券１口当たり純資産価格および純資産総額であるのに対し、資産・負債計算書ならびに運用および純資産変動計算書に開示されている純資産総額は期末のスイング調整額を除いた純資産総額である。

本報告期間においてすべてのポートフォリオは純資産価格にスイング調整が行われるスイング・プライシングの対象であった。2021年８月31日現在、純資産価格にスイング調整が行われたポートフォリオはなかった。

注Ｃ：税金

ルクセンブルグの共有持分型投資信託（FCP）として、ファンドはルクセンブルグにおいて現行の税法に基づき、所得税、源泉税もしくはキャピタル・ゲイン税を課されていない。ファンドは、各暦四半期末日の純資産総額に基づき年率0.05%の税率で四半期ごとに計算され支払われるルクセンブルグの年次税（taxe d'abonnement）が課される。2010年法の第174条の意義の範囲内で、機関投資家に留保されたクラス受益証券に関しては0.01%の税率が課される。証券による利息、配当金およびキャピタル・ゲインは、特定の国において源泉税またはキャピタル・ゲイン税を課されることがある。

ポートフォリオが他のポートフォリオに投資する場合、投資先ポートフォリオのそれぞれの受益証券クラスで発生する年次税の比例割合に相当する金額が免除される。

注Ｄ：分配

管理会社は、現時点ではグローバル・エクイティ・ブレンド・ポートフォリオに関して、分配金を支払わない意向である。したがって、当該受益証券に帰属する純利益および実現純利益は、当該受益証券のそれぞれの純資産額に反映される。

アジア・エックス・ジャパン・エクイティ・ポートフォリオ（日興ＡＢアジア・バリューファンド）：

・クラスA、B、C、I、SおよびS1受益証券（およびそれに対応するH受益証券）について、管理会社は、現時点では当該受益証券に関して分配を支払わない意向である。したがって、当該受益証券に帰属する純利益および実現純利益は、当該受益証券のそれぞれの純資産額に反映される。
・クラスAYおよびクラスBY受益証券について、管理会社は、各クラス受益証券に帰属するポートフォリオの純利益に基づき分配を宣言し、支払う裁量権を有する。

・クラスAD、BD、ED、IDおよびSD受益証券（およびそれに対応するH受益証券）について、管理会社は、分配を毎月宣言し、支払う意向である。管理会社は、かかる受益証券について受益証券１口当たりの安定的な分配率を維持する意向であるため、分配が、当該クラスに帰属する総収益（報酬および費用控除前）、実現および未実現利益ならびに元本から行われることがある。純利益（総収益から報酬と費用を控除した金額）を超過する分配は、投資者の当初の投資額の返還を表しており、当該クラスの受益証券１口当たり純資産価格の減少となりうる。

ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ：

・クラスA、AX、B、BX、C、I、SおよびS1受益証券（および対応するH受益証券、特に記載がない限り）について、管理会社は、各受益証券のクラスに帰属するポートフォリオの純利益のすべてまたは実質的にすべてに等しい額の分配を日々宣言し、毎月支払う意向である。

・クラスAJ、AT、BT、CT、ITおよびNT受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、各受益証券のクラスに帰属するポートフォリオの純利益のすべてまたは実質的にすべてに等しい額の分配を毎月宣言し、支払う意向である。

・クラスAA、BAおよびSA受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、分配を宣言し、毎月実施する意向である。管理会社は、かかるクラスについて受益証券１口当たりの安定的な分配率を維持する意向である。クラスAR受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、分配を毎年宣言し、実施する意向である。分配率は、総収益（報酬および費用控除前）から導出され、分配が、かかる受益証券のクラスに帰属する実現および未実現利益ならびに元本から行われることがある。報酬および費用により分配率は低下しないため、かかる報酬および費用によって当該クラスの受益証券１口当たり純資産価格の減少となりうる。

・クラスA2、B2、C2、I2、N2、S2およびS1 2受益証券（および対応するH受益証券）ならびにS EUR H、S1 EUR H、S SGD H受益証券については、管理会社は、現時点では当該受益証券に関して分配を支払わない意向である。したがって、当該受益証券に帰属する純利益および実現純利益は、当該受益証券のそれぞれの純資産額に反映される。

グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオ：

・クラスA、B、C、I、JA、JおよびW受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、各受益証券のクラスに帰属するポートフォリオの純利益のすべてまたは実質的にすべてに等しい額の分配を日々宣言し、毎月支払う意向である。

・クラスAT、BT、CT、IT、NT、S1D、S1D2およびWT受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、各受益証券のクラスに帰属するポートフォリオの純利益のすべてまたは実質的にすべてに等しい額の分配を毎月宣言し、支払う意向である。

・クラスIQDおよびS1QD受益証券について、管理会社は、各受益証券のクラスに帰属するポートフォリオの純利益のすべてまたは実質的にすべてに等しい額の分配を四半期ごとに宣言し、支払う意向である。クラスSK受益証券について、管理会社は、その裁量により分配を宣言し、支払うことがある。

・クラスAKおよびCK受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、各受益証券のクラスに帰属するポートフォリオの純利益のすべてまたは実質的にすべてに等しい額の分配を半年ごとに宣言し、支払う意向である。

・クラスAA、BA、EA、IAおよびSA受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、分配を毎月宣言し、実施する意向である。管理会社は、かかる受益証券クラスについて受益証券１口当たりの安定的な分配率を維持する意向である。クラスAR受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、分配を毎年宣言し、実施する意向である。クラスSHK受益証券およびSQ受益証券について、管理会社は、分配を日々宣言し、毎月実施する意向である。分配率は、総収益（報酬および費用控除前）から導出され、分配には、かかる受益証券のクラスに帰属する実現および未実現利益ならびに元本も含むことがある。報酬および費用により分配率は低下しないため、かかる報酬および費用によって当該クラスの受益証券１口当たり純資産価格の減少となりうる。

・クラスA2、B2、C2、I2、N2、S、S1およびW2受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、現時点では当該受益証券に関して分配を支払わない意向である。したがって、当該受益証券に帰属する純利益および実現純利益は、当該受益証券のそれぞれの純資産額に反映される。

アメリカン・インカム・ポートフォリオ：

・クラスA、B、C、I、JA、JおよびW受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、各受益証券のクラスに帰属するポートフォリオの純利益のすべてまたは実質的にすべてに等しい額の分配を日々宣言し、毎月支払う意向である。

・クラスAT、BT、CT、IT、LT、NT、S1D、S1D2およびWT受益証券（および対応するHおよびDUR PH受益証券）について、管理会社は、各受益証券のクラスに帰属するポートフォリオの純利益のすべてまたは実質的にすべてに等しい額の分配を毎月宣言し、支払う意向である。

・クラスAKおよびCK受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、各受益証券のクラスに帰属するポートフォリオの純利益のすべてまたは実質的にすべてに等しい額の分配を半年ごとに宣言し、支払う意向である。

・クラスAA、BA、EA、IAおよびSA受益証券（および対応するHおよびDUR PH受益証券）について、管理会社は、分配を毎月宣言し、実施する意向である。クラスSHK受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、分配を日々宣言し、毎月実施する意向である。管理会社は、かかる受益証券クラスについて受益証券１口当たりの安定的な分配率を維持する意向である。クラスAR受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、分配を毎年宣言し、実施する意向である。分配率は、総収益（報酬および費用控除前）から導出され、分配には、かかる受益証券のクラスに帰属する実現および未実現利益ならびに元本も含むことがある。報酬および費用により分配率は低下しないため、かかる報酬および費用によって当該クラスの受益証券１口当たり純資産価格の減少となりうる。

・S1QD受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、各受益証券のクラスに帰属するポートフォリオの純利益のすべてまたは実質的にすべてに等しい額の分配を四半期ごとに宣言し、支払う意向である。
・クラスA2、B2、C2、I2、L2、N2、S、S1およびW2受益証券（および対応するHおよびDUR PH受益証券）について、管理会社は、現時点では当該受益証券に関して分配を支払わない意向である。したがって、当該受益証券に帰属する純利益および実現純利益は、当該受益証券のそれぞれの純資産額に反映される。

管理会社はまた、支払われる分配金が、該当する受益証券のクラスに帰属する実現キャピタル・ゲインおよび／または元本から支払いを行うか否か、またその範囲について決定することができる。当該受益証券に帰属する純利益および実現純利益が、宣言済の分配支払額を上回る範囲において、超過リターンはそれぞれの受益証券の純資産額に反映される。分配金は、受益者の選択によって、自動的に再投資することができる。

注Ｅ：管理報酬および関係法人とのその他の取引

ファンドは、管理会社に管理報酬を支払う。投資顧問契約の条項に基づき、稼得した管理報酬の中から、管理会社は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（「投資顧問会社」）に投資顧問報酬を支払う。

管理会社は、年次ベースで運用費用総額を制限するために、必要な程度にまで一定の費用を負担することに自発的に同意している。

かかる制限は、（日々の純資産総額の平均額の百分率として表示され）以下のように設定されている。

アライアンス・バーンスタイン－	クラス受益証券	%
アジア・エックス・ジャパン・エクイティ・ポートフォリオ		
	Class A	2.05%
	Class A AUD H	2.05%
	Class A EUR	2.05%
	Class A HKD	2.05%
	Class A SGD H	2.05%
	Class AD	2.05%
	Class AD AUD H	2.05%
	Class AD CAD H	2.05%
	Class AD EUR	2.05%
	Class AD EUR H	2.05%
	Class AD GBP H	2.05%
	Class AD HKD	2.05%
	Class AD NZD H	2.05%
	Class AD RMB H	2.05%
	Class AD SGD H	2.05%
	Class AD ZAR H	2.05%
	Class AY JPY	2.05%
	Class BD	3.05%
	Class BD AUD H	3.05%
	Class BD CAD H	3.05%
	Class BD GBP H (c)	3.05%
	Class BD HKD	3.05%
	Class BD NZD H	3.05%
	Class BD ZAR H	3.05%
	Class BY JPY	2.52%
	Class C	2.50%
	Class C AUD H	2.50%
	Class C EUR	2.50%
	Class ED	3.05%
	Class I	1.25%
	Class I AUD H	1.25%
	Class I EUR	1.25%
	Class I GBP	1.25%
	Class ID	1.25%
	Class ID AUD H	1.25%
	Class S	0.30%
	Class S HKD	0.30%
	Class S1	1.20%
	Class S1 EUR	1.20%
	Class SD	0.30%
ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ		
	Class A	1.20%
	Class A EUR	1.20%
	Class A2	1.20%
	Class A2 EUR	1.20%
	Class A2 EUR H	1.20%
	Class A2 HKD	1.20%
	Class A2 SGD H	1.20%
	Class AA	1.20%
	Class AA AUD H	1.20%
	Class AA CAD H	1.20%
	Class AA GBP H	1.20%
	Class AA HKD	1.20%
	Class AA NZD H	1.20%
	Class AA SGD H	1.20%
	Class AJ	1.00%
	Class AR EUR H	1.20%
	Class AT	1.20%

アライアンス・バーンスタイン－	クラス受益証券	%
ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ（続き）		
	Class AT AUD H	1.20%
	Class AT CAD H	1.20%
	Class AT EUR	1.20%
	Class AT EUR H	1.20%
	Class AT GBP H	1.20%
	Class AT HKD	1.20%
	Class AT NZD H	1.20%
	Class AT SGD H	1.20%
	Class AX	1.00%
	Class B	2.20%
	Class B2(b)	2.20%
	Class B2 EUR	2.20%
	Class BA(h)	2.20%
	Class BT	2.20%
	Class BT AUD H (i)	2.20%
	Class BT CAD H (a)	2.20%
	Class BT GBP H (i)	2.20%
	Class BX(a)	1.00%
	Class C	1.60%
	Class C2	1.60%
	Class C2 EUR H	1.60%
	Class I	0.575%
	Class I EUR	0.575%
	Class I2	0.575%
	Class I2 AUD H	0.575%
	Class I2 EUR	0.575%
	Class I2 EUR H	0.575%
	Class IT	0.575%
	Class IT AUD H	0.575%
	Class N2	1.70%
	Class NT	1.70%
	Class S	0.10%
	Class S EUR H	0.10%
	Class S SGD H	0.10%
	Class S1 2	0.35%
	Class S1 2 EUR	0.35%
	Class S1 EUR H	0.35%
	Class SA	0.10%
グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオ		
	Class S EUR H(j)	0.10%
	Class S1	1.00%
	Class S1 EUR	1.00%
	Class S1D	1.00%
	Class SA	0.10%
	Class SHK	0.10%
	Class SK	0.75%
	Class SQ(k)	0.70%
アメリカン・インカム・ポートフォリオ		
	Class A	1.50%
	Class A EUR	1.50%
	Class A2	1.50%
	Class A2 CHF H	1.50%
	Class A2 DUR PH	1.50%
	Class A2 EUR	1.50%
	Class A2 EUR H	1.50%
	Class A2 HKD	1.50%
	Class A2 PLN H	1.50%
	Class A2 SGD	1.50%

アライアンス・バーンスタイン－	クラス受益証券	%
アメリカン・インカム・ポートフォリオ（続き）		
	Class A2 SGD H	1.50%
	Class AA	1.50%
	Class AA AUD H	1.50%
	Class AA CAD H	1.50%
	Class AA DUR PH	1.50%
	Class AA EUR H	1.50%
	Class AA GBP H	1.50%
	Class AA HKD	1.50%
	Class AA NZD H	1.50%
	Class AA RMB H	1.50%
	Class AA SGD H	1.50%
	Class AA ZAR H	1.50%
	Class AK	1.50%
	Class AK EUR	1.50%
	Class AK EUR H	1.50%
	Class AR EUR	1.50%
	Class AR EUR H	1.50%
	Class AT	1.50%
	Class AT AUD H	1.50%
	Class AT CAD H	1.50%
	Class AT DUR PH	1.50%
	Class AT EUR	1.50%
	Class AT EUR H	1.50%
	Class AT GBP H	1.50%
	Class AT HKD	1.50%
	Class AT NZD H	1.50%
	Class AT RMB H	1.50%
	Class AT SGD	1.50%
	Class AT SGD H	1.50%
	Class B	2.20%
	Class B2	2.20%
	Class B2 HKD	2.20%
	Class BA	2.20%
	Class BA AUD H	2.20%
	Class BA ZAR H	2.20%
	Class BT	2.20%
	Class BT AUD H	2.20%
	Class BT CAD H	2.20%
	Class BT EUR	2.20%
	Class BT EUR H	2.20%
	Class BT GBP H	2.20%
	Class BT HKD	2.20%
	Class BT NZD H	2.20%
	Class C	1.95%
	Class C EUR	1.95%
	Class C2	1.95%
	Class C2 DUR PH	1.95%
	Class C2 EUR	1.95%
	Class C2 EUR H	1.95%
	Class CT	1.95%
	Class EA	2.00%
	Class EA AUD H	2.00%

アライアンス・バーンスタイン－	クラス受益証券	%
アメリカン・インカム・ポートフォリオ（続き）		
	Class EA ZAR H	2.00%
	Class I	0.95%
	Class I EUR	0.95%
	Class I2	0.95%
	Class I2 AUD H	0.95%
	Class I2 CHF H	0.95%
	Class I2 DUR PH	0.95%
	Class I2 EUR	0.95%
	Class I2 EUR H	0.95%
	Class I2 HKD	0.95%
	Class I2 SGD	0.95%
	Class I2 SGD H	0.95%
	Class IA	0.95%
	Class IA AUD H	0.95%
	Class IT	0.95%
	Class IT AUD H	0.95%
	Class IT CAD H	0.95%
	Class IT EUR H	0.95%
	Class IT GBP H	0.95%
	Class IT HKD	0.95%
	Class IT JPY	0.95%
	Class IT JPY H	0.95%
	Class IT NZD H	0.95%
	Class IT RMB H	0.95%
	Class IT SGD	0.95%
	Class IT SGD H	0.95%
	Class L2	1.05%
	Class L2 AUD H	1.05%
	Class L2 SGD H	1.05%
	Class LT	1.05%
	Class LT AUD H	1.05%
	Class LT SGD H	1.05%
	Class N2	2.05%
	Class NT	2.05%
	Class S	0.15%
	Class S1	0.65%
	Class S1 EUR	0.65%
	Class S1D	0.65%
	Class S1D2	0.65%
	Class SA	0.15%
	Class SHK	0.15%
	Class W	0.95%
	Class W2	0.95%
	Class W2 CHF H	0.95%
	Class W2 EUR H	0.95%
	Class WT	0.95%
	Class WT AUD H	0.95%
	Class WT EUR H	0.95%
	Class WT GBP H	0.95%
	Class WT HKD	0.95%
	Class WT SGD H	0.95%

(a) 2021年１月29日付で清算されたクラス受益証券
(b) 2021年７月15日付で清算されたクラス受益証券
(c) 2021年７月30日付で清算されたクラス受益証券
(h) 2021年３月22日付で清算されたクラス受益証券
(i) 2021年３月31日付で清算されたクラス受益証券
(j) 2021年７月29日付で清算されたクラス受益証券
(k) 2021年６月15日付で清算されたクラス受益証券

2021年８月31日に終了した年度中に管理会社が負担した費用、および2021年８月31日現在の未収返戻金は、下表のとおりである。

アライアンス・バーンスタイン－	負担費用	未収返戻金
アジア・エックス・ジャパン・エクイティ・ポートフォリオ	$ 22,005	$ 17,872
ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ	$ 103,870	$ 86,816
アメリカン・インカム・ポートフォリオ	$ 207	$ 39

管理会社が負担した費用は、運用および純資産変動計算書の「費用払戻または権利放棄」に計上される。未収返戻金は、「その他未収金」または「未払費用その他債務」の科目で資産・負債計算書に計上される。

ファンドはまた、管理会社に管理会社報酬を支払う。

各ポートフォリオの固有のクラス受益証券は、かかる受益証券に関してファンドに対し販売関連業務を提供する代償である販売報酬を販売会社に支払う。

前述の報酬はすべて、各ポートフォリオの日々の純資産総額の平均額に対し年率で発生し毎月支払われる。

各ポートフォリオの適用報酬年率の一覧表は、表１に記載されている。

また、全クラスB受益証券は0.00%乃至4.50%の料率、全クラスC受益証券は0.00%乃至1.00%の料率、クラスE受益証券およびクラスJ受益証券は0.00%乃至3.00%の料率で、条件付後払申込手数料を課せられる。実際に課せられる料率は、当該受益証券が保有されている期間および当該ポートフォリオによって決まる。

ファンドは、その登録・名義書換事務代行会社であり、管理会社の一部門であるアライアンス・バーンスタイン・インベスター・サービセズに、当ファンドの登録・名義書換代行業務のための人員および設備を提供することに関して報酬を支払う。かかる報酬は、2021年８月31日に終了した年度に24,432,925米ドルであった。

ファンドは、一定の状況下で、ルクセンブルグ外の一定の法域における販売のために当ファンドの登録に伴ってファンドに提供される一定の業務に関して投資顧問会社に報酬を支払う。2021年８月31日に終了した年度に、かかる発生報酬金額は746,182米ドルであり、運用および純資産変動計算書の「専門家報酬」に計上されている。

ファンドは、ファンドの法律顧問であるエルヴィンガー・ホス・プリュッセン法律事務所（管理会社の取締役であるイヴ・プリュッセン氏がパートナーである。）に、当ファンドに提供された法律業務に関して報酬を支払う。2021年８月31日に終了した年度に、116,876ユーロの支払が行われ、運用および純資産変動計算書の「専門家報酬」に計上されている。

投資顧問会社は、引受団のメンバーとして重要な利害関係のある関係者を含む募集および／または新規発行に関する取引に従事していない。

ファンドのために行われたすべての取引は、通常の営業過程および／または通常の商業条件で行われた。2021年８月31日に終了した年度に、関係会社である、サンフォード Ｃ．バーンスタイン・アンド・カンパニー・エルエルシーおよびバーンスタイン・オートノマス・エルエルピーのサービスを利用した証券取引に対して支払われた手数料はなかった。管理会社の経営陣の数人は、投資顧問会社および／またはその関係会社の従業員および／または役員である。

ダイナミック・ディバーシファイド・ポートフォリオは、管理会社によって管理運用されているアライアンス・バーンスタイン SICAV－低ボラティリティ・エクイティ・ポートフォリオに投資する。グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオは、管理会社によって管理運用されているアライアンス・バーンスタイン SICAV－エマージング・マーケット・コーポレイト・デット・ポートフォリオ、アライアンス・バーンスタイン SICAV－ユーロ・ハイ・イールド・ポートフォリオ、アライアンス・バーンスタインSICAV

－アジア・インカム・オポチュニティーズ・ポートフォリオ、アライアンス・バーンスタイン SICAV－エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・デット・ポートフォリオ、アライアンス・バーンスタイン SICAV－USハイ・イールド・ポートフォリオおよびアライアンス・バーンスタインSICAV－フィナンシャル・クレジット・ポートフォリオに投資する。アメリカン・インカム・ポートフォリオは、管理会社によって管理運用されているアライアンス・バーンスタインSICAV－ユー・エス・ハイ・イールド・ポートフォリオ、アライアンス・バーンスタインSICAV－アジア・インカム・オポチュニティーズ・ポートフォリオ、アライアンス・バーンスタインSICAV－グローバル・インカム・ポートフォリオおよびアライアンス・バーンスタインSICAV－ショート・デュレーション・インカム・ポートフォリオに投資する。エマージング・マーケッツ・デット・ポートフォリオは、管理会社によって管理運用されているアライアンス・バーンスタイン SICAV－エマージング・マーケット・コーポレイト・デット・ポートフォリオに投資する。

ファンドは、関連ファンドから証券を購入、または証券を売却することができる。ただし、当該関連ファンドが、共通の投資運用会社、共通の役員または共通の取締役によるものであることを条件とする。当年度末において、関連ファンドとの売買取引は行われなかった。

注Ｆ：ソフト・コミッション契約および取引費用

2021年８月31日に終了した年度中に、適用ある法律に基づいて、投資顧問会社および関連副投資顧問会社（適用ある場合。）は、株式証券に投資するファンドのポートフォリオに関してブローカーとソフトドル・コミッション契約を締結し、かかる契約に基づき投資決定を行う過程をサポートするために用いられる商品およびサービスを受領した。ソフト・コミッション契約は、ファンドのための取引の執行が最良の執行基準に合致することに基づいて締結され、投資顧問会社は、ソフト・コミッション契約締結時に、仲介料の規模や性質など、最良の執行基準に関する多くの要因を考慮する。

さらに、特定のポートフォリオの投資戦略の性質上、投資顧問会社がアライアンス・バーンスタイン・リミテッドに投資顧問業務を委任する場合を含め、ソフトコミッション契約に関連するすべての費用は「細分化」され、適用法の要件に従って、投資顧問会社またはその再委託先が負担することがある。

受領された商品およびサービスには、専門家による産業、企業および消費者リサーチ、ポートフォリオおよび市場分析、ならびにかかるサービスの引渡しに用いられるコンピュータ・ソフトウェアが含まれている。受領された商品およびサービスの本質は、契約の下で規定される便益がファンドへの投資サービスの提供の際に支援するものに違いなく、ファンドの運用における改善に貢献するものである。

誤解を避けるために、かかる商品およびサービスには、旅行、アコモデイション、エンターテインメント、一般管理的商品もしくはサービス、一般的事務所設備もしくは不動産、会費、従業員給与または直接的金銭支払は含まれていない。

取引費用は、譲渡性証券、短期金融商品、デリバティブまたはその他の適格資産の取得、発行または売却に生じた費用である。エージェント、アドバイザー、ブローカーおよびディーラーに支払われる呼び値スプレッド、報酬および手数料、取引関連税ならびにその他の市場経費が含まれる。

債務プレミアムもしくはディスカウント、資金調達費用または内部事務費用もしくは内部保管費用は含まれない。取引費用は、投資有価証券明細表の取得原価ならびに運用および純資産変動計算書の「投資有価証券、先物為替予約、スワップ、金融先物契約、オプションおよび通貨に係る実現（損）益」および「投資有価証券未実現評価（損）益の変動」に計上される。取引費用は、総費用比率および／または費用払戻の計算から除外される。

2021年８月31日に終了した年度に、各ポートフォリオに生じた取引費用の金額の詳細は、下表のとおりである。

アライアンス・バーンスタイン―		取引費用
アジア・エックス・ジャパン・エクイティ・ポートフォリオ	$	1,217,868
ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ	$	27,144
グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオ	$	3,244,165
アメリカン・インカム・ポートフォリオ	$	196,202

注G：先物為替予約

先物為替予約は、取決めた先物レートで将来期日に外貨を購入しまたは売却する契約である。原契約と契約終結時の差異から生じる（損）益は、運用および純資産変動計算書の「投資有価証券、先物為替予約、スワップ、金融先物契約、オプション、通貨に係る実現（損）益」に計上される。

未決済先物為替予約の評価額の変動は、資産・負債計算書の「先物為替予約未実現評価（損）益」の構成部分として財務報告上反映される。

特定の通貨で販売される（それぞれ、「販売通貨」という。）ポートフォリオのクラス受益証券の一つ以上が、かかる販売通貨に対してヘッジされる。かかるクラス受益証券のいずれも、「通貨ヘッジのクラス受益証券」を構成する。通貨ヘッジのクラス受益証券は、取引費用のような実際の対価を計算に入れて、ポートフォリオの基準通貨と当該販売通貨の間の為替相場変動の影響を減じることによって、ポートフォリオの基準通貨リターンとより密接な関連のあるリターンを投資者に提供することを意図する。

採用されたヘッジ戦略は、ポートフォリオの基準通貨と販売通貨の間の通貨エクスポージャーを減少することを企図されているが、そのリスクを消去することはできない。

契約の相手が契約条件を履行できない潜在性およびヘッジ通貨に対する外貨価値の予期せぬ変動から、リスクが生じる可能性がある。

ポートフォリオ内の各種クラス受益証券の間の負債の分別は存在しないため、一定の状況下で、ポートフォリオの他のクラス受益証券の資産が、かかる通貨ヘッジのクラス受益証券で被った負債を補填するために利用できる場合に、通貨ヘッジのクラス受益証券に関連して通貨ヘッジ取引が、同じポートフォリオの他のクラス受益証券の純資産額に影響を及ぼす負債になるわずかな危険性が存在する。

ファンドにおける証券は、先物為替予約のための担保として使用される。

注H：レポ契約

レポ契約は、米国政府機関の債務証券によって担保される。レポ契約の対象となる証券は、経過利息を含む買戻価格と少なくとも同等の金額で、常に保管受託銀行によって保有されるものとする。

2021年８月31日現在、レポ契約はなかった。

2021年８月31日に終了した年度中にレポ契約から生じた受取利息はなかった。

注Ｉ：リバースレポ契約

リバースレポ契約はレポ契約と類似するが、レポ契約では、売り手が買い戻すことを条件に証券を現金で購入する一方、リバースレポ契約では、ファンドがポートフォリオ資産を売却するにあたって、それと同一の資産を後日ファンドが売却価格より少し高い確定価格で買い戻すことを条件とする。リバースレポ契約の期間中、ファンドは当該証券の元利金を受領し続ける。一般的に、リバースレポ契約の効果は、ファンドがリバースレポ契約の期間中、対象となるポートフォリオ証券に伴う受取利息を維持しつつ当該ポートフォリオ証券に投資された現金の全部または大部分を回収できることである。

この取引が有利になるのは、リバースレポ取引によるファンドの「金利コスト」、すなわち証券の売却価格と買戻し価格との差額が、ポートフォリオ証券に投資された現金を別の方法で調達する費用よりも少ない場合である。

2021年８月31日現在、リバースレポ契約はなかった。

当年度中にリバースレポ契約から生じた受取利息はなかった。

注Ｊ：金融先物契約

ファンドは、金融先物契約を売買することができる。ファンドは、これらの金融商品の評価額における変動から生じる市場リスクを負う。ファンドは、契約相手方の信用リスクの発生につながらない規制ある取引所を通して金融先物契約を行う。

金融先物契約を締結する時、ファンドは、取引が行われる取引所が要件とする当初証拠金を担保としてブローカーに預託しかつ維持する。

契約に従って、ファンドは契約の評価額の日々の変動に相当する金額の現金をブローカーから受領またはブローカーに支払うことに同意する。かかる受領または支払は変動証拠金であり、ファンドは未実現損益として計上する。契約が終了する時、ファンドは締結時と終了時の約定価額の差額相当分を実現利益または損失として計上する。

注K：スワップ取引

スワップは、対象資産の一定金額もしくは別に決定された想定元本に関して特定された価格または金利における変動に基づくか参照して計算される、所定の間隔で一連のキャッシュフローを交換することを２当事者間に義務付ける契約である。スワップに係る実現（損）益および未実現（損）益の変動は、それぞれ「投資有価証券、先物為替予約、スワップ、金融先物契約、オプション、通貨に係る実現（損）益」でおよび「スワップ未実現（損）益の変動」の科目の一つの構成部分として運用および純資産変動計算書に計上される。

中央清算機関で清算されるクレジット・デフォルト・スワップ

中央清算機関で清算されるクレジット・デフォルト・スワップ契約の買い手は、対象参照債務に関して信用事由が発生した時の偶発的な支払いの代わりに、契約期間中、売り手に対し定期的に連続した支払いをする義務を負う。

中央清算機関で清算される金利スワップ

中央清算機関で清算される金利スワップは、計算の基礎となる想定元本に基づき、一連の固定または変動金利の支払いを交換することに各当事者が合意する二当事者間契約である。

トータル・リターン・スワップ

トータル・リターン・スワップは、計算の基礎となる想定元本に基づき、対象資産のトータル・パフォーマンスと一連の金利の支払いを交換することに各当事者が合意する二当事者間契約である。

クレジット・デフォルト・スワップ

クレジット・デフォルト・スワップ契約の買い手は、対象参照債務に対して信用事由の発生による偶発的な支払の対価として契約期間にわたって定期的に売り手に支払うことが義務付けられている。

金利スワップ

金利スワップは、計算の基礎となる想定元本に基づき、一連の固定または変動金利の支払いを交換することに各当事者が合意する二当事者間契約である。

インフレ・スワップ

インフレ・スワップは、計算の基礎となる想定元本に基づき、固定金利支払とインフレ指数に連動した変動金利支払いを交換することに各当事者が合意する二当事者間契約である。

注Ｌ：オプション取引

ファンドは、証券に係るプット・オプションおよびコール・オプションを購入および発行（売却）することができる。オプション購入に伴うリスクは、オプションを行使するか否かにかかわらず、ファンドがプレミアムを支払うことである。さらに、ファンドはプレミアムの損失リスクを負い、また市場価格の変動により取引の相手方が契約を履行しないリスクを負う。購入したプット・オプションおよびコール・オプションは、ポートフォリオ証券と同様の方法で計上される。コール・オプションの行使により獲得された証券の取得原価は、支払プレミアムにより増額される。プット・オプションの行使により売却された証券からの手取金は、支払プレミアムにより減額される。

ファンドがオプションを発行する場合、ファンドが受領するプレミアムは負債として計上され、その後に発行オプションの現在市場価格に対して調整を行う。

発行オプションから受領したプレミアムのうち未行使のまま満期を迎えたものは、満期日に発行オプションからの実現利益としてファンドにより計上される。終了する当該購入取引に対するブローカー手数料を含む受領プレミアムおよび支払額の差異も実現利益として取扱われるが、受領プレミアムが終了する購入取引に関して支払われた額より少ない場合は、実現損失として取扱われる。

コール・オプションが行使された場合、受領プレミアムは、ファンドが実現利益もしくは損失を有するか否かを決定する際に、原証券または通貨の売却からの手取金に加算される。プット・オプションが行使された場合、受領プレミアムは、ファンドが購入した証券または通貨の原価ベースを減額する。オプションの発行にあたり、ファンドは、発行オプションの原証券または通貨の価格における不利な変動の市場リ

スクを負う。ファンドが発行したオプションの行使により、ファンドは現在の市場価格とは異なる価格で証券または通貨を売却もしくは購入することがある。

ファンドは、スワップ契約のオプション（スワップションとも呼称）に投資することもできる。スワップションは、市場ベースのプレミアムを支払うことと引き換えに将来期日にスワップを締結する権利（義務ではなく）を買い手に与えるオプションである。スワップションの受取人は、特定資産、基準相場または指数のトータル・リターンを受領する権利を所有者に与える。スワップションの支払人は、特定資産、基準相場または指数のトータル・リターンを支払う権利を所有者に与える。スワップションにはまた、既存スワップが取引相手方の一人によって終了または延長されることを認めるオプションが含まれる。

注M：担保

2021年８月31日現在、特定の金融デリバティブ商品に関してブローカーが保有する／に負担する現金担保は、下表のとおりである。

アライアンス・バーンスタイン―		ブローカーが保有する現金	ブローカーに負担する現金
ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ			
シティバンク	$	440,058	―
モルガン・スタンレー	$	5,341,072	1,318,985
グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオ			
シティバンク	$	29,315,722	1,168,687
クレディ・スイス	$	47,392,000	―
ゴールドマン・サックス	$	53,830,000	―
ＪＰモルガン・チェース	$	56,474,000	―
モルガン・スタンレー	$	17,158,629	333,702,249
アメリカン・インカム・ポートフォリオ			
バークレイズ	$	180,000	―
シティバンク	$	47,990,000	150,685,018
クレディ・スイス	$	2,960,000	―
ドイツ銀行		―	6,860,000
ゴールドマン・サックス	$	3,310,000	―
ＪＰモルガン・チェース	$	126,418,000	―
モルガン・スタンレー	$	22,506,395	―

デリバティブに関してブローカーが保有する／に負担する現金担保は、資産・負債計算書の「保管受託銀行およびブローカー預託金」および「保管受託銀行およびブローカーへの未払金」の一部として計上される。

2021年８月31日現在、ポートフォリオが保有するデリバティブに関して、有価証券から成る担保は、下表のとおりである。

アライアンス・バーンスタイン－		ブローカーに引渡された担保の時価	ブローカーから受領した担保の時価
グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオ			
バンク・オブ・アメリカ			
U.S. Treasury Bonds, 6.25%, 05/15/2030	$	392,457	－
U.S. Treasury Bonds, 6.00%, 02/15/2026	$	2,978,722	－
U.S. Treasury Bonds, 6.13%, 11/15/2027	$	442,495	－
U.S. Treasury Notes, 0.38%, 04/30/2025	$	385,156	－
シティバンク			
U.S. Treasury Bonds, 6.13%, 11/15/2027	$	27,386,965	－
U.S. Treasury Notes, 0.38%, 04/30/2025	$	1,203,748	－
U.S. Treasury Notes, 1.13%, 02/15/2031	$	1,757,625	－
クレディ・スイス			
U.S. Treasury Bonds, 6.00%, 02/15/2026	$	85,023,626	－
U.S. Treasury Bonds, 6.13%, 11/15/2027	$	649,116	－
U.S. Treasury Notes, 0.38%, 04/30/2025	$	1,762,259	－
U.S. Treasury Notes, 1.13%, 02/15/2031	$	1,083,589	－
ドイツ銀行			
U.S. Treasury Bonds, 6.00%, 02/15/2026	$	986	－
U.S. Treasury Bonds, 6.13%, 11/15/2027	$	485,394	－
U.S. Treasury Bonds, 1.38%, 08/15/2050	$	7,716,380	－
グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオ（続き）			
ゴールドマン・サックス			
U.S. Treasury Bonds, 6.25%, 05/15/2030	$	117,449,449	－
U.S. Treasury Bonds, 6.00%, 02/15/2026	$	2,775,308	－
U.S. Treasury Bonds, 6.63%, 02/15/2027	$	55,474,006	－
U.S. Treasury Bonds, 1.38%, 08/15/2050	$	9,119,151	－
ＨＳＢＣ			
U.S. Treasury Bonds, 6.00%, 02/15/2026	$	267,644	－
U.S. Treasury Bonds,			

アライアンス・バーンスタイン―		ブローカーに引渡された担保の時価	ブローカーから受領した担保の時価
6.13%, 11/15/2027	$	407,075	―
モルガン・スタンレー			
U.S. Treasury Bonds, 6.75%, 08/15/2026	$	274,487,182	―
U.S. Treasury Bonds, 7.50%, 11/15/2024	$	71,680,781	―
U.S. Treasury Bonds, 7.63%, 02/15/2025	$	50,649,516	―
U.S. Treasury Bonds, 6.00%, 02/15/2026	$	262,942,510	―
U.S. Treasury Bonds, 6.63%, 02/15/2027	$	5,318,089	―
U.S. Treasury Bonds, 6.13%, 11/15/2027	$	49,969,581	―
U.S. Treasury Bonds, 1.38%, 08/15/2050	$	9,741,158	―
U.S. Treasury Notes, 0.38%, 04/30/2025	$	674,941	―
U.S. Treasury Notes, 1.13%, 02/15/2031	$	1,588,770	―
アメリカン・インカム・ポートフォリオ			
バークレイズ			
U.S. Treasury Bonds, 6.00%, 02/15/2026	$	184,922	―
U.S. Treasury Bonds, 6.13%, 11/15/2027	$	8,848,990	―
シティバンク			
U.S. Treasury Bonds, 6.13%, 11/15/2027	$	476,887,028	―
U.S. Treasury Bonds, 6.13%, 08/15/2029	$	151,335,275	―
クレディ・スイス			
U.S. Treasury Bonds, 6.00%, 02/15/2026	$	54,035,775	―
U.S. Treasury Bonds, 6.13%, 11/15/2027	$	737,405	―
ゴールドマン・サックス			
U.S. Treasury Bonds, 6.13%, 08/15/2029	$	8,471,344	―
U.S. Treasury Bonds, 1.13%, 08/15/2040	$	164,473,630	―
モルガン・スタンレー			
U.S. Treasury Bonds, 6.13%, 11/15/2027	$	3,975,638	―
U.S. Treasury Bonds, 6.13%, 08/15/2029	$	284,399	―
U.S. Treasury Bonds, 1.13%, 08/15/2040	$	35,448,614	―

注N：ポートフォリオ証券のローン

ポートフォリオは、その証券の担保付貸付を行うことができる。証券貸付のリスクは、その他の信用拡張と同様に、借り手が財政難に陥った場合に返還請求権を失う可能性から成る。さらに、ポートフォリオは、借り手の債務不履行により実行される担保物件の売却が、貸付証券に代わるに十分な収入にならないというリスクに晒される。

特定の借り手に証券を貸付けるか否かを決定するに際し、投資顧問会社は、借り手の信用度を含む、すべての関連する事実および状況を考慮する。

証券の貸付中、借り手は証券からの収益を当該ポートフォリオに支払うことがある。ポートフォリオは、現金担保を短期金融商品に投資することができ、それにより更なる収益を得るか、同等の担保を引き渡した借り手からの同意した収入額を受領する。

ポートフォリオは、議決権、新株引受権、ならびに配当、利息または分配の受領権のような所有権を行使するために貸付証券または証券相当物の名簿上の所有権を取り戻す権利がある。ポートフォリオは、ローンに関して、合理的な仲介者、事務管理およびその他の報酬を支払う。

その証券の担保付貸付を行うために、ポートフォリオは総受取報酬を受領するが、そのうち20%は貸付証券業務を提供する貸付証券代理人に支払われる。

2021年８月31日に終了した年度に、ポートフォリオが稼得した受取報酬純額は、運用および純資産変動計算書の「貸付証券収益、純額」に計上される。

2021年８月31日に終了した年度に、（貸付証券代理人として行為する）ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コーは、貸付証券業務の提供に関して63,673米ドルの報酬を稼得した。これは、運用および純資産変動計算書の「貸付証券収益、純額」に計上されている。2021年８月31日現在の貸付証券および関連する未決済担保の評価額は、以下のとおりである。担保は、ポートフォリオが保有する証券に関連している。

アライアンス・バーンスタイン―	評価額	担保の時価

本ポートフォリオは該当していない。

注Ｏ：銀行借入制度

ファンドは、通常でない買戻の事態に関して、必要ある場合に、一定の制限の下で、短期的／一時的な資金調達を意図して、保管受託銀行との間で開設された借入金制度（「制度」）を利用している。

ファンドの各ポートフォリオは、その各々の純資産額の10%まで借入することができる。当制度に従った借入金には、各ポートフォリオの裏付け資産を担保にして相互に合意したレートでの金利が課せられる。

注Ｐ：資産の共同運用管理

効率的運用の目的上、ポートフォリオの投資方針が許容する場合、管理会社はファンド内外の一定のポートフォリオの資産を共同運用管理することを選択できる。そのような場合、別のポートフォリオの資産は、共通して運用管理される。共同運用される資産は、「資産プール」として言及される。このプーリングは、運用その他の費用を削減するために考案された管理事務デバイスであり、受益者の法的権利および義務を変更するものではない。プールは、独立した実体を構成せず、また投資者に直結できない。共同運用されるポートフォリオの各々は、その固有資産を割当てられる。

数個のポートフォリオの資産が共同運用の目的上プールされる場合、プールへのポートフォリオの原初参加に関連して、各参加ポートフォリオに帰属する資産プールの割合が記録維持され、追加割当てまたは取消しの場合に変更する。共同運用資産への各参加ポートフォリオの権利は、かかる資産プールの投資有価証券の各行および全ての行に適用する。

共同運用資産のために行われる追加投資は、それぞれの権利に応じた割合でかかるポートフォリオに配分されるが、一方売却される資産は、各参加ポートフォリオに帰属する資産に同様に課される。

2021年８月31日現在、ファンドは、以下のプールを利用して当ファンド内の一定のポートフォリオの資産を共同運用している。

資産プール	参加ポートフォリオ
ACM グローバル・インベストメンツ－グローバル・ボンド・プール	
	ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ
	グローバル・ボンドII・ポートフォリオ
ACM バーンスタイン－グローバル・グロース・プール	
	グローバル・エクイティ・ブレンド・ポートフォリオ
ACM グローバル・インベストメンツ－グローバル・バリュー・プール	
	グローバル・エクイティ・ブレンド・ポートフォリオ
	グローバル・バリュー・ポートフォリオ

表１
報酬一覧表

	管理報酬	管理会社報酬	販売報酬	総費用比率*
アライアンス・バーンスタイン－ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ				
受益証券のクラス				
A	0.85%	0.10%	N/A	1.15%
A EUR	0.85%	0.10%	N/A	1.20%
A2	0.85%	0.10%	N/A	1.16%
A2 EUR	0.85%	0.10%	N/A	1.20%
A2 EUR H	0.85%	0.10%	N/A	1.13%
A2 HKD	0.85%	0.10%	N/A	1.20%
A2 SGD H	0.85%	0.10%	N/A	1.12%
AA	0.85%	0.10%	N/A	1.12%
AA AUD H	0.85%	0.10%	N/A	1.15%
AA CAD H	0.85%	0.10%	N/A	1.15%
AA GBP H	0.85%	0.10%	N/A	1.15%
AA HKD	0.85%	0.10%	N/A	1.20%
AA NZD H	0.85%	0.10%	N/A	1.16%
AA SGD H	0.85%	0.10%	N/A	1.17%
AJ	0.65%	0.10%	N/A	0.96%
AR EUR H	0.85%	0.10%	N/A	1.16%
AT	0.85%	0.10%	N/A	1.15%
AT AUD H	0.85%	0.10%	N/A	1.15%
AT CAD H	0.85%	0.10%	N/A	1.16%
AT EUR	0.85%	0.10%	N/A	1.20%
AT EUR H	0.85%	0.10%	N/A	1.14%
AT GBP H	0.85%	0.10%	N/A	1.17%
AT HKD	0.85%	0.10%	N/A	1.20%
AT NZD H	0.85%	0.10%	N/A	1.17%
AT SGD H	0.85%	0.10%	N/A	1.16%
AX	0.65%	0.10%	N/A	0.97%
B	0.85%	0.10%	1.00%	2.12%
B2(b)	0.85%	0.10%	1.00%	2.11%
B2 EUR	0.85%	0.10%	1.00%	2.20%
BA(h)	0.85%	0.10%	1.00%	2.11%
BT	0.85%	0.10%	1.00%	2.12%
BT AUD H(i)	0.85%	0.10%	1.00%	2.11%
BT CAD H(a)	0.85%	0.10%	1.00%	2.11%
BT GBP H(i)	0.85%	0.10%	1.00%	2.10%
BX(a)	0.65%	0.10%	N/A	0.89%
C	1.25%	0.10%	N/A	1.55%
C2	1.25%	0.10%	N/A	1.55%
C2 EUR H	1.25%	0.10%	N/A	1.53%
I	0.325%	0.10%	N/A	0.575%
I EUR	0.325%	0.10%	N/A	0.575%
I2	0.325%	0.10%	N/A	0.575%
I2 AUD H	0.325%	0.10%	N/A	0.575%
I2 EUR	0.325%	0.10%	N/A	0.575%
I2 EUR H	0.325%	0.10%	N/A	0.575%
IT	0.325%	0.10%	N/A	0.575%

IT AUD H	0.325%	0.10%	N/A	0.575%
N2	1.35%	0.10%	N/A	1.66%
NT	1.35%	0.10%	N/A	1.62%
S	N/A	0.01%(8)	N/A	0.10%
S EUR H	N/A	0.01%(8)	N/A	0.10%
S SGD H	N/A	0.01%(8)	N/A	0.10%
S1 2	0.25%	0.01%(8)	N/A	0.35%
S1 2 EUR	0.25%	0.01%(8)	N/A	0.35%
S1 EUR H	0.25%	0.01%(8)	N/A	0.35%
SA	N/A	0.01%(8)	N/A	0.10%

（N/A ： 該当なし）

＊　無監査。総費用比率（TER）の計算は、Swiss Funds & Asset Management Association（SFAMA）の2008年５月16日付ガイドラインに基づく。

(a)　2021年１月29日で清算されたクラス受益証券
(b)　2021年７月15日で清算されたクラス受益証券
(h)　2021年３月22日で清算されたクラス受益証券
(i)　2021年３月31日で清算されたクラス受益証券

管理会社報酬：
(8)　50,000米ドルまたは日々の純資産総額の平均額の0.01%のいずれか低い方の額に相当する年間報酬

表２
ポートフォリオ回転率

	回転率＊（無監査）
アライアンス・バーンスタイン－ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ	112.23%

＊　無監査。米国会計士協会（AICPA）ガイドラインに従って計算されている。当期の有価証券の平均市場価額は月末の評価に基づき計算されている。

③【投資有価証券明細表等】

投資有価証券明細表
2021年８月31日現在

アライアンス・バーンスタイン－
ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ

	利率	日付（月/日/年）		額面価額（単位：千）	時価（米ドル）	純資産比率(%)
証券取引所に上場、またはその他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券						
政府－トレジャリー						
オーストラリア						
Australia Government Bond, Series 139	3.25%	04/21/2025	AUD	23,233	$ 18,776,914	3.5%
カナダ						
Canadian Government Bond, Series A55	8.00%	06/01/2023	CAD	9,879	8,870,167	1.7
中国						
Agricultural Bank of China Ltd.	3.05%	10/27/2023	CNH	31,196	4,853,970	0.9
フランス						
French Republic Government Bond OAT	8.50%	04/25/2023	EUR	2,003	2,725,984	0.5
アイルランド						
Ireland Government Bond	3.40%	03/18/2024		8,093	10,545,299	2.0
イタリア						
Italy Buoni Poliennali Del Tesoro	4.50%	03/01/2024		11,500	15,226,129	2.9
Italy Buoni Poliennali Del Tesoro	4.50%	03/01/2026		18,680	26,587,197	5.0
					41,813,326	7.9
日本						
Japan Government Twenty Year Bond, Series 55	2.00%	03/21/2022	JPY	1,071,976	9,857,391	1.9
Japan Government Twenty Year Bond, Series 56	2.00%	06/20/2022		1,037,417	9,589,810	1.8
Japan Government Twenty Year Bond, Series 64	1.90%	09/20/2023		757,042	7,167,729	1.3
Japan Government Twenty Year Bond, Series 71	2.20%	06/20/2024		1,984,219	19,216,697	3.6
					45,831,627	8.6
メキシコ						
Mexican Bonos, Series M	8.00%	09/05/2024	MXN	95,304	4,991,436	1.0
ロシア						
Russian Federal Bond - OFZ, Series 6227	7.40%	07/17/2024	RUB	394,372	5,471,334	1.0
アメリカ合衆国						
U.S. Treasury Bonds	7.13%	02/15/2023	USD	25,634	28,205,879	5.3
U.S. Treasury Bonds	7.25%	08/15/2022		8,722	9,308,262	1.8
U.S. Treasury Bonds	7.50%	11/15/2024		53,989	66,153,104	12.4
					103,667,245	19.5
					247,547,302	46.6
企業－投資適格債						
産業						
基幹産業						
PPG Industries, Inc.	0.88%	03/13/2022	EUR	881	1,044,474	0.2
資本財						
Johnson Controls International PLC	1.00%	09/15/2023		1,746	2,109,648	0.4
Parker-Hannifin Corp.	3.50%	09/15/2022	USD	1,292	1,332,358	0.3
Siemens Financieringsmaatschappij NV	0.00%	02/20/2023	EUR	1,462	1,737,102	0.3
Siemens Financieringsmaatschappij NV	0.13%	06/05/2022		487	578,177	0.1
					5,757,285	1.1
通信－電気通信						
AT&T, Inc.	2.75%	05/19/2023		1,316	1,636,239	0.3
Telstra Corp. Ltd.	4.80%	10/12/2021	USD	1,426	1,433,361	0.3
					3,069,600	0.6
消費財（景気敏感）－自動車						
American Honda Finance Corp.	2.63%	10/14/2022	GBP	838	1,180,128	0.2
Daimler International Finance BV	2.63%	04/07/2025	EUR	1,092	1,417,833	0.3
Harley-Davidson Financial Services, Inc.	4.05%	02/04/2022	USD	439	445,272	0.1
Hyundai Capital America	2.85%	11/01/2022		1,542	1,582,616	0.3
Volkswagen Leasing GmbH	1.13%	04/04/2024	EUR	1,891	2,299,869	0.4
					6,925,718	1.3
消費財（ディフェンシブ）						
AbbVie, Inc.	1.38%	05/17/2024		1,521	1,863,587	0.3
Amgen, Inc.	1.25%	02/25/2022		2,062	2,444,081	0.5
Anheuser-Busch InBev SA/NV	9.75%	07/30/2024	GBP	356	614,384	0.1
Anheuser-Busch InBev Worldwide, Inc.(a)	1.00%	09/06/2022	AUD	2,496	1,836,779	0.3
Asahi Group Holdings Ltd.	0.16%	10/23/2024	EUR	1,960	2,332,349	0.4
AstraZeneca PLC	0.75%	05/12/2024		1,089	1,317,563	0.2
Baxter International, Inc.	0.40%	05/15/2024		1,300	1,559,977	0.3
Baxter International, Inc.	1.30%	05/30/2025		375	464,889	0.1
Bayer AG	0.38%	07/06/2024		1,365	1,633,489	0.3
Becton Dickinson and Co.	0.00%	08/13/2023		733	868,723	0.2

	利率	日付（月/日/年）	額面価額（単位：千）		時価（米ドル）	純資産比率(%)
Cargill, Inc.	2.50%	02/15/2023	EUR	1,160	$ 1,426,589	0.3%
DH Europe Finance SARL(a)	0.00%	06/30/2022		2,067	2,446,873	0.5
Diageo Finance PLC	0.13%	10/12/2023		1,355	1,613,780	0.3
GlaxoSmithKline Capital PLC	0.13%	05/12/2023		2,145	2,554,046	0.5
Heineken NV	3.40%	04/01/2022	USD	1,462	1,488,063	0.3
Medtronic Global Holdings SCA	0.38%	03/07/2023	EUR	1,743	2,081,046	0.4
					26,546,218	5.0
エネルギー						
BG Energy Capital PLC	4.00%	10/15/2021	USD	858	861,566	0.2
BP Capital Markets PLC	1.88%	04/07/2024	EUR	1,808	2,250,727	0.4
Exxon Mobil Corp.	0.14%	06/26/2024		2,042	2,434,690	0.5
Kinder Morgan, Inc.(a)	1.41%	01/15/2023	USD	1,838	1,862,971	0.3
Repsol International Finance BV	0.13%	10/05/2024	EUR	1,462	1,741,641	0.3
TotalEnergies Capital International SA	2.13%	03/15/2023		1,852	2,273,430	0.4
					11,425,025	2.1
テクノロジー						
Baidu, Inc.	2.88%	07/06/2022	USD	1,404	1,428,896	0.3
Fidelity National Information Services, Inc.	0.75%	05/21/2023	EUR	1,986	2,382,888	0.4
Fiserv, Inc.	0.38%	07/01/2023		1,223	1,459,328	0.3
Honeywell International, Inc.	0.00%	03/10/2024		455	540,857	0.1
Honeywell International, Inc.	1.30%	02/22/2023		2,223	2,689,668	0.5
International Business Machines Corp.	0.38%	01/31/2023		2,028	2,420,199	0.5
					10,921,836	2.1
					65,690,156	12.4
金融機関						
銀行業						
ABN AMRO Bank NV	1.25%	05/28/2025		1,560	1,929,014	0.4
Banco Bilbao Vizcaya Argentaria SA, Series G	1.13%	02/28/2024		1,657	2,020,673	0.4
Banco Santander SA	2.75%	09/12/2023	GBP	1,852	2,646,196	0.5
Bank of America Corp.	1.38%	02/07/2025	EUR	2,067	2,530,738	0.5
Bank of Nova Scotia (The)	1.38%	12/05/2023	GBP	1,125	1,572,557	0.3
Barclays PLC	0.75%	06/09/2025	EUR	1,152	1,386,192	0.3
BNP Paribas SA	1.13%	08/28/2024		1,852	2,269,352	0.4
BPCE SA	0.63%	09/26/2024		1,560	1,880,840	0.3
CaixaBank SA	1.00%	06/25/2024		1,170	1,421,502	0.3
Citigroup, Inc.	1.75%	01/28/2025		1,482	1,857,543	0.3
Credit Suisse Group AG	1.25%	07/17/2025		1,526	1,855,459	0.3
Danske Bank A/S	3.00%	09/20/2022	USD	2,052	2,069,822	0.4
Deutsche Bank AG	3.88%	02/12/2024	GBP	1,072	1,570,579	0.3
Goldman Sachs Group, Inc. (The)	2.13%	09/30/2024	EUR	1,648	2,073,455	0.4
Intesa Sanpaolo SpA	3.13%	07/14/2022	USD	1,721	1,759,975	0.3
JPMorgan Chase & Co.	1.50%	01/27/2025	EUR	1,557	1,938,574	0.4
Lloyds Banking Group PLC	0.63%	01/15/2024		1,682	2,008,148	0.4
Morgan Stanley, Series G	1.75%	03/11/2024		1,724	2,135,053	0.4
Santander UK Group Holdings PLC	3.57%	01/10/2023	USD	1,316	1,330,726	0.2
Societe Generale SA	1.25%	02/15/2024	EUR	1,560	1,904,302	0.3
Standard Chartered PLC	2.74%	09/10/2022	USD	1,884	1,885,206	0.3
Swedbank AB	0.25%	10/09/2024	EUR	1,628	1,944,165	0.4
Toronto-Dominion Bank (The)	0.38%	04/25/2024		2,057	2,466,150	0.5
UBS Group AG	2.13%	03/04/2024		1,121	1,400,681	0.3
UniCredit SpA	3.75%	04/12/2022	USD	1,418	1,445,242	0.3
Wells Fargo & Co.	1.34%	05/04/2025	EUR	1,745	2,135,113	0.4
					49,437,257	9.3
金融						
Aviation Capital Group LLC	4.38%	01/30/2024	USD	758	812,940	0.1
JAB Holdings BV	1.25%	05/22/2024	EUR	1,267	1,549,678	0.3
					2,362,618	0.4
保険						
Berkshire Hathaway, Inc.	0.63%	01/17/2023		2,086	2,493,412	0.5
Metropolitan Life Global Funding I	0.00%	09/23/2022		1,000	1,186,551	0.2
Metropolitan Life Global Funding I, Series G	2.63%	12/05/2022	GBP	1,141	1,611,377	0.3
					5,291,340	1.0
リート						
Digital Dutch Finco BV	0.63%	07/15/2025	EUR	1,106	1,335,963	0.3
					58,427,178	11.0

	利率	日付（月/日/年）	額面価額（単位：千）		時価（米ドル）	純資産比率(%)
公益事業						
電気						
E.ON International Finance BV	5.63%	12/06/2023	GBP	1,121	$ 1,711,332	0.3%
EDP Finance BV, Series E	8.63%	01/04/2024		926	1,502,807	0.3
Electricite de France SA	3.88%	01/18/2022	EUR	780	935,955	0.2
Enel Finance International NV	0.00%	06/17/2024		1,004	1,193,604	0.2
Enel Finance International NV	2.65%	09/10/2024	USD	1,209	1,271,955	0.2
Engie SA	0.38%	02/28/2023	EUR	2,047	2,439,524	0.5
Scottish Power UK PLC	6.75%	05/29/2023	GBP	1,014	1,541,340	0.3
Western Power Distribution East Midlands PLC	5.25%	01/17/2023		1,474	2,152,765	0.4
					12,749,282	2.4
天然ガス						
Southern Gas Networks PLC	4.88%	10/05/2023		1,155	1,723,012	0.3
その他の公益事業						
Thames Water Utilities Finance PLC	1.88%	01/24/2024		344	485,430	0.1
Veolia Environnement SA	0.31%	10/04/2023	EUR	877	1,047,165	0.2
					1,532,595	0.3
					16,004,889	3.0
					140,122,223	26.4
インフレ連動証券						
フランス						
French Republic Government Bond OAT, Series OATE	0.10%	03/01/2026		14,704	19,044,552	3.6
ドイツ						
Deutsche Bundesrepublik Inflation Linked Bond	0.10%	04/15/2026		8,504	11,094,063	2.1
					30,138,615	5.7
カバード債						
Australia & New Zealand Banking Group Ltd.	0.45%	11/22/2023		2,622	3,156,859	0.6
Bank of Nova Scotia (The)	0.38%	10/23/2023		1,882	2,261,587	0.4
BPCE SFH SA	2.38%	11/29/2023		2,047	2,573,284	0.5
CaixaBank SA	1.00%	02/08/2023		2,340	2,820,564	0.6
DNB Boligkreditt AS	0.38%	11/20/2024		2,236	2,709,492	0.5
Korea Housing Finance Corp.	0.10%	06/18/2024		1,857	2,218,478	0.4
National Bank of Canada	0.25%	07/24/2023		868	1,038,774	0.2
Royal Bank of Canada	0.25%	01/29/2024		2,255	2,707,617	0.5
Sumitomo Mitsui Banking Corp.	0.55%	11/06/2023		1,886	2,270,325	0.4
Westpac Banking Corp., Series G	0.50%	05/17/2024		2,157	2,610,111	0.5
					24,367,091	4.6
CMO（モーゲージ担保証券）						
リスクシェア変動利付						
Bellemeade Re Ltd.						
Series 2018-3A, Class M1B(a)	1.93%	10/25/2028	USD	527	527,353	0.1
Series 2019-3A, Class M1B(a)	1.68%	07/25/2029		782	784,618	0.1
Federal Home Loan Mortgage Corp.						
Structured Agency Credit Risk Debt Notes						
Series 2014-DN3, Class M3(a)	4.08%	08/25/2024		519	529,229	0.1
Series 2014-HQ2, Class M3(a)	3.83%	09/25/2024		833	858,639	0.2
Series 2015-DNA2, Class M3(a)	3.98%	12/25/2027		367	371,454	0.1
Series 2016-DNA2, Class M3(a)	4.73%	10/25/2028		1,440	1,495,517	0.3
Series 2016-DNA4, Class M3(a)	3.88%	03/25/2029		1,648	1,700,021	0.3
Series 2017-DNA1, Class M2(a)	3.33%	07/25/2029		362	372,103	0.1
Series 2017-DNA2, Class M2(a)	3.53%	10/25/2029		468	483,762	0.1
Series 2017-DNA3, Class M2(a)	2.58%	03/25/2030		1,327	1,353,431	0.3
Series 2021-DNA5, Class M2(a)	1.70%	01/25/2034		314	316,079	0.1
Federal National Mortgage Association						
Connecticut Avenue Securities						
Series 2014-C04, Class 1M2(a)	4.98%	11/25/2024		960	988,012	0.2
Series 2014-C04, Class 2M2(a)	5.08%	11/25/2024		524	534,687	0.1
Series 2015-C03, Class 2M2(a)	5.08%	07/25/2025		51	51,447	0.0
Series 2016-C02, Class 1M2(a)	6.08%	09/25/2028		747	781,790	0.1
Series 2016-C03, Class 1M2(a)	5.38%	10/25/2028		911	957,450	0.2
Series 2016-C05, Class 2M2(a)	4.53%	01/25/2029		782	811,841	0.1
Series 2016-C06, Class 1M2(a)	4.33%	04/25/2029		1,553	1,603,902	0.3
Home Re Ltd., Series 2019-1, Class M1(a)	1.73%	05/25/2029		672	672,351	0.1
Mortgage Insurance-Linked Notes, Series 2021-3, Class M1A(a)	1.95%	02/25/2034		731	731,486	0.1
PMT Credit Risk Transfer Trust, Series 2019-2R, Class A(a)	2.84%	05/27/2023		632	625,951	0.1
Radnor Re Ltd., Series 2019-2, Class M1B(a)	1.83%	06/25/2029		2,346	2,350,660	0.4
					18,901,783	3.5

	利率	日付（月/日/年）	額面価額（単位：千）		時価（米ドル）	純資産比率(%)
地方自治体－州債						
カナダ						
Hydro-Quebec, Series HX	10.50%	10/15/2021	CAD	7,799	$ 6,255,533	1.2%
Province of British Columbia Canada	4.25%	11/27/2024	AUD	4,553	3,715,888	0.7
Province of Ontario Canada, Series HC	9.50%	07/13/2022	CAD	2,925	2,500,390	0.5
Province of Ontario Canada, Series HP	8.10%	09/08/2023		2,096	1,912,424	0.3
Province of Quebec Canada	9.38%	01/16/2023		2,827	2,514,807	0.5
					16,899,042	3.2
準ソブリン						
準ソブリン債						
チリ						
Corp. Nacional del Cobre de Chile	2.25%	07/09/2024	EUR	1,223	1,534,723	0.3
中国						
Export-Import Bank of China (The)	0.75%	06/08/2022		1,769	2,102,673	0.4
Sinopec Group Overseas Development 2015 Ltd.	1.00%	04/28/2022		1,375	1,636,018	0.3
State Grid Overseas Investment 2016 Ltd.	1.25%	05/19/2022		1,102	1,312,354	0.3
					5,051,045	1.0
韓国						
Export-Import Bank of Korea, Series 5FRN(a)	1.00%	01/25/2022	USD	2,320	2,326,544	0.4
Korea Development Bank (The)	1.50%	08/29/2024	AUD	2,730	2,036,906	0.4
					4,363,450	0.8
					10,949,218	2.1
CLO（ローン担保証券）						
CLO－変動金利						
Bain Capital Credit CLO Ltd. Series 2021-4A, Class A1 (a)	1.29%	10/20/2034		1,115	1,115,261	0.2
Neuberger Berman Loan Advisers CLO Ltd. Series 2021-43A, Class A (a)	1.24%	07/17/2035		1,630	1,630,986	0.3
New Mountain CLO Ltd. Series CLO-3A, Class A (a)	1.31%	10/20/2034		992	992,273	0.2
					3,738,520	0.7
政府－ソブリン債						
インドネシア						
Indonesia Government International Bond	2.15%	07/18/2024	EUR	1,326	1,651,385	0.3
フィリピン						
Philippine Government International Bond	0.00%	02/03/2023		999	1,181,561	0.2
韓国						
LG Display Co., Ltd.	3.88%	11/15/2021	USD	530	533,444	0.1
					3,366,390	0.6
政府－ソブリン・エージェンシー						
日本						
Development Bank of Japan, Inc., Series G	0.01%	10/15/2024	EUR	2,423	2,890,243	0.5
CMBS（商業用不動産モーゲージ証券）						
非政府系機関変動利付CMBS						
MSCG Trust, Series 2018-SELF, Class A(a)	1.00%	10/15/2037	USD	1,347	1,348,670	0.3
非政府系機関確定利付CMBS						
JPMorgan Chase Commercial Mortgage Securities Trust, Series 2012-C8, Class B	3.98%	10/15/2045		1,078	1,095,080	0.2
					2,443,750	0.5
企業－投機的格付						
産業						
エネルギー						
Occidental Petroleum Corp.(a)	1.57%	08/15/2022		1,688	1,683,311	0.3
モーゲージ・パス・スルー						
政府系機関確定利付債30年						
Federal National Mortgage Association, Series 1999	7.00%	09/01/2029		1	643	0.0
Federal National Mortgage Association, Series 1999	7.00%	10/01/2029		2	1,933	0.0
Federal National Mortgage Association, Series 2000	7.00%	12/01/2030		1	936	0.0
Federal National Mortgage Association, Series 2001	7.00%	05/01/2031		0*	344	0.0
Federal National Mortgage Association, Series 2001	7.00%	09/01/2031		8	10,212	0.0
Federal National Mortgage Association, Series 2001	7.00%	11/01/2031		3	3,739	0.0
Federal National Mortgage Association, Series 2001	7.00%	12/01/2031		8	8,574	0.0
Federal National Mortgage Association, Series 2001	7.00%	01/01/2032		1	1,736	0.0
Federal National Mortgage Association, Series 2002	7.00%	02/01/2032		2	2,142	0.0
					30,259	0.0
					503,077,747	94.7

	利率	日付（月/日/年）	額面価額（単位：千）	時価（米ドル）	純資産比率(%)
その他の譲渡性のある証券					
CLO（ローン担保証券）					
CLO－変動金利					
AGL CLO Ltd. Series 2021-12A, Class A1 (a)	1.29%	07/20/2034	USD 1,604	$ 1,605,601	0.3%
Apidos CLO XXXIII Series 2020-33A, Class A (a)	1.83%	07/24/2031	1,251	1,250,552	0.2
Ballyrock CLO Ltd. Series 2021-16A, Class A1 (a)	1.26%	07/20/2034	1,079	1,079,469	0.2
Black Diamond CLO Ltd. Series 2019-2A, Class A1A (a)	1.57%	07/23/2032	1,435	1,434,648	0.3
Neuberger Berman Loan Advisers CLO Ltd. Series 2021-42A, Class A (a)	1.24%	07/16/2035	1,398	1,398,034	0.3
				6,768,304	1.3
投資有価証券合計					
(取得原価 $518,277,190)				$ 509,846,051	96.0%
定期預金					
ANZ, London(b)	(0.13)%	－		69,375	0.0
Bank of Nova Scotia, Toronto(b)	0.01 %	－		158,266	0.0
BBH, Grand Cayman(b)	4.00 %	－		1	0.0
BNP Paribas, Paris(b)	(0.08)%	－		53,543	0.0
BNP Paribas, Paris(b)	0.01 %	－		53,633	0.0
Hong Kong & Shanghai Bank, Singapore(b)	0.00 %	－		165	0.0
HSBC Bank PLC, Paris(b)	(0.78)%	－		292,952	0.1
SEB, Stockholm(b)	(0.26)%	－		493	0.0
SEB, Stockholm(b)	0.01 %	－		10,267,286	1.9
Sumitomo, London(b)	0.00 %	－		53,112	0.0
Sumitomo, London(b)	0.01 %	－		71,124	0.0
定期預金合計				11,019,950	2.0
負債控除後その他資産				10,418,340	2.0
純資産額				$ 531,284,341	100.0%

先物契約

銘柄	満期日（月/日/年）	契約高	当初価額	時価	未実現評価（損）益
ロング					
Korea 3 Yr Bond Futures	09/17/2021	265	$ 25,234,512	$ 25,278,277	$ 43,765
ショート					
Euro-BOBL Futures	09/08/2021	644	102,006,087	102,694,472	(688,385)
Euro-Schatz Futures	09/08/2021	155	20,527,851	20,549,814	(21,963)
					$ (666,583)
				評価益	$ 43,765
				評価損	$ (710,348)

先物為替予約

取引相手方	引渡契約（単位：千）		～と交換に（単位：千）		決済日（月/日/年）	未実現評価（損）益
Australia and New Zealand Banking Group Ltd.	JPY	192,964	USD	1,748	11/15/2021	$ (7,360)
Bank of America, NA	RUB	317,262	USD	4,249	09/30/2021	(65,406)
Bank of America, NA	USD	1,310	RUB	96,797	09/30/2021	6,685
Bank of America, NA	JPY	1,200,253	USD	10,902	10/15/2021	(11,532)
BNP Paribas SA	EUR	64,848	USD	79,514	09/09/2021	2,935,629
BNP Paribas SA	USD	5,285	NZD	7,597	10/15/2021	68,058
Brown Brothers Harriman & Co.	USD	1,971	EUR	1,667	09/09/2021	(2,092)
Brown Brothers Harriman & Co.	JPY	1,479,130	USD	13,517	09/30/2021	68,318
Brown Brothers Harriman & Co.	CHF	2,514	USD	2,789	10/28/2021	38,992
Brown Brothers Harriman & Co.	EUR	40,316	USD	47,909	10/29/2021	251,877
Brown Brothers Harriman & Co.	USD	545	EUR	464	11/08/2021	3,128
Brown Brothers Harriman & Co.	JPY	754,782	USD	6,885	11/17/2021	19,561
Brown Brothers Harriman & Co.	JPY	2,313,061	USD	21,008	11/30/2021	(32,284)
Brown Brothers Harriman & Co.+	USD	15,306	AUD	21,131	10/01/2021	155,345
Brown Brothers Harriman & Co.+	USD	6,710	CAD	8,522	10/01/2021	43,922
Brown Brothers Harriman & Co.+	USD	18,347	EUR	15,616	10/01/2021	103,685
Brown Brothers Harriman & Co.+	USD	9,768	GBP	7,124	10/01/2021	26,879
Brown Brothers Harriman & Co.+	USD	665	NZD	959	10/01/2021	10,168
Brown Brothers Harriman & Co.+	USD	1,377	SGD	1,861	10/01/2021	7,793
Citibank, NA	CNH	2,194	USD	337	09/16/2021	(2,589)

取引相手方	引渡契約（単位：千）		～と交換に（単位：千）		決済日（月/日/年）	未実現評価（損）益
Citibank, NA	USD	1,120	EUR	952	11/08/2021	$ 5,480
Citibank, NA	AUD	36,417	USD	26,244	11/09/2021	(406,285)
Citibank, NA	EUR	6,660	USD	7,847	11/30/2021	(30,047)
Deutsche Bank AG	EUR	40,834	USD	48,284	10/15/2021	27,327
Goldman Sachs Bank USA	CAD	5,004	USD	3,886	09/24/2021	(80,065)
Goldman Sachs Bank USA	GBP	13,660	USD	18,735	11/10/2021	(46,899)
HSBC Bank USA	CNH	7,725	USD	1,186	09/16/2021	(9,726)
Morgan Stanley & Co., Inc.	CNH	21,843	USD	3,362	09/16/2021	(16,587)
Morgan Stanley & Co., Inc.	CAD	21,950	USD	17,612	09/24/2021	214,660
Morgan Stanley & Co., Inc.	KRW	1,617,590	USD	1,418	10/28/2021	23,467
Royal Bank of Scotland PLC	EUR	31,040	USD	36,749	09/23/2021	82,561
Royal Bank of Scotland PLC	EUR	9,719	USD	11,426	11/08/2021	(65,499)
UBS AG	USD	2,651	CAD	3,382	09/24/2021	30,079
UBS AG	RUB	197,705	USD	2,621	09/30/2021	(67,696)
UBS AG	CHF	2,269	USD	2,511	10/28/2021	29,650
UBS AG	MXN	103,602	USD	5,054	10/28/2021	(64,100)
						$ 3,245,097
					評価益	$ 4,153,264
					評価損	$ (908,167)

+ クラス受益証券のヘッジ目的で使用。

中央清算機関で清算される金利スワップ

清算ブローカー／（取引所）	名目元本（単位：千）		終了日（月/日/年）	金利タイプ：ファンドが行った支払い	金利タイプ：ファンドが受領した支払い	未実現評価（損）益
Citigroup Global Markets, Inc./(LCH Group)	CNY	43,870	05/07/2025	China 7-Day Reverse Repo Rate	1.830%	$ (122,078)
Citigroup Global Markets, Inc./(LCH Group)		41,861	07/22/2025	China 7-Day Reverse Repo Rate	2.510%	37,757
Citigroup Global Markets, Inc./(LCH Group)		75,241	07/21/2025	China 7-Day Reverse Repo Rate	2.585%	100,344
Morgan Stanley & Co. LLC/(LCH Group)		42,446	09/01/2025	China 7-Day Reverse Repo Rate	2.748%	97,285
Morgan Stanley & Co. LLC/(LCH Group)		57,411	12/02/2024	China 7-Day Reverse Repo Rate	2.938%	174,620
合計						$ 287,928
					評価益	$ 410,006
					評価損	$ (122,078)

＊　500未満の額面金額。
(a)　変動利付証券。表示されている利率は、2021年８月31日現在有効であった。
(b)　翌日物預金。

通貨略称：
AUD　－　豪ドル
CAD　－　カナダ・ドル
CHF　－　スイス・フラン
CNH　－　中国元（オフショア）
CNY　－　中国元
EUR　－　ユーロ
GBP　－　スターリング・ポンド
JPY　－　日本円
KRW　－　韓国ウォン
MXN　－　メキシコ・ペソ
NZD　－　ニュージーランド・ドル
RUB　－　ロシア・ルーブル
SGD　－　シンガポール・ドル
USD　－　米ドル

用語説明：
BOBL　－　Bundesobligationen
CLO　－　ローン担保証券
CMBS　－　商業用不動産モーゲージ証券
LCH　－　ロンドン・クリアリング・ハウス
OAT　－　フランス国債庁
REIT　－　リート（不動産投資信託）

財務書類に対する注記を参照のこと。

次へ

Statement Of Assets And Liabilities

August 31, 2021 ***AB FCP I***

	Dynamic Diversified Portfolio (USD)	Global Equity Blend Portfolio (USD)	Global Value Portfolio (USD)
ASSETS			
Investments in securities at value	$ 42,498,690	$ 132,259,323	$ 905,449,207
Time deposits	4,765,586	3,068,843	24,046,881
Dividends and interest receivable	112,108	108,671	1,245,448
Cash at depositary and broker	396,044	1,184,148	-0-
Receivable for capital stock sold	52,080	51,157	6,845,520
Upfront premiums paid on swap contracts	775	-0-	-0-
Unrealized appreciation on forward foreign currency contracts	99,829	254,062	2,324,442
Unrealized appreciation on swaps	96,664	-0-	-0-
Interest receivable on swaps	3,149	-0-	-0-
Receivable for investment securities sold	345,772	104,729	1,447,388
Unrealized appreciation on financial futures contracts	46,687	-0-	-0-
Receivable on securities lending income	-0-	169	1,757
Other receivables	43,271	-0-	-0-
	48,460,655	137,031,102	941,360,643
LIABILITIES			
Payable for investment securities purchased	861,273	124,636	-0-
Unrealized depreciation on swaps	23,080	-0-	-0-
Due to depositary and broker	202,389	-0-	3,375,183
Upfront premiums received on swap contracts	-0-	-0-	-0-
Dividends payable	-0-	-0-	665,629
Payable for capital stock redeemed	1,762,022	93,460	4,597,906
Unrealized depreciation on forward foreign currency contracts	35,185	127,137	246,421
Options written, at value	-0-	-0-	-0-
Unrealized depreciation on financial futures contracts	34,120	-0-	-0-
Interest payable on swaps	1,296	-0-	-0-
Accrued expenses and other liabilities	219,940	345,586	1,139,483
	3,139,305	690,819	10,024,622
NET ASSETS	$ 45,321,350	$ 136,340,283	$ 931,336,021

See notes to financial statements.

AB FCP I

Emerging Markets Growth Portfolio (USD)	Sustainable US Thematic Portfolio (USD)	Asia Ex-Japan Equity Portfolio (USD)	Japan Strategic Value Portfolio (JPY)	China Low Volatility Equity Portfolio (USD)	Short Duration Bond Portfolio (USD)	Global High Yield Portfolio (USD)	American Income Portfolio (USD)
$ 722,410,779	$ 931,501,473	$ 362,839,543	¥ 8,368,186,944	$ 145,851,103	$ 509,846,051	$ 20,315,033,138	$ 24,848,291,831
3,171,255	53,985,969	11,500,756	122,958,214	8,589,756	11,019,950	695,087,402	705,777,989
1,363,651	482,897	910,570	10,697,997	248,096	4,938,918	308,104,793	284,500,116
8,093,213	-0-	2,846,670	-0-	-0-	5,781,130	204,170,351	203,364,395
1,057,866	12,583,570	3,908,263	1,277,463	356,130	2,731,713	197,906,904	142,908,425
-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	256,526,565	135,565,344
48,941	205,943	987,570	5,376,088	651,814	4,153,264	68,762,244	12,633,167
-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	410,006	40,545,626	31,564,249
-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	171,249	30,747,946	18,879,690
12,908,494	-0-	5,301,029	68,373,534	-0-	-0-	5,685,347	14,328,748
-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	43,765	2,904,477	5,446,899
1,408	5,265	-0-	51,888	962	-0-	-0-	-0-
-0-	-0-	-0-	1,257,734	-0-	-0-	15,445	-0-
749,055,607	998,765,117	388,294,401	8,578,179,862	155,697,861	539,096,046	22,125,490,238	26,403,260,853
4,303,383	15,842,201	10,914,231	55,045,749	-0-	2,397,698	187,913,409	534,213,413
-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	122,078	268,680,071	411,932,061
-0-	2,511,239	-0-	6,626,609	404,072	1,412,094	361,584,382	213,063,582
-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	275,802,304	196,999,359
9,082	-0-	549,302	6,402,296	221,669	557,554	117,531,353	82,192,285
1,332,778	1,657,160	797,146	7,913,416	1,135,092	884,754	40,435,802	65,920,452
-0-	-0-	-0-	1,740,183	-0-	908,167	32,400,391	13,631,690
-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	2,178,537	7,952,197
-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	710,348	274,985	6,250,666
-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	144,164	43	4,775,730
1,452,239	1,100,991	2,184,609	17,451,244	339,956	674,848	32,743,047	28,889,879
7,097,482	21,111,591	14,445,288	95,179,497	2,100,789	7,811,705	1,319,544,324	1,565,821,314
$ 741,958,125	$ 977,653,526	$ 373,849,113	¥ 8,483,000,365	$ 153,597,072	$ 531,284,341	$ 20,805,945,914	$ 24,837,439,539

Statement Of Assets And Liabilities (continued)

August 31, 2021 ***AB FCP I***

	European Income Portfolio (EUR)	Emerging Markets Debt Portfolio (USD)	Mortgage Income Portfolio (USD)
ASSETS			
Investments in securities at value	€ 2,160,807,923	$ 853,750,966	$ 1,434,781,966
Time deposits	52,026,942	2,941,271	124,911,535
Dividends and interest receivable	35,230,376	11,967,482	6,572,644
Cash at depositary and broker	438,951	5,574,832	16,099,461
Receivable for capital stock sold	17,552,772	1,105,469	39,562,600
Upfront premiums paid on swap contracts	-0-	819,039	-0-
Unrealized appreciation on forward foreign currency contracts	1,509,246	4,123,538	816,341
Unrealized appreciation on swaps	-0-	-0-	295,254
Interest receivable on swaps	-0-	938	102,980
Receivable for investment securities sold	-0-	-0-	96,793
Unrealized appreciation on financial futures contracts	10,673,440	-0-	-0-
Receivable on securities lending income	-0-	-0-	-0-
Other receivables	-0-	-0-	134,378
	2,278,239,650	880,283,535	1,623,373,952
LIABILITIES			
Payable for investment securities purchased	2,761,668	1,399,207	103,471,513
Unrealized depreciation on swaps	-0-	1,633,304	9,182,302
Due to depositary and broker	7,868,336	-0-	4,012,644
Upfront premiums received on swap contracts	-0-	-0-	5,127,632
Dividends payable	7,947,044	3,143,015	4,025,255
Payable for capital stock redeemed	2,026,075	2,211,723	2,171,546
Unrealized depreciation on forward foreign currency contracts	5,763,830	247,425	-0-
Options written, at value	15,267	-0-	-0-
Unrealized depreciation on financial futures contracts	1,874,790	-0-	-0-
Interest payable on swaps	1	148,699	165,726
Accrued expenses and other liabilities	4,486,285	1,381,516	1,444,421
	32,743,296	10,164,889	129,601,039
NET ASSETS	€ 2,245,496,354	$ 870,118,646	$ 1,493,772,913

* Investment activity within the Global High Yield Portfolio that relates to its investment in the Mortgage Income Portfolio and investment activity within American Income Portfolio that relates to its investment in the Mortgage Income Portfolio and Emerging Markets Debt Portfolio has been eliminated for presentation purposes of the combined financials.

See notes to financial statements.

AB FCP I

Global Bond II Portfolio (USD)	Combined (USD)
$ 14,590,510	$ 53,564,396,161*
282,669	1,711,696,993
127,271	660,844,545*
1,679,652	449,708,165
-0-	429,805,880
3,001	392,914,724
98,064	96,990,108
137,133	73,048,932
20,957	49,926,909
-0-	40,840,499
92,166	21,136,125
-0-	10,033
-0-	204,539
17,031,423	57,491,523,613*
1,511,793	866,714,374
44,016	691,616,912
206,104	596,122,135
15,797	477,945,092
35,239	216,839,742*
-0-	125,464,040
23,403	54,441,009
-0-	10,148,760
25,237	9,508,920
12,163	5,247,822
63,527	77,435,805
1,937,279	3,131,484,611*
$ 15,094,144	$ 54,360,039,002*

Statement Of Operations And Changes In Net Assets

For the year ended August 31, 2021 ***AB FCP I***

	Dynamic Diversified Portfolio (USD)	Global Equity Blend Portfolio (USD)	Global Value Portfolio (USD)
INVESTMENT INCOME			
Interest	$ 287,537	$ -0-	$ 860
Swap income	17,023	-0-	-0-
Dividends, net	382,613	1,554,340	13,396,212
Securities lending income, net	-0-	4,657	28,499
	687,173	1,558,997	13,425,571
EXPENSES			
Management fee	547,670	901,324	4,702,661
Expense on swaps	14,837	-0-	-0-
Management company fee	42,734	35,493	291,046
Transfer agency	43,420	27,871	253,263
Taxes	21,367	23,317	181,263
Distribution fee	39,270	20,716	19,769
Depositary and custodian fees	147,354	24,773	78,231
Professional fees	171,181	50,217	195,832
Accounting and administration fee	33,442	44,110	103,772
Printing	996	904	2,305
Miscellaneous	39,959	15,797	56,111
	1,102,230	1,144,522	5,884,253
Expense reimbursed or waived	(312,200)	(37,376)	(13)
Net expenses	790,030	1,107,146	5,884,240
Net investment income/(loss)	(102,857)	451,851	7,541,331
REALIZED GAINS AND (LOSSES)			
On investments, forward foreign currency contracts, swaps, financial futures contracts, options and currency	6,722,683	31,577,924	42,642,551
Capital withholding tax	(15)	(233,051)	(56,819)
CHANGES IN UNREALIZED GAINS AND (LOSSES)			
On investments	881,253	3,971,270	111,167,339
On financial futures contracts	98,891	-0-	-0-
On forward foreign currency contracts	284,447	619,303	2,684,357
On swaps	(365,827)	-0-	-0-
On options written	(1,260)	-0-	-0-
Result of operations	7,517,315	36,387,297	163,978,759
CAPITAL STOCK TRANSACTIONS			
Increase/(decrease)	(4,508,119)	(6,486,000)	406,686,066
Distributions	-0-	-0-	(5,416,913)
NET ASSETS			
Beginning of year	42,312,154	106,438,986	366,088,109
Currency translation adjustment	-0-	-0-	-0-
End of year	$ 45,321,350	$ 136,340,283	$ 931,336,021

See notes to financial statements.

AB FCP I

Emerging Markets Growth Portfolio (USD)	Sustainable US Thematic Portfolio (USD)	Asia Ex-Japan Equity Portfolio (USD)	Japan Strategic Value Portfolio (JPY)	China Low Volatility Equity Portfolio (USD)	Short Duration Bond Portfolio (USD)	Global High Yield Portfolio (USD)	American Income Portfolio (USD)
$ 5,517	$ 2,204	$ 3,414	¥ -0-	$ 2,796	$ 18,069,425	$ 1,410,050,361	$ 1,434,458,003
-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	1,035,687	253,564,220	157,684,936
14,997,861	2,807,040	12,394,512	179,541,475	3,801,543	-0-	51,696,429	27,226,092
195,374	11,453	3,013	432,648	7,671	-0-	-0-	-0-
15,198,752	2,820,697	12,400,939	179,974,123	3,812,010	19,105,112	1,715,311,010	1,619,369,031
12,567,458	5,225,243	3,809,742	67,380,187	1,927,739	3,738,074	266,155,347	264,096,308
-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	922,556	37,246,590	14,446,765
751,953	222,880	106,038	2,161,597	50,875	485,745	17,764,978	23,943,522
399,884	269,683	209,398	4,966,993	122,932	318,173	9,576,169	10,756,427
373,406	253,216	108,473	2,131,960	51,061	243,156	9,000,079	11,798,711
88,258	26,706	130,289	190,485	33,836	7,221	11,552,237	7,339,385
253,824	21,030	137,825	-0-	38,581	166,805	2,228,944	1,994,783
242,242	158,919	223,888	21,727,147	114,198	202,027	946,533	906,246
122,945	103,558	75,891	4,148,333	48,449	96,553	217,350	217,349
6,940	4,475	34,770	2,821,595	-0-	-0-	317,267	368,177
248,749	56,700	47,667	10,465,952	47,774	70,184	966,799	1,075,507
15,055,659	6,342,410	4,883,981	115,994,249	2,435,445	6,250,494	355,972,293	336,943,180
(3)	(12,769)	(22,005)	(19,162,350)	(102,918)	(103,870)	-0-	(207)
15,055,656	6,329,641	4,861,976	96,831,899	2,332,527	6,146,624	355,972,293	336,942,973
143,096	(3,508,944)	7,538,963	83,142,224	1,479,483	12,958,488	1,359,338,717	1,282,426,058
139,792,494	36,998,078	66,801,556	747,091,014	23,854,581	(2,533,139)	340,497,816	478,734,090
(6,671)	-0-	(2,556,369)	-0-	-0-	(1,499)	(139,231)	-0-
(8,655,345)	140,859,345	29,765,174	1,007,844,512	(29,508,448)	(18,448,366)	799,078,483	(410,695,956)
-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	(482,368)	3,042,922	7,897,857
(20,471)	125,883	(162,995)	(13,822,887)	206,794	9,604,476	(56,979,319)	(75,816,647)
-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	834,248	(110,170,784)	(32,554,368)
-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	(385,098)	(2,347,748)
131,253,103	174,474,362	101,386,329	1,824,254,863	(3,967,590)	1,931,840	2,334,283,506	1,247,643,286
(172,253,947)	508,620,513	(21,417,772)	(1,937,477,315)	13,313,463	(34,713,557)	(443,551,124)	(3,546,543,593)
(139,440)	-0-	(5,966,053)	(86,573,191)	(1,959,999)	(6,894,639)	(1,365,144,973)	(1,061,045,621)
783,098,409	294,558,651	299,846,609	8,682,796,008	146,211,198	570,960,697	20,280,358,505	28,197,385,467
-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	-0-
$ 741,958,125	$ 977,653,526	$ 373,849,113	¥ 8,483,000,365	$ 153,597,072	$ 531,284,341	$ 20,805,945,914	$ 24,837,439,539

Statement Of Operations And Changes In Net Assets (continued)

For the year ended August 31, 2021 ***AB FCP I***

	European Income Portfolio (EUR)	Emerging Markets Debt Portfolio (USD)	Mortgage Income Portfolio (USD)
INVESTMENT INCOME			
Interest	€ 103,429,783	$ 54,457,986	$ 89,019,533
Swap income	235,427	30,950	2,282,079
Dividends, net	-0-	-0-	-0-
Securities lending income, net	-0-	-0-	-0-
	103,665,210	54,488,936	91,301,612
EXPENSES			
Management fee	21,744,777	7,401,921	9,719,109
Expense on swaps	459,670	243,085	585,322
Management company fee	2,046,659	347,301	472,396
Transfer agency	1,033,049	523,920	649,475
Taxes	1,010,521	341,374	477,403
Distribution fee	113,073	160,351	6,600
Depositary and custodian fees	441,905	173,056	133,311
Professional fees	325,295	336,280	200,280
Accounting and administration fee	171,113	128,663	179,681
Printing	30,242	575	8,959
Miscellaneous	281,776	128,779	40,011
	27,658,080	9,785,305	12,472,547
Expense reimbursed or waived	-0-	-0-	(1,655)
Net expenses	27,658,080	9,785,305	12,470,892
Net investment income	76,007,130	44,703,631	78,830,720
REALIZED GAINS AND (LOSSES)			
On investments, forward foreign currency contracts, swaps, financial futures contracts, options and currency	(26,107,446)	25,792,346	(10,390,325)
Capital withholding tax	-0-	-0-	-0-
CHANGES IN UNREALIZED GAINS AND (LOSSES)			
On investments	81,219,855	(9,008,371)	32,691,035
On financial futures contracts	1,446,810	-0-	-0-
On forward foreign currency contracts	6,108,525	(1,139,846)	(273,311)
On swaps	-0-	(1,739,310)	3,776,920
On options written	(248,968)	-0-	-0-
Result of operations	138,425,906	58,608,450	104,635,039
CAPITAL STOCK TRANSACTIONS			
Increase/(decrease)	(234,246,757)	(95,483,229)	117,681,789
Distributions	(85,112,512)	(34,719,387)	(51,133,534)
NET ASSETS			
Beginning of year	2,426,429,717	941,712,812	1,322,589,619
Currency translation adjustment	-0-	-0-	-0-
End of year	€ 2,245,496,354	$ 870,118,646	$1,493,772,913

* Investment activity within the Global High Yield Portfolio that relates to its investment in the Mortgage Income Portfolio and investment activity within American Income Portfolio that relates to its investment in the Mortgage Income Portfolio and Emerging Markets Debt Portfolio has been eliminated for presentation purposes of the combined financials.

See notes to financial statements.

AB FCP I

Global Bond II Portfolio (USD)	Combined (USD)
$ 516,153	$ 3,130,493,065
111,027	415,007,304
-0-	110,927,815*
-0-	254,691
627,180	3,656,682,875*
70,848	607,479,437
55,592	54,064,145
1,574	46,982,805
1,417	24,432,925
1,555	24,101,983
-0-	19,561,554
22,593	5,949,275
25,786	4,364,484
18,351	1,633,208
100	807,854
28,895	3,257,044
226,711	792,634,714
-0-	(771,226)
226,711	791,863,488
400,469	2,864,819,387*
(275,925)	1,155,959,057
(40)	(2,993,695)
(476,654)	744,520,083*
43,662	12,330,191
260,395	(113,434,578)
53,977	(140,165,144)
-0-	(3,031,672)
5,884	4,518,003,629*
(729,722)	(3,596,453,179)*
(434,354)	(2,616,387,955)*
16,252,336	56,084,905,580
-0-	(30,029,073)*
$ 15,094,144	$ 54,360,039,002*

SHARES OUTSTANDING
August 31, 2021

AB FCP I

CLASS	Dynamic Diversified Portfolio	Global Equity Blend Portfolio	Global Value Portfolio
A	190,464	563,814	3,337,717
A EUR	8,563	15,795	232,606
A EUR H	37,177	217,512	-0-
A SGD	-0-	88,867	3,089,306
A SGD H	-0-	-0-	406,846
AD	-0-	-0-	1,866,014
AD AUD H	-0-	-0-	2,919,583
AD CAD H	-0-	-0-	529,956
AD EUR H	-0-	-0-	63,997
AD GBP H	-0-	-0-	356,538
AD HKD	-0-	-0-	1,079,131
AD SGD H	-0-	-0-	1,080
AD ZAR H	-0-	-0-	901,672
AX	569,832	-0-	-0-
AX EUR	1,701	-0-	-0-
AX SGD	55,567	-0-	-0-
B	-0-	31,376	8,592
B SGD	-0-	6,517	-0-
BD	-0-	-0-	3,823
BX	51,126	-0-	-0-
BX SGD	66	-0-	-0-
C	100,389	169,066	193,729
C EUR	2,897	208	8,225
C EUR H	501	-0-	-0-
CX	62,387	-0-	-0-
I	486,162	66,941	5,471,375
I EUR	10,546	5,841	1,567,699
I EUR H	107,902	-0-	-0-
I SGD	-0-	-0-	169,901
IX	1,609	-0-	-0-
S	-0-	-0-	3,338,767
S GBP	-0-	-0-	416
S GBP H	-0-	-0-	637,989
S HKD	-0-	644,205	-0-
S1	-0-	286,930	9,865,309
S1 EUR	-0-	272	360
S1 EUR H	476	-0-	-0-
S1 GBP	-0-	277	2,660
S1 SGD	-0-	1,735,970	-0-
SD	-0-	-0-	810,555

AB FCP I

	Emerging Markets Growth Portfolio	Sustainable US Thematic Portfolio	Asia Ex-Japan Equity Portfolio
CLASS			
A	10,310,249	5,663,644	856,361
A AUD H	219,406	45,264	241,826
A CAD H	-0-	125,892	-0-
A EUR	76,495	477,517	71,400
A EUR H	-0-	199,146	-0-
A GBP H	-0-	29,488	-0-
A HKD	18,773	202,491	67,047
A PLN H	15,583	-0-	-0-
A SGD	1,467	-0-	-0-
A SGD H	2,373	72,750	7,371
AD	3,971	-0-	2,010,726
AD AUD H	-0-	-0-	2,704,269
AD CAD H	-0-	-0-	626,512
AD EUR	-0-	-0-	41,183
AD EUR H	-0-	-0-	30,754
AD GBP H	-0-	-0-	277,948
AD HKD	-0-	-0-	874,418
AD NZD H	-0-	-0-	521,533
AD RMB H	-0-	-0-	990
AD SGD H	-0-	-0-	1,166
AD ZAR H	-0-	-0-	2,328,310
AN	-0-	667	-0-
AY JPY	-0-	-0-	133,205,592
B	18,772	55,077	-0-
BD	-0-	-0-	12,172
BD AUD H	-0-	-0-	16,875
BD CAD H	-0-	-0-	5,448
BD HKD	-0-	-0-	11,249
BD NZD H	-0-	-0-	384
BD ZAR H	-0-	-0-	1,999
BY JPY	-0-	-0-	1,014,745,001
C	234,702	422,537	2,957
C AUD H	1,495	-0-	761
C EUR	3,144	39,995	119,944
C EUR H	-0-	535	-0-
C SGD	-0-	7,042	-0-
E	-0-	29,927	-0-
ED	358,648	-0-	336,205
I	1,042,235	6,846,199	764,379
I AUD H	3,609	-0-	761
I EUR	148,412	985,762	5,830
I EUR H	-0-	39,331	-0-
I GBP	-0-	2,730	382
ID	-0-	-0-	1,055
ID AUD H	-0-	-0-	1,478
IN	-0-	667	-0-
IN EUR	-0-	110	-0-
N	13,680	-0-	-0-
S	255	216,594	530,928
S HKD	-0-	-0-	616,433
S1	813,549	2,095,678	2,692,011
S1 EUR	128	1,587,303	311
S1 GBP	131	-0-	-0-
S1 JPY H	-0-	7,500	-0-
SD	-0-	-0-	340,361

SHARES OUTSTANDING (continued)
August 31, 2021 ***AB FCP I***

	Japan Strategic Value Portfolio	China Low Volatility Equity Portfolio	Short Duration Bond Portfolio
CLASS			
A	61,199	632,257	1,582,881
A AUD H	667	-0-	-0-
A CZK H	424	-0-	-0-
A EUR	18,904	23,852	16,593
A EUR H	22,477	-0-	-0-
A HKD	-0-	28,318	-0-
A NZD H	833	-0-	-0-
A PLN	90	-0-	-0-
A PLN H	-0-	12,362	-0-
A SGD	727	-0-	-0-
A SGD H	578	-0-	-0-
A USD	40,832	-0-	-0-
A USD H	173,463	-0-	-0-
A2	-0-	-0-	8,741,553
A2 EUR	-0-	-0-	104,029
A2 EUR H	-0-	-0-	4,324
A2 HKD	-0-	-0-	83,617
A2 SGD H	-0-	-0-	833
AA	-0-	-0-	301,931
AA AUD H	-0-	-0-	1,415,656
AA CAD H	-0-	-0-	665,936
AA GBP H	-0-	-0-	542,063
AA HKD	-0-	-0-	882,503
AA NZD H	-0-	-0-	1,097
AA SGD H	-0-	-0-	130,770
AD	12,388	395,062	-0-
AD AUD H	358,665	1,209,222	-0-
AD CAD H	-0-	67,211	-0-
AD EUR H	-0-	27,999	-0-
AD GBP H	-0-	68,324	-0-
AD HKD	-0-	146,913	-0-
AD NZD H	43,267	111,746	-0-
AD RMB H	-0-	921	-0-
AD SGD H	-0-	1,707	-0-
AD USD H	74,250	-0-	-0-
AD ZAR H	49,334	2,230,640	-0-
AJ	-0-	-0-	4,478,696
AR EUR H	-0-	-0-	679
AT	-0-	-0-	8,102,935
AT AUD H	-0-	-0-	418,941
AT CAD H	-0-	-0-	64,771
AT EUR	-0-	-0-	50,215
AT EUR H	-0-	-0-	10,702
AT GBP H	-0-	-0-	70,393
AT HKD	-0-	-0-	178,026
AT NZD H	-0-	-0-	76,802
AT SGD H	-0-	-0-	25,779
AX	-0-	-0-	16,779
B	-0-	16,206	10,120
B EUR	-0-	326	-0-
B2 EUR	-0-	-0-	433
BD AUD H	1,795	-0-	-0-
BD NZD H	-0-	1,248	-0-
BD ZAR H	-0-	1,226	-0-
BT	-0-	-0-	8,120
C	232	8,547	368,350
C EUR	147	2,772	-0-
C EUR H	521	-0-	-0-

AB FCP I

	Japan Strategic Value Portfolio	China Low Volatility Equity Portfolio	Short Duration Bond Portfolio
CLASS			
C USD	1,291	-0-	-0-
C2	-0-	-0-	534,004
C2 EUR H	-0-	-0-	457
I	359	4,314	1,781,934
I EUR	28,783	402	1,258
I EUR H	367	-0-	-0-
I SGD	100	-0-	-0-
I USD	33,928	-0-	-0-
I USD H	15,882	-0-	-0-
I2	-0-	-0-	4,031,093
I2 AUD H	-0-	-0-	1,468
I2 EUR	-0-	-0-	717
I2 EUR H	-0-	-0-	1,000,864
IT	-0-	-0-	357,793
IT AUD H	-0-	-0-	924
N2	-0-	-0-	264,356
NT	-0-	-0-	197,206
S	-0-	128,451	405,989
S EUR H	421	-0-	1,041
S SGD H	-0-	-0-	833
S1	-0-	535,729	-0-
S1 2	-0-	-0-	2,850,322
S1 2 EUR	-0-	-0-	567
S1 EUR	74	98	-0-
S1 EUR H	-0-	-0-	1,041
S1 USD	229,480	-0-	-0-
S1 USD H	482	-0-	-0-
SA	-0-	-0-	176,783
SD	109,485	-0-	-0-

	Global High Yield Portfolio	American Income Portfolio	European Income Portfolio
CLASS			
A	144,057,694	189,585,282	3,164,481
A EUR	1,765,354	1,011,114	-0-
A USD	-0-	-0-	410,502
A2	52,335,343	68,793,522	3,262,307
A2 CHF H	11,175	330,140	9,145
A2 DUR PH	-0-	4,893	-0-
A2 EUR	725,000	1,367,630	-0-
A2 EUR H	3,976,862	2,457,178	-0-
A2 HKD	686,256	686,002	-0-
A2 PLN H	55,184	1,136,232	3,024
A2 SGD	14,271	26,097	-0-
A2 SGD H	738,378	840,407	933
A2 USD	-0-	-0-	448,170
A2 USD H	-0-	-0-	596,419
AA	290,667,536	110,090,997	3,329,581
AA AUD H	165,129,176	37,531,861	13,333,549
AA CAD H	1,160,585	7,259,146	-0-
AA DUR PH	-0-	1,608,659	-0-
AA EUR H	2,140,452	1,221,326	-0-
AA GBP H	5,457,375	9,221,785	-0-
AA HKD	14,428,642	34,490,843	-0-
AA HKD H	-0-	-0-	8,139,192
AA NZD H	2,389,986	4,115,498	-0-

SHARES OUTSTANDING (continued)

August 31, 2021 ***AB FCP I***

	Global High Yield Portfolio	American Income Portfolio	European Income Portfolio
CLASS			
AA RMB H	4,706,897	6,451,926	516,513
AA SGD H	1,180,270	2,048,769	272,965
AA USD H	-0-	-0-	75,794,993
AA ZAR H	276,301,321	21,941,607	-0-
AK	17,094	44,109	149,023
AK EUR	126,685	58,992	-0-
AK EUR H	3,843	55,676	-0-
AR	-0-	-0-	1,677,232
AR EUR	-0-	7,987	-0-
AR EUR H	60,613	18,169	-0-
AT	1,575,478,445	875,160,129	16,442,462
AT AUD H	93,086,638	92,844,242	5,702,123
AT CAD H	9,703,976	25,319,819	-0-
AT DUR PH	-0-	63,585	-0-
AT EUR	9,570,481	6,480,407	-0-
AT EUR H	5,931,002	7,092,985	-0-
AT GBP H	3,928,896	16,364,296	-0-
AT HKD	127,211,211	238,190,586	-0-
AT NZD H	12,883,174	12,152,680	-0-
AT RMB H	3,377,129	4,912,124	-0-
AT SGD	4,026,777	2,029,842	-0-
AT SGD H	22,241,429	33,171,753	878,319
AT USD	-0-	-0-	759,065
AT USD H	-0-	-0-	21,557,816
B	829,167	807,743	-0-
B USD	-0-	-0-	146,702
B2	10,857	69,572	680
B2 HKD	-0-	7,736	-0-
B2 USD	-0-	-0-	1,300
BA	24,205	526,675	13,012
BA AUD H	15,422	312,610	428,760
BA USD H	-0-	-0-	207,880
BA ZAR H	33,847	49,069	-0-
BT	565,662	2,941,306	17,884
BT AUD H	99,609	899,235	41,059
BT CAD H	5,049	186,706	-0-
BT EUR	-0-	1,459	-0-
BT EUR H	1,088	47,788	-0-
BT GBP H	27,075	161,462	-0-
BT HKD	20,162	1,537,503	-0-
BT NZD H	206	255,089	-0-
BT USD	-0-	-0-	1,803
BT USD H	-0-	-0-	133,607
C	21,198,448	27,186,345	1,896,775
C EUR	10,919	6,923	-0-
C USD	-0-	-0-	162,147
C2	2,026,123	7,200,179	92,056
C2 DUR PH	-0-	8,251	-0-
C2 EUR	6,035	74,303	-0-
C2 EUR H	10,639	10,125	-0-
C2 USD	-0-	-0-	11,461
C2 USD H	-0-	-0-	166,499
CK	1,029	-0-	7,596
CK EUR H	700	-0-	-0-
CT	20,226	155,844	-0-
CT USD H	-0-	-0-	39,912
EA	184,009,380	33,388,622	-0-
EA AUD H	10,572,270	4,028,282	-0-

AB FCP I

	Global High Yield Portfolio	American Income Portfolio	European Income Portfolio
CLASS			
EA ZAR H	24,516,763	5,209,009	-0-
I	28,587,360	49,991,698	1,723,898
I EUR	125,188	98,012	-0-
I USD	-0-	-0-	514,189
I2	11,890,318	59,869,277	11,215,453
I2 AUD H	4,448	3,339,487	4,351
I2 CHF H	51,068	433,671	633
I2 DUR PH	-0-	1,900	-0-
I2 EUR	34,163	2,912,544	-0-
I2 EUR H	1,329,432	2,538,806	-0-
I2 HKD	-0-	83,309	-0-
I2 SGD	31,721	498	-0-
I2 SGD H	28,547	104,059	-0-
I2 USD	-0-	-0-	56,823
I2 USD H	-0-	-0-	390,159
IA	-0-	118,873	84,439
IA AUD H	1,044,126	3,691,844	-0-
IA HKD H	-0-	-0-	11,613
IA SGD H	-0-	-0-	1,351
IA USD H	-0-	-0-	19,036
IQD	31,900	-0-	-0-
IQD EUR	2,976	-0-	-0-
IT	4,696,960	28,852,200	102,617
IT AUD H	775,565	577,938	-0-
IT CAD H	90,958	548,271	-0-
IT EUR H	23,691	482,367	-0-
IT GBP H	190,064	425,653	-0-
IT HKD	27,146	115,910	-0-
IT JPY	-0-	284,556	-0-
IT JPY H	-0-	427,665	-0-
IT NZD H	5,649	88,959	-0-
IT RMB H	10,684	343,271	-0-
IT SGD	-0-	31,898	-0-
IT SGD H	-0-	2,142,521	1,288
IT USD H	-0-	-0-	578,239
J	4,812,693	72,379,205	-0-
L2	-0-	3,333	-0-
L2 AUD H	-0-	5,000	-0-
L2 SGD H	-0-	4,667	-0-
LT	-0-	3,672	-0-
LT AUD H	-0-	5,444	-0-
LT SGD H	-0-	5,080	-0-
N2	549,842	4,973,740	-0-
NT	1,350,070	3,639,468	-0-
NT USD H	-0-	-0-	65,551
S	-0-	1,463,151	-0-
S1	20,345,448	59,142,319	315,742
S1 EUR	320	19,656	-0-
S1 USD	-0-	-0-	349
S1 USD H	-0-	-0-	11,092,627
S1D	47,987,274	29,579,010	1,449,025
S1D2	-0-	407,006	-0-
SA	628,805	3,387,532	-0-
SA USD H	-0-	-0-	683,258
SHK	263,148	2,225,914	159,000
SK	15,942,004	-0-	-0-
W	103,851	544,203	-0-
W EUR	664	-0-	-0-

SHARES OUTSTANDING (continued)
August 31, 2021 ***AB FCP I***

	Global High Yield Portfolio	American Income Portfolio	European Income Portfolio
CLASS			
W2	222,672	4,505,075	1,023,501
W2 CHF H	7,008	328,803	182,878
W2 EUR H	75,238	164,771	-0-
W2 USD H	-0-	-0-	4,667
WA	-0-	-0-	372,381
WA HKD H	-0-	-0-	893
WA USD H	-0-	-0-	175,392
WT	495,916	5,390,888	125,036
WT AUD H	160,931	2,028,890	-0-
WT CAD H	37,557	-0-	-0-
WT EUR H	221,719	209,712	-0-
WT GBP H	16,618	27,800	-0-
WT HKD	-0-	353,841	-0-
WT RMB H	384,064	-0-	-0-
WT SGD H	-0-	416,427	1,023
WT USD H	-0-	-0-	733

	Emerging Markets Debt Portfolio	Mortgage Income Portfolio	Global Bond II Portfolio
CLASS			
A	1,075,121	9,470,713	-0-
A EUR	542	-0-	-0-
A2	513,117	6,984,548	-0-
A2 CHF H	600	-0-	-0-
A2 EUR	207,955	2,192	-0-
A2 EUR H	52,990	-0-	-0-
A2 HKD	11,553	1,275	-0-
A2 PLN	274	-0-	-0-
A2 PLN H	281,153	-0-	-0-
A2 SGD	-0-	565	-0-
A2 SGD H	233,894	-0-	-0-
A2X	-0-	327,968	-0-
A2X EUR	-0-	66,668	-0-
AA	5,010,171	10,151,328	-0-
AA AUD H	3,697,587	4,764,846	-0-
AA CAD H	6,304	-0-	-0-
AA EUR H	1,155	-0-	-0-
AA GBP H	15,989	-0-	-0-
AA HKD	187,105	6,484,550	-0-
AA NZD H	32,695	-0-	-0-
AA RMB H	1,118	387,125	-0-
AA SGD H	1,333	294,755	-0-
AA ZAR H	8,632,546	2,047,956	-0-
AI	704	-0-	-0-
AI AUD H	823	-0-	-0-
AR EUR	1,250	-0-	-0-
AR EUR H	-0-	37,991	-0-
AT	9,611,016	3,260,126	-0-
AT AUD H	5,749,889	685,471	-0-
AT CAD H	156,177	-0-	-0-
AT EUR	67,137	22,656	-0-
AT EUR H	291,068	-0-	-0-
AT GBP H	92,745	15,365	-0-
AT HKD	788,605	83,084	-0-
AT NZD H	517,394	-0-	-0-
AT RMB H	12,807	-0-	-0-
AT SGD	-0-	793	-0-

AB FCP I

	Emerging Markets Debt Portfolio	Mortgage Income Portfolio	Global Bond II Portfolio
CLASS			
AT SGD H	303,723	60,992	-0-
AX	-0-	466,230	-0-
AX EUR	-0-	3,191	-0-
B2 EUR	1,106	-0-	-0-
B2 HKD	1,615	-0-	-0-
B2X	-0-	11,666	-0-
BA	3,232	-0-	-0-
BA AUD H	3,171	-0-	-0-
BA ZAR H	4,327	-0-	-0-
BT	37,230	-0-	-0-
BT AUD H	1,520	-0-	-0-
BT EUR H	695	-0-	-0-
BT HKD	6,482	-0-	-0-
BX	-0-	58,274	-0-
BX EUR	-0-	3,298	-0-
C	270,477	1,920,870	-0-
C EUR	2,638	-0-	-0-
C2	114,954	1,666,745	-0-
C2 EUR	843	507	-0-
C2 EUR H	691	-0-	-0-
C2X	-0-	3,920	-0-
CT	1,021	-0-	-0-
CX	-0-	15,335	-0-
EA	1,233,467	-0-	-0-
EA AUD H	246,089	-0-	-0-
EA ZAR H	545,375	-0-	-0-
EI	138,793	-0-	-0-
EI AUD H	5,918	-0-	-0-
I	683,656	3,961,149	-0-
I EUR	-0-	4,881	-0-
I2	135,721	9,501,730	-0-
I2 CHF H	600	-0-	-0-
I2 EUR	1,464	28,269	-0-
I2 EUR H	3,574,309	398,883	-0-
I2X	-0-	1,092	-0-
IT AUD H	1,767	-0-	-0-
IT EUR H	1,333,333	3,657	-0-
IT SGD H	1,321	-0-	-0-
IX	-0-	89,734	-0-
N2	16,739	348,780	-0-
NT	51,178	611,070	-0-
S	203,102	765,822	-0-
S EUR H	521	-0-	-0-
S GBP H	431	-0-	-0-
S1	-0-	21,201,242	1,695,604
S1 2	3,810,632	-0-	-0-
S1 2 EUR	266	-0-	-0-
S1 EUR	-0-	541	-0-
S1 EUR H	521	23,982	-0-
S1 GBP H	431	-0-	-0-
S1 JPY	-0-	1,255	-0-
S1QD EUR H	440,173	-0-	-0-
S1X	-0-	2,230	-0-
SA	807,245	3,315,810	-0-

	Dynamic Diversified Portfolio		
	August 31, 2021	August 31, 2020	August 31, 2019
Net Assets	$ 45,321,350	$ 42,312,154	$ 49,287,869
Class			
A	$ 24.23	$ 20.37	$ 19.46
A EUR (1)	€ 20.52	€ 17.07	€ 17.71
A EUR H	€ 21.21	€ 18.04	€ 17.71
AX	$ 29.21	$ 24.54	$ 23.43
AX EUR (1)	€ 24.73	€ 20.57	€ 21.32
AX SGD (1)	SGD39.30	N/A	N/A
B (2)	N/A	$ 18.54	$ 17.89
BX	$ 24.71	$ 20.98	$ 20.22
BX SGD (1)	SGD33.27	N/A	N/A
C	$ 23.61	$ 19.91	$ 19.07
C EUR (1)	€ 20.00	€ 16.69	€ 17.35
C EUR H	€ 20.68	€ 17.65	€ 17.37
CX	$ 27.91	$ 23.53	$ 22.52
I	$ 25.86	$ 21.59	$ 20.47
I EUR (1)	€ 21.90	€ 18.10	€ 18.62
I EUR H	€ 22.63	€ 19.12	€ 18.63
IX	$ 32.57	$ 27.18	$ 25.76
S1 EUR H	€ 23.91	€ 20.11	€ 19.52

	Global Equity Blend Portfolio		
	August 31, 2021	August 31, 2020	August 31, 2019
Net Assets	$ 136,340,283	$ 106,438,986	$ 105,961,928
Class			
A	$ 29.48	$ 21.89	$ 18.83
A EUR (1)	€ 24.97	$ 18.35	€ 17.13
A EUR H	€ 26.48	€ 19.91	€ 17.69
A SGD (1)	SGD39.67	N/A	N/A
B	$ 24.63	$ 18.47	$ 16.04
B SGD (1)	SGD33.14	N/A	N/A
C	$ 27.48	$ 20.49	$ 17.71
C EUR (1)	€ 23.28	$ 17.17	€ 16.11
I	$ 34.15	$ 25.15	$ 21.46
I EUR (1)	€ 28.92	$ 21.08	€ 19.53
S (3)	N/A	$ 30.16	$ 25.43
S HKD (1)	HKD321.85	N/A	N/A
S1	$ 37.09	$ 27.22	$ 23.11
S1 EUR (1)	€ 31.41	$ 22.81	€ 21.03
S1 GBP (1)	£ 26.98	N/A	N/A
S1 SGD (1)	SGD49.91	N/A	N/A

AB FCP I

	Global Value Portfolio		
	August 31, 2021	August 31, 2020	August 31, 2019
Net Assets	$ 931,336,021	$ 366,088,109	$ 322,476,894
Class			
A	$ 22.10	$ 16.51	$ 15.98
A EUR (1)	€ 18.72	€ 13.84	€ 14.54
A SGD (1)	SGD29.74	N/A	N/A
A SGD H	SGD22.33	SGD16.74	SGD16.45
AD	$ 16.83	$ 13.04	$ 13.21
AD AUD H	AUD15.52	AUD12.18	AUD12.93
AD CAD H	CAD15.90	CAD12.43	CAD12.91
AD EUR H	€ 16.58	€ 12.93	€ 13.23
AD GBP H	£ 15.93	£ 12.48	£ 12.96
AD HKD (1)	HKD130.89	N/A	N/A
AD SGD H	SGD16.49	SGD12.82	SGD13.14
AD ZAR H	R105.47	R81.72	R85.67
B	$ 18.07	$ 13.63	$ 13.32
BD	$ 17.13	$ 13.30	$ 13.45
BD AUD H (4)	N/A	AUD12.25	AUD12.97
BD EUR H (5)	N/A	€ 12.96	€ 13.26
BD ZAR H (6)	N/A	R82.18	R86.08
C	$ 20.38	$ 15.29	$ 14.87
C EUR (1)	€ 17.26	€ 12.82	€ 13.53
I	$ 25.82	$ 19.13	$ 18.37
I EUR (1)	€ 21.86	€ 16.03	€ 16.71
I SGD (1)	SGD34.74	N/A	N/A
S	$ 30.21	$ 22.18	$ 21.09
S GBP (1)	£ 21.99	N/A	N/A
S GBP H	£ 23.67	£ 17.55	£ 17.27
S1	$ 27.16	$ 20.08	$ 19.23
S1 EUR (1)	€ 23.00	€ 16.83	€ 17.50
S1 GBP (1)	£ 19.76	N/A	N/A
SD	$ 113.75	$ 87.93	$ 89.25

	Emerging Markets Growth Portfolio		
	August 31, 2021	August 31, 2020	August 31, 2019
Net Assets	$ 741,958,125	$ 783,098,409	$ 822,876,301
Class			
A	$ 55.85	$ 47.83	$ 40.31
A AUD H	AUD24.54	AUD21.28	AUD18.76
A EUR (1)	€ 47.29	€ 40.09	€ 36.68
A HKD (1)	HKD434.41	N/A	N/A
A PLN H	PLN124.64	PLN108.36	PLN93.51
A SGD (1)	SGD75.15	N/A	N/A
A SGD H	SGD19.07	SGD16.40	SGD14.01
AD	$ 21.42	$ 18.84	$ 16.43
B	$ 42.14	$ 36.45	$ 31.03
C	$ 45.94	$ 39.52	$ 33.46
C AUD H	AUD23.10	AUD20.13	AUD17.83
C EUR (1)	€ 38.91	€ 33.12	€ 30.44
ED	$ 15.41	$ 13.59	$ 11.86
I	$ 67.94	$ 57.72	$ 48.26

	Emerging Markets Growth Portfolio (continued)		
	August 31, 2021	August 31, 2020	August 31, 2019
I AUD H	AUD26.53	AUD22.82	AUD19.96
I CHF H	N/A	N/A	CHF12.26
I EUR (1)	€ 57.54	€ 48.38	€ 43.91
N	$ 27.50	$ 23.65	$ 20.02
S	$ 81.32	$ 68.35	$ 56.50
S1	$ 70.69	$ 59.95	$ 50.02
S1 EUR (1)	€ 59.87	€ 50.25	€ 45.51
S1 GBP (1)	£ 51.44	N/A	N/A

	Sustainable US Thematic Portfolio		
	August 31, 2021	August 31, 2020	August 31, 2019
Net Assets	$ 977,653,526	$ 294,558,651	$ 132,983,933
Class			
A	$ 44.79	$ 33.33	$ 25.61
A AUD H	AUD77.84	AUD58.29	AUD46.77
A CAD H	CAD71.82	CAD53.68	CAD41.99
A EUR (1)	€ 37.94	€ 27.94	€ 23.30
A EUR H	€ 69.98	€ 52.68	€ 41.47
A GBP H	£ 58.61	£ 43.78	£ 34.61
A HKD (1)	HKD348.44	N/A	N/A
A SGD H	SGD58.00	SGD43.26	SGD33.63
AN	$ 86.34	$ 64.25	$ 49.37
B	$ 36.69	$ 27.57	$ 21.40
B CAD H	N/A	N/A	CAD38.86
C	$ 42.48	$ 31.76	$ 24.51
C EUR (1)	€ 35.98	€ 26.62	€ 22.30
C EUR H	€ 67.10	€ 50.73	€ 40.12
C SGD (1)	SGD57.17	N/A	N/A
E (7)	$ 16.74	N/A	N/A
I	$ 52.90	$ 39.05	$ 29.77
I EUR (1)	€ 44.80	€ 32.73	€ 27.09
I EUR H	€ 76.00	€ 56.75	€ 44.34
I GBP	£ 24.84	£ 18.85	N/A
IN	$ 94.40	$ 69.69	$ 53.13
IN EUR (1)	€ 79.95	€ 58.41	N/A
S	$ 72.04	$ 52.74	$ 39.86
S1	$ 55.82	$ 41.13	$ 31.29
S1 EUR (1)	€ 47.27	€ 34.47	€ 28.47
S1 JPY H	¥ 520.00	¥ 385.00	¥ 297.00

AB FCP I

	Asia Ex-Japan Equity Portfolio		
	August 31, 2021	August 31, 2020	August 31, 2019
Net Assets	$ 373,849,113	$ 299,846,609	$ 300,017,545
Class			
A	$ 27.61	$ 20.88	$ 19.35
A AUD H	AUD27.70	AUD21.25	AUD20.49
A EUR (1)	€ 23.38	€ 17.50	€ 17.61
A HKD (1)	HKD214.74	N/A	N/A
A SGD H	SGD19.86	SGD15.10	SGD14.19
AD	$ 17.93	$ 14.00	$ 13.50
AD AUD H	AUD15.54	AUD12.32	AUD12.28
AD CAD H	CAD13.21	CAD10.41	CAD10.21
AD EUR (1)	€ 15.18	€ 11.73	€ 12.28
AD EUR H	€ 16.40	€ 12.92	€ 12.57
AD GBP H	£ 16.34	£ 12.90	£ 12.66
AD HKD (1)	HKD139.44	N/A	N/A
AD NZD H	NZD16.92	NZD13.36	NZD13.21
AD RMB H	CNH111.59	CNH87.37	CNH84.44
AD SGD H	SGD17.08	SGD13.41	SGD13.04
AD ZAR H	R119.83	R93.89	R91.84
AY JPY	¥ 2.19	¥ 1.59	¥ 1.48
B	N/A	N/A	$ 17.57
BD	$ 17.83	$ 13.96	$ 13.46
BD AUD H	AUD15.56	AUD12.36	AUD12.33
BD CAD H	CAD13.80	CAD10.89	CAD10.69
BD GBP H (8)	N/A	£ 12.94	£ 12.67
BD HKD (1)	HKD138.72	N/A	N/A
BD NZD H	NZD16.82	NZD13.30	NZD13.17
BD ZAR H	R107.61	R84.35	R82.52
BY JPY	¥ 2.09	¥ 1.53	¥ 1.43
C	$ 26.19	$ 19.90	$ 18.51
C AUD H	AUD26.85	AUD20.68	AUD20.03
C EUR (1)	€ 22.17	€ 16.68	€ 16.84
ED	$ 15.36	$ 11.99	$ 11.53
I	$ 30.34	$ 22.76	$ 20.93
I AUD H	AUD30.88	AUD23.50	AUD22.47
I EUR (1)	€ 25.70	€ 19.08	€ 19.04
I GBP	£ 24.79	£ 19.12	£ 19.31
ID	$ 17.97	$ 14.02	$ 13.51
ID AUD H	AUD15.83	AUD12.54	AUD12.50
S	$ 34.48	$ 25.59	$ 23.27
S HKD (1)	HKD268.21	N/A	N/A
S1	$ 30.96	$ 23.18	$ 21.27
S1 EUR (1)	€ 26.22	€ 19.43	€ 19.35
SD	$ 123.26	$ 96.21	$ 92.96

STATISTICAL INFORMATION (continued)

AB FCP I

	Japan Strategic Value Portfolio		
	August 31, 2021	August 31, 2020	August 31, 2019
Net Assets	¥ 8,483,000,365	¥ 8,665,430,416	¥ 13,432,567,077
Class			
2 (9)	N/A	¥ 10,390.00	¥10,202.00
A	¥ 11,676.00	¥ 9,542.00	¥ 9,439.00
A AUD H	AUD22.71	AUD18.72	AUD18.91
A CZK H	CZK952.60	CZK784.96	CZK783.08
A EUR (1)	€ 89.97	€ 75.53	€ 80.84
A EUR H	€ 27.12	€ 22.39	€ 22.47
A NZD H	NZD24.85	NZD20.39	NZD20.37
A PLN (1)	PLN406.65	N/A	N/A
A SGD (1)	SGD142.75	N/A	N/A
A SGD H	SGD16.72	SGD13.67	SGD13.56
A USD (1)	$ 106.17	$ 90.05	$ 88.85
A USD H	$ 33.08	$ 27.00	$ 26.55
AD	¥ 11,823.00	¥ 9,930.00	¥10,119.00
AD AUD H	AUD15.58	AUD13.24	AUD13.97
AD NZD H	NZD16.06	NZD13.60	NZD14.22
AD USD H	$ 15.48	$ 13.04	$ 13.46
AD ZAR H	R108.96	R91.42	R95.90
B (10)	N/A	¥ 8,294.00	¥ 8,287.00
B EUR (11)	N/A	€ 65.65	€ 70.97
BD (12)	N/A	¥ 9,861.00	¥10,051.00
BD AUD H	AUD15.40	AUD13.10	AUD13.82
BD USD H (13)	N/A	$ 12.93	$ 13.36
BD ZAR H (14)	N/A	R91.01	R95.51
C	¥ 10,880.00	¥ 8,941.00	¥ 8,884.00
C EUR (1)	€ 83.88	€ 70.77	€ 76.09
C EUR H	€ 25.51	€ 21.15	€ 21.31
C USD (1)	$ 98.97	$ 84.38	$ 83.62
I	¥ 13,154.00	¥ 10,672.00	¥10,468.00
I EUR (1)	€ 101.40	€ 84.48	€ 89.65
I EUR H	€ 29.65	€ 24.28	€ 24.16
I SGD (1)	SGD160.88	N/A	N/A
I USD (1)	$ 119.65	$ 100.72	$ 98.53
I USD H	$ 35.77	$ 28.97	$ 28.26
S EUR H	€ 29.38	€ 23.77	€ 23.39
S1 (15)	N/A	¥ 11,257.00	¥10,993.00
S1 EUR (1)	€ 107.51	€ 89.11	€ 94.15
S1 USD (1)	$ 126.86	$ 106.24	$ 103.47
S1 USD H	$ 25.78	$ 20.76	$ 20.15
SD	¥ 12,815.00	¥ 10,685.00	¥10,833.00

AB FCP I

	China Low Volatility Equity Portfolio		
	August 31, 2021	August 31, 2020	August 31, 2019
Net Assets	$ 153,597,072	$ 146,211,198	$ 147,179,581
Class			
A	$ 64.41	$ 67.15	$ 53.00
A EUR (1)	€ 54.54	€ 56.28	€ 48.22
A HKD (1)	HKD501.00	N/A	N/A
A PLN H	PLN107.36	PLN113.07	PLN90.71
AD	$ 19.09	$ 20.58	$ 16.90
AD AUD H	AUD17.23	AUD18.76	AUD15.81
AD CAD H	CAD17.80	CAD19.30	CAD16.03
AD EUR H	€ 18.37	€ 19.91	€ 16.44
AD GBP H	£ 18.08	£ 19.61	£ 16.31
AD HKD (1)	HKD148.48	N/A	N/A
AD NZD H	NZD17.67	NZD19.21	NZD16.11
AD RMB H	CNH122.63	CNH132.49	CNH109.12
AD SGD H	SGD18.12	SGD19.59	SGD16.19
AD ZAR H	R116.49	R125.78	R103.78
B	$ 50.74	$ 53.42	$ 42.59
B EUR (1)	€ 42.97	€ 44.77	€ 38.75
BD (16)	N/A	$ 20.62	$ 16.91
BD AUD H (17)	N/A	AUD18.74	AUD15.78
BD EUR H (18)	N/A	€ 19.87	€ 16.38
BD NZD H	NZD17.76	NZD19.30	NZD16.10
BD ZAR H	R117.43	R126.91	R104.55
C	$ 60.34	$ 63.19	$ 50.10
C EUR (1)	€ 51.10	€ 52.96	€ 45.58
I	$ 77.67	$ 80.33	$ 62.90
I EUR (1)	€ 65.78	€ 67.33	€ 57.23
S	$ 97.41	$ 99.71	$ 77.00
S1	$ 86.93	$ 89.66	$ 69.84
S1 EUR (1)	€ 73.63	€ 75.15	€ 63.54

	Short Duration Bond Portfolio		
	August 31, 2021	August 31, 2020	August 31, 2019
Net Assets	$ 531,284,341	$ 570,960,697	$ 570,402,667
Class			
A	$ 7.59	$ 7.76	$ 7.86
A EUR (1)	€ 6.43	€ 6.50	€ 7.15
A2	$ 18.45	$ 18.44	$ 18.25
A2 EUR (1)	€ 15.63	€ 15.46	€ 16.60
A2 EUR H	€ 14.48	€ 14.60	€ 14.74
A2 HKD (1)	HKD143.56	N/A	N/A
A2 SGD H	SGD15.59	SGD15.58	SGD15.48
AA	$ 11.52	$ 11.94	$ 12.24
AA AUD H	AUD11.34	AUD11.80	AUD12.13
AA CAD H	CAD11.58	CAD12.02	CAD12.33
AA GBP H	£ 11.53	£ 11.99	£ 12.31
AA HKD (1)	HKD89.65	N/A	N/A
AA NZD H	NZD11.67	NZD12.11	NZD12.44
AA SGD H	SGD11.53	SGD11.96	SGD12.26
AJ	$ 7.30	$ 7.45	$ 7.53

STATISTICAL INFORMATION (continued)

AB FCP I

	Short Duration Bond Portfolio (continued)		
	August 31, 2021	August 31, 2020	August 31, 2019
AR EUR H	€ 11.95	€ 12.39	€ 12.85
AT	$ 7.58	$ 7.76	$ 7.85
AT AUD H	AUD11.81	AUD12.13	AUD12.32
AT CAD H	CAD11.98	CAD12.27	CAD12.43
AT EUR (1)	€ 6.42	€ 6.50	€ 7.14
AT EUR H	€ 11.60	€ 11.88	€ 12.05
AT GBP H	£ 12.07	£ 12.38	£ 12.54
AT HKD (1)	HKD58.97	N/A	N/A
AT NZD H	NZD12.18	NZD12.47	NZD12.65
AT SGD H	SGD12.36	SGD12.65	SGD12.81
AX	$ 6.06	$ 6.21	$ 6.29
B	$ 7.59	$ 7.76	$ 7.86
B2 (19)	N/A	$ 14.52	$ 14.51
B2 EUR (1)	€ 12.18	€ 12.17	€ 13.20
BA (20)	N/A	$ 11.15	$ 11.55
BA AUD H	N/A	N/A	AUD11.44
BT	$ 7.63	$ 7.81	$ 7.90
BT AUD H (21)	N/A	AUD12.16	AUD12.36
BT CAD H (22)	N/A	CAD12.22	CAD12.38
BT GBP H (23)	N/A	£ 12.39	£ 12.56
BX (24)	N/A	$ 6.20	$ 6.28
C	$ 7.59	$ 7.76	$ 7.86
C2	$ 15.21	$ 15.26	$ 15.16
C2 EUR H	€ 13.74	€ 13.91	€ 14.09
I	$ 7.59	$ 7.77	$ 7.86
I EUR (1)	€ 6.43	€ 6.51	€ 7.15
I2	$ 13.33	$ 13.25	$ 13.02
I2 AUD H	AUD20.07	AUD20.00	AUD19.85
I2 EUR (1)	€ 11.29	€ 11.11	€ 11.85
I2 EUR H	€ 15.41	€ 15.44	€ 15.48
IT	$ 12.46	$ 12.75	$ 12.90
IT AUD H	AUD12.35	AUD12.67	AUD12.88
N2	$ 14.73	$ 14.79	$ 14.71
NT	$ 12.29	$ 12.57	$ 12.71
S	$ 98.58	$ 100.90	N/A
S EUR H	€ 16.52	€ 16.48	€ 16.45
S SGD H	SGD17.99	SGD17.79	SGD17.49
S1 2	$ 16.88	$ 16.74	$ 16.42
S1 2 EUR (1)	€ 14.29	N/A	N/A
S1 EUR H	€ 15.66	€ 15.66	€ 15.66
SA	$ 85.58	$ 87.69	$ 88.89

AB FCP I

	Global High Yield Portfolio		
	August 31, 2021	August 31, 2020	August 31, 2019
Net Assets	$ 20,805,945,914	$20,280,358,505	$ 20,563,305,061
Class			
A	$ 3.82	$ 3.69	$ 4.00
A EUR (1)	€ 3.23	€ 3.09	€ 3.64
A2	$ 17.48	$ 15.81	$ 15.96
A2 CHF H	CHF16.63	CHF15.24	CHF15.85
A2 EUR (1)	€ 14.80	€ 13.25	€ 14.52
A2 EUR H	€ 25.09	€ 22.92	€ 23.81
A2 HKD (1)	HKD135.99	N/A	N/A
A2 PLN H	PLN108.67	PLN98.88	PLN101.93
A2 SGD (1)	SGD23.52	N/A	N/A
A2 SGD H	SGD22.75	SGD20.60	SGD21.04
AA	$ 10.47	$ 10.31	$ 11.40
AA AUD H	AUD9.91	AUD9.80	AUD11.16
AA CAD H	CAD9.99	CAD9.87	CAD11.07
AA EUR H	€ 10.17	€ 10.03	€ 11.18
AA GBP H	£ 9.99	£ 9.87	£ 11.11
AA HKD (1)	HKD81.46	N/A	N/A
AA NZD H	NZD10.01	NZD9.88	NZD11.16
AA RMB H	CNH68.85	CNH67.73	CNH75.12
AA SGD H	SGD10.26	SGD10.11	SGD11.27
AA ZAR H	R67.97	R66.68	R75.60
AK	$ 12.43	$ 12.05	$ 13.05
AK EUR (1)	€ 10.54	€ 10.10	€ 11.87
AK EUR H	€ 12.24	€ 11.89	€ 13.01
AR EUR H	€ 10.73	€ 10.60	€ 12.00
AT	$ 3.78	$ 3.66	$ 3.97
AT AUD H	AUD12.74	AUD12.39	AUD13.82
AT CAD H	CAD11.63	CAD11.28	CAD12.41
AT EUR (1)	€ 3.20	€ 3.07	€ 3.61
AT EUR H	€ 12.95	€ 12.55	€ 13.74
AT GBP H	£ 12.87	£ 12.50	£ 13.80
AT HKD (1)	HKD29.42	N/A	N/A
AT NZD H	NZD11.75	NZD11.40	NZD12.64
AT RMB H	CNH84.34	CNH81.49	CNH88.64
AT SGD (1)	SGD5.09	N/A	N/A
AT SGD H	SGD11.82	SGD11.44	SGD12.50
B	$ 3.82	$ 3.69	$ 4.00
B2	$ 25.02	$ 22.85	$ 23.30
B2 EUR H (25)	N/A	€ 20.59	€ 21.61
BA	$ 9.64	$ 9.58	$ 10.71
BA AUD H	AUD9.11	AUD9.11	AUD10.48
BA ZAR H	R62.10	R61.54	R70.72
BT	$ 3.86	$ 3.73	$ 4.04
BT AUD H	AUD12.75	AUD12.40	AUD13.80
BT CAD H	CAD11.64	CAD11.28	CAD12.39
BT EUR H	€ 12.98	€ 12.59	€ 13.76
BT GBP H	£ 12.89	£ 12.52	£ 13.81
BT HKD (1)	HKD30.00	N/A	N/A
BT NZD H	NZD11.88	NZD11.52	NZD12.75

STATISTICAL INFORMATION (continued)

AB FCP I

	Global High Yield Portfolio (continued)		
	August 31, 2021	August 31, 2020	August 31, 2019
C	$ 3.82	$ 3.69	$ 4.00
C EUR (1)	€ 3.23	€ 3.10	€ 3.64
C2	$ 24.59	$ 22.35	$ 22.67
C2 EUR (1)	€ 20.82	€ 18.73	€ 20.63
C2 EUR H	€ 19.81	€ 18.19	€ 18.98
CK	$ 12.40	$ 12.02	$ 13.01
CK EUR H	€ 12.24	€ 11.87	€ 13.00
CT	$ 12.86	$ 12.44	$ 13.48
EA	$ 12.66	$ 12.53	$ 13.92
EA AUD H	AUD13.18	AUD13.11	AUD15.00
EA ZAR H	R89.01	R87.81	R100.06
I	$ 3.82	$ 3.69	$ 4.00
I EUR (1)	€ 3.23	€ 3.09	€ 3.64
I2	$ 11.17	$ 10.05	$ 10.10
I2 AUD H	AUD30.10	AUD27.21	AUD28.23
I2 CHF H	CHF17.20	CHF15.68	CHF16.21
I2 EUR (1)	€ 9.46	€ 8.43	€ 9.19
I2 EUR H	€ 26.61	€ 24.19	€ 25.01
I2 SGD (1)	SGD15.03	N/A	N/A
I2 SGD H	SGD19.69	SGD17.74	SGD18.03
IA AUD H	AUD12.60	AUD12.41	AUD14.04
IQD	$ 12.16	$ 11.78	$ 12.78
IQD EUR (1)	€ 10.30	€ 9.87	€ 11.63
IT	$ 11.88	$ 11.49	$ 12.47
IT AUD H	AUD11.32	AUD11.00	AUD12.29
IT CAD H	CAD13.85	CAD13.44	CAD14.81
IT EUR H	€ 12.85	€ 12.46	€ 13.65
IT GBP H	£ 13.81	£ 13.42	£ 14.83
IT HKD (1)	HKD92.38	N/A	N/A
IT NZD H	NZD13.73	NZD13.33	NZD14.78
IT RMB H	CNH80.53	CNH77.82	CNH84.72
J	$ 4.11	$ 3.97	$ 4.30
N2	$ 20.26	$ 18.43	$ 18.70
NT	$ 12.17	$ 11.77	$ 12.75
S EUR H (26)	N/A	€ 106.45	€ 108.75
S1	$ 30.03	$ 26.99	$ 27.02
S1 EUR (1)	€ 25.43	€ 22.62	€ 24.58
S1D	$ 17.98	$ 16.85	$ 17.79
SA	$ 80.17	$ 77.65	$ 84.33
SHK	$ 88.60	$ 85.84	$ 93.16
SK	$ 40.34	$ 36.16	$ 36.12
SQ (27)	N/A	$ 95.19	$ 103.97
W	$ 14.39	$ 13.96	N/A
W EUR (1)	€ 12.19	€ 11.70	N/A
W2	$ 17.27	$ 15.52	$ 15.55
W2 CHF H	CHF15.66	CHF14.27	CHF14.72
W2 EUR H	€ 16.02	€ 14.53	N/A
WT	$ 13.10	$ 12.69	$ 13.78
WT AUD H	AUD12.59	AUD12.26	AUD13.69

	Global High Yield Portfolio (continued)		
	August 31, 2021	August 31, 2020	August 31, 2019
WT CAD H	CAD14.06	CAD13.66	N/A
WT EUR H	€ 12.90	€ 12.53	€ 13.73
WT GBP H	£ 13.99	£ 13.61	N/A
WT RMB H	CNH95.08	CNH92.01	N/A

	American Income Portfolio		
	August 31, 2021	August 31, 2020	August 31, 2019
Net Assets	$ 24,837,439,539	$ 28,197,385,467	$ 23,009,132,001
Class			
A	$ 8.12	$ 8.17	$ 8.39
A EUR (1)	€ 6.88	€ 6.85	€ 7.63
A2	$ 32.84	$ 31.47	$ 30.66
A2 CHF H	CHF17.19	CHF16.67	CHF16.74
A2 DUR PH	$ 18.86	$ 17.89	$ 17.83
A2 EUR (1)	€ 27.81	€ 26.37	€ 27.90
A2 EUR H	€ 20.47	€ 19.80	€ 19.82
A2 HKD (1)	HKD255.44	N/A	N/A
A2 PLN H	PLN109.95	PLN105.80	PLN104.94
A2 SGD (1)	SGD44.19	N/A	N/A
A2 SGD H	SGD22.30	SGD21.39	SGD21.02
AA	$ 12.51	$ 12.75	$ 13.27
AA AUD H	AUD12.08	AUD12.36	AUD13.10
AA CAD H	CAD11.97	CAD12.23	CAD12.85
AA DUR PH	$ 11.59	$ 11.69	$ 12.48
AA EUR H	€ 12.02	€ 12.27	€ 12.87
AA GBP H	£ 11.89	£ 12.16	£ 12.84
AA HKD (1)	HKD97.28	N/A	N/A
AA NZD H	NZD11.99	NZD12.25	NZD12.93
AA RMB H	CNH81.62	CNH83.13	CNH86.71
AA SGD H	SGD12.23	SGD12.47	SGD13.05
AA ZAR H	R82.71	R83.92	R88.02
AK	$ 13.53	$ 13.62	$ 13.97
AK EUR (1)	€ 11.46	€ 11.42	€ 12.71
AK EUR H	€ 13.36	€ 13.46	€ 13.95
AR EUR	€ 12.00	€ 12.13	€ 13.74
AR EUR H	€ 12.21	€ 12.48	€ 13.26
AT	$ 8.12	$ 8.16	$ 8.38
AT AUD H	AUD13.51	AUD13.64	AUD14.26
AT CAD H	CAD13.43	CAD13.53	CAD14.02
AT DUR PH	$ 12.95	$ 12.89	$ 13.57
AT EUR (1)	€ 6.87	€ 6.84	€ 7.62
AT EUR H	€ 13.45	€ 13.54	€ 14.01
AT GBP H	£ 13.33	£ 13.46	£ 13.98
AT HKD (1)	HKD63.13	N/A	N/A
AT NZD H	NZD12.85	NZD12.96	NZD13.48
AT RMB H	CNH91.05	CNH91.47	CNH93.99
AT SGD (1)	SGD10.92	N/A	N/A
AT SGD H	SGD13.52	SGD13.62	SGD14.04
B	$ 8.12	$ 8.17	$ 8.39
B2	$ 26.09	$ 25.17	$ 24.70

STATISTICAL INFORMATION (continued)

AB FCP I

	American Income Portfolio (continued)		
	August 31, 2021	**August 31, 2020**	**August 31, 2019**
B2 HKD (1)	HKD202.95	N/A	N/A
BA	$ 11.82	$ 12.13	$ 12.73
BA AUD H	AUD11.38	AUD11.74	AUD12.54
BA ZAR H	R78.64	R80.27	R84.90
BT	$ 8.18	$ 8.23	$ 8.44
BT AUD H	AUD13.59	AUD13.72	AUD14.33
BT CAD H	CAD13.31	CAD13.42	CAD13.90
BT EUR (1)	€ 6.93	€ 6.90	€ 7.68
BT EUR H	€ 13.45	€ 13.55	€ 14.01
BT GBP H	£ 13.43	£ 13.55	£ 14.08
BT HKD (1)	HKD63.64	N/A	N/A
BT NZD H	NZD12.92	NZD13.02	NZD13.55
C	$ 8.12	$ 8.17	$ 8.39
C EUR (1)	€ 6.88	€ 6.85	€ 7.63
C2	$ 39.93	$ 38.44	$ 37.62
C2 DUR PH	$ 18.16	$ 17.30	$ 17.32
C2 EUR (1)	€ 33.82	€ 32.21	€ 34.23
C2 EUR H	€ 19.51	€ 18.95	€ 19.06
CT	$ 13.59	$ 13.67	$ 14.03
EA	$ 14.38	$ 14.73	$ 15.42
EA AUD H	AUD14.02	AUD14.43	AUD15.37
EA ZAR H	R95.55	R97.34	R102.73
I	$ 8.12	$ 8.17	$ 8.39
I EUR (1)	€ 6.88	€ 6.85	€ 7.63
I2	$ 19.61	$ 18.68	$ 18.10
I2 AUD H	AUD17.29	AUD16.54	AUD16.42
I2 CHF H	CHF18.03	CHF17.40	CHF17.37
I2 DUR PH	$ 19.49	$ 18.39	$ 18.23
I2 EUR (1)	€ 16.60	€ 15.66	€ 16.47
I2 EUR H	€ 22.17	€ 21.32	€ 21.24
I2 HKD (1)	HKD152.50	N/A	N/A
I2 SGD (1)	SGD26.38	N/A	N/A
I2 SGD H	SGD19.96	SGD19.04	SGD18.62
IA	$ 14.30	$ 14.50	$ 15.01
IA AUD H	AUD13.89	AUD14.13	AUD14.89
IT	$ 13.25	$ 13.33	$ 13.68
IT AUD H	AUD12.64	AUD12.76	AUD13.34
IT CAD H	CAD14.64	CAD14.77	CAD15.31
IT EUR H	€ 14.65	€ 14.75	€ 15.26
IT GBP H	£ 14.57	£ 14.70	£ 15.27
IT HKD (1)	HKD103.07	N/A	N/A
IT JPY	¥ 9,954.00	¥ 9,632.00	¥ 9,905.00
IT JPY H	¥ 8,565.00	¥ 8,619.00	¥ 8,890.00
IT NZD H	NZD14.60	NZD14.72	NZD15.30
IT RMB H	CNH99.14	CNH99.66	CNH102.14
IT SGD (1)	SGD17.83	N/A	N/A
IT SGD H	SGD13.68	SGD13.77	SGD14.19
J	$ 8.28	$ 8.33	$ 8.55
L2	$ 16.22	$ 15.50	N/A
L2 AUD H	AUD15.78	AUD15.13	N/A

	American Income Portfolio (continued)		
	August 31, 2021	August 31, 2020	August 31, 2019
L2 SGD H	SGD16.06	SGD15.36	N/A
LT	$ 14.66	$ 14.75	N/A
LT AUD H	AUD14.43	AUD14.57	N/A
LT SGD H	SGD14.69	SGD14.79	N/A
N2	$ 19.38	$ 18.67	$ 18.29
NT	$ 13.21	$ 13.29	$ 13.64
S	$ 22.65	$ 21.43	$ 20.61
S1	$ 25.33	$ 24.08	$ 23.28
S1 EUR (1)	€ 21.45	€ 20.18	€ 21.18
S1D	$ 16.32	$ 16.16	$ 16.27
S1D2	$ 96.17	$ 96.73	N/A
SA	$ 91.74	$ 92.31	$ 94.74
SHK	$ 95.32	$ 95.92	$ 98.43
W	$ 14.62	$ 14.71	$ 15.10
W2	$ 18.07	$ 17.19	$ 16.63
W2 CHF H	CHF16.39	CHF15.79	CHF15.74
W2 EUR H	€ 16.61	€ 15.96	€ 15.85
WT	$ 14.64	$ 14.72	$ 15.11
WT AUD H	AUD14.23	AUD14.37	AUD15.02
WT EUR H	€ 14.73	€ 14.83	€ 15.34
WT GBP H	£ 14.54	£ 14.67	£ 15.32
WT HKD (1)	HKD113.86	N/A	N/A
WT SGD H	SGD14.53	SGD14.63	SGD15.08

	European Income Portfolio		
	August 31, 2021	August 31, 2020	August 31, 2019
Net Assets	€ 2,245,496,354	€2,426,429,717	€4,015,417,264
Class			
A	€ 6.87	€ 6.78	€ 7.04
A USD (1)	$ 8.11	$ 8.09	$ 7.74
A2	€ 22.14	€ 21.14	€ 21.25
A2 CHF H	CHF16.97	CHF16.26	CHF16.38
A2 PLN H	PLN110.81	PLN105.30	PLN104.80
A2 SGD H	SGD19.17	SGD18.16	SGD17.96
A2 USD (1)	$ 26.14	$ 25.22	$ 23.36
A2 USD H	$ 19.86	$ 18.81	$ 18.45
AA	€ 12.63	€ 12.65	€ 13.32
AA AUD H	AUD12.39	AUD12.42	AUD13.27
AA HKD H	HKD83.93	HKD84.16	HKD88.25
AA RMB H	CNH84.11	CNH84.01	CNH88.08
AA SGD H	SGD12.52	SGD12.51	SGD13.19
AA USD H	$ 12.75	$ 12.75	$ 13.38
AK	€ 14.49	€ 14.30	€ 14.85
AR	€ 12.48	€ 12.52	€ 13.21
AT	€ 6.88	€ 6.78	€ 7.05
AT AUD H	AUD14.70	AUD14.53	AUD15.30
AT SGD H	SGD13.98	SGD13.76	SGD14.31
AT USD (1)	$ 8.12	$ 8.09	$ 7.75

STATISTICAL INFORMATION (continued)

AB FCP I

	European Income Portfolio (continued)		
	August 31, 2021	August 31, 2020	August 31, 2019
AT USD H	$ 15.06	$ 14.84	$ 15.35
B (28)	N/A	€ 6.78	€ 7.04
B USD (1)	$ 8.11	$ 8.09	$ 7.74
B2	€ 18.98	€ 18.25	€ 18.47
B2 USD (1)	$ 22.41	$ 21.77	$ 20.30
BA	€ 11.95	€ 12.05	€ 12.79
BA AUD H	AUD11.72	AUD11.84	AUD12.75
BA USD H	$ 12.06	$ 12.16	$ 12.85
BT	€ 6.88	€ 6.78	€ 7.05
BT AUD H	AUD14.74	AUD14.57	AUD15.34
BT USD (1)	$ 8.12	$ 8.09	$ 7.75
BT USD H	$ 15.06	$ 14.84	$ 15.35
C	€ 6.87	€ 6.78	€ 7.04
C USD (1)	$ 8.11	$ 8.09	$ 7.74
C2	€ 20.94	€ 20.09	€ 20.27
C2 USD (1)	$ 24.73	$ 23.97	$ 22.28
C2 USD H	$ 18.95	$ 18.02	$ 17.76
CK	€ 14.47	€ 14.28	€ 14.84
CT USD H	$ 13.88	$ 13.68	$ 14.15
I	€ 6.87	€ 6.78	€ 7.04
I USD (1)	$ 8.11	$ 8.09	$ 7.74
I2	€ 14.84	€ 14.09	€ 14.09
I2 AUD H	AUD31.88	AUD30.13	AUD30.10
I2 CHF H	CHF17.29	CHF16.73	CHF16.75
I2 USD (1)	$ 17.52	$ 16.81	$ 15.49
I2 USD H	$ 28.28	$ 26.62	$ 25.97
IA	€ 13.86	€ 13.79	€ 14.45
IA HKD H	HKD92.75	HKD92.47	HKD96.30
IA SGD H	SGD13.82	SGD13.72	SGD14.39
IA USD H	$ 14.05	$ 13.97	$ 14.57
IT	€ 14.54	€ 14.34	€ 14.90
IT SGD H	SGD14.53	SGD14.29	SGD14.85
IT USD H	$ 14.29	$ 14.07	$ 14.55
NT USD H	$ 14.59	$ 14.38	$ 14.87
S (29)	N/A	€ 114.26	€ 113.36
S1	€ 24.30	€ 23.03	€ 22.95
S1 USD (1)	$ 28.69	$ 27.48	$ 25.22
S1 USD H	$ 26.49	$ 24.89	$ 24.23
S1D	€ 14.39	€ 14.20	€ 14.75
SA USD H	$ 94.84	$ 93.62	$ 96.97
SHK	€ 94.85	€ 93.55	€ 97.23
W2	€ 15.98	€ 15.16	N/A
W2 CHF H	CHF16.63	CHF15.82	CHF15.82
W2 USD H	$ 16.46	$ 15.47	N/A
WA	€ 14.63	€ 14.53	N/A
WA HKD H	HKD97.78	HKD97.28	N/A
WA USD H	$ 14.71	$ 14.60	N/A
WT	€ 14.82	€ 14.62	N/A
WT SGD H	SGD14.84	SGD14.60	N/A
WT USD H	$ 14.91	$ 14.68	N/A

AB FCP I

	Emerging Markets Debt Portfolio		
	August 31, 2021	August 31, 2020	August 31, 2019
Net Assets	$ 870,118,646	$ 941,712,812	$ 980,277,618
Class			
A	$ 14.52	$ 14.41	$ 14.69
A EUR (1)	€ 12.30	€ 12.08	€ 13.37
A2	$ 36.18	$ 34.23	$ 32.87
A2 CHF H	CHF16.46	CHF15.78	CHF15.60
A2 EUR (1)	€ 30.64	€ 28.69	€ 29.91
A2 EUR H	€ 22.31	€ 21.34	€ 21.05
A2 HKD (1)	HKD281.39	N/A	N/A
A2 PLN (1)	PLN138.56	N/A	N/A
A2 PLN H	PLN110.09	PLN105.14	PLN103.07
A2 SGD H	SGD22.64	SGD21.46	SGD20.87
AA	$ 12.19	$ 12.27	$ 12.68
AA AUD H	AUD11.50	AUD11.65	AUD12.42
AA CAD H	CAD11.27	CAD11.39	CAD11.94
AA EUR H	€ 11.45	€ 11.56	€ 12.03
AA GBP H	£ 11.25	£ 11.39	£ 12.00
AA HKD (1)	HKD94.81	N/A	N/A
AA NZD H	NZD11.20	NZD11.31	NZD11.98
AA RMB H	CNH85.67	CNH86.21	CNH89.19
AA SGD H	SGD11.88	SGD11.97	SGD12.47
AA ZAR H	R78.80	R79.14	R83.46
AI (30)	$ 74.73	N/A	N/A
AI AUD H (30)	AUD74.55	N/A	N/A
AR EUR	€ 11.88	€ 11.85	€ 13.36
AT	$ 14.58	$ 14.47	$ 14.75
AT AUD H	AUD12.88	AUD12.87	AUD13.53
AT CAD H	CAD11.79	CAD11.74	CAD12.14
AT EUR (1)	€ 12.35	€ 12.13	€ 13.42
AT EUR H	€ 13.38	€ 13.31	€ 13.66
AT GBP H	£ 11.83	£ 11.81	£ 12.27
AT HKD (1)	HKD113.43	N/A	N/A
AT NZD H	NZD11.52	NZD11.48	NZD11.98
AT RMB H	CNH88.59	CNH87.93	CNH89.62
AT SGD H	SGD12.83	SGD12.76	SGD13.10
B (31)	N/A	$ 14.41	$ 14.69
B2 (32)	N/A	$ 29.62	$ 28.74
B2 EUR (1)	€ 26.25	€ 24.83	€ 26.15
B2 HKD (1)	HKD241.14	N/A	N/A
BA	$ 11.25	$ 11.43	$ 11.95
BA AUD H	AUD10.63	AUD10.87	AUD11.69
BA ZAR H	R72.43	R73.48	R78.22
BT	$ 14.54	$ 14.43	$ 14.70
BT AUD H	AUD12.90	AUD12.87	AUD13.51
BT CAD H (33)	N/A	CAD11.74	CAD12.13
BT EUR H	€ 13.41	€ 13.33	€ 13.67
BT GBP H (34)	N/A	£ 11.77	£ 12.23
BT HKD (1)	HKD113.12	N/A	N/A
BT NZD H (35)	N/A	NZD11.55	NZD12.05

STATISTICAL INFORMATION (continued)

AB FCP I

	Emerging Markets Debt Portfolio (continued)		
	August 31, 2021	**August 31, 2020**	**August 31, 2019**
C	$ 14.53	$ 14.41	$ 14.69
C EUR (1)	€ 12.30	€ 12.08	€ 13.37
C2	$ 33.72	$ 32.04	$ 30.92
C2 EUR (1)	€ 28.55	€ 26.86	€ 28.13
C2 EUR H	€ 21.29	€ 20.45	€ 20.26
CT	$ 12.34	$ 12.25	$ 12.48
EA	$ 14.35	$ 14.52	N/A
EA AUD H	AUD13.88	AUD14.14	N/A
EA ZAR H	R94.15	R94.99	N/A
EI (30)	$ 74.50	N/A	N/A
EI AUD H (30)	AUD74.36	N/A	N/A
I	$ 14.53	$ 14.42	$ 14.69
I2	$ 39.36	$ 37.03	$ 35.37
I2 CHF H	CHF17.27	CHF16.47	CHF16.19
I2 EUR (1)	€ 33.33	€ 31.03	€ 32.18
I2 EUR H	€ 23.84	€ 22.67	€ 22.24
IT (36)	N/A	$ 12.24	$ 12.47
IT AUD H	AUD11.57	AUD11.55	AUD12.15
IT EUR H	€ 12.79	€ 12.74	€ 13.07
IT SGD H	SGD12.01	SGD11.94	SGD12.26
N2	$ 18.68	$ 17.77	$ 17.16
NT	$ 11.99	$ 11.89	$ 12.12
S	$ 38.83	$ 36.28	$ 34.41
S EUR H	€ 24.53	€ 23.15	€ 22.54
S GBP H	£ 25.92	£ 24.34	£ 23.76
S1 2	$ 36.52	$ 34.31	$ 32.73
S1 2 EUR (1)	€ 30.93	€ 28.76	€ 29.78
S1 EUR H	€ 23.04	€ 21.86	€ 21.40
S1 GBP H	£ 24.36	£ 23.01	£ 22.58
S1QD EUR H	€ 98.69	€ 98.17	N/A
SA	$ 89.53	$ 88.93	$ 90.71

	Mortgage Income Portfolio		
	August 31, 2021	**August 31, 2020**	**August 31, 2019**
Net Assets	$ 1,493,772,913	$1,322,589,619	$1,740,744,013
Class			
A	$ 12.18	$ 12.00	$ 13.78
A2	$ 18.33	$ 17.03	$ 18.40
A2 EUR (1)	€ 15.52	€ 14.27	€ 16.74
A2 HKD (1)	HKD142.59	N/A	N/A
A2 SGD (1)	SGD24.67	N/A	N/A
A2X	$ 13.13	$ 12.19	$ 13.16
A2X EUR (1)	€ 11.12	€ 10.22	€ 11.97
AA	$ 10.91	$ 10.89	$ 12.70
AA AUD H	AUD10.55	AUD10.58	AUD12.56
AA HKD (1)	HKD84.83	N/A	N/A
AA RMB H	CNH74.47	CNH74.25	CNH86.99
AA SGD H	SGD10.79	SGD10.78	SGD12.64

AB FCP I

	Mortgage Income Portfolio (continued)		
	August 31, 2021	**August 31, 2020**	**August 31, 2019**
AA ZAR H	R72.79	R72.23	R85.50
AR EUR H	€ 10.87	€ 10.88	€ 12.99
AT	$ 12.21	$ 12.03	$ 13.82
AT AUD H	AUD11.86	AUD11.73	AUD13.72
AT EUR (1)	€ 10.34	€ 10.08	€ 12.57
AT GBP H	£ 12.77	£ 12.62	£ 14.70
AT HKD (1)	HKD94.97	N/A	N/A
AT SGD (1)	SGD16.43	N/A	N/A
AT SGD H	SGD12.07	SGD11.89	SGD13.74
AX	$ 5.90	$ 5.81	$ 6.68
AX EUR (1)	€ 5.00	€ 4.87	€ 6.08
B2X	$ 12.41	$ 11.58	$ 12.56
BA (37)	N/A	$ 10.14	$ 11.95
BA AUD H (38)	N/A	AUD9.85	AUD11.82
BA ZAR H (39)	N/A	R67.40	R80.50
BX	$ 5.90	$ 5.81	$ 6.68
BX EUR (1)	€ 5.00	€ 4.87	€ 6.08
C	$ 12.20	$ 12.01	$ 13.79
C2	$ 17.69	$ 16.51	$ 17.92
C2 EUR (1)	€ 14.98	N/A	N/A
C2X	$ 17.53	$ 16.35	$ 17.73
CX	$ 5.90	$ 5.81	$ 6.68
I	$ 12.19	$ 12.01	$ 13.80
I EUR (1)	€ 10.32	€ 10.07	€ 12.56
I2	$ 19.10	$ 17.65	$ 18.96
I2 EUR (1)	€ 16.17	€ 14.79	€ 17.25
I2 EUR H	€ 14.93	€ 13.93	€ 15.39
I2X	$ 11.75	$ 10.85	$ 11.65
IT EUR H	€ 12.89	€ 12.71	€ 14.72
IX	$ 5.90	$ 5.81	$ 6.68
N2	$ 15.42	$ 14.40	$ 15.65
NT	$ 13.00	$ 12.80	$ 14.69
S	$ 12.16	$ 11.97	$ 13.78
S1	$ 17.76	$ 16.38	$ 17.57
S1 EUR (1)	€ 15.04	€ 13.73	€ 15.99
S1 EUR H	€ 97.54	€ 90.81	N/A
S1 JPY	¥ 10,291.00	¥ 9.138.00	¥ 9,831.00
S1X	$ 5.90	$ 5.81	$ 6.68
SA	$ 79.92	$ 78.76	$ 90.64

	Global Bond II Portfolio		
	August 31, 2021	**August 31, 2020**	**August 31, 2019**
Net Assets	$ 15,094,144	$ 16,252,336	$ 16,651,562
Class			
S1	$ 8.90	$ 9.14	$ 9.11

(1) Commenced on July 16, 2021. Performance disclosed prior to inception is synthetic

(2) Liquidated on January 29, 2021 with a final NAV per share of $19.69

(3) Liquidated on July 15, 2021 with a final NAV per share of $39.21

(4) Liquidated on August 20, 2021 with a final NAV per share of AUD15.41
(5) Liquidated on July 20, 2021 with a final NAV per share of €16.02
(6) Liquidated on July 20, 2021 with a final NAV per share of R102.39
(7) Commenced on May 12, 2021
(8) Liquidated on July 30, 2021 with a final NAV per share of £15.91
(9) Liquidated on February 19, 2021 with a final NAV per share of ¥12,350.00
(10) Liquidated on July 15, 2021 with a final NAV per share of ¥10,253.00
(11) Commenced on July 16, 2021 and liquidated on August 20, 2021 with final NAV per share of €75.19. Performance disclosed prior to inception is synthetic
(12) Liquidated on June 21, 2021 with a final NAV per share of ¥12,069.00
(13) Liquidated on August 20, 2021 with a final NAV per share of $1,621.15
(14) Liquidated on June 21, 2021 with a final NAV per share of R111.96
(15) Liquidated on July 15, 2021 with a final NAV per share of ¥14,197.00
(16) Liquidated on July 20, 2021 with a final NAV per share of $20.63
(17) Liquidated on July 20, 2021 with a final NAV per share of AUD18.63
(18) Liquidated on June 21, 2021 with a final NAV per share of €20.37
(19) Liquidated on July 15, 2021 with a final NAV per share of $14.39
(20) Liquidated on March 22, 2021 with a final NAV per share of $10.87
(21) Liquidated on March 31, 2021 with a final NAV per share of AUD11.97
(22) Liquidated on January 29, 2021 with a final NAV per share of CAD12.20
(23) Liquidated on March 31, 2021 with a final NAV per share of £12.19
(24) Liquidated on January 29, 2021 with a final NAV per share of $6.16
(25) Liquidated on March 31, 2021 with a final NAV per share of €21.57
(26) Liquidated on July 29, 2021 with a final NAV per share of €117.56
(27) Liquidated on June 15, 2021 with a final NAV per share of $99.19
(28) Liquidated on July 15, 2021 with a final NAV per share of €6.87
(29) Liquidated on August 17, 2021 with a final NAV per share of €121.55
(30) Commenced on March 5, 2021
(31) Liquidated on January 29, 2021 with a final NAV per share of $14.68
(32) Liquidated on July 15, 2021 with a final NAV per share of $30.56
(33) Liquidated on March 31, 2021 with a final NAV per share of CAD11.35
(34) Liquidated on March 31, 2021 with a final NAV per share of £11.35
(35) Liquidated on March 31, 2021 with a final NAV per share of NZD11.16
(36) Liquidated on May 25, 2021 with a final NAV per share of $12.23
(37) Liquidated on April 20, 2021 with a final NAV per share of $10.24
(38) Liquidated on March 22, 2021 with a final NAV per share of AUD9.95
(39) Liquidated on May 20, 2021 with a final NAV per share of R68.48

NOTE A: General Information

AB FCP I (the "Fund") is a mutual investment fund (*fonds commun de placement*) organized under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg and registered under Part I of the Law of December 17, 2010 on undertakings for collective investment, as amended (the "Law of 2010"). The Fund is managed in the interest of its co-owners (the "Shareholders") by AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l. (the "Management Company"), a company organized under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg and having its registered office in Luxembourg. The Fund qualifies as an Undertaking for Collective Investment in Transferable Securities ("UCITS") within the meaning of Article 1(2) of the EC Directive 2009/65 of July 13, 2009, as amended.

The Fund comprises separate pools of assets currently consisting of 15 active portfolios (each, a "Portfolio", and, collectively, the "Portfolios"). Each Class of Shares represents an interest in each relevant Portfolio's investment securities and other net assets. All Shares of a Class have equal rights to distributions and redemptions.

Beginning late in 2019 and continuing through 2021, the outbreak of a novel coronavirus, which causes the disease known as COVID-19, expanded into a global pandemic. Growing turmoil from the spread of this coronavirus, and the potential for enduring and significant adverse impacts on global economies, have driven bouts of increased market volatility, which may recur as the pandemic and its results continue to unfold.

The Management Company's board of managers (the "Board of Managers") will continue to monitor the evolving situation and its impact on the financial position of the Portfolios and will adjust operational plans accordingly as the situation warrants.

The Board of Managers has decided to split certain share classes of the following Portfolios as of July 15, 2021 AB FCP I - American Income Portfolio, AB FCP I - Asia Ex-Japan Equity Portfolio, AB FCP I - China Low Volatility Equity Portfolio, AB FCP I - Dynamic Diversified Portfolio, AB FCP I - Emerging Market Debt Portfolio, AB FCP I - Emerging Markets Growth Portfolio, AB FCP I - European Income Portfolio, AB FCP I - Global Equity Blend Portfolio, AB FCP I - Global High Yield Portfolio, AB FCP I - Global Value Portfolio, AB FCP I - Japan Strategic Value Portfolio, AB FCP I - Mortgage Income Portfolio, AB FCP I - Short Duration Bond Portfolio and AB FCP I - Sustainable US Thematic Portfolio.

The following table lists each Portfolio's commencement of operations as well as Share Classes funded as of August 31, 2021:

AB FCP I–	Commencement of Operations	Share Classes Funded
Dynamic Diversified Portfolio	November 2, 2004	A, A EUR, A EUR H, AX, AX EUR, AX SGD, BX, BX SGD, C, C EUR, C EUR H, CX, I, I EUR, I EUR H, IX & S1 EUR H
Global Equity Blend Portfolio	September 1, 2003	A, A EUR, A EUR H, A SGD, B, B SGD, C, C EUR, I, I EUR, S HKD, S1, S1 EUR, S1 GBP & S1 SGD
Global Value Portfolio	June 1, 2006	A, A EUR, A SGD, A SGD H, AD, AD AUD H, AD CAD H, AD EUR H, AD GBP H, AD HKD, AD SGD H, AD ZAR H, B, BD, C, C EUR, I, I EUR, I SGD, S, S GBP, S GBP H, S1, S1 EUR, S1 GBP & SD
Emerging Markets Growth Portfolio	October 30, 1992	A, A AUD H, A EUR, A HKD, A PLN H, A SGD, A SGD H, AD, B, C, C AUD H, C EUR, ED, I, I AUD H, I EUR, N, S, S1, S1 EUR & S1GBP
Sustainable US Thematic Portfolio	June 1, 2006	A, A AUD H, A CAD H, A EUR, A EUR H, A GBP H, A HKD, A SGD H, AN, B, C, C EUR, C EUR H, C SGD, E, I, I EUR, I EUR H, I GBP, IN, IN EUR, S, S1, S1 EUR & S1 JPY H
Asia Ex-Japan Equity Portfolio	November 30, 2009	A, A AUD H, A EUR, A HKD, A SGD H, AD, AD AUD H, AD CAD H, AD EUR, AD EUR H, AD GBP H, AD HKD, AD NZD H, AD RMB H, AD SGD H, AD ZAR H, AY JPY, BD, BD AUD H, BD CAD H, BD HKD, BD NZD H, BD ZAR H, BY JPY, C, C AUD H, C EUR, ED, I, I AUD H, I EUR, I GBP, ID, ID AUD H, S, S HKD, S1, S1 EUR & SD

AB FCP I–	Commencement of Operations	Share Classes Funded
Japan Strategic Value Portfolio	December 15, 2005	A, A AUD H, A CZK H, A EUR, A EUR H, A NZD H, A PLN, A SGD, A SGD H, A USD, A USD H, AD, AD AUD H, AD NZD H, AD USD H, AD ZAR, H, BD AUD H, C, C EUR, C EUR H, C USD, I, I EUR, I EUR H, I SGD, I USD, I USD H, S EUR H, S1 EUR, S1 USD, S1 USD H & SD
China Low Volatility Equity Portfolio	February 1, 2007	A, A EUR, A HKD, A PLN H, AD, AD AUD H, AD CAD H, AD EUR H, AD GBP H, AD HKD, AD NZD H, AD RMB H, AD SGD H, AD ZAR H, B, B EUR, BD NZD H, BD ZAR H, C, C EUR, I, I EUR, S, S1 & S1 EUR
Short Duration Bond Portfolio	September 16, 1996	A, A EUR, A2, A2 EUR, A2 EUR H, A2 HKD, A2 SGD H, AA, AA AUD H, AA CAD H, AA GBP H, AA HKD, AA NZD H, AA SGD H, AJ, AR EUR H, AT, AT AUD H, AT CAD H, AT EUR, AT EUR H, AT GBP H, AT HKD, AT NZD H, AT SGD H, AX, B, B2 EUR, BT, C, C2, C2 EUR H, I, I EUR, I2, I2 AUD H, I2 EUR, I2 EUR H, IT, IT AUD H, N2, NT, S, S EUR H, S SGD H, S1 2, S1 2 EUR, S1 EUR H & SA
Global High Yield Portfolio	September 22, 1997	A, A EUR, A2, A2 CHF H, A2 EUR, A2 EUR H, A2 HKD, A2 PLN H, A2 SGD, A2 SGD H, AA, AA AUD H, AA CAD H, AA EUR H, AA GBP H, AA HKD, AA NZD H, AA RMB H, AA SGD H, AA ZAR H, AK, AK EUR, AK EUR H, AR EUR H, AT, AT AUD H, AT CAD H, AT EUR, AT EUR H, AT GBP H, AT HKD, AT NZD H, AT RMB H, AT SGD, AT SGD H, B, B2, BA, BA AUD H, BA ZAR H, BT, BT AUD H, BT CAD H, BT EUR H, BT GBP H, BT HKD, BT NZD H, C, C EUR, C2, C2 EUR, C2 EUR H, CK, CK EUR H, CT, EA, EA AUD H, EA ZAR H, I, I EUR, I2, I2 AUD H, I2 CHF H, I2 EUR, I2 EUR H, I2 SGD, I2 SGD H, IA AUD H, IQD, IQD EUR, IT, IT AUD H, IT CAD H, IT EUR H, IT GBP H, IT HKD, IT NZD H, IT RMB H, J, N2, NT, S1, S1 EUR, S1D, SA, SHK, SK, W, W EUR, W2, W2 CHF H, W2 EUR H, WT, WT AUD H, WT CAD H, WT EUR H, WT GBP H & WT RMB H

AB FCP I–	Commencement of Operations	Share Classes Funded
American Income Portfolio	July 1, 1993	A, A EUR, A2, A2 CHF H, A2 DUR PH, A2 EUR, A2 EUR H, A2 HKD, A2 PLN H, A2 SGD, A2 SGD H, AA, AA AUD H, AA CAD H, AA DUR PH, AA EUR H, AA GBP H, AA HKD, AA NZD H, AA RMB H, AA SGD H, AA ZAR H, AK, AK EUR, AK EUR H, AR EUR, AR EUR H, AT, AT AUD H, AT CAD H, AT DUR PH, AT EUR, AT EUR H, AT GBP H, AT HKD, AT NZD H, AT RMB H, AT SGD, AT SGD H, B, B2, B2 HKD, BA, BA AUD H, BA ZAR H, BT, BT AUD H, BT CAD H, BT EUR, BT EUR H, BT GBP H, BT HKD, BT NZD H, C, C EUR, C2, C2 DUR PH, C2 EUR, C2 EUR H, CT, EA, EA AUD H, EA ZAR H, I, I EUR, I2, I2 AUD H, I2 CHF H, I2 DUR PH, I2 EUR, I2 EUR H, I2 HKD, I2 SGD, I2 SGD H, IA, IA AUD H, IT, IT AUD H, IT CAD H, IT EUR H, IT GBP H, IT HKD, IT JPY, IT JPY H, IT NZD H, IT RMB H, IT SGD, IT SGD H, J, L2, L2 AUD H, L2 SGD H, LT, LT AUD H, LT SGD H, N2, NT, S, S1, S1 EUR, S1D, S1D2, SA, SHK, W, W2, W2 CHF H, W2 EUR H, WT, WT AUD H, WT EUR H, WT GBP H, WT HKD & WT SGD H
European Income Portfolio	February 26, 1999	A, A USD, A2, A2 CHF H, A2 PLN H, A2 SGD H, A2 USD, A2 USD H, AA, AA AUD H, AA HKD H, AA RMB H, AA SGD H, AA USD H, AK, AR, AT, AT AUD H, AT SGD H, AT USD, AT USD H, B USD, B2, B2 USD, BA, BA AUD H, BA USD H, BT, BT AUD H, BT USD, BT USD H, C, C USD, C2, C2 USD, C2 USD H, CK, CT USD H, I, I USD, I2, I2 AUD H, I2 CHF H, I2 USD, I2 USD H, IA, IA HKD H, IA SGD H, IA USD H, IT, IT SGD H, IT USD H, NT USD H, S1, S1 USD, S1 USD H, S1D, SA USD H, SHK, W2, W2 CHF H, W2 USD H, WA, WA HKD H, WA USD H, WT, WT SGD H & WT USD H

AB FCP I–	Commencement of Operations	Share Classes Funded
Emerging Markets Debt Portfolio	March 23, 2006	A, A EUR, A2, A2 CHF H, A2 EUR, A2 EUR H, A2 HKD, A2 PLN, A2 PLN H, A2 SGD H, AA, AA AUD H, AA CAD H, AA EUR H, AA GBP H, AA HKD, AA NZD H, AA RMB H, AA SGD H, AA ZAR H, AI, AI AUD H, AR EUR, AT, AT AUD H, AT CAD H, AT EUR, AT EUR H, AT GBP H, AT HKD, AT NZD H, AT RMB H, AT SGD H, B2 EUR, B2 HKD, BA, BA AUD H, BA ZAR H, BT, BT AUD H, BT EUR H, BT HKD, C, C EUR, C2, C2 EUR, C2 EUR H, CT, EA, EA AUD H, EA ZAR H, EI, EI AUD H, I, I2, I2 CHF H, I2 EUR, I2 EUR H, IT AUD H, IT EUR H, IT SGD H, N2, NT, S, S EUR H, S GBP H, S1 2, S1 2 EUR, S1 EUR H, S1 GBP H, S1QD EUR H & SA
Mortgage Income Portfolio	September 27, 1994	A, A2, A2 EUR, A2 HKD, A2 SGD, A2X, A2X EUR, AA, AA AUD H, AA HKD, AA RMB H, AA SGD H, AA ZAR H, AR EUR H, AT, AT AUD H, AT EUR, AT GBP H, AT HKD, AT SGD, AT SGD H, AX, AX EUR, B2X, BX, BX EUR, C, C2, C2 EUR, C2X, CX, I, I EUR, I2, I2 EUR, I2 EUR H, I2X, IT EUR H, IX, N2, NT, S, S1, S1 EUR, S1 EUR H, S1 JPY, S1X & SA
Global Bond II Portfolio	December 17, 2012	S1

NOTE B: Significant Accounting Policies

The Financial Statements have been prepared in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements. The following is a summary of significant accounting policies followed by the Portfolios.

1. Valuation

1.1 Investments in Securities

Securities listed on a stock exchange or traded on any other regulated market are valued at the last available price on such exchange or market or, if no such price is available, at the mean of the closing bid and asked price quoted on such day. If a security is listed on several stock exchanges or markets, the last available price on the stock exchange or market which constitutes the main market for such security is used.

Securities traded in the over-the-counter market, including securities listed on an exchange whose primary market is believed to be over-the-counter (but excluding securities traded on The Nasdaq Stock Market, Inc. ("NASDAQ")) are valued at the mean of the current bid and asked prices. Securities traded on NASDAQ are valued in accordance with the NASDAQ Official Closing Price.

Securities are valued at their current market value determined on the basis of market quotations or, if market quotations are not readily available or are deemed unreliable, at "fair value" as determined in accordance with procedures established by, and under the general supervision of, the Board of Managers. Fair valuation procedures are designed to adjust closing market prices of Portfolio securities to reflect what is believed to be the fair value of those securities at the Portfolio's Valuation Point.

When fair valuation procedures are employed with respect to a particular Portfolio security, various objective and subjective factors may be considered, including, among other things, developments affecting the security or involving an entire market since the security's latest reported price, current valuations of relevant stock indices or pronouncements of certain governmental authorities. Fair value prices based on third party vendor modeling tools may be utilized to the extent available. Therefore, when fair valuation procedures are employed, the prices of individual Portfolio securities utilized to calculate the Portfolio's Net Asset Value ("NAV") may differ from quoted or published prices for the same securities. Currently, fair value adjustments are only applicable to certain equity securities and futures contracts.

Accordingly, as may also be the case with a previously reported stock exchange price, the price of any Portfolio security determined utilizing fair value pricing procedures may be materially different from the price to be realized upon the sale of such security.

For Portfolio securities primarily traded on U.S. exchanges, it is expected that fair value pricing procedures are employed only under very limited circumstances such as, for example,

the early closing of an exchange on which a particular security is traded or the suspension of trading in a particular security. However, it is anticipated that fair value pricing procedures will be utilized frequently for securities traded on non-U.S. exchanges or other markets, particularly European and Asian markets excluding India, because, among other reasons, these markets close well before the Portfolio's Valuation Point. Between the close of these markets and the relevant Portfolio's Valuation Point, significant events including broad market moves may occur. In particular events in the U.S. market on a trading day after the close of these other markets may affect the value of the Portfolio's securities. Japan Strategic Value Portfolio has adopted a policy to only fair value securities when deemed relevant based on the performance of a benchmark and relative capstock flows.

Fixed income securities (i), securities not listed on any stock exchange or traded on any regulated market (ii), and securities, trading of which on a stock exchange or a regulated market is thin (iii), are valued at the most recent bid price provided by the principal market makers. If there is no such market price, or if such market price is not representative of a security's fair market value, then the security is valued in a manner determined to reflect its fair value in accordance with procedures established by, and under the general supervision of, the Board of Managers.

U.S. Government securities and any other debt instruments having 60 days or less remaining until maturity are generally valued at market by an independent pricing vendor, if a market price is available. If a market price is not available, the securities are valued at amortized cost. This methodology is commonly used for short-term securities that have an original maturity of 60 days or less, as well as short-term securities that had an original term to maturity that exceeded 60 days. In instances when amortized cost is utilized, the valuation committee of the Investment Manager (the "Committee") must reasonably conclude that the utilization of amortized cost is approximately the same as the fair value of the security. Such factors the Committee will consider include, but are not limited to, an impairment of the creditworthiness of the issuer or material changes in interest rates. The Committee decisions are made in accordance with procedures established by, and under general supervision of, the Board of Managers.

Over-the-counter ("OTC") swaps and other derivatives are valued daily, primarily using independent pricing services, independent pricing models using market inputs, as well as third party broker-dealers or counterparties.

1.2 Warrant Valuation

A listed warrant is valued at the last traded price provided by approved vendors. If there has been no sale on the relevant business day, the warrant is valued at the last traded price from the previous day. On the following days, the security is valued in good faith at fair value. All unlisted warrants are valued in good faith at fair value. Once a warrant has expired, it will no longer be valued.

1.3 Financial Futures Contracts

Initial margin deposits are made upon entering into futures contracts. During the period the futures contract is open, changes in the value of the contract are recognized as unrealized gains or losses by "marking-to-market" on a daily basis to reflect the market value of the contract at the end of each day's trading. Variation margin payments are made or received, depending upon whether unrealized losses or gains are incurred. When the contract is closed, a realized gain or loss is recorded. This realized gain or loss is equal to the difference between the proceeds from (or cost of) the closing transaction and the Portfolio's basis in the contract.

Open futures contracts are valued using the closing settlement price or, in the absence of such a price, the most recent quoted bid price. If there are no quotations available for the day of valuations, the last available closing settlement price is used.

1.4 Forward Foreign Currency Contracts

The unrealized gain or loss on open forward foreign currency contracts is calculated as the difference between the contracted rate and the rate to close out the contract. Realized profit or loss includes net gains or losses on forward foreign currency contracts which have been settled or offset by other contracts with the same counterparty.

1.5 Options Purchased and Options Written

When an option is purchased, an amount equal to the premium paid is recorded as an investment and is subsequently adjusted to the current market value of the option purchased. Premiums paid for the purchase of options which expire unexercised are treated on the expiration date as realized losses. If a purchased put option is exercised, the premium is subtracted from the proceeds of the sale of the underlying security or foreign currency in determining whether the relevant Portfolio has realized a gain or loss. If a purchased call option is exercised, the premium increases the cost basis of the security or foreign currency purchased by the relevant Portfolio. When an option is written, an amount equal to the premium received by the relevant Portfolio is recorded as a liability and is subsequently adjusted to the current market value of the option written. Premiums received from written options which expire unexercised are treated by the relevant Portfolio on the expiration date as realized gains. If a written call option is exercised, the premium is added to the proceeds from the sale of the underlying security or foreign currency in determining whether the relevant Portfolio has realized a gain or a loss. If a written put option is exercised, the premium reduces the cost basis of the security or foreign currency purchased by the relevant Portfolio. Listed put or call options by a portfolio are valued at the last sale price. If there has been no sale on that day, such securities are valued at the closing bid prices on that day.

1.6 Investments in other Undertakings for Collective Investment ("UCIs")

Investments in other UCIs are valued at the last available NAV for the UCI in question.

1.7 Swap Agreements

The Portfolios accrue for interim payments on swap contracts on a daily basis, within income and expenses. Swap contracts are marked to market on a daily basis with fluctuations in value recorded in "Unrealized appreciation (depreciation) on swaps" in the Statement of Assets and Liabilities and "Change in unrealized gains and (losses) on swaps" in the Statement of Operations and Changes in Net Assets. Once a swap contract has matured or is sold, the net amount is recorded as "Realized gains and (losses) on investments, forward foreign currency contracts, swaps, financial futures contracts, options and currency" in the Statement of Operations and Changes in Net Assets. The upfront premiums paid or received are recognized

as cost or proceeds in the Statement of Assets and Liabilities and are amortized on a straight line basis over the life of the contract. Accruals of amortized upfront premiums on credit default swaps are included in "Swap income" until the position is sold, thereafter the amortized upfront premiums are included in "Realized gains and (losses) on investments, forward foreign currency contracts, swaps, financial futures contracts, options and currency". On all other swap types the amortized upfront premiums are included within "Realized gains and (losses) on investments, forward foreign currency contracts, swaps, financial futures contracts, options and currency". Fluctuations in the value of swap contracts are recorded as a component of "Changes in unrealized gains and (losses) on swaps" in the Statement of Operations and Changes in Net Assets.

"Upfront premiums paid (received) on swap contracts" disclosed in the Statement of Assets and Liabilities include premiums paid (received) on the OTC credit default swaps and a margin that is yet to be settled on the centrally cleared credit default swaps.

2. Organization Expenses
The organization expenses of all existing Portfolios have been fully amortized in prior years.

3. Allocation Method
Income and expenses (except for class-specific management and distribution fees) for the "fixed income" and "balanced" Portfolios are allocated on a daily basis utilizing a hybrid allocation model. This model allocates based upon each class' proportionate percentage of the combined value of settled shares for those classes which accrue a daily dividend and the value of the shares outstanding for those classes which accrue a monthly dividend or no dividend at all. Income and expenses for the "equity" Portfolios are allocated on a daily basis by each class' value of their proportionate shares outstanding. For all of the Portfolios, realized and unrealized gains and losses are allocated on a daily basis by each class' value of their proportionate shares outstanding. Class-specific management, management company, distribution fees and realized and unrealized gains and losses on forward foreign currency contracts related to the Currency Hedged Share Classes are charged /allocated directly to the respective class.

Due to the distinct institutional nature of all types of Class S shares of the Portfolios, certain fund expenses, where applicable, are allocated to the respective Class S shares based upon minimum shareholder activity and account level requirements.

4. Currency Translation
Values expressed in a currency other than the currency in which a Portfolio is denominated as determined by the Management Regulations are translated at the average of the last available buying and selling price. Transactions in foreign currencies are translated into the currency of each Portfolio at the exchange rate ruling at the date of the transactions.

The Combined Statement of Assets and Liabilities is presented in U.S. Dollars at the exchange rates ruling at the date of the combined Statement of Assets and Liabilities, while the Combined Statement of Operations and Changes in Net Assets is presented in U.S. Dollars at the average exchange rates ruling during the year.

Exchange rates applied in the financial statements are: spot rate 1.1807 and average rate 1.1952 for EUR to USD, spot rate 0.0091 and average rate 0.0093 for JPY to USD.

The "Currency translation adjustment" presented in the Combined Statement of Operations and Changes in Net Assets is the result of the difference in exchange rates used to translate combined net assets at the beginning of the year, the Statement of Assets and Liabilities and the Statement of Operations and Changes in Net Assets.

5. Investment Income and Investment Transactions
Dividend income is recorded on the ex-dividend date. Interest income is accrued daily. Investment gains and losses for the Portfolios are determined on an average cost basis.

The Fund accretes discounts and amortizes premiums as adjustments, if applicable, to interest income. Investment transactions are recorded on trade date plus one day.

6. Estimates
The preparation of the Financial Statements in conformity with accounting principles generally accepted in Luxembourg requires management to make estimates and assumptions that affect the reported amounts of assets and liabilities and disclosure of contingent assets and liabilities at the date of the Financial Statements and the reported amounts of income and expenses during the reporting period. Actual results may differ from those estimates.

7. Swing Pricing Adjustment (The following applies to all Portfolios except Global Equity Blend Portfolio, Global Value Portfolio, Short Duration Bond Portfolio and Global Bond II Portfolio)
The Management Company has communicated to all shareholders of the Fund to implement a NAV adjustment Policy, also known as "swing pricing" policy effective from November 2, 2015. Under this policy, a Portfolio's NAV may be adjusted to reflect the impact of estimated transaction costs, deal spreads and charges generated by shareholders' purchase and redemption activity. Swing pricing is automatically applied when daily net subscriptions or redemptions exceed a threshold specified by the Swing Pricing Committee under the supervision of the Board of Managers. When swing pricing is applied, the NAV of the relevant Portfolio's shares will be adjusted up or down, in an amount generally not to exceed 2% of the relevant NAV, so that the transaction costs incurred due to the purchase and redemption activity are borne by the investors transacting in the Portfolio's shares, rather than the Portfolio itself. This adjustment is intended to minimize dilution of the value of shareholders' investment in shares of a Portfolio brought on by transactions in the Portfolio's shares.

The recent and unprecedented financial market conditions linked to the COVID-19 crisis led to a widening of bid/offer spreads of certain securities and consequently higher transaction costs for the Fund. The Swing Pricing Committee believes that the current swing pricing thresholds of generally up to 2% for the Fund may not adequately reflect the expected costs associated with trade execution prices and therefore may not fully protect the interests of the Fund's Shareholders in the event of redemption and subscription activity. It was resolved by the Board of Managers, in line with "FAQ CSSF on Swing Pricing Mechanism", to allow the Swing Pricing Committee to

go beyond the Swing Pricing threshold as it deems appropriate for any relevant Portfolio in order to ensure that the remaining Shareholders of the Fund are not impacted by the current transaction costs linked to the COVID-19 crisis.

The NAV per Share and the total Net Assets as disclosed in the Statistical Information are the published NAV per Share and the total Net Assets, whereas the total Net Assets disclosed in the Statement of Assets and Liabilities and Statement of Operations and Changes in Net Assets is the total NAV excluding any period end swing adjustments.

All Portfolios subject to swing pricing swung their NAVs during the reporting period. As of August 31, 2021, none of such Portfolios swung their NAVs.

NOTE C: Taxes

As a Luxembourg *fonds commun de placement* (FCP), the Fund is not subject, under present tax laws, to income, withholding or capital gains taxes in Luxembourg. The Fund is subject to the Luxembourg *taxe d'abonnement* at the rate of 0.05% per annum calculated and payable quarterly as the aggregate total net assets on the last day of each calendar quarter. The rate is 0.01% for share classes reserved to institutional investors within the meaning of Article 174 of the Law of 2010. Interest, dividends and capital gains on securities may be subject to withholding or capital gains taxes in certain countries.

In connection with an investment by a Portfolio into a separate Portfolio, *taxe d'abonnement* is waived in an amount equal to the Portfolio's pro rata share of the *taxe d'abonnement* accrued within the respective share class of the separate Portfolio.

NOTE D: Distributions

The Management Company does not currently intend to pay dividends with respect to the shares for the Global Equity Blend Portfolio. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective NAV of the Shares.

For Dynamic Diversified Portfolio:

- For class AR shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make annual distributions. Distributions may come from gross income (before reduction for fees and expenses), realized and unrealized gains and capital attributable to the relevant class. Distributions in excess of net income (gross income less fees and expenses) may represent a return of the investor's original investment amount and as such may result in a decrease in the NAV per share for the relevant class.
- For class A, B, C, I, S, S1, SP, S1P, AX, BX, CX and IX shares (and corresponding H shares), the Management Company currently does not intend to pay dividends with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective NAV of the Shares.

For Global Value Portfolio:

- For class A, B, C, I, S, S1, SA GB, SB GB, S1A GB and S1B GB shares (and corresponding H shares), the Management Company currently does not intend to pay distributions with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective NAV of the Shares.
- For class AD, BD and SD shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes, and therefore distributions may come from gross income (before reduction for fees and expenses), realized and unrealized gains and capital attributable to the relevant class. Distributions in excess of net income (gross income less fees and expenses) may represent a return of the investor's original investment amount and as such may result in a decrease in the NAV per share for the relevant class.

For Emerging Markets Growth Portfolio:

- For class A, B, C, I, N, S and S1 shares (and corresponding H shares), the Management Company currently does not intend to pay dividends with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective NAV of the Shares.
- For class AD and ED shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes, and therefore distributions may come from gross income (before reduction for fees and expenses), realized and unrealized gains and capital attributable to the relevant class. Distributions in excess of net income (gross income less fees and expenses) may represent a return of the investor's original investment amount and as such may result in a decrease in the NAV per share for the relevant class.

For Sustainable US Thematic Portfolio:

- For class A, AN, B, C, E, I, IN, S, S1, S1A GB, S1B GB shares (and corresponding H shares), the Management Company currently does not intend to pay dividends with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective NAV of the Shares.
- For class INN and S1NN shares, the Management Company intends to declare and pay an annual distribution equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributed to such class of Shares.
- For class AD shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes, and therefore distributions may come from gross income (before reduction for fees and expenses), realized and unrealized gains and capital attributable to the relevant class. Distributions in excess of net income (gross income less fees and expenses) may represent a return of the investor's original investment amount and as such may result in a decrease in the NAV per share for the relevant class.

For Asia Ex-Japan Equity Portfolio:

- For class A, B, C, I, S and S1 shares (and corresponding H shares), the Management Company currently does not intend to pay distributions with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective NAV of the Shares.
- For class AY and class BY shares, the Management Company has discretion to declare and pay distributions based on the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For class AD, BD, ED, ID and SD shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes, and therefore distributions may come from gross income (before reduction for fees and expenses), realized and unrealized gains and capital attributable to the relevant class. Distributions in excess of net income (gross income less fees and expenses) may represent a return of the investor's original investment amount and as such may result in a decrease in the NAV per share for the relevant class.

For Japan Strategic Value Portfolio:

- For class A, B, C, I, S, S1 and 2 shares (and corresponding H shares), the Management Company currently does not intend to pay distributions with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective NAV of the Shares.
- For class AD, BD and SD shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes, and therefore distributions may come from gross income (before reduction for fees and expenses), realized and unrealized gains and capital attributable to the relevant class. Distributions in excess of net income (gross income less fees and expenses) may represent a return of the investor's original investment amount and as such may result in a decrease in the NAV per share for the relevant class.

For China Low Volatility Equity Portfolio:

- For class A, B, C, I, S and S1 shares, the Management Company currently does not intend to pay dividends with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to such Shares will be reflected in the respective NAV of such Shares.
- For class AD and BD shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes, and therefore distributions may come from gross income (before reduction for fees and expenses), realized and unrealized gains and capital attributable to the relevant class. Distributions in excess of net income (gross income less fees and expenses) may represent a return of the investor's original investment amount and as such may result in a decrease in the NAV per share for the relevant class.

For Short Duration Bond Portfolio:

- For class A, AX, B, BX, C, I, S and S1 shares (and corresponding H shares, unless noted otherwise), the Management Company intends to declare daily and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For class AJ, AT, BT, CT, IT and NT shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For class AA, BA and SA shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes. For class AR shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make annual distributions. The distribution rate is to be derived from gross income (before deduction of fees and expenses) and distributions may also include realized and unrealized gains and capital attributable to such classes of Shares. Since fees and expenses do not reduce the distribution rate, the NAV per share of the relevant classes will be reduced by such fees and expenses.
- For class A2, B2, C2, I2, N2, S 2 and S1 2 shares (and corresponding H shares) and S EUR H, S1 EUR H, S SGD H shares, the Management Company currently does not intend to pay dividends with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective NAV of the Shares.

For Global High Yield Portfolio:

- For class A, B, C, I, JA, J and W shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare daily and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For class AT, BT, CT, IT, NT, S1D, S1D2 and WT shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For class IQD and S1QD shares, the Management Company intends to declare and pay quarterly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to the class of Shares. For class SK shares, the Management Company may declare and pay dividends at its discretion.
- For class AK and CK shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay bi-annually dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to the relevant class of Shares.
- For class AA, BA, EA, IA and SA shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes. For class AR shares (and corresponding

H shares), the Management Company intends to declare and make annual distributions. For class SHK and SQ shares, the Management Company intends to declare daily and make monthly distributions. The distribution rate is to be derived from gross income (before deduction of fees and expenses) and distributions may also include realized and unrealized gains and capital attributable to such classes of Shares. Since fees and expenses do not reduce the distribution rate, the NAV per share of the relevant classes will be reduced by such fees and expenses.

- For class A2, B2, C2, I2, N2, S, S1 and W2 shares (and corresponding H shares), the Management Company currently does not intend to pay dividends with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective NAV of the Shares.

For American Income Portfolio:

- For class A, B, C, I, JA, J and W shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare daily and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For class AT, BT, CT, IT, LT, NT, S1D, S1D2 and WT shares (and corresponding H and DUR PH shares), the Management Company intends to declare and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For class AK and CK shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay bi-annually dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For class AA, BA, EA, IA and SA shares (and corresponding H and DUR PH shares), the Management Company intends to declare and make monthly distributions. For class SHK shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare daily and make monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes. For class AR shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make annual distributions. The distribution rate is to be derived from gross income (before deduction of fees and expenses) and distributions may also include realized and unrealized gains and capital attributable to such classes of Shares. Since fees and expenses do not reduce the distribution rate, the NAV per share of the relevant classes will be reduced by such fees and expenses.
- For class S1QD shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay quarterly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to the class of Shares.
- For class A2, B2, C2, I2, L2, N2, S, S1 and W2 shares (and corresponding H and DUR PH shares), the Management Company currently does not intend to pay dividends with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective NAV of the Shares.

For European Income Portfolio:

- For class A, B, C and I shares, the Management Company intends to declare daily and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For class AT, BT, CT, IT, NT, S1D and WT shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For class AK and CK shares, the Management Company intends to declare and pay bi-annually dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For class AA, BA, IA, SA and WA shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make monthly distributions. For class SHK shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare daily and make monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes. For class AR shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make annual distributions. The distribution rate is to be derived from gross income (before deduction of fees and expenses) and distributions may also include realized and unrealized gains and capital attributable to such classes of Shares. Since fees and expenses do not reduce the distribution rate, the NAV per share of the relevant classes will be reduced by such fees and expenses.
- For class A2, B2, C2, I2, S, S1 and W2 shares (and corresponding H shares), the Management Company currently does not intend to pay dividends with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective NAV of the Shares.

For Emerging Markets Debt Portfolio:

- For class A, B, C and I shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare daily and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For class AT, BT, CT, IT, NT and ZT shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For class AA, BA, EA and SA shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes. For class AR shares, the Management Company intends to declare and make annual distributions. The distribution rate is to be derived from gross income (before deduction of fees and expenses) and distributions may also include realized and unrealized gains and capital attributable to such classes of Shares. Since fees and expenses do not reduce the distribution rate, the NAV per share of the relevant classes will be reduced by such fees and expenses.

- For class AI and EI shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes. Distributions may come from gross income (before reduction for fees and expenses), realized and unrealized gains and, potentially to a significant extent from capital attributable to the relevant class. Distributions in excess of net income (gross income less fees and expenses) may represent a return of the investor's original investment amount and as such, may result in a decrease in the NAV per share for the relevant class. If the NAV per share falls below, respectively USD 1 and AUD 1, the Management Company will contemplate at its full discretion, either (i) the restructuring of the Share Class including through the merger with a Share Class with similar features or (ii) the liquidation of the Share Class. Distributions may be automatically reinvested at the election of the Shareholder.
- For class A2, B2, C2, I2, N2, S, S1 and S1 2 shares (and corresponding H shares), the Management Company currently does not intend to pay dividends with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective NAV of the Shares.
- For class S1QD shares (and corresponding H shares), the Board intends to declare and pay quarterly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to the class of Shares.

For Mortgage Income Portfolio:

- For class A, AX, BX, C, CX, I, IX, S and S1X shares, the Management Company intends to declare daily and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For class AT, ATX, IT, NT and ZT shares, the Management Company intends to declare and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For class AA, BA, EA and SA shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes. For class AR shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make annual distributions. The distribution rate is to be derived from gross income (before deduction of fees and expenses) and distributions may also include realized and unrealized gains and capital attributable to such classes of Shares. Since fees and expenses do not reduce the distribution rate, the NAV per share of the relevant classes l will be reduced by such fees and expenses.
- For class A2, A2X, B2X, C2, C2X, I2, I2X, N2 and S1 shares (and corresponding H shares), the Management Company currently does not intend to pay dividends with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective NAV of the Shares.

For Global Bond II Portfolio:

- For class S1 shares, the Management Company intends to declare daily and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.

The Management Company also may determine if and to what extent dividends paid include realized capital gains and/or are paid out of capital attributable to the relevant class of Shares. To the extent the net income and net realized profits attributable to these Shares exceed the amount declared payable, the excess return will be reflected in the respective NAV of such Shares. Dividends may be automatically reinvested at the election of the Shareholder.

NOTE E: Management Fee and Other Transactions with Affiliates

The Fund pays the Management Company a management fee. Under the terms of the Investment Management Agreement from the management fee earned, the Management Company pays an investment management fee to AllianceBernstein L.P. (the "Investment Manager").

The Management Company has voluntarily agreed to bear certain expenses to the extent necessary to limit total operating expenses on an annual basis.

These limitations have been set as follows (limitations expressed as a percentage of the average daily net assets):

AB FCP I–	Share Class	%
Dynamic Diversified Portfolio	Class A	1.95%
	Class A EUR	1.95%
	Class A EUR H	1.95%
	Class AX	1.90%
	Class AX EUR	1.90%
	Class AX SGD	1.90%
	Class B(a)	2.95%
Dynamic Diversified Portfolio (continued)	Class BX	2.90%
	Class BX SGD	2.90%
	Class C	2.25%
	Class C EUR	2.25%
	Class C EUR H	2.25%
	Class CX	2.20%
	Class I	1.25%
	Class I EUR	1.25%
	Class I EUR H	1.25%
	Class IX	1.20%
	Class S1 EUR H	0.80%
Global Equity Blend Portfolio	Class A	2.10%
	Class A EUR	2.10%
	Class A EUR H	2.10%
	Class A SGD	2.10%
	Class B	3.10%
	Class B SGD	3.10%
	Class C	2.55%

AB FCP I–	Share Class	%
Global Equity Blend Portfolio (continued)	Class C EUR	2.55%
	Class I	1.30%
	Class I EUR	1.30%
	Class S(b)	0.10%
	Class S HKD	0.10%
	Class S1	0.80%
	Class S1 EUR	0.80%
	Class S1 GBP	0.80%
	Class S1 SGD	0.80%
Global Value Portfolio	Class S	0.12%
	Class S GBP	0.12%
	Class S GBP H	0.12%
	Class S1	0.82%
	Class S1 EUR	0.82%
	Class S1 GBP	0.82%
	Class SD	0.12%
Emerging Markets Growth Portfolio	Class S	0.30%
	Class S1	1.20%
	Class S1 EUR	1.20%
	Class S1 GBP	1.20%
Sustainable US Thematic Portfolio	Class A	1.75%
	Class A AUD H	1.75%
	Class A CAD H	1.75%
	Class A EUR	1.75%
	Class A EUR H	1.75%
	Class A GBP H	1.75%
	Class A HKD	1.75%
	Class A SGD H	1.75%
	Class AN	1.75%
	Class B	2.75%
	Class C	2.20%
	Class C EUR	2.20%
	Class C EUR H	2.20%
	Class C SGD	2.20%
	Class E	2.75%
	Class I	0.95%
	Class I EUR	0.95%
	Class I EUR H	0.95%
	Class I GBP	0.95%
	Class IN	0.95%
	Class IN EUR	0.95%
	Class S	0.15%
	Class S1	0.80%
	Class S1 EUR	0.80%
	Class S1 JPY H	0.80%
Asia Ex-Japan Equity Portfolio	Class A	2.05%
	Class A AUD H	2.05%
	Class A EUR	2.05%
	Class A HKD	2.05%
	Class A SGD H	2.05%
Asia Ex-Japan Equity Portfolio (continued)	Class AD	2.05%
	Class AD AUD H	2.05%
	Class AD CAD H	2.05%
	Class AD EUR	2.05%
	Class AD EUR H	2.05%
	Class AD GBP H	2.05%
	Class AD HKD	2.05%
	Class AD NZD H	2.05%
	Class AD RMB H	2.05%
	Class AD SGD H	2.05%
	Class AD ZAR H	2.05%
	Class AY JPY	2.05%
	Class BD	3.05%
	Class BD AUD H	3.05%
	Class BD CAD H	3.05%
	Class BD GBP H(c)	3.05%
	Class BD HKD	3.05%
	Class BD NZD H	3.05%
	Class BD ZAR H	3.05%
	Class BY JPY	2.52%
	Class C	2.50%
	Class C AUD H	2.50%
	Class C EUR	2.50%
	Class ED	3.05%
	Class I	1.25%
	Class I AUD H	1.25%
	Class I EUR	1.25%
	Class I GBP	1.25%
	Class ID	1.25%
	Class ID AUD H	1.25%
	Class S	0.30%
	Class S HKD	0.30%
	Class S1	1.20%
	Class S1 EUR	1.20%
	Class SD	0.30%
Japan Strategic Value Portfolio	Class 2(d)	1.35%
	Class A	2.15%
	Class A AUD H	2.15%
	Class A CZK H	2.15%
	Class A EUR	2.15%
	Class A EUR H	2.15%
	Class A NZD H	2.15%
	Class A PLN	2.15%
	Class A SGD	2.15%
	Class A SGD H	2.15%
	Class A USD	2.15%
	Class A USD H	2.15%
	Class AD	2.15%
	Class AD AUD H	2.15%
	Class AD NZD H	2.15%
	Class AD USD H	2.15%
	Class AD ZAR H	2.15%
	Class B(b)	3.15%

AB FCP I–	Share Class	%
Japan Strategic Value Portfolio (continued)	Class B EUR(e)	3.15%
	Class BD(f)	3.15%
	Class BD AUD H	3.15%
	Class BD USD H(e)	3.15%
	Class BD ZAR H(f)	3.15%
	Class C	2.60%
	Class C EUR	2.60%
	Class C EUR H	2.60%
	Class C USD	2.60%
	Class I	1.35%
	Class I EUR	1.35%
	Class I EUR H	1.35%
	Class I SGD	1.35%
	Class I USD	1.35%
	Class I USD H	1.35%
	Class S EUR H	0.15%
	Class S1(b)	0.80%
	Class S1 EUR	0.80%
	Class S1 USD	0.80%
	Class S1 USD H	0.80%
	Class SD	0.15%
China Low Volatility Equity Portfolio	Class A	1.99%
	Class A EUR	1.99%
	Class A HKD	1.99%
	Class A PLN H	1.99%
	Class AD	1.99%
	Class AD AUD H	1.99%
	Class AD CAD H	1.99%
	Class AD EUR H	1.99%
	Class AD GBP H	1.99%
	Class AD HKD	1.99%
	Class AD NZD H	1.99%
	Class AD RMB H	1.99%
	Class AD SGD H	1.99%
	Class AD ZAR H	1.99%
	Class B	2.99%
	Class B EUR	2.99%
	Class BD(g)	2.99%
	Class BD AUD H(g)	2.99%
	Class BD EUR H(f)	2.99%
	Class BD NZD H	2.99%
	Class BD ZAR H	2.99%
	Class C	2.44%
	Class C EUR	2.44%
	Class I	1.19%
	Class I EUR	1.19%
	Class S	0.16%
	Class S1	0.91%
	Class S1 EUR	0.91%
Short Duration Bond Portfolio	Class A	1.20%
	Class A EUR	1.20%

AB FCP I–	Share Class	%
Short Duration Bond Portfolio (continued)	Class A2	1.20%
	Class A2 EUR	1.20%
	Class A2 EUR H	1.20%
	Class A2 HKD	1.20%
	Class A2 SGD H	1.20%
	Class AA	1.20%
	Class AA AUD H	1.20%
	Class AA CAD H	1.20%
	Class AA GBP H	1.20%
	Class AA HKD	1.20%
	Class AA NZD H	1.20%
	Class AA SGD H	1.20%
	Class AJ	1.00%
	Class AR EUR H	1.20%
	Class AT	1.20%
	Class AT AUD H	1.20%
	Class AT CAD H	1.20%
	Class AT EUR	1.20%
	Class AT EUR H	1.20%
	Class AT GBP H	1.20%
	Class AT HKD	1.20%
	Class AT NZD H	1.20%
	Class AT SGD H	1.20%
	Class AX	1.00%
	Class B	2.20%
	Class B2(b)	2.20%
	Class B2 EUR	2.20%
	Class BA(h)	2.20%
	Class BT	2.20%
	Class BT AUD H(i)	2.20%
	Class BT CAD H(a)	2.20%
	Class BT GBP H(i)	2.20%
	Class BX(a)	1.00%
	Class C	1.60%
	Class C2	1.60%
	Class C2 EUR H	1.60%
	Class I	0.575%
	Class I EUR	0.575%
	Class I2	0.575%
	Class I2 AUD H	0.575%
	Class I2 EUR	0.575%
	Class I2 EUR H	0.575%
	Class IT	0.575%
	Class IT AUD H	0.575%
	Class N2	1.70%
	Class NT	1.70%
	Class S	0.10%
	Class S EUR H	0.10%
	Class S SGD H	0.10%
	Class S1 2	0.35%
	Class S1 2 EUR	0.35%
	Class S1 EUR H	0.35%
	Class SA	0.10%

AB FCP I–	Share Class	%
Global High Yield Portfolio. . . .	Class S EUR H(j)	0.10%
	Class S1	1.00%
	Class S1 EUR	1.00%
	Class S1D	1.00%
	Class SA	0.10%
	Class SHK	0.10%
	Class SK	0.75%
	Class SQ(k)	0.70%
American Income Portfolio	Class A	1.50%
	Class A EUR	1.50%
	Class A2	1.50%
	Class A2 CHF H	1.50%
	Class A2 DUR PH	1.50%
	Class A2 EUR	1.50%
	Class A2 EUR H	1.50%
	Class A2 HKD	1.50%
	Class A2 PLN H	1.50%
	Class A2 SGD	1.50%
	Class A2 SGD H	1.50%
	Class AA	1.50%
	Class AA AUD H	1.50%
	Class AA CAD H	1.50%
	Class AA DUR PH	1.50%
	Class AA EUR H	1.50%
	Class AA GBP H	1.50%
	Class AA HKD	1.50%
	Class AA NZD H	1.50%
	Class AA RMB H	1.50%
	Class AA SGD H	1.50%
	Class AA ZAR H	1.50%
	Class AK	1.50%
	Class AK EUR	1.50%
	Class AK EUR H	1.50%
	Class AR EUR	1.50%
	Class AR EUR H	1.50%
	Class AT	1.50%
	Class AT AUD H	1.50%
	Class AT CAD H	1.50%
	Class AT DUR PH	1.50%
	Class AT EUR	1.50%
	Class AT EUR H	1.50%
	Class AT GBP H	1.50%
	Class AT HKD	1.50%
	Class AT NZD H	1.50%
	Class AT RMB H	1.50%
	Class AT SGD	1.50%
	Class AT SGD H	1.50%
	Class B	2.20%
	Class B2	2.20%
	Class B2 HKD	2.20%
	Class BA	2.20%
	Class BA AUD H	2.20%
	Class BA ZAR H	2.20%
	Class BT	2.20%
	Class BT AUD H	2.20%
American Income Portfolio (continued)	Class BT CAD H	2.20%
	Class BT EUR	2.20%
	Class BT EUR H	2.20%
	Class BT GBP H	2.20%
	Class BT HKD	2.20%
	Class BT NZD H	2.20%
	Class C	1.95%
	Class C EUR	1.95%
	Class C2	1.95%
	Class C2 DUR PH	1.95%
	Class C2 EUR	1.95%
	Class C2 EUR H	1.95%
	Class CT	1.95%
	Class EA	2.00%
	Class EA AUD H	2.00%
	Class EA ZAR H	2.00%
	Class I	0.95%
	Class I EUR	0.95%
	Class I2	0.95%
	Class I2 AUD H	0.95%
	Class I2 CHF H	0.95%
	Class I2 DUR PH	0.95%
	Class I2 EUR	0.95%
	Class I2 EUR H	0.95%
	Class I2 HKD	0.95%
	Class I2 SGD	0.95%
	Class I2 SGD H	0.95%
	Class IA	0.95%
	Class IA AUD H	0.95%
	Class IT	0.95%
	Class IT AUD H	0.95%
	Class IT CAD H	0.95%
	Class IT EUR H	0.95%
	Class IT GBP H	0.95%
	Class IT HKD	0.95%
	Class IT JPY	0.95%
	Class IT JPY H	0.95%
	Class IT NZD H	0.95%
	Class IT RMB H	0.95%
	Class IT SGD	0.95%
	Class IT SGD H	0.95%
	Class L2	1.05%
	Class L2 AUD H	1.05%
	Class L2 SGD H	1.05%
	Class LT	1.05%
	Class LT AUD H	1.05%
	Class LT SGD H	1.05%
	Class N2	2.05%
	Class NT	2.05%
	Class S	0.15%
	Class S1	0.65%
	Class S1 EUR	0.65%
	Class S1D	0.65%
	Class S1D2	0.65%
	Class SA	0.15%

AB FCP I–	Share Class	%
American Income Portfolio (continued)	Class SHK	0.15%
	Class W	0.95%
	Class W2	0.95%
	Class W2 CHF H	0.95%
	Class W2 EUR H	0.95%
	Class WT	0.95%
	Class WT AUD H	0.95%
	Class WT EUR H	0.95%
	Class WT GBP H	0.95%
	Class WT HKD	0.95%
	Class WT SGD H	0.95%
European Income Portfolio	Class A	1.41%
	Class A USD	1.41%
	Class A2	1.41%
	Class A2 CHF H	1.41%
	Class A2 PLN H	1.41%
	Class A2 SGD H	1.41%
	Class A2 USD	1.41%
	Class A2 USD H	1.41%
	Class AA	1.41%
	Class AA AUD H	1.41%
	Class AA HKD H	1.41%
	Class AA RMB H	1.41%
	Class AA SGD H	1.41%
	Class AA USD H	1.41%
	Class AK	1.41%
	Class AR	1.41%
	Class AT	1.41%
	Class AT AUD H	1.41%
	Class AT SGD H	1.41%
	Class AT USD	1.41%
	Class AT USD H	1.41%
	Class B(b)	2.11%
	Class B USD	2.11%
	Class B2	2.11%
	Class B2 USD	2.11%
	Class BA	2.11%
	Class BA AUD H	2.11%
	Class BA USD H	2.11%
	Class BT	2.11%
	Class BT AUD H	2.11%
	Class BT USD	2.11%
	Class BT USD H	2.11%
	Class C	1.86%
	Class C USD	1.86%
	Class C2	1.86%
	Class C2 USD	1.86%
	Class C2 USD H	1.86%
	Class CK	1.86%
	Class CT USD H	1.86%
	Class I	0.86%
	Class I USD	0.86%
	Class I2	0.86%

AB FCP I–	Share Class	%
European Income Portfolio (continued)	Class I2 AUD H	0.86%
	Class I2 CHF H	0.86%
	Class I2 USD	0.86%
	Class I2 USD H	0.86%
	Class IA	0.86%
	Class IA HKD H	0.86%
	Class IA SGD H	0.86%
	Class IA USD H	0.86%
	Class IT	0.86%
	Class IT SGD H	0.86%
	Class IT USD H	0.86%
	Class NT USD H	1.96%
	Class S(I)	0.15%
	Class S1	0.65%
	Class S1 USD	0.65%
	Class S1 USD H	0.65%
	Class S1D	0.65%
	Class SA USD H	0.15%
	Class SHK	0.15%
	Class W2	0.86%
	Class W2 CHF H	0.86%
	Class W2 USD H	0.86%
	Class WA	0.86%
	Class WA HKD H	0.86%
	Class WA USD H	0.86%
	Class WT	0.86%
	Class WT SGD H	0.86%
	Class WT USD H	0.86%
Emerging Markets Debt Portfolio	Class A	1.50%
	Class A EUR	1.50%
	Class A2	1.50%
	Class A2 CHF H	1.50%
	Class A2 EUR	1.50%
	Class A2 EUR H	1.50%
	Class A2 HKD	1.50%
	Class A2 PLN	1.50%
	Class A2 PLN H	1.50%
	Class A2 SGD H	1.50%
	Class AA	1.50%
	Class AA AUD H	1.50%
	Class AA CAD H	1.50%
	Class AA EUR H	1.50%
	Class AA GBP H	1.50%
	Class AA HKD	1.50%
	Class AA NZD H	1.50%
	Class AA RMB H	1.50%
	Class AA SGD H	1.50%
	Class AA ZAR H	1.50%
	Class AI	1.50%
	Class AI AUD H	1.50%
	Class AR EUR	1.50%
	Class AT	1.50%
	Class AT AUD H	1.50%

AB FCP I–	Share Class	%
Emerging Markets Debt Portfolio (continued)	Class AT CAD H	1.50%
	Class AT EUR	1.50%
	Class AT EUR H	1.50%
	Class AT GBP H	1.50%
	Class AT HKD	1.50%
	Class AT NZD H	1.50%
	Class AT RMB H	1.50%
	Class AT SGD H	1.50%
	Class B(a)	2.50%
	Class B2(b)	2.50%
	Class B2 EUR	2.50%
	Class B2 HKD	2.50%
	Class BA	2.50%
	Class BA AUD H	2.50%
	Class BA ZAR H	2.50%
	Class BT	2.50%
	Class BT AUD H	2.50%
	Class BT CAD H(i)	2.50%
	Class BT EUR H	2.50%
	Class BT GBP H(i)	2.50%
	Class BT HKD	2.50%
	Class BT NZD H(i)	2.50%
	Class C	1.95%
	Class C EUR	1.95%
	Class C2	1.95%
	Class C2 EUR	1.95%
	Class C2 EUR H	1.95%
	Class CT	1.95%
	Class EA	2.00%
	Class EA AUD H	2.00%
	Class EA ZAR H	2.00%
	Class EI	2.00%
	Class EI AUD H	2.00%
	Class I	0.95%
	Class I2	0.95%
	Class I2 CHF H	0.95%
	Class I2 EUR	0.95%
	Class I2 EUR H	0.95%
	Class IT(m)	0.95%
	Class IT AUD H	0.95%
	Class IT EUR H	0.95%
	Class IT SGD H	0.95%
	Class N2	2.05%
	Class NT	2.05%
	Class S	0.15%
	Class S EUR H	0.15%
	Class S GBP H	0.15%
	Class S1 2	0.70%
	Class S1 2 EUR	0.70%
	Class S1 EUR H	0.70%
	Class S1 GBP H	0.70%
	Class S1QD EUR H	0.70%
	Class SA	0.15%

AB FCP I–	Share Class	%
Mortgage Income Portfolio	Class A	1.50%
	Class A2	1.50%
	Class A2 EUR	1.50%
	Class A2 HKD	1.50%
	Class A2 SGD	1.50%
	Class A2X	1.25%
	Class A2X EUR	1.25%
	Class AA	1.50%
	Class AA AUD H	1.50%
	Class AA HKD	1.50%
	Class AA RMB H	1.50%
	Class AA SGD H	1.50%
	Class AA ZAR H	1.50%
	Class AR EUR H	1.50%
	Class AT	1.50%
	Class AT AUD H	1.50%
	Class AT EUR	1.50%
	Class AT GBP H	1.50%
	Class AT HKD	1.50%
	Class AT SGD	1.50%
	Class AT SGD H	1.50%
	Class AX	1.25%
	Class AX EUR	1.25%
	Class B2X	1.70%
	Class BA(n)	2.50%
	Class BA AUD H(h)	2.50%
	Class BA ZAR H(o)	2.50%
	Class BX	1.70%
	Class BX EUR	1.70%
	Class C	1.95%
	Class C2	1.95%
	Class C2 EUR	1.95%
	Class C2X	1.70%
	Class CX	1.70%
	Class I	0.95%
	Class I EUR	0.95%
	Class I2	0.95%
	Class I2 EUR	0.95%
	Class I2 EUR H	0.95%
	Class I2X	0.70%
	Class IT EUR H	0.95%
	Class IX	0.70%
	Class N2	2.05%
	Class NT	2.05%
	Class S	0.15%
	Class S1	0.65%
	Class S1 EUR	0.65%
	Class S1 EUR H	0.65%
	Class S1 JPY	0.65%
	Class S1X	0.55%
	Class SA	0.15%

(a) Share class liquidated on January 29, 2021.
(b) Share class liquidated on July 15, 2021.
(c) Share class liquidated on July 30, 2021.
(d) Share class liquidated on February 19, 2021.

(e) Share class liquidated on August 20, 2021.
(f) Share class liquidated on June 21, 2021.
(g) Share class liquidated on July 20, 2021.
(h) Share class liquidated on March 22, 2021.
(i) Share class liquidated on March 31, 2021.
(j) Share class liquidated on July 29, 2021.
(k) Share class liquidated on June 15, 2021.
(l) Share class liquidated on August 17, 2021.
(m) Share class liquidated on May 25, 2021.
(n) Share class liquidated on April 20, 2021.
(o) Share class liquidated on May 20, 2021.

The following table shows expenses borne by the Management Company during the year ended August 31, 2021 and reimbursement receivable at August 31, 2021:

AB FCP I–		Expenses borne	Reimbursement receivable
Dynamic Diversified Portfolio	$	268,780	92,111
Global Equity Blend Portfolio	$	37,376	16,524
Global Value Portfolio	$	13	13
Emerging Markets Growth Portfolio	$	3	3
Sustainable US Thematic Portfolio	$	12,769	12,769
Asia Ex-Japan Equity Portfolio	$	22,005	17,872
Japan Strategic Value Portfolio	¥	19,162,350	7,254,783
China Low Volatility Equity Portfolio	$	102,918	58,289
Short Duration Bond Portfolio	$	103,870	86,816
American Income Portfolio	$	207	39
Emerging Markets Debt Portfolio	$	–	3,407
Mortgage Income Portfolio	$	1,655	18,236

Expenses borne by the Management Company are included in the Statement of Operations and Changes in Net Assets under "Expense reimbursed or waived". Reimbursement receivable is included in the Statement of Assets and Liabilities under "Other receivables" or in "Accrued expenses and other liabilities".

The Fund also pays the Management Company a management company fee.

Specific share classes of each Portfolio pay the Distributor, a distribution fee, which is a compensation for providing distribution-related services to the Fund with respect to such shares.

All of the aforementioned fees are accrued at an annual rate on the average daily net assets of each Portfolio and paid monthly.

A list of each Portfolio's annual rate for their applicable fees can be found in Table 1 (Pages 209 to 223).

Also, all types of Class B shares are subject to a contingent deferred sales charge at rates of between 0.00% and 4.50%, all types of Class C shares are subject to a contingent deferred sales charge at rates between 0.00% and 1.00%. Class E and Class J shares are subject to a contingent deferred sales charge at rates between 0.00% and 3.00%. The actual rate will depend on the Portfolio and the period of time the shares are held.

The Fund compensates its registrar and transfer agent, AllianceBernstein Investor Services, a unit of the Management Company, for providing personnel and facilities to perform registrar and transfer agency services for the Fund. Such compensation amounted to $24,432,925 for the year ended August 31, 2021.

The Fund compensates the Investment Manager for certain services provided to the Fund in connection with the registration of the Fund for sale in certain jurisdictions outside of Luxembourg, subject to certain conditions. Such compensation amounted to $746,182 for the year ended August 31, 2021 and is included in "Professional fees" in the Statement of Operations and Changes in Net Assets.

The Fund compensates its legal adviser, Elvinger Hoss Prussen, *société anonyme* (of which Mr. Yves Prussen, a manager of the Management Company, is a partner) for legal services rendered to the Fund. Payments of €116,876 were made for the year ended August 31, 2021 and are included in "Professional fees" in the Statement of Operations and Changes in Net Assets.

The Investment Manager has not entered into transactions in relation to a placing and/or a new issue in which a connected person had a material interest as a member of the underwriting syndicate.

All transactions executed on behalf of the Fund were entered into in the ordinary course of business and/or normal commercial terms. There was no commission paid for the year ended August 31, 2021 on securities transactions utilizing the services of the affiliated firms, Sanford C. Bernstein & Co., LLC and Bernstein Autonomous LLP. Several of the Management Company's managers are employees and/or officers of the Investment Manager and/or its affiliates.

Dynamic Diversified Portfolio invests in AB SICAV I – Low Volatility Equity Portfolio which is managed by the Management Company. Global High Yield Portfolio invests in AB SICAV I – Emerging Market Corporate Debt Portfolio, AB SICAV I – Euro High Yield Portfolio, AB SICAV I – Asia Income Opportunities Portfolio, AB SICAV I – Emerging Market Local Currency Debt Portfolio, AB SICAV I – US High Yield Portfolio and AB SICAV I – Financial Credit Portfolio, which are managed by the Management Company. American Income Portfolio invests in AB SICAV I – US High Yield Portfolio, AB SICAV I – Asia Income Opportunities Portfolio, AB SICAV I – Global Income Portfolio and AB SICAV I – Short Duration Income Portfolio, which are managed by the Management Company. Emerging Markets Debt Portfolio invests in AB SICAV I – Emerging Market Corporate Debt Portfolio which is managed by the Management Company.

The Fund may purchase securities from, or sell securities to, an affiliated fund provided the affiliation is due solely to having a common investment advisor, common officers, or common directors. For the year ended, there were no purchase and sale transactions with an affiliated fund.

NOTE F: Soft Commission Arrangements and Transaction Costs

During the year ended August 31, 2021, where permitted under applicable law, the Investment Manager and any Affiliated Sub- Investment Manager, if applicable, received and entered into soft-dollar commissions arrangements with brokers relating to Portfolios of the Fund that invest in equity securities, in respect of which certain goods and services used to support the investment decision making process were received. The soft commission arrangements were entered into on the basis that the execution of transactions on behalf of the Fund will be consistent with best execution standard and the Investment Manager considers many factors regarding best execution standards when entering into soft commission arrangements such as the size and nature of brokerage fees.

Additionally, due to the nature of the investment strategy of certain Portfolios, including where the Investment Manager delegates investment management services to AllianceBernstein Limited, all costs associated with soft commission arrangements may be "unbundled" and borne by the Investment Manager or its sub-delegates, if required by applicable law.

The goods and services received include specialist industry, company and consumer research, portfolio and market analysis and computer software used for the delivery of such services.

The nature of the goods and services received is such that the benefits provided under the arrangement must be those which assist in the provision of investment services to the Fund and may contribute to an improvement in the Fund's performance.

For the avoidance of doubt, such goods and services do not include travel, accommodations, entertainment, general administrative goods or services, general office equipment or premises, membership fees, employees' salaries or direct money payments.

Transaction costs are costs incurred in the acquisition, issue or disposal of transferable securities, money market instruments, derivatives or other eligible assets. They can include bid-ask spread, fees and commissions paid to agents, advisers, brokers and dealers, transaction related taxes and other market charges. They do not include debt premiums or discounts, financing costs or internal administrative or holding costs. Transaction costs are included within the cost of investments in the Portfolio of Investments as well as in the "Realized gains and (losses) on investments, forward foreign currency contracts, swaps, financial futures contracts, options and currency" and "Changes in unrealized gains and (losses) on investments" in the Statement of Operations and Changes in Net Assets. Transaction costs are excluded from the Total Expense Ratio and/or expense reimbursement calculation.

For the year ended August 31, 2021, the amount of transaction costs incurred by each Portfolio is detailed in the following table:

AB FCP I–		Transaction costs
Dynamic Diversified Portfolio	$	23,103
Global Equity Blend Portfolio	$	90,349
Global Value Portfolio	$	409,275
Emerging Markets Growth Portfolio	$	2,133,214
Sustainable US Thematic Portfolio	$	66,660
Asia Ex-Japan Equity Portfolio	$	1,217,868
Japan Strategic Value Portfolio	¥	6,333,897
China Low Volatility Equity Portfolio	$	333,330
Short Duration Bond Portfolio	$	27,144
Global High Yield Portfolio	$	3,244,165
American Income Portfolio	$	196,202
European Income Portfolio	€	29,141
Emerging Markets Debt Portfolio	$	3,508
Mortgage Income Portfolio	$	-0-
Global Bond II Portfolio	$	2,361

NOTE G: Forward Foreign Currency Contracts

A forward foreign currency contract is a commitment to purchase or sell a foreign currency at a future date at a negotiated forward rate. The gain or loss arising from the difference between the original contract and the closing of such contract is included in "Realized gains and (losses) on investments, forward foreign currency contracts, swaps, financial futures contracts, options and currency" in the Statement of Operations and Changes in Net Assets.

Fluctuations in the value of open forward foreign currency contracts are reflected for financial reporting purposes as a component of "Unrealized appreciation/(depreciation) on forward foreign currency contracts" in the Statement of Assets and Liabilities.

One or more of a Portfolio's share classes offered in a particular currency (each, an "Offered Currency") may be hedged to such Offered Currency. Any such share class will constitute a "Currency Hedged Share Class". Currency Hedged Share Classes aim to provide investors a return more closely correlated to the Portfolio's base currency return by reducing the effect of exchange rate fluctuations between the Portfolio's base currency and the relevant Offered Currency, taking into account practical considerations such as transaction costs.

The hedging strategy employed is designed to reduce, but may not eliminate, currency exposure between the Portfolio's base currency and the relevant Offered Currency.

Risks may arise from the potential inability of a counterparty to meet the terms of a contract and from unanticipated movements in the value of a foreign currency relative to the hedged currency.

Given that there is no segregation of liabilities between the various share classes within a Portfolio, there is a remote risk that, under certain circumstances, currency hedging transactions in relation to a Currency Hedged Share Class could result in liabilities which might affect the NAV of the other share classes of the same Portfolio, in which case assets of the other share classes of the Portfolio may be used to cover the liabilities incurred by such Currency Hedged Share Class.

The securities in the Fund are used as collateral for forward foreign currency contracts.

NOTE H: Repurchase Agreements
Repurchase agreements are collateralized by obligations of the United States, its agencies or instrumentalities thereof. The securities underlying the repurchase agreement will be held by the Depositary at all times in an amount at least equal to the repurchase price, including accrued interest.

At August 31, 2021, there were no repurchase agreements.

There was no interest income arising from repurchase agreements during the year ended August 31, 2021.

NOTE I: Reverse Repurchase Agreements
Reverse repurchase agreements are identical to repurchase agreements except that rather than buying securities for cash subject to their repurchase by the seller, a Fund sells portfolio assets concurrently with an agreement by the Fund to repurchase the same assets at a later date at a fixed price slightly higher than the sale price. During the reverse repurchase agreement period, the Fund continues to receive principal and interest payments on these securities. Generally, the effect of a reverse repurchase agreement is that the Fund can recover all or most of the cash invested in the portfolio securities involved during the term of the reverse repurchase agreement, while it will be able to keep the interest income associated with those portfolio securities.

Such transactions are advantageous only if the "interest cost" to the Fund of the reverse repurchase transaction, i.e., the difference between the sale and repurchase price for the securities, is less than the cost of otherwise obtaining the cash invested in portfolio securities.

At August 31, 2021, there were no reverse repurchase agreements.

There was no interest income arising from reverse repurchase agreements during the year ended.

NOTE J: Financial Futures Contracts
The Fund may buy or sell financial futures contracts. The Fund bears the market risk that arises from changes in the value of these financial instruments. The Fund's activities in financial futures contracts are conducted through regulated exchanges, which do not result in counterparty credit risk.

At the time the Fund enters into a financial futures contract the Fund deposits and maintains with the broker as collateral an initial margin as required by the exchange on which the transaction is effected.

Pursuant to the contract, the Fund agrees to receive from or pay to the broker an amount of cash equal to the daily fluctuation in the value of the contract. Such receipts or payments are known as the variation margin and are recorded by the Fund as unrealized gains or losses. When the contract is closed, the Fund records a realized gain or (loss) equal to the difference between the value of the contract at the time it was opened and the time it was closed.

NOTE K: Swap Transactions
A swap is an agreement that obliges two parties to exchange a series of cash flows at specified intervals based upon or calculated by reference to changes in specified prices or rates for a specified amount of an underlying asset or otherwise determined notional amount. Realized gains and (losses) and changes in unrealized gains and (losses) on swaps are included in the Statement of Operations and Changes in Net Assets respectively under "Realized gains and (losses) on investments, forward foreign currency contracts, swaps, financial futures contracts, options and currency" and as a component of "Changes in unrealized gains and (losses) on swaps".

Centrally Cleared Credit Default Swaps
The buyer in a centrally cleared credit default swap agreement is obliged to pay the seller a periodic stream of payments over the term of the contract in return for a contingent payment upon the occurrence of a credit event with respect to an underlying reference obligation.

Centrally Cleared Interest Rate Swaps
A centrally cleared interest rate swap is a bilateral agreement in which each of the parties agree to exchange a series of fixed or floating interest rate payments based on a notional amount that serves as a computation basis.

Total Return Swaps
A total return swap is a bilateral agreement in which each of the parties agree to exchange the total performance of an underlying asset for a series of interest payments based on a notional amount that serves as a computation basis.

Credit Default Swaps
The buyer in a credit default swap agreement is obliged to pay the seller a periodic stream of payments over the term of the contract in return for a contingent payment upon the occurrence of a credit event with respect to an underlying reference obligation.

Interest Rate Swaps
An interest rate swap is a bilateral agreement in which each of the parties agree to exchange a series of fixed or floating interest rate payments based on a notional amount that serves as a computation basis.

Inflation Swaps
An inflation swap is a bilateral agreement in which each of the parties agree to exchange fixed rate payments for floating, inflation index linked payments based on a notional amount that serves as a computation basis.

NOTE L: Option Transactions

The Fund may purchase and write (sell) put and call options on securities. The risk associated with purchasing an option is that the Fund pays a premium whether or not the option is exercised. Additionally, the Fund bears the risk of loss of the premium and a change in market value should the counterparty not perform under the contract. Put and call options purchased are accounted for in the same manner as Portfolio securities. The cost of securities acquired through the exercise of call options is increased by the premiums paid. The proceeds from securities sold through the exercise of put options are decreased by the premiums paid.

When the Fund writes an option, the premium received by the Fund is recorded as a liability and is subsequently adjusted to the current market value of the option written.

Premiums received from written options which expire unexercised are recorded by the Fund on the expiration date as realized gains from options written. The difference between the premium received and the amount paid on effecting a closing purchase transaction, including brokerage commissions, is also treated as a realized gain, or if the premium received is less than the amount paid for the closing purchase transaction, as a realized loss.

If a call option is exercised, the premium received is added to the proceeds from the sale of the underlying security or currency in determining whether the Fund has realized a gain or loss. If a put option is exercised, the premium received reduces the cost basis of the security or currency purchased by the Fund. In writing an option, the Fund bears the market risk of an unfavorable change in the price of the security or currency underlying the written option. Exercise of an option written by the Fund could result in the Fund selling or buying a security or currency at a price different from the current market value.

The Fund may also invest in options on swap agreements, also called swaptions. A swaption is an option that gives the buyer the right, but not the obligation, to enter into a swap on a future date in exchange for paying a market-based premium. A receiver swaption gives the owner the right to receive the total return of a specified asset, reference rate, or index. A payer swaption gives the owner the right to pay the total return of a specified asset, reference rate, or index. Swaptions also include options that allow an existing swap to be terminated or extended by one of the counterparties.

NOTE M: Collateral

The following table lists the cash collateral held by/owed to broker for certain financial derivative instruments as of August 31, 2021:

AB FCP I–	Cash Held by Broker	Cash Owed to Broker
Dynamic Diversified Portfolio		
Credit Suisse	$ 60,037	66,425
Morgan Stanley	$ 336,007	68,442
Short Duration Bond Portfolio		
Citibank	$ 440,058	–
Morgan Stanley	$ 5,341,072	1,318,985
Global High Yield Portfolio		
Citibank	$ 29,315,722	1,168,687
Credit Suisse	$ 47,392,000	–
Goldman Sachs	$ 53,830,000	–
JPMorgan Chase	$ 56,474,000	–
Morgan Stanley	$ 17,158,629	333,702,249
American Income Portfolio		
Barclays	$ 180,000	–
Citibank	$ 47,990,000	150,685,018
Credit Suisse	$ 2,960,000	–
Deutsche Bank	$ –	6,860,000
Goldman Sachs	$ 3,310,000	–
JPMorgan Chase	$ 126,418,000	–
Morgan Stanley	$ 22,506,395	–
European Income Portfolio		
Goldman Sachs	€ 438,951	5,579,150
Emerging Markets Debt Portfolio		
Morgan Stanley	$ 4,538,293	–
Mortgage Income Portfolio		
Citibank	$ 4,106,705	–
Credit Suisse	$ 1,811,400	–
Goldman Sachs	$ 727,000	–
JPMorgan Chase	$ 5,637,000	–
Morgan Stanley	$ 3,817,356	–
Global Bond II Portfolio		
Citibank	$ 183,020	105,955
Morgan Stanley	$ 222,997	100,149

Cash collateral held by/owed to broker in relation to derivatives is recorded as part of "Cash at depositary and broker" and "Due to depositary and broker" in the Statement of Assets and Liabilities.

In relation to derivatives held by the Portfolios as at August 31, 2021 the following table lists collateral consisting of securities:

AB FCP I–	Market Value of Collateral Delivered to Broker	Market Value of Collateral Received from Broker
Global High Yield Portfolio		
Bank of America		
U.S. Treasury Bonds, 6.25%, 05/15/2030	$ 392,457	–
U.S. Treasury Bonds, 6.00%, 02/15/2026	$ 2,978,722	–
U.S. Treasury Bonds, 6.13%, 11/15/2027	$ 442,495	–

AB FCP I–	Market Value of Collateral Delivered to Broker	Market Value of Collateral Received from Broker
Global High Yield Portfolio (continued)		
U.S. Treasury Notes, 0.38%, 04/30/2025	$ 385,156	–
Citibank		
U.S. Treasury Bonds, 6.13%, 11/15/2027	$ 27,386,965	–
U.S. Treasury Notes, 0.38%, 04/30/2025	$ 1,203,748	–
U.S. Treasury Notes, 1.13%, 02/15/2031	$ 1,757,625	–
Credit Suisse		
U.S. Treasury Bonds, 6.00%, 02/15/2026	$ 85,023,626	–
U.S. Treasury Bonds, 6.13%, 11/15/2027	$ 649,116	–
U.S. Treasury Notes, 0.38%, 04/30/2025	$ 1,762,259	–
U.S. Treasury Notes, 1.13%, 02/15/2031	$ 1,083,589	–
Deutsche Bank		
U.S. Treasury Bonds, 6.00%, 02/15/2026	$ 986	–
U.S. Treasury Bonds, 6.13%, 11/15/2027	$ 485,394	–
U.S. Treasury Bonds, 1.38%, 08/15/2050	$ 7,716,380	–
Goldman Sachs		
U.S. Treasury Bonds, 6.25%, 05/15/2030	$ 117,449,449	–
U.S. Treasury Bonds, 6.00%, 02/15/2026	$ 2,775,308	–
U.S. Treasury Bonds, 6.63%, 02/15/2027	$ 55,474,006	–
U.S. Treasury Bonds, 1.38%, 08/15/2050	$ 9,119,151	–
HSBC Bank		
U.S. Treasury Bonds, 6.00%, 02/15/2026	$ 267,644	–
U.S. Treasury Bonds, 6.13%, 11/15/2027	$ 407,075	–
Morgan Stanley		
U.S. Treasury Bonds, 6.75%, 08/15/2026	$ 274,487,182	–
U.S. Treasury Bonds, 7.50%, 11/15/2024	$ 71,680,781	–
U.S. Treasury Bonds, 7.63%, 02/15/2025	$ 50,649,516	–
Global High Yield Portfolio (continued)		
U.S. Treasury Bonds, 6.00%, 02/15/2026	$ 262,942,510	–
U.S. Treasury Bonds, 6.63%, 02/15/2027	$ 5,318,089	–
U.S. Treasury Bonds, 6.13%, 11/15/2027	$ 49,969,581	–
U.S. Treasury Bonds, 1.38%, 08/15/2050	$ 9,741,158	–
U.S. Treasury Notes, 0.38%, 04/30/2025	$ 674,941	–
U.S. Treasury Notes, 1.13%, 02/15/2031	$ 1,588,770	–
American Income Portfolio		
Barclays		
U.S. Treasury Bonds, 6.00%, 02/15/2026	$ 184,922	–
U.S. Treasury Bonds, 6.13%, 11/15/2027	$ 8,848,990	–
Citibank		
U.S. Treasury Bonds, 6.13%, 11/15/2027	$ 476,887,028	–
U.S. Treasury Bonds, 6.13%, 08/15/2029	$ 151,335,275	–
Credit Suisse		
U.S. Treasury Bonds, 6.00%, 02/15/2026	$ 54,035,775	–
U.S. Treasury Bonds, 6.13%, 11/15/2027	$ 737,405	–
Goldman Sachs		
U.S. Treasury Bonds, 6.13%, 08/15/2029	$ 8,471,344	–
U.S. Treasury Bonds, 1.13%, 08/15/2040	$ 164,473,630	–
Morgan Stanley		
U.S. Treasury Bonds, 6.13%, 11/15/2027	$ 3,975,638	–
U.S. Treasury Bonds, 6.13%, 08/15/2029	$ 284,399	–
U.S. Treasury Bonds, 1.13%, 08/15/2040	$ 35,448,614	–
European Income Portfolio		
Bank of America		
U.S. Treasury Bonds, 2.00%, 05/31/2024	$ –	192,147

NOTE N: Loans of Portfolio Securities

A Portfolio may make secured loans of its securities. The risk in lending securities, as with other extensions of credit, consists of possible loss of rights in the collateral should the borrower fail financially. In addition, a Portfolio will be exposed to the risk that the sale of any collateral realized upon the borrower's default will not yield proceeds sufficient to replace the loaned securities.

In determining whether to lend securities to a particular borrower, the Investment Manager will consider all relevant facts and circumstances, including the creditworthiness of the borrower.

While securities are on loan, the borrower may pay a Portfolio concerned any income from the securities. A Portfolio may invest any cash collateral in money market instruments, thereby earning additional income, or receive an agreed upon amount of income from a borrower who has delivered equivalent collateral.

A Portfolio may have the right to regain record ownership of loaned securities or equivalent securities in order to exercise ownership rights such as voting rights, subscription rights and rights to dividends, interest or distributions. The Portfolio may pay reasonable finders', administrative and other fees in connection with a loan.

For making secured loans of its securities, a Portfolio receives gross fee income, of which 20% is paid to the securities lending agent for providing securities lending services.

For the year ended August 31, 2021, the Portfolios earned a net fee income, which is presented in Statement of Operations and Changes in Net Assets under "Securities lending income, net".

For the year ended August 31, 2021, Brown Brothers Harriman & Co. (acting as securities lending agent) earned a fee of $63,673 for providing securities lending services. This is included in the Statement of Operations and Changes in Net Assets under "Securities lending income, net". The value of loaned securities and related collateral outstanding as of August 31, 2021, are as below. The collateral relates to securities held on the Portfolios.

AB FCP I–		Value	Collateral Market Value
Global Equity Blend Portfolio . .			
Societe Generale	$	81,362	85,436
Citigroup Global Markets Limited	$	73,708	77,416
Merrill Lynch	$	46,409	48,835
Credit Suisse	$	20,114	21,126
Global Value Portfolio			
Merrill Lynch	$	643,693	677,338
Emerging Markets Growth Portfolio			
Citigroup Global Markets Limited	$	3,864,152	4,058,493
JPMorgan Chase	$	2,420,549	2,541,703
Sustainable US Thematic Portfolio.			
Barclays	$	4,735,500	4,987,501
Japan Strategic Value Portfolio			
Citigroup Global Markets Limited	¥	211,044,435	221,658,575
Merrill Lynch	¥	56,155,711	59,090,922
China Low Volatility Equity Portfolio			
Citigroup Global Markets Limited	$	2,803,530	2,944,529
UBS AG	$	759,889	798,288
Merrill Lynch	$	115,014	121,027

NOTE O: Bank Facility

The Fund has access to an overdraft facility (the "Facility"), established with the Depositary, intended to provide for short-term/temporary financing if necessary, subject to certain restrictions, in connection with abnormal redemption activity.

Each Portfolio of the Fund is limited to borrowing 10% of its respective net assets. Borrowings pursuant to the Facility are subject to interest at a mutually agreed upon rate and security by the underlying assets of each Portfolio.

NOTE P: Co-Management of Assets

For the purpose of effective management, where the investment policies of a Portfolio so permit, the Management Company may choose to co-manage assets of certain Portfolios within or outside the Fund. In such cases, assets of different Portfolios will be managed in common. The assets which are co-managed shall be referred to as a "pool". These pooling arrangements are an administrative device designed to reduce operational and other expenses and do not change the legal rights and obligations of Shareholders. The pools do not constitute separate entities and are not directly accessible to investors. Each of the co-managed Portfolios shall remain entitled to its specific assets.

Where assets of several Portfolios are pooled for the purposes of collective management, a record is maintained of the proportion of the Asset Pool which is attributable to each respective participating Portfolio, with a reference to the Portfolio's original participation in this Pool and will change in the event of additional allocation or withdrawals. The entitlements of each participating Portfolio to the co-managed assets apply to each and every line of investments of such pool.

Additional investments made on behalf of the co-managed Portfolios shall be allotted to such Portfolios in accordance with their respective entitlement, whereas assets sold shall be levied similarly on the assets attributable to each participating Portfolio.

As of August 31, 2021, the Fund co-manages the assets of certain Portfolios within the Fund utilizing the following Pools:

Asset Pool	Participating Portfolios
ACM Global Investments-Global Bond Pool	Short Duration Bond Portfolio
	Global Bond II Portfolio
ACM Bernstein-Global Growth Pool	Global Equity Blend Portfolio
ACM Global Investments-Global Value Pool	Global Equity Blend Portfolio
	Global Value Portfolio

TABLE 1
FEE SCHEDULE

AB FCP I

	Management Fee	Management Company Fee	Distribution Fee	Total Expense Ratio*
Dynamic Diversified Portfolio				
Class				
A	1.70%	0.10%	N/A	1.95%
A EUR	1.70%	0.10%	N/A	1.95%
A EUR H	1.70%	0.10%	N/A	1.95%
AX	1.40%	0.10%	N/A	1.90%
AX EUR	1.40%	0.10%	N/A	1.90%
AX SGD	1.40%	0.10%	N/A	1.90%
B(a)	1.70%	0.10%	1.00%	2.95%
BX	1.40%	0.10%	1.00%	2.90%
BX SGD	1.40%	0.10%	1.00%	2.90%
C	1.90%	0.10%	N/A	2.25%
C EUR	1.90%	0.10%	N/A	2.25%
C EUR H	1.90%	0.10%	N/A	2.25%
CX	1.70%	0.10%	N/A	2.20%
I	0.90%	0.10%	N/A	1.25%
I EUR	0.90%	0.10%	N/A	1.25%
I EUR H	0.90%	0.10%	N/A	1.25%
IX	0.70%	0.10%	N/A	1.20%
S1 EUR H	0.70%	0.01%(8)	N/A	0.80%
Global Equity Blend Portfolio				
Class				
A	1.60%	0.10%	N/A	1.95%
A EUR	1.60%	0.10%	N/A	2.10%
A EUR H	1.60%	0.10%	N/A	1.94%
A SGD	1.60%	0.10%	N/A	2.10%
B	1.60%	0.10%	1.00%	2.93%
B SGD	1.60%	0.10%	1.00%	3.10%
C	2.05%	0.10%	N/A	2.40%
C EUR	2.05%	0.10%	N/A	2.55%
I	0.80%	0.10%	N/A	1.14%
I EUR	0.80%	0.10%	N/A	1.30%
S(b)	N/A	0.01%(8)	N/A	0.10%
S HKD	N/A	0.01%(8)	N/A	0.10%
S1	0.70%	0.01%(8)	N/A	0.80%
S1 EUR	0.70%	0.01%(8)	N/A	0.80%
S1 GBP	0.70%	0.01%(8)	N/A	0.80%
S1 SGD	0.70%	0.01%(8)	N/A	0.80%
Global Value Portfolio				
Class				
A	1.50%	0.10%	N/A	1.79%
A EUR	1.50%	0.10%	N/A	1.97%
A SGD	1.50%	0.10%	N/A	1.97%
A SGD H	1.50%	0.10%	N/A	1.80%
AD	1.50%	0.10%	N/A	1.81%
AD AUD H	1.50%	0.10%	N/A	1.81%
AD CAD H	1.50%	0.10%	N/A	1.80%
AD EUR H	1.50%	0.10%	N/A	1.80%
AD GBP H	1.50%	0.10%	N/A	1.82%
AD HKD	1.50%	0.10%	N/A	1.99%
AD SGD H	1.50%	0.10%	N/A	1.79%
AD ZAR H	1.50%	0.10%	N/A	1.81%
B	1.50%	0.10%	1.00%	2.78%
BD	1.50%	0.10%	1.00%	2.77%

TABLE 1
FEE SCHEDULE (continued)

AB FCP I

	Management Fee	Management Company Fee	Distribution Fee	Total Expense Ratio*
Global Value Portfolio (continued)				
Class				
BD AUD H(c)	1.50%	0.10%	1.00%	2.76%
BD EUR H(d)	1.50%	0.10%	1.00%	2.76%
BD ZAR H(d)	1.50%	0.10%	1.00%	2.77%
C	1.95%	0.10%	N/A	2.25%
C EUR	1.95%	0.10%	N/A	2.42%
I	0.70%	0.10%	N/A	1.04%
I EUR	0.70%	0.10%	N/A	1.17%
I SGD	0.70%	0.10%	N/A	1.18%
S	N/A	0.01%(8)	N/A	0.09%
S GBP	N/A	0.01%(8)	N/A	0.12%
S GBP H	N/A	0.01%(8)	N/A	0.09%
S1	0.70%	0.01%(8)	N/A	0.79%
S1 EUR	0.70%	0.01%(8)	N/A	0.82%
S1 GBP	0.70%	0.01%(8)	N/A	0.82%
SD	N/A	0.01%(8)	N/A	0.10%
Emerging Markets Growth Portfolio				
Class				
A	1.70%	0.10%	N/A	1.99%
A AUD H	1.70%	0.10%	N/A	1.99%
A EUR	1.70%	0.10%	N/A	2.34%
A HKD	1.70%	0.10%	N/A	2.33%
A PLN H	1.70%	0.10%	N/A	2.00%
A SGD	1.70%	0.10%	N/A	2.33%
A SGD H	1.70%	0.10%	N/A	1.98%
AD	1.70%	0.10%	N/A	2.04%
B	1.70%	0.10%	1.00%	2.97%
C	2.15%	0.10%	N/A	2.44%
C AUD H	2.15%	0.10%	N/A	2.44%
C EUR	2.15%	0.10%	N/A	2.78%
ED	1.70%	0.10%	1.00%	2.98%
I	0.90%	0.10%	N/A	1.17%
I AUD H	0.90%	0.10%	N/A	1.21%
I EUR	0.90%	0.10%	N/A	1.54%
N	2.15%	0.10%	N/A	2.43%
S	N/A	0.01%(8)	N/A	0.11%
S1	0.90%	0.01%(8)	N/A	1.00%
S1 EUR	0.90%	0.01%(8)	N/A	1.20%
S1 GBP	0.90%	0.01%(8)	N/A	1.20%
Sustainable US Thematic Portfolio				
Class				
A	1.50%	0.05%	N/A	1.74%
A AUD H	1.50%	0.05%	N/A	1.75%
A CAD H	1.50%	0.05%	N/A	1.72%
A EUR	1.50%	0.05%	N/A	1.75%
A EUR H	1.50%	0.05%	N/A	1.72%
A GBP H	1.50%	0.05%	N/A	1.68%
A HKD	1.50%	0.05%	N/A	1.75%
A SGD H	1.50%	0.05%	N/A	1.72%
AN	1.50%	0.05%	N/A	1.71%
B	1.50%	0.05%	1.00%	2.71%
C	1.95%	0.05%	N/A	2.17%
C EUR	1.95%	0.05%	N/A	2.20%
C EUR H	1.95%	0.05%	N/A	2.16%

	Management Fee	Management Company Fee	Distribution Fee	Total Expense Ratio*
Sustainable US Thematic Portfolio (continued)				
Class				
C SGD	1.95%	0.05%	N/A	2.20%
E	1.50%	0.05%	1.00%	2.75%
I	0.70%	0.05%	N/A	0.92%
I EUR	0.70%	0.05%	N/A	0.95%
I EUR H	0.70%	0.05%	N/A	0.91%
I GBP	0.70%	0.05%	N/A	0.95%
IN	0.70%	0.05%	N/A	0.92%
IN EUR	0.70%	0.05%	N/A	0.95%
S	N/A	0.01%(8)	N/A	0.08%
S1	0.65%	0.01%(8)	N/A	0.72%
S1 EUR	0.65%	0.01%(8)	N/A	0.80%
S1 JPY H	0.65%	0.01%(8)	N/A	0.73%
Asia Ex-Japan Equity Portfolio				
Class				
A	1.70%	0.05%	N/A	2.05%
A AUD H	1.70%	0.05%	N/A	2.05%
A EUR	1.70%	0.05%	N/A	2.05%
A HKD	1.70%	0.05%	N/A	2.05%
A SGD H	1.70%	0.05%	N/A	2.05%
AD	1.70%	0.05%	N/A	2.05%
AD AUD H	1.70%	0.05%	N/A	2.05%
AD CAD H	1.70%	0.05%	N/A	2.05%
AD EUR	1.70%	0.05%	N/A	2.05%
AD EUR H	1.70%	0.05%	N/A	2.05%
AD GBP H	1.70%	0.05%	N/A	2.05%
AD HKD	1.70%	0.05%	N/A	2.05%
AD NZD H	1.70%	0.05%	N/A	2.05%
AD RMB H	1.70%	0.05%	N/A	2.04%
AD SGD H	1.70%	0.05%	N/A	2.04%
AD ZAR H	1.70%	0.05%	N/A	2.05%
AY JPY	1.70%	0.05%	N/A	2.05%
BD	1.70%	0.05%	1.00%	3.05%
BD AUD H	1.70%	0.05%	1.00%	3.04%
BD CAD H	1.70%	0.05%	1.00%	3.05%
BD GBP H(c)	1.70%	0.05%	1.00%	2.93%
BD HKD	1.70%	0.05%	1.00%	3.05%
BD NZD H	1.70%	0.05%	1.00%	3.05%
BD ZAR H	1.70%	0.05%	1.00%	3.04%
BY JPY	1.45%	0.05%	0.72%	2.52%
C	2.15%	0.05%	N/A	2.48%
C AUD H	2.15%	0.05%	N/A	2.50%
C EUR	2.15%	0.05%	N/A	2.50%
ED	1.70%	0.05%	1.00%	3.05%
I	0.90%	0.05%	N/A	1.25%
I AUD H	0.90%	0.05%	N/A	1.25%
I EUR	0.90%	0.05%	N/A	1.25%
I GBP	0.90%	0.05%	N/A	1.25%
ID	0.90%	0.05%	N/A	1.25%
ID AUD H	0.90%	0.05%	N/A	1.25%
S	N/A	0.01%(8)	N/A	0.17%
S HKD	N/A	0.01%(8)	N/A	0.29%
S1	0.90%	0.01%(8)	N/A	1.07%
S1 EUR	0.90%	0.01%(8)	N/A	1.16%
SD	N/A	0.01%(8)	N/A	0.18%

TABLE 1
FEE SCHEDULE (continued)

AB FCP I

	Management Fee	Management Company Fee	Distribution Fee	Total Expense Ratio*
Japan Strategic Value Portfolio				
Class				
2(f)	1.20%	0.05%	N/A	1.35%
A	1.50%	0.05%	N/A	2.15%
A AUD H	1.50%	0.05%	N/A	2.15%
A CZK H	1.50%	0.05%	N/A	2.15%
A EUR	1.50%	0.05%	N/A	2.15%
A EUR H	1.50%	0.05%	N/A	2.15%
A NZD H	1.50%	0.05%	N/A	2.15%
A PLN	1.50%	0.05%	N/A	2.15%
A SGD	1.50%	0.05%	N/A	2.15%
A SGD H	1.50%	0.05%	N/A	2.13%
A USD	1.50%	0.05%	N/A	2.15%
A USD H	1.50%	0.05%	N/A	2.15%
AD	1.50%	0.05%	N/A	2.15%
AD AUD H	1.50%	0.05%	N/A	2.15%
AD NZD H	1.50%	0.05%	N/A	2.15%
AD USD H	1.50%	0.05%	N/A	2.15%
AD ZAR H	1.50%	0.05%	N/A	2.15%
B(b)	1.50%	0.05%	1.00%	3.12%
B EUR(c)	1.50%	0.05%	1.00%	3.15%
BD(g)	1.50%	0.05%	1.00%	3.11%
BD AUD H	1.50%	0.05%	1.00%	3.15%
BD USD H(c)	1.50%	0.05%	1.00%	3.11%
BD ZAR H(g)	1.50%	0.05%	1.00%	3.10%
C	1.95%	0.05%	N/A	2.59%
C EUR	1.95%	0.05%	N/A	2.60%
C EUR H	1.95%	0.05%	N/A	2.60%
C USD	1.95%	0.05%	N/A	2.60%
I	0.70%	0.05%	N/A	1.30%
I EUR	0.70%	0.05%	N/A	1.35%
I EUR H	0.70%	0.05%	N/A	1.35%
I SGD	0.70%	0.05%	N/A	1.35%
I USD	0.70%	0.05%	N/A	1.35%
I USD H	0.70%	0.05%	N/A	1.35%
S EUR H	N/A	0.01%(8)	N/A	0.15%
S1(b)	0.65%	0.01%(8)	N/A	0.80%
S1 EUR	0.65%	0.01%(8)	N/A	0.80%
S1 USD	0.65%	0.01%(8)	N/A	0.80%
S1 USD H	0.65%	0.01%(8)	N/A	0.80%
SD	N/A	0.01%(8)	N/A	0.15%
China Low Volatility Equity Portfolio				
Class				
A	1.70%	0.05%	N/A	1.99%
A EUR	1.70%	0.05%	N/A	1.99%
A HKD	1.70%	0.05%	N/A	1.99%
A PLN H	1.70%	0.05%	N/A	1.99%
AD	1.70%	0.05%	N/A	1.99%
AD AUD H	1.70%	0.05%	N/A	1.99%
AD CAD H	1.70%	0.05%	N/A	1.99%
AD EUR H	1.70%	0.05%	N/A	1.99%
AD GBP H	1.70%	0.05%	N/A	1.99%
AD HKD	1.70%	0.05%	N/A	1.99%
AD NZD H	1.70%	0.05%	N/A	1.99%
AD RMB H	1.70%	0.05%	N/A	1.99%

AB FCP I

	Management Fee	Management Company Fee	Distribution Fee	Total Expense Ratio*
China Low Volatility Equity Portfolio (continued)				
Class				
AD SGD H	1.70%	0.05%	N/A	1.99%
AD ZAR H	1.70%	0.05%	N/A	1.99%
B	1.70%	0.05%	1.00%	2.99%
B EUR	1.70%	0.05%	1.00%	2.99%
BD(d)	1.70%	0.05%	1.00%	2.99%
BD AUD H(d)	1.70%	0.05%	1.00%	2.99%
BD EUR H(g)	1.70%	0.05%	1.00%	2.99%
BD NZD H	1.70%	0.05%	1.00%	2.99%
BD ZAR H	1.70%	0.05%	1.00%	2.99%
C	2.15%	0.05%	N/A	2.44%
C EUR	2.15%	0.05%	N/A	2.44%
I	0.90%	0.05%	N/A	1.19%
I EUR	0.90%	0.05%	N/A	1.19%
S	N/A	0.01%(8)	N/A	0.16%
S1	0.75%	0.01%(8)	N/A	0.91%
S1 EUR	0.75%	0.01%(8)	N/A	0.91%
Short Duration Bond Portfolio				
Class				
A	0.85%	0.10%	N/A	1.15%
A EUR	0.85%	0.10%	N/A	1.20%
A2	0.85%	0.10%	N/A	1.16%
A2 EUR	0.85%	0.10%	N/A	1.20%
A2 EUR H	0.85%	0.10%	N/A	1.13%
A2 HKD	0.85%	0.10%	N/A	1.20%
A2 SGD H	0.85%	0.10%	N/A	1.12%
AA	0.85%	0.10%	N/A	1.12%
AA AUD H	0.85%	0.10%	N/A	1.15%
AA CAD H	0.85%	0.10%	N/A	1.15%
AA GBP H	0.85%	0.10%	N/A	1.15%
AA HKD	0.85%	0.10%	N/A	1.20%
AA NZD H	0.85%	0.10%	N/A	1.16%
AA SGD H	0.85%	0.10%	N/A	1.17%
AJ	0.65%	0.10%	N/A	0.96%
AR EUR H	0.85%	0.10%	N/A	1.16%
AT	0.85%	0.10%	N/A	1.15%
AT AUD H	0.85%	0.10%	N/A	1.15%
AT CAD H	0.85%	0.10%	N/A	1.16%
AT EUR	0.85%	0.10%	N/A	1.20%
AT EUR H	0.85%	0.10%	N/A	1.14%
AT GBP H	0.85%	0.10%	N/A	1.17%
AT HKD	0.85%	0.10%	N/A	1.20%
AT NZD H	0.85%	0.10%	N/A	1.17%
AT SGD H	0.85%	0.10%	N/A	1.16%
AX	0.65%	0.10%	N/A	0.97%
B	0.85%	0.10%	1.00%	2.12%
B2(b)	0.85%	0.10%	1.00%	2.11%
B2 EUR	0.85%	0.10%	1.00%	2.20%
BA(h)	0.85%	0.10%	1.00%	2.11%
BT	0.85%	0.10%	1.00%	2.12%
BT AUD H(i)	0.85%	0.10%	1.00%	2.11%
BT CAD H(a)	0.85%	0.10%	1.00%	2.11%
BT GBP H(i)	0.85%	0.10%	1.00%	2.10%
BX(a)	0.65%	0.10%	N/A	0.89%

TABLE 1
FEE SCHEDULE (continued)

AB FCP I

	Management Fee	Management Company Fee	Distribution Fee	Total Expense Ratio*
Short Duration Bond Portfolio (continued)				
Class				
C	1.25%	0.10%	N/A	1.55%
C2	1.25%	0.10%	N/A	1.55%
C2 EUR H	1.25%	0.10%	N/A	1.53%
I	0.325%	0.10%	N/A	0.575%
I EUR	0.325%	0.10%	N/A	0.575%
I2	0.325%	0.10%	N/A	0.575%
I2 AUD H	0.325%	0.10%	N/A	0.575%
I2 EUR	0.325%	0.10%	N/A	0.575%
I2 EUR H	0.325%	0.10%	N/A	0.575%
IT	0.325%	0.10%	N/A	0.575%
IT AUD H	0.325%	0.10%	N/A	0.575%
N2	1.35%	0.10%	N/A	1.66%
NT	1.35%	0.10%	N/A	1.62%
S	N/A	0.01%(8)	N/A	0.10%
S EUR H	N/A	0.01%(8)	N/A	0.10%
S SGD H	N/A	0.01%(8)	N/A	0.10%
S1 2	0.25%	0.01%(8)	N/A	0.35%
S1 2 EUR	0.25%	0.01%(8)	N/A	0.35%
S1 EUR H	0.25%	0.01%(8)	N/A	0.35%
SA	N/A	0.01%(8)	N/A	0.10%
Global High Yield Portfolio**				
Class				
A	1.37%(1)	0.10%	N/A	1.58%
A EUR	1.36%(1)	0.10%	N/A	1.65%
A2	1.37%(1)	0.10%	N/A	1.58%
A2 CHF H	1.37%(1)	0.10%	N/A	1.58%
A2 EUR	1.36%(1)	0.10%	N/A	1.65%
A2 EUR H	1.37%(1)	0.10%	N/A	1.58%
A2 HKD	1.27%(1)	0.10%	N/A	1.65%
A2 PLN H	1.36%(1)	0.10%	N/A	1.62%
A2 SGD	1.36%(1)	0.10%	N/A	1.65%
A2 SGD H	1.37%(1)	0.10%	N/A	1.58%
AA	1.37%(1)	0.10%	N/A	1.59%
AA AUD H	1.37%(1)	0.10%	N/A	1.58%
AA CAD H	1.37%(1)	0.10%	N/A	1.58%
AA EUR H	1.37%(1)	0.10%	N/A	1.59%
AA GBP H	1.37%(1)	0.10%	N/A	1.59%
AA HKD	1.36%(1)	0.10%	N/A	1.65%
AA NZD H	1.37%(1)	0.10%	N/A	1.58%
AA RMB H	1.36%(1)	0.10%	N/A	1.59%
AA SGD H	1.36%(1)	0.10%	N/A	1.60%
AA ZAR H	1.37%(1)	0.10%	N/A	1.59%
AK	1.37%(1)	0.10%	N/A	1.57%
AK EUR	1.27%(1)	0.10%	N/A	1.65%
AK EUR H	1.37%(1)	0.10%	N/A	1.58%
AR EUR H	1.37%(1)	0.10%	N/A	1.58%
AT	1.36%(1)	0.10%	N/A	1.58%
AT AUD H	1.37%(1)	0.10%	N/A	1.58%
AT CAD H	1.35%(1)	0.10%	N/A	1.58%
AT EUR	1.36%(1)	0.10%	N/A	1.65%
AT EUR H	1.37%(1)	0.10%	N/A	1.58%
AT GBP H	1.37%(1)	0.10%	N/A	1.58%

	Management Fee	Management Company Fee	Distribution Fee	Total Expense Ratio*
Global High Yield Portfolio (continued)**				
Class				
AT HKD	1.36%(1)	0.10%	N/A	1.65%
AT NZD H	1.37%(1)	0.10%	N/A	1.58%
AT RMB H	1.37%(1)	0.10%	N/A	1.58%
AT SGD	1.36%(1)	0.10%	N/A	1.65%
AT SGD H	1.37%(1)	0.10%	N/A	1.58%
B	1.37%(1)	0.10%	1.00%	2.58%
B2	1.37%(1)	0.10%	1.00%	2.57%
B2 EUR H(i)	1.37%(1)	0.10%	1.00%	2.58%
BA	1.37%(1)	0.10%	1.00%	2.57%
BA AUD H	1.37%(1)	0.10%	1.00%	2.57%
BA ZAR H	1.37%(1)	0.10%	1.00%	2.57%
BT	1.37%(1)	0.10%	1.00%	2.58%
BT AUD H	1.37%(1)	0.10%	1.00%	2.57%
BT CAD H	1.37%(1)	0.10%	1.00%	2.57%
BT EUR H	1.37%(1)	0.10%	1.00%	2.57%
BT GBP H	1.37%(1)	0.10%	1.00%	2.58%
BT HKD	1.36%(1)	0.10%	1.00%	2.65%
BT NZD H	1.37%(1)	0.10%	1.00%	2.57%
C	1.87%(2)	0.10%	N/A	2.08%
C EUR	1.74%(2)	0.10%	N/A	2.15%
C2	1.87%(2)	0.10%	N/A	2.09%
C2 EUR	1.86%(2)	0.10%	N/A	2.15%
C2 EUR H	1.85%(2)	0.10%	N/A	2.08%
CK	1.87%(2)	0.10%	N/A	2.09%
CK EUR H	1.87%(2)	0.10%	N/A	2.07%
CT	1.87%(2)	0.10%	N/A	2.08%
EA	1.35%(1)	0.10%	0.50%	2.09%
EA AUD H	1.35%(1)	0.10%	0.50%	2.09%
EA ZAR H	1.37%(1)	0.10%	0.50%	2.09%
I	0.87%(3)	0.10%	N/A	1.08%
I EUR	0.86%(3)	0.10%	N/A	1.15%
I2	0.87%(3)	0.10%	N/A	1.08%
I2 AUD H	0.87%(3)	0.10%	N/A	1.08%
I2 CHF H	0.86%(3)	0.10%	N/A	1.09%
I2 EUR	0.86%(3)	0.10%	N/A	1.15%
I2 EUR H	0.87%(3)	0.10%	N/A	1.08%
I2 SGD	0.81%(3)	0.10%	N/A	1.14%
I2 SGD H	0.87%(3)	0.10%	N/A	1.08%
IA AUD H	0.87%(3)	0.10%	N/A	1.08%
IQD	0.87%(3)	0.10%	N/A	1.08%
IQD EUR	0.81%(3)	0.10%	N/A	1.14%
IT	0.87%(3)	0.10%	N/A	1.08%
IT AUD H	0.87%(3)	0.10%	N/A	1.09%
IT CAD H	0.87%(3)	0.10%	N/A	1.07%
IT EUR H	0.87%(3)	0.10%	N/A	1.08%
IT GBP H	0.87%(3)	0.10%	N/A	1.08%
IT HKD	0.87%(3)	0.10%	N/A	1.19%
IT NZD H	0.87%(3)	0.10%	N/A	1.08%
IT RMB H	0.87%(3)	0.10%	N/A	1.08%
J	1.36%(1)	0.10%	1.00%	2.58%
N2	1.93%(4)	0.10%	N/A	2.14%
NT	1.92%(4)	0.10%	N/A	2.14%
S EUR H(j)	N/A	0.01%(8)	N/A	0.03%
S1	0.90%	0.01%(8)	N/A	0.94%

TABLE 1
FEE SCHEDULE (continued)

AB FCP I

	Management Fee	Management Company Fee	Distribution Fee	Total Expense Ratio*
Global High Yield Portfolio (continued)**				
Class				
S1 EUR	0.90%	0.01%(8)	N/A	0.99%
S1D	0.90%	0.01%(8)	N/A	0.94%
SA	N/A	0.01%(8)	N/A	0.04%
SHK	N/A	0.01%(8)	N/A	0.04%
SK	0.65%	0.01%(8)	N/A	0.69%
SQ(k)	0.60%	0.01%(8)	N/A	0.63%
W	0.75%(9)	0.10%	N/A	0.99%
W EUR	0.76%(9)	0.10%	N/A	1.05%
W2	0.75%(9)	0.10%	N/A	0.97%
W2 CHF H	0.75%(9)	0.10%	N/A	0.97%
W2 EUR H	0.75%(9)	0.10%	N/A	1.01%
WT	0.75%(9)	0.10%	N/A	0.98%
WT AUD H	0.75%(9)	0.10%	N/A	0.97%
WT CAD H	0.75%(9)	0.10%	N/A	0.98%
WT EUR H	0.75%(9)	0.10%	N/A	0.98%
WT GBP H	0.75%(9)	0.10%	N/A	0.96%
WT RMB H	0.75%(9)	0.10%	N/A	1.00%
American Income Portfolio				
Class				
A	1.10%	0.10%	N/A	1.31%
A EUR	1.10%	0.10%	N/A	1.37%
A2	1.10%	0.10%	N/A	1.31%
A2 CHF H	1.10%	0.10%	N/A	1.31%
A2 DUR PH	1.10%	0.10%	N/A	1.31%
A2 EUR	1.10%	0.10%	N/A	1.37%
A2 EUR H	1.10%	0.10%	N/A	1.30%
A2 HKD	1.10%	0.10%	N/A	1.37%
A2 PLN H	1.10%	0.10%	N/A	1.31%
A2 SGD	1.10%	0.10%	N/A	1.37%
A2 SGD H	1.10%	0.10%	N/A	1.31%
AA	1.10%	0.10%	N/A	1.30%
AA AUD H	1.10%	0.10%	N/A	1.30%
AA CAD H	1.10%	0.10%	N/A	1.31%
AA DUR PH	1.10%	0.10%	N/A	1.31%
AA EUR H	1.10%	0.10%	N/A	1.30%
AA GBP H	1.10%	0.10%	N/A	1.30%
AA HKD	1.10%	0.10%	N/A	1.36%
AA NZD H	1.10%	0.10%	N/A	1.30%
AA RMB H	1.10%	0.10%	N/A	1.30%
AA SGD H	1.10%	0.10%	N/A	1.31%
AA ZAR H	1.10%	0.10%	N/A	1.31%
AK	1.10%	0.10%	N/A	1.30%
AK EUR	1.10%	0.10%	N/A	1.37%
AK EUR H	1.10%	0.10%	N/A	1.31%
AR EUR	1.10%	0.10%	N/A	1.30%
AR EUR H	1.10%	0.10%	N/A	1.31%
AT	1.10%	0.10%	N/A	1.31%
AT AUD H	1.10%	0.10%	N/A	1.31%
AT CAD H	1.10%	0.10%	N/A	1.31%
AT DUR PH	1.10%	0.10%	N/A	1.31%
AT EUR	1.10%	0.10%	N/A	1.36%
AT EUR H	1.10%	0.10%	N/A	1.31%
AT GBP H	1.10%	0.10%	N/A	1.31%

	Management Fee	Management Company Fee	Distribution Fee	Total Expense Ratio*
American Income Portfolio (continued)				
Class				
AT HKD	1.10%	0.10%	N/A	1.37%
AT NZD H	1.10%	0.10%	N/A	1.31%
AT RMB H	1.10%	0.10%	N/A	1.31%
AT SGD	1.10%	0.10%	N/A	1.36%
AT SGD H	1.10%	0.10%	N/A	1.31%
B	1.10%	0.10%	0.70%	2.00%
B2	1.10%	0.10%	0.70%	2.00%
B2 HKD	1.10%	0.10%	0.70%	2.07%
BA	1.10%	0.10%	0.70%	2.00%
BA AUD H	1.10%	0.10%	0.70%	2.00%
BA ZAR H	1.10%	0.10%	0.70%	1.99%
BT	1.10%	0.10%	0.70%	2.00%
BT AUD H	1.10%	0.10%	0.70%	2.00%
BT CAD H	1.10%	0.10%	0.70%	2.00%
BT EUR	1.10%	0.10%	0.70%	2.05%
BT EUR H	1.10%	0.10%	0.70%	2.01%
BT GBP H	1.10%	0.10%	0.70%	2.00%
BT HKD	1.10%	0.10%	0.70%	2.06%
BT NZD H	1.10%	0.10%	0.70%	2.01%
C	1.55%	0.10%	N/A	1.76%
C EUR	1.55%	0.10%	N/A	1.81%
C2	1.55%	0.10%	N/A	1.76%
C2 DUR PH	1.55%	0.10%	N/A	1.76%
C2 EUR	1.55%	0.10%	N/A	1.82%
C2 EUR H	1.55%	0.10%	N/A	1.75%
CT	1.55%	0.10%	N/A	1.76%
EA	1.10%	0.10%	0.50%	1.81%
EA AUD H	1.10%	0.10%	0.50%	1.81%
EA ZAR H	1.10%	0.10%	0.50%	1.81%
I	0.55%	0.10%	N/A	0.76%
I EUR	0.55%	0.10%	N/A	0.82%
I2	0.55%	0.10%	N/A	0.76%
I2 AUD H	0.55%	0.10%	N/A	0.76%
I2 CHF H	0.55%	0.10%	N/A	0.75%
I2 DUR PH	0.55%	0.10%	N/A	0.76%
I2 EUR	0.55%	0.10%	N/A	0.82%
I2 EUR H	0.55%	0.10%	N/A	0.76%
I2 HKD	0.55%	0.10%	N/A	0.82%
I2 SGD	0.55%	0.10%	N/A	0.82%
I2 SGD H	0.55%	0.10%	N/A	0.75%
IA	0.55%	0.10%	N/A	0.76%
IA AUD H	0.55%	0.10%	N/A	0.76%
IT	0.55%	0.10%	N/A	0.76%
IT AUD H	0.55%	0.10%	N/A	0.76%
IT CAD H	0.55%	0.10%	N/A	0.76%
IT EUR H	0.55%	0.10%	N/A	0.76%
IT GBP H	0.55%	0.10%	N/A	0.76%
IT HKD	0.55%	0.10%	N/A	0.82%
IT JPY	0.55%	0.10%	N/A	0.76%
IT JPY H	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
IT NZD H	0.55%	0.10%	N/A	0.76%
IT RMB H	0.55%	0.10%	N/A	0.83%
IT SGD	0.55%	0.10%	N/A	0.82%
IT SGD H	0.55%	0.10%	N/A	0.76%

TABLE 1
FEE SCHEDULE (continued)

AB FCP I

	Management Fee	Management Company Fee	Distribution Fee	Total Expense Ratio*
American Income Portfolio (continued)				
Class				
J	1.10%	0.10%	0.70%	2.01%
L2	0.90%	0.10%	N/A	1.05%
L2 AUD H	0.90%	0.10%	N/A	1.05%
L2 SGD H	0.90%	0.10%	N/A	1.05%
LT	0.90%	0.10%	N/A	1.05%
LT AUD H	0.90%	0.10%	N/A	1.05%
LT SGD H	0.90%	0.10%	N/A	1.05%
N2	1.65%	0.10%	N/A	1.86%
NT	1.65%	0.10%	N/A	1.86%
S	N/A	0.01%(8)	N/A	0.03%
S1	0.50%	0.01%(8)	N/A	0.53%
S1 EUR	0.50%	0.01%(8)	N/A	0.58%
S1D	0.50%	0.01%(8)	N/A	0.54%
S1D2	0.50%	0.01%(8)	N/A	0.53%
SA	N/A	0.01%(8)	N/A	0.04%
SHK	N/A	0.01%(8)	N/A	0.03%
W	0.39%(10)	0.10%	N/A	0.59%
W2	0.39%(10)	0.10%	N/A	0.59%
W2 CHF H	0.39%(10)	0.10%	N/A	0.59%
W2 EUR H	0.39%(10)	0.10%	N/A	0.59%
WT	0.39%(10)	0.10%	N/A	0.59%
WT AUD H	0.39%(10)	0.10%	N/A	0.59%
WT EUR H	0.39%(10)	0.10%	N/A	0.59%
WT GBP H	0.39%(10)	0.10%	N/A	0.59%
WT HKD	0.39%(10)	0.10%	N/A	0.66%
WT SGD H	0.39%(10)	0.10%	N/A	0.59%
European Income Portfolio				
Class				
A	1.10%	0.10%	N/A	1.35%
A USD	1.10%	0.10%	N/A	1.26%
A2	1.10%	0.10%	N/A	1.35%
A2 CHF H	1.10%	0.10%	N/A	1.35%
A2 PLN H	1.10%	0.10%	N/A	1.33%
A2 SGD H	1.10%	0.10%	N/A	1.34%
A2 USD	1.10%	0.10%	N/A	1.26%
A2 USD H	1.10%	0.10%	N/A	1.35%
AA	1.10%	0.10%	N/A	1.35%
AA AUD H	1.10%	0.10%	N/A	1.35%
AA HKD H	1.10%	0.10%	N/A	1.35%
AA RMB H	1.10%	0.10%	N/A	1.35%
AA SGD H	1.10%	0.10%	N/A	1.35%
AA USD H	1.10%	0.10%	N/A	1.35%
AK	1.10%	0.10%	N/A	1.35%
AR	1.10%	0.10%	N/A	1.35%
AT	1.10%	0.10%	N/A	1.35%
AT AUD H	1.10%	0.10%	N/A	1.35%
AT SGD H	1.10%	0.10%	N/A	1.35%
AT USD	1.10%	0.10%	N/A	1.26%
AT USD H	1.10%	0.10%	N/A	1.35%
B(b)	1.10%	0.10%	0.70%	2.06%
B USD	1.10%	0.10%	0.70%	1.96%
B2	1.10%	0.10%	0.70%	2.06%
B2 USD	1.10%	0.10%	0.70%	1.94%
BA	1.10%	0.10%	0.70%	2.05%

	Management Fee	Management Company Fee	Distribution Fee	Total Expense Ratio*
European Income Portfolio (continued)				
Class				
BA AUD H	1.10%	0.10%	0.70%	2.05%
BA USD H	1.10%	0.10%	0.70%	2.05%
BT	1.10%	0.10%	0.70%	2.05%
BT AUD H	1.10%	0.10%	0.70%	2.05%
BT USD	1.10%	0.10%	0.70%	1.96%
BT USD H	1.10%	0.10%	0.70%	2.05%
C	1.55%	0.10%	N/A	1.80%
C USD	1.55%	0.10%	N/A	1.71%
C2	1.55%	0.10%	N/A	1.80%
C2 USD	1.55%	0.10%	N/A	1.71%
C2 USD H	1.55%	0.10%	N/A	1.80%
CK	1.55%	0.10%	N/A	1.79%
CT USD H	1.55%	0.10%	N/A	1.80%
I	0.55%	0.10%	N/A	0.80%
I USD	0.55%	0.10%	N/A	0.71%
I2	0.55%	0.10%	N/A	0.80%
I2 AUD H	0.55%	0.10%	N/A	0.80%
I2 CHF H	0.55%	0.10%	N/A	0.82%
I2 USD	0.55%	0.10%	N/A	0.71%
I2 USD H	0.55%	0.10%	N/A	0.80%
IA	0.55%	0.10%	N/A	0.80%
IA HKD H	0.55%	0.10%	N/A	0.81%
IA SGD H	0.55%	0.10%	N/A	0.80%
IA USD H	0.55%	0.10%	N/A	0.80%
IT	0.55%	0.10%	N/A	0.80%
IT SGD H	0.55%	0.10%	N/A	0.79%
IT USD H	0.55%	0.10%	N/A	0.81%
NT USD H	1.65%	0.10%	N/A	1.90%
S(I)	N/A	0.01%(8)	N/A	0.09%
S1	0.50%	0.01%(8)	N/A	0.58%
S1 USD	0.50%	0.01%(8)	N/A	0.57%
S1 USD H	0.50%	0.01%(8)	N/A	0.57%
S1D	0.50%	0.01%(8)	N/A	0.58%
SA USD H	N/A	0.01%(8)	N/A	0.06%
SHK	N/A	0.01%(8)	N/A	0.08%
W2	0.39%(10)	0.10%	N/A	0.64%
W2 CHF H	0.39%(10)	0.10%	N/A	0.64%
W2 USD H	0.39%(10)	0.10%	N/A	0.63%
WA	0.39%(10)	0.10%	N/A	0.64%
WA HKD H	0.39%(10)	0.10%	N/A	0.63%
WA USD H	0.39%(10)	0.10%	N/A	0.65%
WT	0.39%(10)	0.10%	N/A	0.63%
WT SGD H	0.39%(10)	0.10%	N/A	0.65%
WT USD H	0.39%(10)	0.10%	N/A	0.60%
Emerging Markets Debt Portfolio				
Class				
A	1.10%	0.05%	N/A	1.36%
A EUR	1.10%	0.05%	N/A	1.42%
A2	1.10%	0.05%	N/A	1.36%
A2 CHF H	1.10%	0.05%	N/A	1.31%
A2 EUR	1.10%	0.05%	N/A	1.44%
A2 EUR H	1.10%	0.05%	N/A	1.36%
A2 HKD	1.10%	0.05%	N/A	1.44%

TABLE 1
FEE SCHEDULE (continued)

AB FCP I

	Management Fee	Management Company Fee	Distribution Fee	Total Expense Ratio*
Emerging Markets Debt Portfolio (continued)				
Class				
A2 PLN	1.10%	0.05%	N/A	1.38%
A2 PLN H	1.10%	0.05%	N/A	1.37%
A2 SGD H	1.10%	0.05%	N/A	1.36%
AA	1.10%	0.05%	N/A	1.36%
AA AUD H	1.10%	0.05%	N/A	1.36%
AA CAD H	1.10%	0.05%	N/A	1.36%
AA EUR H	1.10%	0.05%	N/A	1.34%
AA GBP H	1.10%	0.05%	N/A	1.34%
AA HKD	1.10%	0.05%	N/A	1.44%
AA NZD H	1.10%	0.05%	N/A	1.35%
AA RMB H	1.10%	0.05%	N/A	1.34%
AA SGD H	1.10%	0.05%	N/A	1.33%
AA ZAR H	1.10%	0.05%	N/A	1.36%
AI	1.10%	0.05%	N/A	1.39%
AI AUD H	1.10%	0.05%	N/A	1.41%
AR EUR	1.10%	0.05%	N/A	1.36%
AT	1.10%	0.05%	N/A	1.36%
AT AUD H	1.10%	0.05%	N/A	1.36%
AT CAD H	1.10%	0.05%	N/A	1.36%
AT EUR	1.10%	0.05%	N/A	1.44%
AT EUR H	1.10%	0.05%	N/A	1.36%
AT GBP H	1.10%	0.05%	N/A	1.36%
AT HKD	1.10%	0.05%	N/A	1.44%
AT NZD H	1.10%	0.05%	N/A	1.36%
AT RMB H	1.10%	0.05%	N/A	1.35%
AT SGD H	1.10%	0.05%	N/A	1.36%
B(a)	1.10%	0.05%	1.00%	2.34%
B2(b)	1.10%	0.05%	1.00%	2.35%
B2 EUR	1.10%	0.05%	1.00%	2.44%
B2 HKD	1.10%	0.05%	1.00%	2.44%
BA	1.10%	0.05%	1.00%	2.34%
BA AUD H	1.10%	0.05%	1.00%	2.34%
BA ZAR H	1.10%	0.05%	1.00%	2.34%
BT	1.10%	0.05%	1.00%	2.35%
BT AUD H	1.10%	0.05%	1.00%	2.34%
BT CAD H(i)	1.10%	0.05%	1.00%	2.34%
BT EUR H	1.10%	0.05%	1.00%	2.32%
BT GBP H(i)	1.10%	0.05%	1.00%	2.34%
BT HKD	1.10%	0.05%	1.00%	2.44%
BT NZD H(i)	1.10%	0.05%	1.00%	2.34%
C	1.55%	0.05%	N/A	1.81%
C EUR	1.55%	0.05%	N/A	1.88%
C2	1.55%	0.05%	N/A	1.81%
C2 EUR	1.55%	0.05%	N/A	1.89%
C2 EUR H	1.55%	0.05%	N/A	1.80%
CT	1.55%	0.05%	N/A	1.80%
EA	1.10%	0.05%	0.50%	1.86%
EA AUD H	1.10%	0.05%	0.50%	1.86%
EA ZAR H	1.10%	0.05%	0.50%	1.86%
EI	1.10%	0.05%	0.50%	1.93%
EI AUD H	1.10%	0.05%	0.50%	1.92%
I	0.55%	0.05%	N/A	0.81%
I2	0.55%	0.05%	N/A	0.80%

	Management Fee	Management Company Fee	Distribution Fee	Total Expense Ratio*
Emerging Markets Debt Portfolio (continued)				
Class				
I2 CHF H	0.55%	0.05%	N/A	0.78%
I2 EUR	0.55%	0.05%	N/A	0.88%
I2 EUR H	0.55%	0.05%	N/A	0.81%
IT(m)	0.55%	0.05%	N/A	0.80%
IT AUD H	0.55%	0.05%	N/A	0.78%
IT EUR H	0.55%	0.05%	N/A	0.81%
IT SGD H	0.55%	0.05%	N/A	0.78%
N2	1.65%	0.05%	N/A	1.90%
NT	1.65%	0.05%	N/A	1.91%
S	N/A	0.01%(8)	N/A	0.11%
S EUR H	N/A	0.01%(8)	N/A	0.07%
S GBP H	N/A	0.01%(8)	N/A	0.07%
S1 2	0.55%	0.01%(8)	N/A	0.66%
S1 2 EUR	0.55%	0.01%(8)	N/A	0.66%
S1 EUR H	0.55%	0.01%(8)	N/A	0.62%
S1 GBP H	0.55%	0.01%(8)	N/A	0.61%
S1QD EUR H	0.55%	0.01%(8)	N/A	0.66%
SA	N/A	0.01%(8)	N/A	0.11%
Mortgage Income Portfolio				
Class				
A	1.10%	0.05%	N/A	1.31%
A2	1.10%	0.05%	N/A	1.31%
A2 EUR	1.10%	0.05%	N/A	1.26%
A2 HKD	1.10%	0.05%	N/A	1.25%
A2 SGD	1.10%	0.05%	N/A	1.22%
A2X	1.05%(5)	0.05%	N/A	1.25%
A2X EUR	1.05%(5)	0.05%	N/A	1.21%
AA	1.10%	0.05%	N/A	1.32%
AA AUD H	1.10%	0.05%	N/A	1.31%
AA HKD	1.10%	0.05%	N/A	1.26%
AA RMB H	1.10%	0.05%	N/A	1.32%
AA SGD H	1.10%	0.05%	N/A	1.32%
AA ZAR H	1.10%	0.05%	N/A	1.32%
AR EUR H	1.10%	0.05%	N/A	1.31%
AT	1.10%	0.05%	N/A	1.31%
AT AUD H	1.10%	0.05%	N/A	1.31%
AT EUR	1.10%	0.05%	N/A	1.26%
AT GBP H	1.10%	0.05%	N/A	1.31%
AT HKD	1.10%	0.05%	N/A	1.27%
AT SGD	1.10%	0.05%	N/A	1.22%
AT SGD H	1.10%	0.05%	N/A	1.32%
AX	1.05%(5)	0.05%	N/A	1.25%
AX EUR	1.05%(5)	0.05%	N/A	1.21%
B2X	1.05%(5)	0.05%	0.45%	1.70%
BA(n)	1.10%	0.05%	1.00%	2.30%
BA AUD H(h)	1.10%	0.05%	1.00%	2.33%
BA ZAR H(o)	1.10%	0.05%	1.00%	2.31%
BX	1.05%(5)	0.05%	0.45%	1.70%
BX EUR	1.05%(5)	0.05%	0.45%	1.65%
C	1.55%	0.05%	N/A	1.77%
C2	1.55%	0.05%	N/A	1.76%
C2 EUR	1.55%	0.05%	N/A	1.69%
C2X	1.50%(6)	0.05%	N/A	1.70%
CX	1.50%(6)	0.05%	N/A	1.70%

TABLE 1
FEE SCHEDULE (continued)

AB FCP I

	Management Fee	Management Company Fee	Distribution Fee	Total Expense Ratio*
Mortgage Income Portfolio (continued)				
Class				
I	0.55%	0.05%	N/A	0.77%
I EUR	0.55%	0.05%	N/A	0.71%
I2	0.55%	0.05%	N/A	0.77%
I2 EUR	0.55%	0.05%	N/A	0.71%
I2 EUR H	0.55%	0.05%	N/A	0.77%
I2X	0.50%(7)	0.05%	N/A	0.70%
IT EUR H	0.55%	0.05%	N/A	0.76%
IX	0.50%(7)	0.05%	N/A	0.70%
N2	1.65%	0.05%	N/A	1.86%
NT	1.65%	0.05%	N/A	1.87%
S	N/A	0.01%(8)	N/A	0.08%
S1	0.50%	0.01%(8)	N/A	0.56%
S1 EUR	0.50%	0.01%(8)	N/A	0.51%
S1 EUR H	0.50%	0.01%(8)	N/A	0.57%
S1 JPY	0.50%	0.01%(8)	N/A	0.58%
S1X	0.40%	0.01%(8)	N/A	0.43%
SA	N/A	0.01%(8)	N/A	0.07%
Global Bond II Portfolio				
Class				
S1	0.45%	0.01%(8)	N/A	1.09%

* Unaudited. Annualized rates. The TER calculation follows the guidelines as outlined by SFAMA 16 May 2008.

** For the Total Expense Ratio calculation of the Global High Yield Portfolio the total net assets of the underlying funds managed by the Investment Manager are removed from the computation of the net management fee, management company fee and *taxe d'abonnement* of the Portfolio to avoid duplicated fees.

(a) Share class liquidated on January 29, 2021.

(b) Share class liquidated on July 15, 2021.

(c) Share class liquidated on August 20, 2021.

(d) Share class liquidated on July 20, 2021

(e) Share class liquidated on July 30, 2021.

(f) Share class liquidated on February 19, 2021.

(g) Share class liquidated on June 21, 2021.

(h) Share class liquidated on March 22, 2021.

(i) Share class liquidated on March 31, 2021.

(j) Share class liquidated on July 29, 2021.

(k) Share class liquidated on June 15, 2021.

(l) Share class liquidated on August 17, 2021.

(m) Share class liquidated on May 25, 2021.

(n) Share class liquidated on April 20, 2021.

(o) Share class liquidated on May 20, 2021.

Management Fees for the period are reflected at their effective rate as determined by the following:

(1) Changed during the period from 1.70% up to $5,000,000,000 and 1.50% on the excess of $5,000,000,000, to up to 1.45% up to $15,000,000,000 and up to 1.25% on the excess of $15,000,000,000, effective January 1, 2021. The consecutive fee levels will apply to the net assets of the Portfolio.

(2) Changed during the period from 2.15% up to $5,000,000,000 and 1.95% on the excess of $5,000,000,000, to up to 1.95% up to $15,000,000,000 and up to 1.75% on the excess of $15,000,000,000, effective January 1, 2021. The consecutive fee levels will apply to the net assets of the Portfolio.

(3) Changed during the period from 1.15% up to $5,000,000,000 and 0.95% on the excess of $5,000,000,000, to up to 0.95% up to $15,000,000,000 and up to 0.75% on the excess of $15,000,000,000, effective January 1, 2021. The consecutive fee levels will apply to the net assets of the Portfolio.

(4) Changed during the period from 2.25% up to $5,000,000,000 and 2.05% on the excess of $5,000,000,000, to up to 2.00% up to $15,000,000,000 and up to 1.85% on the excess of $15,000,000,000, effective January 1, 2021. The consecutive fee levels will apply to the net assets of the Portfolio.

(5) 1.05% up to $100,000,000, 1.00% on the next $100,000,000 and 0.95% on the excess of $200,000,000. The consecutive fee levels will apply to the net assets of the Portfolio.

(6) 1.50% up to $100,000,000, 1.45% on the next $100,000,000 and 1.40% on the excess of $200,000,000. The consecutive fee levels will apply to the net assets of the Portfolio.

(7) 0.50% up to $100,000,000, 0.45% on the next $100,000,000 and 0.40% on the excess of $200,000,000. The consecutive fee levels will apply to the net assets of the Portfolio.

Management Company Fees

(8) Annual fee equal to the lesser of $50,000 or 0.01% of average daily NAV.

Maximum Management Fee as disclosed in the prospectus of the Fund

(9) Up to 1.15%

(10) Up to 0.55%

Table 2
Portfolio Turnover

	Turnover*
AB FCP I–	
Dynamic Diversified Portfolio	112.30%
Global Equity Blend Portfolio	41.44%
Global Value Portfolio	42.95%
Emerging Markets Growth Portfolio	68.56%
Sustainable US Thematic Portfolio	28.57%
Asia Ex-Japan Equity Portfolio	89.62%
Japan Strategic Value Portfolio	81.65%
China Low Volatility Equity Portfolio	75.29%
Short Duration Bond Portfolio	112.23%
Global High Yield Portfolio	27.62%
American Income Portfolio	25.65%
European Income Portfolio	31.69%
Emerging Markets Debt Portfolio	57.85%
Mortgage Income Portfolio	49.02%
Global Bond II Portfolio	113.07%

* Unaudited. Calculated in accordance with AICPA guidelines. Average market value of securities for the period is calculated based on month end valuation.

PORTFOLIO OF INVESTMENTS
August 31, 2021

AB FCP I
Short Duration Bond Portfolio

		Rate	Date		Principal (000)	Value (USD)	Net Assets %
TRANSFERABLE SECURITIES QUOTED ON A STOCK EXCHANGE OR DEALT IN ON ANOTHER REGULATED MARKET							
GOVERNMENTS - TREASURIES							
AUSTRALIA							
	Australia Government Bond, Series 139	3.25%	04/21/2025	AUD	23,233	$ 18,776,914	3.5%
CANADA							
	Canadian Government Bond, Series A55	8.00%	06/01/2023	CAD	9,879	8,870,167	1.7
CHINA							
	Agricultural Bank of China Ltd.	3.05%	10/27/2023	CNH	31,196	4,853,970	0.9
FRANCE							
	French Republic Government Bond OAT	8.50%	04/25/2023	EUR	2,003	2,725,984	0.5
IRELAND							
	Ireland Government Bond	3.40%	03/18/2024		8,093	10,545,299	2.0
ITALY							
	Italy Buoni Poliennali Del Tesoro	4.50%	03/01/2024		11,500	15,226,129	2.9
	Italy Buoni Poliennali Del Tesoro	4.50%	03/01/2026		18,680	26,587,197	5.0
						41,813,326	7.9
JAPAN							
	Japan Government Twenty Year Bond, Series 55	2.00%	03/21/2022	JPY	1,071,976	9,857,391	1.9
	Japan Government Twenty Year Bond, Series 56	2.00%	06/20/2022		1,037,417	9,589,810	1.8
	Japan Government Twenty Year Bond, Series 64	1.90%	09/20/2023		757,042	7,167,729	1.3
	Japan Government Twenty Year Bond, Series 71	2.20%	06/20/2024		1,984,219	19,216,697	3.6
						45,831,627	8.6
MEXICO							
	Mexican Bonos, Series M	8.00%	09/05/2024	MXN	95,304	4,991,436	1.0
RUSSIA							
	Russian Federal Bond - OFZ, Series 6227	7.40%	07/17/2024	RUB	394,372	5,471,334	1.0
UNITED STATES							
	U.S. Treasury Bonds	7.13%	02/15/2023	USD	25,634	28,205,879	5.3
	U.S. Treasury Bonds	7.25%	08/15/2022		8,722	9,308,262	1.8
	U.S. Treasury Bonds	7.50%	11/15/2024		53,989	66,153,104	12.4
						103,667,245	19.5
						247,547,302	46.6
CORPORATES – INVESTMENT GRADE							
INDUSTRIAL							
BASIC							
	PPG Industries, Inc.	0.88%	03/13/2022	EUR	881	1,044,474	0.2
CAPITAL GOODS							
	Johnson Controls International PLC	1.00%	09/15/2023		1,746	2,109,648	0.4
	Parker-Hannifin Corp.	3.50%	09/15/2022	USD	1,292	1,332,358	0.3
	Siemens Financieringsmaatschappij NV	0.00%	02/20/2023	EUR	1,462	1,737,102	0.3
	Siemens Financieringsmaatschappij NV	0.13%	06/05/2022		487	578,177	0.1
						5,757,285	1.1
COMMUNICATIONS - TELECOMMUNICATIONS							
	AT&T, Inc.	2.75%	05/19/2023		1,316	1,636,239	0.3
	Telstra Corp. Ltd.	4.80%	10/12/2021	USD	1,426	1,433,361	0.3
						3,069,600	0.6
CONSUMER CYCLICAL - AUTOMOTIVE							
	American Honda Finance Corp.	2.63%	10/14/2022	GBP	838	1,180,128	0.2
	Daimler International Finance BV	2.63%	04/07/2025	EUR	1,092	1,417,833	0.3
	Harley-Davidson Financial Services, Inc.	4.05%	02/04/2022	USD	439	445,272	0.1
	Hyundai Capital America	2.85%	11/01/2022		1,542	1,582,616	0.3
	Volkswagen Leasing GmbH	1.13%	04/04/2024	EUR	1,891	2,299,869	0.4
						6,925,718	1.3
CONSUMER NON-CYCLICAL							
	AbbVie, Inc.	1.38%	05/17/2024		1,521	1,863,587	0.3
	Amgen, Inc.	1.25%	02/25/2022		2,062	2,444,081	0.5
	Anheuser-Busch InBev SA/NV	9.75%	07/30/2024	GBP	356	614,384	0.1
	Anheuser-Busch InBev Worldwide, Inc.(a)	1.00%	09/06/2022	AUD	2,496	1,836,779	0.3
	Asahi Group Holdings Ltd.	0.16%	10/23/2024	EUR	1,960	2,332,349	0.4
	AstraZeneca PLC	0.75%	05/12/2024		1,089	1,317,563	0.2
	Baxter International, Inc.	0.40%	05/15/2024		1,300	1,559,977	0.3
	Baxter International, Inc.	1.30%	05/30/2025		375	464,889	0.1
	Bayer AG	0.38%	07/06/2024		1,365	1,633,489	0.3
	Becton Dickinson and Co.	0.00%	08/13/2023		733	868,723	0.2

PORTFOLIO OF INVESTMENTS (continued)

AB FCP I
Short Duration Bond Portfolio

	Rate	Date		Principal (000)		Value (USD)	Net Assets %
Cargill, Inc.	2.50%	02/15/2023	EUR	1,160	$	1,426,589	0.3%
DH Europe Finance SARL(a)	0.00%	06/30/2022		2,067		2,446,873	0.5
Diageo Finance PLC	0.13%	10/12/2023		1,355		1,613,780	0.3
GlaxoSmithKline Capital PLC	0.13%	05/12/2023		2,145		2,554,046	0.5
Heineken NV	3.40%	04/01/2022	USD	1,462		1,488,063	0.3
Medtronic Global Holdings SCA	0.38%	03/07/2023	EUR	1,743		2,081,046	0.4
						26,546,218	5.0
ENERGY							
BG Energy Capital PLC	4.00%	10/15/2021	USD	858		861,566	0.2
BP Capital Markets PLC	1.88%	04/07/2024	EUR	1,808		2,250,727	0.4
Exxon Mobil Corp.	0.14%	06/26/2024		2,042		2,434,690	0.5
Kinder Morgan, Inc.(a)	1.41%	01/15/2023	USD	1,838		1,862,971	0.3
Repsol International Finance BV	0.13%	10/05/2024	EUR	1,462		1,741,641	0.3
TotalEnergies Capital International SA	2.13%	03/15/2023		1,852		2,273,430	0.4
						11,425,025	2.1
TECHNOLOGY							
Baidu, Inc.	2.88%	07/06/2022	USD	1,404		1,428,896	0.3
Fidelity National Information Services, Inc.	0.75%	05/21/2023	EUR	1,986		2,382,888	0.4
Fiserv, Inc.	0.38%	07/01/2023		1,223		1,459,328	0.3
Honeywell International, Inc.	0.00%	03/10/2024		455		540,857	0.1
Honeywell International, Inc.	1.30%	02/22/2023		2,223		2,689,668	0.5
International Business Machines Corp.	0.38%	01/31/2023		2,028		2,420,199	0.5
						10,921,836	2.1
						65,690,156	12.4
FINANCIAL INSTITUTIONS							
BANKING							
ABN AMRO Bank NV	1.25%	05/28/2025		1,560		1,929,014	0.4
Banco Bilbao Vizcaya Argentaria SA, Series G	1.13%	02/28/2024		1,657		2,020,673	0.4
Banco Santander SA	2.75%	09/12/2023	GBP	1,852		2,646,196	0.5
Bank of America Corp.	1.38%	02/07/2025	EUR	2,067		2,530,738	0.5
Bank of Nova Scotia (The)	1.38%	12/05/2023	GBP	1,125		1,572,557	0.3
Barclays PLC	0.75%	06/09/2025	EUR	1,152		1,386,192	0.3
BNP Paribas SA	1.13%	08/28/2024		1,852		2,269,352	0.4
BPCE SA	0.63%	09/26/2024		1,560		1,880,840	0.3
CaixaBank SA	1.00%	06/25/2024		1,170		1,421,502	0.3
Citigroup, Inc.	1.75%	01/28/2025		1,482		1,857,543	0.3
Credit Suisse Group AG	1.25%	07/17/2025		1,526		1,855,459	0.3
Danske Bank A/S	3.00%	09/20/2022	USD	2,052		2,069,822	0.4
Deutsche Bank AG	3.88%	02/12/2024	GBP	1,072		1,570,579	0.3
Goldman Sachs Group, Inc. (The)	2.13%	09/30/2024	EUR	1,648		2,073,455	0.4
Intesa Sanpaolo SpA	3.13%	07/14/2022	USD	1,721		1,759,975	0.3
JPMorgan Chase & Co.	1.50%	01/27/2025	EUR	1,557		1,938,574	0.4
Lloyds Banking Group PLC	0.63%	01/15/2024		1,682		2,008,148	0.4
Morgan Stanley, Series G	1.75%	03/11/2024		1,724		2,135,053	0.4
Santander UK Group Holdings PLC	3.57%	01/10/2023	USD	1,316		1,330,726	0.2
Societe Generale SA	1.25%	02/15/2024	EUR	1,560		1,904,302	0.3
Standard Chartered PLC	2.74%	09/10/2022	USD	1,884		1,885,206	0.3
Swedbank AB	0.25%	10/09/2024	EUR	1,628		1,944,165	0.4
Toronto-Dominion Bank (The)	0.38%	04/25/2024		2,057		2,466,150	0.5
UBS Group AG	2.13%	03/04/2024		1,121		1,400,681	0.3
UniCredit SpA	3.75%	04/12/2022	USD	1,418		1,445,242	0.3
Wells Fargo & Co.	1.34%	05/04/2025	EUR	1,745		2,135,113	0.4
						49,437,257	9.3
FINANCE							
Aviation Capital Group LLC	4.38%	01/30/2024	USD	758		812,940	0.1
JAB Holdings BV	1.25%	05/22/2024	EUR	1,267		1,549,678	0.3
						2,362,618	0.4
INSURANCE							
Berkshire Hathaway, Inc.	0.63%	01/17/2023		2,086		2,493,412	0.5
Metropolitan Life Global Funding I	0.00%	09/23/2022		1,000		1,186,551	0.2
Metropolitan Life Global Funding I, Series G	2.63%	12/05/2022	GBP	1,141		1,611,377	0.3
						5,291,340	1.0
REITs							
Digital Dutch Finco BV	0.63%	07/15/2025	EUR	1,106		1,335,963	0.3
						58,427,178	11.0

AB FCP I
Short Duration Bond Portfolio

	Rate	Date		Principal (000)		Value (USD)	Net Assets %
UTILITY							
ELECTRIC							
E.ON International Finance BV	5.63%	12/06/2023	GBP	1,121	$	1,711,332	0.3%
EDP Finance BV, Series E	8.63%	01/04/2024		926		1,502,807	0.3
Electricite de France SA	3.88%	01/18/2022	EUR	780		935,955	0.2
Enel Finance International NV	0.00%	06/17/2024		1,004		1,193,604	0.2
Enel Finance International NV	2.65%	09/10/2024	USD	1,209		1,271,955	0.2
Engie SA	0.38%	02/28/2023	EUR	2,047		2,439,524	0.5
Scottish Power UK PLC	6.75%	05/29/2023	GBP	1,014		1,541,340	0.3
Western Power Distribution East Midlands PLC	5.25%	01/17/2023		1,474		2,152,765	0.4
						12,749,282	2.4
NATURAL GAS							
Southern Gas Networks PLC	4.88%	10/05/2023		1,155		1,723,012	0.3
OTHER UTILITY							
Thames Water Utilities Finance PLC	1.88%	01/24/2024		344		485,430	0.1
Veolia Environnement SA	0.31%	10/04/2023	EUR	877		1,047,165	0.2
						1,532,595	0.3
						16,004,889	3.0
						140,122,223	26.4
INFLATION-LINKED SECURITIES							
FRANCE							
French Republic Government Bond OAT, Series OATE	0.10%	03/01/2026		14,704		19,044,552	3.6
GERMANY							
Deutsche Bundesrepublik Inflation Linked Bond	0.10%	04/15/2026		8,504		11,094,063	2.1
						30,138,615	5.7
COVERED BONDS							
Australia & New Zealand Banking Group Ltd.	0.45%	11/22/2023		2,622		3,156,859	0.6
Bank of Nova Scotia (The)	0.38%	10/23/2023		1,882		2,261,587	0.4
BPCE SFH SA	2.38%	11/29/2023		2,047		2,573,284	0.5
CaixaBank SA	1.00%	02/08/2023		2,340		2,820,564	0.6
DNB Boligkreditt AS	0.38%	11/20/2024		2,236		2,709,492	0.5
Korea Housing Finance Corp.	0.10%	06/18/2024		1,857		2,218,478	0.4
National Bank of Canada	0.25%	07/24/2023		868		1,038,774	0.2
Royal Bank of Canada	0.25%	01/29/2024		2,255		2,707,617	0.5
Sumitomo Mitsui Banking Corp.	0.55%	11/06/2023		1,886		2,270,325	0.4
Westpac Banking Corp., Series G	0.50%	05/17/2024		2,157		2,610,111	0.5
						24,367,091	4.6
COLLATERALIZED MORTGAGE OBLIGATIONS							
RISK SHARE FLOATING RATE							
Bellemeade Re Ltd.							
Series 2018-3A, Class M1B(a)	1.93%	10/25/2028	USD	527		527,353	0.1
Series 2019-3A, Class M1B(a)	1.68%	07/25/2029		782		784,618	0.1
Federal Home Loan Mortgage Corp.							
Structured Agency Credit Risk Debt Notes							
Series 2014-DN3, Class M3(a)	4.08%	08/25/2024		519		529,229	0.1
Series 2014-HQ2, Class M3(a)	3.83%	09/25/2024		833		858,639	0.2
Series 2015-DNA2, Class M3(a)	3.98%	12/25/2027		367		371,454	0.1
Series 2016-DNA2, Class M3(a)	4.73%	10/25/2028		1,440		1,495,517	0.3
Series 2016-DNA4, Class M3(a)	3.88%	03/25/2029		1,648		1,700,021	0.3
Series 2017-DNA1, Class M2(a)	3.33%	07/25/2029		362		372,103	0.1
Series 2017-DNA2, Class M2(a)	3.53%	10/25/2029		468		483,762	0.1
Series 2017-DNA3, Class M2(a)	2.58%	03/25/2030		1,327		1,353,431	0.3
Series 2021-DNA5, Class M2(a)	1.70%	01/25/2034		314		316,079	0.1
Federal National Mortgage Association							
Connecticut Avenue Securities							
Series 2014-C04, Class 1M2(a)	4.98%	11/25/2024		960		988,012	0.2
Series 2014-C04, Class 2M2(a)	5.08%	11/25/2024		524		534,687	0.1
Series 2015-C03, Class 2M2(a)	5.08%	07/25/2025		51		51,447	0.0
Series 2016-C02, Class 1M2(a)	6.08%	09/25/2028		747		781,790	0.1
Series 2016-C03, Class 1M2(a)	5.38%	10/25/2028		911		957,450	0.2
Series 2016-C05, Class 2M2(a)	4.53%	01/25/2029		782		811,841	0.1
Series 2016-C06, Class 1M2(a)	4.33%	04/25/2029		1,553		1,603,902	0.3
Home Re Ltd., Series 2019-1, Class M1(a)	1.73%	05/25/2029		672		672,351	0.1
Mortgage Insurance-Linked Notes, Series 2021-3, Class M1A(a)	1.95%	02/25/2034		731		731,486	0.1
PMT Credit Risk Transfer Trust, Series 2019-2R, Class A(a)	2.84%	05/27/2023		632		625,951	0.1
Radnor Re Ltd., Series 2019-2, Class M1B(a)	1.83%	06/25/2029		2,346		2,350,660	0.4
						18,901,783	3.5

PORTFOLIO OF INVESTMENTS (continued)

AB FCP I
Short Duration Bond Portfolio

	Rate	Date		Principal (000)	Value (USD)	Net Assets %
LOCAL GOVERNMENTS - PROVINCIAL BONDS						
CANADA						
Hydro-Quebec, Series HX	10.50%	10/15/2021	CAD	7,799	$ 6,255,533	1.2%
Province of British Columbia Canada	4.25%	11/27/2024	AUD	4,553	3,715,888	0.7
Province of Ontario Canada, Series HC	9.50%	07/13/2022	CAD	2,925	2,500,390	0.5
Province of Ontario Canada, Series HP	8.10%	09/08/2023		2,096	1,912,424	0.3
Province of Quebec Canada	9.38%	01/16/2023		2,827	2,514,807	0.5
					16,899,042	3.2
QUASI-SOVEREIGNS						
QUASI-SOVEREIGN BONDS						
CHILE						
Corp. Nacional del Cobre de Chile	2.25%	07/09/2024	EUR	1,223	1,534,723	0.3
CHINA						
Export-Import Bank of China (The)	0.75%	06/08/2022		1,769	2,102,673	0.4
Sinopec Group Overseas Development 2015 Ltd.	1.00%	04/28/2022		1,375	1,636,018	0.3
State Grid Overseas Investment 2016 Ltd.	1.25%	05/19/2022		1,102	1,312,354	0.3
					5,051,045	1.0
SOUTH KOREA						
Export-Import Bank of Korea, Series 5FRN(a)	1.00%	01/25/2022	USD	2,320	2,326,544	0.4
Korea Development Bank (The)	1.50%	08/29/2024	AUD	2,730	2,036,906	0.4
					4,363,450	0.8
					10,949,218	2.1
COLLATERALIZED LOAN OBLIGATIONS						
CLO - FLOATING RATE						
Bain Capital Credit CLO Ltd. Series 2021-4A, Class A1 (a)	1.29%	10/20/2034		1,115	1,115,261	0.2
Neuberger Berman Loan Advisers CLO Ltd. Series 2021-43A, Class A (a)	1.24%	07/17/2035		1,630	1,630,986	0.3
New Mountain CLO Ltd. Series CLO-3A, Class A (a)	1.31%	10/20/2034		992	992,273	0.2
					3,738,520	0.7
GOVERNMENTS - SOVEREIGN BONDS						
INDONESIA						
Indonesia Government International Bond	2.15%	07/18/2024	EUR	1,326	1,651,385	0.3
PHILIPPINES						
Philippine Government International Bond	0.00%	02/03/2023		999	1,181,561	0.2
SOUTH KOREA						
LG Display Co., Ltd.	3.88%	11/15/2021	USD	530	533,444	0.1
					3,366,390	0.6
GOVERNMENTS - SOVEREIGN AGENCIES						
JAPAN						
Development Bank of Japan, Inc., Series G	0.01%	10/15/2024	EUR	2,423	2,890,243	0.5
COMMERCIAL MORTGAGE-BACKED SECURITIES						
NON-AGENCY FLOATING RATE CMBS						
MSCG Trust, Series 2018-SELF, Class A(a)	1.00%	10/15/2037	USD	1,347	1,348,670	0.3
NON-AGENCY FIXED RATE CMBS						
JPMorgan Chase Commercial Mortgage Securities Trust, Series 2012-C8, Class B	3.98%	10/15/2045		1,078	1,095,080	0.2
					2,443,750	0.5
CORPORATES - NON-INVESTMENT GRADE						
INDUSTRIAL						
ENERGY						
Occidental Petroleum Corp.(a)	1.57%	08/15/2022		1,688	1,683,311	0.3
MORTGAGE PASS-THROUGHS						
AGENCY FIXED RATE 30-YEAR						
Federal National Mortgage Association, Series 1999	7.00%	09/01/2029		1	643	0.0
Federal National Mortgage Association, Series 1999	7.00%	10/01/2029		2	1,933	0.0
Federal National Mortgage Association, Series 2000	7.00%	12/01/2030		1	936	0.0
Federal National Mortgage Association, Series 2001	7.00%	05/01/2031		0*	344	0.0
Federal National Mortgage Association, Series 2001	7.00%	09/01/2031		8	10,212	0.0
Federal National Mortgage Association, Series 2001	7.00%	11/01/2031		3	3,739	0.0
Federal National Mortgage Association, Series 2001	7.00%	12/01/2031		8	8,574	0.0
Federal National Mortgage Association, Series 2001	7.00%	01/01/2032		1	1,736	0.0
Federal National Mortgage Association, Series 2002	7.00%	02/01/2032		2	2,142	0.0
					30,259	0.0
					503,077,747	94.7

AB FCP I
Short Duration Bond Portfolio

	Rate	Date		Principal (000)	Value (USD)	Net Assets %
OTHER TRANSFERABLE SECURITIES						
COLLATERALIZED LOAN OBLIGATIONS						
CLO - FLOATING RATE						
AGL CLO Ltd. Series 2021-12A, Class A1 (a)	1.29%	07/20/2034	USD	1,604	$ 1,605,601	0.3%
Apidos CLO XXXIII Series 2020-33A, Class A (a)	1.83%	07/24/2031		1,251	1,250,552	0.2
Ballyrock CLO Ltd. Series 2021-16A, Class A1 (a)	1.26%	07/20/2034		1,079	1,079,469	0.2
Black Diamond CLO Ltd. Series 2019-2A, Class A1A (a)	1.57%	07/23/2032		1,435	1,434,648	0.3
Neuberger Berman Loan Advisers CLO Ltd. Series 2021-42A, Class A (a)	1.24%	07/16/2035		1,398	1,398,034	0.3
					6,768,304	1.3
Total Investments (cost $518,277,190)					$ 509,846,051	96.0%
Time Deposits						
ANZ, London(b)	(0.13)%	–			69,375	0.0
Bank of Nova Scotia, Toronto(b)	0.01 %	–			158,266	0.0
BBH, Grand Cayman(b)	4.00 %	–			1	0.0
BNP Paribas, Paris(b)	(0.08)%	–			53,543	0.0
BNP Paribas, Paris(b)	0.01 %	–			53,633	0.0
Hong Kong & Shanghai Bank, Singapore(b)	0.00 %	–			165	0.0
HSBC Bank PLC, Paris(b)	(0.78)%	–			292,952	0.1
SEB, Stockholm(b)	(0.26)%	–			493	0.0
SEB, Stockholm(b)	0.01 %	–			10,267,286	1.9
Sumitomo, London(b)	0.00 %	–			53,112	0.0
Sumitomo, London(b)	0.01 %	–			71,124	0.0
Total Time Deposits					11,019,950	2.0
Other assets less liabilities					10,418,340	2.0
Net Assets					$ 531,284,341	100.0%

FUTURES

Description	Expiration Date	Number of Contracts	Original Value	Market Value	Unrealized Appreciation/ (Depreciation)
Long					
Korea 3 Yr Bond Futures	09/17/2021	265	$ 25,234,512	$ 25,278,277	$ 43,765
Short					
Euro-BOBL Futures	09/08/2021	644	102,006,087	102,694,472	(688,385)
Euro-Schatz Futures	09/08/2021	155	20,527,851	20,549,814	(21,963)
					$ (666,583)
				Appreciation	$ 43,765
				Depreciation	$ (710,348)

FORWARD FOREIGN CURRENCY CONTRACTS

Counterparty	Contracts to Deliver (000)		In Exchange For (000)		Settlement Date	Unrealized Appreciation/ (Depreciation)
Australia and New Zealand Banking Group Ltd.	JPY	192,964	USD	1,748	11/15/2021	$ (7,360)
Bank of America, NA.	RUB	317,262	USD	4,249	09/30/2021	(65,406)
Bank of America, NA.	USD	1,310	RUB	96,797	09/30/2021	6,685
Bank of America, NA.	JPY	1,200,253	USD	10,902	10/15/2021	(11,532)
BNP Paribas SA	EUR	64,848	USD	79,514	09/09/2021	2,935,629
BNP Paribas SA	USD	5,285	NZD	7,597	10/15/2021	68,058
Brown Brothers Harriman & Co.	USD	1,971	EUR	1,667	09/09/2021	(2,092)
Brown Brothers Harriman & Co.	JPY	1,479,130	USD	13,517	09/30/2021	68,318
Brown Brothers Harriman & Co.	CHF	2,514	USD	2,789	10/28/2021	38,992
Brown Brothers Harriman & Co.	EUR	40,316	USD	47,909	10/29/2021	251,877
Brown Brothers Harriman & Co.	USD	545	EUR	464	11/08/2021	3,128
Brown Brothers Harriman & Co.	JPY	754,782	USD	6,885	11/17/2021	19,561
Brown Brothers Harriman & Co.	JPY	2,313,061	USD	21,008	11/30/2021	(32,284)
Brown Brothers Harriman & Co.+	USD	15,306	AUD	21,131	10/01/2021	155,345
Brown Brothers Harriman & Co.+	USD	6,710	CAD	8,522	10/01/2021	43,922
Brown Brothers Harriman & Co.+	USD	18,347	EUR	15,616	10/01/2021	103,685
Brown Brothers Harriman & Co.+	USD	9,768	GBP	7,124	10/01/2021	26,879
Brown Brothers Harriman & Co.+	USD	665	NZD	959	10/01/2021	10,168
Brown Brothers Harriman & Co.+	USD	1,377	SGD	1,861	10/01/2021	7,793
Citibank, NA	CNH	2,194	USD	337	09/16/2021	(2,589)

PORTFOLIO OF INVESTMENTS (continued)

AB FCP I
Short Duration Bond Portfolio

Counterparty	Contracts to Deliver (000)		In Exchange For (000)		Settlement Date	Unrealized Appreciation/ (Depreciation)
Citibank, NA	USD	1,120	EUR	952	11/08/2021	$ 5,480
Citibank, NA	AUD	36,417	USD	26,244	11/09/2021	(406,285)
Citibank, NA	EUR	6,660	USD	7,847	11/30/2021	(30,047)
Deutsche Bank AG	EUR	40,834	USD	48,284	10/15/2021	27,327
Goldman Sachs Bank USA	CAD	5,004	USD	3,886	09/24/2021	(80,065)
Goldman Sachs Bank USA	GBP	13,660	USD	18,735	11/10/2021	(46,899)
HSBC Bank USA	CNH	7,725	USD	1,186	09/16/2021	(9,726)
Morgan Stanley & Co., Inc.	CNH	21,843	USD	3,362	09/16/2021	(16,587)
Morgan Stanley & Co., Inc.	CAD	21,950	USD	17,612	09/24/2021	214,660
Morgan Stanley & Co., Inc.	KRW	1,617,590	USD	1,418	10/28/2021	23,467
Royal Bank of Scotland PLC	EUR	31,040	USD	36,749	09/23/2021	82,561
Royal Bank of Scotland PLC	EUR	9,719	USD	11,426	11/08/2021	(65,499)
UBS AG	USD	2,651	CAD	3,382	09/24/2021	30,079
UBS AG	RUB	197,705	USD	2,621	09/30/2021	(67,696)
UBS AG	CHF	2,269	USD	2,511	10/28/2021	29,650
UBS AG	MXN	103,602	USD	5,054	10/28/2021	(64,100)
						$ 3,245,097
					Appreciation	$ 4,153,264
					Depreciation	$ (908,167)

\+ Used for share class hedging purposes.

CENTRALLY CLEARED INTEREST RATE SWAPS

Clearing Broker/(Exchange)	Notional Amount (000)	Termination Date	Rate Type: Payments Made By the Fund	Rate Type: Payments Received By the Fund	Unrealized Appreciation/ (Depreciation)
Citigroup Global Markets, Inc./(LCH Group)	CNY 43,870	05/07/2025	China 7-Day Reverse Repo Rate	1.830%	$ (122,078)
Citigroup Global Markets, Inc./(LCH Group)	41,861	07/22/2025	China 7-Day Reverse Repo Rate	2.510%	37,757
Citigroup Global Markets, Inc./(LCH Group)	75,241	07/21/2025	China 7-Day Reverse Repo Rate	2.585%	100,344
Morgan Stanley & Co. LLC/(LCH Group)	42,446	09/01/2025	China 7-Day Reverse Repo Rate	2.748%	97,285
Morgan Stanley & Co. LLC/(LCH Group)	57,411	12/02/2024	China 7-Day Reverse Repo Rate	2.938%	174,620
Total					$ 287,928
				Appreciation	$ 410,006
				Depreciation	$ (122,078)

* Principal amount less than 500.

(a) Floating Rate Security. Stated interest rate was in effect at August 31, 2021.

(b) Overnight deposit.

Currency Abbreviations:

AUD – Australian Dollar
CAD – Canadian Dollar
CHF – Swiss Franc
CNH – Chinese Yuan Renminbi (Offshore)
CNY – Chinese Yuan Renminbi
EUR – Euro
GBP – Great British Pound
JPY – Japanese Yen
KRW – South Korean Won
MXN – Mexican Peso
NZD – New Zealand Dollar
RUB – Russian Ruble
SGD – Singapore Dollar
USD – United States Dollar

Glossary:

BOBL – Bundesobligationen
CLO – Collateralized Loan Obligations
CMBS – Commercial Mortgage-Backed Securities
LCH – London Clearing House
OAT – Obligations Assimilables du Trésor
REIT – Real Estate Investment Trust

See notes to financial statements.

（２）【2020年８月31日終了年度】

①【貸借対照表】

アライアンス・バーンスタイン
資産・負債計算書
2020年８月31日現在

	ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ	
	（米ドル）	（千円）
資　産		
投資有価証券－時価	569,390,876	65,491,339
定期預金	16,326,495	1,877,873
未収配当金および未収利息	5,511,138	633,891
投資有価証券売却未収金	0	0
保管受託銀行およびブローカー預託金	4,379,582	503,740
スワップ未実現評価益	80,713	9,284
ファンド証券売却未収金	2,067,191	237,768
先物為替予約未実現評価益	2,599,291	298,970
スワップ契約の前払プレミアム	0	0
スワップに係る未収利息	211,901	24,373
金融先物契約未実現評価益	6,716	772
貸付証券収益の未収金	0	0
その他未収金	0	0
	600,573,903	69,078,010
負　債		
投資有価証券購入未払金	10,783,823	1,240,355
スワップ未実現評価損	627,033	72,121
スワップ契約の前受プレミアム	107,753	12,394
保管受託銀行およびブローカーへの未払金	1,457,025	167,587
未払分配金	606,869	69,802
ファンド証券買戻未払金	5,876,435	675,908
先物為替予約未実現評価損	8,958,670	1,030,426
金融先物契約未実現評価損	190,931	21,961
スワップに係る未払利息	168,252	19,352
売建オプション－時価	0	0
未払費用その他債務	836,415	96,204
	29,613,206	3,406,111
純資産額	570,960,697	65,671,899

財務書類に対する注記を参照のこと。

②【損益計算書】

アライアンス・バーンスタイン
運用および純資産変動計算書
2020年８月31日に終了した年度

	ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ	
	（米ドル）	（千円）
投資収益		
利息	20,068,894	2,308,324
スワップ収益	1,050,104	120,783
配当金、純額	0	0
貸付証券収益、純額	0	0
	21,118,998	2,429,107
費　用		
管理報酬	4,154,370	477,836
スワップに係る費用	953,435	109,664
管理会社報酬	550,210	63,285
税金	271,691	31,250
名義書換代行報酬	286,571	32,961
販売報酬	15,841	1,822
保管報酬	235,765	27,118
専門家報酬	400,127	46,023
会計および管理事務代行報酬	102,592	11,800
印刷費	111,581	12,834
支払利息	0	0
その他	30,315	3,487
	7,112,498	818,080
費用払戻または権利放棄	(152,112)	(17,496)
純費用	6,960,386	800,584
投資純（損）益	14,158,612	1,628,524
実現（損）益		
投資有価証券、先物為替予約、スワップ、金融先物契約、オプションおよび通貨	(15,977,087)	(1,837,685)
源泉税	0	0
未実現（損）益の変動		
投資有価証券	23,413,311	2,692,999
金融先物契約	416,505	47,906
先物為替予約	(11,847,203)	(1,362,665)
スワップ	702,296	80,778
売建オプション	0	0
運用実績	10,866,434	1,249,857
ファンド証券取引		
増（減）額	(3,741,613)	(430,360)
分配金	(6,566,791)	(755,312)
純資産額		
期　首	570,402,667	65,607,715
為替換算調整	0	0
期　末	570,960,697	65,671,899

財務書類に対する注記を参照のこと。

アライアンス・バーンスタイン
財務書類に対する注記
2020年８月31日に終了した年度

注Ａ：一般的情報

アライアンス・バーンスタイン（以下「ファンド」という。）は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき設定された共有持分型投資信託（fonds commun de placement）であり、投資信託に関する2010年12月17日法（改正済）（以下「2010年法」という。）のパートＩに基づき登録されている。ファンドは、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき設立されルクセンブルグに登記上の事務所を有する法人である、アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エル（以下「管理会社」という。）によってその共有者（以下「受益者」という。）の利益のために管理運用されている。ファンドは、2009年７月13日付EC通達2009／65（改正済）の第１条（２）の意義の範囲内で譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（「UCITS」）として適格性を有する。

ファンドは現在、運用中の15種類のポートフォリオ（各々を、個々に、また総称して、「ポートフォリオ」という。）から成る独立の資産で構成されている。各クラスの受益証券は、各ポートフォリオの投資有価証券その他の純資産における持分を表章する。クラスの全受益証券は、分配および買戻しに関して同等の権利を有する。

2019年の終わりから2020年にかけて、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の発生が世界的な大流行（パンデミック）に拡大した。コロナウイルスの蔓延による混乱の拡大および世界経済への永続的で重大な悪影響の可能性から、市場全体のボラティリティが急増し、大幅な質へのシフトが起きている。

取締役会は引き続き、状況の変化とポートフォリオの財政状態への影響を監視する。

2020年５月29日付で、アライアンス・バーンスタイン－チャイナ・オポチュニティー・ポートフォリオは、アライアンス・バーンスタイン－チャイナ・低ボラティリティ・エクイティ・ポートフォリオに名称を変更した。

以下は、各ポートフォリオの運用開始日および2020年８月31日現在販売されているクラス受益証券の一覧表である。

アライアンス・バーンスタイン－	運用開始日	販売クラス受益証券
ダイナミック・ディバーシファイド・ポートフォリオ	2004年11月２日	A, A EUR H, AX, B, BX, C, C EUR H, CX, I, I EUR H, IX, S1 EUR H
グローバル・エクイティ・ブレンド・ポートフォリオ	2003年９月１日	A, A EUR H, B, C, I, S, S1
グローバル・バリュー・ポートフォリオ	2006年６月１日	A, A SGD H, AD, AD AUD H, AD CAD H, AD EUR H, AD GBP H, AD SGD H, AD ZAR H, B, BD, BD AUD H, BD EUR H, BD ZAR H, C, I, S, S GBP H, S1, SD
エマージング・マーケッツ・グロース・ポートフォリオ	1992年10月30日	A, A AUD H, A PLN H, A SGD H, AD, B, C, C AUD H, ED, I, I AUD H, N, S, S1
サステイナブルＵＳセマティック・ポートフォリオ	2006年６月１日	A, A AUD H, A CAD H, A EUR H, A GBP H, A SGD H, AN, B, C, C EUR H, I, I EUR H, I GBP, IN, S, S1, S1 JPY H
アジア・エックス・ジャパン・エクイティ・ポートフォリオ	2009年11月30日	A, A AUD H, A SGD H, AD, AD AUD H, AD CAD H, AD EUR H, AD GBP H, AD NZD H, AD RMB H, AD SGD H, AD ZAR H, AY JPY, BD, BD AUD H, BD CAD H, BD GBP H, BD NZD H, BD ZAR H, BY JPY, C, C AUD H, ED, I, I AUD H, I GBP, ID, ID AUD H, S, S1, SD

ジャパン・ストラテジック・バリュー・ポートフォリオ	2005年12月15日	2, A, A AUD H, A CZK H, A EUR H, A NZD H, A SGD H, A USD H, AD, AD AUD H, AD NZD H, AD USD H, AD ZAR H, B, BD, BD AUD H, BD USD H, BD ZAR H, C, C EUR H, I, I EUR H, I USD H, S EUR H, S1, S1 USD H, SD
チャイナ・低ボラティリティ・エクイティ・ポートフォリオ	2007年２月１日	A, A PLN H, AD, AD AUD H, AD CAD H, AD EUR H, AD GBP H, AD NZD H, AD RMB H, AD SGD H, AD ZAR H, B, BD, BD AUD H, BD EUR H, BD NZD H, BD ZAR H, C, I, S, S1
ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ	1996年９月16日	A, A2, A2 EUR H, A2 SGD H, AA, AA AUD H, AA CAD H, AA GBP H, AA NZD H, AA SGD H, AJ, AR EUR H, AT, AT AUD H, AT CAD H, AT EUR H, AT GBP H, AT NZD H, AT SGD H, AX, B, B2, BA, BT, BT AUD H, BT CAD H, BT GBP H, BX, C, C2, C2 EUR H, I, I2, I2 AUD H, I2 EUR H, IT, IT AUD H, N2, NT, S, S EUR H, S SGD H, S1 2, S1 EUR H, SA
グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオ	1997年９月22日	A, A2, A2 CHF H, A2 EUR H, A2 PLN H, A2 SGD H, AA, AA AUD H, AA CAD H, AA EUR H, AA GBP H, AA NZD H, AA RMB H, AA SGD H, AA ZAR H, AK, AK EUR H, AR EUR H, AT, AT AUD H, AT CAD H, AT EUR H, AT GBP H, AT NZD H, AT RMB H, AT SGD H, B, B2, B2 EUR H, BA, BA AUD H, BA ZAR H, BT, BT AUD H, BT CAD H, BT EUR H, BT GBP H, BT NZD H, C, C2, C2 EUR H, CK, CK EUR H, CT, EA, EA AUD H, EA ZAR H, I, I2, I2 AUD H, I2 CHF H, I2 EUR H, I2 SGD H, IA AUD H, IQD, IT, IT AUD H, IT CAD H, IT EUR H, IT GBP H, IT NZD H, IT RMB H, J, N2, NT, S EUR H, S1, S1D, SA, SHK, SK, SQ, W, W2, W2 CHF H, W2 EUR H, WT, WT AUD H, WT CAD H, WT EUR H, WT GBP H, WT RMB H

アメリカン・インカム・ポートフォリオ	1993年７月１日	A, A2, A2 CHF H, A2 DUR PH, A2 EUR H, A2 PLN H, A2 SGD H, AA, AA AUD H, AA CAD H, AA DUR PH, AA EUR H, AA GBP H, AA NZD H, AA RMB H, AA SGD H, AA ZAR H, AK, AK EUR H, AR EUR, AR EUR H, AT, AT AUD H, AT CAD H, AT DUR PH, AT EUR H, AT GBP H, AT NZD H, AT RMB H, AT SGD H, B, B2, BA, BA AUD H, BA ZAR H, BT, BT AUD H, BT CAD H, BT EUR H, BT GBP H, BT NZD H, C, C2, C2 DUR PH, C2 EUR H, CT, EA, EA AUD H, EA ZAR H, I, I2, I2 AUD H, I2 CHF H, I2 DUR PH, I2 EUR H, I2 SGD H, IA, IA AUD H, IT, IT AUD H, IT CAD H, IT EUR H, IT GBP H, IT JPY, IT JPY H, IT NZD H, IT RMB H, IT SGD H, J, L2, L2 AUD H, L2 SGD H, LT, LT AUD H, LT SGD H, N2, NT, S, S1, S1D, S1D2, SA, SHK, W, W2, W2 CHF H, W2 EUR H, WT, WT AUD H, WT EUR H, WT GBP H, WT SGD H
ヨーロピアン・インカム・ポートフォリオ	1999年２月26日	A, A2, A2 CHF H, A2 PLN H, A2 SGD H, A2 USD H, AA, AA AUD H, AA HKD H, AA RMB H, AA SGD H, AA USD H, AK, AR, AT, AT AUD H, AT SGD H, AT USD H, B, B2, BA, BA AUD H, BA USD H, BT, BT AUD H, BT USD H, C, C2, C2 USD H, CK, CT USD H, I, I2, I2 AUD H, I2 CHF H, I2 USD H,IA, IA HKD H, IA SGD H, IA USD H, IT, IT SGD H, IT USD H, NT USD H, S, S1, S1 USD H, S1D, SA USD H, SHK, W2, W2 CHF H, W2 USD H, WA, WA HKD H, WA USD H, WT, WT SGD H, WT USD H
エマージング・マーケッツ・デット・ポートフォリオ	2006年３月23日	A, A2, A2 CHF H, A2 EUR H, A2 PLN H, A2 SGD H, AA, AA AUD H, AA CAD H, AA EUR H, AA GBP H, AA NZD H, AA RMB H, AA SGD H, AA ZAR H, AR EUR, AT, AT AUD H, AT CAD H, AT EUR H, AT GBP H, AT NZD H, AT RMB H, AT SGD H, B, B2, BA, BA AUD H, BA ZAR H, BT, BT AUD H, BT CAD H, BT EUR H, BT GBP H, BT NZD H, C, C2, C2 EUR H, CT, EA, EA AUD H, EA ZAR H, I, I2, I2 CHF H, I2 EUR H, IT, IT AUD H, IT EUR H, IT SGD H, N2, NT, S, S EUR H, S GBP H, S1 2, S1 EUR H, S1 GBP H, S1QD EUR H, SA
モーゲージ・インカム・ポートフォリオ	1994年９月27日	A, A2, A2X, AA, AA AUD H, AA RMB H, AA SGD H, AA ZAR H, AR EUR H, AT, AT AUD H, AT GBP H, AT SGD H, AX, B2X, BA, BA AUD H, BA ZAR H, BX, C, C2, C2X, CX, I, I2, I2 EUR H, I2X, IT EUR H, IX, N2, NT, S, S1, S1 EUR H, S1 JPY, S1X, SA
グローバル・ボンドII・ポートフォリオ	2012年12月17日	S1

注Ｂ：重要な会計方針

財務書類は、ルクセンブルグの法令要件に準拠して作成されている。ポートフォリオが採用している重要な会計方針の要約は、以下のとおりである。

１．評価

1.1 投資有価証券

証券取引所に上場されているかまたは他の規制ある市場で取引されている証券は、当該取引所または当該市場において入手可能な直近の取引値により評価される。かかる価格が入手できない場合は、当該日の最終売買呼び値の仲値で評価される。証券が数ヶ所の証券取引所または市場で上場または取引されている場合は、当該証券の主要市場を成す証券取引所または市場における入手可能な直近の取引値が用いられる。

店頭市場で取引される証券（その主要な取引所が店頭市場であると考えられる取引所に上場されている証券を含むが、ザ・ナスダック・ストック・マーケット・インク（以下「ナスダック」という。）で取引される証券は除く。）は、現在の買い呼値および売り呼値の仲値で評価される。ナスダックで取引されている証券は、「ナスダック公式終値」に従って評価される。

証券は、市場相場に基づいて決められる現在の市場価格で評価される。または、市場相場が容易に入手できないか信頼できない場合、管理会社の取締役会（以下「取締役会」という。）によって確立された手続に従って、また取締役会の総合的監督の下で決められる「公正価額」で評価される。公正な評価手続は、ポートフォリオの評価時点でそれら証券の公正価額であると確信されるものを反映して組入証券の最終市場価格を調整することを意図している。

公正な評価手続が特定のポートフォリオ証券に関して採用される場合、証券の直近の公表価格、株式指数の現在評価または規制当局の公告から証券に影響を与えたり市場全体を巻き込む展開やその他の事柄を含み、様々な客観的かつ主観的要素が考慮される。外部の価格提供者のモデル化手法に基づく公正な価格は、可能な限り利用される。したがって、公正な評価手続が採用される場合、ポートフォリオの純資産額を計算するために利用される個々のポートフォリオ証券の価格は、同じ証券に関して相場価格もしくは公表価格と異なることがある。現在、公正価額調整が一定の株式証券および先物契約にのみ適用されている。

したがって、以前報告された証券取引所価格の場合でも、公正な価格付け手続を利用して決定したポートフォリオ証券の価格は、かかる証券の販売の際に実現される価格とかなり異なることがある。

米国取引所で主に取引されているポートフォリオ証券に関しては、例えば、特定の証券が取引される取引所の早期閉鎖または特定の証券の取引停止のような、非常に限られた状況の下でのみ公正な価格付け手続が採用されるものと期待される。しかし、公正な価格付け手続が、非米国取引所その他の市場、特にヨーロッパおよび（インドを除く）アジアの市場で取引される証券に関して度々利用されるようになると予想される。なぜなら、その他の理由で、これらの市場の取引は、ポートフォリオの評価時点よりかなり前に終了されるからである。かかる市場の取引が終了してからポートフォリオの評価時点までに、広範囲に及ぶ市場変動を含む重大な事態が起こりうる。特に、これらの金融市場の閉鎖後の取引日における米国市場の事態は、ポートフォリオの証券の評価額に影響を及ぼす可能性がある。ジャパン・ストラテジック・バリュー・ポートフォリオは、関連する場合、ベンチマークのパフォーマンスおよび関係する株式の変動に基づく方針を公正価額で評価された証券のみについて採用している。

債券（ｉ）、証券取引所に上場されていないかもしくは規制ある市場において取引が行われていない証券（ii）、および証券取引所もしくは規制ある市場での取引がごくわずかな証券（iii）は、主要な値付業者が提供する直近の買い呼び値で評価される。かかる市場価格がない場合、またはかかる市場価格が証券の公正な時価を反映していない場合は、当該証券は、取締役会によって確立された手続に従って、また取締役会の総合的監督の下で決められる公正価額を反映するように規定された方法で評価される。

満期までの残存期間が60日以内の米国国債およびその他の債務証書は、市場価格が入手可能である場合、一般的に独立の値付業者によって市場で評価される。市場価格が入手できない場合、証券は償却原価で評価される。この技法は、当初満期が60日以内の短期証券および当初満期が60日を超える短期証券に関して通常用いられる。償却原価が利用される場合、投資顧問会社の評価委員会（「委員会」）は、償却原価の利用が証券の公正価額とほぼ同じであることを合理的に結論付けなければならない。発行体の信用度の低下または金利の重大な変更に限定しないが、かかる要因を委員会は考慮する。取締役会によって確立した手続きに従って、またその全体的な監督の下で、委員会の決定が行われる。

店頭取引（OTC）スワップおよびその他のデリバティブは、独立の値付サービス、市場からの入手情報による独立の値付モデル、および第三者のブローカー－ディーラーまたは取引相手方を主に用いて、日々評価される。

1.2 ワラントの評価

上場ワラントは、認可された情報提供会社によって提供された最終取引価格で評価される。当該営業日に売買がなかった場合、ワラントはその前日の最終取引価格で評価される。翌日以降、証券は公正価額で誠実に評価される。非上場ワラントはすべて、公正価額で誠実に評価される。ワラントが失効したら、評価はなされない。

1.3 金融先物契約

当初証拠金の預託は、先物契約の締結時に行われる。先物契約の継続期間中、契約価額の変動は、各取引日の終了時の契約の市場評価額を反映するように日々ベースで「値洗い」することによって未実現利益または損失として認識される。変動証拠金の支払は、未実現損益の有無により、支払われるかまたは受領される。契約の終了時に、実現利益または損失が計上される。この実現利益または損失は、クロージング取引からの手取金（または費用）とポートフォリオの約定ベースとの間の差額に等しい。

未決済の先物契約は、クロージングの決済価格または、かかる価格がない場合には直近の買い呼び値により評価される。評価日にかかる取引値が入手できない場合、入手可能な直近のクロージング決済価格が用いられる。

1.4 先物為替予約

未決済の先物為替予約に係る未実現利益または損失は、約定レートおよび契約を終了するためのレートとの間の差額として計算される。実現利益または損失には、決済されているかまたは同じ契約相手方とのその他の契約によって相殺されている先物為替予約に係る純利益もしくは損失が含まれている。

1.5 買建オプションおよび売建オプション

オプションを買建てる場合、支払われたプレミアムに相当する金額は投資として計上され、その後当該買建オプションの現在の市場価格に対して調整される。未行使のまま期間満了となった買建オプションに対して支払われたプレミアムは、行使期間満了日に実現損失として扱われる。買建プット・オプションが行使される場合、プレミアムは、該当するポートフォリオが利益または損失を実現したか否かを決定する際に、原有価証券または原外貨の売却手取金から差引かれる。買建コール・オプションが行使される場合、該当ポートフォリオによって購入された有価証券または外貨の原価ベースは、プレミアム額分増加する。オプションを売建てる場合、該当ポートフォリオが受領したプレミアムに相当する金額は負債として計上され、その後当該売建オプションの現在の市場価格に対して調整される。未行使のまま満期となった売建オプションから受領したプレミアムは、該当ポートフォリオにより、行使期間満了日に実現利益として扱われる。売建コール・オプションが行使された場合、プレミアムは、該当するポートフォリオが利益または損失を実現したか否かを決定する際に、原有価証券または原外貨の売却手取金に加算される。売建プット・オプションが行使される場合、該当ポートフォリオによって購入された有価証券または外貨の原価ベースは、プレミアム額分減少する。ポートフォリオが買建てた上場プット・オプションまたはコール・オプションは、直近の売買価格で評価される。当該日に売買がなかった場合には、当該日の最終買い呼値で評価される。

1.6 他の投資信託（「UCIs」）への投資

他のUCIsへの投資は、当該UCIの最終の入手可能な純資産額で評価される。

1.7 スワップ契約

ポートフォリオは、スワップ契約に係る中間支払金を収益および費用に日々計上する。スワップ契約は、日々値洗いされ、その評価額の変動は、「スワップ未実現評価益（評価損）」として資産・負債計算書に計上され、「スワップ未実現（損）益の変動」として運用および純資産変動計算書に計上される。スワップ契約が満期となったか、または売却された場合には、その純額は、「投資有価証券実現（損）益」として運用および純資産変動計算書に計上される。前渡または前受プレミアムは、資産・負債計算書において原価または手取額として認識され、契約期間にわたり定額法で償却される。クレジット・デフォルト・スワップに関して発生した前渡または前受プレミアムの償却額は、当該ポジションが売却されるまで「スワップ収益」に含まれ、その後、前渡または前受プレミアムの償却額は、「スワップ実現（損）益」に含まれる。その他すべての種類のスワップについて、前渡または前受プレミアムの償却額は、「スワップ実現（損）益」に含まれる。スワップ契約の価額の変動は、運用および純資産変動計算書の「スワップ未実現（損）益の変動」の構成要素として計上される。

資産・負債計算書に開示される「スワップ契約の前渡／（前受）プレミアム」には、OTCクレジット・デフォルト・スワップに係る前渡（前受）プレミアムおよび中央決済機構を通じて決済されるクレジット・デフォルト・スワップに係る未決済の証拠金が含まれる。

2．創業費

すべての現存するポートフォリオの創業費は、過年度においてその全額を償却済みである。

3．配分方法

「債券」ポートフォリオおよび「バランス型」ポートフォリオに関する収益および費用（クラス固有の管理報酬および販売報酬を除く。）は、ハイブリッド配分モデルを利用して日々ベースで配分される。当該モデルは、日々配当を生じる各クラスの決済済受益証券の結合評価額、ならびに月次に配当を生じるかまたは全く配当のない各クラスの発行済受益証券の評価額に比例した百分率に基づいて配分する。「株式」ポートフォリオに関する収益および費用は、各クラスの発行済受益証券の評価額に比例し

て日々ベースで配分される。全ポートフォリオに関して、実現および未実現損益は各クラスの発行済受益証券の評価額に比例して日々ベースで配分される。クラス固有の管理報酬、管理会社報酬、販売報酬および通貨ヘッジクラス受益証券に関する先物為替契約に係る実現／未実現損益は、直接当該クラスの負担／配分とされる。

ポートフォリオの全クラスＳ受益証券の明白な機関投資家向性質のために、一定のファンドの費用は、適用ある場合、最小限の受益者活動および会計処理水準要求に基づいて、それぞれのクラスＳ受益証券に配分される。

４．外貨換算

約款に規定されたポートフォリオの通貨以外の通貨建による価額は、当該通貨の入手可能な直近の売買価格の平均値で換算される。外貨建取引は、取引日の為替レートで各ポートフォリオの通貨に換算される。

結合資産・負債計算書は、結合資産・負債計算書の日付現在の為替レートにより米ドルで表示されている。一方、結合運用および純資産変動計算書は、当年度中の平均為替レートにより米ドルで表示されている。

当財務書類で適用されている為替レートは、ユーロ対米ドルの現物レート1.1931および平均レート1.1138、日本円対米ドルの現物レート0.0094および平均レート0.0093である。

結合運用および純資産変動計算書に表示されている「為替換算調整」は、期首における結合純資産、資産・負債計算書ならびに運用および純資産変動計算書の換算に用いられた為替レートの差異によるものである。

５．投資収益および投資取引

受取配当金は配当落ち日に計上される。受取利息は日々発生主義で計上される。ポートフォリオに関する投資損益は、平均原価法に基づき決定される。

ファンドは、該当する場合には、受取利息に調整として割引分を含み割増分を償却する。投資取引は、取引日の翌日に計上される。

６．見積もり

ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に従う財務書類の作成は、財務書類の日付現在の資産・負債の報告金額および偶発資産・負債の開示、ならびに財務報告期間中の収益および費用の報告金額に影響を及ぼす、見積もりおよび仮定を行うことを経営陣に要求する。実際はこれらの見積もりと異なる結果となりうる。

７．スイング・プライシングによる調整（以下、グローバル・エクイティ・ブレンド・ポートフォリオ、グローバル・バリュー・ポートフォリオ、ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオおよびグローバル・ボンドⅡ・ポートフォリオを除くすべてのポートフォリオに適用される。）

ファンドの管理会社は、2015年11月２日から効力を生じるものとして（「スイング・プライシング」ポリシーとしても知られる）純資産額調整方針を実施することをファンドの全受益者に対して通知した。この方針に従い、ポートフォリオの純資産額は、受益者の購入・買戻し活動によって生じる見積取引費用、取引スプレッドおよび負債が及ぼす影響を反映して調整される。スイング・プライシングは、日々の発行または買戻し純額が取締役会の監督の下、スイング・プライシング委員会が定める閾値を超える場合に、自動的に適用される。スイング・プライシングが適用される場合、関連ポートフォリオの受益証券の純資産額は、購入・買戻し活動により生じる取引費用が（ポートフォリオ自体ではなく）ポートフォリオの受益証券の取引を行う投資者によって負担されるように、通常関連純資産額の２％を超えない額で上下に調整される。当該調整は、ポートフォリオの受益証券の取引を行うことによってもたらされるポートフォリオの受益証券における受益者の投資有価証券の価値の希薄化を最小限にすることを意図している。資産・負債計算書において、スイング・プライシングによる上方調整は「その他の未収金」の一部として計上され、下方調整は「未払費用その他債務」の一部として計上される。運用お

よび純資産変動計算書において、スイング・プライシングによる調整はファンド証券取引内の「増（減）額」の一部として計上される。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）危機に関連する最近の前例のない金融市場の状況下で、特定の有価証券のビッド・オファー・スプレッドが拡大したため、ファンドの取引費用は上昇した。スイング・プライシング委員会は、ファンドにおいて一般的に２％を上限としてる現在のスイング・プライシング限界値は、取引実行価格に関連して予想される費用を適切に反映していない可能性があり、したがって、償還および発行の際にファンド株主の利益を完全に保護しない可能性があると考えている。ファンドの取締役会は、「スイング・プライシング・メカニズムに関するルクセンブルグの金融監督委員会（CSSF）Q&A」に従って、ファンドの残りの株主が新型コロナウイルス感染症危機に関連する現在の取引費用の影響を受けないようにするために、スイング・プライシング委員会が該当するポートフォリオに適切であるとみなす場合には、スイング・プライシング限界値を超えることを許可することを決議した。

統計情報に開示されている受益証券１口当たり純資産価格および純資産総額は、公表済みの受益証券１口当たり純資産価格および純資産総額であるのに対し、資産・負債計算書ならびに運用および純資産変動計算書に開示されている純資産総額は期末のスイング調整額を除いた純資産総額である。

本報告期間においてすべてのポートフォリオは純資産価格にスイング調整が行われるスイング・プライシングの対象であり、2020年８月31日現在、次のポートフォリオの純資産価格にスイング調整が行われた。

本ポートフォリオは該当していない。

注Ｃ：税金

ルクセンブルグの共有持分型投資信託（FCP）として、ファンドはルクセンブルグにおいて現行の税法に基づき、所得税、源泉税もしくはキャピタル・ゲイン税を課されていない。ファンドは、各暦四半期末日の純資産総額に基づき年率0.05%の税率で四半期ごとに計算され支払われるルクセンブルグの年次税（taxe d'abonnement）が課される。2010年法の第174条の意義の範囲内で、機関投資家に留保されたクラス受益証券に関しては0.01%の税率が課される。証券による利息、配当金およびキャピタル・ゲインは、特定の国において源泉税またはキャピタル・ゲイン税を課されることがある。

ポートフォリオが他のポートフォリオに投資する場合、投資先ポートフォリオのそれぞれの受益証券クラスで発生する年次税の比例割合に相当する金額が免除される。

注Ｄ：分配

管理会社は、現時点ではグローバル・エクイティ・ブレンド・ポートフォリオに関して、分配金を支払わない意向である。したがって、当該受益証券に帰属する純利益および実現純利益は、当該受益証券のそれぞれの純資産額に反映される。

アジア・エックス・ジャパン・エクイティ・ポートフォリオ（日興ＡＢアジア・バリューファンド）：

・クラスA、B、C、I、SおよびS1受益証券（およびそれに対応するH受益証券）について、管理会社は、現時点では当該受益証券に関して分配を支払わない意向である。したがって、当該受益証券に帰属する純利益および実現純利益は、当該受益証券のそれぞれの純資産額に反映される。
・クラスAYおよびクラスBY受益証券について、管理会社は、各クラス受益証券に帰属するポートフォリオの純利益に基づき分配を宣言し、支払う裁量権を有する。
・クラスAD、BD、ED、IDおよびSD受益証券（およびそれに対応するH受益証券）について、管理会社は、分配を毎月宣言し、支払う意向である。管理会社は、かかる受益証券について受益証券１口当たりの安定的な分配率を維持する意向であるため、分配が、当該クラスに帰属する総収益（報酬および費用控除前）、実現および未実現利益ならびに元本から行われることがある。純利益（総収益から報酬と費用を

控除した金額）を超過する分配は、投資者の当初の投資額の返還を表しており、当該クラスの受益証券１口当たり純資産価格の減少となりうる。

ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ：

・クラスA、AX、B、BX、C、I、SおよびS1受益証券（および対応するH受益証券、特に記載がない限り）について、管理会社は、各受益証券のクラスに帰属するポートフォリオの純利益のすべてまたは実質的にすべてに等しい額の分配を日々宣言し、毎月支払う意向である。

・クラスAJ、AT、BT、CT、ITおよびNT受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、各受益証券のクラスに帰属するポートフォリオの純利益のすべてまたは実質的にすべてに等しい額の分配を毎月宣言し、支払う意向である。

・クラスAA、BAおよびSA受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、分配を宣言し、毎月実施する意向である。管理会社は、かかるクラスについて受益証券１口当たりの安定的な分配率を維持する意向である。クラスAR受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、分配を毎年宣言し、実施する意向である。分配率は、総収益（報酬および費用控除前）から導出され、分配が、かかる受益証券のクラスに帰属する実現および未実現利益ならびに元本から行われることがある。報酬および費用により分配率は低下しないため、かかる報酬および費用によって当該クラスの受益証券１口当たり純資産価格の減少となりうる。

・クラスA2、B2、C2、I2、N2、S 2およびS1 2受益証券（および対応するH受益証券）ならびにS EUR H、S1 EUR H、S SGD H受益証券については、管理会社は、現時点では当該受益証券に関して分配を支払わない意向である。したがって、当該受益証券に帰属する純利益および実現純利益は、当該受益証券のそれぞれの純資産額に反映される。

グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオ：

・クラスA、B、C、I、JA、JおよびW受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、各受益証券のクラスに帰属するポートフォリオの純利益のすべてまたは実質的にすべてに等しい額の分配を日々宣言し、毎月支払う意向である。

・クラスAT、BT、CT、IT、NT、S1D、S1D2およびWT受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、各受益証券のクラスに帰属するポートフォリオの純利益のすべてまたは実質的にすべてに等しい額の分配を毎月宣言し、支払う意向である。

・クラスIQDおよびS1QD受益証券について、管理会社は、各受益証券のクラスに帰属するポートフォリオの純利益のすべてまたは実質的にすべてに等しい額の分配を四半期ごとに宣言し、支払う意向である。クラスSK受益証券について、管理会社は、その裁量により分配を宣言し、支払うことがある。

・クラスAKおよびCK受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、各受益証券のクラスに帰属するポートフォリオの純利益のすべてまたは実質的にすべてに等しい額の分配を半年ごとに宣言し、支払う意向である。

・クラスAA、BA、EA、IAおよびSA受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、分配を毎月宣言し、実施する意向である。管理会社は、かかる受益証券クラスについて受益証券１口当たりの安定的な分配率を維持する意向である。クラスAR受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、分配を毎年宣言し、実施する意向である。クラスSHK受益証券およびSQ受益証券について、管理会社は、分配を日々宣言し、毎月実施する意向である。分配率は、総収益（報酬および費用控除前）から導出され、分配には、かかる受益証券のクラスに帰属する実現および未実現利益ならびに元本も含むことがある。報酬および費用により分配率は低下しないため、かかる報酬および費用によって当該クラスの受益証券１口当たり純資産価格の減少となりうる。

・クラスA2、B2、C2、I2、N2、S、S1およびW2受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、現時点では当該受益証券に関して分配を支払わない意向である。したがって、当該受益証券に帰属する純利益および実現純利益は、当該受益証券のそれぞれの純資産額に反映される。

アメリカン・インカム・ポートフォリオ：

・クラスA、B、C、I、JA、JおよびW受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、各受益証券のクラスに帰属するポートフォリオの純利益のすべてまたは実質的にすべてに等しい額の分配を日々宣言し、毎月支払う意向である。

・クラスAT、BT、CT、IT、LT、NT、S1D、S1D2およびWT受益証券（および対応するHおよびDUR PH受益証券）について、管理会社は、各受益証券のクラスに帰属するポートフォリオの純利益のすべてまたは実質的にすべてに等しい額の分配を毎月宣言し、支払う意向である。

・クラスAKおよびCK受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、各受益証券のクラスに帰属するポートフォリオの純利益のすべてまたは実質的にすべてに等しい額の分配を半年ごとに宣言し、支払う意向である。

・クラスAA、BA、EA、IAおよびSA受益証券（および対応するHおよびDUR PH受益証券）について、管理会社は、分配を毎月宣言し、実施する意向である。クラスSHK受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、分配を日々宣言し、毎月実施する意向である。管理会社は、かかる受益証券クラスについて受益証券１口当たりの安定的な分配率を維持する意向である。クラスAR受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、分配を毎年宣言し、実施する意向である。分配率は、総収益（報酬および費用控除前）から導出され、分配には、かかる受益証券のクラスに帰属する実現および未実現利益ならびに元本も含むことがある。報酬および費用により分配率は低下しないため、かかる報酬および費用によって当該クラスの受益証券１口当たり純資産価格の減少となりうる。

・S1QD受益証券（および対応するH受益証券）について、管理会社は、各受益証券のクラスに帰属するポートフォリオの純利益のすべてまたは実質的にすべてに等しい額の分配を四半期ごとに宣言し、支払う意向である。

・クラスA2、B2、C2、I2、L2、N2、S、S1およびW2受益証券（および対応するHおよびDUR PH受益証券）について、管理会社は、現時点では当該受益証券に関して分配を支払わない意向である。したがって、当該受益証券に帰属する純利益および実現純利益は、当該受益証券のそれぞれの純資産額に反映される。

管理会社はまた、支払われる分配金が、該当する受益証券のクラスに帰属する実現キャピタル・ゲインおよび／または元本から支払いを行うか否か、またその範囲について決定することができる。当該受益証券に帰属する純利益および実現純利益が、宣言済の分配支払額を上回る範囲において、超過リターンはそれぞれの受益証券の純資産額に反映される。分配金は、受益者の選択によって、自動的に再投資することができる。

注Ｅ：管理報酬および関係法人とのその他の取引

ファンドは、管理会社に管理報酬を支払う。投資顧問契約の条項に基づき、稼得した管理報酬の中から、管理会社は、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（「投資顧問会社」）に投資顧問報酬を支払う。

管理会社は、年次ベースで運用費用総額を制限するために、必要な程度にまで一定の費用を負担することに自発的に同意している。

かかる制限は、（日々の純資産総額の平均額の百分率として表示され）以下のように設定されている。

アライアンス・バーンスタイン－	クラス 受益証券	%	アライアンス・バーンスタイン－	クラス 受益証券	%

アジア・エックス・ジャパン・エクイティ・ポートフォリオ

Class A	2.05%
Class A AUD H	2.05%
Class A SGD H	2.05%
Class AD	2.05%
Class AD AUD H	2.05%
Class AD CAD H	2.05%
Class AD EUR H	2.05%
Class AD GBP H	2.05%
Class AD NZD H	2.05%
Class AD RMB H	2.05%
Class AD SGD H	2.05%
Class AD ZAR H	2.05%
Class AY JPY	2.05%
Class B(b)	3.05%
Class BD	3.05%

アジア・エックス・ジャパン・エクイティ・ポートフォリオ（続き）

Class BD AUD H	3.05%
Class BD CAD H	3.05%
Class BD GBP H	3.05%
Class BD NZD H	3.05%
Class BD ZAR H	3.05%
Class BY JPY	2.52%
Class C	2.50%
Class C AUD H	2.50%
Class ED	3.05%
Class I	1.25%
Class I AUD H	1.25%
Class I GBP	1.25%
Class ID	1.25%
Class ID AUD H	1.25%
Class S	0.30%

アライアンス・バーンスタイン－	クラス受益証券	%
アジア・エックス・ジャパン・エクイティ・ポートフォリオ（続き）		
	Class S1	1.20%
	Class SD	0.30%
ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ		
	Class A	1.20%
	Class A2	1.20%
	Class A2 EUR H	1.20%
	Class A2 SGD H	1.20%
	Class AA	1.20%
	Class AA AUD H	1.20%
	Class AA CAD H	1.20%
	Class AA GBP H	1.20%
	Class AA NZD H	1.20%
	Class AA SGD H	1.20%
	Class AJ	1.00%
	Class AR EUR H	1.20%
	Class AT	1.20%
	Class AT AUD H	1.20%
	Class AT CAD H	1.20%
	Class AT EUR H	1.20%
	Class AT GBP H	1.20%
	Class AT NZD H	1.20%
	Class AT SGD H	1.20%
	Class AX	1.00%
	Class B	2.20%
	Class B2	2.20%
	Class BA	2.20%
	Class BA AUD H (i)	2.20%
	Class BT	2.20%
	Class BT AUD H	2.20%
	Class BT CAD H	2.20%
	Class BT GBP H	2.20%
	Class BX	1.00%
	Class C	1.60%
	Class C2	1.60%
	Class C2 EUR H	1.60%
	Class I	0.575%
	Class I2	0.575%
	Class I2 AUD H	0.575%
	Class I2 EUR H	0.575%
	Class IT	0.575%
	Class IT AUD H	0.575%
	Class N2	1.70%
	Class NT	1.70%
	Class S	0.10%
	Class S EUR H	0.10%
	Class S SGD H	0.10%
	Class S1 2	0.35%
	Class S1 EUR H	0.35%
	Class SA	0.10%
グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオ		
	Class S EUR H	0.10%
	Class S1	1.00%
	Class S1D	1.00%
	Class SA	0.10%
	Class SHK	0.10%
	Class SK	0.75%
	Class SQ	0.70%

アライアンス・バーンスタイン－	クラス受益証券	%
アメリカン・インカム・ポートフォリオ		
	Class A	1.50%
	Class A2	1.50%
	Class A2 CHF H	1.50%
	Class A2 DUR PH	1.50%
	Class A2 EUR H	1.50%
	Class A2 PLN H	1.50%
	Class A2 SGD H	1.50%
	Class AA	1.50%
	Class AA AUD H	1.50%
	Class AA CAD H	1.50%
	Class AA DUR PH	1.50%
	Class AA EUR H	1.50%
	Class AA GBP H	1.50%
	Class AA NZD H	1.50%
	Class AA RMB H	1.50%
	Class AA SGD H	1.50%
	Class AA ZAR H	1.50%
	Class AK	1.50%
	Class AK EUR H	1.50%
	Class AR EUR	1.50%
	Class AR EUR H	1.50%
	Class AT	1.50%
	Class AT AUD H	1.50%
	Class AT CAD H	1.50%
	Class AT DUR PH	1.50%
	Class AT EUR H	1.50%
	Class AT GBP H	1.50%
	Class AT NZD H	1.50%
	Class AT RMB H	1.50%
	Class AT SGD H	1.50%
	Class B	2.20%
	Class B2	2.20%
	Class BA	2.20%
	Class BA AUD H	2.20%
	Class BA ZAR H	2.20%
	Class BT	2.20%
	Class BT AUD H	2.20%
	Class BT CAD H	2.20%
	Class BT EUR H	2.20%
	Class BT GBP H	2.20%
	Class BT NZD H	2.20%
	Class C	1.95%
	Class C2	1.95%
	Class C2 DUR PH	1.95%
	Class C2 EUR H	1.95%
	Class CT	1.95%
	Class EA	2.00%
	Class EA AUD H	2.00%
	Class EA ZAR H	2.00%
	Class I	0.95%
	Class I2	0.95%
	Class I2 AUD H	0.95%
	Class I2 CHF H	0.95%
	Class I2 DUR PH	0.95%
	Class I2 EUR H	0.95%
	Class I2 SGD H	0.95%
	Class IA	0.95%

アライアンス・バーンスタイン－	クラス受益証券	%
アメリカン・インカム・ポートフォリオ（続き）		
	Class IA AUD H	0.95%
	Class IT	0.95%
	Class IT AUD H	0.95%
	Class IT CAD H	0.95%
	Class IT EUR H	0.95%
	Class IT GBP H	0.95%
	Class IT JPY	0.95%
	Class IT JPY H	0.95%
	Class IT NZD H	0.95%
	Class IT RMB H	0.95%
	Class IT SGD H	0.95%
	Class L2	1.05%
	Class L2 AUD H	1.05%
	Class L2 SGD H	1.05%
	Class LT	1.05%
	Class LT AUD H	1.05%
	Class LT SGD H	1.05%

アライアンス・バーンスタイン－	クラス受益証券	%
アメリカン・インカム・ポートフォリオ（続き）		
	Class N2	2.05%
	Class NT	2.05%
	Class S	0.15%
	Class S1	0.65%
	Class S1D	0.65%
	Class S1D2	0.65%
	Class SA	0.15%
	Class SHK	0.15%
	Class W	0.95%
	Class W2	0.95%
	Class W2 CHF H	0.95%
	Class W2 EUR H	0.95%
	Class WT	0.95%
	Class WT AUD H	0.95%
	Class WT EUR H	0.95%
	Class WT GBP H	0.95%
	Class WT SGD H	0.95%

(b) 2020年７月28日付で清算されたクラス受益証券
(i) 2019年９月20日付で清算されたクラス受益証券

2020年８月31日に終了した年度中に管理会社が負担した費用、および2020年８月31日現在の未収返戻金は、下表のとおりである。

アライアンス・バーンスタイン－	負担費用	未収返戻金
アジア・エックス・ジャパン・エクイティ・ポートフォリオ	$ 3,032	$ 2,822
ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ	$ 152,112	$ 100,823
アメリカン・インカム・ポートフォリオ	$ 237	$ 36

管理会社が負担した費用は、運用および純資産変動計算書の「費用払戻または権利放棄」に計上される。未収返戻金は、「その他未収金」または「未払費用その他債務」の科目で資産・負債計算書に計上される。

ファンドはまた、管理会社に管理会社報酬を支払う。

各ポートフォリオの固有のクラス受益証券は、かかる受益証券に関してファンドに対し販売関連業務を提供する代償である販売報酬を販売会社に支払う。

前述の報酬はすべて、各ポートフォリオの日々の純資産総額の平均額に対し年率で発生し毎月支払われる。

各ポートフォリオの適用報酬年率の一覧表は、表１に記載されている。

また、全クラスB受益証券は0.00%乃至4.50%の料率、全クラスC受益証券は0.00%乃至1.00%の料率、クラスE受益証券およびクラスJ受益証券は0.00%乃至3.00%の料率で、条件付後払申込手数料を課せられる。実際に課せられる料率は、当該受益証券が保有されている期間および当該ポートフォリオによって決まる。

ファンドは、その登録・名義書換事務代行会社であり、管理会社の一部門であるアライアンス・バーンスタイン・インベスター・サービセズに、当ファンドの登録・名義書換代行業務のための人員および設備を提供することに関して報酬を支払う。かかる報酬は、2020年８月31日に終了した年度に23,576,713米ドルであった。

ファンドは、一定の状況下で、ルクセンブルグ外の一定の法域における販売のために当ファンドの登録に伴ってファンドに提供される一定の業務に関して投資顧問会社に報酬を支払う。2020年８月31日に終了した年度に、かかる発生報酬金額は998,950米ドルであり、運用および純資産変動計算書の「専門家報酬」に計上されている。

ファンドは、ファンドの法律顧問であるエルヴィンガー・ホス・プリュッセン法律事務所（管理会社の取締役であるイヴ・プリュッセン氏がパートナーである。）に、当ファンドに提供された法律業務に関して報酬を支払う。2020年８月31日に終了した年度に、42,509ユーロの支払が行われ、運用および純資産変動計算書の「専門家報酬」に計上されている。

投資顧問会社は、引受団のメンバーとして重要な利害関係のある関係者を含む募集および／または新規発行に関する取引に従事していない。

ファンドのために行われたすべての取引は、通常の営業過程および／または通常の商業条件で行われた。関係会社である、サンフォード C.バーンスタイン・アンド・カンパニー・エルエルシーおよびサンフォード C.バーンスタイン・リミテッドを通じて実行されたファンドの取引総額は、4,013米ドルであった。かかる取引は、全取引の0.01%に満たない。関係会社である、サンフォード C.バーンスタイン・アンド・カンパニー・エルエルシーおよびサンフォード C.バーンスタイン・リミテッドのサービスを利用した証券取引に対し、2020年８月31日に終了した年度に支払われた手数料はなかった。管理会社の経営陣の数人は、投資顧問会社および／またはその関係会社の従業員および／または役員である。

ダイナミック・ディバーシファイド・ポートフォリオは、管理会社によって管理運用されているアライアンス・バーンスタイン SICAV－低ボラティリティ・エクイティ・ポートフォリオに投資する。チャイナ・低ボラティリティ・エクイティ・ポートフォリオは管理会社によって管理運用されているアライアンス・バーンスタイン SICAV－チャイナAシェアーズ・エクイティ・ポートフォリオに投資する。グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオは、管理会社によって管理運用されているアライアンス・バーンスタイン SICAV－エマージング・マーケット・コーポレイト・デット・ポートフォリオ、アライアンス・バーンスタイン SICAV－ユーロ・ハイ・イールド・ポートフォリオ、アライアンス・バーンスタインSICAV－アジア・インカム・オポチュニティーズ・ポートフォリオ、アライアンス・バーンスタイン SICAV－エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・デット・ポートフォリオ、アライアンス・バーンスタイン SICAV－USハイ・イールド・ポートフォリオおよびアライアンス・バーンスタインSICAV－フィナンシャル・クレジット・ポートフォリオに投資する。アメリカン・インカム・ポートフォリオは、管理会社によって管理運用されているアライアンス・バーンスタインSICAV－ユー・エス・ハイ・イールド・ポートフォリオおよびアライアンス・バーンスタインSICAV－アジア・インカム・オポチュニティーズ・ポートフォリオに投資する。エマージング・マーケッツ・デット・ポートフォリオは、管理会社によって管理運用されているアライアンス・バーンスタイン SICAV－エマージング・マーケット・コーポレイト・デット・ポートフォリオに投資する。

ファンドは、関連ファンドから証券を購入、または証券を売却することができる。ただし、当該関連ファンドが、共通の投資運用会社、共通の役員または共通の取締役によるものであることを条件とする。本年度において、関連ファンドとの売買取引は行われなかった。

注Ｆ：ソフト・コミッション契約および取引費用

2020年８月31日に終了した年度中に、適用ある法律に基づいて、投資顧問会社および関連副投資顧問会社（適用ある場合。）は、株式証券に投資するファンドのポートフォリオに関してブローカーとソフトドル・コミッション契約を締結し、かかる契約に基づき投資決定を行う過程をサポートするために用いられる商品およびサービスを受領した。ソフト・コミッション契約は、ファンドのための取引の執行が最良の執行基準に合致することに基づいて締結され、投資顧問会社は、ソフト・コミッション契約締結時に、仲介料の規模や性質など、最良の執行基準に関する多くの要因を考慮する。

さらに、特定のポートフォリオの投資戦略の性質上、投資顧問会社がアライアンス・バーンスタイン・リミテッドに投資顧問業務を委任する場合を含め、ソフトコミッション契約に関連するすべての費用は「細分化」され、適用法の要件に従って、投資顧問会社またはその再委託先が負担することがある。

受領された商品およびサービスには、専門家による産業、企業および消費者リサーチ、ポートフォリオおよび市場分析、ならびにかかるサービスの引渡しに用いられるコンピュータ・ソフトウェアが含まれている。受領された商品およびサービスの本質は、契約の下で規定される便益がファンドへの投資サービスの提供の際に支援するものに違いなく、ファンドの運用における改善に貢献するものである。

誤解を避けるために、かかる商品およびサービスには、旅行、アコモデイション、エンターテインメント、一般管理的商品もしくはサービス、一般的事務所設備もしくは不動産、会費、従業員給与または直接的金銭支払は含まれていない。

取引費用は、譲渡性証券、短期金融商品、デリバティブまたはその他の適格資産の取得、発行または売却に生じた費用である。エージェント、アドバイザー、ブローカーおよびディーラーに支払われる呼び値スプレッド、報酬および手数料、取引関連税ならびにその他の市場経費が含まれる。

債務プレミアムもしくはディスカウント、資金調達費用または内部事務費用もしくは内部保管費用は含まれない。取引費用は、投資有価証券明細表の取得原価ならびに運用および純資産変動計算書の「投資有価証券実現（損）益」および「投資有価証券未実現評価（損）益の変動」に計上される。取引費用は、総費用比率および／または費用払戻の計算から除外される。

2020年８月31日に終了した年度に、各ポートフォリオに生じた取引費用の金額の詳細は、下表のとおりである。

アライアンス・バーンスタイン－		取引費用
アジア・エックス・ジャパン・エクイティ・ポートフォリオ	$	678,859
ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ	$	27,400
グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオ	$	3,042,435
アメリカン・インカム・ポートフォリオ	$	724,422

注G：先物為替予約

先物為替予約は、取決めた先物レートで将来期日に外貨を購入しまたは売却する契約である。原契約と契約終結時の差異から生じる（損）益は、運用および純資産変動計算書の「投資有価証券、先物為替予約、スワップ、金融先物契約、オプション、通貨に係る実現（損）益」に計上される。

未決済先物為替予約の評価額の変動は、資産・負債計算書の「先物為替予約未実現評価（損）益」の構成部分として財務報告上反映される。

特定の通貨で販売される（それぞれ、「販売通貨」という。）ポートフォリオのクラス受益証券の一つ以上が、かかる販売通貨に対してヘッジされる。かかるクラス受益証券のいずれも、「通貨ヘッジのクラス受益証券」を構成する。通貨ヘッジのクラス受益証券は、取引費用のような実際の対価を計算に入れて、ポートフォリオの基準通貨と当該販売通貨の間の為替相場変動の影響を減じることによって、ポートフォリオの基準通貨リターンとより密接な関連のあるリターンを投資者に提供することを意図する。

採用されたヘッジ戦略は、ポートフォリオの基準通貨と販売通貨の間の通貨エクスポージャーを減少することを企図されているが、そのリスクを消去することはできない。

契約の相手が契約条件を履行できない潜在性およびヘッジ通貨に対する外貨価値の予期せぬ変動から、リスクが生じる可能性がある。

ポートフォリオ内の各種クラス受益証券の間の負債の分別は存在しないため、一定の状況下で、ポートフォリオの他のクラス受益証券の資産が、かかる通貨ヘッジのクラス受益証券で被った負債を補填するために利用できる場合に、通貨ヘッジのクラス受益証券に関連して通貨ヘッジ取引が、同じポートフォリオの他のクラス受益証券の純資産額に影響を及ぼす負債になるわずかな危険性が存在する。

ファンドにおける証券は、先物為替予約のための担保として使用される。

注H：レポ契約

レポ契約は、米国政府機関の債務証券によって担保される。レポ契約の対象となる証券は、経過利息を含む買戻価格と少なくとも同等の金額で、常に保管受託銀行によって保有されるものとする。

2020年８月31日現在、レポ契約はなかった。

2020年８月31日に終了した年度中にレポ契約から生じた受取利息はなかった。

注Ｉ：リバースレポ契約

リバースレポ契約は、現金で証券を購入するよりもむしろ売り手による証券の買戻しを条件付けることを除いてレポ契約と同一であり、売却価格より少し高い固定価格で後日に同じ資産を買い戻すというファンドによる合意と同時にファンドがポートフォリオ資産を売却する。リバースレポ契約の期間中、ファンドは当該証券の元利金の支払を受領し続ける。一般的に、リバースレポ契約の効果は、ファンドが当該ポートフォリオ証券に伴う受取利息を維持しつつリバースレポ契約の期間中関わるポートフォリオ証券に投資した現金の全部または大部分を回収することができることである。

かかる取引は、リバースレポ取引のファンドへの「支払利息」がある場合に限り有利である。すなわち、証券の売却と買戻し価格との間の差額は、ポートフォリオ証券に投資された現金を別の方法で調達するコストより少ない。

2020年８月31日現在、リバースレポ契約はなかった。

当年度中にリバースレポ契約から生じた受取利息はなかった。

注Ｊ：金融先物契約

ファンドは、金融先物契約を売買することができる。ファンドは、これらの金融商品の評価額における変動から生じる市場リスクを負う。ファンドは、契約相手方の信用リスクの発生につながらない規制ある取引所を通して金融先物契約を行う。

金融先物契約を締結する時、ファンドは、取引が行われる取引所が要件とする当初証拠金を担保としてブローカーに預託しかつ維持する。

契約に従って、ファンドは契約の評価額の日々の変動に相当する金額の現金をブローカーから受領またはブローカーに支払うことに同意する。かかる受領または支払は変動証拠金であり、ファンドは未実現損益として計上する。契約が終了する時、ファンドは締結時と終了時の約定価額の差額相当分を実現利益または損失として計上する。

注Ｋ：スワップ取引

スワップは、対象資産の一定金額もしくは別に決定された想定元本に関して特定された価格または金利における変動に基づくか参照して計算される、所定の間隔で一連のキャッシュフローを交換することを２当事者間に義務付ける契約である。スワップに係る実現（損）益および未実現（損）益の変動は、それぞれ「投資有価証券、先物為替予約、スワップ、金融先物契約、オプション、通貨に係る実現（損）益」でおよび「スワップ未実現（損）益の変動」の科目の一つの構成部分として運用および純資産変動計算書に計上される。

中央清算機関で清算されるクレジット・デフォルト・スワップ

中央清算機関で清算されるクレジット・デフォルト・スワップ契約の買い手は、対象参照債務に関して信用事由が発生した時の偶発的な支払いの代わりに、契約期間中、売り手に対し定期的に連続した支払いをする義務を負う。

中央清算機関で清算される金利スワップ

中央清算機関で清算される金利スワップは、計算の基礎となる想定元本に基づき、一連の固定または変動金利の支払いを交換することに各当事者が合意する二当事者間契約である。

トータル・リターン・スワップ

トータル・リターン・スワップは、計算の基礎となる想定元本に基づき、対象資産のトータル・パフォーマンスと一連の金利の支払いを交換することに各当事者が合意する二当事者間契約である。

クレジット・デフォルト・スワップ

クレジット・デフォルト・スワップ契約の買い手は、対象参照債務に対して信用事由の発生による偶発的な支払の対価として契約期間にわたって定期的に売り手に支払うことが義務付けられている。

金利スワップ

金利スワップは、計算の基礎となる想定元本に基づき、一連の固定または変動金利の支払いを交換することに各当事者が合意する二当事者間契約である。

インフレ・スワップ

インフレ・スワップは、計算の基礎となる想定元本に基づき、固定金利支払とインフレ指数に連動した変動金利支払いを交換することに各当事者が合意する二当事者間契約である。

注L：オプション取引

ファンドは、証券に係るプット・オプションおよびコール・オプションを購入および発行（売却）することができる。オプション購入に伴うリスクは、オプションを行使するか否かにかかわらず、ファンドがプレミアムを支払うことである。さらに、ファンドはプレミアムの損失リスクを負い、また市場価格の変動により取引の相手方が契約を履行しないリスクを負う。購入したプット・オプションおよびコール・オプションは、ポートフォリオ証券と同様の方法で計上される。コール・オプションの行使により獲得された証券の取得原価は、支払プレミアムにより増額される。プット・オプションの行使により売却された証券からの手取金は、支払プレミアムにより減額される。

ファンドがオプションを発行する場合、ファンドが受領するプレミアムは負債として計上され、その後に発行オプションの現在市場価格に対して調整を行う。

発行オプションから受領したプレミアムのうち未行使のまま満期を迎えたものは、満期日に発行オプションからの実現利益としてファンドにより計上される。終了する当該購入取引に対するブローカー手数料を含む受領プレミアムおよび支払額の差異も実現利益として取扱われるが、受領プレミアムが終了する購入取引に関して支払われた額より少ない場合は、実現損失として取扱われる。

コール・オプションが行使された場合、受領プレミアムは、ファンドが実現利益もしくは損失を有するか否かを決定する際に、原証券または通貨の売却からの手取金に加算される。プット・オプションが行使された場合、受領プレミアムは、ファンドが購入した証券または通貨の原価ベースを減額する。オプションの発行にあたり、ファンドは、発行オプションの原証券または通貨の価格における不利な変動の市場リスクを負う。ファンドが発行したオプションの行使により、ファンドは現在の市場価格とは異なる価格で証券または通貨を売却もしくは購入することがある。

ファンドは、スワップ契約のオプション（スワップションとも呼称）に投資することもできる。スワップションは、市場ベースのプレミアムを支払うことと引き換えに将来期日にスワップを締結する権利（義務ではなく）を買い手に与えるオプションである。スワップションの受取人は、特定資産、基準相場または指数のトータル・リターンを受領する権利を所有者に与える。スワップションの支払人は、特定資産、基準相場または指数のトータル・リターンを支払う権利を所有者に与える。スワップションにはまた、既存スワップが取引相手方の一人によって終了または延長されることを認めるオプションが含まれる。

注M：担保

2020年８月31日現在、特定の金融デリバティブ商品に関してブローカーが保有する／に負担する現金担保は、下表のとおりである。

アライアンス・バーンスタイン―		ブローカーが保有する現金	ブローカーに負担する現金
ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ			
シティバンク	$	1,039,152	―
モルガン・スタンレー	$	3,340,430	773,755
グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオ			
バークレイズ	$	110,000	―
ＢＮＰパリバ	$	―	5,213,000
シティバンク	$	37,252,029	8,667,760
クレディ・スイス	$	37,500,000	―
ゴールドマン・サックス	$	55,090,000	36,020,000
ＪＰモルガン・チェース	$	64,440,000	1,550,000
モルガン・スタンレー	$	4,788,266	274,362,646
ＲＢＳ―ナットウェスト・マーケッツ	$	―	5,014,000
スタンダードチャータード銀行	$	―	790,000
アメリカン・インカム・ポートフォリオ			
バークレイズ	$	40,000	―
シティバンク	$	42,540,000	120,487,371
ゴールドマン・サックス	$	2,570,000	―
ＪＰモルガン・チェース	$	144,280,000	2,440,000
モルガン・スタンレー	$	37,900,542	779,682

デリバティブに関してブローカーが保有する／に負担する現金担保は、資産・負債計算書の「保管受託銀行およびブローカー預託金」および「保管受託銀行およびブローカーへの未払金」の一部として計上される。

2020年８月31日現在、ポートフォリオが保有するデリバティブに関して、有価証券から成る担保は、下表のとおりである。

アライアンス・バーンスタイン―		ブローカーに引渡された担保の時価	ブローカーから受領した担保の時価
ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ			
バンク・オブ・アメリカ			
U.S.Treasury Notes, 2.38%,02/29/2024	$	―	261,290
モルガン・スタンレー			
U.S.Treasury Bonds, 8.00%,11/15/2021	$	256,150	―
スタンダードチャータード銀行			
U.S.Treasury Bonds, 8.00%,11/15/2021	$	266,490	―
ＵＢＳアーゲー			
U.S.Treasury Bonds, 8.00%,11/15/2021	$	418,602	―
グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオ			
バンク・オブ・アメリカ			
U.S.Treasury Notes, 1.38%,06/30/2023	$	―	255,361
U.S.Treasury Notes,			

1.38%,08/31/2023	$	—	91,218
U.S.Treasury Notes,			
1.75%,06/30/2024	$	—	631,201
U.S.Treasury Notes,			
2.00%,08/31/2021	$	—	353,452
バークレイズ			
U.S.Treasury Bonds,			
6.13%,11/15/2027	$	4,681,869	—
U.S.Treasury Bonds,			
7.63%,02/15/2025	$	1,122,006	—
シティバンク			
U.S.Treasury Bonds,			
6.13%,11/15/2027	$	38,147,703	—
U.S.Treasury Bonds,			
7.63%,02/15/2025	$	400,318	—
U.S.Treasury Bonds,			
0.38%,04/30/2025	$	590,695	—
クレディ・スイス			
U.S.Treasury Bonds,			
6.00%,02/15/2026	$	113,921,918	—
U.S.Treasury Bonds,			
7.63%,02/15/2025	$	6,645,123	—
ドイツ銀行			
U.S.Treasury Bonds,			
6.13%,11/15/2027	$	1,440,683	—
U.S.Treasury Bonds,			
6.63%,02/15/2027	$	8,723,354	—
ゴールドマン・サックス			
U.S.Treasury Bonds,			
6.13%,11/15/2027	$	64,867,286	—
U.S.Treasury Bonds,			
6.25%,05/15/2030	$	127,266,781	—
U.S.Treasury Bonds,			
6.63%,02/15/2027	$	17,878,320	—
U.S.Treasury Bonds,			
7.63%,02/15/2025	$	2,594,306	—
U.S.Treasury Notes,			
0.38%,04/30/2025	$	3,433,234	—
モルガン・スタンレー			
U.S.Treasury Bonds,			
6.00%,02/15/2026	$	279,385,863	—
U.S.Treasury Bonds,			
6.13%,11/15/2027	$	76,548,358	—
U.S.Treasury Bonds,			
6.75%,08/15/2026	$	292,704,329	—
U.S.Treasury Bonds,			
7.50%,11/15/2024	$	76,269,375	—
U.S.Treasury Bonds,			
7.63%,02/15/2025	$	53,864,491	—
アメリカン・インカム・ポートフォリオ			
バークレイズ			
U.S.Treasury Bonds,			
6.13%,11/15/2027	$	10,525,697	—
シティバンク			

U.S.Treasury Bonds, 6.13%,11/15/2027	$	497,607,467	―
U.S.Treasury Bonds, 6.50%,11/15/2026	$	268,348,093	―
クレディ・スイス			
U.S.Treasury Bonds, 6.13%,11/15/2027	$	7,815,908	―
U.S.Treasury Bonds, 6.25%,05/15/2030	$	59,344,057	―
ドイツ銀行			
U.S.Treasury Bonds, 6.25%,05/15/2030	$	11,369,981	―
ゴールドマン・サックス			
U.S.Treasury Bonds, 6.13%,11/15/2027	$	177,932,879	―
U.S.Treasury Bonds, 6.50%,11/15/2026	$	2,005,763	―
モルガン・スタンレー			
U.S.Treasury Bonds, 6.13%,11/15/2027	$	40,614,343	―

注N：ポートフォリオ証券のローン

ポートフォリオは、その証券の担保付貸付を行うことができる。証券貸付のリスクは、その他の信用拡張と同様に、借り手が財政難に陥った場合に返還請求権を失う可能性から成る。さらに、ポートフォリオは、借り手の債務不履行により実行される担保物件の売却が、貸付証券に代わるに十分な収入にならないというリスクに晒される。

特定の借り手に証券を貸付けるか否かを決定するに際し、投資顧問会社は、借り手の信用度を含む、すべての関連する事実および状況を考慮する。

証券の貸付中、借り手は証券からの収益を当該ポートフォリオに支払うことがある。ポートフォリオは、現金担保を短期金融商品に投資することができ、それにより更なる収益を得るか、同等の担保を引き渡した借り手からの同意した収入額を受領する。

ポートフォリオは、議決権、新株引受権、ならびに配当、利息または分配の受領権のような所有権を行使するために貸付証券または証券相当物の名簿上の所有権を取り戻す権利がある。ポートフォリオは、ローンに関して、合理的な仲介者、事務管理およびその他の報酬を支払う。

その証券の担保付貸付を行うために、ポートフォリオは総受取報酬を受領するが、そのうち20%は貸付証券業務を提供する貸付証券代理人に支払われる。

2020年８月31日に終了した年度に、ポートフォリオが稼得した受取報酬純額は、運用および純資産変動計算書の「貸付証券収益、純額」に計上される。

2020年８月31日に終了した年度に、（貸付証券代理人として行為する）ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コーは、貸付証券業務の提供に関して102,323米ドルの報酬を稼得した。これは、運用および純資産変動計算書の「貸付証券収益、純額」に計上されている。2020年８月31日現在の貸付証券および関連する未決済担保の評価額は、以下のとおりである。担保は、ポートフォリオが保有する証券に関連している。

アライアンス・バーンスタイン－		評価額	担保の時価
アジア・エックス・ジャパン・エクイティ・ポートフォリオ			
シティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッド	$	934,157	1,016,294
メリルリンチ	$	183,889	193,084

注O：銀行借入制度

ファンドは、通常でない買戻の事態に関して、必要ある場合に、一定の制限の下で、短期的／一時的な資金調達を意図して、保管受託銀行との間で開設された借入金制度（「制度」）を利用している。

ファンドの各ポートフォリオは、その各々の純資産額の10%まで借入することができる。当制度に従った借入金には、各ポートフォリオの裏付け資産を担保にして相互に合意したレートでの金利が課せられる。

注P：資産の共同運用管理

効率的運用の目的上、ポートフォリオの投資方針が許容する場合、管理会社はファンド内外の一定のポートフォリオの資産を共同運用管理することを選択できる。そのような場合、別のポートフォリオの資産は、共通して運用管理される。共同運用される資産は、「資産プール」として言及される。このプーリングは、運用その他の費用を削減するために考案された管理事務デバイスであり、受益者の法的権利および義務を変更するものではない。プールは、独立した実体を構成せず、また投資者に直結できない。共同運用されるポートフォリオの各々は、その固有資産を割当てられる。

数個のポートフォリオの資産が共同運用の目的上プールされる場合、プールへのポートフォリオの原初参加に関連して、各参加ポートフォリオに帰属する資産プールの割合が記録維持され、追加割当てまたは取消しの場合に変更する。共同運用資産への各参加ポートフォリオの権利は、かかる資産プールの投資有価証券の各行および全ての行に適用する。

共同運用資産のために行われる追加投資は、それぞれの権利に応じた割合でかかるポートフォリオに配分されるが、一方売却される資産は、各参加ポートフォリオに帰属する資産に同様に課される。

2020年８月31日現在、ファンドは、以下のプールを利用して当ファンド内の一定のポートフォリオの資産を共同運用している。

資産プール	参加ポートフォリオ
ACM グローバル・インベストメンツ－グローバル・ボンド・プール	
	ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ
	グローバル・ボンドII・ポートフォリオ
ACM バーンスタイン－グローバル・グロース・プール	
	グローバル・エクイティ・ブレンド・ポートフォリオ
ACM グローバル・インベストメンツ－グローバル・バリュー・プール	
	グローバル・エクイティ・ブレンド・ポートフォリオ
	グローバル・バリュー・ポートフォリオ

表１
報酬一覧表

	管理報酬	管理会社報酬	販売報酬	総費用比率＊
アライアンス・バーンスタイン－ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ				
受益証券のクラス				
A	0.85%	0.10%	N/A	1.20%
A2	0.85%	0.10%	N/A	1.20%
A2 EUR H	0.85%	0.10%	N/A	1.20%
A2 SGD H	0.85%	0.10%	N/A	1.17%
AA	0.85%	0.10%	N/A	1.20%
AA AUD H	0.85%	0.10%	N/A	1.20%
AA CAD H	0.85%	0.10%	N/A	1.20%
AA GBP H	0.85%	0.10%	N/A	1.20%
AA NZD H	0.85%	0.10%	N/A	1.20%
AA SGD H	0.85%	0.10%	N/A	1.20%
AJ	0.65%	0.10%	N/A	1.00%
AR EUR H	0.85%	0.10%	N/A	1.14%
AT	0.85%	0.10%	N/A	1.20%
AT AUD H	0.85%	0.10%	N/A	1.20%
AT CAD H	0.85%	0.10%	N/A	1.20%
AT EUR H	0.85%	0.10%	N/A	1.20%
AT GBP H	0.85%	0.10%	N/A	1.20%
AT NZD H	0.85%	0.10%	N/A	1.20%
AT SGD H	0.85%	0.10%	N/A	1.20%
AX	0.65%	0.10%	N/A	1.00%
B	0.85%	0.10%	1.00%	2.19%
B2	0.85%	0.10%	1.00%	2.20%
BA	0.85%	0.10%	1.00%	2.18%
BA AUD H(d)	0.85%	0.10%	1.00%	2.20%
BT	0.85%	0.10%	1.00%	2.19%
BT AUD H	0.85%	0.10%	1.00%	2.20%
BT CAD H	0.85%	0.10%	1.00%	2.20%
BT GBP H	0.85%	0.10%	1.00%	2.20%
BX	0.65%	0.10%	N/A	1.00%
C	1.25%	0.10%	N/A	1.60%
C2	1.25%	0.10%	N/A	1.60%
C2 EUR H	1.25%	0.10%	N/A	1.60%
I	0.325%	0.10%	N/A	0.575%
I2	0.325%	0.10%	N/A	0.575%
I2 AUD H	0.325%	0.10%	N/A	0.575%
I2 EUR H	0.325%	0.10%	N/A	0.575%
IT	0.325%	0.10%	N/A	0.575%
IT AUD H	0.325%	0.10%	N/A	0.575%
N2	1.35%	0.10%	N/A	1.68%
NT	1.35%	0.10%	N/A	1.70%
S	N／A	0.01%(8)	N/A	0.10%
S EUR H	N／A	0.01%(8)	N/A	0.10%
S SGD H	N／A	0.01%(8)	N/A	0.10%
S1 2	0.25%	0.01%(8)	N/A	0.35%
S1 EUR H	0.25%	0.01%(8)	N/A	0.35%

SA	N／A	0.01%(8)	N/A	0.02%

（N／A ： 該当なし）

＊ 無監査。総費用比率（TER）の計算は、Swiss Funds & Asset Management Association（SFAMA）の2008年５月16日付ガイドラインに基づく。

(d) 2019年９月20日で清算されたクラス受益証券

管理会社報酬：

(8) 50,000米ドルまたは日々の純資産総額の平均額の0.01%のいずれか低い方の額に相当する年間報酬

表２

ポートフォリオ回転率

	回転率＊（無監査）
アライアンス・バーンスタイン－ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ	110.06%

＊ 無監査。米国会計士協会（AICPA）ガイドラインに従って計算されている。当期の有価証券の平均市場価額は月末の評価に基づき計算されている。

次へ

Statement Of Assets And Liabilities

August 31, 2020 ***AB FCP I***

	Dynamic Diversified Portfolio (USD)	Global Equity Blend Portfolio (USD)	Global Value Portfolio (USD)
ASSETS			
Investments in securities at value	$ 41,390,216	$ 102,690,129	$ 365,277,057
Time deposits	1,992,148	4,352,837	2,520,176
Dividends and interest receivable	117,974	91,745	419,990
Receivable for investment securities sold	148,744	103,505	731,929
Cash at depositary and broker	695,787	33,087	360,154
Unrealized appreciation on swaps	453,183	-0-	-0-
Receivable for capital stock sold	17,574	9,310	434,058
Unrealized appreciation on forward foreign currency contracts	97,199	432,668	1,464,016
Upfront premiums paid on swap contracts	-0-	-0-	-0-
Interest receivable on swaps	15,259	-0-	-0-
Unrealized appreciation on financial futures contracts	105,923	-0-	-0-
Receivable on securities lending income	-0-	584	4,130
Other receivables	-0-	-0-	-0-
	45,034,007	107,713,865	371,211,510
LIABILITIES			
Payable for investment securities purchased	1,494,250	25,709	181,835
Unrealized depreciation on swaps	13,772	-0-	-0-
Upfront premiums received on swap contracts	24,860	-0-	-0-
Due to depositary and broker	372,785	1,176	-0-
Dividends payable	-0-	-0-	290,636
Payable for capital stock redeemed	98,157	131,925	2,073,887
Unrealized depreciation on forward foreign currency contracts	317,002	925,046	2,070,352
Unrealized depreciation on financial futures contracts	192,247	-0-	-0-
Interest payable on swaps	8,583	-0-	-0-
Options written, at value	3,855	-0-	-0-
Accrued expenses and other liabilities	196,342	191,023	506,691
	2,721,853	1,274,879	5,123,401
NET ASSETS	$ 42,312,154	$ 106,438,986	$ 366,088,109

See notes to financial statements.

AB FCP I

Emerging Markets Growth Portfolio (USD)	Sustainable US Thematic Portfolio (USD)	Asia Ex-Japan Equity Portfolio (USD)	Japan Strategic Value Portfolio (JPY)	China Low Volatility Equity Portfolio (USD)	Short Duration Bond Portfolio (USD)	Global High Yield Portfolio (USD)	American Income Portfolio (USD)
$ 766,128,178	$ 270,163,678	$ 290,312,787	¥ 8,557,733,520	$ 145,611,977	$ 569,390,876	$ 20,323,555,085	$ 28,311,697,194
5,481,917	21,069,037	7,685,225	229,998,701	850,933	16,326,495	167,780,847	598,073,659
676,774	155,633	394,160	13,225,637	148,383	5,511,138	308,874,035	275,074,822
13,265,071	-0-	1,302,814	-0-	211,103	-0-	468,254,493	32,188,020
7,408,142	-0-	746,625	-0-	-0-	4,379,582	199,180,295	227,330,542
-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	80,713	221,115,218	164,349,817
639,811	3,742,318	1,065,123	1,646,179	468,485	2,067,191	106,160,529	220,701,472
69,412	80,192	1,150,565	17,470,244	445,020	2,599,291	138,763,733	76,051,175
-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	50,846,463	24,419,795
-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	211,901	42,846,788	28,798,028
-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	6,716	975,914	107,617
2,258	-0-	8,289	18,483	1,716	-0-	-0-	-0-
425	-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	-0-
793,671,988	295,210,858	302,665,588	8,820,092,764	147,737,617	600,573,903	22,028,353,400	29,958,792,141
5,742,102	-0-	246,845	85,542,974	-0-	10,783,823	530,820,923	590,373,091
-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	627,033	339,078,879	512,163,261
-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	107,753	306,973,249	243,216,518
-0-	37,615	-0-	74,054	16,046	1,457,025	337,273,295	191,744,273
8,084	-0-	482,073	8,225,815	131,960	606,869	115,407,034	99,244,821
3,450,253	230,448	1,498,930	12,617,070	1,042,944	5,876,435	39,168,815	76,344,558
-0-	132	-0-	11,452	-0-	8,958,670	45,422,561	1,233,051
-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	190,931	1,389,344	8,809,241
-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	168,252	43,156	5,407,942
-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	-0-
1,373,140	384,012	591,131	30,825,391	335,469	836,415	32,417,639	32,869,918
10,573,579	652,207	2,818,979	137,296,756	1,526,419	29,613,206	1,747,994,895	1,761,406,674
$ 783,098,409	$ 294,558,651	$ 299,846,609	¥ 8,682,796,008	$ 146,211,198	$ 570,960,697	$ 20,280,358,505	$ 28,197,385,467

STATEMENT OF ASSETS AND LIABILITIES (continued)

August 31, 2020 ***AB FCP I***

	European Income Portfolio (EUR)	Emerging Markets Debt Portfolio (USD)	Mortgage Income Portfolio (USD)
ASSETS			
Investments in securities at value	€ 2,395,367,257	$ 878,653,367	$ 1,332,597,417
Time deposits	43,590,138	45,142,473	14,905,083
Dividends and interest receivable	39,244,491	11,514,621	5,023,798
Receivable for investment securities sold	-0-	1,413,999	48,766
Cash at depositary and broker	434,464	9,134,629	25,420,993
Unrealized appreciation on swaps	-0-	106,006	299,259
Receivable for capital stock sold	10,938,907	1,256,350	1,409,669
Unrealized appreciation on forward foreign currency contracts	3,554,254	5,623,300	1,089,652
Upfront premiums paid on swap contracts	-0-	-0-	-0-
Interest receivable on swaps	-0-	12,830	246,096
Unrealized appreciation on financial futures contracts	8,943,510	-0-	-0-
Receivable on securities lending income	-0-	-0-	-0-
Other receivables	-0-	-0-	19,776
	2,502,073,021	952,857,575	1,381,060,509
LIABILITIES			
Payable for investment securities purchased	28,825,234	2,682,129	29,906,424
Unrealized depreciation on swaps	-0-	-0-	12,963,227
Upfront premiums received on swap contracts	-0-	1,257,011	6,141,610
Due to depositary and broker	6,848,606	14	1,111,183
Dividends payable	8,612,935	3,963,584	4,687,710
Payable for capital stock redeemed	9,813,943	1,368,667	1,964,223
Unrealized depreciation on forward foreign currency contracts	13,917,363	607,341	-0-
Unrealized depreciation on financial futures contracts	1,591,670	-0-	-0-
Interest payable on swaps	-0-	-0-	244,878
Options written, at value	1,704,962	-0-	-0-
Accrued expenses and other liabilities	4,328,591	1,266,017	1,451,635
	75,643,304	11,144,763	58,470,890
NET ASSETS	€ 2,426,429,717	$ 941,712,812	$ 1,322,589,619

* Investment activity within the Global High Yield Portfolio that relates to its investment in the Mortgage Income Portfolio and investment activity within American Income Portfolio that relates to its investment in the Mortgage Income Portfolio and Emerging Markets Debt Portfolio has been eliminated for presentation purposes of the combined financials.

See notes to financial statements.

Global Bond II Portfolio (USD)	Combined (USD)
$ 16,983,529	$ 56,093,307,309*
423,360	940,773,571
142,884	653,481,781*
-0-	517,668,444
1,486,917	476,695,112
88,910	386,493,106
-0-	351,038,574
49,036	232,320,060
3,728	75,269,986
51,325	72,182,227
64,709	11,931,381
-0-	17,151
-0-	20,201
19,294,398	59,811,198,903*
2,499,047	1,209,951,669
49,770	864,895,942
22,042	557,743,043
85,360	540,270,540
36,163	233,601,250*
-0-	145,076,858
234,770	76,373,838
41,442	12,522,226
27,104	5,899,915
-0-	2,038,045
46,364	77,919,997
3,042,062	3,726,293,323*
$ 16,252,336	$ 56,084,905,580*

Statement Of Operations And Changes In Net Assets

For the year ended August 31, 2020 ***AB FCP I***

	Dynamic Diversified Portfolio (USD)	Global Equity Blend Portfolio (USD)	Global Value Portfolio (USD)
INVESTMENT INCOME			
Interest	$ 398,742	$ 20,561	$ 17,975
Swap income	110,951	-0-	-0-
Dividends, net	378,887	1,287,488	6,255,907
Securities lending income, net	-0-	7,531	30,976
	888,580	1,315,580	6,304,858
EXPENSES			
Management fee	562,207	757,563	2,700,875
Expense on swaps	105,536	-0-	-0-
Management company fee	44,028	30,235	166,387
Taxes	21,192	18,333	90,030
Transfer agency	39,940	37,915	103,507
Distribution fee	82,343	34,550	47,082
Depositary and custodian fees	166,122	30,749	96,052
Professional fees	63,712	43,257	144,408
Accounting and administration fee	33,523	38,968	73,432
Printing	487	1,269	5,017
Interest expense	-0-	-0-	-0-
Miscellaneous	46,964	45,076	58,231
	1,166,054	1,037,915	3,485,021
Expense reimbursed or waived	(222,867)	(53,290)	-0-
Net expenses	943,187	984,625	3,485,021
Net investment income/(loss)	(54,607)	330,955	2,819,837
REALIZED GAINS AND (LOSSES)			
On investments, forward foreign currency contracts, swaps, financial futures contracts, options and currency	32,070	7,250,175	(12,787,588)
Capital withholding tax	(230)	(15,926)	(81,564)
CHANGES IN UNREALIZED GAINS AND (LOSSES)			
On investments	2,220,908	10,432,475	30,763,341
On financial futures contracts	45,500	-0-	-0-
On forward foreign currency contracts	(467,828)	(904,808)	(1,795,920)
On swaps	499,751	-0-	-0-
On options written	1,260	-0-	-0-
Result of operations	2,276,824	17,092,871	18,918,106
CAPITAL STOCK TRANSACTIONS			
Increase/(decrease)	(9,252,539)	(16,615,813)	28,018,266
Distributions	-0-	-0-	(3,325,157)
NET ASSETS			
Beginning of year	49,287,869	105,961,928	322,476,894
Currency translation adjustment	-0-	-0-	-0-
End of year	$ 42,312,154	$ 106,438,986	$ 366,088,109

See notes to financial statements.

AB FCP I

Emerging Markets Growth Portfolio (USD)	Sustainable US Thematic Portfolio (USD)	Asia Ex-Japan Equity Portfolio (USD)	Japan Strategic Value Portfolio (JPY)	China Low Volatility Equity Portfolio Portfolio (USD)	Short Duration Bond Portfolio (USD)	Global High Yield Portfolio (USD)	American Income Portfolio (USD)
$ 40,728	$ 75,808	$ 50,181	¥ -0-	$ 20,331	$ 20,068,894	$ 1,351,754,625	$ 1,441,532,570
-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	1,050,104	283,592,252	218,107,432
12,688,566	1,120,126	9,354,751	281,585,922	2,862,386	-0-	54,547,272	11,059,120
295,982	8,602	41,009	1,659,502	9,758	-0-	-0-	-0-
13,025,276	1,204,536	9,445,941	283,245,424	2,892,475	21,118,998	1,689,894,149	1,670,699,122
11,312,861	1,772,340	3,450,849	87,937,860	2,091,398	4,154,370	283,616,941	262,131,007
-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	953,435	50,404,402	30,820,747
666,089	65,429	91,094	2,996,904	47,544	550,210	16,801,045	23,631,095
334,134	70,390	88,453	2,767,391	46,591	271,691	8,290,100	12,040,937
389,532	91,715	151,404	6,372,803	97,977	286,571	8,580,884	10,920,154
35,168	29,979	106,025	327,080	56,944	15,841	6,773,510	5,715,068
318,331	31,631	134,456	2,708,626	65,491	235,765	3,532,191	3,181,443
249,736	35,425	143,431	15,517,113	146,602	400,127	934,972	1,451,555
119,096	55,833	68,863	4,364,492	47,104	102,592	217,274	217,274
11,481	360	19,192	122,267	2,013	111,581	160,006	262,956
-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	118
171,233	33,589	53,369	3,789,911	51,814	30,315	819,245	1,188,337
13,607,661	2,186,691	4,307,136	126,904,447	2,653,478	7,112,498	380,130,570	351,560,691
-0-	(19,182)	(3,032)	(508,196)	(27,586)	(152,112)	-0-	(237)
13,607,661	2,167,509	4,304,104	126,396,251	2,625,892	6,960,386	380,130,570	351,560,454
(582,385)	(962,973)	5,141,837	156,849,173	266,583	14,158,612	1,309,763,579	1,319,138,668
25,653,606	22,154,920	(10,612,487)	(670,093,523)	7,313,345	(15,977,087)	(1,484,080,549)	(723,708,713)
(68,387)	-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	(85,376)	-0-
94,736,481	37,605,160	27,781,689	971,105,717	28,256,591	23,413,311	25,360,730	262,929,391
-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	416,505	(169,305)	(18,063,254)
87,276	104,042	990,965	8,795,157	327,896	(11,847,203)	(8,505,288)	84,491,143
-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	702,296	(176,435,254)	(331,579,036)
-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	-0-
119,826,591	58,901,149	23,302,004	466,656,524	36,164,415	10,866,434	(334,151,463)	593,208,199
(159,569,231)	102,673,569	(17,681,283)	(5,090,784,628)	(35,463,519)	(3,741,613)	1,405,637,597	5,693,324,930
(35,252)	-0-	(5,791,657)	(125,642,965)	(1,669,279)	(6,566,791)	(1,354,432,690)	(1,098,279,663)
822,876,301	132,983,933	300,017,545	13,432,567,077	147,179,581	570,402,667	20,563,305,061	23,009,132,001
-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	-0-	-0-
$ 783,098,409	$ 294,558,651	$ 299,846,609	¥ 8,682,796,008	$ 146,211,198	$ 570,960,697	$ 20,280,358,505	$ 28,197,385,467

Statement Of Operations And Changes In Net Assets (continued)

For the year ended August 31, 2020 ***AB FCP I***

	European Income Portfolio (EUR)	Emerging Markets Debt Portfolio (USD)	Mortgage Income Portfolio (USD)
INVESTMENT INCOME			
Interest	€ 155,734,145	$ 52,129,739	$ 111,790,130
Swap income	12,687	126,228	7,585,315
Dividends, net	-0-	-0-	-0-
Securities lending income, net	-0-	-0-	-0-
	155,746,832	52,255,967	119,375,445
EXPENSES			
Management fee	33,910,663	7,791,219	12,071,385
Expense on swaps	15,467	779,027	2,347,104
Management company fee	3,173,784	368,417	557,862
Taxes	1,465,625	351,841	520,339
Transfer agency	1,524,918	440,739	677,154
Distribution fee	203,490	130,381	19,682
Depositary and custodian fees	929,586	270,983	247,256
Professional fees	280,462	177,970	326,407
Accounting and administration fee	168,484	132,360	194,946
Printing	31,636	5,536	20,096
Interest expense	-0-	-0-	-0-
Miscellaneous	347,163	96,493	145,572
	42,051,278	10,544,966	17,127,803
Expense reimbursed or waived	-0-	-0-	(2,461)
Net expenses	42,051,278	10,544,966	17,125,342
Net investment income	113,695,554	41,711,001	102,250,103
REALIZED GAINS AND (LOSSES)			
On investments, forward foreign currency contracts, swaps, financial futures contracts, options and currency	(131,235,064)	(32,709,212)	(116,927,188)
Capital withholding tax	-0-	-0-	-0-
CHANGES IN UNREALIZED GAINS AND (LOSSES)			
On investments	(156,777,396)	15,574,840	(107,500,880)
On financial futures contracts	(10,132,100)	(185,625)	-0-
On forward foreign currency contracts	(35,243,851)	4,922,153	2,094,021
On swaps	-0-	2,131,458	(28,278,583)
On options written	741,201	-0-	-0-
Result of operations	(218,951,656)	31,444,615	(148,362,527)
CAPITAL STOCK TRANSACTIONS			
Increase/(decrease)	(1,206,153,111)	(27,920,269)	(209,298,653)
Distributions	(163,882,780)	(42,089,152)	(60,493,214)
NET ASSETS			
Beginning of year	4,015,417,264	980,277,618	1,740,744,013
Currency translation adjustment	-0-	-0-	-0-
End of year	€ 2,426,429,717	$ 941,712,812	$ 1,322,589,619

* Investment activity within the Global High Yield Portfolio that relates to its investment in the Mortgage Income Portfolio and investment activity within American Income Portfolio that relates to its investment in the Mortgage Income Portfolio and Emerging Markets Debt Portfolio has been eliminated for presentation purposes of the combined financials.

See notes to financial statements.

Global Bond II Portfolio (USD)	Combined (USD)
$ 544,878	$ 3,151,901,853
130,254	510,716,667
-0-	84,024,177*
-0-	409,291
675,132	3,747,051,988*
72,992	631,073,526
77,528	85,505,006
1,622	46,583,889
1,609	23,803,790
1,500	23,576,713
-0-	13,276,262
32,679	9,403,712
26,957	4,601,247
18,386	1,547,898
78	636,445
-0-	118
15,754	3,177,908
249,105	843,186,514
-0-	(485,493)
249,105	842,701,021
426,027	2,904,350,967*
(108,128)	(2,486,908,320)
-0-	(251,483)
620,801	316,758,626*
(123,313)	(29,364,625)
(336,835)	29,986,808
17,804	(532,941,564)
-0-	826,810
496,356	202,457,219*
(450,348)	5,206,573,135*
(445,234)	(2,738,680,134)*
16,651,562	53,163,587,826
-0-	250,967,534
$ 16,252,336	$ 56,084,905,580*

NOTE A: General Information

AB FCP I (the "Fund") is a mutual investment fund (*fonds commun de placement*) organized under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg and registered under Part I of the Law of December 17, 2010 on undertakings for collective investment, as amended (the "Law of 2010"). The Fund is managed in the interest of its co-owners (the "Shareholders") by AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l. (the "Management Company"), a company organized under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg and having its registered office in Luxembourg. The Fund qualifies as an Undertaking for Collective Investments in Transferable Securities ("UCITS") within the meaning of Article 1(2) of the EC Directive 2009/65 of July 13, 2009, as amended.

The Fund comprises separate pools of assets currently consisting of 15 active portfolios (each, a "Portfolio," and, collectively, the "Portfolios"). Each Class of Shares represents an interest in each relevant Portfolio's investment securities and other net assets. All Shares of a Class have equal rights to distributions and redemptions.

Beginning late in 2019 and continuing into 2020, the outbreak of a novel coronavirus, which causes the disease known as COVID-19, expanded into a global pandemic. Growing turmoil from the spread of this coronavirus, and the potential for an enduring and significant adverse impact on global economies, have driven a sharp increase in volatility across markets and a strong flight to quality.

The Board of Managers will continue to monitor the evolving situation and its impact on the financial position of the Portfolios.

Effective May 29, 2020, the AB FCP I – China Opportunity Portfolio was renamed AB FCP I – China Low Volatility Equity Portfolio.

The following table lists each Portfolio's commencement of operations as well as Share Classes funded as of August 31, 2020:

AB FCP I–	Commencement of Operations	Share Classes Funded
Dynamic Diversified Portfolio	November 2, 2004	A, A EUR H, AX, B, BX, C, C EUR H, CX, I, I EUR H, IX & S1 EUR H
Global Equity Blend Portfolio	September 1, 2003	A, A EUR H, B, C, I, S & S1
Global Value Portfolio	June 1, 2006	A, A SGD H, AD, AD AUD H, AD CAD H, AD EUR H, AD GBP H, AD SGD H, AD ZAR H, B, BD, BD AUD H, BD EUR H, BD ZAR H, C, I, S, S GBP H, S1 & SD
Emerging Markets Growth Portfolio	October 30, 1992	A, A AUD H, A PLN H, A SGD H, AD, B, C, C AUD H, ED, I, I AUD H, N, S & S1
Sustainable US Thematic Portfolio	June 1, 2006	A, A AUD H, A CAD H, A EUR H, A GBP H, A SGD H, AN, B, C, C EUR H, I, I EUR H, I GBP, IN, S, S1 & S1 JPY H
Asia Ex-Japan Equity Portfolio	November 30, 2009	A, A AUD H, A SGD H, AD, AD AUD H, AD CAD H, AD EUR H, AD GBP H, AD NZD H, AD RMB H, AD SGD H, AD ZAR H, AY JPY, BD, BD AUD H, BD CAD H, BD GBP H, BD NZD H, BD ZAR H, BY JPY, C, C AUD H, ED, I, I AUD H, I GBP, ID, ID AUD H, S, S1 & SD
Japan Strategic Value Portfolio	December 15, 2005	2, A, A AUD H, A CZK H, A EUR H, A NZD H, A SGD H, A USD H, AD, AD AUD H, AD NZD H, AD USD H, AD ZAR H, B, BD, BD AUD H, BD USD H, BD ZAR H, C, C EUR H, I, I EUR H, I USD H, S EUR H, S1, S1 USD H & SD
China Low Volatility Equity Portfolio	February 1, 2007	A, A PLN H, AD, AD AUD H, AD CAD H, AD EUR H, AD GBP H, AD NZD H, AD RMB H, AD SGD H, AD ZAR H, B, BD, BD AUD H, BD EUR H, BD NZD H, BD ZAR H, C, I, S & S1
Short Duration Bond Portfolio	September 16, 1996	A, A2, A2 EUR H, A2 SGD H, AA, AA AUD H, AA CAD H, AA GBP H, AA NZD H, AA SGD H, AJ, AR EUR H, AT, AT AUD H, AT CAD H, AT EUR H, AT GBP H, AT NZD H, AT SGD H, AX, B, B2, BA, BT, BT AUD H, BT CAD H, BT GBP H, BX, C, C2, C2 EUR H, I, I2, I2 AUD H, I2 EUR H, IT, IT AUD H, N2, NT,S, S EUR H, S SGD H, S1 2, S1 EUR H & SA

AB FCP I–	Commencement of Operations	Share Classes Funded
Global High Yield Portfolio	September 22, 1997	A, A2, A2 CHF H, A2 EUR H, A2 PLN H, A2 SGD H, AA, AA AUD H, AA CAD H, AA EUR H, AA GBP H, AA NZD H, AA RMB H, AA SGD H, AA ZAR H, AK, AK EUR H, AR EUR H, AT, AT AUD H, AT CAD H, AT EUR H, AT GBP H, AT NZD H, AT RMB H, AT SGD H, B, B2, B2 EUR H, BA, BA AUD H, BA ZAR H, BT, BT AUD H, BT CAD H, BT EUR H, BT GBP H, BT NZD H, C, C2, C2 EUR H, CK, CK EUR H, CT, EA, EA AUD H, EA ZAR H, I, I2, I2 AUD H, I2 CHF H, I2 EUR H, I2 SGD H, IA AUD H, IQD, IT, IT AUD H, IT CAD H, IT EUR H, IT GBP H, IT NZD H, IT RMB H, J, N2, NT, S EUR H, S1, S1D, SA, SHK, SK, SQ, W, W2, W2 CHF H, W2 EUR H, WT, WT AUD H, WT CAD H, WT EUR H, WT GBP H & WT RMB H
American Income Portfolio	July 1, 1993	A, A2, A2 CHF H, A2 DUR PH, A2 EUR H, A2 PLN H, A2 SGD H, AA, AA AUD H, AA CAD H, AA DUR PH, AA EUR H, AA GBP H, AA NZD H, AA RMB H, AA SGD H, AA ZAR H, AK, AK EUR H, AR EUR, AR EUR H, AT, AT AUD H, AT CAD H, AT DUR PH, AT EUR H, AT GBP H, AT NZD H, AT RMB H, AT SGD H, B, B2, BA, BA AUD H, BA ZAR H, BT, BT AUD H, BT CAD H, BT EUR H, BT GBP H, BT NZD H, C, C2, C2 DUR PH, C2 EUR H, CT, EA, EA AUD H, EA ZAR H, I, I2, I2 AUD H, I2 CHF H, I2 DUR PH, I2 EUR H, I2 SGD H, IA, IA AUD H, IT, IT AUD H, IT CAD H, IT EUR H, IT GBP H, IT JPY, IT JPY H, IT NZD H, IT RMB H, IT SGD H, J, L2, L2 AUD H, L2 SGD H, LT, LT AUD H, LT SGD H, N2, NT, S, S1, S1D, S1D2, SA, SHK, W, W2, W2 CHF H, W2 EUR H, WT, WT AUD H, WT EUR H, WT GBP H & WT SGD H
European Income Portfolio	February 26, 1999	A, A2, A2 CHF H, A2 PLN H, A2 SGD H, A2 USD H, AA, AA AUD H, AA HKD H, AA RMB H, AA SGD H, AA USD H, AK, AR, AT, AT AUD H, AT SGD H, AT USD H, B, B2, BA, BA AUD H, BA USD H, BT, BT AUD H, BT USD H, C, C2, C2 USD H, CK, CT USD H, I, I2, I2 AUD H, I2 CHF H, I2 USD H, IA, IA HKD H, IA SGD H, IA USD H, IT, IT SGD H, IT USD H, NT USD H, S, S1, S1 USD H, S1D, SA USD H, SHK, W2, W2 CHF H, W2 USD H, WA, WA HKD H, WA USD H, WT, WT SGD H & WT USD H

AB FCP I–	Commencement of Operations	Share Classes Funded
Emerging Markets Debt Portfolio	March 23, 2006	A, A2, A2 CHF H, A2 EUR H, A2 PLN H, A2 SGD H, AA, AA AUD H, AA CAD H, AA EUR H, AA GBP H, AA NZD H, AA RMB H, AA SGD H, AA ZAR H, AR EUR, AT, AT AUD H, AT CAD H, AT EUR H, AT GBP H, AT NZD H, AT RMB H, AT SGD H, B, B2, BA, BA AUD H, BA ZAR H, BT, BT AUD H, BT CAD H, BT EUR H, BT GBP H, BT NZD H, C, C2, C2 EUR H, CT, EA, EA AUD H, EA ZAR H, I, I2, I2 CHF H, I2 EUR H, IT, IT AUD H, IT EUR H, IT SGD H, N2, NT, S, S EUR H, S GBP H, S1 2, S1 EUR H, S1 GBP H, S1QD EUR H & SA
Mortgage Income Portfolio	September 27, 1994	A, A2, A2X, AA, AA AUD H, AA RMB H, AA SGD H, AA ZAR H, AR EUR H, AT, AT AUD H, AT GBP H, AT SGD H, AX, B2X, BA, BA AUD H, BA ZAR H, BX, C, C2, C2X, CX, I, I2, I2 EUR H, I2X, IT EUR H, IX, N2, NT, S, S1, S1 EUR H, S1 JPY, S1X & SA
Global Bond II Portfolio	December 17, 2012	S1

NOTE B: Significant Accounting Policies

The Financial Statements have been prepared in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements. The following is a summary of significant accounting policies followed by the Portfolios.

1. Valuation

1.1 Investments in Securities

Securities listed on a stock exchange or traded on any other regulated market are valued at the last available price on such exchange or market or, if no such price is available, at the mean of the closing bid and asked price quoted on such day. If a security is listed on several stock exchanges or markets, the last available price on the stock exchange or market which constitutes the main market for such security is used.

Securities traded in the over-the-counter market, including securities listed on an exchange whose primary market is believed to be over-the-counter (but excluding securities traded on The Nasdaq Stock Market, Inc. ("NASDAQ")) are valued at the mean of the current bid and asked prices. Securities traded on NASDAQ are valued in accordance with the NASDAQ Official Closing Price.

Securities are valued at their current market value determined on the basis of market quotations or, if market quotations are not readily available or are deemed unreliable, at "fair value" as determined in accordance with procedures established by, and under the general supervision of, the Management Company's board of managers (the "Board of Managers"). Fair valuation procedures are designed to adjust closing market prices of Portfolio securities to reflect what is believed to be the fair value of those securities at the Portfolio's Valuation Point.

When fair valuation procedures are employed with respect to a particular Portfolio security, various objective and subjective factors may be considered, including, among other things, developments affecting the security or involving an entire market since the security's latest reported price, current valuations of relevant stock indices or pronouncements of certain governmental authorities. Fair value prices based on third party vendor modeling tools may be utilized to the extent available. Therefore, when fair valuation procedures are employed, the prices of individual Portfolio securities utilized to calculate the Portfolio's Net Asset Value ("NAV") may differ from quoted or published prices for the same securities. Currently, fair value adjustments are only applicable to certain equity securities and futures contracts.

Accordingly, as may also be the case with a previously reported stock exchange price, the price of any Portfolio security determined utilizing fair value pricing procedures may be materially different from the price to be realized upon the sale of such security.

For Portfolio securities primarily traded on U.S. exchanges, it is expected that fair value pricing procedures are employed only under very limited circumstances such as, for example, the early closing of an exchange on which a particular security is traded or the suspension of trading in a particular security. However, it is anticipated that fair value pricing procedures will be utilized frequently for securities traded on non-U.S. exchanges or other markets, particularly European and Asian markets excluding India, because, among other reasons, these markets close well before the Portfolio's Valuation Point. Between the close of these markets and the relevant Portfolio's Valuation Point, significant events including broad market moves may occur. In particular events in the U.S. market on a trading day after the close of these mother markets may affect the value of the Portfolio's securities. Japan Strategic Value Portfolio has adopted a policy to only fair value securities when deemed relevant based on the performance of a benchmark and relative capstock flows.

Fixed income securities (i), securities not listed on any stock exchange or traded on any regulated market (ii), and securities, trading of which on a stock exchange or a regulated market is thin (iii), are valued at the most recent bid price provided by the principal market makers. If there is no such market price, or if such market price is not representative of a security's fair market value, then the security is valued in a manner determined to reflect its fair value in accordance with procedures established by, and under the general supervision of, the Board of Managers.

U.S. Government securities and any other debt instruments having 60 days or less remaining until maturity are generally valued at market by an independent pricing vendor, if a market price is available. If a market price is not available, the securities are valued at amortized cost. This methodology is commonly used for short-term securities that have an original maturity of 60 days or less, as well as short-term securities that had an original term to maturity that exceeded 60 days. In instances when amortized cost is utilized, the valuation committee of the Investment Manager (the "Committee") must reasonably conclude that the utilization of amortized cost is approximately the same as the fair value of the security. Such factors the Committee will consider include, but are not limited to, an impairment of the creditworthiness of the issuer or material changes in interest rates. The Committee decisions are made in accordance with procedures established by, and under general supervision of, the Board of Managers.

Over-the-counter ("OTC") swaps and other derivatives are valued daily, primarily using independent pricing services, independent pricing models using market inputs, as well as third party broker-dealers or counterparties.

1.2 Warrant Valuation

A listed warrant is valued at the last traded price provided by approved vendors. If there has been no sale on the relevant business day, the warrant is valued at the last traded price from the previous day. On the following days, the security is valued in good faith at fair value. All unlisted warrants are valued in good faith at fair value. Once a warrant has expired, it will no longer be valued.

1.3 Financial Futures Contracts

Initial margin deposits are made upon entering into futures contracts. During the period the futures contract is open, changes in the value of the contract are recognized as unrealized gains or losses by "marking-to-market" on a daily basis to reflect the market value of the contract at the end of each day's trading. Variation margin payments are made or received, depending upon whether unrealized losses or gains are incurred. When the contract is closed, a realized gain or loss is recorded. This realized gain or loss is equal to the difference between the proceeds from (or cost of) the closing transaction and the Portfolio's basis in the contract.

Open futures contracts are valued using the closing settlement price or, in the absence of such a price, the most recent quoted bid price. If there are no quotations available for the day of valuations, the last available closing settlement price is used.

1.4 Forward Foreign Currency Contracts

The unrealized gain or loss on open forward foreign currency contracts is calculated as the difference between the contracted rate and the rate to close out the contract. Realized profit or loss includes net gains or losses on forward foreign currency contracts which have been settled or offset by other contracts with the same counterparty.

1.5 Options Purchased and Options Written

When an option is purchased, an amount equal to the premium paid is recorded as an investment and is subsequently adjusted to the current market value of the option purchased. Premiums paid for the purchase of options which expire unexercised are treated on the expiration date as realized losses. If a purchased put option is exercised, the premium is subtracted from the proceeds of the sale of the underlying security or foreign currency in determining whether the relevant Portfolio has realized a gain or loss. If a purchased call option is exercised, the premium increases the cost basis of the security or foreign currency purchased by the relevant Portfolio. When an option is written, an amount equal to the premium received by the relevant Portfolio is recorded as a liability and is subsequently adjusted to the current market value of the option written. Premiums received from written options which expire unexercised are treated by the relevant Portfolio on the expiration date as realized gains. If a written call option is exercised, the premium is added to the proceeds from the sale of the underlying security or foreign currency in determining whether the relevant Portfolio has realized a gain or a loss. If a written put option is exercised, the premium reduces the cost basis of the security or foreign currency purchased by the relevant Portfolio. Listed put or call options by a portfolio are valued at the last sale price. If there has been no sale on that day, such securities are valued at the closing bid prices on that day.

1.6 Investments in other Undertakings for Collective Investments ("UCIs")

Investments in other UCIs are valued at the last available NAV for the UCI in question.

1.7 Swap Agreements

The Portfolios accrue for interim payments on swap contracts on a daily basis, within income and expenses. Swap contracts are marked to market on a daily basis with fluctuations in value recorded in "Unrealized appreciation (depreciation) on swaps" in the Statement of Assets and Liabilities and "Change in unrealized gains and losses on swaps" in the Statement of Operations and Changes in Net Assets. Once a swap contract has matured or is sold, the net amount is recorded as a "Realized gains and (losses) on investments" on the Statement of Operations and Changes in Net Assets. The upfront premiums paid or received are recognized as cost or proceeds on the Statement of Assets and Liabilities and are amortized on a straight line basis over the life of the contract. Accruals of amortized upfront premiums on credit default swaps are included in "Swap income" until the position is sold, thereafter the amortized upfront premiums are included in "Realized gains and (losses) on swaps". On all other swap types the amortized upfront premiums are included within "Realized gains and (losses) on swaps". Fluctuations in the value of swap contracts are recorded as a component of "Changes in unrealized gains and (losses) on swaps" in the Statement of Operations and Changes in Net Assets.

"Upfront premiums paid (received) on swap contracts" disclosed in the Statements of Assets and Liabilities include premiums paid (received) on the OTC credit default swaps and a margin that is yet to be settled on the centrally cleared credit default swaps.

2. Organization Expenses
The organization expenses of all existing Portfolios have been fully amortized in prior years.

3. Allocation Method
Income and expenses (except for class-specific management and distribution fees) for the "fixed income" and "balanced" Portfolios are allocated on a daily basis utilizing a hybrid allocation model. This model allocates based upon each class' proportionate percentage of the combined value of settled shares for those classes which accrue a daily dividend and the value of the shares outstanding for those classes which accrue a monthly dividend or no dividend at all. Income and expenses for the "equity" Portfolios are allocated on a daily basis by each class' value of their proportionate shares outstanding. For all of the Portfolios, realized and unrealized gains and losses are allocated on a daily basis by each class' value of their proportionate shares outstanding. Class-specific management, management company, distribution fees and realized and unrealized gains and losses on forward foreign currency contracts related to the Currency Hedged Share Classes are charged /allocated directly to the respective class.

Due to the distinct institutional nature of all types of Class S shares of the Portfolios, certain fund expenses, where applicable, are allocated to the respective Class S shares based upon minimum shareholder activity and account level requirements.

4. Currency Translation
Values expressed in a currency other than the currency in which a Portfolio is denominated as determined by the Management Regulations are translated at the average of the last available buying and selling price. Transactions in foreign currencies are translated into the currency of each Portfolio at the exchange rate ruling at the date of the transactions.

The Combined Statement of Assets and Liabilities is presented in U.S. Dollars at the exchange rates ruling at the date of the combined Statement of Assets and Liabilities, while the Combined Statement of Operations and Changes in Net Assets is presented in U.S. Dollars at the average exchange rates ruling during the year.

Exchange rates applied in the financial statements are: spot rate 1.1931 and average rate 1.1138 for EUR to USD, spot rate 0.0094 and average rate 0.0093 for JPY to USD.

The "Currency translation adjustment" presented in the Combined Statement of Operations and Changes in Net Assets is the result of the difference in exchange rates used to translate combined net assets at the beginning of the year, the Statement of Assets and Liabilities and the Statement of Operations and Changes in Net Assets.

5. Investment Income and Investment Transactions
Dividend income is recorded on the ex-dividend date. Interest income is accrued daily. Investment gains and losses for the Portfolios are determined on an average cost basis.

The Fund accretes discounts and amortizes premiums as adjustments, if applicable, to interest income. Investment transactions are recorded on trade date plus one day.

6. Estimates
The preparation of the Financial Statements in conformity with accounting principles generally accepted in Luxembourg requires management to make estimates and assumptions that affect the reported amounts of assets and liabilities and disclosure of contingent assets and liabilities at the date of the Financial Statements and the reported amounts of income and expenses during the reporting period. Actual results may differ from those estimates.

7. Swing Pricing Adjustment (The following applies to all Portfolios except Global Equity Blend Portfolio, Global Value Portfolio, Short Duration Bond Portfolio and Global Bond II Portfolio)
The Management Company of the Fund has communicated to all shareholders of the Fund to implement a NAV adjustment Policy, also known as "swing pricing" policy effective from November 2, 2015. Under this policy, a Portfolio's NAV may be adjusted to reflect the impact of estimated transaction costs, deal spreads and charges generated by shareholders' purchase and redemption activity. Swing pricing is automatically applied when daily net subscriptions or redemptions exceeds a threshold specified by the Swing Pricing Committee under the supervision of the Board of Managers. When swing pricing is applied, the NAV of the relevant Portfolio's shares will be adjusted up or down, in an amount generally not to exceed 2% of the relevant NAV, so that the transaction costs incurred due to the purchase and redemption activity are borne by the investors transacting in the Portfolio's shares, rather than the Portfolio itself. This adjustment is intended to minimize dilution of the value of shareholders' investment in shares of a Portfolio brought on by transactions in the Portfolio's shares.

The recent and unprecedented financial market conditions linked to the COVID-19 crisis led to a widening of bid/offer spreads of certain securities and consequently higher transaction costs for the Fund. The Swing Pricing Committee believes that the current swing pricing thresholds of generally up to 2% for the Fund may not adequately reflect the expected costs associated with trade execution prices and therefore may not fully protect the interests of the Fund's Shareholders in the event of redemption and subscription activity. It was resolved by the Board of Managers, in line with "FAQ CSSF on Swing Pricing Mechanism", to allow the Swing Pricing Committee to go beyond the Swing Pricing threshold as it deems appropriate for any relevant Portfolio in order to ensure that the remaining Shareholders of the Fund are not impacted by the current transaction costs linked to the COVID-19 crisis.

The NAV per Share and the total Net Assets as disclosed in the Statistical Information are the published NAV per Share and the total Net Assets, whereas the total Net Assets disclosed in the Statement of Assets and Liabilities and Statement of Operations and Changes in Net Assets is the total NAV excluding any period end swing adjustments.

All Portfolios subject to swing pricing swung their NAVs during the reporting period and as of August 31, 2020, the following Portfolio swung its NAV:

- Japan Strategic Value Portfolio.

NOTE C: Taxes

As a Luxembourg *fonds commun de placement* (FCP), the Fund is not subject, under present tax laws, to income, withholding or capital gains taxes in Luxembourg. The Fund is subject to the Luxembourg *taxe d'abonnement* at the rate of 0.05% per annum calculated and payable quarterly as the aggregate total net assets on the last day of each calendar quarter. The rate is 0.01% for share classes reserved to institutional investors within the meaning of Article 174 of the Law of 2010. Interest, dividends and capital gains on securities may be subject to withholding or capital gains taxes in certain countries.

In connection with an investment by a Portfolio into a separate Portfolio, *taxe d'abonnement* is waived in an amount equal to the Portfolio's pro rata share of the *taxe d'abonnement* accrued within the respective share class of the separate Portfolio.

NOTE D: Distributions

The Management Company does not currently intend to pay dividends with respect to the shares for the Global Equity Blend Portfolio. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective NAV of the Shares.

For Dynamic Diversified Portfolio:

- For class AR shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make annual distributions. Distributions may come from gross income (before reduction for fees and expenses), realized and unrealized gains and capital attributable to the relevant class. Distributions in excess of net income (gross income less fees and expenses) may represent a return of the investor's original investment amount and as such may result in a decrease in the NAV per share for the relevant class.
- For class A, B, C, I, S, S1, SP, S1P, AX, BX, CX and IX shares (and corresponding H shares), the Management Company currently does not intend to pay dividends with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective NAV of the Shares.

For Global Value Portfolio:

- For class A, B, C, I, S, S1, SA GB, SB GB, S1A GB and S1B GB shares (and corresponding H shares), the Management Company currently does not intend to pay distributions with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective NAV of the Shares.
- For class AD, BD and SD shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes, and therefore distributions may come from gross income (before reduction for fees and expenses), realized and unrealized gains and capital attributable to the relevant class. Distributions in excess of net income (gross income less fees and expenses) may represent a return of the investor's original investment amount and as such may result in a decrease in the NAV per share for the relevant class.

For Emerging Markets Growth Portfolio:

- For class A, B, C, I, N, S and S1 shares (and corresponding H Shares), the Management Company currently does not intend to pay dividends with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective NAV of the Shares.
- For class AD and ED shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes, and therefore distributions may come from gross income (before reduction for fees and expenses), realized and unrealized gains and capital attributable to the relevant class. Distributions in excess of net income (gross income less fees and expenses) may represent a return of the investor's original investment amount and as such may result in a decrease in the NAV per share for the relevant class.

For Sustainable US Thematic Portfolio:

- For Class A, AN, B, C, I, IN, S, S1, S1A GB, S1B GB shares (and corresponding H shares), the Management Company currently does not intend to pay dividends with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective NAV of the Shares.
- For Class S1NN shares, the Management Company intends to declare and pay an annual distribution equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributed to such class of Shares.

For Asia Ex-Japan Equity Portfolio:

- For class A, B, C, I, S and S1 shares (and corresponding H shares), the Management Company currently does not intend to pay distributions with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective NAV of the Shares.
- For class AY and class BY shares, the Management Company has discretion to declare and pay distributions based on the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For class AD, BD, ED, ID and SD shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes, and therefore distributions may come from gross income (before reduction for fees and expenses), realized and unrealized gains and capital attributable to the relevant class. Distributions in excess of net income (gross income less fees and expenses) may represent a return of the investor's original investment amount and as such may result in a decrease in the NAV per share for the relevant class.

For Japan Strategic Value Portfolio:

- For class A, B, C, I, S, S1 and 2 shares (and corresponding H shares), the Management Company currently does not intend to pay distributions with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective NAV of the Shares.

- For class AD, BD and SD shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes, and therefore distributions may come from gross income (before reduction for fees and expenses), realized and unrealized gains and capital attributable to the relevant class. Distributions in excess of net income (gross income less fees and expenses) may represent a return of the investor's original investment amount and as such may result in a decrease in the NAV per share for the relevant class.

For China Low Volatility Equity Portfolio:

- For class A, B, C, I, S and S1 shares, the Management Company currently does not intend to pay dividends with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to such Shares will be reflected in the respective NAV of such Shares.
- For class AD and BD shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes, and therefore distributions may come from gross income (before reduction for fees and expenses), realized and unrealized gains and capital attributable to the relevant class. Distributions in excess of net income (gross income less fees and expenses) may represent a return of the investor's original investment amount and as such may result in a decrease in the NAV per share for the relevant class.

For Short Duration Bond Portfolio:

- For class A, AX, B, BX, C, I, S and S1 shares (and corresponding H shares, unless noted otherwise), the Management Company intends to declare daily and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For class AJ, AT, BT, CT, IT and NT shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For class AA, BA and SA shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes. For class AR shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make annual distributions. The distribution rate is to be derived from gross income (before deduction of fees and expenses) and distributions may also include realized and unrealized gains and capital attributable to such classes of Shares. Since fees and expenses do not reduce the distribution rate, the NAV per Share of the relevant classes will be reduced by such fees and expenses.
- For class A2, B2, C2, I2, N2, S 2 and S1 2 shares (and corresponding H shares) and S EUR H, S1 EUR H, S SGD H shares, the Management Company currently does not intend to pay dividends with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective NAV of the Shares.

For Global High Yield Portfolio:

- For class A, B, C, I, JA, J and W shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare daily and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For class AT, BT, CT, IT, NT, S1D, S1D2 and WT shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For class IQD and S1QD shares, the Management Company intends to declare and pay quarterly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to the class of Shares. For class SK shares, the Management Company may declare and pay dividends at its discretion.
- For class AK and CK shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay bi-annually dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to the relevant class of Shares.
- For class AA, BA, EA, IA and SA shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes. For class AR shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make annual distributions. For class SHK and SQ shares, the Management Company intends to declare daily and make monthly distributions. The distribution rate is to be derived from gross income (before deduction of fees and expenses) and distributions may also include realized and unrealized gains and capital attributable to such classes of Shares. Since fees and expenses do not reduce the distribution rate, the NAV per Share of the relevant classes will be reduced by such fees and expenses.
- For class A2, B2, C2, I2, N2, S, S1 and W2 shares (and corresponding H shares), the Management Company currently does not intend to pay dividends with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective NAV of the Shares.

For American Income Portfolio:

- For class A, B, C, I, JA, J and W shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare daily and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For class AT, BT, CT, IT, LT, NT, S1D, S1D2 and WT shares (and corresponding H and DUR PH shares), the Management Company intends to declare and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For class AK and CK shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay bi-annually dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.

- For class AA, BA, EA, IA and SA shares (and corresponding H and DUR PH shares), the Management Company intends to declare and make monthly distributions. For class SHK shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare daily and make monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes. For class AR shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make annual distributions. The distribution rate is to be derived from gross income (before deduction of fees and expenses) and distributions may also include realized and unrealized gains and capital attributable to such classes of Shares. Since fees and expenses do not reduce the distribution rate, the NAV per Share of the relevant classes will be reduced by such fees and expenses.
- For class S1QD shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay quarterly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to the class of Shares.
- For class A2, B2, C2, I2, L2, N2, S, S1 and W2 shares (and corresponding H and DUR PH shares), the Management Company currently does not intend to pay dividends with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective NAV of the Shares.

For European Income Portfolio:

- For class A, B, C and I shares, the Management Company intends to declare daily and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For class AT, BT, CT, IT, NT, S1D and WT shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For class AK and CK shares, the Management Company intends to declare and pay bi-annually dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For class AA, BA, IA, SA and WA shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make monthly distributions. For class SHK shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare daily and make monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes. For class AR shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make annual distributions. The distribution rate is to be derived from gross income (before deduction of fees and expenses) and distributions may also include realized and unrealized gains and capital attributable to such classes of Shares. Since fees and expenses do not reduce the distribution rate, the NAV per Share of the relevant classes will be reduced by such fees and expenses.
- For class A2, B2, C2, I2, S, S1 and W2 shares (and corresponding H shares), the Management Company currently does not intend to pay dividends with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective NAV of the Shares.

For Emerging Markets Debt Portfolio:

- For class A, B, C and I shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare daily and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For class AT, BT, CT, IT and NT shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For class AA, BA, EA and SA shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes. For class AR shares, the Management Company intends to declare and make annual distributions. The distribution rate is to be derived from gross income (before deduction of fees and expenses) and distributions may also include realized and unrealized gains and capital attributable to such classes of Shares. Since fees and expenses do not reduce the distribution rate, the NAV per Share of the relevant classes will be reduced by such fees and expenses.
- For class A2, B2, C2, I2, N2, S, S1 and S1 2 shares (and corresponding H shares), the Management Company currently does not intend to pay dividends with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective NAV of the Shares.
- For class S1QD shares (and corresponding H shares), the Board intends to declare and pay quarterly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to the class of Shares.

For Mortgage Income Portfolio:

- For class A, AX, BX, C, CX, I, IX, S and S1X shares, the Management Company intends to declare daily and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For class AT, ATX, IT, NT and ZT shares, the Management Company intends to declare and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.
- For class AA, BA, EA and SA shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make monthly distributions. The Management Company intends to maintain a stable distribution rate per share for such share classes. For class AR shares (and corresponding H shares), the Management Company intends to declare and make annual distributions. The distribution rate is to be derived from gross income (before deduction of fees and expenses) and distributions may also include realized and unrealized gains and capital attributable to such classes of Shares. Since fees and expenses do not reduce the distribution rate, the NAV per Share of the relevant classes will be reduced by such fees and expenses.

- For class A2, A2X, B2X, C2, C2X, I2, I2X, N2 and S1 shares (and corresponding H shares), the Management Company currently does not intend to pay dividends with respect to the Shares. Therefore, any net income and net realized profits attributable to the Shares will be reflected in the respective NAV of the Shares.

For Global Bond II Portfolio:

- For class S1 shares, the Management Company intends to declare daily and pay monthly dividends equal to all or substantially all of the Portfolio's net income attributable to each class of Shares.

The Management Company also may determine if and to what extent dividends paid include realized capital gains and/or are paid out of capital attributable to the relevant class of Shares. To the extent the net income and net realized profits attributable to these Shares exceed the amount declared payable, the excess return will be reflected in the respective NAV of such Shares. Dividends may be automatically reinvested at the election of the Shareholder.

NOTE E: Management Fee and Other Transactions with Affiliates

The Fund pays the Management Company a management fee. Under the terms of the Investment Management Agreement from the management fee earned, the Management Company pays an investment management fee to AllianceBernstein L.P. (the "Investment Manager").

The Management Company has voluntarily agreed to bear certain expenses to the extent necessary to limit total operating expenses on an annual basis.

These limitations have been set as follows (limitations expressed as a percentage of the average daily net assets):

AB FCP I–	Share Class	%
Dynamic Diversified Portfolio	Class A	1.95%
	Class A EUR H	1.95%
	Class AX	1.90%
	Class B	2.95%
	Class BX	2.90%
	Class C	2.25%
	Class C EUR H	2.25%
	Class CX	2.20%
	Class I	1.25%
	Class I EUR H	1.25%
	Class IX	1.20%
	Class S1 EUR H	0.80%
Global Equity Blend Portfolio	Class A	2.10%
	Class A EUR H	2.10%
	Class B	3.10%
	Class C	2.55%
	Class I	1.30%
	Class S	0.10%
	Class S1	0.80%
Global Value Portfolio	Class S	0.12%
	Class S GBP H	0.12%
	Class S1	0.82%
	Class SD	0.12%
Emerging Markets Growth Portfolio	Class S	0.30%
	Class S1	1.20%
Sustainable US Thematic Portfolio	Class A	1.75%
	Class A AUD H	1.75%
	Class A CAD H	1.75%
	Class A EUR H	1.75%
	Class A GBP H	1.75%
	Class A SGD H	1.75%
	Class AN	1.75%
	Class B	2.75%
	Class B CAD H(a)	2.75%
	Class C	2.20%
	Class C EUR H	2.20%
	Class I	0.95%
	Class I EUR H	0.95%
	Class I GBP	0.95%
	Class IN	0.95%
	Class S	0.15%
	Class S1	0.80%
	Class S1 JPY H	0.80%
Asia Ex-Japan Equity Portfolio	Class A	2.05%
	Class A AUD H	2.05%
	Class A SGD H	2.05%
	Class AD	2.05%
	Class AD AUD H	2.05%
	Class AD CAD H	2.05%
	Class AD EUR H	2.05%
	Class AD GBP H	2.05%
	Class AD NZD H	2.05%
	Class AD RMB H	2.05%
	Class AD SGD H	2.05%
	Class AD ZAR H	2.05%
	Class AY JPY	2.05%
	Class B(b)	3.05%
	Class BD	3.05%
	Class BD AUD H	3.05%
	Class BD CAD H	3.05%
	Class BD GBP H	3.05%
	Class BD NZD H	3.05%
	Class BD ZAR H	3.05%
	Class BY JPY	2.52%
	Class C	2.50%

AB FCP I–	Share Class	%
Asia Ex-Japan Equity Portfolio (continued)	Class C AUD H	2.50%
	Class ED	3.05%
	Class I	1.25%
	Class I AUD H	1.25%
	Class I GBP	1.25%
	Class ID	1.25%
	Class ID AUD H	1.25%
	Class S	0.30%
	Class S1	1.20%
	Class SD	0.30%
Japan Strategic Value Portfolio	Class 2	1.35%
	Class A	2.15%
	Class A AUD H	2.15%
	Class A CZK H	2.15%
	Class A EUR H	2.15%
	Class A NZD H	2.15%
	Class A SGD H	2.15%
	Class A USD H	2.15%
	Class AD	2.15%
	Class AD AUD H	2.15%
	Class AD NZD H	2.15%
	Class AD USD H	2.15%
	Class AD ZAR H	2.15%
	Class B	3.15%
	Class BD	3.15%
	Class BD AUD H	3.15%
	Class BD USD H	3.15%
	Class BD ZAR H	3.15%
	Class C	2.60%
	Class C EUR H	2.60%
	Class I	1.35%
	Class I EUR H	1.35%
	Class I USD H	1.35%
	Class S EUR H	0.15%
	Class S1	0.80%
	Class S1 USD H	0.80%
	Class SD	0.15%
China Low Volatility Equity Portfolio	Class A(c)	1.99%
	Class A PLN H(c)	1.99%
	Class AD(c)	1.99%
	Class AD AUD H(c)	1.99%
	Class AD CAD H(c)	1.99%
	Class AD EUR H(c)	1.99%
	Class AD GBP H(c)	1.99%
	Class AD NZD H(c)	1.99%
	Class AD RMB H(c)	1.99%
	Class AD SGD H(c)	1.99%
	Class AD ZAR H(c)	1.99%
	Class B(d)	2.99%
	Class BD(d)	2.99%
	Class BD AUD H(d)	2.99%
	Class BD EUR H(d)	2.99%
China Low Volatility Equity Portfolio (continued)	Class BD NZD H(d)	2.99%
	Class BD ZAR H(d)	2.99%
	Class C(e)	2.44%
	Class I(f)	1.19%
	Class S(g)	0.16%
	Class S1(h)	0.91%
Short Duration Bond Portfolio	Class A	1.20%
	Class A2	1.20%
	Class A2 EUR H	1.20%
	Class A2 SGD H	1.20%
	Class AA	1.20%
	Class AA AUD H	1.20%
	Class AA CAD H	1.20%
	Class AA GBP H	1.20%
	Class AA NZD H	1.20%
	Class AA SGD H	1.20%
	Class AJ	1.00%
	Class AR EUR H	1.20%
	Class AT	1.20%
	Class AT AUD H	1.20%
	Class AT CAD H	1.20%
	Class AT EUR H	1.20%
	Class AT GBP H	1.20%
	Class AT NZD H	1.20%
	Class AT SGD H	1.20%
	Class AX	1.00%
	Class B	2.20%
	Class B2	2.20%
	Class BA	2.20%
	Class BA AUD H(i)	2.20%
	Class BT	2.20%
	Class BT AUD H	2.20%
	Class BT CAD H	2.20%
	Class BT GBP H	2.20%
	Class BX	1.00%
	Class C	1.60%
	Class C2	1.60%
	Class C2 EUR H	1.60%
	Class I	0.575%
	Class I2	0.575%
	Class I2 AUD H	0.575%
	Class I2 EUR H	0.575%
	Class IT	0.575%
	Class IT AUD H	0.575%
	Class N2	1.70%
	Class NT	1.70%
	Class S	0.10%
	Class S EUR H	0.10%
	Class S SGD H	0.10%
	Class S1 2	0.35%
	Class S1 EUR H	0.35%
	Class SA	0.10%

AB FCP I–	Share Class	%
Global High Yield Portfolio . . .	Class S EUR H	0.10%
	Class S1	1.00%
	Class S1D	1.00%
	Class SA	0.10%
	Class SHK	0.10%
	Class SK	0.75%
	Class SQ	0.70%
American Income Portfolio	Class A	1.50%
	Class A2	1.50%
	Class A2 CHF H	1.50%
	Class A2 DUR PH	1.50%
	Class A2 EUR H	1.50%
	Class A2 PLN H	1.50%
	Class A2 SGD H	1.50%
	Class AA	1.50%
	Class AA AUD H	1.50%
	Class AA CAD H	1.50%
	Class AA DUR PH	1.50%
	Class AA EUR H	1.50%
	Class AA GBP H	1.50%
	Class AA NZD H	1.50%
	Class AA RMB H	1.50%
	Class AA SGD H	1.50%
	Class AA ZAR H	1.50%
	Class AK	1.50%
	Class AK EUR H	1.50%
	Class AR EUR	1.50%
	Class AR EUR H	1.50%
	Class AT	1.50%
	Class AT AUD H	1.50%
	Class AT CAD H	1.50%
	Class AT DUR PH	1.50%
	Class AT EUR H	1.50%
	Class AT GBP H	1.50%
	Class AT NZD H	1.50%
	Class AT RMB H	1.50%
	Class AT SGD H	1.50%
	Class B	2.20%
	Class B2	2.20%
	Class BA	2.20%
	Class BA AUD H	2.20%
	Class BA ZAR H	2.20%
	Class BT	2.20%
	Class BT AUD H	2.20%
	Class BT CAD H	2.20%
	Class BT EUR H	2.20%
	Class BT GBP H	2.20%
	Class BT NZD H	2.20%
	Class C	1.95%
	Class C2	1.95%
	Class C2 DUR PH	1.95%
	Class C2 EUR H	1.95%
	Class CT	1.95%
	Class EA	2.00%
	Class EA AUD H	2.00%

AB FCP I–	Share Class	%
American Income Portfolio (continued)	Class EA ZAR H	2.00%
	Class I	0.95%
	Class I2	0.95%
	Class I2 AUD H	0.95%
	Class I2 CHF H	0.95%
	Class I2 DUR PH	0.95%
	Class I2 EUR H	0.95%
	Class I2 SGD H	0.95%
	Class IA	0.95%
	Class IA AUD H	0.95%
	Class IT	0.95%
	Class IT AUD H	0.95%
	Class IT CAD H	0.95%
	Class IT EUR H	0.95%
	Class IT GBP H	0.95%
	Class IT JPY	0.95%
	Class IT JPY H	0.95%
	Class IT NZD H	0.95%
	Class IT RMB H	0.95%
	Class IT SGD H	0.95%
	Class L2	1.05%
	Class L2 AUD H	1.05%
	Class L2 SGD H	1.05%
	Class LT	1.05%
	Class LT AUD H	1.05%
	Class LT SGD H	1.05%
	Class N2	2.05%
	Class NT	2.05%
	Class S	0.15%
	Class S1	0.65%
	Class S1D	0.65%
	Class S1D2	0.65%
	Class SA	0.15%
	Class SHK	0.15%
	Class W	0.95%
	Class W2	0.95%
	Class W2 CHF H	0.95%
	Class W2 EUR H	0.95%
	Class WT	0.95%
	Class WT AUD H	0.95%
	Class WT EUR H	0.95%
	Class WT GBP H	0.95%
	Class WT SGD H	0.95%
European Income Portfolio	Class A	1.41%
	Class A2	1.41%
	Class A2 CHF H	1.41%
	Class A2 PLN H	1.41%
	Class A2 SGD H	1.41%
	Class A2 USD H	1.41%
	Class AA	1.41%
	Class AA AUD H	1.41%
	Class AA HKD H	1.41%
	Class AA RMB H	1.41%
	Class AA SGD H	1.41%

AB FCP I–	Share Class	%
European Income Portfolio (continued)	Class AA USD H	1.41%
	Class AK	1.41%
	Class AR	1.41%
	Class AT	1.41%
	Class AT AUD H	1.41%
	Class AT SGD H	1.41%
	Class AT USD H	1.41%
	Class B	2.11%
	Class B2	2.11%
	Class BA	2.11%
	Class BA AUD H	2.11%
	Class BA USD H	2.11%
	Class BT	2.11%
	Class BT AUD H	2.11%
	Class BT USD H	2.11%
	Class C	1.86%
	Class C2	1.86%
	Class C2 USD H	1.86%
	Class CK	1.86%
	Class CT USD H	1.86%
	Class I	0.86%
	Class I2	0.86%
	Class I2 AUD H	0.86%
	Class I2 CHF H	0.86%
	Class I2 USD H	0.86%
	Class IA	0.86%
	Class IA HKD H	0.86%
	Class IA SGD H	0.86%
	Class IA USD H	0.86%
	Class IT	0.86%
	Class IT SGD H	0.86%
	Class IT USD H	0.86%
	Class NT USD H	1.96%
	Class S	0.15%
	Class S1	0.65%
	Class S1 USD H	0.65%
	Class S1D	0.65%
	Class SA USD H	0.15%
	Class SHK	0.15%
	Class W2	0.86%
	Class W2 CHF H	0.86%
	Class W2 USD H	0.86%
	Class WA	0.86%
	Class WA HKD H	0.86%
	Class WA USD H	0.86%
	Class WT	0.86%
	Class WT SGD H	0.86%
	Class WT USD H	0.86%
Emerging Markets Debt Portfolio	Class A	1.50%
	Class A2	1.50%
	Class A2 CHF H	1.50%
	Class A2 EUR H	1.50%
	Class A2 PLN H	1.50%
	Class A2 SGD H	1.50%

AB FCP I–	Share Class	%
Emerging Markets Debt Portfolio (continued)	Class AA	1.50%
	Class AA AUD H	1.50%
	Class AA CAD H	1.50%
	Class AA EUR H	1.50%
	Class AA GBP H	1.50%
	Class AA NZD H	1.50%
	Class AA RMB H	1.50%
	Class AA SGD H	1.50%
	Class AA ZAR H	1.50%
	Class AR EUR	1.50%
	Class AT	1.50%
	Class AT AUD H	1.50%
	Class AT CAD H	1.50%
	Class AT EUR H	1.50%
	Class AT GBP H	1.50%
	Class AT NZD H	1.50%
	Class AT RMB H	1.50%
	Class AT SGD H	1.50%
	Class B	2.50%
	Class B2	2.50%
	Class BA	2.50%
	Class BA AUD H	2.50%
	Class BA ZAR H	2.50%
	Class BT	2.50%
	Class BT AUD H	2.50%
	Class BT CAD H	2.50%
	Class BT EUR H	2.50%
	Class BT GBP H	2.50%
	Class BT NZD H	2.50%
	Class C	1.95%
	Class C2	1.95%
	Class C2 EUR H	1.95%
	Class CT	1.95%
	Class EA	2.00%
	Class EA AUD H	2.00%
	Class EA ZAR H	2.00%
	Class I	0.95%
	Class I2	0.95%
	Class I2 CHF H	0.95%
	Class I2 EUR H	0.95%
	Class IT	0.95%
	Class IT AUD H	0.95%
	Class IT EUR H	0.95%
	Class IT SGD H	0.95%
	Class N2	2.05%
	Class NT	2.05%
	Class S	0.15%
	Class S EUR H	0.15%
	Class S GBP H	0.15%
	Class S1 2	0.70%
	Class S1 EUR H	0.70%
	Class S1 GBP H	0.70%
	Class S1QD EUR H	0.70%
	Class SA	0.15%

AB FCP I–	Share Class	%
Mortgage Income Portfolio	Class A	1.50%
	Class A2	1.50%
	Class A2X	1.25%
	Class AA	1.50%
	Class AA AUD H	1.50%
	Class AA RMB H	1.50%
	Class AA SGD H	1.50%
	Class AA ZAR H	1.50%
	Class AR EUR H	1.50%
	Class AT	1.50%
	Class AT AUD H	1.50%
	Class AT GBP H	1.50%
	Class AT SGD H	1.50%
	Class AX	1.25%
	Class B2X	1.70%
	Class BA	2.50%
	Class BA AUD H	2.50%
	Class BA ZAR H	2.50%
	Class BX	1.70%
	Class C	1.95%
	Class C2	1.95%
	Class C2X	1.70%
	Class CX	1.70%
	Class I	0.95%
	Class I2	0.95%
	Class I2 EUR H	0.95%
	Class I2X	0.70%
	Class IT EUR H	0.95%
	Class IX	0.70%
	Class N2	2.05%
	Class NT	2.05%
	Class S	0.15%
	Class S1	0.65%
	Class S1 EUR H	0.65%
	Class S1 JPY	0.65%
	Class S1X	0.55%
	Class SA	0.15%

(a) Share class liquidated on April 17, 2020.
(b) Share class liquidated on July 28, 2020.
(c) Changed during the year from 2.95% to 1.99%, effective after May 29, 2020.
(d) Changed during the year from 3.95% to 2.99%, effective after May 29, 2020.
(e) Changed during the year from 3.40% to 2.44%, effective after May 29, 2020.
(f) Changed during the year from 2.15% to 1.19%, effective after May 29, 2020.
(g) Changed during the year from 0.50% to 0.16%, effective after May 29, 2020.
(h) Changed during the year from 1.50% to 0.91%, effective after May 29, 2020.
(i) Share class liquidated on September 20, 2019.

The following table shows expenses borne by the Management Company during the year ended August 31, 2020 and reimbursement receivable at August 31, 2020:

AB FCP I–		Expenses borne	Reimbursement receivable
Dynamic Diversified Portfolio. . . .	$	222,867	–
Global Equity Blend Portfolio	$	53,290	23,757
Sustainable US Thematic Portfolio	$	19,182	3,652
Asia Ex-Japan Equity Portfolio . . .	$	3,032	2,822
Japan Strategic Value Portfolio . . .	¥	508,196	–
China Low Volatility Equity Portfolio	$	27,586	6,012
Short Duration Bond Portfolio. . . .	$	152,112	100,823
American Income Portfolio	$	237	36
Emerging Markets Debt Portfolio .	$	–	3,407
Mortgage Income Portfolio	$	2,461	21,119

Expenses borne by the Management Company are included in the Statement of Operations and Changes in Net Assets under "Expense reimbursed or waived". Reimbursement receivable is included in the Statement of Assets and Liabilities under "Other receivables" or in "Accrued expenses and other liabilities".

The Fund also pays the Management Company a management company fee.

Specific share classes of each Portfolio pay the Distributor, a distribution fee, which is a compensation for providing distribution-related services to the Fund with respect to such shares.

All of the aforementioned fees are accrued at an annual rate on the average daily net assets of each Portfolio and paid monthly.

A list of each Portfolio's annual rate for their applicable fees can be found in Table 1 (Pages 206 to 217).

Also, all types of Class B shares are subject to a contingent deferred sales charge at rates of between 0.00% and 4.50%, all types of Class C shares are subject to a contingent deferred sales charge at rates between 0.00% and 1.00%. Class E and Class J shares are subject to a contingent deferred sales charge at rates between 0.00% and 3.00%. The actual rate will depend on the Portfolio and the period of time the shares are held.

The Fund compensates its registrar and transfer agent, AllianceBernstein Investor Services, a unit of the Management Company, for providing personnel and facilities to perform registrar and transfer agency services for the Fund. Such compensation amounted to $23,576,713 for the year ended August 31, 2020.

The Fund compensates the Investment Manager for certain services provided to the Fund in connection with the registration of the Fund for sale in certain jurisdictions outside of Luxembourg, subject to certain conditions. Such compensation amounted to $998,950 for the year ended August 31, 2020 and is included in "Professional fees" in the Statement of Operations and Changes in Net Assets.

The Fund compensates its legal adviser, Elvinger Hoss Prussen, *société anonyme* (of which Mr. Yves Prussen, a manager of the Management Company, is a partner) for legal services rendered to the Fund. Payments of €42,509 were made for the year ended August 31, 2020 and are included in "Professional fees" in the Statement of Operations and Changes in Net Assets.

The Investment Manager has not entered into transactions in relation to a placing and/or a new issue in which a connected person had a material interest as a member of the underwriting syndicate.

All transactions executed on behalf of the Fund were entered into in the ordinary course of business and/or normal commercial terms. The total aggregate value of the transactions of the Fund effected through the affiliated firms, Sanford C. Bernstein & Co., LLC and Sanford C. Bernstein Ltd. were $4,013. Such transactions represent less than 0.01% of total transactions. There was no commission paid for the year ended August 31, 2020 on securities transactions utilizing the services of the affiliated firms, Sanford C. Bernstein & Co., LLC and Sanford C. Bernstein Ltd. Several of the Management Company's managers are employees and/or officers of the Investment Manager and/or its affiliates.

Dynamic Diversified Portfolio invests in AB SICAV I – Low Volatility Equity Portfolio which is managed by the Management Company. China Low Volatility Equity Portfolio invests in AB SICAV I – China A Shares Equity Portfolio which is managed by the Management Company. Global High Yield Portfolio invests in AB SICAV I – Emerging Market Corporate Debt Portfolio, AB SICAV I – Euro High Yield Portfolio, AB SICAV I – Asia Income Opportunities Portfolio, AB SICAV I – Emerging Market Local Currency Debt Portfolio, AB SICAV I – US High Yield Portfolio and AB SICAV I – Financial Credit Portfolio, which are managed by the Management Company. American Income Portfolio invests in AB SICAV I – US High Yield Portfolio and AB SICAV I – Asia Income Opportunities Portfolio which are managed by the Management Company. Emerging Markets Debt Portfolio invests in AB SICAV I – Emerging Market Corporate Debt Portfolio which is managed by the Management Company.

The Fund may purchase securities from, or sell securities to, an affiliated fund provided the affiliation is due solely to having a common investment advisor, common officers, or common directors. For the year ended, there were no purchase and sale transactions with an affiliated fund.

NOTE F: Soft Commission Arrangements and Transaction Costs

During the period ended August 31, 2020, where permitted under applicable law, the Investment Manager and any Affiliated Sub-Investment Manager, if applicable, received and entered into soft-dollar commissions/ arrangements with brokers relating to Portfolios of the Fund that invest in equity securities, in respect of which certain goods and services used to support the investment decision making process were received. The soft commission arrangements were entered into on the basis that the execution of transactions on behalf of the Fund will be consistent with best execution standard and the Investment Manager considers many factors regarding best execution standards when entering into soft commission arrangements such as the size and nature of brokerage fees.

Additionally, due to the nature of the investment strategy of certain Portfolios, including where the Investment Manager delegates investment management services to AllianceBernstein Limited, all costs associated with soft commission arrangements may be "unbundled" and borne by the Investment Manager or its sub-delegates, if required by applicable law.

The goods and services received include specialist industry, company and consumer research, portfolio and market analysis and computer software used for the delivery of such services.

The nature of the goods and services received is such that the benefits provided under the arrangement must be those which assist in the provision of investment services to the Fund and may contribute to an improvement in the Fund's performance.

For the avoidance of doubt, such goods and services do not include travel, accommodations, entertainment, general administrative goods or services, general office equipment or premises, membership fees, employees' salaries or direct money payments.

Transaction costs are costs incurred in the acquisition, issue or disposal of transferable securities, money market instruments, derivatives or other eligible assets. They can include bid-ask spread, fees and commissions paid to agents, advisers, brokers and dealers, transaction related taxes and other market charges. They do not include debt premiums or discounts, financing costs or internal administrative or holding costs. Transaction costs are included within the cost of investments in the Portfolio of Investments as well as in the "Realized gains and (losses) on investments" and "Changes in unrealized appreciation and (depreciation) on investments" in the Statement of Operations and Changes in Net Assets. Transaction costs are excluded from the Total Expense Ratio and/or expense reimbursement calculation.

For the year ended August 31, 2020, the amount of transaction costs incurred by each Portfolio is detailed in the following table:

AB FCP I–		Transaction costs
Dynamic Diversified Portfolio	$	34,525
Global Equity Blend Portfolio	$	57,314
Global Value Portfolio	$	210,131
Emerging Markets Growth Portfolio	$	3,189,075
Sustainable US Thematic Portfolio	$	44,465
Asia Ex-Japan Equity Portfolio	$	678,859
Japan Strategic Value Portfolio	¥	7,448,345
China Low Volatility Equity Portfolio	$	294,953
Short Duration Bond Portfolio	$	27,400
Global High Yield Portfolio	$	3,042,435
American Income Portfolio	$	724,422
European Income Portfolio	€	41,573
Emerging Markets Debt Portfolio	$	423,069
Mortgage Income Portfolio	$	0
Global Bond II Portfolio	$	2,467

NOTE G: Forward Foreign Currency Contracts

A forward foreign currency contract is a commitment to purchase or sell a foreign currency at a future date at a negotiated forward rate. The gain or loss arising from the difference between the original contract and the closing of such contract is included in "Realized gains and (losses) on investments, forward foreign currency contracts, swaps, financial futures contracts, options and currency" in the Statement of Operations and Changes in Net Assets.

Fluctuations in the value of open forward foreign currency contracts are reflected for financial reporting purposes as a component of "Unrealized appreciation/(depreciation) on forward foreign currency contracts" in the Statement of Assets and Liabilities.

One or more of a Portfolio's share classes offered in a particular currency (each, an "Offered Currency") may be hedged to such Offered Currency. Any such share class will constitute a "Currency Hedged Share Class". Currency Hedged Share Classes aim to provide investors a return more closely correlated to the Portfolio's base currency return by reducing the effect of exchange rate fluctuations between the Portfolio's base currency and the relevant Offered Currency, taking into account practical considerations such as transaction costs.

The hedging strategy employed is designed to reduce, but may not eliminate, currency exposure between the Portfolio's base currency and the relevant Offered Currency.

Risks may arise from the potential inability of a counterparty to meet the terms of a contract and from unanticipated movements in the value of a foreign currency relative to the hedged currency.

Given that there is no segregation of liabilities between the various share classes within a Portfolio, there is a remote risk that, under certain circumstances, currency hedging transactions in relation to a Currency Hedged Share Class could result in liabilities which might affect the NAV of the other share classes of the same Portfolio, in which case assets of the other share classes of the Portfolio may be used to cover the liabilities incurred by such Currency Hedged Share Class.

The securities in the Fund are used as collateral for forward foreign currency contracts.

NOTE H: Repurchase Agreements

Repurchase agreements are collateralized by obligations of the United States, its agencies or instrumentalities thereof. The securities underlying the repurchase agreement will be held by the Depositary at all times in an amount at least equal to the repurchase price, including accrued interest.

At August 31, 2020, there were no repurchase agreements.

There was no interest income arising from repurchase agreements during the year ended August 31, 2020.

NOTE I: Reverse Repurchase Agreements

Reverse repurchase agreements are identical to repurchase agreements except that rather than buying securities for cash subject to their repurchase by the seller, a Fund sells portfolio assets concurrently with an agreement by the Fund to repurchase the same assets at a later date at a fixed price slightly higher than the sale price. During the reverse repurchase agreement period, the Fund continues to receive principal and interest payments on these securities. Generally, the effect of a reverse repurchase agreement is that the Fund can recover all or most of the cash invested in the portfolio securities involved during the term of the reverse repurchase agreement, while it will be able to keep the interest income associated with those portfolio securities.

Such transactions are advantageous only if the "interest cost" to the Fund of the reverse repurchase transaction, i.e., the difference between the sale and repurchase price for the securities, is less than the cost of otherwise obtaining the cash invested in portfolio securities.

At August 31, 2020, there were no reverse repurchase agreements.

There was no interest income arising from reverse repurchase agreements during the year ended.

NOTE J: Financial Futures Contracts

The Fund may buy or sell financial futures contracts. The Fund bears the market risk that arises from changes in the value of these financial instruments. The Fund's activities in financial futures contracts are conducted through regulated exchanges, which do not result in counterparty credit risk.

At the time the Fund enters into a financial futures contract the Fund deposits and maintains with the broker as collateral an initial margin as required by the exchange on which the transaction is effected.

Pursuant to the contract, the Fund agrees to receive from or pay to the broker an amount of cash equal to the daily fluctuation in the value of the contract. Such receipts or payments are known as the variation margin and are recorded by the Fund as unrealized gains or losses. When the contract is closed, the Fund records a realized gain or (loss) equal to the difference between the value of the contract at the time it was opened and the time it was closed.

NOTE K: Swap Transactions

A swap is an agreement that obliges two parties to exchange a series of cash flows at specified intervals based upon or calculated by reference to changes in specified prices or rates for a specified amount of an underlying asset or otherwise determined notional amount. Realized gains and (losses) and changes in unrealized gains and (losses) on swaps are included in the Statement of Operations and Changes in Net Assets respectively under "Realized gains and (losses) on investments, forward foreign currency contracts, swaps, financial futures contracts, options and currency" and as a component of "Change in unrealized gains and (losses) on swaps".

Centrally Cleared Credit Default Swaps
The buyer in a centrally cleared credit default swap agreement is obliged to pay the seller a periodic stream of payments over the term of the contract in return for a contingent payment upon the occurrence of a credit event with respect to an underlying reference obligation.

Centrally Cleared Interest Rate Swaps
A centrally cleared interest rate swap is a bilateral agreement in which each of the parties agree to exchange a series of fixed or floating interest rate payments based on a notional amount that serves as a computation basis.

Total Return Swaps
A total return swap is a bilateral agreement in which each of the parties agree to exchange the total performance of an underlying asset for a series of interest payments based on a notional amount that serves as a computation basis.

Credit Default Swaps
The buyer in a credit default swap agreement is obliged to pay the seller a periodic stream of payments over the term of the contract in return for a contingent payment upon the occurrence of a credit event with respect to an underlying reference obligation.

Interest Rate Swaps
An interest rate swap is a bilateral agreement in which each of the parties agree to exchange a series of fixed or floating interest rate payments based on a notional amount that serves as a computation basis.

Inflation Swaps
An inflation swap is a bilateral agreement in which each of the parties agree to exchange fixed rate payments for floating, inflation index linked payments based on a notional amount that serves as a computation basis.

NOTE L: Option Transactions
The Fund may purchase and write (sell) put and call options on securities. The risk associated with purchasing an option is that the Fund pays a premium whether or not the option is exercised. Additionally, the Fund bears the risk of loss of the premium and a change in market value should the counterparty not perform under the contract. Put and call options purchased are accounted for in the same manner as Portfolio securities. The cost of securities acquired through the exercise of call options is increased by the premiums paid. The proceeds from securities sold through the exercise of put options are decreased by the premiums paid.

When the Fund writes an option, the premium received by the Fund is recorded as a liability and is subsequently adjusted to the current market value of the option written.

Premiums received from written options which expire unexercised are recorded by the Fund on the expiration date as realized gains from options written. The difference between the premium received and the amount paid on effecting a closing purchase transaction, including brokerage commissions, is also treated as a realized gain, or if the premium received is less than the amount paid for the closing purchase transaction, as a realized loss.

If a call option is exercised, the premium received is added to the proceeds from the sale of the underlying security or currency in determining whether the Fund has realized a gain or loss. If a put option is exercised, the premium received reduces the cost basis of the security or currency purchased by the Fund. In writing an option, the Fund bears the market risk of an unfavorable change in the price of the security or currency underlying the written option. Exercise of an option written by the Fund could result in the Fund selling or buying a security or currency at a price different from the current market value.

The Fund may also invest in options on swap agreements, also called swaptions. A swaption is an option that gives the buyer the right, but not the obligation, to enter into a swap on a future date in exchange for paying a market-based premium. A receiver swaption gives the owner the right to receive the total return of a specified asset, reference rate, or index. A payer swaption gives the owner the right to pay the total return of a specified asset, reference rate, or index. Swaptions also include options that allow an existing swap to be terminated or extended by one of the counterparties.

NOTE M: Collateral
The following table lists the cash collateral held by/owed to broker for certain financial derivative instruments as of August 31, 2020:

AB FCP I–		Cash Held By Broker	Cash Owed To Broker
Dynamic Diversified Portfolio			
Credit Suisse	$	50,131	51,476
Morgan Stanley	$	603,821	321,309
Global Equity Blend Portfolio			
Citibank	$	15,190	–
Morgan Stanley	$	–	1,176
Short Duration Bond Portfolio			
Citibank	$	1,039,152	–
Morgan Stanley	$	3,340,430	773,755
Global High Yield Portfolio			
Barclays	$	110,000	–
BNP Paribas	$	–	5,213,000
Citibank	$	37,252,029	8,667,760
Credit Suisse	$	37,500,000	–
Goldman Sachs	$	55,090,000	36,020,000
JPMorgan Chase	$	64,440,000	1,550,000
Morgan Stanley	$	4,788,266	274,362,646
RBS-Natwest Markets	$	–	5,014,000
Standard Chartered Bank	$	–	790,000
American Income Portfolio			
Barclays	$	40,000	–
Citibank	$	42,540,000	120,487,371

AB FCP I–	Cash Held By Broker	Cash Owed To Broker
Goldman Sachs	$ 2,570,000	–
JPMorgan Chase	$ 144,280,000	2,440,000
Morgan Stanley	$ 37,900,542	779,682
European Income Portfolio		
Goldman Sachs	€ 434,464	2,976,718
Merrill Lynch	€ –	1,632,300
Emerging Markets Debt Portfolio		
Bank of America	$ 280,000	–
Morgan Stanley	$ 4,571,410	–
Mortgage Income Portfolio		
Citibank	$ 4,781,373	–
Credit Suisse	$ 2,071,400	–
Goldman Sachs	$ 3,315,000	–
JPMorgan Chase	$ 6,323,000	–
Morgan Stanley	$ 8,930,220	–
Global Bond II Portfolio		
Citibank	$ 212,586	27,909
Morgan Stanley	$ 264,534	57,451

Cash collateral held by/owed to broker in relation to derivatives is recorded as part of "Cash at depositary and broker" and "Due to depositary and broker" in the Statement of Assets and Liabilities.

In relation to derivatives held by the Portfolios as at August 31, 2020 the following table lists collateral consisting of securities:

AB FCP I–	Market Value of Collateral Delivered to Broker	Market Value of Collateral Received from Broker
Short Duration Bond Portfolio		
Bank of America		
U.S. Treasury Notes, 2.38%, 02/29/2024	$ –	261,290
Morgan Stanley		
U.S. Treasury Bonds, 8.00%, 11/15/2021	$ 256,150	–
Standard Chartered Bank		
U.S. Treasury Bonds, 8.00%, 11/15/2021	$ 266,490	–
UBS AG		
U.S. Treasury Bonds, 8.00%, 11/15/2021	$ 418,602	–
Global High Yield Portfolio		
Bank of America		
U.S. Treasury Notes, 1.38%, 06/30/2023	$ –	255,361
U.S. Treasury Notes, 1.38%, 08/31/2023	$ –	91,218
U.S. Treasury Notes, 1.75%, 06/30/2024	$ –	631,201
U.S. Treasury Notes, 2.00%, 08/31/2021	$ –	353,452
Barclays		
U.S. Treasury Bonds, 6.13%, 11/15/2027	$ 4,681,869	–
U.S. Treasury Bonds, 7.63%, 02/15/2025	$ 1,122,006	–
Citibank		
U.S. Treasury Bonds, 6.13%, 11/15/2027	$ 38,147,703	–
U.S. Treasury Bonds, 7.63%, 02/15/2025	$ 400,318	–
U.S. Treasury Bonds, 0.38%, 04/30/2025	$ 590,695	–
Credit Suisse		
U.S. Treasury Bonds, 6.00%, 02/15/2026	$ 113,921,918	–
U.S. Treasury Bonds, 7.63%, 02/15/2025	$ 6,645,123	–
Deutsche Bank		
U.S. Treasury Bonds, 6.13%, 11/15/2027	$ 1,440,683	–
U.S. Treasury Bonds, 6.63%, 02/15/2027	$ 8,723,354	–
Goldman Sachs		
U.S. Treasury Bonds, 6.13%, 11/15/2027	$ 64,867,286	–
U.S. Treasury Bonds, 6.25%, 05/15/2030	$ 127,266,781	–
U.S. Treasury Bonds, 6.63%, 02/15/2027	$ 17,878,320	–
U.S. Treasury Bonds, 7.63%, 02/15/2025	$ 2,594,306	–
U.S. Treasury Notes, 0.38%, 04/30/2025	$ 3,433,234	–
Morgan Stanley		
U.S. Treasury Bonds, 6.00%, 02/15/2026	$ 279,385,863	–
U.S. Treasury Bonds, 6.13%, 11/15/2027	$ 76,548,358	–
U.S. Treasury Bonds, 6.75%, 08/15/2026	$ 292,704,329	–
U.S. Treasury Bonds, 7.50%, 11/15/2024	$ 76,269,375	–
U.S. Treasury Bonds, 7.63%, 02/15/2025	$ 53,864,491	–
American Income Portfolio		
Barclays		
U.S. Treasury Bonds, 6.13%, 11/15/2027	$ 10,525,697	–
Citigroup		
U.S. Treasury Bonds, 6.13%, 11/15/2027	$ 497,607,467	–

AB FCP I–	Market Value of Collateral Delivered to Broker	Market Value of Collateral Received from Broker
U.S. Treasury Bonds, 6.50%, 11/15/2026	$ 268,348,093	–
Credit Suisse		
U.S. Treasury Bonds, 6.13%, 11/15/2027	$ 7,815,908	–
U.S. Treasury Bonds, 6.25%, 05/15/2030	$ 59,344,057	–
Deutsche Bank		
U.S. Treasury Bonds, 6.25%, 05/15/2030	$ 11,369,981	–
Goldman Sachs		
U.S. Treasury Bonds, 6.13%, 11/15/2027	$ 177,932,879	–
U.S. Treasury Bonds, 6.50%, 11/15/2026	$ 2,005,763	–
Morgan Stanley		
U.S. Treasury Bonds, 6.13%, 11/15/2027	$ 40,614,343	–
Global Bond II Portfolio		
Bank of America		
U.S. Treasury Notes, 2.38%, 02/29/2024	$ –	6,774
Morgan Stanley		
U.S. Treasury Bonds, 8.00%, 11/15/2021	$ 6,641	–
Standard Chartered Bank		
U.S. Treasury Bonds, 8.00%, 11/15/2021	$ 6,909	–
UBS AG		
U.S. Treasury Bonds, 8.00%, 11/15/2021	$ 10,852	–

NOTE N: Loans of Portfolio Securities

A Portfolio may make secured loans of its securities. The risk in lending securities, as with other extensions of credit, consists of possible loss of rights in the collateral should the borrower fail financially. In addition, a Portfolio will be exposed to the risk that the sale of any collateral realized upon the borrower's default will not yield proceeds sufficient to replace the loaned securities.

In determining whether to lend securities to a particular borrower, the Investment Manager will consider all relevant facts and circumstances, including the creditworthiness of the borrower.

While securities are on loan, the borrower may pay a Portfolio concerned any income from the securities. A Portfolio may invest any cash collateral in money market instruments, thereby earning additional income, or receive an agreed upon amount of income from a borrower who has delivered equivalent collateral.

A Portfolio may have the right to regain record ownership of loaned securities or equivalent securities in order to exercise ownership rights such as voting rights, subscription rights and rights to dividends, interest or distributions. The Portfolio may pay reasonable finders', administrative and other fees in connection with a loan.

For making secured loans of its securities, a Portfolio receives gross fee income, of which 20% is paid to the securities lending agent for providing securities lending services.

For the year ended August 31, 2020, the Portfolios earned a net fee income, which is presented in Statement of Operations and Changes in Net Assets under "Securities lending income, net".

For the year ended August 31, 2020, Brown Brothers Harriman & Co. (acting as securities lending agent) earned a fee of $102,323 for providing securities lending services. This is included in the Statement of Operations and Changes in Net Assets under "Securities lending income, net". The value of loaned securities and related collateral outstanding as of August 31, 2020, are as below. The collateral relates to securities held on the Portfolios.

AB FCP I–	Value	Collateral Market Value
Global Equity Blend Portfolio		
JPMorgan	$ 795,949	835,747
Global Value Portfolio		
JPMorgan	$ 5,628,694	5,910,131
Emerging Markets Growth Portfolio		
Merrill Lynch	$ 3,807,510	3,997,886
JPMorgan	$ 279,319	293,286
Asia Ex-Japan Equity Portfolio		
Citigroup Global Markets Limited	$ 934,157	1,016,294
Merrill Lynch	$ 183,889	193,084
Japan Strategic Value Portfolio		
Merrill Lynch	¥ 174,071,533	182,775,122
China Low Volatility Equity Portfolio		
Citigroup Global Markets Limited	$ 353,372	384,443

NOTE O: Bank Facility

The Fund has access to an overdraft facility (the "Facility"), established with the Depositary, intended to provide for short-term/temporary financing if necessary, subject to certain restrictions, in connection with abnormal redemption activity.

Each Portfolio of the Fund is limited to borrowing 10% of its respective net assets. Borrowings pursuant to the Facility are subject to interest at a mutually agreed upon rate and security by the underlying assets of each Portfolio.

NOTE P: Co-Management of Assets

For the purpose of effective management, where the investment policies of a Portfolio so permit, the Management Company may choose to co-manage assets of certain Portfolios within or outside the Fund. In such cases, assets of different Portfolios will be managed in common. The assets which are co-managed shall be referred to as a "pool". These pooling arrangements are an administrative device designed to reduce operational and other expenses and do not change the legal rights and obligations of Shareholders. The pools do not constitute separate entities and are not directly accessible to investors. Each of the co-managed Portfolios shall remain entitled to its specific assets.

Where assets of several Portfolios are pooled for the purposes of collective management, a record is maintained of the proportion of the Asset Pool which is attributable to each respective participating Portfolio, with a reference to the Portfolio's original participation in this Pool and will change in the event of additional allocation or withdrawals. The entitlements of each participating Portfolio to the co-managed assets apply to each and every line of investments of such pool.

Additional investments made on behalf of the co-managed Portfolios shall be allotted to such Portfolios in accordance with their respective entitlement, whereas assets sold shall be levied similarly on the assets attributable to each participating Portfolio.

As of August 31, 2020, the Fund co-manages the assets of certain Portfolios within the Fund utilizing the following Pools:

Asset Pool	Participating Portfolios
ACM Global Investments-Global Bond Pool	Short Duration Bond Portfolio
	Global Bond II Portfolio
ACMBernstein-Global Growth Pool	Global Equity Blend Portfolio
ACM Global Investments-Global Value Pool	Global Equity Blend Portfolio
	Global Value Portfolio

TABLE 1
FEE SCHEDULE

AB FCP I

	Management Fee	Management Company Fee	Distribution Fee	Total Expense Ratio*
Dynamic Diversified Portfolio				
Class				
A	1.70%	0.10%	N/A	1.95%
A EUR H	1.70%	0.10%	N/A	1.95%
AX	1.40%	0.10%	N/A	1.90%
B	1.70%	0.10%	1.00%	2.95%
BX	1.40%	0.10%	1.00%	2.90%
C	1.90%	0.10%	N/A	2.25%
C EUR H	1.90%	0.10%	N/A	2.25%
CX	1.70%	0.10%	N/A	2.20%
I	0.90%	0.10%	N/A	1.25%
I EUR H	0.90%	0.10%	N/A	1.25%
IX	0.70%	0.10%	N/A	1.20%
S1 EUR H	0.70%	0.01%(8)	N/A	0.80%
Global Equity Blend Portfolio				
Class				
A	1.60%	0.10%	N/A	2.10%
A EUR H	1.60%	0.10%	N/A	2.10%
B	1.60%	0.10%	1.00%	3.10%
C	2.05%	0.10%	N/A	2.55%
I	0.80%	0.10%	N/A	1.30%
S	N/A	0.01%(8)	N/A	0.10%
S1	0.70%	0.01%(8)	N/A	0.80%
Global Value Portfolio				
Class				
A	1.50%	0.10%	N/A	1.85%
A SGD H	1.50%	0.10%	N/A	1.85%
AD	1.50%	0.10%	N/A	1.84%
AD AUD H	1.50%	0.10%	N/A	1.85%
AD CAD H	1.50%	0.10%	N/A	1.85%
AD EUR H	1.50%	0.10%	N/A	1.84%
AD GBP H	1.50%	0.10%	N/A	1.85%
AD SGD H	1.50%	0.10%	N/A	1.84%
AD ZAR H	1.50%	0.10%	N/A	1.85%
B	1.50%	0.10%	1.00%	2.85%
BD	1.50%	0.10%	1.00%	2.84%
BD AUD H	1.50%	0.10%	1.00%	2.84%
BD EUR H	1.50%	0.10%	1.00%	2.84%
BD ZAR H	1.50%	0.10%	1.00%	2.84%
C	1.95%	0.10%	N/A	2.30%
I	0.70%	0.10%	N/A	1.04%
S	N/A	0.01%(8)	N/A	0.11%
S GBP H	N/A	0.01%(8)	N/A	0.11%
S1	0.70%	0.01%(8)	N/A	0.81%
SD	N/A	0.01%(8)	N/A	0.11%

	Management Fee	Management Company Fee	Distribution Fee	Total Expense Ratio*
Emerging Markets Growth Portfolio				
Class				
A	1.70%	0.10%	N/A	2.01%
A AUD H	1.70%	0.10%	N/A	2.01%
A PLN H	1.70%	0.10%	N/A	2.02%
A SGD H	1.70%	0.10%	N/A	2.01%
AD	1.70%	0.10%	N/A	1.98%
B	1.70%	0.10%	1.00%	3.01%
C	2.15%	0.10%	N/A	2.46%
C AUD H	2.15%	0.10%	N/A	2.45%
ED	1.70%	0.10%	1.00%	3.01%
I	0.90%	0.10%	N/A	1.21%
I AUD H	0.90%	0.10%	N/A	1.20%
I CHF H(a)	0.90%	0.10%	N/A	1.22%
N	2.15%	0.10%	N/A	2.45%
S	N/A	0.01%(8)	N/A	0.08%
S1	0.90%	0.01%(8)	N/A	1.00%
Sustainable US Thematic Portfolio				
Class				
A	1.50%	0.05%	N/A	1.75%
A AUD H	1.50%	0.05%	N/A	1.75%
A CAD H	1.50%	0.05%	N/A	1.75%
A EUR H	1.50%	0.05%	N/A	1.75%
A GBP H	1.50%	0.05%	N/A	1.69%
A SGD H	1.50%	0.05%	N/A	1.75%
AN	1.50%	0.05%	N/A	1.75%
B	1.50%	0.05%	1.00%	2.75%
B CAD H(b)	1.50%	0.05%	1.00%	2.75%
C	1.95%	0.05%	N/A	2.20%
C EUR H	1.95%	0.05%	N/A	2.20%
I	0.70%	0.05%	N/A	0.95%
I EUR H	0.70%	0.05%	N/A	0.95%
I GBP	0.70%	0.05%	N/A	0.95%
IN	0.70%	0.05%	N/A	0.95%
S	N/A	0.01%(8)	N/A	0.09%
S1	0.65%	0.01%(8)	N/A	0.75%
S1 JPY H	0.65%	0.01%(8)	N/A	0.75%
Asia Ex-Japan Equity Portfolio				
Class				
A	1.70%	0.05%	N/A	2.05%
A AUD H	1.70%	0.05%	N/A	2.05%
A SGD H	1.70%	0.05%	N/A	2.05%
AD	1.70%	0.05%	N/A	2.04%
AD AUD H	1.70%	0.05%	N/A	2.05%
AD CAD H	1.70%	0.05%	N/A	2.05%
AD EUR H	1.70%	0.05%	N/A	2.04%
AD GBP H	1.70%	0.05%	N/A	2.05%
AD NZD H	1.70%	0.05%	N/A	2.05%
AD RMB H	1.70%	0.05%	N/A	2.04%
AD SGD H	1.70%	0.05%	N/A	2.04%
AD ZAR H	1.70%	0.05%	N/A	2.04%
AY JPY	1.70%	0.05%	N/A	2.05%
B(c)	1.70%	0.05%	1.00%	3.01%
BD	1.70%	0.05%	1.00%	3.04%

TABLE 1
FEE SCHEDULE (continued)

AB FCP I

	Management Fee	Management Company Fee	Distribution Fee	Total Expense Ratio*
Asia Ex-Japan Equity Portfolio (continued)				
Class				
BD AUD H	1.70%	0.05%	1.00%	3.05%
BD CAD H	1.70%	0.05%	1.00%	3.05%
BD GBP H	1.70%	0.05%	1.00%	2.96%
BD NZD H	1.70%	0.05%	1.00%	3.04%
BD ZAR H	1.70%	0.05%	1.00%	3.04%
BY JPY	1.45%	0.05%	0.72%	2.52%
C	2.15%	0.05%	N/A	2.50%
C AUD H	2.15%	0.05%	N/A	2.49%
ED	1.70%	0.05%	1.00%	3.05%
I	0.90%	0.05%	N/A	1.25%
I AUD H	0.90%	0.05%	N/A	1.24%
I GBP	0.90%	0.05%	N/A	1.22%
ID	0.90%	0.05%	N/A	1.24%
ID AUD H	0.90%	0.05%	N/A	1.24%
S	N/A	0.01%(8)	N/A	0.15%
S1	0.90%	0.01%(8)	N/A	1.04%
SD	N/A	0.01%(8)	N/A	0.15%
Japan Strategic Value Portfolio				
Class				
2	1.20%	0.05%	N/A	1.35%
A	1.50%	0.05%	N/A	2.09%
A AUD H	1.50%	0.05%	N/A	2.08%
A CZK H	1.50%	0.05%	N/A	2.12%
A EUR H	1.50%	0.05%	N/A	2.08%
A NZD H	1.50%	0.05%	N/A	2.10%
A SGD H	1.50%	0.05%	N/A	2.10%
A USD H	1.50%	0.05%	N/A	2.10%
AD	1.50%	0.05%	N/A	2.10%
AD AUD H	1.50%	0.05%	N/A	2.10%
AD NZD H	1.50%	0.05%	N/A	2.10%
AD USD H	1.50%	0.05%	N/A	2.10%
AD ZAR H	1.50%	0.05%	N/A	2.10%
B	1.50%	0.05%	1.00%	3.09%
BD	1.50%	0.05%	1.00%	3.09%
BD AUD H	1.50%	0.05%	1.00%	3.09%
BD USD H	1.50%	0.05%	1.00%	3.10%
BD ZAR H	1.50%	0.05%	1.00%	3.10%
C	1.95%	0.05%	N/A	2.55%
C EUR H	1.95%	0.05%	N/A	2.55%
I	0.70%	0.05%	N/A	1.27%
I EUR H	0.70%	0.05%	N/A	1.29%
I USD H	0.70%	0.05%	N/A	1.30%
S EUR H	N/A	0.01%(8)	N/A	0.14%
S1	0.65%	0.01%(8)	N/A	0.80%
S1 USD H	0.65%	0.01%(8)	N/A	0.78%
SD	N/A	0.01%(8)	N/A	0.15%

AB FCP I

	Management Fee	Management Company Fee	Distribution Fee	Total Expense Ratio*
China Low Volatility Equity Portfolio				
Class				
A	1.70%(e)	0.05%	N/A	1.99%
A PLN H	1.70%(e)	0.05%	N/A	1.99%
AD	1.70%(e)	0.05%	N/A	1.99%
AD AUD H	1.70%(e)	0.05%	N/A	1.99%
AD CAD H	1.70%(e)	0.05%	N/A	1.99%
AD EUR H	1.70%(e)	0.05%	N/A	1.99%
AD GBP H	1.70%(e)	0.05%	N/A	1.99%
AD NZD H	1.70%(e)	0.05%	N/A	1.99%
AD RMB H	1.70%(e)	0.05%	N/A	1.99%
AD SGD H	1.70%(e)	0.05%	N/A	1.99%
AD ZAR H	1.70%(e)	0.05%	N/A	1.99%
B	1.70%(e)	0.05%	1.00%	2.99%
BD	1.70%(e)	0.05%	1.00%	2.99%
BD AUD H	1.70%(e)	0.05%	1.00%	2.99%
BD EUR H	1.70%(e)	0.05%	1.00%	2.99%
BD NZD H	1.70%(e)	0.05%	1.00%	2.99%
BD ZAR H	1.70%(e)	0.05%	1.00%	2.99%
C	2.15%(f)	0.05%	N/A	2.44%
I	0.90%(g)	0.05%	N/A	1.19%
S	N/A	0.01%(8)	N/A	0.16%
S1	0.75%(h)	0.01%(8)	N/A	0.91%
Short Duration Bond Portfolio				
Class				
A	0.85%	0.10%	N/A	1.20%
A2	0.85%	0.10%	N/A	1.20%
A2 EUR H	0.85%	0.10%	N/A	1.20%
A2 SGD H	0.85%	0.10%	N/A	1.17%
AA	0.85%	0.10%	N/A	1.20%
AA AUD H	0.85%	0.10%	N/A	1.20%
AA CAD H	0.85%	0.10%	N/A	1.20%
AA GBP H	0.85%	0.10%	N/A	1.20%
AA NZD H	0.85%	0.10%	N/A	1.20%
AA SGD H	0.85%	0.10%	N/A	1.20%
AJ	0.65%	0.10%	N/A	1.00%
AR EUR H	0.85%	0.10%	N/A	1.14%
AT	0.85%	0.10%	N/A	1.20%
AT AUD H	0.85%	0.10%	N/A	1.20%
AT CAD H	0.85%	0.10%	N/A	1.20%
AT EUR H	0.85%	0.10%	N/A	1.20%
AT GBP H	0.85%	0.10%	N/A	1.20%
AT NZD H	0.85%	0.10%	N/A	1.20%
AT SGD H	0.85%	0.10%	N/A	1.20%
AX	0.65%	0.10%	N/A	1.00%
B	0.85%	0.10%	1.00%	2.19%
B2	0.85%	0.10%	1.00%	2.20%
BA	0.85%	0.10%	1.00%	2.18%
BA AUD H(d)	0.85%	0.10%	1.00%	2.20%
BT	0.85%	0.10%	1.00%	2.19%
BT AUD H	0.85%	0.10%	1.00%	2.20%
BT CAD H	0.85%	0.10%	1.00%	2.20%
BT GBP H	0.85%	0.10%	1.00%	2.20%
BX	0.65%	0.10%	N/A	1.00%
C	1.25%	0.10%	N/A	1.60%

TABLE 1
FEE SCHEDULE (continued)

AB FCP I

	Management Fee	Management Company Fee	Distribution Fee	Total Expense Ratio*
Short Duration Bond Portfolio (continued)				
Class				
C2	1.25%	0.10%	N/A	1.60%
C2 EUR H	1.25%	0.10%	N/A	1.60%
I	0.325%	0.10%	N/A	0.575%
I2	0.325%	0.10%	N/A	0.575%
I2 AUD H	0.325%	0.10%	N/A	0.575%
I2 EUR H	0.325%	0.10%	N/A	0.575%
IT	0.325%	0.10%	N/A	0.575%
IT AUD H	0.325%	0.10%	N/A	0.575%
N2	1.35%	0.10%	N/A	1.68%
NT	1.35%	0.10%	N/A	1.70%
S	N/A	0.01%(8)	N/A	0.10%
S EUR H	N/A	0.01%(8)	N/A	0.10%
S SGD H	N/A	0.01%(8)	N/A	0.10%
S1 2	0.25%	0.01%(8)	N/A	0.35%
S1 EUR H	0.25%	0.01%(8)	N/A	0.35%
SA	N/A	0.01%(8)	N/A	0.02%
Global High Yield Portfolio**				
Class				
A	1.53%(1)	0.10%	N/A	1.75%
A2	1.53%(1)	0.10%	N/A	1.75%
A2 CHF H	1.54%(1)	0.10%	N/A	1.75%
A2 EUR H	1.52%(1)	0.10%	N/A	1.75%
A2 PLN H	1.46%(1)	0.10%	N/A	1.69%
A2 SGD H	1.53%(1)	0.10%	N/A	1.75%
AA	1.53%(1)	0.10%	N/A	1.75%
AA AUD H	1.53%(1)	0.10%	N/A	1.75%
AA CAD H	1.53%(1)	0.10%	N/A	1.75%
AA EUR H	1.53%(1)	0.10%	N/A	1.75%
AA GBP H	1.53%(1)	0.10%	N/A	1.75%
AA NZD H	1.53%(1)	0.10%	N/A	1.75%
AA RMB H	1.53%(1)	0.10%	N/A	1.75%
AA SGD H	1.53%(1)	0.10%	N/A	1.75%
AA ZAR H	1.53%(1)	0.10%	N/A	1.75%
AK	1.53%(1)	0.10%	N/A	1.75%
AK EUR H	1.53%(1)	0.10%	N/A	1.75%
AR EUR H	1.53%(1)	0.10%	N/A	1.75%
AT	1.53%(1)	0.10%	N/A	1.75%
AT AUD H	1.53%(1)	0.10%	N/A	1.75%
AT CAD H	1.53%(1)	0.10%	N/A	1.75%
AT EUR H	1.53%(1)	0.10%	N/A	1.75%
AT GBP H	1.53%(1)	0.10%	N/A	1.75%
AT NZD H	1.53%(1)	0.10%	N/A	1.75%
AT RMB H	1.53%(1)	0.10%	N/A	1.75%
AT SGD H	1.53%(1)	0.10%	N/A	1.75%
B	1.53%(1)	0.10%	1.00%	2.75%
B2	1.53%(1)	0.10%	1.00%	2.75%
B2 EUR H	1.53%(1)	0.10%	1.00%	2.75%
BA	1.54%(1)	0.10%	1.00%	2.74%
BA AUD H	1.55%(1)	0.10%	1.00%	2.74%
BA ZAR H	1.55%(1)	0.10%	1.00%	2.74%
BT	1.54%(1)	0.10%	1.00%	2.75%
BT AUD H	1.53%(1)	0.10%	1.00%	2.75%
BT CAD H	1.53%(1)	0.10%	1.00%	2.75%

	Management Fee	Management Company Fee	Distribution Fee	Total Expense Ratio*
Global High Yield Portfolio (continued)**				
Class				
BT EUR H	1.53%(1)	0.10%	1.00%	2.75%
BT GBP H	1.53%(1)	0.10%	1.00%	2.75%
BT NZD H	1.53%(1)	0.10%	1.00%	2.75%
C	1.99%(2)	0.10%	N/A	2.21%
C2	1.99%(2)	0.10%	N/A	2.21%
C2 EUR H	1.99%(2)	0.10%	N/A	2.21%
CK	1.99%(2)	0.10%	N/A	2.21%
CK EUR H	1.99%(2)	0.10%	N/A	2.19%
CT	1.99%(2)	0.10%	N/A	2.20%
EA	1.52%(1)	0.10%	0.50%	2.25%
EA AUD H	1.51%(1)	0.10%	0.50%	2.24%
EA ZAR H	1.51%(1)	0.10%	0.50%	2.24%
I	0.99%(3)	0.10%	N/A	1.21%
I2	0.99%(3)	0.10%	N/A	1.21%
I2 AUD H	1.00%(3)	0.10%	N/A	1.20%
I2 CHF H	0.99%(3)	0.10%	N/A	1.21%
I2 EUR H	0.99%(3)	0.10%	N/A	1.21%
I2 SGD H	0.98%(3)	0.10%	N/A	1.21%
IA AUD H	0.99%(3)	0.10%	N/A	1.21%
IQD	0.99%(3)	0.10%	N/A	1.21%
IT	0.99%(3)	0.10%	N/A	1.21%
IT AUD H	0.98%(3)	0.10%	N/A	1.21%
IT CAD H	0.99%(3)	0.10%	N/A	1.21%
IT EUR H	0.99%(3)	0.10%	N/A	1.21%
IT GBP H	0.99%(3)	0.10%	N/A	1.20%
IT NZD H	1.00%(3)	0.10%	N/A	1.22%
IT RMB H	0.99%(3)	0.10%	N/A	1.21%
J	1.53%(1)	0.10%	1.00%	2.75%
N2	2.09%(4)	0.10%	N/A	2.30%
NT	2.08%(4)	0.10%	N/A	2.30%
S EUR H	N/A	0.01%(8)	N/A	0.04%
S1	0.90%	0.01%(8)	N/A	0.94%
S1D	0.90%	0.01%(8)	N/A	0.94%
SA	N/A	0.01%(8)	N/A	0.04%
SHK	N/A	0.01%(8)	N/A	0.04%
SK	0.65%	0.01%(8)	N/A	0.69%
SQ	0.60%	0.01%(8)	N/A	0.64%
W	0.75%(9)	0.10%	N/A	0.96%
W2	0.75%(9)	0.10%	N/A	0.93%
W2 CHF H	0.75%(9)	0.10%	N/A	0.99%
W2 EUR H	0.75%(9)	0.10%	N/A	1.04%
WT	0.75%(9)	0.10%	N/A	0.98%
WT AUD H	0.75%(9)	0.10%	N/A	0.98%
WT CAD H	0.75%(9)	0.10%	N/A	0.98%
WT EUR H	0.75%(9)	0.10%	N/A	1.01%
WT GBP H	0.75%(9)	0.10%	N/A	0.99%
WT RMB H	0.75%(9)	0.10%	N/A	1.01%

TABLE 1
FEE SCHEDULE (continued)

AB FCP I

	Management Fee	Management Company Fee	Distribution Fee	Total Expense Ratio*
American Income Portfolio				
Class				
A	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
A2	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
A2 CHF H	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
A2 DUR PH	1.10%	0.10%	N/A	1.31%
A2 EUR H	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
A2 PLN H	1.10%	0.10%	N/A	1.33%
A2 SGD H	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AA	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AA AUD H	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AA CAD H	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AA DUR PH	1.10%	0.10%	N/A	1.31%
AA EUR H	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AA GBP H	1.10%	0.10%	N/A	1.31%
AA NZD H	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AA RMB H	1.10%	0.10%	N/A	1.33%
AA SGD H	1.10%	0.10%	N/A	1.33%
AA ZAR H	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AK	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AK EUR H	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AR EUR	1.10%	0.10%	N/A	1.30%
AR EUR H	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AT	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AT AUD H	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AT CAD H	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AT DUR PH	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AT EUR H	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AT GBP H	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AT NZD H	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AT RMB H	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
AT SGD H	1.10%	0.10%	N/A	1.32%
B	1.10%	0.10%	0.70%	2.01%
B2	1.10%	0.10%	0.70%	2.01%
BA	1.10%	0.10%	0.70%	2.01%
BA AUD H	1.10%	0.10%	0.70%	2.01%
BA ZAR H	1.10%	0.10%	0.70%	2.01%
BT	1.10%	0.10%	0.70%	2.01%
BT AUD H	1.10%	0.10%	0.70%	2.01%
BT CAD H	1.10%	0.10%	0.70%	2.01%
BT EUR H	1.10%	0.10%	0.70%	2.01%
BT GBP H	1.10%	0.10%	0.70%	2.01%
BT NZD H	1.10%	0.10%	0.70%	2.01%
C	1.55%	0.10%	N/A	1.77%
C2	1.55%	0.10%	N/A	1.77%
C2 DUR PH	1.55%	0.10%	N/A	1.77%
C2 EUR H	1.55%	0.10%	N/A	1.78%
CT	1.55%	0.10%	N/A	1.77%
EA	1.10%	0.10%	0.50%	1.83%
EA AUD H	1.10%	0.10%	0.50%	1.83%
EA ZAR H	1.10%	0.10%	0.50%	1.83%
I	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
I2	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
I2 AUD H	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
I2 CHF H	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
I2 DUR PH	0.55%	0.10%	N/A	0.76%

AB FCP I

	Management Fee	Management Company Fee	Distribution Fee	Total Expense Ratio*
American Income Portfolio (continued)				
Class				
I2 EUR H	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
I2 SGD H	0.55%	0.10%	N/A	0.78%
IA	0.55%	0.10%	N/A	0.76%
IA AUD H	0.55%	0.10%	N/A	0.76%
IT	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
IT AUD H	0.55%	0.10%	N/A	0.76%
IT CAD H	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
IT EUR H	0.55%	0.10%	N/A	0.76%
IT GBP H	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
IT JPY	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
IT JPY H	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
IT NZD H	0.55%	0.10%	N/A	0.76%
IT RMB H	0.55%	0.10%	N/A	0.75%
IT SGD H	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
J	1.10%	0.10%	0.70%	2.02%
L2	0.90%	0.10%	N/A	1.05%
L2 AUD H	0.90%	0.10%	N/A	1.05%
L2 SGD H	0.90%	0.10%	N/A	1.05%
LT	0.90%	0.10%	N/A	1.05%
LT AUD H	0.90%	0.10%	N/A	1.05%
LT SGD H	0.90%	0.10%	N/A	1.05%
N2	1.65%	0.10%	N/A	1.87%
NT	1.65%	0.10%	N/A	1.87%
S	N/A	0.01%(8)	N/A	0.04%
S1	0.50%	0.01%(8)	N/A	0.54%
S1D	0.50%	0.01%(8)	N/A	0.54%
S1D2	0.50%	0.01%(8)	N/A	0.57%
SA	N/A	0.01%(8)	N/A	0.04%
SHK	N/A	0.01%(8)	N/A	0.04%
W	0.39%(10)	0.10%	N/A	0.61%
W2	0.39%(10)	0.10%	N/A	0.61%
W2 CHF H	0.39%(10)	0.10%	N/A	0.61%
W2 EUR H	0.39%(10)	0.10%	N/A	0.61%
WT	0.39%(10)	0.10%	N/A	0.60%
WT AUD H	0.39%(10)	0.10%	N/A	0.62%
WT EUR H	0.39%(10)	0.10%	N/A	0.61%
WT GBP H	0.39%(10)	0.10%	N/A	0.58%
WT SGD H	0.39%(10)	0.10%	N/A	0.60%
European Income Portfolio				
Class				
A	1.10%	0.10%	N/A	1.35%
A2	1.10%	0.10%	N/A	1.35%
A2 CHF H	1.10%	0.10%	N/A	1.36%
A2 PLN H	1.10%	0.10%	N/A	1.34%
A2 SGD H	1.10%	0.10%	N/A	1.34%
A2 USD H	1.10%	0.10%	N/A	1.35%
AA	1.10%	0.10%	N/A	1.34%
AA AUD H	1.10%	0.10%	N/A	1.34%
AA HKD H	1.10%	0.10%	N/A	1.34%
AA RMB H	1.10%	0.10%	N/A	1.36%
AA SGD H	1.10%	0.10%	N/A	1.34%
AA USD H	1.10%	0.10%	N/A	1.33%
AK	1.10%	0.10%	N/A	1.35%

TABLE 1
FEE SCHEDULE (continued)

AB FCP I

	Management Fee	Management Company Fee	Distribution Fee	Total Expense Ratio*
European Income Portfolio (continued)				
Class				
AR	1.10%	0.10%	N/A	1.36%
AT	1.10%	0.10%	N/A	1.35%
AT AUD H	1.10%	0.10%	N/A	1.35%
AT SGD H	1.10%	0.10%	N/A	1.34%
AT USD H	1.10%	0.10%	N/A	1.35%
B	1.10%	0.10%	0.70%	2.05%
B2	1.10%	0.10%	0.70%	2.04%
BA	1.10%	0.10%	0.70%	2.04%
BA AUD H	1.10%	0.10%	0.70%	2.04%
BA USD H	1.10%	0.10%	0.70%	2.04%
BT	1.10%	0.10%	0.70%	2.04%
BT AUD H	1.10%	0.10%	0.70%	2.04%
BT USD H	1.10%	0.10%	0.70%	2.04%
C	1.55%	0.10%	N/A	1.80%
C2	1.55%	0.10%	N/A	1.78%
C2 USD H	1.55%	0.10%	N/A	1.77%
CK	1.55%	0.10%	N/A	1.80%
CT USD H	1.55%	0.10%	N/A	1.78%
I	0.55%	0.10%	N/A	0.80%
I2	0.55%	0.10%	N/A	0.79%
I2 AUD H	0.55%	0.10%	N/A	0.81%
I2 CHF H	0.55%	0.10%	N/A	0.79%
I2 USD H	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
IA	0.55%	0.10%	N/A	0.78%
IA HKD H	0.55%	0.10%	N/A	0.76%
IA SGD H	0.55%	0.10%	N/A	0.78%
IA USD H	0.55%	0.10%	N/A	0.77%
IT	0.55%	0.10%	N/A	0.79%
IT SGD H	0.55%	0.10%	N/A	0.79%
IT USD H	0.55%	0.10%	N/A	0.79%
NT USD H	1.65%	0.10%	N/A	1.90%
S	N/A	0.01%(8)	N/A	0.07%
S1	0.50%	0.01%(8)	N/A	0.55%
S1 USD H	0.50%	0.01%(8)	N/A	0.57%
S1D	0.50%	0.01%(8)	N/A	0.56%
SA USD H	N/A	0.01%(8)	N/A	0.07%
SHK	N/A	0.01%(8)	N/A	0.07%
W2	0.39%(10)	0.10%	N/A	0.66%
W2 CHF H	0.39%(10)	0.10%	N/A	0.66%
W2 USD H	0.39%(10)	0.10%	N/A	0.55%
WA	0.39%(10)	0.10%	N/A	0.66%
WA HKD H	0.39%(10)	0.10%	N/A	0.63%
WA USD H	0.39%(10)	0.10%	N/A	0.61%
WT	0.39%(10)	0.10%	N/A	0.66%
WT SGD H	0.39%(10)	0.10%	N/A	0.66%
WT USD H	0.39%(10)	0.10%	N/A	0.82%
Emerging Markets Debt Portfolio				
Class				
A	1.10%	0.05%	N/A	1.34%
A2	1.10%	0.05%	N/A	1.33%
A2 CHF H	1.10%	0.05%	N/A	1.31%
A2 EUR H	1.10%	0.05%	N/A	1.33%
A2 PLN H	1.10%	0.05%	N/A	1.36%

	Management Fee	Management Company Fee	Distribution Fee	Total Expense Ratio*
Emerging Markets Debt Portfolio (continued)				
Class				
A2 SGD H	1.10%	0.05%	N/A	1.34%
AA	1.10%	0.05%	N/A	1.34%
AA AUD H	1.10%	0.05%	N/A	1.33%
AA CAD H	1.10%	0.05%	N/A	1.33%
AA EUR H	1.10%	0.05%	N/A	1.33%
AA GBP H	1.10%	0.05%	N/A	1.34%
AA NZD H	1.10%	0.05%	N/A	1.34%
AA RMB H	1.10%	0.05%	N/A	1.33%
AA SGD H	1.10%	0.05%	N/A	1.31%
AA ZAR H	1.10%	0.05%	N/A	1.33%
AR EUR	1.10%	0.05%	N/A	1.33%
AT	1.10%	0.05%	N/A	1.33%
AT AUD H	1.10%	0.05%	N/A	1.33%
AT CAD H	1.10%	0.05%	N/A	1.33%
AT EUR H	1.10%	0.05%	N/A	1.33%
AT GBP H	1.10%	0.05%	N/A	1.34%
AT NZD H	1.10%	0.05%	N/A	1.33%
AT RMB H	1.10%	0.05%	N/A	1.34%
AT SGD H	1.10%	0.05%	N/A	1.33%
B	1.10%	0.05%	1.00%	2.33%
B2	1.10%	0.05%	1.00%	2.33%
BA	1.10%	0.05%	1.00%	2.33%
BA AUD H	1.10%	0.05%	1.00%	2.32%
BA ZAR H	1.10%	0.05%	1.00%	2.33%
BT	1.10%	0.05%	1.00%	2.33%
BT AUD H	1.10%	0.05%	1.00%	2.33%
BT CAD H	1.10%	0.05%	1.00%	2.34%
BT EUR H	1.10%	0.05%	1.00%	2.32%
BT GBP H	1.10%	0.05%	1.00%	2.33%
BT NZD H	1.10%	0.05%	1.00%	2.34%
C	1.55%	0.05%	N/A	1.78%
C2	1.55%	0.05%	N/A	1.79%
C2 EUR H	1.55%	0.05%	N/A	1.77%
CT	1.55%	0.05%	N/A	1.78%
EA	1.10%	0.05%	0.50%	1.86%
EA AUD H	1.10%	0.05%	0.50%	1.86%
EA ZAR H	1.10%	0.05%	0.50%	1.86%
I	0.55%	0.05%	N/A	0.79%
I2	0.55%	0.05%	N/A	0.78%
I2 CHF H	0.55%	0.05%	N/A	0.76%
I2 EUR H	0.55%	0.05%	N/A	0.79%
IT	0.55%	0.05%	N/A	0.73%
IT AUD H	0.55%	0.05%	N/A	0.77%
IT EUR H	0.55%	0.05%	N/A	0.79%
IT SGD H	0.55%	0.05%	N/A	0.76%
N2	1.65%	0.05%	N/A	1.88%
NT	1.65%	0.05%	N/A	1.89%
S	N/A	0.01%(8)	N/A	0.10%
S EUR H	N/A	0.01%(8)	N/A	0.05%
S GBP H	N/A	0.01%(8)	N/A	0.05%
S1 2	0.55%	0.01%(8)	N/A	0.63%
S1 EUR H	0.55%	0.01%(8)	N/A	0.60%
S1 GBP H	0.55%	0.01%(8)	N/A	0.60%
S1QD EUR H	0.55%	0.01%(8)	N/A	0.64%
SA	N/A	0.01%(8)	N/A	0.09%

TABLE 1
FEE SCHEDULE (continued)

AB FCP I

	Management Fee	Management Company Fee	Distribution Fee	Total Expense Ratio*
Mortgage Income Portfolio				
Class				
A	1.10%	0.05%	N/A	1.32%
A2	1.10%	0.05%	N/A	1.32%
A2X	1.05%(5)	0.05%	N/A	1.25%
AA	1.10%	0.05%	N/A	1.32%
AA AUD H	1.10%	0.05%	N/A	1.32%
AA RMB H	1.10%	0.05%	N/A	1.32%
AA SGD H	1.10%	0.05%	N/A	1.32%
AA ZAR H	1.10%	0.05%	N/A	1.32%
AR EUR H	1.10%	0.05%	N/A	1.32%
AT	1.10%	0.05%	N/A	1.32%
AT AUD H	1.10%	0.05%	N/A	1.32%
AT GBP H	1.10%	0.05%	N/A	1.32%
AT SGD H	1.10%	0.05%	N/A	1.31%
AX	1.05%(5)	0.05%	N/A	1.25%
B2X	1.05%(5)	0.05%	0.45%	1.70%
BA	1.10%	0.05%	1.00%	2.32%
BA AUD H	1.10%	0.05%	1.00%	2.30%
BA ZAR H	1.10%	0.05%	1.00%	2.32%
BX	1.05%(5)	0.05%	0.45%	1.70%
C	1.55%	0.05%	N/A	1.77%
C2	1.55%	0.05%	N/A	1.77%
C2X	1.50%(6)	0.05%	N/A	1.70%
CX	1.50%(6)	0.05%	N/A	1.70%
I	0.55%	0.05%	N/A	0.77%
I2	0.55%	0.05%	N/A	0.77%
I2 EUR H	0.55%	0.05%	N/A	0.72%
I2X	0.50%(7)	0.05%	N/A	0.70%
IT EUR H	0.55%	0.05%	N/A	0.72%
IX	0.50%(7)	0.05%	N/A	0.70%
N2	1.65%	0.05%	N/A	1.86%
NT	1.65%	0.05%	N/A	1.88%
S	N/A	0.01%(8)	N/A	0.08%
S1	0.50%	0.01%(8)	N/A	0.58%
S1 EUR H	0.50%	0.01%(8)	N/A	0.59%
S1 JPY	0.50%	0.01%(8)	N/A	0.60%
S1X	0.40%	0.01%(8)	N/A	0.45%
SA	N/A	0.01%(8)	N/A	0.09%
Global Bond II Portfolio				
Class				
S1	0.45%	0.01%(8)	N/A	1.06%

* Unaudited. The TER calculation follows the guidelines as outlined by SFAMA 16 May 2008.

** For the Total Expense Ratio calculation of the Global High Yield Portfolio the total net assets of the underlying funds managed by the Investment Manager are removed from the computation of the net management fee, management company fee and taxe d'abonnement of the Portfolio to avoid duplicated fees.

(a) Share class liquidated on July 21, 2020.

(b) Share class liquidated on April 17, 2020.

(c) Share class liquidated on July 28, 2020.

(d) Share class liquidated on September 20, 2019.

(e) Changed during the year from 2.00% up to $300,000,000 and 1.70% on the excess of $300,000,000, to 1.70%, effective after May 29, 2020.

(f) Changed during the year from 2.45% up to $300,000,000 and 2.15% on the excess of $300,000,000, to 2.15%, effective after May 29, 2020.

(g) Changed during the year from 1.20% up to $300,000,000 and 0.90% on the excess of $300,000,000, to 0.90%, effective after May 29, 2020.

(h) Changed during the year from 0.90% to 0.75%, effective after May 29, 2020.

Management Fees for the period are reflected at their effective rate as determined by the following:

(1) 1.70% up to $5,000,000,000 and 1.50% on the excess of $5,000,000,000. The consecutive fee levels will apply to the net assets of the Portfolio.

(2) 2.15% up to $5,000,000,000 and 1.95% on the excess of $5,000,000,000. The consecutive fee levels will apply to the net assets of the Portfolio.

(3) 1.15% up to $5,000,000,000 and 0.95% on the excess of $5,000,000,000. The consecutive fee levels will apply to the net assets of the Portfolio.

(4) 2.25% up to $5,000,000,000 and 2.05% on the excess of $5,000,000,000. The consecutive fee levels will apply to the net assets of the Portfolio.

(5) 1.05% up to $100,000,000, 1.00% on the next $100,000,000 and 0.95% on the excess of $200,000,000. The consecutive fee levels will apply to the net assets of the Portfolio.

(6) 1.50% up to $100,000,000, 1.45% on the next $100,000,000 and 1.40% on the excess of $200,000,000. The consecutive fee levels will apply to the net assets of the Portfolio.

(7) 0.50% up to $100,000,000, 0.45% on the next $100,000,000 and 0.40% on the excess of $200,000,000. The consecutive fee levels will apply to the net assets of the Portfolio.

Management Company Fees

(8) Annual fee equal to the lesser of $50,000 or 0.01% of average daily NAV.

Maximum Management Fee as disclosed in the prospectus of the Fund

(9) Up to 1.15%

(10) Up to 0.55%

TABLE 2
PORTFOLIO TURNOVER

AB FCP I

	Turnover*
AB FCP I–	
Dynamic Diversified Portfolio	111.70%
Global Equity Blend Portfolio	50.82%
Global Value Portfolio	50.91%
Emerging Markets Growth Portfolio	116.87%
Sustainable US Thematic Portfolio	57.50%
Asia Ex-Japan Equity Portfolio	64.47%
Japan Strategic Value Portfolio	70.92%
China Low Volatility Equity Portfolio	61.83%
Short Duration Bond Portfolio	110.06%
Global High Yield Portfolio	58.11%
American Income Portfolio	48.38%
European Income Portfolio	32.14%
Emerging Markets Debt Portfolio	92.37%
Mortgage Income Portfolio	55.02%
Global Bond II Portfolio	110.92%

* Unaudited. Calculated in accordance with AICPA guidelines. Average market value of securities for the period is calculated based on month end valuation.

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（2021年12月末日現在）

	米ドル （IVを除く。）	千円 （IVおよびVを除く。）
Ⅰ　資産総額（全クラス合計）	514,186,695	59,141,754
Ⅱ　負債総額（全クラス合計）	1,935,890	222,666
Ⅲ　純資産総額（全クラス合計）　（Ⅰ－Ⅱ）	512,250,805	58,919,088
クラスAJ証券（ａ）	31,280,218	3,597,851
Ⅳ　発行済口数		
クラスAJ証券（ｂ）	4,342,961口	
Ⅴ　１口当たり純資産価格		
クラスAJ証券（ａ／ｂ）	7.20	828円

第４【外国投資信託受益証券事務の概要】

（１）ファンド証券の名義書換

ファンド証券の名義書換機関は、以下のとおりである。

取扱機関　アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エル（注）

取扱場所　ルクセンブルグ　L－2453、　ユージェーヌ・リュペール通り2－4番

（注）管理会社の一部門であるアライアンス・バーンスタイン・インベスター・サービセズがファンドの名義書換代行会社として行為する。

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託している場合、その販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は徴収されない。

ファンド証券は、管理会社の同意なく米国人に譲渡することができない。

（２）受益者集会

受益者集会は開催されない。

（３）受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

管理会社は米国人をはじめその他のいかなる者によるファンド証券の取得も制限することができる。

第三部【特別情報】

第１【管理会社の概況】

１【管理会社の概況】

（１）資本金の額（2021年12月末日現在）

資本金の額　　16,300,000ユーロ（約21億円）

発行済株式総数　　163,000株（内訳：優先株33,000株／クラスB普通株130,000株）

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

ただし、上記資本金の増減については、定款規定に基づく株主総会の決議を要する。

なお、最近５年間における資本金の額の増減はない。

（２）会社の機構

定款に基づき、３名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役会の構成員は管理会社の株主である必要はない。取締役は、株主総会の多数決により選任・解任され、その権限および任期が決定される。取締役の任期が示されない場合は、当該取締役の選任期間は当分の間続くものとするが、取締役は株主総会の決議により理由の如何を問わずいつでも解任または更迭される。

取締役会は、互選により、会長１名を選出する。会長は、すべての株主総会および取締役会の議長を務めるが、会長が不在の場合、株主または取締役は、当該会議の出席者の過半数の議決により、議長代行として他の取締役を選任することができる。

取締役会の通知は、書面により、緊急の場合を除き、少なくとも会議開催日の24時間以上前に取締役にあててなされるものとする。緊急の場合には、当該緊急事由についての招集通知に記載するものとする。かかる通知は、書面、電子メール、ファクシミリまたは同様の通信手段により各取締役の同意が得られた場合には、省略することができる。取締役会の事前決議によりあらかじめ決定された時間および場所で開催されるものについては、特に招集の通知をする必要はない。

取締役は、出席者全員の音声が他の出席者に伝わり、意見表明が互いにできる仕組みとなっている電話会議システムその他類似する通信手段を用いて取締役会に出席することができる。また、取締役会は、電話会議システムのみを用いて開催されることがある。かかる手段による取締役会への参加または取締役会の開催は、取締役会に実際に参加する場合または取締役会を実開催する場合と同等であると評価される。取締役は、取締役会において別の取締役に代理され、投票することができる（当該別の取締役が代理し、投票することができる取締役の数は制限されない。）。取締役会は、取締役の過半数が出席または代理出席している場合にのみ、適法に審議し、または行為することができる。取締役会決議は、管理会社の取締役の過半数の承認により有効に採択されるものとする。賛否が同数となった場合における取締役会の決議は、議長の投票により決定される。取締役会の議事録には、議長が署名する。取締役はまた、書面、ファクシミリ、電子メールまたは同様の通信手段によってその同意を表す場合、持ち回り手法により、一つまたは複数の書類で、全会一致の決議を行うことができる。当該書類全体が、決議を証する持ち回り書類となる。

取締役会は、管理会社の経営方針ならびにその運営および業務の実施方法を決定する権限を有する。

管理会社は、２名の取締役の共同署名により拘束される。署名者が取締役会の委託を受けている場合は、１名による署名または共同署名のいずれも、管理会社を拘束するものとする。

取締役会は、管理会社の日常的な経営および業務を行う権限ならびに会社の方針および目的の追求のための活動を行う権限を管理会社の役員に委託することができる。具体的には、2010年法および2013年法の適用ある要件に従い、取締役会は、管理会社の日常的な経営および業務に関するすべての事項について、管理会社に代わり行為する全権限を有する「実行者」または「リーダー」として知られる少なくとも２名の役員を選任し、また、管理会社の業務を効率的に運営する指名委員会を選任する。

投資顧問会社は、管理会社に投資運用業務を提供し、その職務の遂行にあたっては常に管理会社の取締役会の指図に従うものとする。

報酬方針

管理会社は、上級管理者、リスク負担者、統制機能を担う者ならびに管理会社またはファンドのリスク・プロファイルに重大な影響を与える専門的業務を行う上級管理者およびリスク負担者のグループの報酬区分に該当する報酬合計額を受領するすべての従業員を含むかかる範囲のスタッフを対象とする報酬方針を定めている。報酬方針は以下を原則とする。

- 健全かつ効率的なリスク管理と矛盾するものでなく、それを促進するものであること。またファンドのリスク・プロファイルまたは約款と矛盾するリスク負担を奨励するものでないこと。
- 管理会社およびファンドならびにファンドの受益者のビジネス戦略、目的、価値および利益に沿ったものであり、利益相反を回避する措置が含まれていること。
- 評価の過程がファンドの長期的な運用成績およびその投資リスクに基づき行われ、かつ報酬の実績連動要素の実際の支払いが同じ期間にわたって分散されることを確保するため、実績の評価はファンドの受益者に対し推奨する保有期間に適合する複数年の枠組みで定められること。
- 報酬全体における固定要素と変動要素は適切なバランスがあり、変動要素について完全に柔軟な方針での運営が可能となるように（変動報酬要素がまったく支払われない可能性を含む。）、固定報酬要素は報酬の合計において十分に高い比率を占めていること。

特に、定められた報酬方針に基づき、管理会社のいかなる従業員に対しても、ファンドの投資パフォーマンスに基づく支払いは行われない。さらに従業員の変動報酬は、機能別の目的および会社全体の実績基準に基づくものとし、通常、報酬全体の40%超を占めることはない。

UCITS指令およびAIFMDに基づく健全な報酬方針に関するESMAガイドラインに従い、管理会社は、ABグループのレベルで設立されている報酬委員会とは別の報酬委員会を設立していない。

報酬および給付の計算方法、報酬および給付の授与権限を有する者の身元等（これらに限定されない。）を記載した管理会社の最新の報酬方針は以下のサイトから入手できる。

http://www.alliancebernstein.com/go/renumeration_policy

紙のコピーは、管理会社の登記上の事務所において請求により無料で入手できる。

２【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の主な事業の目的は、

１）UCITSについての法律、規制および行政規定の調整に関する欧州議会および理事会の2009年７月13日付指令2009／65／ECに基づき認可されたルクセンブルグ籍およびルクセンブルグ以外の国籍のUCITSの運用ならびに2010年法第101条第２項および附属書Ⅱに基づく他のルクセンブルグ籍およびルクセンブルグ以外の国籍のUCIの運用、ならびに

２）2013年法第５条第２項および附属書Ⅰに従い、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する欧州議会および理事会の2011年６月８日付指令2011／61／EUの意味においてルクセンブルグ籍およびルクセンブルグ以外の国籍のAIFのために行うAIFの資産に関する運用、管理事務、マーケティングその他の活動の遂行である。

管理会社は、（ａ）顧客毎の一任運用ベースの投資対象のポートフォリオの運用業務、（ｂ）投資助言業務および（ｃ）2010年法第101条第３項および／または2013年法第５条第４項に企図された金融投資に関する注文の送受業務を提供する。管理会社は、居住および管理事務支援業務を含め、管理会社が管理するUCITS、UCIおよびAIFの子会社（特別目的事業体「SPV」を含む。）に対し、上記の運用業務、管理事務およびマーケティング業務を提供することもある。

管理会社は、管理会社が業務を提供するUCITS、UCIおよびAIFによる申込および買戻しに関連する集金口座の維持、条件付後払申込手数料の調達または類似行為を含め、管理会社が業務を提供するUCITS、UCIおよびAIFに一時的な融資または保証を提供することがある。

管理会社は、いずれの場合も2010年法および2013年法の範囲内において、ルクセンブルグ籍およびルクセンブルグ以外の国籍の会社（規制を受ける会社を含む。）、その他の事業体に何らかの形で参加すること、株式、債券、社債、証書その他の有価証券の購入、引受けその他の方法による取得もしくは売却、交換その他の方法による譲渡をすること、またはパートナーシップの利権を有することがある。

管理会社は、業務提供の自由および／または支店開設によりルクセンブルグ国外で許可された活動を行うことがある。

多くの場合、管理会社は、2010年法、2013年法およびその他適用ある法令により認められる最大限の範囲において、管理会社がUCITS、UCIおよびAIFに提供する業務に関連する活動を行うことがある。

管理会社は、2010年法および2013年法の規定の範囲（最大限の範囲）内において、管理会社の事業の目的の達成に直接もしくは間接的に関連するならびに／または有用および／もしくは必要とみなされる活動を行うことがある。

疑義を避けるため、管理会社は、管理会社がオルタナティブ投資ファンド運用会社として行為するパートナーシップおよびその子会社（SPVを含む。）のパートナーシップの管理会社として行為することができる。当該パートナーシップは1915年商事会社法の第600条第５項、第310条第２項および第320条第３項にそれぞれ定義されている範囲におけるパートナーシップとし、株式有限責任事業組合、普通リミテッド・パートナーシップまたは特別リミテッド・パートナーシップを含むものとする。

管理会社は、投資運用業務の提供のため投資顧問会社としてアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーを任命し、ファンド資産の保管業務および管理業務の提供のため保管受託銀行、管理事務代行会社としてブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイを任命し、またファンド証券の登録・名義書換事務代行業務の提供のため名義書換代行会社として管理会社の一部門であるところのアライアンス・バーンスタイン・インベスター・サービセズを任命している。

2021年12月末日現在、管理会社は、以下の管理および運用を行っている。

国名 （設立国）	種類別 （基本的性格）	本数	純資産額の合計額 （通貨別）
ルクセンブルグ	契約型投資信託 （リテール・ファンド）	3（合計18本のサブ・ファンドを有するアンブレラ・ファンド）	4,952,231,541.18豪ドル
			540,938,903.48カナダ・ドル
			32,144,892.68スイス・フラン
			1,720,055,632.94人民元
			403,697.84チェコ・コルナ
			1,684,182,656.85ユーロ
			444,331,514.61スターリング・ポンド
			23,588,444,697.23香港ドル
			23,491,529,073.15円
			363,000,477.52ニュージーランド・ドル
			173,389,457.46ポーランド・ズロチ
			1,046,169,831.50シンガポール・ドル
			38,228,412,838.25米ドル
			22,375,944,519.47南アフリカ・ランド
	契約型投資信託 （機関投資家向ファンド）	2（合計６本のサブ・ファンドを有するアンブレラ・ファンド）	29,538,393.17豪ドル
			867,678,628.62ユーロ
			14,333,759,710.00円
			392,653,492.36米ドル
	会社型投資信託 （リテール・ファンド）	4（合計71本のサブ・ファンドを有するアンブレラ・ファンド３本およびスタンド・アローン型ファンド１本）	1,305,051,497.97豪ドル
			191,617,095.75カナダ・ドル
			56,877,482.82スイス・フラン
			1,927,107,670.43人民元
			7,665,154.18チェコ・コルナ
			7,710,536,634.11ユーロ
			1,925,040,896.82スターリング・ポンド
			6,529,805,935.69香港ドル
			165,666,710,221.01円
			327,936,403.14ノルウェー・クローネ
			82,478,752.16ニュージーランド・ドル
			183,345,361.13ポーランド・ズロチ
			149,412,334.02スウェーデン・クローナ
			983,716,757.93シンガポール・ドル
			31,232,238,561.33米ドル
			1,786,329,097.93南アフリカ・ランド
	会社型投資信託 （機関投資家向ファンド）	16（合計10本のサブ・ファンドを有するアンブレラ・ファンド８本およびスタンド・アローン型ファンド８本）	4,098,885,252.68米ドル

３【管理会社の経理状況】

ａ．　管理会社の直近２事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第５項ただし書の規定の適用によるものである。

ｂ．　管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第１条の３第７項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。

ｃ．　管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、株式会社三菱ＵＦＪ銀行の2021年12月30日現在における対顧客電信売買相場の仲値（１ユーロ＝130.51円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

（１）【貸借対照表】

アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エル
貸借対照表
2020年12月31日現在

		2020年		2019年	
資　産	注記	（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
A．未払発行済資本		―	―	―	―
Ⅰ．未請求発行済資本		―	―	―	―
Ⅱ．未払請求済発行済資本		―	―	―	―
B．設立費		―	―	―	―
C．固定資産		43,879,948	5,726,772	37,404,060	4,881,604
Ⅰ．無形資産					
１．研究開発費		―	―	―	―
２．免許、特許、ライセンス、商標ならびに類似権利および資産、以下に該当する場合：		―	―	―	―
ａ）有価約因で取得され、C．Ⅰ．３により表示不要		―	―	―	―
ｂ）企業自体によって生成		―	―	―	―
３．営業権、有価約因で取得された範囲内	3	3,051,071	398,195	―	―
４．事前支払額および無形資産仮勘定		―	―	―	―
Ⅱ．有形資産					
１．土地および建物		―	―	―	―
２．プラントおよび機械		―	―	―	―
３．その他の什器備品、工具および機器	2,3	459,417	59,959	34,600	4,516
４．事前支払額および建設仮勘定		―	―	―	―
Ⅲ．金融資産					
１．関連企業持分	2,4	369,460	48,218	369,460	48,218
２．関連企業に対する債権	2,4	40,000,000	5,220,400	37,000,000	4,828,870
３．参加持分		―	―	―	―
４．参加持分に連動する関連企業に対する債権		―	―	―	―
５．固定資産として保有の投資		―	―	―	―
６．その他の債権		―	―	―	―

添付の注記は当財務書類の一部である。

		2020年		2019年	
資　産（続き）		（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
D．流動資産		186,527,055	24,343,646	179,842,693	23,471,270
Ⅰ．棚卸資産					
1．原材料および消耗品		―	―	―	―
2．仕掛品		―	―	―	―
3．完成品および商品		―	―	―	―
4．事前支払額		―	―	―	―
Ⅱ．債権					
1．売掛金					
a）（1年以内に期限到来）	2,5	105,933,430	13,825,372	102,913,303	13,431,215
b）（1年超に期限到来）		―	―	―	―
2．関連企業からの未収金					
a）（1年以内に期限到来）	2,6	3,582,109	467,501	528,991	69,039
b）（1年超に期限到来）		―	―	―	―
3．参加持分に連動する関連企業からの未収金					
a）（1年以内に期限到来）		―	―	―	―
b）（1年超に期限到来）		―	―	―	―
4．その他の債権					
a）（1年以内に期限到来）	2,7	2,133,568	278,452	6,736,636	879,198
b）（1年超に期限到来）		―	―	―	―
Ⅲ．投資					
1．関連企業持分		―	―	―	―
2．自己株式		―	―	―	―
3．その他の投資	2,8	260,344	33,977	236,528	30,869
Ⅳ．預金および手許現金		74,503,249	9,723,419	69,408,603	9,058,517
E．前払金	9	114,355	14,924	18,632	2,432
合計（資産）		230,407,003	30,070,418	217,246,753	28,352,874

添付の注記は当財務書類の一部である。

資本金、準備金および負債	注記	2020年		2019年	
		（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
A．資本金および準備金	10	79,405,086	10,363,158	78,042,578	10,185,337
Ⅰ．発行済資本	10,11	16,300,000	2,127,313	16,300,000	2,127,313
Ⅱ．資本剰余金	10,12	3,438,135	448,711	3,438,135	448,711
Ⅲ．再評価積立金		―	―	―	―
Ⅳ．準備金					
１．法定準備金	10,13	1,630,000	212,731	1,630,000	212,731
２．定款に規定された準備金		―	―	―	―
３．公正価値準備金を含むその他の準備金					
ａ）（その他の分配可能準備金）					
ｂ）（その他の分配不可能準備金）	10,14	12,975,700	1,693,459	15,821,350	2,064,844
Ⅴ．前期繰越損益	10	36,903,775	4,816,312	43,947,769	5,735,623
Ⅵ．当期損益	10	25,157,476	3,283,302	21,905,324	2,858,864
Ⅶ．中間配当金	10	(17,000,000)	(2,218,670)	(25,000,000)	(3,262,750)
Ⅷ．資本投資補助金		―	―	―	―
B．引当金					
１．年金および類似債務に関する引当金		―	―	―	―
２．納税引当金		―	―	―	―
３．その他の引当金		―	―	―	―
C．債務		151,001,917	19,707,260	139,204,175	18,167,537
１．社債					
ａ）転換権付ローン					
ⅰ）（１年以内に期限到来）		―	―	―	―
ⅱ）（１年超に期限到来）		―	―	―	―
ｂ）転換権なしローン					
ⅰ）（１年以内に期限到来）		―	―	―	―
ⅱ）（１年超に期限到来）		―	―	―	―

添付の注記は当財務書類の一部である。

資本金、準備金および負債（続き）	注記	2020年（ユーロ）	2020年（千円）	2019年（ユーロ）	2019年（千円）
2．信用機関に対する未払金					
a）（1年以内に期限到来）		—	—	—	—
b）（1年超に期限到来）		—	—	—	—
3．棚卸資産からの控除として区分表示されない範囲の注文前受金					
a）（1年以内に期限到来）		—	—	—	—
b）（1年超に期限到来）		—	—	—	—
4．買掛金					
a）（1年以内に期限到来）	2,15	83,068,403	10,841,257	85,528,034	11,162,264
b）（1年超に期限到来）		—	—	—	—
5．未払為替手形					
a）（1年以内に期限到来）		—	—	—	—
b）（1年超に期限到来）		—	—	—	—
6．関連企業に対する未払金					
a）（1年以内に期限到来）	2,16	63,073,089	8,231,669	51,672,169	6,743,735
b）（1年超に期限到来）		—	—	—	—
7．参加持分に連動する関連企業に対する未払金					
a）（1年以内に期限到来）		—	—	—	—
b）（1年超に期限到来）		—	—	—	—
8．税金および社会保障債務					
a）税務当局	2,17	1,491,389	194,641	865,833	113,000
b）社会保障機関		272,119	35,514	242,152	31,603
9．その他の債務					
a）（1年以内に期限到来）	2	3,096,917	404,179	895,987	116,935
b）（1年超に期限到来）		—	—	—	—
D．繰延収益		—	—	—	—
合計（資本金、準備金および負債）		230,407,003	30,070,418	217,246,753	28,352,874

添付の注記は当財務書類の一部である。

（２）【損益計算書】

アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エル
損益計算書
2020年12月31日終了年度

		2020年		2019年	
損益勘定	注記	（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
１．純売上高	2,18	987,962,068	128,938,929	903,752,172	117,948,696
２．在庫変動（完成品および仕掛品）		—	—	—	—
３．自らのために関連企業によって実施され資本計上された業務		—	—	—	—
４．その他の営業収益	19	1,339,555	174,825	145,444	18,982
５．原材料、消耗材およびその他の外部費用					
ａ）原材料および消耗財		—	—	—	—
ｂ）その他の外部費用	20	(919,665,977)	(120,025,607)	(856,116,214)	(111,731,727)
６．人件費	21,22	(16,594,817)	(2,165,790)	(5,572,289)	(727,239)
ａ）賃金および給料		(14,581,571)	(1,903,041)	(4,424,139)	(577,394)
ｂ）社会保障費		(1,441,737)	(188,161)	(456,959)	(59,638)
ⅰ）（年金に関連するもの）		—	—	—	—
ⅱ）（その他の社会保障費）		—	—	—	—
ｃ）その他の人件費		(571,509)	(74,588)	(691,191)	(90,207)
７．評価調整					
ａ）設立費、有形／無形固定資産に関連するもの	2,3	(408,459)	(53,308)	(29,938)	(3,907)
ｂ）流動資産に関連するもの		—	—	—	—
８．その他の営業費用	24	(19,211,695)	(2,507,318)	(13,309,926)	(1,737,078)
９．参加証券からの収益					
ａ）関連企業から生じた		—	—	—	—
ｂ）参加持分からのその他の収益		—	—	—	—
10．その他の投資および固定資産の一部を構成する貸付金からの収益					
ａ）関連企業から生じた		—	—	—	—
ｂ）ａ）に該当しないその他の収益		483	63	—	—
11．その他の利息および類似収益					
ａ）関連企業から生じた		—	—	—	—
ｂ）その他の利息および類似収益	26	6,255,735	816,436	6,981,402	911,143
12．持分法による関連企業の損益に対する持分		—	—	—	—
13．金融資産および流動資産として保有する投資に関する評価調整		—	—	—	—
14．利息および類似費用					
ａ）関連企業		—	—	—	—
ｂ）その他の利息および類似費用	26	(6,288,243)	(820,679)	(6,667,980)	(870,238)
15．損益にかかる税金	27	(8,231,174)	(1,074,251)	(7,320,547)	(955,405)
税引後損益		25,157,476	3,283,302	21,862,124	2,853,226
16．１－16までの項目に含まれないその他の税金	27	—	—	43,200	5,638
当期損益		25,157,476	3,283,302	21,905,324	2,858,864

添付の注記は当財務書類の一部である。

アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エル
財務書類に対する注記
2020年12月31日現在

注１．一般事項

アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エル（「当社」）は、1990年７月31日にルクセンブルグにおいて、アライアンス・キャピタル（ルクセンブルグ）エス・エイの名称で存続無期限の有限責任会社として設立された。当社は、2011年４月11日に有限会社（société à responsabilité limitée）に転換された。2019年２月１日付で修正された当社の目的は以下のとおりである。

- EU 通達2009／65／ECに基づき認可されたルクセンブルグ籍およびルクセンブルグ以外の国籍の譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）の運用ならびに投資信託に関するルクセンブルグの2010年12月17日法（「2010年法」）第101条第２項および付属書IIに基づく他のルクセンブルグ籍およびルクセンブルグ以外の国籍の投資信託（UCI）の運用
- オルタナティブ投資ファンド運用会社に関するルクセンブルグの2013年７月12日法（「2013年法」）第５条第２項および付属書Ｉに従い、EU通達2011／61／EUの意味においてルクセンブルグ籍およびルクセンブルグ以外の国籍のオルタナティブ投資ファンド（「AIF」）のために行うAIFの資産に関する運用、管理事務、マーケティングその他の活動の遂行
- （ａ）顧客毎の一任運用ベースの投資対象のポートフォリオの運用業務および（ｂ）投資助言業務、（ｃ）2010年法第101条第３項および／または2013年法第５条第４項に企図された金融投資に関する注文の送受業務を提供

当社の登記上の事務所は、ルクセンブルグ Ｌ－2453、ユージェーヌ・リュペール通り２－４番に設立されている。

当社の事業年度は、各年の１月１日に開始し、12月31日に終了する。

2006年７月１日以降、当社は、当社が管理会社およびオルタナティブ投資ファンド運用会社として業務を行うアライアンス・バーンスタイン投資ファンド（以下「ファンド」という。）の販売会社として業務を行っている。

当社は、デラウェア州で設立されニューヨークに所在するリミテッド・パートナーシップであるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーの全株所有子会社（アライアンス・バーンスタイン・ホールディングス・リミテッド）および間接全株所有子会社（アライアンス・バーンスタイン・プリファード・リミテッド）によって以下のとおり所有されている。

- 79.75% アライアンス・バーンスタイン・ホールディングス・リミテッド－130,000クラスＢ普通株
- 20.25% アライアンス・バーンスタイン・プリファード・リミテッド－33,000優先株

当社は、当社が直接／間接的な子会社として一部を構成する事業体の最大部分を構成するアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーの連結財務書類に含まれる。当企業の登記上の事務所は、ニューヨーク州、ニューヨーク、アベニュー・オブ・ジ・アメリカズ1345に所在し、連結財務書類は、ワシントンD.C.20549の米国証券取引委員会で2020年２月12日に公表された。

アライアンス・バーンスタイン・リミテッドから当社への事業移転は、以下のとおり完了した。

・　オランダ駐在員事務所：2020年１月１日付で移転
・　スウェーデン支店：2020年１月１日付で移転
・　イタリア駐在員事務所：2020年１月28日付で移転
・　スペイン支店：2020年３月24日付で移転

当該事業は、現在、当社の支店の下で各国で行われている。

ABヨーロッパ・ゲーエムベーハーは2020年11月２日付で当社と合併し、この国境を越えた合併の一環として、ABヨーロッパ・ゲーエムベーハーは、当社のドイツ支社の下で事業活動を行っている（会計上、ドイツ支社は2020年１月１日現在、遡及して統合されている。）。

注２．重要な会計方針の概要

A．作成基準

財務書類は、ルクセンブルグの法令上の要件に準拠し、取得原価主義に基づいて作成されている。連結財務書類には、2020年に買収した５つの支店の数字が含まれている。会計方針および評価規則は、法律で認められたもののほかに、当社の取締役会（「取締役会」）によって決められ採用される。

会計方針および評価規則は、2002年12月19日法で認められたもののほかに、取締役会によって決められ採用される。

財務書類の作成には、特定の重要な会計上の見積もりの使用が要求される。また、取締役会は、会計方針を採用する過程で判断を下すことが求められる。仮定の変更は、仮定が変更された期間の財務書類に大きな影響を及ぼす可能性がある。経営陣は、基礎となる仮定が適切であり、したがって財務書類が財政状態および成績を公正に表示していると考えている。

当社は、翌事業年度において資産および負債の報告金額に影響を及ぼす見積もりおよび仮定を行う。見積りおよび判断は、常に評価され、かつ、状況に応じて合理的と思われる将来の事象に関する予測を含む過去の経験およびその他の要因に基づく。

B．重要な会計方針

当社が採用する重要な会計方針は、以下のとおりである。

Ⅰ．無形資産

無形資産は取得原価から償却累計額を控除して表示される。支店ののれんは、見積耐用年数である10年間にわたり定額法で償却される。

Ⅱ．有形資産

有形資産は取得原価から減価償却累計額を控除して表示され、見積耐用年数である４年間にわたり定額法で償却される。

Ⅲ．金融資産

金融固定資産として保有される投資対象は、取締役会の判断により恒久性のある投資と見なされる場合には、簿価の減損を控除した原価で計上される。評価調整が行われる理由が適用されなくなった場合には、当該評価調整額から戻入れられる。当社の持分法による金融固定資産の損益は、宣言された配当金の範囲内で損益計算書に含まれる。

Ⅳ．債権

債権は額面価額で評価され、回収困難な場合には評価調整を課せられる。評価調整が行われる理由が適用されなくなった場合には、この評価調整は継続されない。

Ⅴ．譲渡性証券

譲渡性証券は、取得原価か時価のいずれか低い方で評価され、財務書類が作成される通貨で表示される。時価が購入原価より低い場合、評価調整が計上される。評価調整が行われる元の理由が適用されなくなった場合には、この評価調整は継続されない。

Ⅵ. デリバティブ金融商品

当社は先物為替予約のような金融デリバティブ取引を行うことがある。当社は、デリバティブ金融商品を当初は取得原価で計上する。

デリバティブ金融商品は、貸借対照表日現在で適用される先物為替レートに基づき評価される。

Ⅶ. 外貨換算

当社の基本通貨はユーロ（EUR）で、その会計記録もユーロによっている。

その他の通貨建ての資産および負債は、取得時レートで記帳される固定資産を除き、貸借対照表日の実勢為替レートによりユーロに換算される。収益および費用取引は、取引日の実勢為替レートにより記帳される。実現損益および未実現損益は、損益計算書に反映される。

ユーロ以外の通貨で表示される取引は、取引時点の実勢為替レートでユーロに換算される。ユーロ以外の通貨で表示される設立費および固定資産は、取引時点の実勢為替レートでユーロに換算される。貸借対照表日現在、これらの資産は、取得時の為替レートで換算されたままである。

銀行預金は、貸借対照表日現在の実勢為替レートで換算される。為替差損益は、当期の損益計算書に計上される。

その他の資産および負債は、それぞれ、取得時の為替レートで換算された価額と、貸借対照表日の為替レートを基に決定された価額とのいずれか低い方または高い方で個別に換算される。未実現の為替差損のみが損益計算書に計上される。為替差益は、実現時に損益計算書に計上される。

資産と負債の間に経済的関連性がある場合には、これらは上述の方法に従って総額で評価され、純未実現損失は損益計算書に計上されるのに対し、純未実現為替差益は認識されない。

Ⅷ. 前払金

前払金には、当事業年度中に負担したが次の事業年度に関わる費用が含まれる。

Ⅸ. 引当金

引当金は、貸借対照表日現在、負担する予定であるか負担することが確かであるが金額が不確定か発生日時が不確定な、その性質が明確に定められる損失または債務に対応することを意図している。

また引当金は、貸借対照表日現在、負担する予定であるか負担することが確かであるが金額が不確定か発生日時が不確定な、その性質が明確に定められる当事業年度または前事業年度に由来する変更に対応するために設けることができる。

Ⅹ. 債務

債務は、その返済価額で計上される。債券発行時に償還額が受取額を上回る場合、差額が損益計算書に計上される。

ＸＩ．その他の債務

その他の債務には、VATに関する支払額、監査および通常の費用に関連する金額が含まれる。計算は、直近に受領した請求書に基づく。

ＸII．課税引当金

法人所得税は、適用ある地方税率が利益に対して課せられる。当社には海外支店が多数あるため、現地の管轄区域ごとに税率が20%から33%の範囲で異なることがある。同一の利益に対して法人所得税が２回支払われた場合、二重課税防止に関連して還付請求が行われる。

XIII．純売上高

純売上高は、主として投資信託に請求される、管理報酬、管理会社報酬、名義書換代行報酬および実績報酬から構成されている。

XIV．評価調整

評価調整は、関連する資産から直接控除される。これらの評価調整は、評価調整が行われた根拠の適用がなくなった場合には継続されない。

注３．有形資産および無形資産

ルクセンブルグ、オランダ、イタリア、スウェーデンおよびドイツにおいて、有形資産は、その他の什器備品、工具および機器から構成されている。スペインは、有形資産を保有していない。

	（ユーロ）
総帳簿価額－期首残高	**6,732,488**
支店の移転	166,895
期中取得－ルクセンブルグ	348,216
期中取得－支店	100,781
総帳簿価額－期末残高	**7,348,380**
償却－期首残高	**(6,697,888)**
期中償却－ルクセンブルグ	(48,798)
支店の移転	(115,928)
期中償却－支店	(26,349)
償却－期末残高	**(6,888,963)**
純帳簿価額－ルクセンブルグ期首残高	**34,600**
純帳簿価額－ルクセンブルグ期末残高	**334,018**
純帳簿価額－支店期首残高	**－**
純帳簿価額－支店期末残高	**125,399**

無形資産は、オランダ、スウェーデン、スペインおよびイタリアののれんから構成されている。ドイツは、のれんを保有していない。

	（ユーロ）
のれん－期首残高	**－**
期中取得	3,383,208
のれん－期末残高	**3,383,208**
償却－期首残高	**－**
期中償却	(332,137)
償却－期末残高	**(332,137)**
のれん－期首残高	**－**
のれん－期末残高	**3,051,071**

注４．金融資産

関連企業における株式

当期の金融固定資産の変動は、以下のとおりである、

	関連企業における株式 （ユーロ）
総帳簿価額－期首残高	**369,460**
総帳簿価額－期末残高	**369,460**
純帳簿価額－期末残高	**369,460**
純帳簿価額－期首残高	**369,460**

当社は、以下の企業の発行済株式資本の少なくとも20%を所有している。

企業名 （法的形式）	登記上の 事務所	所有権 %	直近貸借 対照表日	当該企業の 貸借対照表日 の純株主資本 （ユーロ）＊	直近事業 年度の利益 （ユーロ）＊
アライアンス・バーンスタイン （フランス）S.A.S.	パリ	100%	2020年 12月31日	1,400,066	66,002

＊無監査の数値に基づく

関連企業への貸付

当事業年度におけるサンフォード・C・バーンスタイン・リミテッドへの貸付契約の変動は、以下のとおりである。

貸付契約の内容	SCB LTDへの貸付 （ユーロ）
期首残高	**37,000,000**
期中純変動	3,000,000
期末残高	**40,000,000**

当社は、2020年12月29日付でサンフォード・C・バーンスタイン・リミテッドと40,000,000ユーロの貸付契約を締結した。貸付額は額面価額で評価される。金利0.01%が毎月発生し、2021年２月26日の満期時に支払われる。

注５．売掛金

売掛金は、以下から構成されている。

項目	2020年 （ユーロ）	2019年 （ユーロ）
管理会社報酬および管理報酬	101,609,386	97,077,022
機関投資運用報酬	2,064,310	2,000,875
名義書換代行報酬	2,259,734	3,835,406
合計	105,933,430	102,913,303

注６．関連企業からの未収金

2020年12月31日現在、関連企業からの未収金残高合計3,582,109ユーロには、複数の企業に対する売掛金の純額が含まれている。総額では、未収金残高合計3,936,266ユーロおよび未払金残高合計354,157ユーロである。

注７．その他の債権

2020年12月31日現在、その他の債権は主として当社がファンドに代わって支払ったファンドの請求書に関するファンドからの未収金で構成されている。（2020年：1,334,634ユーロおよび2019年：6,624,324ユーロ）

注８．その他の投資およびデリバティブ金融商品

その他の投資

当期中の変動は、以下のとおりである。

	2020年 （ユーロ）	2019年 （ユーロ）
総帳簿価額－期首残高	103,955	103,955
期中取得	890	－
総帳簿価額－期末残高	104,845	103,955
減価償却－期首残高	－	－
期中償却	－	－
純帳簿価額－期首残高	－	－
純帳簿価額－期末残高	104,845	103,955

デリバティブ金融商品

2020年12月31日現在、当社は以下の為替予約を締結した。

通貨	購入額	通貨	売却額	満期日	公正価値 （ユーロ）	未実現利益／ 未実現（損失） （ユーロ）
豪ドル	11,000,000	ユーロ	6,781,816	2021年１月15日	6,937,316	155,499

注９．前払金

2020年12月31日現在、主として事務所賃借料、従業員の駐車料および年間購読料から構成されている。

注10. 資本金および準備金

	発行済資本金（ユーロ）	資本剰余金（ユーロ）	法定準備金（ユーロ）	その他の準備金（ユーロ）	前期繰越利益（ユーロ）	中間配当（ユーロ）	当期利益（ユーロ）	合計（ユーロ）
2019年12月31日現在	**16,300,000**	**3,438,135**	**1,630,000**	**15,821,350**	**43,947,769**	**(25,000,000)**	**21,905,324**	**78,042,578**
・ドイツ支店繰越利益	―	―	―	―	2,748,619	―	―	2,748,619
・前年度利益の割当	―	―	―	―	(3,094,676)	25,000,000	(21,905,324)	―
・優先配当金	―	―	―	―	(9,543,587)	―	―	(9,543,587)
・中間配当金	―	―	―	―	―	(17,000,000)	―	(17,000,000)
・2014年および2015年の富裕税および調整	―	―	―	(4,790,125)	4,790,125	―	―	―
・2020年の富裕税の割当	―	―	―	1,944,475	(1,944,475)	―	―	―
・当期利益	―	―	―	―	―	―	25,157,476	25,157,476
2020年12月現在	**16,300,000**	**3,438,135**	**1,630,000**	**12,975,700**	**36,903,775**	**(17,000,000)**	**25,157,476**	**79,405,086**

2019年度の実績の配分は、2020年４月30日に開催された当社の年次株主総会で承認された。

中間普通配当は、2020年６月30日現在の中間ポジションに基づき2020年８月25日に開催された当社の取締役会の書面決議により承認された。

注11. 発行済資本

発行済資本金は16,300,000ユーロであり、無額面の130,000クラスＢ普通株および33,000優先株に分割される。

	クラスＢ普通株数	優先株数
発行済資本－期首残高	130,000	33,000
期中発行	―	―
期中変動	―	―
発行済資本－期末残高	**130,000**	**33,000**

注12. 資本剰余金

資本剰余金は3,438,135ユーロである。

	資本剰余金（ユーロ）
資本剰余金および類似剰余金－期首残高	3,438,135
期中変動	―
資本剰余金および類似剰余金－期末残高	**3,438,135**

注13. 法定準備金

ルクセンブルグの会社は、法定準備金が発行済株式資本の10%に達するまで、前期繰越損失を控除後の年間純利益の少なくとも５%を法定準備金に充当することを要求されている。この準備金を配当することはできない。

2020年12月31日現在、法定準備金は既に法定要求額に達しており、さらなる充当の必要はない。

注14. その他の準備金

純富裕税法（VStG第８条）の第８項に基づき、当社の純富裕税債務を低減するために特別純富裕税準備金が設定されている。この特別準備金は、法人所得税から控除されることを想定した純富裕税額の５倍に相当する。この特別純富裕税準備金は、純富裕税債務の減額を利用するため、５年間は分配を行うことができない。

2014年および2015年の純富裕税の前期繰越利益への再配分は、2020年４月30日に開催された当社の年次株主総会で承認された。

注15. 買掛金

買掛金は、以下から構成されている。

項目	2020年 （ユーロ）	2019年 （ユーロ）
未払販売報酬	83,068,403	85,528,034
合計	83,068,403	85,528,034

買掛金は全額、１年以内に支払期限が到来する。

注16. 関連企業に対する未払金

2020年12月31日現在、関連企業に対する未払金は、主としてアライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（ABLP）との間の62,386,237ユーロの純額の会社間残高により構成されており、提供されたグループサービスに対する純未払金を表している。当社とアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーとの間の資産および負債の項目間での相殺に対応する総額は、未収金残高合計129,388,639ユーロおよび未払金残高合計191,774,876ユーロ（2019年：アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーとの50,373,451ユーロ）および関連企業に対するその他の会社間未払金残高により構成されている。

注17. その他の債務

その他の債務は、主として納税引当金で構成されている。

	所得税 （ユーロ）	地方法人税 （ユーロ）	純富裕税 （ユーロ）	合計 （ユーロ）
納税引当金－期首残高	**547,440**	**297,393**	**21,000**	**865,833**
期中変動				
経常活動にかかる税金費用	5,941,043	2,197,372	(21,000)	8,117,415
支店の税金費用	328,967	－	－	328,967
支払額	(5,852,181)	(1,968,645)	－	(7,820,826)
納税引当金－期末残高	**965,269**	**526,120**	**－**	**1,491,389**

注18. 純売上高

純売上高は、以下のような活動のカテゴリーに分類される。

項目	2020年 （ユーロ）	2019年 （ユーロ）
管理報酬	822,244,455	785,421,730
名義書換代行報酬	27,834,623	25,484,646
管理会社報酬	51,323,964	45,830,625
実績報酬	32,479,191	24,336,760
移転価格収益	53,824,513	22,678,411
顧問報酬－個別的運用委任	255,322	－
合計	987,962,068	903,752,172

純売上高は、

・アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーAB LPに100%還付される管理報酬および運用報酬
・AB LPに60%還付される管理会社報酬
・当社が100%保持する名義書換代行報酬
・AB LPによる当社の販売戦略ビジネス・ユニット（SBU）の損益純額の払戻しおよび2020年以降は支店の払戻しについての移転価格収益

により構成されている。

注19. その他の営業収益

2020年12月31日現在、当該金額は、主として支店の直接運営費用に対して８％のマージンおよびSBUの販売の直接運営費用から販売計画支払額と販売サービス費用を差し引いた額に対して８％のマージンで構成されている。（2020年：1,333,337ユーロおよび2019年：136,839ユーロ）

注20. その他の外部費用

その他の外部費用は、以下から構成されている。

項目	2020年 （ユーロ）	2019年 （ユーロ）
管理報酬	523,416,418	513,374,448
販売報酬	332,975,988	290,906,631
管理会社報酬	30,794,380	27,498,375
実績報酬	32,479,191	24,336,760
合計	919,665,977	856,116,214

管理報酬の還付可能総額は、822,244,455ユーロであった。

注21. 人件費

当社は、当期に平均88名の正社員を雇用していた（2019年：47名）。

以下は内訳である。

項目	2020年 平均	2019年 平均
経営陣	2	2
従業員－ルクセンブルグ	51	45
従業員－支店	35	－
合計	88	47

注22. 管理・経営・監督機関のメンバーに付与される報酬、前受金およびローン、ならびに当該機関の前メンバーのための退職年金債務

損益計算書に開示されている給料および賃金を除いて、管理・経営・監督機関のメンバーに付与された報酬はなかった。

給与および賃金の他に、監督機関のメンバーに支払われた10,675ユーロ（2019年：7,000ユーロ）の手数料は、その他の営業費用として開示されている。

管理・経営・監督機関のメンバーに付与される金額、ならびに当該機関の前メンバーのための退職年金債務は無い。

注23. 関連当事者

本注記において上述した他に、関連当事者はいない。

注24. その他の営業費用

その他の営業費用には、4,310,733ユーロ（2019年：4,763,197ユーロ）の株主サービス費用と3,382,056ユーロ（2019年：3,017,844ユーロ）の技術割当額が含まれている。残りの費用はネットワーク費用、法人および管理事務費用割当額、賃借料および還付不能のVATに関連する。

注25. 監査人報酬

2020年12月に監査報酬として112,000ユーロが前払いされた。当社が監査法人および税理士法人に支払う報酬として発生した金額の合計は、以下のとおりである。

項目	2020年 （ユーロ）	2019年 （ユーロ）
監査報酬	57,328	107,280
税金関連費用	9,485	6,200
合計	66,813	113,480

注26. その他の利息および類似収益と費用

当該勘定は、主として為替損益から構成されている。

注27. 所得税

当社は、ルクセンブルグの商業会社すべてに適用される一般的規制を課せられている。

注28. 簿外契約債務

金融契約債務は、以下のとおりである。

項目	2020年 （ユーロ）	2019年 （ユーロ）
保証契約およびその他の直接債務肩代わり契約	186,462	186,462
リース契約（未払の賃借料）	3,728,329	3,581,184
通貨先渡売買	6,781,816	7,382,264
合計	10,696,607	11,149,910

当社は、2020年12月22日付でエイチエスビーシー・バンク・ピーエルシー・ロンドンと、6,781,816ユーロを売却し、11,000,000豪ドルを購入する、2021年１月15日を満期日とする先物為替予約を締結した。豪ドルの先物為替予約の目的は、４半期毎の豪ドル建の分配金の支払いによる為替エクスポージャーを減らすことである。

注29．当期における重要事象

2019年の終わりから2021年にかけて、新型コロナウイルス感染症（COVID－19）の発生が世界的な大流行（パンデミック）に拡大した。コロナウイルスの蔓延による混乱の拡大および世界経済への永続的で重大な悪影響の可能性から、市場のボラティリティは増加し、パンデミックとその結果が拡大し続けるにつれて再発の可能性が高まっている。

当社は、引き続き、状況の変化と運用するファンドの財政状態への影響を監視し、状況に応じて運用計画を調整する。当社の経営陣は、本書日までに当社の年次財務書類で開示を必要とするその他の重要な事象はないと判断している。

注30．後発事象

参照すべき後発事象はない。

次へ

Balance Sheet as at December 31, 2020

AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l.

Assets	Notes	2020 EUR	2019 EUR
A. Subscribed capital unpaid		-	-
I. Subscribed capital not called		-	-
II. Subscribed capital called but unpaid		-	-
B. Formation expenses		-	-
C. Fixed assets		**43,879,948**	**37,404,060**
I. Intangible assets			
1. Costs of development		-	-
2. Concessions, patents, licences, trademarks and similar rights and assets, if they were		-	-
a) acquired for valuable consideration and need not be shown under C.I.3		-	-
b) created by the undertaking itself		-	-
3. Goodwill, to the extent that it was acquired for valuable consideration	3	3,051,071	-
4. Payments on account and intangible assets under development		-	-
II. Tangible fixed assets			
1. Land and buildings		-	-
2. Plant and machinery		-	-
3. Other fixtures and fittings, tools and equipment	2,3	459,417	34,600
4. Payments on account and tangible assets in the course of construction		-	-
III. Financial assets			
1. Shares in affiliated undertakings	2,4	369,460	369,460
2. Loans to affiliated undertakings	2,4	40,000,000	37,000,000
3. Participating interests		-	-
4. Loans to undertakings with which the undertaking is linked by virtue of participating interests		-	-
5. Investments held as fixed assets		-	-
6. Other loans		-	-

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

Balance Sheet as at December 31, 2020

AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l.

Assets (cont.)	Notes	2020 EUR	2019 EUR
D. Current Assets		**186,527,055**	**179,842,693**
I. Stocks			
1. Raw materials and consumables		-	-
2. Work in progress		-	-
3. Finished goods and goods for resale		-	-
4. Payments on account		-	-
II. Debtors			
1. Trade debtors			
a) (becoming due and payable within one year)	2,5	105,933,430	102,913,303
b) (becoming due and payable after more than one year)		-	-
2. Amounts owed by affiliated undertakings			
a) (becoming due and payable within one year)	2,6	3,582,109	528,991
b) (becoming due and payable after more than one year)		-	-
3. Amounts owed by undertakings with which the undertaking is linked by virtue of participating interests			
a) (becoming due and payable within one year)		-	-
b) (becoming due and payable after more than one year)		-	-
4. Other debtors			
a) (becoming due and payable within one year)	2,7	2,133,568	6,736,636
b) (becoming due and payable after more than one year)		-	-
III. Investments			
1. Shares in affiliated undertakings		-	-
2. Own shares		-	-
3. Other investments	2,8	260,344	236,528
IV. Cash at bank and in hand		74,503,249	69,408,603
E. Prepayments	9	114,355	18,632
Total (ASSETS)		230,407,003	217,246,753

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

Balance Sheet as at December 31, 2020

AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l.

CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES	Notes	2020 EUR	2019 EUR
A. Capital and reserves	10	**79,405,086**	**78,042,578**
I. Subscribed capital	10,11	16,300,000	16,300,000
II. Share premium account	10,12	3,438,135	3,438,135
III. Revaluation reserve		-	-
IV. Reserves			
1. Legal reserve	10,13	1,630,000	1,630,000
2. Reserves provided for by the articles of association		-	-
3. Other reserves, including the fair value reserve			
a) (other available reserves)			
b) (other non-available reserves)	10,14	12,975,700	15,821,350
V. Profit or loss brought forward	10	36,903,775	43,947,769
VI. Profit or loss for the financial year	10	25,157,476	21,905,324
VII. Interim Dividends	10	(17,000,000)	(25,000,000)
VIII. Capital investment subsidies		-	-
B. Provisions			
1. Provisions for pensions and similar obligations		-	-
2. Provisions for taxation		-	-
3. Other provisions		-	-
C. Creditors		**151,001,917**	**139,204,175**
1. Debenture Loans			
a) Convertible loans			
i) (becoming due and payable within one year)		-	-
ii) (becoming due and payable after more than one year)		-	-
b) Non-convertible loans			
i) (becoming due and payable within one year)		-	-
ii) (becoming due and payable after more than one year		-	-

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

Balance Sheet as at December 31, 2020

AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l.

CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES (cont.)	Notes	2020 EUR	2019 EUR
2. Amounts owed to credit institutions			
a) (becoming due and payable within one year)		-	-
b) (becoming due and payable after more than one year)		-	-
3. Payments received on account of orders in so far as they are not shown separately as deductions from stocks			
a) (becoming due and payable within one year)		-	-
b) (becoming due and payable after more than one year)		-	-
4. Trade Creditors			
a) (becoming due and payable within one year)	2,15	83,068,403	85,528,034
b) (becoming due and payable after more than one year)		-	-
5. Bills of exchange payable			
a) (becoming due and payable within one year)		-	-
b) (becoming due and payable after more than one year)		-	-
6. Amounts owed to affiliated undertakings			
a) (becoming due and payable within one year)	2,16	63,073,089	51,672,169
b) (becoming due and payable after more than one year)		-	-
7. Amounts owed to undertakings with which the undertaking is linked by virtue of participating interests			
a) (becoming due and payable within one year)		-	-
b) (becoming due and payable after more than one year)		-	-
8. Tax and social security debts			
a) Tax authorities	2,17	1,491,389	865,833
b) Social security authorities		272,119	242,152
9. Other creditors			
a) (becoming due and payable within one year)	2	3,096,917	895,987
b) (becoming due and payable after more than one year)		-	-
D. Deferred Income		-	-
Total (CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES)		**230,407,003**	**217,246,753**

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

Profit and Loss account for the year ended December 31, 2020

AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l.

PROFIT AND LOSS ACCOUNT	Notes	2020 EUR	2019 EUR
1. Net turnover	2,18	987,962,068	903,752,172
2. Variation in stocks of finished goods and in work in progress		-	-
3. Work performed by the undertaking for its own purposes and capitalized		-	-
4. Other operating income	19	1,339,555	145,444
5. Raw Materials and consumables and other external expenses			
a) Raw Materials and consumables		-	-
b) Other external expenses	20	(919,665,977)	(856,116,214)
6. Staff costs	21,22	(16,594,817)	(5,572,289)
a) Wages and salaries		(14,581,571)	(4,424,139)
b) Social security costs		(1,441,737)	(456,959)
i) (relating to pensions)		-	-
ii) (other social security costs)		-	-
c) Other staff costs		(571,509)	(691,191)
7. Value adjustments			
a) In respect of formation expenses and of tangible and intangible fixed assets	2,3	(408,459)	(29,938)
b) In respect of current assets		-	-
8. Other operating expenses	24	(19,211,695)	(13,309,926)
9. Income from participating interests			
a) Derived from affiliated undertakings		-	-
b) Other income from participating interests		-	-
10. Income from other investments and loans forming part of the fixed assets			
a) Derived from affiliated undertakings		-	-
b) Other income not included under a)		483	-
		33,421,158	28,869,249

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

Profit and Loss account for the year ended December 31, 2020

AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l.

PROFIT AND LOSS ACCOUNT (cont.)	Notes	2020 EUR	2019 EUR
11. Other interest receivable and similar income			
a) Derived from affiliated undertakings		-	-
b) Other interest and similar income	26	6,255,735	6,981,402
12. Share of profit or loss of undertakings accounted for under the equity method		-	-
13. Value adjustments in respect of financial assets and of investments held as current assets		-	-
14. Interest payable and similar expenses			
a) Concerning affiliated undertakings		-	-
b) Other interest and similar expenses	26	(6,288,243)	(6,667,980)
15. Tax on profit or loss	27	(8,231,174)	(7,320,547)
Profit or loss after taxation		**25,157,476**	**21,862,124**
16. Other taxes not shown under items 1 to 16	27	-	43,200
Profit or loss for the financial year		**25,157,476**	**21,905,324**

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2020

AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l.

Note 1. General Information

AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l. (the "Company") was incorporated on July 31, 1990 in Luxembourg, as a limited liability company for an unlimited period under the name Alliance Capital (Luxembourg) S.A.. The Company was converted into a private limited company (*société à responsabilité limitée*) on April 11, 2011. The purpose of the Company, as amended on February 1, 2019, is:

- the management of Luxembourg and foreign undertakings for collective investment in transferable securities authorised according to EU Directive 2009/65/EC and the additional management of other Luxembourg and foreign undertakings for collective investment, in accordance with Article 101(2) and Annex II of the Luxembourg Law of December 17, 2010 relating to undertakings for collective investment (the "2010 Law");
- the performance, for Luxembourg and foreign alternative investment funds ("AIFs") within the meaning of EU Directive 2011/61/EU of management functions, administration functions, marketing functions and other activities related to the assets of AIFs, in accordance with Article 5(2) and Annex I of the Luxembourg Law of July 12, 2013 relating to alternative investment fund managers (the "2013 Law");
- the provision of services of (a) management of portfolios of investments on a discretionary client by- client basis (b) investment advice and (c) the reception and transmission of orders in relation to financial investments as contemplated in Article 101(3) of the 2010 Law and/or Article 5(4) of the 2013 Law.

The registered office of the Company is established in 2-4, rue Eugène Ruppert, L-2453 Luxembourg.

The Company's financial year starts on 1 January and ends on 31 December of each year.

Since July 1, 2006, the Company has acted as Distributor of the AllianceBernstein investment funds for which the Company is acting as management company and alternative investment fund manager (the "Funds").

The Company is owned by a wholly owned subsidiary (AllianceBernstein Holdings Limited) and an indirect wholly-owned subsidiary (AllianceBernstein Preferred Limited) of AllianceBernstein L.P., a limited partnership formed in Delaware and domiciled in New York, as follows:

- 79.75% AllianceBernstein Holdings Limited – 130,000 class B ordinary shares;
- 20.25% AllianceBernstein Preferred Limited – 33,000 preference shares.

The Company is included in the consolidated accounts of AllianceBernstein L.P. forming the largest body of undertakings of which the Company forms a part as a direct/indirect subsidiary undertaking. The registered office of that company is located at 1345 Avenue of the Americas, New York, N.Y. and the consolidated accounts were available at February 12, 2020 on US Securities and Exchange Commission Washington, D.C. 20549.

The transfer of business activities from AllianceBernstein Limited to the Company were completed as follows:

- Dutch representative office: transfer as of 1 January 2020
- Swedish branch: transfer as of 1 January 2020
- Italian representative office: transfer as of 28 January 2020
- Spanish branch: transfer as of 24 March 2020

Such activities are now performed in each country under a branch of the Company.

AB Europe GmbH merged with the Company on 2 November 2020 and, as part of this cross-border merger, the business activities conducted by AB Europe GmbH are now conducted under the branch of the Company in Germany (from an accounting perspective, the German branch is integrated retroactively as of 1 January , 2020).

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2020

AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l.

Note 2. Summary of significant accounting policies

A. Basis of preparation

The annual accounts have been prepared in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements under historical cost convention. The consolidated accounts include the figures of the five Branches acquired in 2020. Accounting policies and valuation rules are, in addition to the ones laid down by the law, determined and applied by the board of managers of the Company (the "Board of Managers").

Accounting policies and valuation rules are, besides the ones laid down by the law of 19 December 2002, determined and applied by the Board of Managers.

The preparation of annual accounts requires the use of certain critical accounting estimates. It also requires the Board of Managers to exercise their judgement in the process of applying the accounting policies. Changes in assumptions may have a significant impact on the annual accounts in the period in which the assumptions changed. Management believes that the underlying assumptions are appropriate and that the annual accounts therefore present the financial position and results fairly.

The Company makes estimates and assumptions that affect the reported amounts of assets and liabilities in the next financial year. Estimates and judgements are continually evaluated and are based on historical experience and other factors, including expectations of future events that are believed to be reasonable under the circumstances.

B. Significant accounting policies

The significant accounting policies applied by the Company are:

I. Intangible fixed assets

Intangible fixed assets are stated at historical cost less accumulated amortization. Goodwill in the branches are amortised on a straight-line basis over their useful expected useful lives of 10 years.

II. Tangible fixed assets

Tangible fixed assets are stated at historical cost less accumulated depreciation. They are depreciated on a straight-line basis over their expected useful lives of 4 years.

III. Financial assets

Investments held as financial fixed assets are carried at cost less any impairment in value which in the opinion of the Board of Managers is considered as durable. These value adjustments are reversed if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply. The Company's share of the results of the financial fixed assets is included in the profit and loss account only to the extent of dividends declared.

IV. Debtors

Debtors are valued at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2020

AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l.

Note 2. Summary of significant accounting policies ((continued)

V. Transferable securities

Transferable securities are valued at the lower of cost or market value and expressed in the currency in which the annual accounts are prepared. A value adjustment is recorded where the market value is lower than the purchase cost. This value adjustment is discontinued if the original reason for the value adjustment no longer applies.

VI. Derivative Financial Instruments

The Company may enter into derivative financial instruments such as forward foreign exchange contracts. The Company records initially derivative financial instruments at cost.

Derivative financial instruments are valued based on the forward foreign exchange rate applicable at the balance sheet date.

VII. Foreign currency translation

The Company's base currency is Euro (EUR) and its accounting records are maintained in that currency.

Assets and liabilities in other currencies are translated into EUR at the rates prevailing at the balance sheet date except for fixed assets, which are recorded at the historic rate. Income and expense transactions are recorded at the rates prevailing on the date of transaction. Realized gains and losses and unrealized gains and losses are reflected in the profit and loss account.

Transactions expressed in currencies other that EUR are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction. Formation expenses and long-term assets expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction. At the balance sheet date, these assets remain translated at historical exchange rates.

Cash at bank is translated at the exchange rate effective at the time of the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account of the year.

Other assets and liabilities are translated separately respectively at the lower or at the higher of the value converted at the historical exchange rate or the value determined on the basis of the exchange rates effective at the balance sheet date. Solely the unrealised exchange losses are recorded in the profit and loss account. The exchange gains are recorded in the profit and loss account at the moment of their realisation.

Where there is an economic link between an asset and liability, these are valued in total according to the method described above and the net unrealized losses are recorded in the profit and loss account whereas the net unrealized exchange gains are not recognised.

VIII. Prepayments

Prepayments include expenditure incurred during the financial year but relating to a subsequent financial year.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2020

AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l.

Note 2. Summary of significant accounting policies (continued)

IX. Provisions

Provisions are intended to cover losses or debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet, are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

Provisions may also be created to cover changes that have originated in the financial year under review or in a previous financial year, the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet, are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

X. Creditors

Creditors are recorded at their reimbursement value. Where the amount repayable on account is greater than the amount received, the difference is recorded in the profit and loss account when the debt is issued.

XI. Other Creditors

Other creditors include the amounts relating to the VAT payable, audit and regular charges accruals. The accruals calculation is based on the most recently received invoices.

XII. Provision for taxation

Corporate income taxes are charged on profits at the applicable local tax rates. As the Company has a number of overseas branches, the tax rates by local jurisdiction can vary between 20% and 33%. Where corporate income taxes have been paid twice on the same profits, the relevant claim for double tax relief will be made.

XIII. Net Turnover

Net turnover is mainly composed of management fees, management company fees, transfer agent fees, performance fees charged to collective investment undertakings.

XIV. Value adjustments

Value adjustments are deducted directly from the related asset. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2020

AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l.

Note 3. Tangible assets and Intangible assets

Tangible assets are composed of other fixtures and fittings tools and equipment for Luxembourg, Netherlands, Italy, Sweden and Germany. Spain has no fixed assets.

	EUR
Gross book value – opening balance	**6,732,488**
Branch Transfers	166,895
Additions for the year - Luxembourg	348,216
Additions for the year – Branches	100,781
Gross book value – closing balance	**7,348,380**
Amortization – opening balance	**(6,697,888)**
Amortization for the year - Luxembourg	(48,798)
Branch Transfers	(115,928)
Amortization for the year - Branches	(26,349)
Amortization – closing balance	**(6,888,963)**
Net book value – opening Luxembourg balance	**34,600**
Net book value – closing Luxembourg balance	**334,018**
Net book value – opening Branches balance	**-**
Net book value – closing Branches balance	**125,399**

Intangible assets are composed of goodwill from Netherlands, Sweden, Spain and Italy. Germany has no Goodwill.

	EUR
Goodwill - opening balance	**-**
Additions for the year	3,383,208
Goodwill – closing balance	**3,383,208**
Amortization – opening balance	**-**
Amortization for the year	(332,137)
Amortization – closing balance	**(332,137)**
Net goodwill – opening balance	**-**
Net goodwill – closing balance	**3,051,071**

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2020

AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l.

Note 4. Financial assets

Shares in affiliated undertakings

The movements in financial fixed assets for the year is as follow.

	Shares in affiliated undertakings EUR
Gross book value – opening balance	**369,460**
Gross book value – closing balance	**369,460**
Net book value – opening balance	**369,460**
Net book value – closing balance	**369,460**

The Company owns at least 20% of the issued share capital of the following undertakings:

Undertaking's Name (legal form)	Registered office	Ownership %	Last balance sheet date	Net equity at the balance sheet date of the company concerned* EUR	Profit of the last financial year* EUR
AllianceBernstein (France) S.A.S.	Paris	100%	December 31, 2020	1,400,066	66,002

*Based on unaudited figures

Loans to affiliated undertakings

Sanford C. Bernstein Limited Loan Agreement movements during the year:

Loan Agreements detail	SCB LTD Loan EUR
Opening balance	**37,000,000**
Net movements for the year	3,000,000
Closing balance	**40,000,000**

The Company signed a Loan Agreement of EUR 40,000,000 on the 29th December 2020 with Sanford C. Bernstein Limited. The loan is valued at nominal value. Interests of 0.01% are monthly accrued and will be paid at maturity, on the 26th February 2021.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2020

AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l.

Note 5. Trade debtors

Trade debtors consists of:

Description	2020 EUR	2019 EUR
Management Company Fee and Management Fee	101,609,386	97,077,022
Institutional Investment Management Fee	2,064,310	2,000,875
Transfer Agency Fee	2,259,734	3,835,406
Total	**105,933,430**	**102,913,303**

Note 6. Amounts owed by affiliated undertakings

As at December 31, 2020, the total balance owed by affiliated undertakings of EUR 3,582,109 includes net receivable balances owed by several entities. The gross amounts corresponding to a total receivable balance of EUR 3,936,266 and a total payable balance of EUR 354,157.

Note 7. Other debtors

As at December 31, 2020 other debtors are mainly composed of balances receivable from the Funds regarding the fund invoices paid by the Company on behalf of the funds (2020: EUR 1,334,634; 2019: EUR 6,624,324).

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2020

AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l.

Note 8. Other investments and derivative financial instruments

Other investments

The movements for the year are as follows.

	2020 EUR	2019 EUR
Gross book value – opening balance	**103,955**	**103,955**
Additions for the year	890	-
Gross book value – closing balance	**104,845**	**103,955**
Depreciation – opening balance	**-**	**-**
Depreciation for the year	-	-
Net book value – opening balance	**-**	**-**
Net book value – closing balance	**104,845**	**103,955**

Derivative financial instruments

As at December 31, 2020 the Company entered into foreign exchange contracts as detailed below:

Currency	Amount purchased	Currency	Amount sold	Maturity date	Fair value (EUR)	Unrealised gain / Unrealised (Loss) (EUR)
AUD	11,000,000	EUR	6,781,816	15 January 2021	6,937,316	155,499

Note 9. Prepayments

As at December 31, 2020 prepayments are mainly composed of office rental, employee parking spots' fees and annual subscriptions.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2020

AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l.

Note 10. Capital and reserves

	Subscribed Capital EUR	Share Premium EUR	Legal reserve EUR	Other reserves EUR	Profit brought forward EUR	Interim Dividend EUR	Profit for the financial year EUR	Total EUR
As at December 31, 2019	**16,300,000**	**3,438,135**	**1,630,000**	**15,821,350**	**43,947,769**	**(25,000,000)**	**21,905,324**	**78,042,578**
• Germany Branch profit brought fwd	-	-	-	-	2,748,619	-	-	2,748,619
• Allocation of prior year's result	-	-	-	-	(3,094,676)	25,000,000	(21,905,324)	-
• Preference dividend	-	-	-	-	(9,543,587)	-	-	(9,543,587)
• Interim dividend	-	-	-	-	-	(17,000,000)	-	(17,000,000)
• 2014, 2015 NWT & Adj	-	-	-	(4,790,125)	4,790,125	-	-	-
• 2020 NWT allocation				1,944,475	(1,944,475)			-
• Profit for the year	-	-	-	-	-	-	25,157,476	25,157,476
As at December, 2020	**16,300,000**	**3,438,135**	**1,630,000**	**12,975,700**	**36,903,775**	**(17,000,000)**	**25,157,476**	**79,405,086**

The allocation of the 2019 result was approved by the annual general meeting of the shareholders of the Company held on April 30, 2020.
The interim ordinary dividend distribution was approved by the circular resolution of the Board of Managers of the Company held on August 25, 2020 on the basis of an interim position as at 30 June 2020.

Note 11. Subscribed capital

The subscribed capital amounts to EUR 16,300,000 and is divided into 130,000 class B ordinary shares and 33,000 preference shares without a par value.

	Number of class B ordinary shares	Number of preference shares
Subscribed capital – opening balance	**130,000**	**33,000**
Subscription for the year	-	-
Movements for the year	-	-
Subscribed capital – closing balance	**130,000**	**33,000**

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2020

AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l.

Note 12. Share premium account

The share premium amounts to EUR 3,438,135.

	Share premium EUR
Share premium and similar premiums – Opening balance	**3,438,135**
Movements for the year	-
Share premium and similar premiums – Closing balance	**3,438,135**

Note 13. Legal reserve

Luxembourg companies are required to allocate to a legal reserve a minimum of 5% of the annual net income after deduction of any losses brought forward, until this reserve equals 10% of the subscribed share capital. This reserve may not be distributed.

As at 31 December 2020, the legal reserve has already reached the legal requirement and no further allocation needed.

Note 14. Other reserves

Based on the paragraph 8 of Net Wealth Tax law (§8 of VStG) a special Net Wealth Tax reserve has been created in order to reduce the Net Wealth Tax of the Company. This special reserve amounts to five times the envisaged Net Wealth Tax credit deducted from the corporate income tax. This special Net Wealth Tax reserve has to remain unavailable for distribution for five years, to take advantage of the reduction in Net Wealth Tax liability.

The 2014 and 2015 NWT re-allocation to the profit brought forward was approved by the annual general meeting of the shareholders of the Company held on April 30, 2020.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2020

AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l.

Note 15. Trade creditors

Trade creditors consist of:

Description	2020 EUR	2019 EUR
Accrued Distributors Fees	83,068,403	85,528,034
Total	83,068,403	85,528,034

All trade creditors are due within one year.

Note 16. Amounts owed to affiliated undertakings

As at December 31, 2020, the amounts owed to affiliated undertakings are mainly composed of a net intercompany balance of EUR 62,386,237 with AllianceBernstein L.P. ("ABLP") and represent net payable for group services rendered. The gross amounts corresponding to this set-off between asset and liability items between the Company and AllianceBernstein L.P. amount to a total receivable balance of EUR 129,388,639 and a total payable balance of EUR 191,774,876 (2019: EUR 50,373,451) with AllianceBernstein L.P.) and other intercompany balances payable to affiliates.

Note 17. Other creditors

The Other creditors are mainly composed of provisions for taxation:

	Corporate Income Tax EUR	Municipal Business Tax EUR	Net Wealth Tax EUR	Total EUR
Tax Provisions – Opening Balance	**547,440**	**297,393**	**21,000**	**865,833**
Movements for the Year				
Tax expenses on ordinary activity	5,941,043	2,197,372	(21,000)	8,117,415
Tax expenses Branches	328,967	-	-	328,967
Payment	(5,852,181)	(1,968,645)	-	(7,820,826)
Tax Provisions – Closing Balance	**965,269**	**526,120**	**-**	**1,491,389**

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2020

AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l.

Note 18. Net turnover

The net turnover is broken down by category of activity as follows:

Description	2020 EUR	2019 EUR
Management Fee	822,244,455	785,421,730
Transfer Agency Fee	27,834,623	25,484,646
Management Company Fee	51,323,964	45,830,625
Performance Fee	32,479,191	24,336,760
Transfer Pricing Revenue	53,824,513	22,678,411
Advisory Fees – Segregated Mandates	255,322	-
Total	987,962,068	903,752,172

The net turnover is composed of:

- management fees and performance fees that are 100% retroceded back to AB LP
- management company fees retroceded 60% back to AB LP
- transfer agency fees 100% retained by the Company
- transfer pricing revenue by AB LP for the reimbursement of net P&L of the Company's distribution strategic business unit ("SBU") and since 2020 for the reimbursement of the branches.

Note 19. Other operating income

As at December 31, 2020, the amount is mainly composed of the 8% margin on direct operating expenses of the branches and the 8% margin on direct operating expenses of the distribution SBU net of the distribution plan payments and distribution service expenses (2020: EUR 1,333,337; 2019: EUR 136,839).

Note 20. Other external expenses

Other external expenses consist of:

Description	2020 EUR	2019 EUR
Management Fee	523,416,418	513,374,448
Distribution Fee	332,975,988	290,906,631
Management Company Fee	30,794,380	27,498,375
Performance Fee	32,479,191	24,336,760
Total	919,665,977	856,116,214

The gross management fee available for retrocession amounted to EUR 822,244,455.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2020

AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l.

Note 21. Staff costs

The Company employed an average of 88 full time persons during the Reference Period (2019: 47).

They are represented by:

Description	Average 2020	Average 2019
Management	2	2
Employees Luxembourg	51	45
Employees Branches	35	-
Total	88	47

Note 22. Emoluments, advances and loans granted to the members of the administrative, managerial and supervisory bodies and commitments in respect of retirement pensions for former members of those bodies

No remunerations were granted to the members of the administrative, managerial and supervisory bodies other than salaries and wages disclosed in the profit and loss account.

Other than salaries and wages, fees paid to a member of the supervisory body for an amount of EUR 10,675 (EUR 7,000 in 2019) is disclosed in other operating expenses.

There have been no amounts granted to the members of the administrative, managerial and supervisory bodies and commitments in respect of retirement pensions for former members of those bodies.

Note 23. Related parties transactions

There are no other related parties than those already disclosed on previous notes.

Note 24. Other operating expenses

Other operating expenses include shareholder services expenses of EUR 4,310,733 (2019: EUR 4,763,197) and technology allocations of EUR 3,382,056 (2019: EUR 3,017,844). The remaining costs relate to networking fees, corporate and administration allocations, rental and non-reimbursable VAT.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2020

AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l.

Note 25. Auditor's Fees

On December 2020 an advance payment for audit fees was paid amounted of EUR 112,000. The total fees accrued by the Company to the audit and tax firm are:

Description	2020 EUR	2019 EUR
Audit Fees	57,328	107,280
Tax Related Fees	9,485	6,200
Total	66,813	113,480

Note 26. Other interest and similar income and expenses

This account is mainly composed of foreign exchange gains and losses.

Note 27. Income Tax

The Company is subject to the general regulation applicable to all Luxembourg commercial companies.

Note 28. Off-balance sheet commitments

The financial commitments are as follows:

Description	2020 EUR	2019 EUR
Guarantees and other direct substitutes for credit	186,462	186,462
Leasing (rents not yet paid)	3,728,329	3,581,184
Forward purchase and sale currencies	6,781,816	7,382,264
Total	10,696,607	11,149,910

The Company entered into a forward foreign exchange contract with HSBC Bank Plc London on 22 December 2020 selling EUR 6,781,816 and buying 11,000,000 Australian Dollars with the contract maturing on 15 January 2021. The purpose of the Australian Dollars forward foreign exchange contract was to reduce the foreign exchange exposure from the quarterly Australian Dollars distribution fees.

Notes to the Annual Accounts as at December 31, 2020

AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l.

Note 29. Significant event during the year

Beginning late in 2019 and continuing through 2021, the outbreak of a coronavirus, which causes the disease known as COVID-19, expanded into a global pandemic. Growing turmoil from the spread of this coronavirus, and the potential for enduring and significant adverse impacts on global economies, have driven bouts of increased market volatility, which may recur as the pandemic and its results continue to unfold.

The Company will continue to monitor the evolving situation and its impact on the financial position of the investment funds it manages and will adjust operational plans accordingly as the situation warrants.
The Company's management has determined that there are no other material events that would require disclosure in the Company's annual accounts through this date.

Note 30. Subsequent events

There's no subsequent event to make reference to.

中間財務書類

ａ．　管理会社の日本文の中間財務書類は、管理会社が作成した原文の中間財務書類を翻訳したものである。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第４項ただし書の規定の適用によるものである。

ｂ．　管理会社の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第１条の３第７項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。

ｃ．　管理会社の原文の中間財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、株式会社三菱UFJ銀行の2021年12月30日現在における対顧客電信売買相場の仲値（１ユーロ＝130.51円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エル
貸借対照表
2021年６月30日現在

		2021年		2020年	
資　産	注記	（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
A．未払発行済資本		―	―	―	―
Ⅰ．未請求発行済資本		―	―	―	―
Ⅱ．未払請求済発行済資本		―	―	―	―
B．設立費		―	―	―	―
C．固定資産		53,695,824	7,007,842	43,879,948	5,726,772
Ⅰ．無形資産					
１．研究開発費		―	―	―	―
２．免許、特許、ライセンス、商標ならびに類似権利および資産、以下に該当する場合：		―	―	―	―
ａ）有価約因で取得され、C．Ⅰ．３により表示不要		―	―	―	―
ｂ）企業自体によって生成		―	―	―	―
３．営業権、有価約因で取得された範囲内	3	2,881,910	376,118	3,051,071	398,195
４．事前支払額および無形資産仮勘定		―	―	―	―
Ⅱ．有形資産					
１．土地および建物		―	―	―	―
２．プラントおよび機械		―	―	―	―
３．その他の什器備品、工具および機器	2,3	444,454	58,006	459,417	59,959
４．事前支払額および建設仮勘定		―	―	―	―
Ⅲ．金融資産					
１．関連企業持分	2,4	369,460	48,218	369,460	48,218
２．関連企業に対する債権	2,4	50,000,000	6,525,500	40,000,000	5,220,400
３．参加持分		―	―	―	―
４．参加持分に連動する関連企業に対する債権		―	―	―	―
５．固定資産として保有の投資		―	―	―	―
６．その他の債権		―	―	―	―

添付の注記は当中間財務書類の一部である。

		2021年		2020年	
資　産（続き）		（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
D．流動資産		161,532,482	21,081,604	186,527,055	24,343,646
Ⅰ．棚卸資産					
1．原材料および消耗品		—	—	—	—
2．仕掛品		—	—	—	—
3．完成品および商品		—	—	—	—
4．事前支払額		—	—	—	—
Ⅱ．債権					
1．売掛金					
a）（1年以内に期限到来）	2,5	80,430,292	10,496,957	105,933,430	13,825,372
b）（1年超に期限到来）		—	—	—	—
2．関連企業からの未収金					
a）（1年以内に期限到来）	2,6	322,152	42,044	3,582,109	467,501
b）（1年超に期限到来）		—	—	—	—
3．参加持分に連動する関連企業からの未収金					
a）（1年以内に期限到来）		—	—	—	—
b）（1年超に期限到来）		—	—	—	—
4．その他の債権					
a）（1年以内に期限到来）	2,7	3,437,487	448,626	2,133,568	278,452
b）（1年超に期限到来）		—	—	—	—
Ⅲ．投資					
1．関連企業持分		—	—	—	—
2．自己株式		—	—	—	—
3．その他の投資	2,8	86,597	11,302	260,344	33,977
Ⅳ．預金および手許現金		76,842,350	10,028,695	74,503,249	9,723,419
E．前払金	9	413,604	53,979	114,355	14,924
合計（資産）		215,228,306	28,089,446	230,407,003	30,070,418

添付の注記は当中間財務書類の一部である。

資本金、準備金および負債	注記	2021年		2020年	
		（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
A．資本金および準備金	10	82,457,956	10,761,588	79,405,086	10,363,158
Ⅰ．発行済資本	10,11	16,300,000	2,127,313	16,300,000	2,127,313
Ⅱ．資本剰余金	10,12	3,438,135	448,711	3,438,135	448,711
Ⅲ．再評価積立金		―	―	―	―
Ⅳ．準備金					
１．法定準備金	10,13	1,630,000	212,731	1,630,000	212,731
２．定款に規定された準備金		―	―	―	―
３．公正価値準備金を含むその他の準備金					
ａ）（その他の分配可能準備金）					
ｂ）（その他の分配不可能準備金）	10,14	12,162,400	1,587,315	12,975,700	1,693,459
Ⅴ．前期繰越損益	10	36,330,964	4,741,554	36,903,775	4,816,312
Ⅵ．当期損益	10	12,596,457	1,643,964	25,157,476	3,283,302
Ⅶ．中間配当金	10	―	―	(17,000,000)	(2,218,670)
Ⅷ．資本投資補助金		―	―	―	―
B．引当金					
１．年金および類似債務に関する引当金		―	―	―	―
２．納税引当金		―	―	―	―
３．その他の引当金		―	―	―	―
C．債務		132,770,350	17,327,858	151,001,917	19,707,260
１．社債					
ａ）転換権付ローン					
ⅰ）（１年以内に期限到来）		―	―	―	―
ⅱ）（１年超に期限到来）		―	―	―	―
ｂ）転換権なしローン					
ⅰ）（１年以内に期限到来）		―	―	―	―
ⅱ）（１年超に期限到来）		―	―	―	―

添付の注記は当中間財務書類の一部である。

資本金、準備金および負債（続き）	注記	2021年		2020年	
		（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
2．信用機関に対する未払金					
a）（1年以内に期限到来）		―	―	―	―
b）（1年超に期限到来）		―	―	―	―
3．棚卸資産からの控除として区分表示されない範囲の注文前受金					
a）（1年以内に期限到来）		―	―	―	―
b）（1年超に期限到来）		―	―	―	―
4．買掛金					
a）（1年以内に期限到来）	2,15	83,669,842	10,919,751	83,068,403	10,841,257
b）（1年超に期限到来）		―	―	―	―
5．未払為替手形					
a）（1年以内に期限到来）		―	―	―	―
b）（1年超に期限到来）		―	―	―	―
6．関連企業に対する未払金					
a）（1年以内に期限到来）	2,16	43,076,461	5,621,909	63,073,089	8,231,669
b）（1年超に期限到来）		―	―	―	―
7．参加持分に連動する関連企業に対する未払金					
a）（1年以内に期限到来）		―	―	―	―
b）（1年超に期限到来）		―	―	―	―
8．税金および社会保障債務					
a）税務当局	2,17	607,577	79,295	1,491,389	194,641
b）社会保障機関		243,435	31,771	272,119	35,514
9．その他の債務					
a）（1年以内に期限到来）	2	5,173,035	675,133	3,096,917	404,179
b）（1年超に期限到来）		―	―	―	―
D．繰延収益		―	―	―	―
合計（資本金、準備金および負債）		215,228,306	28,089,446	230,407,003	30,070,418

添付の注記は当中間財務書類の一部である。

アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エル
損益計算書
2021年６月30日に終了した期間

		2021年		2020年	
損益勘定	注記	（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
１．純売上高	2,18	504,227,855	65,806,777	987,962,068	128,938,929
２．在庫変動（完成品および仕掛品）		—	—	—	—
３．自らのために関連企業によって実施され資本計上された業務		—	—	—	—
４．その他の営業収益	19	784,627	102,402	1,339,555	174,825
５．原材料、消耗材およびその他の外部費用					
ａ）原材料および消耗財		—	—	—	—
ｂ）その他の外部費用	20	(470,126,048)	(61,356,151)	(919,665,977)	(120,025,607)
６．人件費	21,22	(9,744,513)	(1,271,756)	(16,594,817)	(2,165,790)
ａ）賃金および給料		(8,636,075)	(1,127,094)	(14,581,571)	(1,903,041)
ｂ）社会保障費		(849,982)	(110,931)	(1,441,737)	(188,161)
ⅰ）（年金に関連するもの）		—	—	—	—
ⅱ）（その他の社会保障費）		—	—	—	—
ｃ）その他の人件費		(258,456)	(33,731)	(571,509)	(74,588)
７．評価調整					
ａ）設立費、有形／無形固定資産に関連するもの	2,3	(234,253)	(30,572)	(408,459)	(53,308)
ｂ）流動資産に関連するもの		—	—	—	—
８．その他の営業費用	24	(8,564,642)	(1,117,771)	(19,211,695)	(2,507,318)
９．参加証券からの収益					
ａ）関連企業から生じた		—	—	—	—
ｂ）参加持分からのその他の収益		—	—	—	—
10．その他の投資および固定資産の一部を構成する貸付金からの収益					
ａ）関連企業から生じた		—	—	—	—
ｂ）ａ）に該当しないその他の収益		—	—	483	63
11．その他の利息および類似収益					
ａ）関連企業から生じた		—	—	—	—
ｂ）その他の利息および類似収益	26	4,168,073	543,975	6,255,735	816,436
12．持分法による関連企業の損益に対する持分		—	—	—	—
13．金融資産および流動資産として保有する投資に関する評価調整		—	—	—	—
14．利息および類似費用					
ａ）関連企業		—	—	—	—
ｂ）その他の利息および類似費用	26	(4,666,312)	(609,000)	(6,288,243)	(820,679)
15．損益にかかる税金	27	(3,248,330)	(423,940)	(8,231,174)	(1,074,251)
税引後損益		12,596,457	1,643,964	25,157,476	3,283,302
16．１－16までの項目に含まれないその他の税金	27	—	—	—	—
当期損益		12,596,457	1,643,964	25,157,476	3,283,302

添付の注記は当中間財務書類の一部である。

アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エル
中間財務書類に対する注記
2021年６月30日現在

注１．一般事項

アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エル（「当社」）は、1990年７月31日にルクセンブルグにおいて、アライアンス・キャピタル（ルクセンブルグ）エス・エイの名称で存続無期限の有限責任会社として設立された。当社は、2011年４月11日に有限会社（société à responsabilité limitée）に転換された。2019年２月１日付で修正された当社の目的は以下のとおりである。

- EU 通達2009／65／ECに基づき認可されたルクセンブルグ籍およびルクセンブルグ以外の国籍の譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）の運用ならびに投資信託に関するルクセンブルグの2010年12月17日法（「2010年法」）第101条第２項および付属書IIに基づく他のルクセンブルグ籍およびルクセンブルグ以外の国籍の投資信託（UCI）の運用
- オルタナティブ投資ファンド運用会社に関するルクセンブルグの2013年７月12日法（「2013年法」）第５条第２項および付属書Ｉに従い、EU通達2011／61／EUの意味においてルクセンブルグ籍およびルクセンブルグ以外の国籍のオルタナティブ投資ファンド（「AIF」）のために行うAIFの資産に関する運用、管理事務、マーケティングその他の活動の遂行
- （ａ）顧客毎の一任運用ベースの投資対象のポートフォリオの運用業務および（ｂ）投資助言業務、（ｃ）2010年法第101条第３項および／または2013年法第５条第４項に企図された金融投資に関する注文の送受業務を提供

当社の登記上の事務所は、ルクセンブルグ Ｌ－2453、ユージェーヌ・リュペール通り２－４番に設立されている。

当社の事業年度は、各年の１月１日に開始し、12月31日に終了する。

2006年７月１日以降、当社は、当社が管理会社およびオルタナティブ投資ファンド運用会社として業務を行うアライアンス・バーンスタイン投資ファンド（以下「ファンド」という。）の販売会社として業務を行っている。

当社は、デラウェア州で設立されニューヨークに所在するリミテッド・パートナーシップであるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーの全株所有子会社（アライアンス・バーンスタイン・ホールディングス・リミテッド）および間接全株所有子会社（アライアンス・バーンスタイン・プリファード・リミテッド）によって以下のとおり所有されている。

- 79.75% アライアンス・バーンスタイン・ホールディングス・リミテッド－130,000クラスＢ普通株
- 20.25% アライアンス・バーンスタイン・プリファード・リミテッド－33,000優先株

当社は、当社が直接／間接的な子会社として一部を構成する事業体の最大部分を構成するアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーの連結財務書類に含まれる。当企業の登記上の事務所は、アメリカ合衆国、TN37203、ナッシュビル、コマース通り500番に所在し、連結財務書類は、ワシントンD.C.20549の米国証券取引委員会で2020年２月12日に公表された。

当社の５つの支社の所在地は以下のとおりである。

・　オランダ、アムステルダム
・　ドイツ、ミュンヘン
・　イタリア、ミラノ
・　スペイン、マドリッド
・　スウェーデン、ストックホルム

注２．重要な会計方針の概要

A．作成基準

中間財務書類は、ルクセンブルグの法令上の要件に準拠し、取得原価主義に基づいて作成されている。会計方針および評価規則は、法律で認められたもののほかに、当社の取締役会（「取締役会」）によって決められ採用される。

会計方針および評価規則は、2002年12月19日法で認められたもののほかに、取締役会によって決められ採用される。

中間財務書類の作成には、特定の重要な会計上の見積もりの使用が要求される。また、取締役会は、会計方針を採用する過程で判断を下すことが求められる。仮定の変更は、仮定が変更された期間の中間財務書類に大きな影響を及ぼす可能性がある。経営陣は、基礎となる仮定が適切であり、したがって中間財務書類が財政状態および成績を公正に表示していると考えている。

当社は、翌事業年度において資産および負債の報告金額に影響を及ぼす見積もりおよび仮定を行う。見積りおよび判断は、常に評価され、かつ、状況に応じて合理的と思われる将来の事象に関する予測を含む過去の経験およびその他の要因に基づく。

B．重要な会計方針

当社が採用する重要な会計方針は、以下のとおりである。

Ⅰ．無形資産

無形資産は取得原価から償却累計額を控除して表示される。支店ののれんは、見積耐用年数である10年間にわたり定額法で償却される。

Ⅱ．有形資産

有形資産は取得原価から減価償却累計額を控除して表示され、見積耐用年数である４年間にわたり定額法で償却される。

Ⅲ．金融資産

金融固定資産として保有される投資対象は、取締役会の判断により恒久性のある投資と見なされる場合には、簿価の減損を控除した原価で計上される。評価調整が行われる理由が適用されなくなった場合には、当該評価調整額から戻入れられる。当社の持分法による金融固定資産の損益は、宣言された配当金の範囲内で損益計算書に含まれる。

Ⅳ．債権

債権は額面価額で評価され、回収困難な場合には評価調整を課せられる。評価調整が行われる理由が適用されなくなった場合には、この評価調整は継続されない。

Ⅴ．譲渡性証券

譲渡性証券は、取得原価か時価のいずれか低い方で評価され、中間財務書類が作成される通貨で表示される。時価が購入原価より低い場合、評価調整が計上される。評価調整が行われる元の理由が適用されなくなった場合には、この評価調整は継続されない。

Ⅵ．デリバティブ金融商品

当社は先物為替予約のような金融デリバティブ取引を行うことがある。当社は、デリバティブ金融商品を当初は取得原価で計上する。

デリバティブ金融商品は、貸借対照表日現在で適用される先物為替レートに基づき評価される。

Ⅶ. 外貨換算

当社の基本通貨はユーロ（EUR）で、その会計記録もユーロによっている。

その他の通貨建ての資産および負債は、取得時レートで記帳される固定資産を除き、貸借対照表日の実勢為替レートによりユーロに換算される。収益および費用取引は、取引日の実勢為替レートにより記帳される。実現損益および未実現損益は、損益計算書に反映される。

ユーロ以外の通貨で表示される取引は、取引時点の実勢為替レートでユーロに換算される。ユーロ以外の通貨で表示される設立費および固定資産は、取引時点の実勢為替レートでユーロに換算される。貸借対照表日現在、これらの資産は、取得時の為替レートで換算されたままである。

銀行預金は、貸借対照表日現在の実勢為替レートで換算される。為替差損益は、当上半期の損益計算書に計上される。

その他の資産および負債は、それぞれ、取得時の為替レートで換算された価額と、貸借対照表日の為替レートを基に決定された価額とのいずれか低い方または高い方で個別に換算される。未実現の為替差損のみが損益計算書に計上される。為替差益は、実現時に損益計算書に計上される。

資産と負債の間に経済的関連性がある場合には、これらは上述の方法に従って総額で評価され、純未実現損失は損益計算書に計上されるのに対し、純未実現為替差益は認識されない。

Ⅷ. 前払金

前払金には、当上半期に負担したが次の事業期間に関わる費用が含まれる。

Ⅸ. 引当金

引当金は、貸借対照表日現在、負担する予定であるか負担することが確かであるが金額が不確定か発生日時が不確定な、その性質が明確に定められる損失または債務に対応することを意図している。

また引当金は、貸借対照表日現在、負担する予定であるか負担することが確かであるが金額が不確定か発生日時が不確定な、その性質が明確に定められる当事業期間または前事業年度に由来する変更に対応するために設けることができる。

Ⅹ．債務

債務は、その返済価額で計上される。債券発行時に償還額が受取額を上回る場合、差額が損益計算書に計上される。

ⅩⅠ．その他の債務

その他の債務には、VATに関する支払額、監査および通常の費用に関連する金額が含まれる。計算は、直近に受領した請求書に基づく。

ⅩⅡ．課税引当金

法人所得税は、適用ある地方税率が利益に対して課せられる。当社には海外支店が多数あるため、現地の管轄区域ごとに税率が20%から33%の範囲で異なることがある。同一の利益に対して法人所得税が２回支払われた場合、二重課税防止に関連して還付請求が行われる。

ⅩⅢ. 純売上高

純売上高は、主として投資信託に請求される、管理報酬、管理会社報酬、名義書換代行報酬および実績報酬から構成されている。

ⅩⅣ. 評価調整

評価調整は、関連する資産から直接控除される。これらの評価調整は、評価調整が行われた根拠の適用がなくなった場合には継続されない。

注３．有形資産および無形資産

ルクセンブルグ、オランダ、イタリア、スウェーデンおよびドイツにおいて、有形資産は、その他の什器備品、工具および機器から構成されている。スペインは、有形資産を保有していない。

	（ユーロ）
総帳簿価額－期首残高	7,348,380
期中取得－ルクセンブルグ	40,378
期中取得－支店	12,415
総帳簿価額－期末残高	7,401,173
償却－期首残高	(6,888,963)
期中償却－ルクセンブルグ	(48,413)
期中償却－支店	(19,343)
償却－期末残高	(6,956,719)
純帳簿価額－ルクセンブルグ期首残高	334,018
純帳簿価額－ルクセンブルグ期末残高	325,983
純帳簿価額－支店期首残高	125,399
純帳簿価額－支店期末残高	118,471

無形資産は、オランダ、スウェーデン、スペインおよびイタリアののれんから構成されている。ドイツは、のれんを保有していない。

	（ユーロ）
のれん－期首残高	3,383,208
期中取得	－
のれん－期末残高	－
償却－期首残高	(332,137)
期中償却	(169,161)
償却－期末残高	(501,298)
のれん－期首残高	3,051,071
のれん－期末残高	2,881,910

注４．金融資産

関連企業における株式

当上半期の金融固定資産の変動は、以下のとおりである、

	関連企業における株式 （ユーロ）
総帳簿価額－期首残高	**369,460**
総帳簿価額－期末残高	**369,460**
純帳簿価額－期末残高	**369,460**
純帳簿価額－期首残高	**369,460**

当社は、以下の企業の発行済株式資本の少なくとも20%を所有している。

企業名 （法的形式）	登記上の 事務所	所有権 %	直近貸借 対照表日	当該企業の 貸借対照表日 の純株主資本 （ユーロ）＊	直近事業 年度の利益 （ユーロ）
アライアンス・バーンスタイン （フランス）S.A.S.	パリ	100%	2020年 12月31日	1,463,927	66,379

関連企業への貸付

2021年１月１日から2021年６月30日までの期間におけるバーンスタイン・オートノマス・エルエルピーへの貸付契約の変動は、以下のとおりである。

貸付契約の内容	BA LLPへの貸付 （ユーロ）
期首残高	**40,000,000**
期中純変動	10,000,000
期末残高	**50,000,000**

当社は、2021年６月25日付でバーンスタイン・オートノマス・エルエルピーと50,000,000ユーロの貸付契約を締結した。貸付額は額面価額で評価される。金利0.01%が毎月発生し、2021年９月15日の満期時に支払われる。

注５．売掛金

売掛金は、以下から構成されている。

項目	2021年６月（未監査） （ユーロ）	2020年 （ユーロ）
管理会社報酬および管理報酬	71,519,454	101,609,386
機関投資運用報酬	4,258,583	2,064,310
名義書換代行報酬	4,652,255	2,259,734
合計	80,430,292	105,933,430

注６．関連企業からの未収金

2021年６月30日現在、関連企業からの未収金残高合計320,961ユーロには、複数の企業に対する売掛金の純額が含まれている。総額では、未収金残高合計554,908ユーロおよび未払金残高合計233,947ユーロである。

注７．その他の債権

2021年６月30日現在、その他の債権は主として当社がファンドに代わって支払ったファンドの請求書に関するファンドからの未収金で構成されている。（2021年：2,533,104ユーロおよび2020年：1,334,634ユーロ）

注８．その他の投資およびデリバティブ金融商品

その他の投資

当上半期中の変動は、以下のとおりである。

	2021年６月（未監査） （ユーロ）	2020年 （ユーロ）
総帳簿価額－期首残高	104,845	103,955
期中取得	－	890
総帳簿価額－期末残高	104,845	104,845
減価償却－期首残高	－	－
期中償却	－	－
純帳簿価額－期首残高	－	－
純帳簿価額－期末残高	104,845	104,845

デリバティブ金融商品

2021年６月30日現在、当社は以下の為替予約を締結した。

通貨	購入額	通貨	売却額	満期日	公正価値 （ユーロ）	未実現利益／ 未実現（損失） （ユーロ）
豪ドル	10,000,000	ユーロ	6,348,881	2021年７月15日	6,330,633	(18,248)

注９．前払金

2021年６月30日現在、主として事務所賃借料、従業員の年金・健康保険料および年間購読料から構成されている。

注10. 資本金および準備金

	発行済資本金（ユーロ）	資本剰余金（ユーロ）	法定準備金（ユーロ）	その他の準備金（ユーロ）	前期繰越利益（ユーロ）	中間配当（ユーロ）	当期利益（ユーロ）	合計（ユーロ）
2020年12月現在	**16,300,000**	**3,438,135**	**1,630,000**	**12,975,700**	**36,903,775**	**(17,000,000)**	**25,157,476**	**79,405,086**
・前年度利益の割当	―	―	―	―	8,157,476	17,000,000	(25,157,476)	―
・優先配当金	―	―	―	―	(9,543,587)	―	―	(9,543,587)
・2016年の富裕税および調整	―	―	―	(2,700,500)	2,700,500	―	―	―
・2021年の富裕税の割当	―	―	―	1,887,200	(1,887,200)	―	―	―
・当期利益	―	―	―	―	―	―	12,596,457	12,596,457
2021年６月30日現在	**16,300,000**	**3,438,135**	**1,630,000**	**12,162,400**	**36,330,964**	**―**	**12,596,457**	**82,457,956**

2020年度の実績の配分は、2021年４月15日に開催された当社の年次株主総会で承認された。

注11. 発行済資本

発行済資本金は16,300,000ユーロであり、無額面の130,000クラスＢ普通株および33,000優先株に分割される。

	クラスＢ普通株数	優先株数
発行済資本－期首残高	130,000	33,000
期中発行	―	―
期中変動	―	―
発行済資本－期末残高	**130,000**	**33,000**

注12. 資本剰余金

資本剰余金は3,438,135ユーロである。

	資本剰余金（ユーロ）
資本剰余金および類似剰余金－期首残高	3,438,135
期中変動	―
資本剰余金および類似剰余金－期末残高	**3,438,135**

注13. 法定準備金

ルクセンブルグの会社は、法定準備金が発行済株式資本の10%に達するまで、前期繰越損失を控除後の年間純利益の少なくとも５%を法定準備金に充当することを要求されている。この準備金を配当することはできない。

2020年12月31日現在、法定準備金は既に法定要求額に達しており、さらなる充当の必要はない。

注14. その他の準備金

純富裕税法（VStG第８条）の第８項に基づき、当社の純富裕税債務を低減するために特別純富裕税準備金が設定されている。この特別準備金は、法人所得税から控除されることを想定した純富裕税額の５倍に相当する。この特別純富裕税準備金は、純富裕税債務の減額を利用するため、５年間は分配を行うことができない。

2016年の純富裕税の前期繰越利益への再配分は、2021年４月15日に開催された当社の年次株主総会で承認された。

注15. 買掛金

買掛金は、以下から構成されている。

項目	2021年６月（未監査）（ユーロ）	2020年（ユーロ）
未払販売報酬	83,669,842	83,068,403
合計	83,669,842	83,068,403

買掛金は全額、１年以内に支払期限が到来する。

注16. 関連企業に対する未払金

2021年６月30日現在、関連企業に対する未払金は、主としてアライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（ABLP）との間の41,179,127ユーロの純額の会社間残高により構成されており、提供されたグループサービスに対する純未払金を表している。当社とアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーとの間の資産および負債の項目間での相殺に対応する総額は、未収金残高合計460,155,107ユーロおよび未払金残高合計501,334,234ユーロ（2020年：アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーとの62,386,237ユーロ）および関連企業に対するその他の会社間未払金残高により構成されている。

注17. その他の債務

その他の債務は、主として納税引当金で構成されている。

	所得税（ユーロ）	地方法人税（ユーロ）	純富裕税（ユーロ）	合計（ユーロ）
納税引当金－期首残高	**965,269**	**526,120**	**－**	**1,491,389**
期中変動				
経常活動にかかる税金費用	2,329,517	861,603	－	3,191,119
支店の税金費用	(436,559)	－	－	(436,559)
支払額	(2,654,050)	(984,322)	－	(3,638,372)
納税引当金－期末残高	**204,177**	**403,400**	**－**	**607,577**

注18. 純売上高

純売上高は、以下のような活動のカテゴリーに分類される。

項目	2021年６月（未監査）（ユーロ）	2020年（ユーロ）
管理報酬	408,110,541	822,244,455
名義書換代行報酬	14,012,748	27,834,623
管理会社報酬	25,208,632	51,323,964
実績報酬	28,281,614	32,479,191
移転価格収益	25,668,662	53,824,513
顧問報酬－個別的運用委任	2,945,658	255,322
合計	504,227,855	987,962,068

純売上高は、

・アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーAB LPに100%還付される管理報酬および運用報酬
・AB LPに60%還付される管理会社報酬
・当社が100%保持する名義書換代行報酬
・AB LPによる当社の販売戦略ビジネス・ユニット（SBU）の損益純額の払戻しおよび2020年以降は支店の払戻しについての移転価格収益

により構成されている。

注19. その他の営業収益

2021年６月30日現在、当該金額は、主として支店の直接運営費用に対して８％のマージンおよびSBUの販売の直接運営費用から販売計画支払額と販売サービス費用を差し引いた額に対して８％のマージンで構成されている。（2021年：782,432ユーロおよび2020年：1,333,337ユーロ）

注20. その他の外部費用

その他の外部費用は、以下から構成されている。

項目	2021年６月（未監査）（ユーロ）	2020年（ユーロ）
管理報酬	263,566,400	523,416,418
販売報酬	163,152,853	332,975,988
管理会社報酬	15,125,181	30,794,380
実績報酬	28,281,614	32,479,191
合計	470,126,048	919,665,977

管理報酬の還付可能総額は、408,110,541ユーロであった。

注21. 人件費

当社は、当期に平均89名の正社員を雇用していた（2020年：88名）。

以下は内訳である。

項目	2021年 平均	2020年 平均
経営陣	2	2
従業員－ルクセンブルグ	50	51
従業員－支店	37	35
合計	89	88

注22. 管理・経営・監督機関のメンバーに付与される報酬、前受金およびローン、ならびに当該機関の前メンバーのための退職年金債務

損益計算書に開示されている給料および賃金を除いて、管理・経営・監督機関のメンバーに付与された報酬はなかった。

管理・経営・監督機関のメンバーに付与される金額、ならびに当該機関の前メンバーのための退職年金債務は無い。

注23. 関連当事者

本注記において上述した他に、関連当事者はいない。

注24. その他の営業費用

その他の営業費用には、2,027,356ユーロ（2020年：4,310,733ユーロ）の株主サービス費用と1,543,603ユーロ（2020年：3,382,056ユーロ）の技術割当額が含まれている。残りの費用はネットワーク費用、法人および管理事務費用割当額、賃借料および還付不能のVATに関連する。

注25. 監査人報酬

当社が監査法人および税理士法人に支払う報酬として発生した金額の合計は、以下のとおりである。

項目	2021年６月（未監査） （ユーロ）	2020年 （ユーロ）
監査報酬	87,965	57,328
税金関連費用	23,712	9,485
合計	111,137	66,813

注26. その他の利息および類似収益と費用

当該勘定は、主として為替損益から構成されている。

注27. 所得税

当社は、ルクセンブルグの商業会社すべてに適用される一般的規制を課せられている。

4【利害関係人との取引制限】

約款により、管理会社は、各ポートフォリオのために、（a）管理会社、（b）その関係法人、（c）管理会社もしくはその関係法人の取締役、または（d）それらの主要株主（自己または他の名義（ノミニー名義を含む。）をもってするを問わず、自己の勘定でこれらの会社の発行済株式総数10％以上の株式を保有する者をいう。）であって、本人自らまたは自己の勘定で行為する者との間で、有価証券（ファンド証券を除く。）の売買もしくは貸付けをなし、または金銭の貸与を受けてはならない。ただし、当該取引が約款に定められた諸制限を遵守し、かつ国際的に承認された証券市場または国際的に承認された金融市場における、その時々の、（ⅰ）公に入手可能な相場に基づき決定された価格、または（ⅱ）適正な価格もしくは実勢利率によって行われる場合を除く。

5【その他】

（a）定款の変更

管理会社の定款の変更または管理会社の解散に関しては、定款規定に基づく株主総会の決議が必要である。

（b）事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、契約型投資信託を管理運用する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその事業を譲渡することができる。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお法人として存続する。

（c）出資の状況

該当なし。

（d）訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えることが予想される事実はない。

管理会社の会計年度は、毎年１月１日に始まり12月31日に終了する。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができる。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（「投資顧問会社」）

（AllianceBernstein L. P.）

①　資本金の額

2021年９月末日現在、ABの株主に帰属するパートナー持分資本は3,991,400千米ドル（約4,591億円）であり、総資本は3,991,400千米ドル（約4,591億円）である。

②　事業の内容

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーは、世界有数の投資運用会社で、2021年９月末日現在、総額約7,422億米ドル（約85.4兆円）の資産を運用している。ABは、米国にその本部を置き、世界26の国・地域、51都市に拠点を有する。

2021年９月末日現在、投資顧問会社は、デラウェア州法に基づき設立されたリミテッド・パートナーシップで、そのリミテッド・パートナーシップ持分の約36.1%を保有するアライアンス・バーンスタイン・ホールディング・エル・ピーの持分は、ニューヨーク証券取引所において取引されている。

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーのジェネラル・パートナーであるアライアンス・バーンスタイン・コーポレーションはエクイタブル・ホールディングス・インクの間接全額出資子会社である。

（２）ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイ（「保管受託銀行」および「管理事務代行会社」）

（Brown Brothers Harriman（Luxembourg）S. C. A.）

①　資本金の額

2021年12月末日現在、1,209万米ドル（約13億9,059万円）

②　事業の内容

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイは、1989年２月９日ルクセンブルグの法律に基づき設立期間無制限で設立され、ルクセンブルグ籍の投資信託の保管・支払業務を含むあらゆる種類の銀行業務を行う許可を得ている。

（３）アライアンス・バーンスタイン株式会社（「代行協会員」）

①　資本金の額

2021年12月末日現在、16億3,000万円である。

②　事業の内容

金融商品取引法に基づき、日本における金融商品取引業者としての業務を行っている。

（４）岩井コスモ証券株式会社（「日本における販売会社」）

① 資本金の額

2021年12月末日現在、135億円

② 事業の内容

金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいる。

（５）中銀証券株式会社（「日本における販売会社」）

① 資本金の額

2021年12月末日現在、20億円

② 事業の内容

金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいる。

※中銀証券株式会社は、日本における買戻しの取扱業務のみ行う。

（６）野村證券株式会社（「日本における販売会社」）

① 資本金の額

2021年12月末日現在、100億円

② 事業の内容

金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受、募集その他第一種金融商品取引業に関連する業務を行っている。同社は2021年12月末日現在、日本国内に121の本支店を有し、顧客に第一種金融商品取引業に関するサービスを提供している。なお、様々な投資運用業者発行の投資信託について販売会社として、また、外国投資信託の販売会社および代行協会員としてそれぞれ証券の販売・買戻しの取扱いを行っている。

２【関係業務の概要】

（１）アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（「投資顧問会社」）

ファンドに対し、投資顧問業務および投資運用業務を提供する。

ファンドに投資顧問業務を提供するにあたり、投資顧問会社は、投資顧問業務の一部を、投資顧問会社の完全子会社（以下「関連副投資顧問会社」という。）のうち、一もしくは複数の会社に再委託することができる。

関連副投資顧問会社は、投資顧問会社の責任と監督の下、投資判断を裁量的に行うことができ、また、かかる再委任された業務を提供しているポートフォリオの証券および資産を取得および処分することができる。

すべての関連副投資顧問会社は、投資顧問業務を提供する権限、登録、または承認を受けており、監督当局による健全性の監督の対象となる。

ファンドの運用に関与する関連副投資顧問会社は以下のとおりである。

- 英国W1J 8HA、ロンドン、バークレー・ストリート50番に本店を置くアライアンス・バーンスタイン・リミテッド（AllianceBernstein Limited）
- 香港、クォーリー・ベイ、ウエストランズ・ロード18番、タイクー・プレイス、ワン・アイランド・イースト39階に本店を置くアライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド（AllianceBernstein Hong Kong Limited）
- シンガポール、048583、サウス・タワー #27－11、ワン・ラッフルズ・クエイに本店を置くアライアンス・バーンスタイン（シンガポール）リミテッド（AllianceBernstein（Singapore）Ltd.）

－　日本国、東京都千代田区内幸町二丁目１番６号、日比谷パークフロント14階に本店を置くアライアンス・バーンスタイン株式会社
－　オーストラリア、2000、ニュー・サウス・ウェールズ、シドニー、フィリップ通り88番32階、オーロラ・プレイスのアライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド（AllianceBernstein Australia Limited）

ファンドのポートフォリオを逸脱しない範囲内で運用に関与する関連副投資顧問会社の詳細については、www.alliancebernstein.com/go/Sub-Inv-Manager-Affiliatesに記載している。

投資顧問会社および関連副投資顧問会社は、（ⅰ）管理会社の監督の下、（ⅱ）管理会社から受領する指示および投資配分基準に従い、いつでも、および（ⅲ）関連するポートフォリオに定められた投資目的および制限に従い、投資顧問業務を提供する。

（２）ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイ（「保管受託銀行」および「管理事務代行会社」）

ファンドの保管受託銀行および支払代行業務、管理事務代行業務（純資産価格の計算を含む。）、記帳業務ならびに管理会社との保管契約および管理契約に基づくその他の業務を行う。

保管受託銀行の職務

ファンドの資産の保管は保管受託銀行に委託される。保管可能な金融商品は、保管受託銀行により直接保管されるか、適用法令規則で認められる範囲内で、原則的に保管受託銀行と同じ保証を提供する第三者の各保管機関／副保管機関（ルクセンブルグの保管機関の場合には金融業に関する1993年４月５日法の意味における金融機関、ルクセンブルグ国外の保管機関の場合にはＥＵ法で規定される健全性規制・監督と同等の規制・監督に服している金融機関でなければならない。）を通じて保管される。保管受託銀行は、ファンドのキャッシュ・フローが適正に監視されていること、および、特に、申込代金が受領されていること、ならびにファンドのすべての現金が（ⅰ）ファンド、（ⅱ）ファンドを代理する管理会社または（ⅲ）ファンドを代理する保管受託銀行の名義の現金口座に記帳されていることを確保するものとする。

加えて、保管受託銀行は以下を確保しなければならない。

－　ファンド証券の販売、発行、買戻しおよび消却がルクセンブルグ法および約款に従って遂行されること。
－　ファンド証券の評価額がルクセンブルグ法および約款に従い計算されること。
－　ルクセンブルグ法または約款に抵触しない限り、ファンドおよびファンドのために行為する管理会社の指示を遂行すること。
－　ファンドの資産に係る取引において、対価が通常の制限時間内にファンドに送金されること。
－　ファンドの収益がルクセンブルグ法および約款に従って充当されること。

保管受託銀行は、ファンドおよび管理会社に対し、定期的に、ファンドのすべての資産の完全な在庫一覧を提供する。

職務の委託

2010年法第34（２）条および保管契約の規定に基づき、保管受託銀行は、一定の条件に従い、またその職務のより効率的な遂行のため、2010年法第34（３）条に定めるファンドの資産に対するその保管業務の一部もしくは全部を保管受託銀行が随時任命する一もしくは複数の受任者（以下「コルレス先金融機関」という。）に委託することができる。委託する義務には、資産の保管、保管不能の性質を有する資産の場合には当該資産の所有権の確認および当該資産の記録維持が含まれるが、これらに限定されるものではない。

コルレス先金融機関に関しては、保管受託銀行は、各市場において最も高い品質の第三者プロバイダーを選定するために設計されたプロセスを整備している。各コルレス先金融機関が要求される専門性および適性を有し、それを維持することを確保するために、保管受託銀行は、各コルレス先金融機関の選定および任命の際には正当な注意・調査義務を行使しなければならない。また保管受託銀行は、コルレス先金融機関が適用ある法令規則の要件を充足しているか否かについて定期的に評価を行い、コルレス先金融機関の義務が継続して適切に履行されることを確保するために、各コルレス先金融機関に対する継続的な監督を行うものとする。保管受託銀行が任命したコルレス先金融機関の報酬は、ファンドによって支払われる。

保管受託銀行の責任は、その保管するファンドの資産の全部または一部を当該コルレス先金融機関に委託しているという事実により影響を受けないものとする。

保管する金融商品の損失の場合、保管受託銀行は、ファンドに対し、不当な遅滞なく、同一の種類の金融商品またはそれに対応する金額を返還しなければならない。ただし、当該損失が保管受託銀行の合理的管理を超える外的事象の結果として発生し、かかる帰結を回避するためにあらゆる合理的な努力にもかかわらず回避できなかったであろう場合はこの限りではない。

利益相反

保管受託銀行は、その機能を遂行するに当たり、ファンドおよびファンドの受益者の利益のためにのみ、誠実および公平に、かつ専門家として独立した立場から行為するものとする。

保管受託銀行は、保管受託銀行に適用ある法令規則の遵守を要求する包括的で詳細な会社方針および手続きを維持する。

保管受託銀行は、利益相反の管理を統制する方針および手続きを整備している。これらの方針および手続きは、ファンドに対する業務の提供の中で発生し得る利益相反に対処するものである。

保管受託銀行の方針は、社内または社外の当事者が関与するすべての重要な利益相反が、速やかに開示され、上級管理職に提示され、登録され、緩和され、および／または適切に防止されることを要求している。利益相反が回避できない場合、保管受託銀行は、（ｉ）ファンドおよび受益者への利益相反の開示および（ii）当該利益相反の管理および監視を適切に行うためのあらゆる合理的な措置を講じるために、実効性のある組織上および管理上の体制を維持し、運営するものとする。

保管受託銀行は、従業員が利益相反方針および手続きについての説明、それに関するトレーニングおよびアドバイスを受けていること、また利益相反問題を防止するために義務および責任の適切な分離が行われていることを確保する。

利益相反方針および手続きの遵守は、保管受託銀行のジェネラル・パートナーである取締役会および保管受託銀行の授権された経営陣ならびに保管受託銀行のコンプライアンス、社内監査およびリスク管理の機能によって監督および監視される。

保管受託銀行は、潜在的な利益相反を特定および緩和するためのあらゆる合理的な措置を講じるものとする。これには、保管受託銀行の事業の規模、複雑さおよび性質に対して適切な保管受託銀行の利益相反方針を実施することが含まれる。この方針は、利益相反を生じさせる、または生じさせる可能性のある状況を特定するものであり、利益相反の管理のために従うべき手続きおよび講じるべき措置を含むものとする。利益相反の登録簿が保管受託銀行によって維持および監視される。

上記にかかわらず、保管受託銀行および／またはその関連会社がファンド、管理会社および／またはその他当事者に対してその他の業務を提供する際に随時潜在的な利益相反が発生する場合がある。保管受託銀行の関連会社は、保管受託銀行の第三者受任者として任命される可能性がある。保管受託銀行およびその関連会社との間で特定された利益相反には、主に、不正（悪評回避のために不正行為が監督官庁に報告されない。）、法的手段リスク（保管受託銀行に対して法的措置を取ることを控えたり回避する。）、不公平な選定（保管受託銀行が質と価格に基づかない選択を行う。）、倒産リスク（資産分離レベルや保管受託銀行の倒産に関する注意度が低い。）または単一グループエクスポージャーリスク（グループ内投資）が含まれる。

保管受託銀行（またはそのいずれかの関連会社）は、その事業の過程において、ファンドおよび／または他のファンド（保管受託銀行（またはそのいずれかの関連会社）がそのために行為する。）との間で利益相反が生じるか潜在的利益相反がある場合がある。例えば、保管受託銀行および／またはその関連会社は、その他のファンドの保管受託銀行、保管会社および／または管理事務代行会社として行為することがある。

また保管受託銀行は、保管受託銀行と管理会社との間の約款の規定に基づき、管理事務代行会社として行為する。保管受託銀行は、保管業務と管理事務代行業務の間に適切な業務分離（エスカレーションプロセスおよびガバナンスを含む。）を行っている。加えて、保管機能は、階層上および機能上、管理事務代行業務部門から分離されている。

コルレス先金融機関が、保管業務の受任関係と並行して、保管受託銀行との間に別の商業上および／または事業上の関係に入るかまたはかかる関係を有している状況において、利益相反の潜在的リスクが生じる可能性がある。その業務の遂行において、保管受託銀行とコルレス先金融機関の間で利益相反が生じる可能性がある。コルレス先金融機関が保管受託銀行と同じグループに属している場合、保管受託銀行は、当該関係から生じる潜在的利益相反（もしあれば）を特定し、かかる利益相反を緩和するためにあらゆる合理的な措置を講じることを引受ける。

保管受託銀行は、コルレス先金融機関への委託の結果として生じる特定の利益相反はないと予想している。かかる利益相反が生じる場合、保管受託銀行は、ファンドおよび管理会社に当該利益相反を通知するものとする。

保管受託銀行に係るその他の潜在的利益相反が存在する範囲で、当該利益相反は、保管受託銀行の方針および手続きに従って特定され、緩和され、対処されている。

利益相反または潜在的利益相反が生じる場合、保管受託銀行は、ファンドに対する義務を考慮し、ファンドとその他のファンド（そのために保管受託銀行が行為する。）を公平に扱うものとし、実務上可能な限り、すべての取引が、事前に定義された客観的基準に基づきかつファンドおよびファンドの受益者の唯一の利益に合致する条件で実行されるようにする。

情　報

委託される保管機能についての情報およびコルレス先金融機関のリストは、https://www.bbh.com/en-us/investor-services/custody-and-fund-services/depositary-and-trusteeにアクセスすることにより入手できる。当該リストは随時更新される場合があり、書面で請求することにより保管受託銀行から入手できる。

保管受託銀行の義務、起り得る利益相反ならびに保管受託銀行により委託された保管機能および当該委託から生じ得る利益相反の記載に関する最新の情報は、書面での請求により保管受託銀行から無料で入手できる。

（３）アライアンス・バーンスタイン株式会社（「代行協会員」）

日本におけるファンド証券の販売に関し、代行協会員としての業務を行う。

（４）岩井コスモ証券株式会社（「日本における販売会社」）

日本におけるファンド証券の販売に関し、日本における販売業務を行う。

（５）中銀証券株式会社（「日本における販売会社」）

日本におけるファンド証券の販売に関し、日本における買戻しの取扱業務を行う。

（６）野村證券株式会社（「日本における販売会社」）

日本におけるファンド証券の買戻しの取扱業務を行う。

３【資本関係】

管理会社の株式の79.75%は、投資顧問会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーの完全子会社であるアライアンス・バーンスタイン・ホールディングス・リミテッドが所有しており、20.25%は、投資顧問会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーの間接完全子会社であるアライアンス・バーンスタイン・プリファード・リミテッドが所有している。

第３【投資信託制度の概要】

（2021年12月付）

Ⅰ．定　　義

1915年法	商事会社に関する1915年８月10日法（改正済）
1993年法	金融セクターに関する1993年４月５日法（改正済）
2002年法	2012年７月１日発効の投資信託に関する2002年12月20日法（改正済）（2010年法が継承）
2004年法	リスク資本に投資する投資法人（以下「SICAR」という。）に関する2004年６月15日法（改正済）
2007年法	専門投資信託に関する2007年２月13日法（改正済）
2010年法	投資信託に関する2010年12月17日法（改正済）
2013年法	オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年７月12日法（改正済）
2016年法	リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年７月23日法（改正済）
AIF	2013年法第１条第39項に定めるオルタナティブ投資ファンド
AIFM	2013年法第１条第46項に定めるオルタナティブ投資ファンド運用会社
AIFMD	指令2003／41／ECおよび指令2009／65／ECならびに規則（EC）No.1060／2009および規則（EU）No.1095／2010を改正する、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年６月８日付欧州議会および欧州理事会指令2011／61／EU
AIFMR	適用除外、一般的な運用条件、保管受託銀行、レバレッジ、透明性および監督に関する欧州議会および欧州理事会指令2011／61／EUを補足する2012年12月19日付委員会委任規則（EU）No．231／2013
BMRまたは ベンチマーク規則	指令2008／48／ECおよび指令2014／17／EUならびに規則（EU）No．596／2014を改正する、金融商品および金融契約のベンチマークとしてまたは投資ファンドのパフォーマンスを測定するために用いられる指数に関する2016年６月８日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2016／1011
CESR	欧州証券市場監督局によって代替された欧州証券規制委員会（ESMA）
第16章管理会社	2010年法第16章に基づき認可を受けた管理会社
CSSF	ルクセンブルグの金融セクター監督当局である金融監督委員会
EC	欧州共同体
EEC	欧州経済共同体
ESMA	欧州証券市場監督局
EU	欧州連合（EECの継承機関であるECを吸収）
FCP	契約型投資信託
KIDまたはPRIIPs KID	規則1286／2014において言及される主要情報文書
KIIDまたはUCITS KIID	指令2009／65／EC第78条および2010年法第159条において言及される主要投資家情報文書
加盟国	欧州連合加盟国ならびに欧州経済地域を形成する契約の当事者である欧州連合加盟国以外の国で、当該契約および関連の法律に定める制限内で欧州連合加盟国に相当するとみなされる国

メモリアルＢ	メモリアル・ベ・ルクイ・アドミニストラティフ・エ・エコノミックという政府の公示が行われる官報の一版
メモリアルＣ	メモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオンという要求される会社の公告および通知が行われる官報の一版で、2016年６月１日からRESAに切り替えられた
MMF	MMF規則に基づくマネー・マーケット・ファンドとしての資格を有するファンド
MMF規則	随時改正および補足されるマネー・マーケット・ファンドに関する2017年６月14日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2017／1131
非個人向けパートⅡファンド	その発行文書において、ルクセンブルグの領域内で個人投資者に対して受益証券／投資証券を販売することが認められていないパートⅡファンド
パートⅠファンド	（特にUCITS Ⅳ指令をルクセンブルグ法において導入する）2010年法パートⅠに基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託。かかるファンドは、一般に「UCITS」と称する。
パートⅡファンド	2010年法パートⅡに基づく投資信託
PRIIP	PRIIPs規則の意味における、パッケージ型個人向け投資金融商品
PRIIPs規則または規則1286／2014	パッケージ型個人向け投資金融商品（PRIIPs）の主要情報文書に関する2014年11月26日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）1286／2014（改正済）
RAIF	2016年法第１条に定めるリザーブド・オルタナティブ投資ファンド
登録AIFM	運用資産が2013年法第３条およびAIFMDに規定される最低限度額を下回り、かつ、同条に規定される免除の恩恵を受け、利用する運用会社
個人向けパートⅡファンド	その発行文書において、ルクセンブルグの領域内で個人投資者に対して受益証券／投資証券を販売することが認められているパートⅡファンド
RESA	ルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオンという2016年６月１日付でメモリアルＣに代わって公式な発表とみなされる、中央電子プラットフォーム
SICAF	固定資本を有する投資法人
SICAV	変動資本を有する投資法人
SICAR	2004年法に基づくリスク資本に投資する投資法人
SFT規則	規則（EU）No．648／2012を改正する、証券金融取引および再使用の透明性に関する2015年11月25日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2015／2365
SIF	2007年法に基づく専門投資信託
UCI	投資信託
UCITS	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託
UCITS Ⅳ指令または指令2009／65／EC	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）に関する法律、規則および行政規定の調整に関する2009年７月13日付欧州議会および欧州理事会指令2009／65／EC
UCITS Ⅴ指令または指令2014／91／EU	預託業務、報酬方針および制裁に関して譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）に関する法律、規則および行政規定の調整に関する指令2009／65／ECを改正する2014年７月23日付欧州議会および欧州理事会指令2014／91／EU
UCITS Ⅴ法	ルクセンブルグ法へUCITS Ⅴ指令を法制化し、2010年法および2013年法を改正する2016年５月10日法
UCITS Ⅴ規則またはEU規則2016／438	預託機関の義務に関して欧州議会および欧州理事会指令2009／65／ECを補足する2015年12月17日付委員会委任規則（EU）2016／438（改正済）

UCITS所在加盟国	**UCITS Ⅳ指令第５条に基づきUCITSが認可を受けた加盟国**
UCITS受入加盟国	**UCITSの受益証券が販売される、UCITS所在加盟国以外の加盟国**
UCITS管理会社または第15章管理会社	**2010年法第15章に基づき認可を受けた管理会社**

Ⅱ．ルクセンブルグにおける投資信託制度の概要

ルクセンブルグ法に基づき、以下の種類の投資ビークルを創設することができる。

１）規制を受けるルクセンブルグの投資ビークル

ａ）投資信託（UCI）

- UCITS、すなわち、指令2009／65／ECに基づき認可され、2010年法パートＩに基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託
- パートⅡファンド、すなわち、2010年法パートⅡに基づく投資信託
- SIF、すなわち、2007年法に基づく専門投資信託

ｂ）UCI以外の投資ビークル

- SICAR、すなわち、2004年法に基づくリスク資本に投資する投資法人
- 変動資本を有する年金貯蓄会社および年金貯蓄組合の形態をとる退職金支給機関に関する2005年７月13日法に基づく年金基金
- 証券化に関する2004年３月22日法に基づく証券化ビークル（その証券が継続的に一般大衆に対して発行されている場合）

２）規制を受けないルクセンブルグの投資ビークル

- 証券化に関する2004年３月22日法に基づく証券化ビークル（その証券が継続的に一般大衆に対して発行されていない場合）
- RAIF、すなわち、2016年法に基づくリザーブド・オルタナティブ投資ファンド

さらに、AIFとしての資格を有するが、ルクセンブルグの商品法の対象とならない、他の規制を受けないルクセンブルグの投資ビークルの創設も可能である。

本概要は、2010年法に基づくUCITSおよびパートⅡファンドに適用されるルクセンブルグ法の概要であり、ルクセンブルグにおける集団投資スキームに直接または間接的に適用される多数の複雑な法律および規則の網羅的な分析ではない。

UCITSおよびパートⅡファンドに適用される法律は、CSSFが発行するさまざまな規則、告示およびFAQにより補完される。

ルクセンブルグの規則および規制のほか、すべての加盟国において直接適用されるさまざまな欧州規制およびESMAが発行する指針がUCIに適用される。

重要情報

本概要は、ルクセンブルグで利用可能な投資信託のあらゆる法的形態および構成上の選択肢ならびに当該投資信託の運用に適用される付随的法律を完全かつ網羅的に説明するものとみなされるべきでない。

III．ルクセンブルグ投資信託の法制度および法的形態の一般的構成

１．一般規定

1.1　2010年法

2010年法はパートＩのUCITSおよびパートⅡのUCIを個別に取り扱い、全体で以下の５つのパートを含む。

パートＩ　UCITS（以下「パートＩ」という。）
パートⅡ　その他のUCI（以下「パートⅡ」という。）
パートⅢ　外国のUCI
パートⅣ　管理会社
パートＶ　UCITSおよびその他のUCIに適用される一般規定

1.2　2013年法

2013年法は、主にAIFMの運営および認可制度を扱う。一部の規定は、直接AIFにも適用される。最後に、詳細な規定が販売および第三国規則を扱う。

２．法的形態

2010年法パートＩおよびパートⅡに従う投資信託の主な法的形態は以下のとおりである。

１）契約型投資信託（fonds commun de placement）（以下「FCP」という。）
２）投資法人（investment companies）
－　変動資本を有する投資法人（以下「SICAV」という。）
－　固定資本を有する投資法人（以下「SICAF」という。）

契約型UCITSおよび会社型UCITSならびにパートⅡファンドは、2010年法、1915年法ならびに共有の原則および一般契約法に関する一部の民法の規定に従って設定されている。

３．契約型投資信託および会社型投資信託の主要な特性の概要

3.1　契約型投資信託（FCP）

契約型の投資信託は、FCPそれ自体、その管理会社（以下「管理会社」という。）およびその保管受託銀行（以下「保管受託銀行」という。）の三要素を中心に成り立っている。

3.1.1　FCPの概要

FCPは法人格を持たず、投資家の集団投資を表章する、譲渡性のある証券およびその他の資産の不可分の集合体である。かかる投資家はその投資によって平等に利益および損失の分配に参加する。共同所有者は、出資金額を上限として責任を有する。FCPは会社として設立されていないため、個々の投資家は、定義上は投資主ではなく、「受益者」と称されるのが通常である。当該投資家の権利は、投資家と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法および2010年法に従っている。

投資家は、FCPに投資することにより、FCPに関連する契約上の関係を結ぶ。かかる契約上の関係は、FCPの約款（以下を参照のこと。）に基づく。FCPへの投資後、投資家は、かかる投資を行ったことにより、FCPの受益証券（以下「受益証券」という。）を保有する。

3.1.2　FCPの受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益証券は、通常、発行日の純資産価格（約款にその詳細が規定されることが求められる。）に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、記名式、無記名式証券もしくは証書発行を伴わない証券を発行する。管理会社は、証券の分割に関する制限を受けることなく、端数の受益証券の受益証券登録簿への記帳に関する書面による証明書を約款に規定された条件に従い発行することができる。

受益者の要請に基づき、パートⅠファンド（すなわちUCITS）の受益証券は、FCPによりいつでも買い戻されるが、約款に買戻請求の停止に関する詳細な規定がある場合、または、2010年法第12条に基づく場合には買戻しが停止される。この買戻請求権は、2010年法第11条第２項および第３項に基づくものである。買戻しは、原則として月に二度以上許可されなければならない。

パートⅡファンドについて、CSSF規則は、2010年法第91条に従い、FCPの受益証券の発行価格および買戻価格の決定の最低頻度を決定することができる。1991年１月21日付IML告示91／75（改訂済）は、パートⅡファンドがその受益証券の発行価格および買戻価格を十分に短い固定された間隔で（原則として月に一度以上）決定しなければならない旨を定める。ただし、これには例外もあり、クローズド・エンド型ファンドを設立することができる。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。

FCPの分配方針は約款の定めに従う。

UCITSに関する2010年法第９条、第11条および第23条ならびにパートⅡファンドに関する2010年法第91条は、CSSF規則によって特定の追加要件を設定しうる旨規定している。

（注）本概要の冒頭記載の日付において、当該規則は制定されていない。

主な要件は以下のとおりである。

－ FCPの純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額は、UCITSまたはパートⅡファンドとして資格を有するFCPとしての認可が得られてから６か月以内に達成されなければならない。ただし、この最低額は、CSSF規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。

－ 管理会社は、FCPの運用管理業務を約款に従って執行する。

－ 発行価格および買戻価格は、UCITSの場合、少なくとも１か月に２度は計算され、その他のすべてのパートⅡファンドについては少なくとも１か月に１度（例外がある）は計算されなければならない。

－ 約款には以下の事項が記載される。

（ａ）FCPの名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称

（ｂ）具体的な目的に合致する投資方針およびその基準

（ｃ）分配方針

（ｄ）管理会社がFCPから受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる報酬の計算方法

（ｅ）公告に関する規定

（ｆ）FCPの会計の決算日

（ｇ）法令に基づく場合以外のFCPの解散事由

（ｈ）約款変更手続

（ｉ）受益証券発行手続

（ｊ）受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件

（注）緊急を要する場合、すなわち、純資産価格の計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が受益者の全体の利益となる場合、CSSFはこれらの停止を命ずることができる。

3.1.3　2010年法に基づくFCPの保管受託銀行

A．管理会社は、運用しているFCPそれぞれに、2010年法第17条ないし第22条の規定に従って保管受託銀行が任命されるようにする。約款に定められ、CSSFにより承認された保管受託銀行は、約款および管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、FCPの資産の保管、キャッシュ・フローの監視、監督および随時合意される他の業務につき責任を負う。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、または、その登録事務所が他の加盟国に所在する場合にはルクセンブルグにおいて設立されなければならず、また、1993年法に定められた金融機関でなければならない。

2010年法は、保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価および該当するFCPに関する経験を有していなければならない旨規定する。このため、取締役およびその後任者に関する情報はCSSFに直ちに報告されなければならない。「取締役」とは、法律または設立文書に基づき、保管受託銀行を代表するか、または保管受託銀行の活動の遂行を実質的に決定する者をいう。

保管受託銀行の任命は、書面契約をもって証明しなければならない。当該契約には、特に、2010年法およびその他の適用法令または行政規定に定められたとおり、保管受託銀行が保管受託銀行として任命されたFCPのための職務を遂行するのに必要とみなされる情報量が規定される。

B．UCITS FCPおよび個人向けパートⅡ FCPについては、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- FCPの受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- FCPの受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- FCPの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- FCPの収益が法律または約款に従って使用されるようにすること。

保管受託銀行は、FCPのキャッシュ・フローを適切に監視し、特にFCPの受益証券の申込みにおいてFCPの受益者によりまたはFCPの受益者のために行われるすべての支払が受領されるようにし、FCPのすべての現金がａ）FCP名義、FCPを代理する管理会社名義またはFCPを代理する保管受託銀行名義で開設され、ｂ）指令2006／73／EC[1]第18条第１項ａ）、ｂ）またはｃ）に言及された組織において開設され、ｃ）指令2006／73／EC第16条の原則に従って維持される預金口座に記帳されるようにする。

FCPを代理する保管受託銀行名義で預金口座が開設された場合、上記ｂ）に言及された組織の現金および保管受託銀行自身の現金がかかる口座に記帳されることはない。

C．FCPの資産は、以下のとおり、保管のために保管受託銀行に委託される。

ａ）保管する金融商品に関して、保管受託銀行は、

ｉ）保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品および保管受託銀行に現物が預けられるすべての金融商品を保管し、

[1]「指令2006／73／EC」とは、投資会社の組織要件および運営条件ならびに指令の定義語に関する欧州議会および欧州理事会指令2004／39／ECを実施する2006年８月10日付委員会指令2006／73／ECをいう。

ii）保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品が、FCPを代理する管理会社名義で開設された指令2006／73／EC第16条の原則に則った形の保管受託銀行の帳簿上の分離口座に登録されるようにし、常に適用法に従ってFCPに属するものであることが明確に確認できるようにする。

b）その他の資産に関して、保管受託銀行は、

i）FCPを代理する管理会社から提供される情報または文書および可能な場合は外部の証拠に基づいてFCPの所有権を確かめることによってかかる資産のFCPによる所有を確認し、

ii）FCPが所有権を有することを確認した資産の記録を維持し、かかる記録を最新の状態にする。

D．保管受託銀行は、定期的に、FCPのすべての資産をまとめた一覧を管理会社に提出する。

保管受託銀行が保管するFCPの資産は、保管受託銀行または保管職務を委任された第三者によってこれらの勘定のために再利用されることはない。再利用とは、譲渡、質権設定、売却および貸与を含むがこれらに限られない保管資産の取引をいう。

保管受託銀行により保管されるFCPの資産は、以下の場合にのみ再利用が認められる。

a）FCPの勘定のために資産の再利用が行われる場合、

b）保管受託銀行がFCPを代理する管理会社の指示を実行する場合、

c）FCPの利益のため、かつ、受益者の利益のための再利用である場合、および

d）権原譲渡契約に基づいてFCPが受領する優良かつ流動性のある担保によって補償される取引である場合

担保の市場価格は、常に、再利用資産の市場価格にプレミアムを加えた額以上でなければならない。

保管受託銀行および／またはFCPの資産の保管を委託された在ルクセンブルグの第三者が支払不能に陥った場合でも、保管資産は、かかる保管受託銀行および／または第三者の債権者への分配またはかかる債権者の利益のための換金の対象になり得ない。

E．保管受託銀行は、上記Ｂに言及された職務は第三者に委託しない。

保管受託銀行は、以下の場合にのみ、上記Ｃに言及された職務を第三者に委託する可能性がある。

a）2010年法に定められた要件を回避する意図で業務を委託するのではなく、

b）保管受託銀行が、委託について客観的な理由を示すことができ、

c）保管受託銀行が、自らの業務の一部を委託する第三者の選定および任命においてあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くし、かかる第三者およびかかる第三者に委託した事項に関するかかる第三者の手配についての定期的な検討および継続的な監視において引き続きあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くす場合

上記Ｃに言及された職務が保管受託銀行から第三者へ委託されるのは、当該第三者が委託業務の遂行中常に以下のすべてを行っている場合のみである。

a）委託されたFCPの資産の性質および内容に対して適切および均衡した構造と専門性を有する。

b）上記Ｃのａ）に記載する保管業務が以下の対象となる。

i）最低資本要件および該当法域における監督を含む有効な健全性規制

ii）金融商品を所有していることを確保するための定期的な外部監査

c）常に特定の保管受託銀行の顧客に属するものであることが明確に確認できる方法で、保管受託銀行の顧客の資産を自らの資産から、および保管受託銀行の資産から分別している。

ｄ）第三者が支払不能に陥った場合に、第三者により保管されるFCPの資産が、第三者の債権者への分配または第三者の債権者の利益のための換金の対象とならないように必要なすべての措置を講じている。

ｅ）上記Ａ、Ｃ、上記Ｄの第２段落ないし第４段落および下記Ｇに定められた義務および禁止事項を全般的に遵守している。

第３段落のｂ）のｉ）にかかわらず、第三国の法律により一定の金融商品を現地の組織が保管することが義務付けられているが、第３段落のｂ）のｉ）に定められた委託要件を満たす現地組織が存在しない場合、保管受託銀行は、委託要件を満たす現地組織が存在しない場合かつ以下の場合に限って、第三国の法律により義務付けられた範囲で、その職務を現地組織に委託することができる。

ａ）関連するFCPに投資する受益者が、投資を行う前に、第三国の法律における法的制約のためにかかる委託が必要であること、委託を正当化する状況および委託に関するリスクを適切に通知され、

ｂ）FCPを代理する管理会社が、かかる現地組織にかかる金融商品の保管を委託するよう保管受託銀行に指示した場合。

当該第三者は、その後、同様の要件に従って、これらの職務を再委託する可能性がある。その場合、下記Ｆの第４段落が関連当事者に準用される。

Ｆ．保管受託銀行は、FCPおよびFCPの受益者に対し、保管受託銀行または上記Ｃのａ）に従って保管される金融商品の保管を委託された第三者による喪失につき責任を負う。

保管されている金融商品を喪失した場合、保管受託銀行は、同種の金融商品または対応する金額を、過度の遅滞なく、FCPを代理する管理会社に返却しなければならない。保管受託銀行は、あらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避の状況に帰結することとなった自らの合理的な支配を超えた外的事象により喪失されたことを証明できる場合は責任を負わない。

保管受託銀行は、FCPおよび受益者に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に関する保管受託銀行の過失または故意の不履行によりFCPおよび受益者が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

上記の保管受託銀行の責任は、上記Ｅに記載する委託に影響されることはない。

上記第１段落ないし第３段落に言及された保管受託銀行の責任は、合意によって免除または限定されることはない。これと矛盾する合意は無効となる。

FCPの受益者は、救済が重複したり受益者間に不公平な扱いが生じたりしないならば、直接または間接的に管理会社を通じて保管受託銀行の責任を追及することができる。

Ｇ．2010年法第20条に基づき、いかなる会社も、管理会社と保管受託銀行を兼ねることはできない。これらそれぞれの職務を遂行する際、管理会社および保管受託銀行は、FCPおよび受益者の利益のために、誠実に、公正に、専門家らしく、独立して、単独で、行為する。

保管受託銀行は、FCPまたはFCPを代理する管理会社に関して、FCP、受益者、管理会社および保管受託銀行の間の利益相反を創出する活動をしてはならない。ただし、保管受託銀行が、職務的および地位的に自らの保管業務の遂行を自らの他の相反する可能性のある業務から分離し、当該利益相反の可能性が、適切に確認、管理、監視およびFCPの受益者に開示される場合を除く。

Ｈ．以下の場合、FCPに関する保管受託銀行の義務は終了する。

ａ）保管受託銀行が自発的に退任するかまたは管理会社に解任される場合（２か月以内に行われる保管受託銀行の交代までの間、保管受託銀行は、受益者の利益を良好に保護するために必要なすべての措置を講じなければならない。）

ｂ）管理会社または保管受託銀行が、破産を宣告され、債権者との和議に入り、支払停止処分を受け、裁判所の管理下に入り、類似の手続の対象となり、または清算に入った場合

ｃ）管轄当局により保管受託銀行の権限が取り消された場合

ｄ）約款に定められたその他の場合

3.1.4　管理会社

FCPは、管理会社によって運用される。

FCPに関する管理会社の義務は、以下の場合に停止する。

ａ）管理会社が認可を撤回された場合。ただし、当該管理会社が指令2009／65／ECに従って認められる別の管理会社に交代されることを条件とする。

ｂ）管理会社が破産を宣言され、債権者と取決めを締結し、支払停止を受け、経営が裁判所の管理下におかれ、もしくは類似の手続に服し、または清算した場合。

ｃ）管理会社の認可が管轄当局により撤回された場合。

ｄ）約款に規定されるその他すべての場合。

ルクセンブルグの管理会社には、指令2009／65／ECが適用されるUCITSを運用する管理会社に関する2010年法第15章、または、「その他の管理会社」に関する2010年法第16章が適用される。また、UCITSの管理会社は、AIFを運用するAIFMとしても認可を受けることができる。

また、UCITS管理会社およびAIFMは、2018年８月23日に発行されたCSSF告示18／698に従う。

（さらなる詳細については、以下Ⅳ．３を参照のこと。）

3.1.5　関係法人

（ｉ）投資運用会社・投資顧問会社

多くの場合、FCPの管理会社は他の会社と投資運用契約または助言契約を締結し、かかる契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務または助言を管理会社に提供する。

UCITSについて、管理会社による投資運用会社の中核的権限の委託はUCITS規則に定められた追加条件に従う。

パートⅡファンドについて、管理会社による委託は、別の条件に従う。

（ⅱ）販売会社および販売代理人

管理会社は、FCPの受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および／または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる。

目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

3.2　会社型投資信託

ルクセンブルグのUCITSおよびパートⅡファンドは、2010年法に規定される会社形態で設立される場合がある。

会社型の投資信託は、これまでは1915年法に基づき、公開有限責任会社（sociétés anonymes）として設立されていることが多い。

規約に規定される場合、投資法人において保有される投資証券は、一定の範疇に属する者または１人の者が保有し得る投資法人の投資証券の割合に関連して規約中に定められる議決権の制限に従い、投資主に対し投資主総会において１口につき１個の議決権を付与する。

3.2.1　変動資本を有する投資法人（SICAV）

3.2.1.1　2010年法に基づくSICAV

2010年法に従い、UCITSおよびUCIは、SICAVの形態の会社型投資信託として設立することができる。

2010年法に従い、SICAVは、投資主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、投資証券を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した規約を有する公開有限責任会社（société anonyme）として定義されている。

SICAVは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年法の規定は、2010年法によって廃止されない範囲で適用される。

3.2.1.2　2010年法に従うSICAVの要件

SICAVに適用される最も重要な要件および仕組みは以下のとおりである。

－　管理会社を指定しない2010年法パートⅠの対象であり、UCITSとしての資格を有するSICAVの最低資本金は、認可時においては30万ユーロを下回ってはならない。管理会社を指定したSICAVを含め、2010年法パートⅠに従うすべてのSICAVの資本金は、認可後６か月以内に125万ユーロに達しなければならない。CSSF規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げることができる。

－　パートⅡ SICAVは、株式資本を維持しなければならなく、当該株式資本は、125万ユーロを下回ってはならない。当該最低資本金は、SICAVの認可後６か月以内に達しなければならない。CSSF規則によりかかる最低資本は、250万ユーロに引き上げることができる。

（注）現在はかかる規則は存在しない。

－　取締役の任命および取締役の変更はCSSFに届け出ることを要し、CSSFの異議のないことを条件とする。

－　規約中にこれに反する規定がない場合、SICAVはいつでも投資証券を発行することができる。

－　規約に定める範囲で、SICAVは、投資主の求めに応じて投資証券を買い戻す。

－　UCITSおよびパートⅡファンドに関して、通常の期間内にSICAVの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限り、SICAVの投資証券を発行しない。

－　UCITSおよびパートⅡファンドの規約は、発行および買戻しに関する支払いの時間的制限を規定し、SICAVの資産評価の原則および方法を特定する。

－　規約は、法律上の原因に基づく場合について影響を与えない範囲で、発行および買戻しが停止される場合の条件を特定する。

－　規約は、発行および買戻価格の計算を行う頻度を規定する（UCITSについては最低１か月に２回、またはCSSFが許可する場合は１か月に１回とし、パートⅡファンドについては最低１か月に１回とする。）。

－　規約は、SICAVが負担する費用の性質を規定する。

－　SICAVの投資証券は無額面とする。

3.2.2　2010年法に基づくSICAVの保管受託銀行

A．SICAVは、2010年法第33条ないし第37条の規定に従って保管受託銀行が任命されるようにする。CSSFにより承認された保管受託銀行は、保管受託契約に従い、SICAVの資産の保管、キャッシュ・フローの監視、監督および随時合意される他の業務につき責任を負う。

FCPの保管受託銀行に関して上記Ⅲ．3.1.3 Aに記載される条件は、SICAVの保管受託銀行に対しても適用される。

B．UCITS SICAVおよび個人向けパートⅡ SICAVについては、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

－　SICAVの投資証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律およびSICAVの規約に従って執行されるようにすること。

－　SICAVの投資証券の価格が法律およびSICAVの規約に従い計算されるようにすること。

－　法律またはSICAVの規約に抵触しない限り、SICAVまたはSICAVを代理する管理会社の指示を執行すること。

－　SICAVの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。

－　SICAVの収益が法律または規約に従って使用されるようにすること。

保管受託銀行は、SICAVのキャッシュ・フローを適切に監視し、特にSICAVの投資証券の申込みにおいて投資主によりまたは投資主のために行われるすべての支払が受領されるようにし、

SICAVのすべての現金がａ）SICAV名義またはSICAVを代理する保管受託銀行名義で開設され、ｂ）指令2006／73／EC第18条第１項ａ）、ｂ）またはｃ）に言及された組織において開設され、ｃ）指令2006／73／EC第16条の原則に従って維持される預金口座に記帳されるようにする。

SICAVを代理する保管受託銀行名義で預金口座が開設された場合、上記ｂ）に言及された組織の現金および保管受託銀行自身の現金がかかる口座に記帳されることはない。

Ｃ．SICAVの資産は、以下のとおり、保管のために保管受託銀行に委託される。

ａ）保管する金融商品に関して、保管受託銀行は、

ｉ）保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品および保管受託銀行に現物が預けられるすべての金融商品を保管し、

ii）保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品が、SICAVを代理する管理会社名義で開設された指令2006／73／EC第16条の原則に則った形の保管受託銀行の帳簿上の分別口座に登録されるようにし、常に適用法に従ってSICAVに属するものであることが明確に確認できるようにする。

ｂ）その他の資産に関して、保管受託銀行は、

ｉ）SICAVから提供される情報または文書および可能な場合は外部の証拠に基づいてSICAVの所有権を確かめることによってかかる資産のSICAVによる所有を確認し、

ii）SICAVが所有権を有することを確認した資産の記録を維持し、かかる記録を最新の状態にする。

Ｄ．保管受託銀行は、定期的に、SICAVのすべての資産をまとめた一覧をSICAVに提出する。

保管受託銀行が保管するSICAVの資産は、保管受託銀行または保管職務を委任された第三者によってこれらの勘定のために再利用されることはない。再利用とは、譲渡、質権設定、売却および貸与を含むがこれらに限られない保管資産の取引をいう。

保管受託銀行により保管されるSICAVの資産は、以下の場合にのみ再利用が認められる。

ａ）SICAVの勘定のために資産の再利用が行われる場合、

ｂ）保管受託銀行がSICAVまたはSICAVを代理する管理会社の指示を実行する場合、

ｃ）SICAVの利益のため、かつ、投資主の利益のための再利用である場合、および

ｄ）権原譲渡契約に基づいてSICAVが受領する優良かつ流動性のある担保によって補償される取引である場合

担保の市場価格は、常に、再利用資産の市場価格にプレミアムを加えた額以上でなければならない。

保管受託銀行および／またはSICAVの資産の保管を委託された在ルクセンブルグの第三者が支払不能に陥った場合でも、保管資産は、かかる保管受託銀行および／または第三者の債権者への分配またはかかる債権者の利益のための換金の対象になり得ない。

Ｅ．保管受託銀行は、前記Ｂに記載された職務は第三者に委託しない。

保管受託銀行は、FCPに関して上記Ⅲ．3.1.3 Ｅに記載されているのと同一の条件で、上記Ｃに言及された職務を第三者に委託する可能性がある。

Ｆ．保管受託銀行は、SICAVおよび投資主に対し、保管受託銀行または前記Ｃのａ）に従って保管される金融商品の保管を委託された第三者による喪失につき、FCPの保管受託銀行がFCPおよびFCPの受益者に対して負う責任に関して上記Ⅲ．3.1.3 Ｆに記載されているのと同一の範囲において責任を負う。

Ｇ．2010年法第37条に基づき、いかなる会社も、SICAVと保管受託銀行を兼ねることはできない。いかなる会社も、管理会社と保管受託銀行を兼ねることはできない。これらそれぞれの職務を遂行する際、SICAV、SICAVを代理する管理会社および保管受託銀行は、SICAVおよび投資主の利益のために、誠実に、公正に、専門家らしく、独立して、単独で、行為する。

保管受託銀行は、SICAVまたはSICAVを代理する管理会社に関して、SICAV、投資主、管理会社および保管受託銀行の間の利益相反を創出する活動をしてはならない。ただし、保管受託銀行が、職務的および地位的に自らの保管業務の遂行を自らの他の相反する可能性のある業務から分離し、当該利益相反の可能性が、適切に確認、管理、監視およびSICAVの投資主に開示される場合を除く。

H. 以下の場合、SICAVに関して保管受託銀行の義務は終了する。

ａ）保管受託銀行が自発的に退任するかまたはSICAVに解任される場合（２か月以内に行われる保管受託銀行の交代までの間、保管受託銀行は、投資主の利益を良好に保護するために必要なすべての措置を講じなければならない。）

ｂ）SICAV、保管受託銀行または指定された管理会社が、破産を宣告され、債権者との和議に入り、支払停止処分を受け、裁判所の管理下に入り、類似の手続の対象となり、または清算に入った場合

ｃ）管轄当局によりSICAV、保管受託銀または指定された管理会社の権限が取り消された場合

ｄ）規約に定められたその他の場合

3.2.3 管理会社

会社型の投資信託は、その資格に応じて、2010年法15章（UCITS）または第16章（例えば、パートⅡファンド）に従い管理会社によって運営される。

UCITS SICAVが管理会社を指定した場合のSICAVに関する管理会社の義務は、以下の場合に停止する。

ａ）指定管理会社が任意に退任し、またはSICAVにより解任された場合。ただし、当該管理会社が指令2009／65／ECに従って認められる別の管理会社に交代されることを条件とする。

ｂ）指定管理会社がSICAVにより退任され、SICAVが自己運用SICAVたる適格性の採用を決定した場合。

ｃ）SICAV、保管受託銀行または指定管理会社が破産を宣言され、債権者と取決めを締結し、支払停止を受け、経営が裁判所の管理下におかれ、もしくは類似の手続に服し、または清算した場合。

ｄ）SICAV、保管受託銀行または指定管理会社の認可が管轄当局により撤回された場合。

ｅ）規約に規定されるその他すべての場合。

また、UCITS管理会社および第16章管理会社は、下記Ⅳ. 3.4に詳述されるCSSF告示18／698に従う。

3.2.4 関係法人

前記Ⅲ. 3.1.5「関係法人」中の記載事項は、原則として、SICAVの投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

3.2.5 管理会社を指定していない会社型UCITSの追加的要件

以下の要件は、2010年法第27条にSICAVに関し定められているが、UCITS としての資格を有し、かつ、管理会社を指定していない他の形態の会社型投資信託にも適用される。

（１）SICAVが、指令2009／65／ECに従い認可された管理会社を指定しない場合

－ 認可の申請は、少なくともSICAVの組織構造を記載した運営計画を添付しなければならない。

－ SICAVの業務執行役員は、十分に良好な評価を得ており、当該SICAVが遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、取締役およびその地位の後継者は、その氏名がCSSFに直ちに報告されなければならない。SICAVの事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも２名により決定されなければならない。「業務執行役員」とは、法律もしくは設立文書に基づきSICAVを代表するか、またはSICAVの方針を実質的に決定する者をいう。

－　さらに、SICAVと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、かかる関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

CSSFは、また、SICAVが親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

SICAVは、CSSFに対して、要求される情報を提供しなければならない。

記入済の申請書が提出されてから６か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

SICAVは、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、SICAVの経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした実質的な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。

CSSFは、UCITS SICAVが以下のいずれかに該当する場合に限り、当該UCITS SICAVに付与した認可を取り消すことができる。

（ａ）12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または６か月以上活動を中止する場合

（ｂ）虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合

（ｃ）認可が付与された条件を満たさなくなった場合

（ｄ）2010年法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ／または組織的に違反した場合

（ｅ）2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合

（２）以下のⅣ．3.2の（４）から（８）に定める規定は、指令2009／65／ECに従い認可された管理会社を指定していないSICAVに適用される。ただし、「管理会社」は「SICAV」と読み替えられる。

SICAVは、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。

（３）指令2009／65／ECに従い認可された管理会社を指定していないSICAVは、適用ある慎重なルールを常に遵守しなければならない。

特に、CSSFは、SICAVの性格にも配慮し、当該SICAVが健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム（特に、その従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、当該SICAVに係る各取引がその源泉、関係当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従って再構築することが可能であること、ならびに管理会社が運用するSICAVの資産が設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

４．ルクセンブルグのUCITS およびパートⅡファンドに関する追加的な法律上および規制上の規定

4.1　2010年法

4.1.1　複数コンパートメントおよびクラスの仕組み

2010年法は、特に、複数のコンパートメントを有するUCI（いわゆる「アンブレラ・ファンド」）を設立することができる旨を規定している。

かかるUCIの目論見書には、各コンパートメントの特定の投資方針を記載しなければならない。

この構造により、一つの法主体において、異なる投資運用者によりポートフォリオが運用されるコンパートメントまたは異なる種類の投資家に対して募集されるかもしくは異なる報酬構造を有する

コンパートメントなど、それぞれが異なる投資方針またはその他の異なる特徴を有するコンパートメントを設立することが可能となる。

これらのすべての状況において、各コンパートメントは、その設立書類に別段の記載がない限り、他のコンパートメントの投資対象のポートフォリオから分離された投資対象の特定のポートフォリオに連動する。この原則に基づき、設立書類に別段の記載がない限り、アンブレラ・ファンドは一つの法主体を構成するが、コンパートメントの資産は、当該コンパートメントの投資家および債権者に対してのみ提供される。

CSSFは、2010年法（および2007年法）に従う投資信託（以下「UCI」という。）の運用開始前のコンパートメント、休止中のコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連する告示12／540を発行した。当該告示に従い、CSSFによる運用されていないコンパートメント（即ち運用開始前のコンパートメントおよび休止中のコンパートメント）に対する認可は、最長18か月間有効である。

さらに、UCI内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたUCIのコンパートメント内であっても、異なるクラスの証券を設定することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類またはヘッジもしくは分配方針について異なる特徴を持つことがある。かかる構造において、原投資対象は、すべての投資証券クラス／受益証券クラスについて同一であるが、各クラスの投資証券１口当たり純資産価格は、例えば、一つのクラスのみについての配当の分配の結果として、または、ヘッジの場合には、一つの投資証券クラス／受益証券クラスのみのためのヘッジ取引の締結の結果として、異なることがある。コンパートメントとは違って、異なる投資証券クラス／受益証券クラスの資産および負債の分離は行われないことに留意するべきである。2017年１月30日付UCITSの投資証券クラスに関するESMA意見には、UCITSが投資証券クラスのレベルでデリバティブ商品を用いる可能性がある一方で、この慣行を（ⅰ）共通の投資目的、（ⅱ）連鎖がないこと、（ⅲ）事前決定および（ⅳ）透明性からなる４つの原則の遵守の対象とする旨規定している。かかるさまざまなオプションを用いる主な利益は、単一の事業における異なる商品の効率的な構築である。

4.1.2　2010年法に基づく受益証券の発行および買戻し

規約に反対の規定がない限り、SICAVはいつでも投資証券を発行することができる。2010年法に基づき発行されたSICAVの投資証券は全額払い込まれなければならなく、無額面でなければならない。投資証券は、SICAVの純資産総額を発行済投資証券口数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻される。この価格は、費用および手数料を加えることによって、投資証券発行の場合増額し、投資証券買戻しの場合は減額することができるが、費用および手数料の最高限度額および手続はCSSF規則により決定することができる。資本は投資証券の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

4.2　1915年法

商事会社に関する1915年８月10日法（改正済）は、（2010年法により明示的に適用除外されていない限り）FCPの管理会社および投資法人に対して適用される。

4.2.1　設立に関する要件（1915年法第420条の１）

最低１名の投資主が存在すること。

公開有限責任会社の資本金の最低額は30,000ユーロ相当額である。

4.2.2　規約の必要的記載事項（1915年法第420条の15）

規約には、以下の事項の記載が必要とされる。

（ⅰ）設立企画人の身元

（ⅱ）法人の形態および名称

（ⅲ）登録事務所

（ⅳ）法人の目的

（ⅴ）発行済資本および授権資本（もしあれば）の額

（vi）発行時に払込済の額

（vii）発行済資本および授権資本を構成する投資証券の種類の記載

（viii）投資証券の様式（記名式、無記名式または証券発行を伴わない形式）

（ix）現金払込み以外の方法による出資の内容および条件、ならびに出資者の氏名

（注）1915年法は、規制市場で取引されている適格な譲渡性のある有価証券および短期金融商品による出資の場合は、承認された法定監査人の報告書の必要なく現物出資による増資を認めている。しかし、実務上、CSSFは、投資信託については、かかる報告書を依然として要求している。

（ｘ）設立企画人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由

（ｘｉ）資本の一部を構成しない投資証券（もしあれば）に関する記載

（ｘii）取締役および承認された法定監査人の選任に関する規則が法を逸脱する場合、その規約およびかかる者の権限の記載

（ｘiii）法人の存続期間

（ｘiv）会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬（その種類を問わない。）の見積り

4.2.3　公募により設立される会社に対する追加要件（1915年法第420条の17）

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

（ｉ）設立規約案を公正証書の形式で作成し、これをRESAに公告すること

（ii）応募者は、会社設立のための設立規約案の公告から３か月以内に開催される定時総会に招集されること

4.2.4　設立企画人および取締役の責任（1915年法第420条の19および第420条の23）

設立企画人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の法人資本の払込み、および会社が当該法律1915年法の該当条項に記載されたいずれかの理由によって有効に設立されなかった結果として応募者が被る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

Ⅳ．2010年法に基づくルクセンブルグのUCITS

１．　ルクセンブルグのUCITSに関する序論

2010年法パートＩに基づきUCITSとしての適格性を有しているすべてのファンドは、他のEU加盟国において、その投資証券または受益証券を自由に販売することができる（簡単な通知手続に服する。）。

2010年法第２条第２項は、第３条に従い、UCITSを、以下のように定義している。

－　公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第１項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資スキーム。

－　その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資スキームの資産から直接または間接に買い戻される投資スキーム（受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買戻しに相当するとみなされる。）。

２．　ルクセンブルグのUCITSの投資制限

UCITSに適用される投資規則および制限は、2010年法第５章（第40条ないし第52条）に規定されており、同一の範囲においてFCPおよび会社型投資信託にも適用される。

UCITSが複数の投資コンパートメントを構成する場合、各コンパートメントは、2010年法第５章の目的において、個別のUCITSとしてみなされる。

投資規則および制限は、UCITSの目論見書に詳細に記載される。

2010年法第５章に定める投資規則および制限は、以下の規則および規制によって明確にされ、補足されている。

（１）CSSFは、とりわけ財務上のリスク、すなわちグローバル・エクスポージャー、カウンターパーティー・リスクおよび集中によるリスクについてのリスク管理要件を詳しく定めた2011年５月30日付告示11／512を制定している。同告示は、これに関連し、CSSFに提供すべき最低限の情報についても概説している。

（２）2002年法の一定の定義に関する2008年２月８日付大公規則は、一定の定義の明確化に関する指令およびUCITSの投資対象としての適格資産に関する2007年３月付CESRガイドラインを実施する、2007年３月19日付EU指令2007／16／ECを、ルクセンブルグにおいて施行している。

（３）2008年２月19日に、CSSFは、大公規則を参照してかかる2002年法の一定の定義に関する2008年２月８日付大公規則の条文を明確化する告示08／339（以下「告示08／339」という。）を出した。

告示08／339は、2002年法の関連規定（2010年法の対応する規定により代替される。）の意味において、かつ2002年法の一定の定義に関する2008年２月８日付大公規則の規定に従って特定の金融商品を投資適格資産に該当するか否かを評価するに当たり、UCITSがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。告示08／339は、2008年11月26日にCSSFにより出された告示08／380により改正された。

（４）2008年６月４日に、CSSFは、特定の証券貸借取引においてUCITSが利用することのできる技法と商品の詳細について示したCSSF告示08／356（以下「告示08／356」という。）を出した。

告示08／356は、現金担保を再投資する許容担保や許容資産を取り扱っている。当該告示08／356は、UCITSのカウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどのように保管すべきかを定めている。

当該告示は、証券貸借取引によってUCITSのポートフォリオ運用業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なってはならない旨を再言している。さらに、当該告示は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。

（５）CSSF告示14／592は、ETFおよびETFを扱う他のUCITSの問題に関するESMA指針のルクセンブルグにおける実施、金融デリバティブ商品の使用、UCITSおよび適格金融指数に関する付随的規則を取り扱う。

（６）2018年７月21日に発効し、加盟国で直接適用できるようになったMMF規則により、MMF規則の範囲内に該当するすべてのUCIは、MMF規則に基づきMMFとして認可を受けることを要求される。MMF規則の範囲内に該当しないUCIは、マネー・マーケット・ファンドとしての資格を有しない。

MMF規則は、３種類のMMFについて規定しており、ｉ）公的債務固定純資産価額のファンド、ii）低ボラティリティ純資産価額のファンド、およびiii）変動純資産価額のファンド（VNAV）（短期VNAVおよび標準VNAVの形を取り得る。）である。MMFの種類に応じて、MMF規則に基づきMMFとしての資格を有するUCITSに追加的な投資制限が適用される。

（７）指令2009／65／ECを実施する2010年法は、マスター／フィーダー構造（B）の設定可能性だけでなくUCITS（A）の合併に関するルクセンブルグ法の特定の規定も導入している。

A．2010年法は、それぞれの法的形態にかかわらず、UCITS（またはそのコンパートメント）の国境を越える合併または国内の合併に関連して規則を定めている。これらの規定は、UCITSのみに適用され、その他の種類のUCIには適用されない。2010年法に従い、CSSFは、2010年法の特定の規定を明確化したCSSF規則10－05を採用している。

B．UCITSフィーダー・ファンドとは、その資産の少なくとも85%を別のUCITS（以下「マスター」という。）に投資するUCITSであると定義される。残りの15%は、以下のように保有することができる。

－　補助的な流動資産（2010年法第41条第２項に定義される。）
－　金融デリバティブ商品（ヘッジ目的でのみ利用できる。）
－　事業を行う上で必須の動産または不動産

３．　UCITSの管理会社／第15章の管理会社

UCITSを運用するルクセンブルグの管理会社には、2010年法第15章が適用される。

3.1　ルクセンブルグに登録事務所を有するUCITS管理会社が業務を行うための条件

（１）2010年法第15章の意味においてルクセンブルグに登録事務所を有するUCITS管理会社の業務の開始は、CSSFの事前の認可に服する。2010年法に基づきUCITS管理会社に付与された認可は、すべての加盟国に対し有効であり、ESMAに対して通知される。

管理会社は、公開有限責任会社（société anonyme）、非公開有限会社（société à responsabilité limitée）、共同会社（société coopérative）、公開有限責任会社として設立された共同会社（société coopérative organisée comme une société anonyme）、または株式有限責任事業組合（société en commandite par actions）として設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

2010年法が1915年法の規定から逸脱しない限り、1915年法の規定はUCITS管理会社に適用される。

認可を受けた管理会社は、CSSFによってリストに登録される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、メモリアルにおいて公告される。

（２）管理会社は、指令2009／65／ECに従い認可されるUCITSの運用以外の活動に従事してはならない。ただし、かかる指令に定められていないその他のUCIの運用であって、そのため管理会社

が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、指令2009／65／ECの下でその他の加盟国において販売することはできない。

UCITSの運用のための活動は、2010年法別表Ⅱに列挙されている業務を含む。

（注）当該列挙には、投資運用、ファンドの管理事務および販売業務が含まれている。

（３）上記（２）とは別に、管理会社には、以下の業務を提供することも認められている。

（ａ）投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任方式で行う投資ポートフォリオの運用（年金基金が保有するものも含む。）

（ｂ）付随的業務としての、投資顧問業務およびUCIの受益証券に関する保管および管理事務業務

（４）1993年法第１－１条、第37－１条および第37－３条は、管理会社による上記（３）の業務提供に準用される。

（５）運用するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

（６）上記（２）とは別に、2010年法第15章に従い授権され、ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社は、AIFMDが規定するAIFのAIFMとして任命される。ただし、同管理会社は、2013年法第２章に基づくAIFのAIFMとしてCSSFによる事前の授権も得るものとする。

AIFMとして行為する管理会社は、2013年法別表Ｉに記載される行為および2010年法第101条による授権を条件としUCITSの管理に関する追加行為のみを行うことができる。

（注）別表は、ポートフォリオ管理およびリスク管理からなる投資運用業務ならびにAIFMがAIFの集合的管理において追加的に遂行する「その他の業務」（管理、販売およびAIFの資産に関連する行為等）から構成される。

AIF運用の管理行為に関連して、管理会社は、金融証書に関連する注文の受理および送信など2013年法第５条４項に規定される非中核的サービスも提供する。

（７）管理会社は、いわゆる「管理会社パスポート」を使用して多国間で業務を遂行することができる。

（８）CSSFは、以下の条件が満たされない限り管理会社を認可しないものとする。

（ａ）管理会社は、以下の点を考慮し、少なくとも125,000ユーロの当初資本金を有さなければならない。

－ 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、管理会社のポートフォリオのうち250,000,000ユーロ超過額の0.02%とする。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しないものとする。

－ 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。

（ｉ）管理会社が運用するFCP（管理会社が運用権限を委託したかかるFCPのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。）

（ii）管理会社が指定管理会社とされた投資法人

（iii）管理会社が運用するUCI（管理会社が運用権限を委託したかかるUCIのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。）

－ これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、規則（EU）No. 1093／2010、規則（EU）No. 575／2013、規則（EU）No. 600／2014および規則（EU）No. 806／2014を改正する、投資会社の健全性要件に関する2019年11月27日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2019／2033第13条に規定される金額を下回ってはならない。

管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合は、当該自己資本の追加額の50%まで追加することができない。信用機関または保険機関は、加盟国またはCSSFがEU法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する非加盟国に登録事務所を有しなければならない。

（b）（8）（a）に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。

（c）管理会社の業務を効果的に遂行する者は、十分に良好な外部評価を有し、管理会社が運用するUCITSに関し十分な経験を有する者でなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者の身元情報は、CSSFに直ちに報告されなければならない。管理会社の事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも２名により決定されなければならない。

（d）認可の申請は、管理会社の組織構造等を記載した運営計画を添付しなければならない。

（e）本店と登録事務所は双方ともルクセンブルグに所在しなければならない。

（f）取締役は、当該ファンドの種類に関して、2010年法第129条第５項の規定する意味において、十分な評価を得ており、かつ、十分な経験を有する者でなければならない。

（9）さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、当該関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

CSSFは、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

CSSFは、管理会社に対して、本項に記載する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める。

(10) 記入済みの申請書が提出されてから６か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

(11) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。

(12) CSSFは、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、2010年法第15章に従い、当該管理会社に付与した認可を取り消すことができる。

（a）12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または６か月以上活動を中止する場合。

（b）虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合。

（c）認可が付与された条件を満たさなくなった場合。

（d）認可が上記（3）（a）に記載される一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、指令2006／49／ECの変更の結果、1993年法に適合しなくなった場合。

（e）2010年法または同法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。

（f）2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。

管理会社が、（2010年法第116条に従い）集団的ポートフォリオ運用活動をクロス・ボーダーベースで行う場合、CSSFは、管理会社の認可を撤回する前に、UCITS所在加盟国の監督当局と協議する。

(13) CSSFは、一定の適格保有または保有額を有する、管理会社の株主または社員（直接か間接か、自然人か法人かを問わない。）の身元情報が提供されるまで、管理会社の業務を行うための認可を付与しない。管理会社における一定の保有は、1993年法第18条に基づく投資会社に適用されるものと同様の規定に服する。

CSSFは、管理会社の健全で慎重な運用の必要性を勘案し、上記の株主または社員の適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。

（14）管理会社の認可は、その年次財務書類の監査を専門家としての適切な経験を有することが証明できる一または複数の承認された法定監査人（réviseurs d'entreprises agréés）に委ねることが条件とされる。

承認された法定監査人の変更は、事前にCSSFの承認を得なければならない。

3.2　ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社に適用される運用条件

（１）管理会社は、常に上記3.1（１）ないし（５）および（８）ないし（９）に記載される条件に適合しなければならない。管理会社の自己資本は上記3.1（８）（ａ）に特定される水準を下回ってはならない。しかし、その事態が生じ、正当な事由がある場合、CSSFは、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。

（２）管理会社が運用するUCITSの性格に関し、またUCITSの管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、指令2009／65／ECに従い、管理会社は、以下を義務づけられる。

（ａ）健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム（特に、当該管理会社の従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、UCITSに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が運用するUCITSの資産が約款または設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

（ｂ）管理会社と顧客、顧客間、顧客とUCITSまたはUCITS間の利益の相反により害されるUCITSまたは顧客の利益に対するリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。

（３）上記3.1（３）（ａ）に記載される一任ポートフォリオ運用業務の認可を受けている管理会社は、

－　顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資家の全部または一部のポートフォリオを自身が運用するUCITSの受益証券に投資してはならない。

－　上記3.1（３）の業務に関し、金融機関および一定の投資会社の破綻に関する2015年12月18日付改正法パートⅢタイトルⅢの規定ならびに1993年法第22－１条の規定に服する。

（注）上記規定により、当該管理会社はルクセンブルグに本拠を置く投資家補償制度の構成員であることを要する。

（４）管理会社は、事業のより効率的な遂行のため、管理会社を代理してその一または複数の業務を遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の条件のすべてが充足されなければならない。

ａ）管理会社は、CSSFに適切に報告しなければならず、CSSFは、UCITS所在加盟国の監督当局に対し、情報を遅滞なく送信しなければならない。

ｂ）当該権限付与が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、投資家の最善の利益のために管理会社が活動し、UCITSが運用されることを妨げてはならない。

ｃ）当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資配分基準に適合しなければならない。

ｄ）当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の者に付与される場合、CSSFおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。

ｅ）投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行または受益者もしくは管理会社の利益と相反するその他の者に付与してはならない。

ｆ）管理会社の事業活動を行う者が、権限付与された者の活動を常に効果的に監督することができる方策が存在しなければならない。

ｇ）当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、権限が委託された者に常に追加的指示を付与し、または投資家の利益にかなう場合は直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。

ｈ）委託される権限の性格を勘案し、権限が委託される者は、当該権限を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。

ｉ）UCITSの目論見書に、管理会社が委託した権限を列挙しなければならない。
管理会社および保管受託銀行の責任は、管理会社が第三者に権限を委託したことにより影響を受けることはない。管理会社は、自らが単なる連絡機能のみを有することとなるような形の権限の委託をすることはしないものとする。

（５）事業活動の遂行に際し、2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範により、以下を行う。

（ａ）事業活動の遂行に際し、管理会社が運用するUCITSの最善の利益および市場の信頼性のため、正直かつ公正に行為しなければならない。

（ｂ）管理会社が運用するUCITSの最善の利益および市場の信頼性のため、正当な技量、配慮および注意をもって行為しなければならない。

（ｃ）事業活動の適切な遂行に必要な資源と手続を保持し、効率的に使用しなければならない。

（ｄ）利益相反の回避に努め、それができない場合は、管理会社が運用するUCITSが確実に公正に取り扱われるようにしなければならない。

（ｅ）その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務を遵守し、投資家の最善の利益および市場の信頼性を促進しなければならない。

（６）2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、自社が管理するUCITSの健全かつ効果的なリスク管理に合致し、これを推進する報酬に関する方針および実務を策定して、適用するものとする。この報酬に関する方針および実務は、管理会社が管理するUCITSのリスク・プロフィール、ファンド規則または設立文書に合致しないリスクを取ることを奨励したり、管理会社のUCITSの最善の利益のために行為する義務の遵守を損なったりするものではないものとする。
報酬に関する方針および実務には、固定と変動の要素がある給与と任意支払方式による年金給付が含まれる。
報酬に関する方針および実務は、その専門的業務が管理会社または管理会社が管理するUCITSのリスク・プロファイルに重大な影響を及ぼしうる上級管理職、リスクを取る者、内部統制担当者または従業員のうち上級管理職やリスクを取る者と同じ報酬区分に属する報酬総額の中から報酬を受ける従業員を含む各役職員に適用される。

（７）管理会社は、上記（６）に定める報酬方針を策定し、適用するにあたり、自社の規模、組織および事業の性質、範囲、複雑さに応じて、以下の各原則を適用ある範囲において遵守するものとする。

（ａ）報酬方針は、健全かつ効果的なリスク管理と合致し、これを推進するものであるものとし、管理会社が管理するUCITSのリスク・プロフィール、規則または設立文書と矛盾するリスクを取ることを奨励しない。

（ｂ）報酬方針は、管理会社および管理会社が管理するUCITSの、および当該UCITSの投資家の、事業上の戦略、目的、価値観および利益に合致するものであるものとし、また、利益相反を回避する措置が含まれているものとする。

（ｃ）報酬方針は、管理会社の経営陣がその監査機能の一環として採用し、経営陣は報酬方針の一般原則を少なくとも年１回の割合で見直し、報酬方針の実施につき責任を負

い、これを監視するものとする。本項に関連する業務は、該当する管理会社において業務執行機能を担わずかつリスク管理および報酬についての専門的知識を有する経営陣の中の構成員のみによって執り行われるものとする。

（d）報酬方針の実施状況は、経営陣によりその監査機能の一環として採用された報酬の方針および手続の遵守について、少なくとも年１回の割合で、中央的かつ独立した形での社内見直しの対象とされる。

（e）内部統制機能を担っているスタッフは、同スタッフが負う責任に関連する目的の達成度に応じて報酬を受けるものとし、同スタッフが統制する事業分野の業績は問わない。

（f）リスクの管理およびコンプライアンスの機能を担う上級役員の報酬は、報酬委員会が設置される場合は報酬委員会の直接の監視下に置かれる。

（g）報酬が業績に連動する場合、報酬総額は、個別の業績を評価する際、個人および関連する事業部門またはUCITSの各業績評価と、UCITSのリスクおよび管理会社の業績結果全般の評価の組み合わせに基づくものとし、財務および非財務それぞれの基準を考慮に入れるものとする。

（h）業績評価は、評価プロセスがUCITSのより長い期間の業績およびUCITSへの投資リスクに基づいて行われかつ業績ベースの報酬要素の実際の支払が管理会社が管理するUCITSの投資家に対して推奨する保有期間を通じて分散するよう、同期間に適切な複数年の枠組みの中で行われる。

（i）保証変動報酬は例外的に行われ、新規スタッフの雇用時のみに、最初の１年に限定してなされる。

（j）報酬総額の固定および変動の要素は、適切にバランスが取られ、固定報酬の要素は、報酬総額の相当部分とされ、変動報酬の要素を一切支給しない可能性も含めて変動要素を十分に柔軟な方針で運用することができるようにする。

（k）満期前の契約解約の場合の支払は、契約終了までの期間において達成された業績を反映するものとし、失策については不問とする形で設計する。

（l）変動報酬の要素またはプールされる変動報酬の要素を算定するために使用される業績を測定するため、関連する現在および将来のすべてのリスクの種類を統合することのできる包括的な調整メカニズムが含まれる。

（m）UCITSの法制およびUCITSのファンド規則またはその設立文書に従うことを条件として、変動報酬の要素の相当部分は、また、いかなる場合においても少なくともその50%は、関連するUCITSの受益証券口数、同等の所有権または株式連動の証券もしくは本項において言及される証券と同等の効果的なインセンティブを提供する同等の非現金証券で構成される。ただし、UCITSの管理が管理会社が管理している全ポートフォリオの50%に満たない場合は、かかる最低限50%の制限は適用しない。

本項で言及される証券は、管理会社、その管理するUCITSおよび当該UCITSの投資家の各利益と報酬を受ける者のインセンティブとを連携させる目的で設計される適切な保有方針に従う。本項は、以下（n）に従って繰り延べられる変動報酬の要素の部分および繰り延べられない変動報酬の要素の部分のいずれにも適用される。

（n）変動報酬の要素の相当部分は、また、いかなる場合においても少なくともその40%は、UCITSの投資家に対して推奨される保有期間として適切と考えられる期間について、また、当該UCITSのリスク性質と正確に合致する期間について、繰り延べる。

本項で言及される期間は、少なくとも３年とする。繰延べの取決めに基づいて支払われる報酬を受ける権利は、当該期間に比例して発生する。特に高額の変動報酬の要素の場合には、少なくとも60%は繰り延べられるものとする。

（ｏ）変動報酬は、繰り延べられる部分も含めて、管理会社全体の財務状態に照らして管理会社が持続可能かつ事業部門、UCITSおよび該当する個人の各業績に照らして正当と認められる場合に限り、支払われまたは権利が発生する。

変動報酬の総額は、原則として、管理会社または該当するUCITSが芳しくないか好ましくない財務実績であった場合は、現在の報酬およびその時点で発生済みとされる金額を、ボーナス・マルス・システムやクローバック（回収）を含めて減額することを考えつつ大幅に縮小されるものとする。

（ｐ）年金方針は、管理会社および管理会社が管理するUCITSの事業上の戦略、目的、価値観および利益に合致するものであるものとする。

従業員が定年退職より前の時点で管理会社を辞める場合、任意支払方式による年金給付は、退職後５年間は、上記（ｍ）項に定める証券の形式で管理会社により保有されるものとする。従業員が定年退職する場合は、任意支払方式による年金給付は、同じく５年間の留保期間後に上記（ｍ）項に定める証券の形式で支払われるものとする。

（ｑ）役職員は、個人のヘッジ戦略または報酬に関する保険や役員賠償に関する保険を、その報酬の取決めに含まれるリスク調整効果を弱めるために利用しない旨約束する。

（ｒ）変動報酬は、2010年法の法的要件を回避することを容易にするビークルや方式を通じては支払われない。

上記の各原則は、その専門的業務が管理会社または管理会社が管理するUCITSのリスク・プロファイルに重大な影響を及ぼしうる上級管理職、リスクを取る者、内部統制担当者または従業員のうち上級管理職やリスクを取る者と同じ報酬区分に属する報酬総額の中から報酬を受ける従業員を含む各役職員の利益のために行われる、管理会社が支払うその種類を問わない給付、成功報酬を含めてUCITS自体が直接支払う金額、およびUCITSの受益証券もしくは投資証券の何らかの譲渡に適用される。

自社の規模またはその管理するUCITSの規模、その組織および活動の性質、範囲、複雑さにおいて重要な管理会社は、報酬委員会を設置するものとする。報酬委員会は、報酬に関する方針および実務、ならびにリスク管理に資するインセンティブについてその要求に適うかつ独自の判断を行うことができる形で構成されるものとする。

指令2009／65／EC第14ａ（４）で言及されるESMA指針に従って設置される報酬委員会（該当する場合）は、管理会社または関連するUCITSのリスクやリスク管理への配慮および経営陣がその監査機能の一環として行う場合を含む、報酬に関する決定の作成に責任を負うものとする。報酬委員会の議長は、該当する管理会社の経営陣の中で業務執行機能を担わない構成員が務めるものとする。報酬委員会の委員は、該当する管理会社の経営陣の中で業務執行機能を担わない構成員とする。

従業員が経営陣に占める割合が労働法上定められている管理会社に関しては、報酬委員会には、一もしくは複数の従業員代表者を含めるものとする。報酬委員会は、その決定を作成するにあたり、投資家その他ステイクホルダーの長期的な利益および公共の利益を考慮に入れるものとする。

（８）管理会社は、管理会社が投資家の苦情に適切に対応することを確保し、かつ、管理会社が他の加盟国において設定されたUCITSを運用する場合、投資家によるその権利の行使に規制がないことを確保するため、2010年法第53条に従い措置を講じ、かつ適切な手続および取決めを設定するものとする。かかる措置により、投資家は、加盟国の複数の公用語または公用語のうちのいずれかにより苦情を提出することが認められなければならない。

管理会社は、UCITS所在加盟国の公的または監督当局の要求に応じて情報を提供することができるよう、適切な手続および取決めを設定するものとする。

（９）管理会社は、1993年法第１条（１）に規定する関連代理人を任命することができる。

管理会社が関連代理人の任命を決定する際、当該管理会社は、2010年法に基づき許可される行為の範囲内で、1993年法第37－８条に従う投資会社に適用される規則を遵守しなければならない。

3.3　設立の権利および業務提供の自由

（１）2010年法第15章に従い認可された管理会社が、その他の活動または業務を行うことを提案することなく、2010年法別表Ⅱに定めるとおり自らが運用するUCITSの受益証券を支店を設置せずにUCITS所在加盟国以外の加盟国において販売することのみを提案する場合、当該販売は、2010年法第６章の要件のみに従うものとする。

（２）指令2009／65／ECに従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、ルクセンブルグで、当該認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動をルクセンブルグで行うための手続および条件を定めている。

（３）2010年法第15章に従い認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、他の加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めている。

3.4　UCITS管理会社に適用される規則

CSSF規則No. 10－４は、管理会社の基本的な設立要件ならびにその利益相反、業務遂行およびリスク管理に関する要件を定めている。

2018年８月23日、CSSFは、以前適用されていたCSSF告示12／546に代替する告示18／698を発行した。

ルクセンブルグのUCITS管理会社および自己運用型投資法人のみを対象としたCSSF告示12／546とは異なり、CSSF告示18／698は、あらゆる投資ファンド運用会社（すなわち、UCITS管理会社および自己運用型投資法人だけでなく、第16章管理会社、AIFMおよび2013年法第４条第１項ｂ）の意味における内部運用されるAIF）および登録事務代行会社の機能を行使する事業体を対象としている。

当該告示により、CSSFは、投資ファンド運用会社の認可に関するその最新の規制上の慣行を確認するとともに、投資ファンド運用会社の活動の量および性質を考慮して投資ファンド運用会社が適切な人材を利用できるようにする必要性を特に重視しつつ、CSSFが投資ファンド運用会社の内部組織、実体、方針および手続に特に注意を払っていることを示している。この点において、CSSF告示18／698は、（ｉ）投資ファンド運用会社により要求される業務執行役員および従業員の人数、ならびに（ii）取締役および業務執行役員が有することが認められる権限の数を定めている。

後者は、当該告示が投資ファンド運用会社に影響を及ぼすだけでなく、投資ファンド運用会社、UCITS、AIFおよびこれらに関連する特別目的ビークルの取締役会の構成員に影響を及ぼすことを意味する。

さらに、CSSF告示18／698は、投資信託、その投資家、販売に関与する仲介業者および投資信託のために行われる投資に関連するマネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関してCSSFが期待することを明確にしている。

CSSFは、投資ファンド運用会社に対し、運用委員会会議および取締役会の開催に関して形式に従うよう要求しており、統治組織およびCSSFのために異なる報告書を作成することについても言及している。

当該告示は、デュー・ディリジェンスおよび委託先の継続的な監視の要件について追加的な説明を提供している。

また、CSSFは、投資ファンド運用会社に適用される内部統制、管理機能、運用機能および技術基盤の要件を、MiFIDファームに適用される要件により厳密に一致させている。

2019年12月20日、CSSFは、オープン・エンド型UCIの流動性リスク管理に関するIOSCOの勧告を実施する告示19／733を公表した。当該告示は、運用される各UCIのレベルにおける強固かつ効果的な流

動性リスク管理プロセスの実施のために、管理会社がIOSCOの勧告（当該告示に添付される。）を適用することおよび関連するIOSCOの良好な慣行（IOSCOのウェブサイトで入手可能である。）を利用することをCSSFが期待していることを明確にするものである。

IOSCOの勧告において扱われる流動性リスク管理プロセスの主要な要素は、当該告示において要約されている。すなわち、UCIの設計プロセス、UCIの日々の流動性管理および危機管理計画である。

４．ルクセンブルグのUCITSに関する追加的な法律上および規制上の要件

4.1　ルクセンブルグのUCITSの認可、登録および監督

4.1.1　UCITSの認可および登録

2010年法第129条および第130条は、ルクセンブルグ内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

（ｉ）次の投資信託はルクセンブルグのCSSFから正式な認可を受けることを要する。

- ルクセンブルグの投資信託は、設立または設定の日から１か月以内に認可を受けること。
- EU加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託および他のEU加盟国で設立・設定された投資信託ではあるが譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）でないものについては、その証券がルクセンブルグ大公国内またはルクセンブルグ大公国から外国に向けて募集または販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。

（ii）認可を受けたUCIは、CSSFによってリストに登録される。かかる登録は認可を意味する。

（iii）ルクセンブルグ法、規則およびCSSFの告示の条項を遵守していない投資信託は、認可を拒否または登録を取り消されることがある。CSSFのかかる決定およびCSSFの制裁その他の行政措置に関する決定に対し不服がある場合には、行政裁判所（tribunal administratif）に不服申立をすることができ、かかる裁判所が当該申立の実体を審理する。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。当該申立は、争われている決定の通知日から１か月以内になされなければならず、これが満たされない場合は申立ができない。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルグの地方裁判所は、検察官またはCSSFの要請に基づき、該当するルクセンブルグのUCIの解散および清算を決定する。

CSSFの権限と義務は、2010年法第133条に定められている。

4.1.2　投資家に提供される情報

2010年法第150条は投資信託による目論見書、年次報告書および半期報告書の公表義務を定義している。

2010年法の第159条は、UCITSが、簡潔、かつ、専門的でない用語により記載された主要投資家情報文書（以下「UCITS KIID」という。）を公表する義務も規定している。

2010年法は、さらに以下の公表義務を定めている。

- 投資法人および管理会社は、自己が運用している各FCPのために、その目論見書および主要投資家情報文書ならびにそれらの変更、ならびに年次報告書および半期報告書をCSSFに送付しなければならない。
- 主要投資家情報文書は、投資家がUCITSの受益証券／投資証券の申込みを行う前に、無償で投資家に提供されなければならない。

主要投資家情報文書は、加盟国以外の国の投資家に必ずしも提供される必要はない。ただし、かかる国の監督当局が、当該情報を投資家に提供するよう要求する場合を除く。

さらに、目論見書および直近の公表されている年次報告書および半期報告書が、請求により無償で投資家に提供されなければならない。

- 投資家は、年次報告書および半期報告書を、目論見書および主要投資家情報に記載された方法により入手できる。

－　年次報告書および半期報告書は、請求により投資家に無償で提供される。

－　監査済年次報告書ならびに監査済または未監査の半期報告書は、当該期間終了以降、４か月および２か月以内に公表されなければならない。

PRIIPs規則に従い、いわゆる「PRIIP」についてEUの個人投資家に対して助言、募集または販売する者および団体は、規則1286／2014 に記載されるとおり、かかる個人投資家がPRIIPに投資する前にかかる個人投資家に対して主要情報文書（以下「PRIIP KID」という。）を交付する必要がある。「PRIIP」との用語は、パッケージ型個人向け投資金融商品をいう。

PRIIPs規則は、2018年１月１日から適用される。UCITS管理会社、自己運用UCITS投資法人およびUCITSについて助言または販売を行う者に関して、2019年12月31日までの経過期間が規定されている。この経過期間は、規則（EU）No．345／2013、規則（EU）No．346／2013および規則（EU）No．1286／2014を改正する、集団投資事業のクロス・ボーダーの販売の促進に関する2019年６月20日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2019／1156（改正済）により、2022年12月31日まで延長された。

PRIIPs規則の目的は、（ｉ）PRIIPs KID（最大Ａ４　３頁）を通じて統一化および標準化された情報の提供を確保することにより、個人投資家保護を向上させることならびに（ii）PRIIP市場の参加者全員（PRIIPの設定者、助言者および販売者）に対しEU全体で統一化された規則および透明性を課すことである。

PRIIPのコンセプトには、（クローズド・エンドかオープン・エンドかを問わず、UCITSを含む）あらゆる種類の投資ファンド、（その基礎形態が何であるかを問わず、かつ仕組預金を含む）仕組商品および（変額年金商品および配当付商品を含む）保険の方式による投資が含まれる。除外される投資商品はごく少数で、生命保険以外の商品、仕組預金以外の預金、雇用者による資金拠出が要求される個人年金商品である。

UCITSの受益証券／投資証券の販売に関する一切の広告においては、目論見書（および該当ある場合はUCITS KIID／PRIIPs KID）が入手可能である旨について記載し、および入手場所を示さなければならない。

4.1.3　ルクセンブルグのUCITSに適用される主な規制

－　2011年７月１日時点での欧州のマネー・マーケット・ファンドに共通の定義に関する2010年５月19日付CESRガイドライン10－049（改正済）およびMMF規則（マネー・マーケット・ファンドに関する2017年６月14日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2017／1131）

－　設立要件、利益相反、業務遂行、リスク管理ならびに保管受託銀行および管理会社との契約の内容についての指令2009／65／ECを実施する2010年７月１日付委員会指令2010／43／EUを法制化する2010年12月22日付CSSF規則No．10－４

－　ファンドの併合、マスター・フィーダー構造および通知手続に係る特定の規定についての指令2009／65／ECを実施する2010年７月１日付委員会指令2010／44／EUを法制化する2010年12月22日付CSSF規則No．10－５（改正済）

－　他のEU加盟国においてその受益証券の販売を希望しているルクセンブルグ法に従うUCITSおよびルクセンブルグにおいてその受益証券の販売を希望している他のEU加盟国のUCITSが踏むべき新たな通知手続に関連する2011年４月15日付CSSF告示11／509（CSSF告示21／778により改正済）

－　運用開始前のコンパートメント、再開待ちのコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連する2012年７月９日付CSSF告示12／540

－　2010年法パートＩに服するUCITSの預託機関を務める信用機関およびその管理会社により代表されるすべてのUCITS（場合に応じて）に適用される規定に関するCSSF告示16／644（CSSF告示18／697により改正済）

－　SFT規則（規則（EU）No．648／2012を改正する、証券金融取引および再使用の透明性に関する2015年11月25日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2015／2365）

－　ベンチマーク規則（指令2008／48／ECおよび指令2014／17／EUならびに規則（EU）No．596／2014を改正する、金融商品および金融契約のベンチマークとしてまたは投資ファンドのパフォーマンスを測定するために用いられる指数に関する2016年６月８日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2016／1011）（改正済）

－　金融サービスセクターにおける持続可能性に関連する開示に関する2019年11月27日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2019／2088

－　規則（EU）2019／2088を改正する、持続可能な投資を促進するための枠組みの確立に関する2020年６月18日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2020／852

4.2　ルクセンブルグのUCITSに適用される追加的な規制

（ｉ）公募または販売の承認

2010年法第129条第１項は、すべてのルクセンブルグのファンドが活動を行うためにはCSSFの認可を受けなければならない旨規定している。

（ii）設立文書の事前承認

2010年法第129条第２項は、CSSFが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

（iii）2010年法パートＩに従うUCITSは、上記（ii）に定める条件のほか、以下の条件を満たさない限り、CSSFにより認可されないものとする。

ａ）FCPは、当該FCPを運用するための管理会社の申請書をCSSFが承認した場合に限り認可されるものとする。管理会社を指定した投資法人は、当該投資法人を運用するために指定された管理会社の申請書をCSSFが承認した場合に限り認可されるものとする。

ｂ）上記ａ）を損なうことなく、ルクセンブルグにおいて設立されたUCITSが指令2009／65／ECに従う管理会社により運用され、指令2009／65／ECに基づき他の加盟国の管轄当局により認可されている場合、CSSFは、2010年法第123条に従い、当該UCITSを運用するための管理会社の申請書について決定するものとする。

2010年法第129条第４項に基づき、CSSFは、以下の場合、2010年法第２条の範囲内においてUCITSの認可を拒否することがある。

ａ）投資法人が2010年法第３章に定める前提条件を遵守していないことを立証した場合

ｂ）管理会社が2010年法第15章に基づきUCITSを運用することを認可されていない場合

ｃ）管理会社がその所在加盟国においてUCITSを運用することを認可されていない場合

2010年法第27条第１項を損なうことなく、管理会社または投資法人（該当する場合）は、完全な申請書が提出されてから２か月以内に、UCITSの認可が付与されたか否かにつき通知を受けるものとする。

（iv）販売資料

2005年４月６日付CSSF告示05／177によると、販売用資料については、それが利用される外国の権限ある当局による監督に服していない場合であっても、コメントを得るためにCSSFに提出する必要はないものとされている。ただし、CSSFの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を生じさせる勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

（ｖ）目論見書の記載情報

目論見書は、提案された投資について投資家が情報を得た上で判断を行うことができるようにするための必要な情報、特に、投資に付随するリスクに関する情報を含むものでなければ

ならない。目論見書は、投資する商品のいかんにかかわらず、投資信託のリスク概要について明瞭かつ分かりやすい説明をしなければならない。

保管受託銀行に関しては、UCITS Ｖの規則により、パートＩファンドの目論見書において以下の情報を開示することを求められる。

・ 保管受託銀行の特定とその職務の詳細
・ UCITS、投資家、管理会社および保管受託銀行の間の潜在的な利益相反の開示
・ 保管受託銀行が委託する保管機能の詳細、委託先および再委託先のリストならびにかかる委託により生じる可能性のある利益相反
・ 上記に関する最新の情報が要請に応じて投資家に公開される旨の記載
・ すべての資産の保管を集中させるために単一のまたは限定的な第三者を利用することの開示

2010年法のパートＩの範囲内に該当するUCITSに関しては、目論見書に以下の情報のいずれかを記載するものとする。

ａ）最新の報酬方針の詳細（報酬および給付の計算方法の詳細、報酬および給付の付与に責任を負う者の特定（存在する場合には、報酬委員会の構成を含む。）を含むが、これらに限られない。）

ｂ）報酬方針の要約、ならびに最新の報酬方針の詳細（報酬および給付の計算方法の詳細、報酬および給付の付与に責任を負う者の特定（存在する場合には、報酬委員会の構成を含む。）を含むが、これらに限られない。）をウェブサイトで公開する旨（当該ウェブサイトへの言及を含む。）および要請に応じて紙による写しを無料で公開する旨の記載

目論見書は、少なくとも2010年法の別紙ＩのスケジュールＡに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する約款または設立文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

（vi）目論見書の更新義務

2010年法第153条は、完全な目論見書の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

（vii）財務報告および監査

1915年法第461－６条第２項の一部修正により、SICAVは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解（該当する場合）の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をRESAに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類における投資家またはCSSF向けに提供された情報が当該UCIの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにCSSFに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、CSSFに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項についてCSSFが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

2004年１月１日から有効なCSSF告示02／81に基づき、CSSFは、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）に対し、各UCIについて毎年、前会計年度中のUCIの業務に関するいわゆる「長文式報告書」を作成するよう求めている。CSSF告示02／81により、承認された法定監査人はかかる長文式報告書において、UCIの運用（その中央管理事務および保管者を含む。）および（マネーロンダリング防止規則、価格評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について）監督手続が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、UCIの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。告示では、かかる報告書の目的はUCIの状況を全体的にみることであると述べている。長文式報告書は、公衆の閲覧に供することを意図しておらず、UCIまたはUCIの管理会社の取締役会およびCSSFによる使用のためだけに発行される。

(viii) 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない旨を規定する。

2010年法第147条は、CSSFが、UCIに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、UCIの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

IML告示97／136（CSSF告示08／348により改正）およびCSSF告示15／627に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をCSSFに提出しなければならない。

(ix) 罰則規定およびその他の行政措置

1915年法および2010年法に基づき、１人または複数の取締役または投資信託（fonds d'investissement）の事務管理または運用に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および／または、一定の場合には5,000,000ユーロ（または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%）以下の罰金刑に処される。

（１）2010年法の下、2010年法第148条第１項ないし第３項に言及される場合において、CSSFは、下記（２）記載の制裁およびその他の行政措置を、以下に対して課することができる。

- 2010年法パートⅠおよびパートⅡに従うUCI、その管理会社、保管受託銀行およびCSSFの監督に服する、UCI業務に貢献する事業
- 直前の項目に言及される事業体の経営陣もしくは監査役会の構成員または2010年法第129条第（５）項に規定する範囲の当該事業体の業務を有効に行う者
- （UCIが任意清算される場合）清算人

（２）かかる場合において、CSSFは、以下の処罰およびその他の行政措置を課することができる。

ａ）責任を負うべき者および法律違反の性質を特定する声明

ｂ）責任を負うべき者に対し違法行為の停止および再犯の排除を求める命令

ｃ）（UCIまたは管理会社の場合）UCIまたは管理会社の認可の停止または取消し

ｄ）管理会社もしくはUCIの経営陣の構成員、または管理会社もしくはUCIにより雇用された、責任を負う他の自然人に対する、これらの団体もしくはその他類似の団体の経営機能の行使の一時禁止令または（度重なる重大な法令違反の場合）永久禁止令

ｅ）（法人の場合）5,000,000ユーロ以下の罰金または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%以下の金額（法人が親会社

である場合または指令2013／34／EUに従って連結財務諸表を作成しなければならない親会社の子会社である場合は、会計領域の関連するEU法に従い、最終親会社の経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく関連する年間総売上高が、年間総売上高または対応する種類の収益となるものする。）

ｆ）（自然人の場合）5,000,000ユーロ以下の罰金

ｇ）上記ｅ）およびｆ）の代わりとして、法律の違反から生じた利益が決定される場合、（上記ｅ）およびｆ）の上限金額を上回る場合であっても）当該利益の少なくとも２倍の金額以下の罰金

（３）2010年法の規定の違反に対する行政制裁または行政措置を課する決定（不服申立てが存在しないものに限られる。）について当該制裁または措置を課せられた者が知らされた後、CSSFは、不当な遅滞なく、CSSFのウェブサイト上で当該決定を公表するものとする。かかる公表は、少なくとも、当該違反の種類および性質ならびに責任を負うべき者の身元に関する情報を含むものとする。当該義務は、調査の性質を有する措置を課する決定には適用されない。

ただし、法人の身元もしくは自然人の個人データの公表の均衡性を個別に評価した後において、当該公表は均衡性に欠くとCSSFが判断した場合、または、公表することで金融市場の安定性もしくは継続中の調査が危険にさらされる場合、CSSFは、以下のいずれかを行うものとする。

ａ）非公表とする理由がなくなるまで、当該制裁または措置を課する決定の公表を延期すること。

ｂ）適用法を遵守する方法により、匿名で当該制裁または措置を課する決定を公表すること（当該匿名による公表により、関係する個人データの効果的な保護が確保される場合に限られる。）。

ｃ）（上記ａ）およびｂ）に定める選択肢について、以下を確保するには不十分であると判断された場合）制裁または措置を課する決定を公表しないこと。

ｉ）金融市場の安定性が危険にさらされないこと。

ii）重要ではない性質を有するとみなされる措置に関する当該決定の公表の均衡が取れていること。

CSSFが匿名で制裁または措置を公表することを決定した場合、関連するデータの公表は、合理的な期間、延期される場合がある。ただし、当該期間内に、匿名の公表とする理由がなくなるとみなされる場合に限られる。

（４）また、CSSFは、制裁または措置を課する決定が不服申立てに服する場合、その旨の情報および当該不服申立ての結果に関するその後の情報を、CSSFの公式ウェブサイト上で直ちに公表するものとする。制裁または措置を課する従前の決定を無効とする決定についても、公表するものとする。

（５）本条に従った制裁または措置の公表は、公表後５年から10年の間、CSSFのウェブサイト上に掲載され続けるものとする。

（６）指令2009／65／ECの第99ｅ条第（２）項に従い、CSSFがUCITS、管理会社またはUCITSの保管受託銀行に関する行政処罰または行政措置を公開した場合、CSSFは、それと同時に、当該行政処罰または行政措置をESMAに報告するものとする。

さらに、CSSFは、上記（１）ｃ）に従い、課せられたが公表されていない行政処罰（当該行政処罰に関する不服申立ておよびかかる不服申立ての結果を含む。）をESMAに報告するものとする。

（７）CSSFが行政処罰または行政措置の種類および罰金の水準を決定した場合、CSSFは、それらが効果的で、均衡が取れており、制止的であることを確保するとともに、以下（該当する方）を含む、一切の関連する状況を考慮するものとする。

ａ）違反の重大性および期間

ｂ）違反につき責任を負うべき者の責任の程度

ｃ）例えば、法人の場合は総売上高または自然人の場合は年間所得により記載される、違反につき責任を負うべき者の財務力

ｄ）違反につき責任を負うべき者が得た利益または回避した損失の重要性、他者に対する損害および（該当する場合）市場または広範な経済の機能性に対する損害（それらが決定される範囲に限られる。）

ｅ）違反につき責任を負うべき者によるCSSFに対する協力の程度

ｆ）違反につき責任を負うべき者の従前の違反

ｇ）違反の後において当該違反につき責任を負うべき者により講じられた再犯防止措置

（８）CSSFは、2010年法の規定の潜在的または実際の違反の報告を勧奨する効果的かつ信頼できるメカニズム（かかる違反の報告について連絡を取れる経路の確保を含む。）を確立する。

（９）上記（８）に言及されたメカニズムには、少なくとも、以下が含まれる。

ａ）違反報告の受領およびその後の対応に関する具体的な手続

ｂ）UCI、管理会社、保管受託銀行およびCSSFの監督に服する、UCI業務に貢献する事業の従業員で、これらの内部で犯された違反を報告した従業員を、少なくとも報復、差別その他の類の不公平な扱いから適切に保護すること

ｃ）個人データの処理に係る個人の保護に関する改正2002年８月２日法に従い、違反報告者および違反に責任を負うべきと主張される自然人の双方の個人データを保護すること[1]

ｄ）追加の調査またはその後の司法手続において開示が必要となる場合を除き、違反報告者に関していかなる場合においても秘密が保証されるようにする明確な規則

（10）第１項に言及されたUCI、管理会社、保管受託銀行およびCSSFの監督に服する、UCI業務に貢献する事業の従業員による違反の報告は、契約または法令もしくは行政規定により強制される情報開示制限の違反を構成せず、かかる報告に関するいかなる責任も報告者に負わせることはない。

（11）UCI、管理会社、保管受託銀行およびCSSFの監督に服する、UCI業務に貢献する事業は、特定の独立した自律的な経路を通じて内部から違反を報告できるように自らの従業員のために適切な手続を設ける。

4.3　清算

4.3.1　投資信託の清算

2010年法は、ルクセンブルグ法に基づいて設立・設定された投資信託の清算に関し、様々な場合を規定している。

FCPまたはSICAVの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきFCPが終了した場合または投資主総会決議によって会社型投資信託が解散された場合には、設立文書もしくは規約または適用される法令の規定に基づいて清算が行われる。

4.3.1.1　FCPの強制的・自動的解散

ａ．管理会社または保管受託銀行がその権限を停止し、その後２か月以内に後任が見付からない場合

b．管理会社が破産宣告を受けた場合

c．連続して６か月を超える期間中、純資産価額が法律で規定されている最低額の４分の１を下回った場合

（注）純資産価額が法律で要求される最低額の３分の２を下回った場合、自動的には清算されないが、CSSFは清算を命じることができる。この場合、清算は管理会社によって行われる。

4.3.1.2　SICAVについては以下の場合には投資主総会に解散の提案がなされなければならない。

a．資本金が、法律で規定される資本の最低額の３分の２を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、単純多数決によって決定される。

b．資本金が、上記最低額の４分の１を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、当該投資信託の解散の決定は、かかる投資主総会において４分の１の投資証券を保有する投資主によって決定される。

---

[1] 個人データの処理に係る個人の保護に関する2002年８月２日法は、データ保護国家委員会を設立し、また、個人データの処理に関連する自然人の保護および当該データの自由な移動に関する2016年４月27日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2016／679を施行し、また、労働法および公務員の昇進に関する処理の体制および条件ならびに手続を制定する2015年３月25日付改正法を改正する、指令95／46／EC（一般データ保護規則）を廃止する、2018年８月１日付ルクセンブルグ法により廃止された点に留意されたい。

4.3.1.3　ルクセンブルグ法の下で存続するすべての投資信託は、CSSFによる登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

4.3.2　清算の方法

4.3.2.1　通常の清算

清算は、通常、次の者により行われる。

ａ）FCP

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定（もしあれば）に基づき受益者によって選任された清算人

ｂ）会社型投資信託

投資主総会によって選任された清算人

清算は、CSSFがこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする（2010年法第145条第１項）。

清算人がその就任を拒否し、またはCSSFが提案された清算人の選任を承認しない場合は、地方裁判所の商事部門が利害関係人またはCSSFの請求により清算人を申請するものとする。

清算の終了時に、受益者または投資主に送金できなかった清算の残高は、原則として、ルクセンブルグの国立機関であるCaisse de Consignationに預託され、権限を有する者は同機関において受領することができる。

4.3.2.2　裁判所の命令による清算

地方裁判所の商事部は、CSSFの請求によって投資信託を解散する場合、2010年法第143条および裁判所命令に基づく手続に従いCSSFの監督のもとで行為する清算人を選任する。清算業務は、裁判所に清算人の報告が提出された後裁判所の判決によって終了する。未分配の清算残高は上記4.3.2.1に記載された方法で預託される。

Ｖ．2013年法に従うオルタナティブ投資ファンド

2013年７月15日に、AIFMをルクセンブルグ法に法制化するオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年７月12日付が公表された。

（ｉ）2013年法に従い、その通常業務が一または複数のAIFを運用することである法人は、（当該AIFMが2013年法の適用外である場合を除き）2013年法を遵守しなければならない。AIFとは、以下の投資信託（そのコンパートメントを含む。）をいうと定義される。

ａ）多数の投資家から資金を調達し、かかる投資家の利益のために、定められた投資方針に従ってその資金を投資することを目的としており、かつ、

ｂ）指令2009／65／EC第５条に基づき認可を必要としない投資信託。

（ⅱ）2013年法は、以下のAIFMには適用されない。

ａ）AIFM、AIFMの親会社もしくは子会社またはその他AIFMの親会社の子会社のみが投資家であるAIFを運用する、ルクセンブルグで設立されたAIFM（ただし、かかる投資家のいずれも、それ自体がAIFではないことを条件とする。）

ｂ）ルクセンブルグで設立されたAIFMであり、共同運用もしくは共同管理により、または、直接的もしくは間接的な実質的保有により、当該AIFMと関連する会社を通じて、以下のいずれかのAIFのポートフォリオを直接的または間接的に運用するAIFM

（ｉ）その運用資産（レバレッジの利用を通じて取得される資産を含む。）の総額が100百万ユーロの限度額を超えないAIF、もしくは

（ⅱ）レバレッジされておらず、各AIFへの当初投資日から５年間行使可能な買戻請求権を有していないAIFによりポートフォリオが構成される場合は、その運用資産の総額が500百万ユーロの限度額を超えないAIF

（それぞれを「最低限度額」という。）

AIFMは、上記ｂ）（ⅱ）に基づき2013年法の適用が除外される場合であっても、CSSFへの登録を行わなければならない（以下「登録AIFM」という。）。登録AIFMは、CSSFへの登録時に、当該AIFMが運用するAIFを特定し、かかるAIFの投資戦略に関する情報をCSSFに提供する。登録AIFMは、その登録の完了後、CSSFに対し、CSSFが効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該AIFMの主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該AIFMが運用するAIFの最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に（少なくとも年に一度）提供しなければならない。登録AIFMが最低限度額を上回る場合、当該AIFMは、CSSFにかかる変更を通知し、完全な認可の申請を行わなければならない。

当該AIFMは、AIFMDパスポート（下記Ｖ．1.6を参照のこと。）の恩恵を受けることはなく、このためパートⅡファンドの販売は、国内私募規則に今後も準拠する。

１．2013年法に従うAIFM および保管受託体制

1.1　AIFM

1.1.1　AIFMの概要

AIFの資格を有するルクセンブルグのファンドは、次に掲げるいずれかの例外が適用される場合を除き、認可済みAIFMにより運用されるものとする。

ａ）AIFMが、AIFによりまたはAIFのために選任される法人であり、かかる選任を通じてAIFを運用することにつき責任を負う「外部AIFM」である場合。

ｂ）AIFMが、AIFの法的形態により内部運用が可能な場合で、AIFの統治組織が「外部AIFM」を選任しないことを選択した場合におけるAIFそれ自体（かかる場合、「内部AIFM」、すなわちAIFそれ自体がAIFMとして認可される必要がある。）である場合。

内部で運用されるAIFは、2013年法別表Ｉに記載されるAIFの内部運用行為以外の行為に従事しないものとする。

前段落とは別に、外部AIFMは、さらに以下の業務を提供することができる。

ａ）指令2003／41／EUの第19条第１項に従い、投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う年金基金および退職金運用機関により所有される投資ポートフォリオを含むこれらの運用

ｂ）付随的業務としての

ｉ）投資顧問業務

ii）投資信託の投資証券または受益証券に関する保管および管理事務業務

iii）金融証書に関する注文の受理および送達

AIFMは、2013年法第２章に基づき以下の業務の提供を認可されない。

ａ）上記段落に記載される業務のみ

ｂ）上記段落のａ）に記載される業務について認可を得ることなく、上記段落のｂ）に記載される付随的業務

ｃ）管理事務、販売行為のみおよび／またはAIFの資産に関する行為

ｄ）リスク管理業務の提供を伴わないポートフォリオ運用業務またはポートフォリオ運用業務を伴わないリスク管理業務

1.1.2　AIFMの認可

ルクセンブルグで設立されたAIFMの行為を開始するには、CSSFの認可を条件とする。

認可申請は、以下の情報を含むものとする。

ａ）AIFMの事業を実質的に行う者に関する情報

ｂ）適格持分を有するAIFMの株主または社員（直接か間接か、自然人か法人かを問わない。）の身元およびこれらの保有額に関する情報

ｃ）AIFMが2013年法第２章（AIFMの認可）、第３章（AIFMの運営条件）および第４章（透明性要件）および、適用ある場合、第５章（特定タイプのAIFを運用するAIFM）、第６章（EU AIFMのEUにおけるEU AIFの販売および運用権限）、第７章（第三国に関する具体的規則）および第８章（個人投資家に対する販売）を遵守する方法に関する情報を含む、AIFMの組織構成を記載する活動プログラム

ｄ）報酬方針に関する情報

ｅ）第三者に対する業務の委託または再委託について締結された取り決めに関する情報

さらに、認可申請はAIFMが2013年法第６条に記載されるとおり運用を意図するAIFに関する情報を含むものとする。

認可の付与に伴い、AIFMは履行前に、とりわけCSSFが認可付与の根拠とした情報の重要な変更についてCSSFに通知する義務が生じる。

また、ルクセンブルグ法に準拠する投資ファンド運用会社の認可および組織に関するCSSF告示18／698ならびに投資ファンド運用会社および登録事務代行会社の機能を行使する事業体に適用されるマネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関する特定の規定（IV．3.4に詳述される。）は、AIFMの認可の取得および維持のための条件を定めている。

さらに、ルクセンブルグのAIFMは、CSSF告示19／733（上記IV．3.4に詳述される。）にも服する。

1.2　AIFMとしても認可された管理会社

以下の団体はAIFMとしての資格を有する可能性がある。

（ａ）UCITS／2010年法第15章記載の管理会社

（ｂ）2010年法（第125－１条および第125－２条）第16章記載の管理会社

（ｃ）2010年法パートⅡに従い内部運用されるUCI

（ｄ）2007年法に従い内部運用されるSIF

（ｅ）2004年法に従い内部運用されるSICAR

（ｆ）2013年法に従い規制されるAIFMたる適格性を採用する予定のその他のルクセンブルグの団体

１．2010年法、2007年法または2004年法による規制を受けないAIFに対して運用業務を提供するルクセンブルグの団体

２．2010年法、2007年法または2004年法による規制を受けないAIFの資格を有する、内部運用されるルクセンブルグの団体

1.2.1　第15章記載の管理会社

UCITS／2010年法第101条に従う第15章記載の管理会社の主な活動は、UCITS Ⅳ指令に従い認可されたUCITSの運用である。しかしながら、2010年法第15章に従いCSSFにより認可され、ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社は、2013年第２章に基づくAIFMとして行為するため追加許可をCSSFから得ることを条件とし、AIFMDが規定するAIFのAIFMとして任命される場合もある。

AIFMとして行為する第15章記載の管理会社に関する認可情報については、Ⅳ.３を参照のこと。

1.2.2　その他の管理会社－第16章記載の管理会社

第16章記載の管理会社は、AIFの管理会社およびAIFMとして行為することができる。2010年法第125－１条、第125－２条および第126条は、第16章に基づき存続する管理会社は、充足しなければならない要件および遂行できる行為について規定している。

（１）管理会社の業務の開始にはCSSFの事前の認可が必要となる。

管理会社は、公開有限責任会社（société anonyme）、非公開有限責任会社（société à responsabilité limitée）、共同会社（société coopérative）、公開有限責任会社として設立された共同会社（société coopérative organisée comme une société anonyme）または株式有限責任事業組合（société en commandite par actions）として設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、CSSFによってリストに登録される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、CSSFによりメモリアルにおいて公告される。

Ａ）以下Ｂ）に記載される2010年法第125－２条の適用を害することなく、2010年法第125－１条に基づき認可された管理会社は以下の活動にのみ従事することができる。

（ｉ）AIFMDに規定される範囲内のAIF以外の投資ビークルの運用を行うこと。

（ii）AIFMDに規定される範囲内のAIFとしての適格性を有している一または複数の契約型投資信託、またはAIFMDに規定される範囲内のAIFとしての適格性を有している一または複数の変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人のために、2010年法第89条第２項に規定する範囲の管理会社の業務を行うこと。かかる場合、管理会社は、当該契約型投資信託および／または変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人に代わり、2010年法第88－２条第２項ａ）に従い外部AIFMを選任しなければならない。

（iii）その運用資産が2013年法第３条第２項に規定される限度額のいずれかを超えない一または複数のAIFの運用を行うこと。かかる場合、当該管理会社は、以下の事項を行わなければならない。

－　CSSFに対して当該管理会社が運用するAIFを特定すること。

－　当該管理会社が運用するAIFの投資戦略に関する情報をCSSFに提供すること。

－　CSSFに対し、CSSFが効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該管理会社の主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該管理会社が運用するAIFの最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に提供すること。

上記に定められる限度額の条件を満たさなくなった場合で、当該管理会社が2010年法第88－２条第２項ａ）に規定する範囲の外部AIFMを選任していない場合、または当該管理会社が2013年法に服することを選択した場合、当該管理会社は、2013年法第２章に規定される手続に従い、30暦日以内にCSSFに対し認可の申請を行わなければならない。

AIFMDに規定する範囲のAIF以外の投資ビークルがそれに関係する特定分野の法律により規制される場合を除き、管理会社は、いかなる場合も、ｂ）またはｃ）に記載される業務をあわせて行うことなくａ）に記載される業務のみを行うものとして、2010年法第125－１条に基づく認可を受けることはできない。

管理会社自らの資産の事務管理は、付随的なものである限り、これを行うことができる。

当該管理会社の本店および登録事務所は、ルクセンブルグに所在しなければならない。

2010年法第125－１条第４項ａ）またはｃ）に記載される活動を行う2010年法第125－１条の範囲内に該当する管理会社は、活動のより効率的な実施のため、自らの業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

ａ）CSSFは、適切な方法で通知を受けなければならない。

ｂ）当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行為し、UCIが運用されることを妨げてはならない。

ｃ）当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の目的において認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服している事業体にのみ付与される。

当該権限付与が慎重な監督に服する国外の事業体に付与される場合、CSSFと当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。

ｄ）ｃ）の条件が充足されない場合、かかる委託は、CSSFの事前の承認を得た後でなければ、その効力を生じない。

ｅ）投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行に付与されてはならない。

上記（ⅱ）の活動を行う2010年法第125－１条の範囲内に該当する管理会社は、当該管理会社が選任した外部AIFMが当該管理会社の運用業務および販売業務を引き受けていない場合、活動のより効率的な実施のため、かかる業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

ａ）CSSFは、適切な方法で通知を受けなければならない。

ｂ）当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行為すること、および契約型投資信託、変動資本を有する投資法人または固定資本を有する投資法人が運営されることを妨げてはならない。

Ｂ）2010年法第88－２条第２項ａ）に規定される範囲内の外部AIFMを任命せずに、選任を受けた管理会社としてAIFMDに規定する範囲の一または複数のAIFを運用する2010年法第125－２条に基づき認可された管理会社は、運用資産が2013年法第３条第２項に規定される限度額のいずれか一つを上回る場合、2013年法第２章に基づき、AIFのAIFMとしての認可をCSSFから事前に取得しなければならない。

2010年法第125－２条に記載される管理会社は、2013年法別表Ｉに記載される活動および同法第５条第４項に記載される非中核的活動にのみ従事することができる。

管理会社は、2010年法第125－２条に基づき運用するAIFに関し、選任を受けた管理会社として、当該管理会社に適用される範囲において、2013年法に規定されるすべての規則に服する。

（２）CSSFは以下の条件で管理会社に認可を付与する。

ａ）申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。かかる最低金額は、CSSF規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。

（注）現在はかかる規則は存在しない。

ｂ）上記ａ）に記載される資本金は、管理会社の永続的な処分により維持され、管理会社の利益のために投資される。

ｃ）2010年法第129条第５項に該当する、管理会社の取締役は、良好な評価を十分に得ており、その義務の遂行に必要な専門家としての経験を有していなければならない。

ｄ）管理会社の参照投資主またはメンバーの身元情報がCSSFに提供されなければならない。

ｅ）認可申請書に管理会社の組織構成が記載されなければならない。

（３）完全な申請書が提出されてから６か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

（４）管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。

（５）CSSFは、以下の場合、2010年法第16章に従い、管理会社に付与した認可を撤回することがある。

ａ）管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または６か月を超えて2010年法第16章に定められる活動を中止する場合。

ｂ）虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。

ｃ）認可が付与された条件を満たさなくなった場合。

ｄ）2010年法に従って採用された規定に重大かつ／または組織的に違反した場合。

ｅ）2010年法が認可の撤回事由として定めるその他の場合に該当する場合。

（６）管理会社は、自らのために、運用するUCIの資産を使用してはならない。

（７）運用するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

（８）管理会社の認可は、その年次財務書類の監査を専門家としての適切な専門経験を有することを証明できる一または複数の承認された法定監査人（réviseurs d'entreprises agréés）に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人の変更は事前にCSSFの承認を得なければならない。

（９）管理会社の任意清算の場合、清算人は、CSSFから承認を受けなければならない。清算人は、誠実さについてのあらゆる保証および専門技術を提供しなければならない。

また、第16章管理会社は、Ⅳ．3.4に詳述されるCSSF告示18／698に従う。

1.3　委託

2013年法に従い、AIFMは、業務を遂行する職務を自己の代わりに第三者に対して委託することが許可されているが、委託取り決めが発効する前にCSSFに対してその意思を通知するものとする。2013年法第18条に従い、以下の条件が充足される必要がある。

ａ）AIFMは、その委託のストラクチャー全体を客観的理由に基づき正当化できなくてはならない。

b）委託先は各業務を遂行するために十分な人員を配置しなければならず、実際に委託業務を行う者は十分に良好な評価および十分な経験を備えていなければならない。

c）委託業務がポートフォリオ管理またはリスク管理に関与する場合、CSSFの監督に服すか、その条件が充足できない場合は、CSSFの事前の承認を得て、資産運用のために認可または登録された組織に対してのみ委託されなければならない。

d）委託業務がポートフォリオ管理またはリスク管理に関与し、第三国の組織に委託される場合、c）の要件に加えて、CSSFおよび同組織の監督官庁間の協力が確保されなければならない。

e）委託はAIFMの監督の有効性を阻害してはならず、特にAIFMが投資家の最善の利益のために行為し、または運用されることを妨げてはならない。

f）AIFMは、委託先がかかる業務を引き受ける資格と能力を有し、あらゆる適切な配慮の上に選択され、AIFMは委託された行為を常に実質的に監督し、委託先にいつでも追加指示を付与し、投資家の利益にかなう場合は、即時に当該権限付与を撤回する立場にあることを示さなければならない。

AIFMは各委託先が提供する業務を継続的に精査しなければならない。

（注）AIFMは第三者が委託業務の適切な遂行のために必要とされる、十分な人員を有し、技能、知識および専門知識を持つ十分な人員を雇用することを確保するため、委託先について適切な配慮を当初から徹底し、委託業務の遂行を支援する適切な組織的構造を有するものとする。また、この適切な配慮は、AIFMによって、継続的に遂行されるものとする。

AIFMは、保管受託銀行もしくは保管受託銀行の代理人またはAIFMもしくはAIFの投資家と利益が相反するその他の団体にポートフォリオ管理またはリスク管理を委託しないものとする。

上記の制限は、委託先が業務上および階層構造上、ポートフォリオ管理またはリスク管理の遂行を他の潜在的相反リスクから分離している場合には、適用されない。

AIFに対するAIFMの責務は、AIFMが第三者または再委託により業務の一部を委託した事実により影響を受けないものとする。

AIFMは、AIFMの運用者として見なされなくなる程度まで、つまり、名義のみの団体としてみなされる程度まで、すべての業務を委託することはできない。

委託先がAIFMから委託された業務の一部を再委託する範囲において、以下の条件を充足するものとする。

- 再委託に対するAIFMの事前承認
- AIFMは再委託契約の条項を当該契約遂行の前にCSSFに通知すること。
- AIFMからの委託先（第三者）に対する業務委託に関する上記の他の条件すべてを充足しなければならない。

（注）ポートフォリオ管理は、ルクセンブルグのAIFMによって非EU運用者に対して委託することができる。認可済みルクセンブルグのAIFMからの委託により、非EU運用者によって最終的に運用されるルクセンブルグのAIFは、EUパスポートに基づき、EUでプロの投資家に対して販売することができる。

また、委託に関するCSSF告示18／698の規定を遵守しなければならない。

1.4 透明性要件

1.4.1 投資家に対する開示

AIFMは、AIFMが運用する各EU AIFおよびAIFMがEU内で販売する各AIFについて、AIFの規約（またはFCPの場合は約款）に基づき投資家がAIFに投資する前に投資家に下記の情報およびそれらの重要な変更を提供しなければならない。

- AIFの投資戦略および投資目的の記載ならびにAIFが投資戦略または投資目的もしくはその両方を変更する際の手続に関する記載
- 投資のために締結した契約関係の主な法的意味についての記載
- AIFM、AIFの保管受託銀行、監査役およびその他の業務提供者の身元ならびにそれらの職務および投資家の権利に関する記載
- AIFMの専門職業賠償責任要件の遵守状況に関する記載

- 保管受託銀行により委託された委託管理業務および保管業務、委託先の身元、かかる委託により生じる可能性がある利益相反に関する記載
- AIFの評価手続および資産評価のための価格決定方法に関する記載
- AIFの流動性リスク管理、買戻権利および買戻取り決めに関する記載
- 投資家が直接または間接に負担するすべての報酬、手数料および費用ならびにそれらの限度額に関する記載
- AIFMが投資家に対する公正な対応を確保する方法、および投資家が優遇措置を受けるか、優遇措置を受ける権利を取得する場合はいつでも、当該優遇措置、当該優遇措置を取得する投資家の種別、および関連ある場合は、AIFまたはAIFMとの法的または経済的関連についての記載
- 2013年法第20条に記載される直近年次報告書
- 受益証券または投資証券の発行および販売の手続および条件
- 2013年法第17条に基づき決定されるAIFの直近純資産価額またはAIFの受益証券もしくは投資証券の直近市場価格
- 入手可能な場合、AIFの過去の実績
- プライム・ブローカーの身元ならびに、AIFおよびAIFのプライム・ブローカー間の重要な取り決めに関する記載、および関連する利益相反の管理方法、保管受託銀行との契約における、AIF資産の譲渡および再利用の可能性に関する規定、ならびにプライム・ブローカーに対する責務の譲渡に関する情報
- レバレッジ利用、リスク特性およびAIFのポートフォリオの流動性管理に関する情報の定期的開示の方法および時期に関する記載

AIFがその目論見書に公表する必要がある情報に付加される情報のみ、別途または目論見書の追加情報として開示する必要がある。

上記のとおり、AIFMは管理する各EU AIFおよびEUにおいて販売する各AIFについて、資産の非流動性に関する情報、ファンドの流動性管理の取り決めおよび直近のリスク特性を定期的に投資家に開示するものとする。

AIFMは、さらにAIFのレバレッジ利用に関する情報を開示するものとし、AIFが許容し得るレバレッジの上限の変更ならびに担保再利用の権限またはレバレッジ契約に基づき認められる保証および当該AIFが用いるレバレッジの総額について、定期的に開示するものとする。

また、AIFMは、目論見書または個別の文書を通じて、SFT規則に基づき提供されるべき情報を開示する。

1.4.2 年次報告書

ルクセンブルグで設立されたAIFMは、管理する各EU AIFおよびEUにおいて販売する各AIFについて、各会計年度の年次報告書をその関係会計年度末から６か月以内に入手可能にしなければならない。

年次報告書は、請求に基づき投資家に提供され、CSSFおよび適用ある場合、AIFの所在加盟国に提供されなければならない。

規制ある市場での取引が認可されたAIFは、指令2004／109／EC[3]に基づき、年次財務報告書をその関係会計年度末から４か月以内に公表することを要求されている。

---

[3] 指令2004／109／ECとは、指令2001/34/ECを改正する、規制市場において証券の取引が許可されている発行体に関する情報に関連する透明性要件の調和に関する2004年12月15日付欧州議会および欧州理事会指令2004／109／EC（随時改正および補足済）をいう。

年次報告書は、監査を受けなければならず、少なくとも貸借対照表または資産および負債計算書、収益および費用計算書、会計年度中の活動報告、投資家に提出するべき情報の重要な変更（前記

1.4.1参照のこと。）ならびにAIFMが役職員に支払った会計年度中の報酬総額およびAIFが支払った繰り越し利息に関する情報を記載するものとする。

1.4.3 CSSFへの報告義務

2013年法第22条に従い、AIFはCSSFに定期的に報告しなければならない。

当該報告は、AIFMが管理するAIFのためにAIFMが取引する主な商品、AIFMが取引する主要な市場、AIFMが取引する主な商品、AIFMが加入する市場または積極的に取引を行う市場ならびにAIFMが管理する各AIFの主なエクスポージャーおよび最も重要な集中投資に関する情報を含むものとする。

AIFMは、管理する各EU AIFおよびEUにおいて販売する各AIFについて、CSSFに以下の情報を提供しなくてはならない。

- 非流動性により生じる特定の取り決めに従うAIFの資産の割合
- AIFの流動性を管理するための新たな取り決め
- AIFの直近リスク特性ならびに市場リスク、流動性リスク、カウンターパーティー・リスクおよびオペレーション・リスクを含むその他のリスクを管理するためAIFMが用いるリスク管理システム
- AIFが投資した資産の主な種類に関する情報
- 2013年法のリスク管理および流動性管理の規定に従い実施されたストレス・テストの結果

AIFMの報告期間の頻度は、AIFの構造、運用資産の額および使用されたレバレッジの水準に基づく。

- 運用資産の総額がAIFMDの第３（２）条（ａ）項および（ｂ）項の条項に基づく１億ユーロまたは５億ユーロいずれかの上限を超えるが、10億ユーロ未満のAIFのポートフォリオを運用するAIFMの場合、運用する各EU AIFおよびEU内で販売する各AIFについて半年毎
- 上記の要件に従うAIFMの場合、レバレッジの利用により取得した資産を含む運用資産総額が、各AIFについて５億ユーロを超える場合、当該AIFについて四半期毎
- 運用資産の総額が10億ユーロを超えるAIFのポートフォリオを運用するAIFMの場合、運用する各EU AIFおよびEU内で販売する各AIFについて四半期毎
- 主要投資方針に従い、支配権取得のため非上場の企業および発行体に投資し、AIFMの運用下にあるレバレッジされていない各AIFについては、１年毎

前記1.4.2に記載される年次報告書に加えて、AIFMは、請求に応じてCSSFに、運用するすべてのAIFに関する詳細なリストを各四半期末に提供しなければならない。

1.4.4 レバレッジの報告

大規模にレバレッジを用いるAIFを運用するAIFMは、運用する各AIFが用いるレバレッジの全体的な水準、現金または証券の借り入れにより生じるレバレッジおよび金融デリバティブ商品に組み込まれたレバレッジ間の内訳、ならびにAIFの資産がレバレッジ契約に基づき再利用された範囲についての情報をCSSFに提供するものとする。

かかる情報は、AIFMが運用する各AIFのために借り入れた現金または証券の上位５出所の身元および各AIFのために、これらの各出所から受領したレバレッジの金額を含むものとする。

CSSFが当該通信がシステミック・リスクの有効な監視のために必要と見なす場合、AIFMに対し、定期的かつ逐次ベースで、Ｖ．1.4記載の情報に加えて情報の伝達を要求する場合がある。

1.5 保管受託銀行

2013年法は、非個人向けパートⅡファンドを含む完全にAIFMDの範囲内に該当するAIFに関する新保管受託制度を導入した。

1.5.1 適格保管受託銀行

2013年法は、金融商品以外の資産の専門保管受託銀行の導入により適格性を有する保管受託銀行のリストを拡張する。

この新たな金融セクターの特殊専門機関の活動は、（ｉ）当初の投資から５年間において行使することができる買戻権がなく、かつ、（ii）主な投資方針に基づき、2013年法第19条第８項（ａ）に

基づき保管される資産に通常投資しないか、または通常発行者もしくは非上場会社（例えば、主にプライベート・エクイティ・ファンドおよび不動産ファンド）に対する支配権取得を目指す2007年法に規定するSIF、2004年法に規定するSICARおよびAIFMDに規定するAIFに対する保管受託機能の提供として1993年法によって定義されている。

かかる活動は、通信事務代行者、登録事務代行者、管理事務代行者および／または所在地事務代行者に適合するその他の者の業務と両立し、500,000ユーロの最低資本要件を条件とする。

前段落に記載され、上記の条件でのみ使用することができる新たな金融セクターの特殊専門機関に加えて、適格性を有する保管受託銀行は、（従前の保管受託制度と同じく）通常ルクセンブルグで設立された信用機関である。さらにルクセンブルグの投資会社は、以下の条件を充足する場合、保管受託銀行としても行為することができる。

- 投資会社の認可は、1993年法別表Ⅱの第Ｃ項１において言及される、顧客のための金融商品の保護預かりおよび管理に関する付随的なサービスを含むこと。
- 投資会社は、法人であること。
- 投資会社は、730,000ユーロの全額払込済最低資本を有しなければならないこと。
- 投資会社は、保管受託銀行として活動するために適切な組織構造および管理構造ならびに内部管理上の手続を含む内部統制上の手続を有しなければならないこと。
- 投資会社は、CSSFによって明確にされるとおり、AIFMD第21条第３項（ｂ）に規定される、自らの資金に関する要件を充足すること。

AIFの保管受託銀行は、CSSFによる要求に応じて、CSSFがAIFによる2013年法の遵守を監視できるように特定の開示義務を遵守しなければならない。

さらに、すべての非UCITSの保管受託銀行（すなわち、UCITSとしての資格を有しないUCIの保管受託銀行）は、CSSFによる保管受託銀行の任命および承認に関するCSSF告示18／697の規定に従う。

CSSF告示18／697は、良好な統治原則を定め、以下のために保管業務を行うルクセンブルグの事業体の内部組織および良好な慣行に関するCSSFの要件を詳述することにより、2013年法および／またはAIFMRの一定の事項（また一定の範囲では2007年法および／または2004年法）について明確にし、またはその追加的な説明を提供している。

- AIFMにより運用されるAIF
- 非個人向けパートⅡファンド
- 該当する場合、AIFとしての資格を有しないSIFおよびSICAR、ならびにAIFとしての資格を有し、登録AIFMにより運用されるSIFおよびSICAR

1.5.2 職務および責任

2013年法に規定される範囲内に完全に該当するAIFの保管受託銀行は、その義務および責任に関して、2013年法およびAIFMRに規定される保管受託制度に従わなければならない。

かかる保管受託制度により、以下を含む特定の義務が保管受託銀行に課される。

- AIFの資産の保護預かり義務
- AIFのキャッシュ・フローを監視する義務
- 特定の監視業務

保管受託銀行自体が行使しなくてはならない監督およびキャッシュ・フロー監視とは異なり、保管受託銀行は、一定の条件下で、その保管業務の全部または一部を委託する権限を有する。

2013年法に基づき、保管受託銀行の責任制度もまた、見直され、強化されている。保管受託銀行は、保護預かりの対象とされている金融商品に損失が生じた場合に厳密に責任を負い、同一の種類の金融商品またはその対当額を、AIFまたはAIFを代理して行為するAIFMに対し、不当な遅滞なく返還しなければならない。かかる厳重な責任制度を回避する可能性は、非常に限られている。さらに、AIFMDの第21条第13項に従い、数例の例外を条件とし、保管受託銀行の責任は、その業務の第三者に対する委託によって影響されないものとする。

さらに、保管受託銀行はまた、2013年法に基づく義務を適切に履行する際の保管受託銀行による過失または意図的な不履行によって、AIFまたはその投資家が被った一切のその他の損失に関し、AIFまたはその投資家に対して責任を負う。

1.6 AIFの国境を越えた販売および運用

2013年法第６章（EU AIFMのEUにおけるEU AIFの販売および運用権限）および第７章（第３国に関する具体的規則）に規定される通り、AIFはAIFMに規定されるパスポート制度に基づき、認可済みAIFMによってルクセンブルグおよびその他の加盟国においてプロの投資家に販売される。これらの規定はさらに、認可済AIFMが、これらのAIFを複数の国で運用することを許可する。

これは規制当局間の通知制度の利用により、AIFの販売または運用を行うためAIFMが受入加盟国からの認可を取得するか、AIFMが販売を希望する各加盟国の関連ある国内要件を満たす必要性を回避することにより達成される。

さらに、AIFMS第30ａ条（2013年法第28－１条および第28－２条により置き換えられ、2021年７月21日法により改正済）により、EU AIFMによるEUにおけるプレマーケティングに関する条件および届出手続が導入された。

２．2013年法に従うオルタナティブ投資ファンドの概要

2.1 2010年法に従うパートⅡファンド

2.1.1 一般規定とその範囲

すでに記載したとおり、すべてのパートⅡファンドは、2013年法の規定するAIFとして資格を有する。2010年法第３条は、2010年法第２条のUCITS規定に該当するが、2010年法パートⅠに該当するUCITSの適格性を取得するものではなく、パートⅡに準拠するものとする。

- クローズド・エンド型のUCITS
- EUまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するUCITS
- 約款または設立文書に基づき、EU加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券が販売されることがあるUCITS
- 2010年法第５章に規定する規則によりその投資方針および借入方針に鑑みて不適切であるとCSSFが判断する種類のUCITS

2.1.2 ルクセンブルグ・パートⅡファンドの投資制限

UCITSに該当しないルクセンブルグ投資信託に適用される制限は、CSSF規則によって、FCPについては2010年法第91条第１項に従い、SICAVについては2010年法第96条第１項に従い決定され得る。

（注）当該規則は未だ発せられていない。

IML告示91／75は、パートⅡファンドについて一般的な投資制限を規定している。

パートⅡファンドに課されている投資制限の目的は、投資対象が十分に流動的かつ分散されていることを確保することである。限定的な例外はあるものの、パートⅡファンドは原則として、

ａ）証券取引所に上場されておらず、また定期的に運営され、かつ公認および公開されている別の規制市場でも取り扱われていない証券に対して、その純資産の10%を超えて投資できない。

ｂ）一の発行体から発行された同じ種類の証券を10%を超えて取得することはできない。

ｃ）一の発行体から発行された証券に、ファンドの純資産の10%を超えて投資することはできない。

上記の制限は、OECD加盟国もしくはその地方自治体、または地域もしくは世界を範囲とするECの公的国際機関により発行または保証されている証券には適用されない。

上記ａ）、ｂ）およびｃ）の制限は、当該UCIがパートⅡファンドに適用されるものと同等のリスク分散化要件に従っていない場合は、オープン・エンド型UCIの受益証券の購入にも適用される。

上記の規則の適用除外については、個別の事例毎にCSSFとともに協議することができる。

上記Ⅳ.２に記載されるとおり、MMF規則により、MMF規則の範囲内に該当するすべてのUCIは、MMF規則に基づきMMFとして認可を受けることを要求され、MMFの種類に応じて、MMF規則に基づきMMFとしての資格を有するパートⅡファンドに追加的な投資制限が課される。

2.1.3　管理会社およびAIFM

各パートⅡファンドは、2013年法第２章に基づき認可されたルクセンブルグで設立されたAIFMか、指令2011／61／EUの第２章に基づき認可された他の加盟国または第三国で設立されたAIFMのいずれか単一のAIFMによって運用されなければならない。

パートⅡファンドは、2013年法に従い、（ⅰ）パートⅡファンドの運用に責任を有する別のAIFMを任命することによって外部運用されるか、または（ⅱ）ファンドの法的形態が内部運用を許可する場合およびファンドの支配組織が外部AIFMを任命しないことを選択する場合、内部運用される。後者の場合、パートⅡファンドは、それ自体がAIFMとしてみなされ、（ⅰ）AIFMに適用される2013年法上の義務の全てを遵守すること、および（ⅱ）2013年法に基づく認可請求を提出することを要求される。

2.1.3.1　第15章にいう管理会社およびAIFM

これらの管理会社がパートⅡファンドを運用する条件は、前記の通りである。

2.1.3.2　第16章にいう管理会社およびAIFM

前記の記載事項は、原則として、パートⅡファンドを運用する第16章にいう管理会社に適用される。

2.1.4　パートⅡファンドの認可、登録および監督

2.1.4.1 認可および登録

パートⅡファンドは、その機能を遂行するため事前にCSSFの認可を受けなければならない。

パートⅡファンドは、CSSFがそれぞれ設立証書または約款および保管受託銀行の選任を承認した場合にのみ認可されるものとする。

前項に定める条件のほか、および2013年法第３条に規定される免除を条件として、パートⅡファンドは、2010年法第88－２条第２項ａ）に従って選任されたその外部AIFMが当該条項に従って事前に認可されている場合にのみ認可されるものとする。

内部運用されるパートⅡファンドは、2010年法第129条第１項に従い要求される認可に加えて、2013年法第３条に規定する例外を条件として、2013年法第２章に従い、AIFM自体として認可されなければならない。

パートⅡファンドの取締役は、十分に良好な評判があり、十分な経験を備えていなければならない。取締役および取締役の後任者の身元をCSSFに通達しなければならない。

認可済みパートⅡファンドは、CSSFによってリストに登録されるものとする。

2.1.4.2　投資家に提供される情報

2010年法第150条は、目論見書ならびに年次報告書および半期報告書を公表する投資信託の義務を規定している。

2010年法は、以下の公表義務を規定する。

－　投資会社および管理会社は、自己が運用する各FCPにつき、目論見書およびその訂正ならびに年次報告書および半期報告書をCSSFに送付しなければならない。

さらに、目論見書ならびに直近に公表された年次報告書および半期報告書は、投資家からの請求に応じて、無料で投資家に提供されなければならない。

－　年次および半期報告書は、目論見書に規定される方法で投資家に提供される。

－　監査済み年次報告書は、６か月以内に、半期報告書は３か月以内に公表されなければならない。

2010年法および2013年法によって、投資家に対する追加開示は、AIFMの範囲に完全に該当し、2013年法第２章に基づき認可されたAIFMによって運用されるか、または内部運用されるAIFM（後記参照のこと。）としての資格を有するパートⅡファンドに対し要求されている。

Ⅳ．4.1.2に詳述されるとおり、2018年１月１日（または以下に記載する経過期間の末日）以降、EUの個人投資家に対して、いわゆる「PRIIP」について助言、募集または販売を行う者および団体は、個人投資家がPRIIP投資を行う前に、かかる個人投資家に対して、PRIIPs KIDを交付する必要がある。

PRIIPs規則は2018年１月１日から適用される。UCITS管理会社、自己運用UCITS投資会社およびUCITSについて助言または販売を行う者については、2022年12月31日までの経過期間が規定されている。2018年１月１日より前にUCITS KIIDを発行したパートⅡファンドもまた、この経過期間の便益を受ける権利を有する。

パートⅡファンドの受益証券／投資証券の販売に関する一切の広告においては、目論見書（および該当する場合、UCITS KIID／PRIIP KID）が入手可能である旨を言及し、どこで入手できるかを示さなければならない。

2.1.4.3　ルクセンブルグのパートⅡファンドに適用される追加的な規制

（ｉ）募集または販売の承認

2010年法第129条第１項は、全てのルクセンブルグのUCIが活動を行うためにはCSSFの認可を事前に受けなければならない旨規定している。

（ii）設立文書の事前承認

2010年法第129条第２項は、CSSFが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

（iii）販売資料

2005年４月６日付CSSF告示05／177によると、販売用資料については、それが利用される外国の監督当局に服していない場合であっても、コメントを得るためにCSSFに提出する必要はないものとされている。ただし、CSSFの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融部門の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

（iv）目論見書の更新義務

2010年法第153条は、目論見書（全体版）の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

（ｖ）財務状況の報告および監査

1915年法第461条の６第２項の一部修正により、SICAVは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解（該当する場合）の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をRESAに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類における投資家またはCSSF向けに提供された情報が当該UCIの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにCSSFに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、CSSFに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項についてCSSFが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

2004年１月１日から有効なCSSF告示02／81に基づき、CSSFは、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）に対し、各UCIについて毎年、前会計年度中のUCIの業務に関するいわゆる「長文式報告書」を作成するよう求めている。CSSF告示02／81により、承認された法定監査人はかかる長文式報告書において、UCIの運用（その中央管理事務および保管者を含む。）および（マネーロンダリング防止規則、価格評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について）監督手続が整っているかどうかの評価を行わなければならない。

報告書はまた、UCIの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。告示では、かかる報告書の目的はUCIの状況を全体的にみることであると記載している。

（vi）財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない旨を規定する。

2010年法第147条は、CSSFが、UCIに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、UCIの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

IML告示97／136（CSSF告示08／348により改正）およびCSSF告示15／627に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をCSSFに提出しなければならない。

（vii）違反に対する罰則規定

1915年法および2010年法に基づき、１人または複数の取締役または投資信託（fonds d'investissement）の事務管理または運用に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および／または、一定の場合には5,000,000ユーロ（または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%）以下の罰金刑に処される。（さらなる詳細については、前記Ⅳ．4.2（ix）項を参照のこと。）

2.1.5　保管受託銀行

パートⅡファンドの資産は、保護預りのため単一の保管受託銀行に委託されなければならない。関連するパートⅡファンドの発行文書において、その受益証券／投資証券がルクセンブルグ領域の個人投資家に対する販売が認められているか否かによって、パートⅡファンドは異なる保管受託制度に服する。

個人向けパートⅡファンドに関しては、Ⅲ．３に記載するUCITS保管受託制度が適用される。

非個人向けパートⅡファンドに関しては、Ⅴ．1.5に基づくAIFMD保管受託制度が適用される。

2.1.6　清算

上記Ⅳ．4.3「清算」の記載は、2010年法に従うパートⅡファンドの清算にも適用される。

第４【その他】

A.（１）投資信託説明書（交付目論見書）および投資信託説明書（請求目論見書）の表紙にロゴ・マークや図案を採用することがある。また、ファンドの形態および管理会社の名称が記載される。

（２）投資信託説明書（請求目論見書）の表紙裏に以下の趣旨の事項を記載することがある。

（イ）価格変動リスク等、ファンドのリスクの詳細については、本請求目論見書の「第二部ファンド情報、第１ファンドの状況、３投資リスク」を参照。

（ロ）投資信託は、預貯金や保険契約にはあたらないため、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではない。また、登録金融機関で取扱う投資信託は投資者保護基金の対象でもない。

（３）投資信託説明書（交付目論見書）に以下の事項を記載することがある。

・ 投資者によるファンドの買付に、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はない。

（４）投資信託説明書（交付目論見書）に、投資リスクとして以下の事項を記載することがある。

・ 投資信託は、預貯金と異なる旨。

・ ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属する旨。ファンドは元本が保証されている商品ではない旨。

B. ファンド証券の券面に記載される主な項目は、以下のとおりである。

１．表面

ａ．ファンドの名称

ｂ．表示口数

ｃ．管理会社および保管受託銀行の署名

ｄ．管理会社の登記上の事務所の所在地、登録番号、未公開有限責任会社（Société à responsabilité limitée）である旨の表示

ｅ．約款のRESAへの掲載に関する情報

２．裏面

記載なし

【別紙A】

定　　義

「ABファンド」	ABのサービス・マークの下で販売され、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーおよび／またはその関連会社がスポンサーとなっている投資信託（当ファンドを含む。）をいう。
「ABファンド口座」	各受益者／投資主のために管理会社または名義書換代行会社が設定する名目上の口座で、受益者／投資主が所有するABファンドの全受益証券／投資証券が含まれる。
「AB」	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーおよびその傘下の関連会社をいう。
「管理契約」	管理会社および管理事務代行会社との間の契約をいう。
「管理事務代行会社」	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイをいう。
「ADRs」	米国預託証券をいう。
「ファンド営業日」	ルクセンブルグにおける銀行の営業日で、かつニューヨーク証券取引所の営業日である各日をいう。
「ファンド通貨」	アメリカ合衆国ドルをいう。
「ディーラー」	文脈により、海外における販売会社と契約を締結しているブローカー・ディーラー、銀行、登録投資顧問会社、独立財務アドバイザーおよびその他の金融仲介会社をいう。
「保管受託銀行」	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイをいう。
「保管契約」	ファンドのために行為する管理会社および保管受託銀行との間の契約をいう。
「海外における販売会社」	管理会社の一部門であるアライアンス・バーンスタイン・インベストメンツをいう。
「EDRs」	欧州預託証券をいう。
「適格国」	EU加盟国（2010年法に定義される。）、経済開発協力機構（OECD）加盟国および各ポートフォリオの投資目的に鑑み管理会社の取締役会が適格と判断したその他の国をいう。
「EU」	欧州連合をいう。
「トラスト」	ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設立された契約型投資信託である、アライアンス・バーンスタインをいう。
「GDRs」	グローバル預託証券をいう。
「利害関係者」	投資顧問会社またはその関係会社（管理会社を含む。）をいう。
「投資適格」	ムーディーズによるBaa（Baa1、Baa2およびBaa3を含む。）以上またはS&PによるBBB（BBB＋およびBBB－を含む。）以上もしくはIRSOの少なくとも一機関により同等に格付けされた債券をいう。
「投資顧問契約」	管理会社および投資顧問会社との間の契約をいう。
「投資顧問会社」	デラウェア州法に基づき設立されたリミテッド・パートナーシップであるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーをいう。
「IRC」	1986年米国内国歳入法（改正済）をいう。

「IRS」	米国内国歳入庁をいう。
「IRSO」	国際的な公認統計格付機関をいう。
「2010年法」	2010年12月17日の投資信託に関する法律（改正済）をいう。
「2013年法」	オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年７月12日法（改正済）をいう。
「管理会社」	ルクセンブルグ大公国の法律に基づき設立された非公開有限責任会社であるアライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エルをいう。
「約款」	トラストの直近版の約款をいう。
「ムーディーズ」	ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インクをいう。
「純資産総額」	本書の「純資産価格の計算」に記載されるファンドの総資産からファンドの負債総額を差し引いた額をいう。
「OECD」	経済協力開発機構をいう。
「申込通貨」	各クラス証券について、英文目論見書に記載された通貨をいう。
「注文受付終了時刻」	申込、転換または買戻しの注文が受領されていなければならない、各ファンド営業日における米国東部時間午後４時の時点をいう。
「OTC」	店頭販売をいう。
「ファンド」	文脈により、トラストのポートフォリオの一つであるショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオをいう。
「ポートフォリオ」	文脈により、トラストの一または複数のポートフォリオをいう。
「英文目論見書」	ルクセンブルグ金融監督委員会に提出され、承認されたトラストの現行の英文目論見書をいう。
「規制された市場」	金融商品市場に関する欧州議会および欧州理事会の2014年５月15日付指令2014／65／EU（欧州議会および欧州理事会の指令2016／1034により改訂）に従い規制された市場ならびに適格国のその他の市場（ただし、規制され、定期的に取引が行われ、公認かつ公開のものとする。）をいう。
「RESA」	「ルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン（Recueil Electronique des Sociétés et Associations）」
「S&P」	S&P グローバル・インクの一部門であるS&P グローバル・レーティングをいう。
「SFT規則」	証券金融取引および再利用の透明性に関する2015年11月25日付欧州議会および理事会規則（EU）No. 2015／2365ならびに規則（EU）No. 648／2012改正規則をいう。
「受益者」	文脈により、一または複数のポートフォリオに関し、トラストの受益者名簿に記載されている受益証券の所有者をいう。
「ファンド証券／受益証券」	いずれのクラスおよびいずれのポートフォリオのトラストの証券をいう。
「総資産／資産総額」	文脈により、ファンドの純資産総額をいう。
「取引日」	文脈により、一または複数のポートフォリオに関し、ポートフォリオの受益証券のいずれかの取引（販売、買戻しまたは転換）が受諾された旨、トラストの受益者名簿に記録されるファンド営業日をいう。
「名義書換代行会社」	トラストの登録・名義書換代行会社である、管理会社または管理会社の一部門、アライアンス・バーンスタイン・インベスター・サービセズをいう。

「UCI」	投資信託をいう。
「UCITS」	譲渡性のある証券に投資する投資信託としての資格を有するオープン・エンド型契約型投資信託または投資会社をいう。
「UCITS指令」	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（Undertakings for Collective Investment in Transferable Securities（「UCITS」））についての法律、規制および行政規定の調整に関する欧州議会および理事会の2009年７月13日付指令2009／65／EC（改正済）
「米国／アメリカ合衆国」	アメリカ合衆国またはその領土または属領もしくは管轄に属する地域（プエルト・リコを含む。）をいう。
「米国人」	（ｉ）人に関して、1933年連邦証券法で公布されたレギュレーションSに基づく米国人である個人または事業体をいう。 （ii）個人に関して、その時々に効力のある米国所得税法の意味における米国市民または「外国人居住者」をいう。 （iii）個人以外の人に関して、（A）米国において、または米国もしくはその州の法律に準拠して設立されもしくは組織された法人またはパートナーシップ、（B）（Ｉ）その管理において米国の裁判所が信託の管理に対して主たる管轄権を行使することができる信託および（II）一もしくは複数の米国人が信託のすべての実質的決定を支配する権限を有する信託、ならびに（C）すべての源泉からの全世界的収益について米国の税金が課される財産をいう。
「評価基準時点」	取引日において１口当たり純資産価格が計算される、各ファンド営業日における米国東部時間午後４時の時点をいう。

【別紙Ｂ】

金融デリバティブ商品、金融手法および金融商品ならびに担保物の運用に関する追加情報

以下の規定は、金融デリバティブ商品に投資し、ならびに／または下記の金融手法および金融商品取引を実行するトラストの各ファンドにそれぞれ適用される。

（注）本別紙Ｂはトラスト全体にかかるものであるが、ファンドは証券貸借取引を行わない。

金融デリバティブ商品

一般

投資方針に定めのある場合には、ファンドは、有価証券届出書「第二部　ファンド情報、第１　ファンドの状況、２　投資方針、（１）投資方針」および「（５）投資制限」の該当箇所に規定される制限の範囲内で、金融デリバティブ商品に投資することができる。

ファンドは、ヘッジ目的、効率的なポートフォリオ運用目的、およびその投資方針で認められている場合は投資目的で金融デリバティブ商品を利用することができる。いかなる場合においても、かかる金融デリバティブ商品の利用がファンドをその投資方針または投資目的から逸脱させることがないようにするものとする。

ファンドが適格指数を原資産とする金融デリバティブ商品に投資する場合、かかる投資は、有価証券届出書「第二部　ファンド情報、第１　ファンドの状況、２　投資方針、（５）投資制限」に規定される集中限度および投資制限の適用を判断するにあたって考慮されない。

投資方針に別段の規定がある場合を除き、ファンドは、取引相手方が原資産の構成について裁量権を有することのできる金融デリバティブ商品の取引を行ってはならない。

譲渡性のある有価証券または短期金融商品に金融デリバティブ商品が組み込まれている場合、かかる金融デリバティブ商品は、有価証券届出書「第二部　ファンド情報、第１　ファンドの状況、２　投資方針、（１）投資方針」および「（５）投資制限」に規定される制限を遵守するにあたり考慮しなければならない。

ファンドは、金融デリバティブ商品の取引を行う場合は常に、当該金融デリバティブ商品から生じる当該ファンドの債務をいつでもカバーするのに十分な流動資産を保有していることを確保するものとする。

店頭デリバティブ取引

投資方針に別段の規定がある場合を除き、ファンドは、取引相手方が慎重な監督に服し、かつ、CSSFにより承認されたカテゴリーに属する金融機関または投資会社に該当する機関である場合は、店頭デリバティブ取引を行うことができる。各取引相手方は、規制上の地位、現地法による保護、運営上のプロセスおよび信用度の分析（入手可能な信用スプレッドおよび／または外部信用格付の検討を含む。）という基準を総合して選定される。

取引相手方の詳細情報は、トラストの年次報告書で開示される。

最後に、店頭金融デリバティブ商品および効率的なポートフォリオ運用手法を通じて発生する単一の取引相手方に対するリスク相当額は、当該取引相手方が2010年法第41（１）（ｆ）条に記載される金融機関である場合にはファンドの資産の10%、それ以外の場合にはファンドの資産の５％を超えてはならない。

トータル・リターン・スワップその他類似する特徴を有する金融デリバティブ商品

トータル・リターン・スワップとは、一方当事者（トータル・リターン支払者）が参照債務の経済的成果の総額を他方当事者（トータル・リターン受領者）に移転する契約をいう。経済的成果の総額には、インカム・ゲインおよび手数料収入、キャピタル・ゲインまたはキャピタル・ロスならびに信用損失が含まれる。かかる取引の取引相手方は、共同体法に規定される慎重な監督規則と同等であるとCSSFが判断する慎重な監督規則に服する。各取引相手方は、規制上の地位、現地法による保護、運営上のプロセスおよび信用度の分析（入手可能な信用スプレッドおよび／または外部信用格付の検討を含む。）という基準を総合して選定される。

ファンドが締結するトータル・リターン・スワップは、ファンデッド・スワップおよび／またはアンファンデッド・スワップの形態をとる場合がある。トータル・リターン・スワップは、原則として、アンファンデッド・スワップである。ただし、投資顧問会社は、ファンデッド・スワップを締結する権利を留保する。アンファンデッド・スワップとは、トータル・リターン受領者が取引開始時にアップフロントの支払いを行わないスワップをいう。ファンデッド・スワップとは、トータル・リターン受領者が参照資産のトータル・リターンと引き換えにアップフロント金額を支払うスワップをいい、従って、アップフロントの支払いを行う必要があることからコストが高くなる可能性がある。

特定のファンドがトータル・リターン・スワップおよび／またはその他類似する特徴を有する金融デリバティブ商品（以下「TRS」という。）の取引を行う場合、かかるTRSを通じてエクスポージャーを獲得する原資産の種類は、有価証券届出書「第二部　ファンド情報、第１　ファンドの状況、２　投資方針、（１）投資方針」に記載の投資方針に従わなければならない。

特定のファンドがTRSの取引を行う場合、TRSの対象となりうる当該ファンドの運用資産の最大比率および予想比率は、有価証券届出書「第二部　ファンド情報、第１　ファンドの状況、２　投資方針、（１）投資方針」にて開示されている。

TRSから発生する特定のファンドに関する収益はすべて当該ファンドに配分され、投資顧問会社および管理会社はいずれも、当該収益から報酬を受け取らない。

グローバル・エクスポージャー

2010年法第42（３）条の規定に従い、ファンドは、「デリバティブ商品に関するグローバル・エクスポージャーがポートフォリオの純資産総額を超えないことを確保するものとする。当該エクスポージャーは、原資産の現在価値、取引相手方リスク、将来の市場変動およびポジションの清算に利用可能な時間を考慮した上で算出される。」

管理会社は、金融デリバティブ商品に関する各ファンドのグローバル・エクスポージャーが当該ファンドの純資産総額を超えないことを確保するものとする。従って、当該ファンド全体のリスク相当額は、その純資産総額の200%を超えないものとする。かかる全体的なリスク制限は、一時的な借入れにより10%増加させることがある。

ファンドの金融デリバティブ商品に関するグローバル・エクスポージャーは、「バリュー・アット・リスク」アプローチまたは「コミットメント」アプローチのいずれかにより算出することができる。

「バリュー・アット・リスク」アプローチ

「バリュー・アット・リスク（VaR）」アプローチとは、通常の市況下で特定の期間に任意の信頼水準で生じる可能性のある最大予想損失額に基づきグローバル・エクスポージャーを測定するアプローチをいう。

VaR報告書が作成され、以下の基準に基づき、日次ベースで監視される。

－　保有期間１か月

－　信頼水準99%

－　必要に応じてストレステストも適用

VaRは、絶対ベースで表す（以下「絶対的VaR」という。）か、またはファンドのVaRと当該ファンドのベンチマークのVaRとの比較による相対ベースで表す（以下「相対的VaR」という。）ことができる。

絶対的VaR－絶対的VaR手法は、一般に、特定可能な参照ファンドまたはベンチマークがない場合に用いられる。絶対的VaRアプローチにおける限度額は、ファンドの純資産総額に対する割合として設定される。絶対的VaR手法を用いたファンドの限度額は、ファンドの純資産総額の20%に設定される。

相対的VaR－相対的VaR手法は、ファンドについて、当該ファンドの投資戦略を反映するベンチマークが特定可能かつ利用可能な場合に用いられる。相対的VaR手法における限度額は、ベンチマークまたは参照ファンドのVaRに対する割合として設定される。相対的VaR手法を用いたファンドの最大VaR限度額は、当該ファンドのベンチマーク（有価証券届出書「第二部　ファンド情報、第１　ファンドの状況、２　投資方針、（１）投資方針」の該当箇所で開示される。）の200%に設定される。

コミットメント・アプローチ

コミットメント・アプローチは、金融デリバティブ商品をその原資産における同等のポジションに転換するものであり、原証券ポジションの市場価値を、当該原資産ポジションに関連する他のコミットメントで相殺可能なネッティングおよびヘッジすることにより行われる。コミットメント・アプローチにおいて、金融デリバティブ商品のみに関連するファンドのグローバル・エクスポージャーは、当該ファンドの純資産総額の100%を超えてはならない。

ファンドの効率的な運用手法

2010年法およびCSSFにより随時発行される告示（特に、監督機関およびUCITS管理会社向けESMAガイドライン（ESMA／2014／937）－ ETFおよびその他UCITSの発行に関するガイドライン（以下、「ESMAガイドライン」という。）を置き換えるCSSF告示14／592）に規定された条件に従い、かつそれらに規定される範囲内で、ファンドは、証券貸借および現先売買契約取引など譲渡性のある証券および短期金融商品に関する手法および手段を採用することができる。ただし、かかる手法および手段は、ファンドの効率的な運用を目的とする場合に限り利用される。これらの手法は、投資目的および／または金融収益の増加を目的とし、関係するファンドの投資方針に基づき用いられる。証券貸借取引は継続的に用いられる。その他の証券金融取引は、投資運用会社の見解において機会があれば用いられる。

ファンドは、いかなる状況でも、その運用によって本書に規定されるその投資目的から逸脱するものではなく、また、多大な追加リスクを伴わない。

ファンドの効率的な運用手法から生じる収益（直接的および間接的な運用費および手数料の控除後）はすべて、ファンドに返還される。かかる費用および手数料は隠れた収益に含まれない。

トラストの年次報告書には、（ｉ）全報告期間において効率的なポートフォリオ運用手法から発生する収益、ならびに（ii）この点において各ファンドが負担する直接的および間接的な運営費用および報酬と、かかる費用および報酬の支払先である事業体の詳細情報のほか、当該事業体が預託機関、投資顧問会社または管理会社との間で有しうる提携関係（該当する場合）の詳細が記載されるものとする。

管理会社は、常に償還請求に応じることができる水準に当該取引量を維持する。

証券貸借取引　ファンドは、他の当事者を借り手として有価証券を貸し付け、当該借り手が合意された期間の末日に同等の有価証券を返還する契約上の義務を負う証券貸借取引を行うことができる。証券の貸借期間中、借り手は、当該ファンドに対し、（ｉ）借入手数料および（ii）当該有価証券から発生する収益を支払う。ファンドは、以下の規則に従うことを条件として、証券貸借取引を実行することができる。

（ｉ）ファンドは借主に対して、直接的にまたは認可決済機関により構築された標準システムもしくは金融機関により構築された貸付システムを通じて、CSSFが共同体法により規定されかつこのタイプの取引に特化する規則に相当するとみなす良識的な監督規則に従い、証券の貸付を行うことができる。

（ii）証券貸借契約の相手方当事者は、CSSFが共同体法により規定された規則に相当するとみなす良識的な監督規則に従わなければならない。証券貸借取引の取引相手方は、OECD加盟国に本拠を置き、貸借代理人の信用審査に従い貸借代理人により選定されたものでなければならない。各取引相手方は、規制上の地位、現地法による保護、運営上のプロセスおよび信用度の分析（入手可能な信用スプレッドおよび／または外部信用格付の検討を含む。）という基準を総合して選定される。

（iii）証券貸借取引またはその他ファンドの効率的な運用手法および店頭金融デリバティブ商品を通じて生じた単一の取引の相手方のリスクは、取引の相手方が2010年法第41（１）（ｆ）条において言及される信用機関である場合にはファンドの資産の10％を超えてはならないか、またはその他の場合にはファンドの資産の５％を超えてはならない。

証券貸借取引は、収益を生み出すために用いられ、収益は、借り手がファンドに支払った手数料を通じてのみもたらされる。

管理会社は、証券貸借プログラムに参加している各ファンドにつき、少なくとも貸付証券の価額の105％相当の担保物を受領するものとする。

ファンドは、（ｉ）貸し付けられた証券の返還をいつでも請求する権利または証券貸借取引をいつでも終了する権利を有すること、また（ii）かかる取引がファンドの投資方針に従うファンドの資産の運用を妨げないことを条件とする場合に限り、証券貸借取引を行うことができる。

特定のファンドが証券貸借取引を行う場合、証券貸借取引の対象となりうる当該ファンドの運用資産の最大比率および予想比率は、有価証券届出書「第二部　ファンド情報、第１　ファンドの状況、２　投資方針、（１）投資方針」の該当箇所で開示される。

トラストを代理する管理会社は、証券貸借取引を実行するため（特に、管理会社の事前承認を条件とする取引相手方の選定および担保物の運用に関し）マサチューセッツ州ボストンに事務所を有するニューヨーク州のリミテッド・パートナーシップであるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「貸借代理人」という。）を任命している。ファンドが証券貸借取引を行う場合、当該ファンドは、発生する関連収益の80％を受領する。残りの20％は、貸借代理人に対し、そのサービスおよび保証の提供に対する対価として配分される。証券貸借取引による収益の分配によりファンドの運営コストが増加することはないので、貸借代理人に配分される金額は、継続手数料から控除されている。

現先売買契約および逆現先売買契約　投資方針で認められている場合には、ファンドは、逆現先売買契約または現先売買契約を締結することができる。現先売買契約は、ファンドが取引相手方に有価証券を売却し、これと同時に、合意された日付および価格において当該有価証券を取引相手方から買い戻すことを約束する取引である。現先売買契約は、主として資金調達目的のために用いられる。逆現先売買契約は、証券が「特別に取引される」機会を利用するために用いられる。逆現先売買契約は、ファンドが取引相手方から有価証券を購入し、これと同時に、合意された日付および価格において当該有価証券を取引相手方に再度売却することを約束する取引である。ファンドは、以下の規則に従うことを条件として、現先売買契約および逆現先売買契約を締結することができる。

（ｉ）当該契約の相手方は、CSSFが共同体法により規定された規則に相当するとみなす良識的な監督規則に従わなければならない。各取引相手方は、規制上の地位、現地法による保護、運営上のプロセスおよび信用度の分析（入手可能な信用スプレッドおよび／または外部信用格付の検討を含む。）という基準を総合して選定される。

（ii）買戻しオプションによってまたは逆現先売買契約取引を通じて購入された証券は、関連するCSSF告示およびファンドの投資方針に準拠しなければならないものとし、また、ファンドが保有する他の証券と共に、ファンドの投資制限に従わなければならない。

（iii）当該取引またはその他ファンドの効率的な運用手法および店頭金融デリバティブ商品を通じて生じた取引の相手方のリスクは、取引の相手方が2010年法第41（１）（ｆ）条において言及される信用機関である場合にはファンドの資産の10％を超えてはならないか、またはその他の場合にはファンドの資産の５％を超えてはならない。

ファンドは、（ｉ）いつでもすべての証券を回収することができるかまたは取引を終了することができることを条件として現先売買契約を、また（ii）いつでも現金全額を回収できることまたは発生主義ベースもしくは時価評価ベースで契約を終了することができる（現金がいずれかの時点で時価評価ベースで回収可能である場合、逆現先売買契約の時価評価額が純資産価格の算定のために利用されることが了解されている。）ことを条件とする場合に限り、逆現先売買契約を締結することができる。

７日以内の短期現先売買取引および逆現先売買取引は、資産がいつでもファンドによって回収されうることを条件とする仕組みとみなされる。

現先売買契約および逆現先売買契約から発生する特定のファンドに関する収益はすべて当該ファンドに配分される。

ファンドが現先売買契約および／または逆現先売買契約を締結する場合、当該取引の対象となりうる当該ファンドの運用資産の最大比率および予想比率は、有価証券届出書「第二部　ファンド情報、第１　ファンドの状況、２　投資方針、（１）投資方針」にて開示されている。

店頭デリバティブ取引およびファンドの効率的な運用手法に関して受領する担保の管理

店頭デリバティブ取引およびファンドの効率的な運用手法から生じる取引の相手方のリスクは、ESMAガイドラインに従い、2010年法第43条において言及される取引相手方リスクの上限を算定する場合に統合されるべきである。

店頭デリバティブ取引またはファンドの効率的な運用手法に関してファンドが受領する資産はすべて、担保とみなされ、下記に定められるすべての基準を満たさなければならない。

ファンドが店頭デリバティブ取引およびファンドの効率的な運用手法を実行する場合、かかるファンドの取引相手方リスクを減じるために用いられるすべての担保は、常に、以下の基準を満たさなければならない：

ａ）*流動性*-現金以外で受領した担保について、事前評価に近い価格で迅速に売却可能であることを確保するために、その流動性は極めて高く、規制市場または透明性の高い値付を行う多国間取引ファシリティで取引されなければならない。また、受領した担保は、2010年法第43条の規定に従わなければならない。

ｂ）評価-受領した担保は、少なくとも毎日評価されるべきであり、また、適当に保守的な超過担保が準備されない限り、高い価格変動性を示す資産は、担保として受領してはならない。

ｃ）発行体の信用の質-受領した担保の質は高くなければならない。

ｄ）相関関係-ファンドが受領した担保は、取引の相手方から独立する事業体により発行されるべきであり、かかる取引の相手方の業績と高度に相関することは予想されていない。

e）*担保の分散（資産集中）*-受領した担保は、国、市場および発行体の点で、十分に分散されなければならない。ESMAガイドラインに従って、ファンドがファンドの効率的な運用および店頭デリバティブ取引の相手方から、ある発行体のリスク上限を純資産価格の20%として担保のバスケットを受領した場合、発行体の集中に関する十分な分散基準が尊重されるものとみなされる。また、ファンドが他の取引の相手方にさらされる場合、担保の他のバスケットが、単一発行体のリスク上限20%を算定するために合計される。

上記の規定にかかわらず、ファンドは、少なくとも１つの主要な公認格付機関によってA－1＋以上の短期信用格付を有するソブリン発行体またはその他政府機関発行体によって発行または保証された譲渡性のある有価証券および金融市場商品をもって担保の100%を構成することができるが、その場合、ファンドは少なくとも６銘柄の証券を受領しなければならず、また各銘柄の証券は、ファンドの総資産の30%を超えてはならない。

ｆ）*担保管理に関連するリスク*-オペレーショナル・リスクおよび法務リスク等担保管理に関連するリスクは、リスク管理プロセスによって、特定され、管理されかつ軽減されるべきである。

ｇ）*担保物に係る権原の譲渡*-権原の譲渡が行われる場合、受領した担保は、ファンドの預託機関により保有されるべきである。他のタイプの担保取引に関して、担保は、良識的な監督下にあり、かつ担保提供者と無関係の第三者保管者によって保有されうる。

ｈ）*受領した担保*は、取引の相手方に関係なくまたは取引の相手方の承認を得ることなく、いつでもファンドによって完全に執行可能であるべきである。

ｉ）*受領した現金以外の担保*について、売却、再投資または質権の設定を行ってはならない。

ｊ）受領した*現金担保*は、以下のとおりとする。

- 2010年法第41（ｆ）条に規定される事業体に預託される。
- 質の高い国債に投資される。
- リバースレポ取引の目的で利用される。ただし、当該取引が良識的な監督下にある信用機関と行われ、ファンドがいつでも発生主義で現金全額を回収できる場合に限られる。また、
- 欧州短期金融商品の定義に関するCESRガイドライン10－049に定められる短期金融商品に投資される。

上記の条件を遵守している限りにおいて、担保物は、（ｉ）現金、（ii）社債および／または（iii）債券（詳細は下記の表に記載）で構成することができる。

管理会社は、証券貸借事業に関与する各ファンドに関して、貸付証券価格の105％以上の担保を受領する。相対店頭金融デリバティブ商品に関して、当該商品は、毎日の時価で評価されなければならない。かかる評価の結果、取引の相手方は、最低譲渡額を条件として、その債務の時価が値上がりした場合には追加の担保を提供するか、または値下がりした場合には担保を解除しなければならない。

再投資された現金担保は、現金以外の担保に適用される分散要件に従い、分散されなければならない。英文目論見書の日付において、トラストは、現金担保の再投資を行っていない。トラストが今後特定のファンドの現金担保を再投資することを決めた場合、再投資方針は、英文目論見書の次期改訂版に記載される。

ファンドがその資産の30％以上に関して担保を受領した場合、管理会社は、管理会社が担保に付着するファンドの流動性リスクを評価することができるよう通常のストレステストが正常なおよび例外的な流動性状況において確実に行われるよう適切なストレステスト方針を定める。

最後に、管理会社は、店頭デリバティブ取引およびファンドの効率的な運用手法に関して、担保として受領した各クラスの資産に合わせられた超過担保方針を適用している。超過担保は、資産の保有に伴う知覚リスクを反映するため、担保として受領した資産の時価から控除した割合である。超過担保方針は、担保として受領した関連する証券の特徴（当該証券の満期および発行体の信用格付、証券の歴史的な値動きならびにESMAガイドラインに規定される規則に従って随時行われるストレステストの結果等）を考慮する。

下記の店頭デリバティブ取引における担保物に対するヘアカットは、管理会社が取引相手方と交渉を開始する際に利用するものである。原則として、それぞれのデリバティブ取引文書で定められる取引相手方との最終的な取決めは、これらのヘアカットの範囲に準拠するものとする（管理会社は、かかる方針をいつでも変更する権利を留保し、変更する場合は、実務上可能な限り速やかに英文目論見書を更新するものとする。）。

担保物	ヘアカット		
１．現金	０％から１％まで		
２．外部信用格付がＡ格以上の短期金融商品	０％から２％まで		
３．対象法域の中央、地域もしくは地方の当局もしくは中央銀行（および連邦国家の場合は連邦の構成体の一つ）、または一もしくは複数の対象法域が属する公的国際機関により発行または保証される債券	残存満期		
	１年から５年まで	５年から10年まで	10年超
	２％から５％まで	２％から10％まで	３％から25％まで
４．社債（米ドル建て）	信用格付		
	AA格または AA格相当以上	Ａ格または Ａ格相当以上	BBB格または BBB格相当以上
	６％から10％まで	10％から15％まで	20％から25％まで
５．主要市場指数の株式銘柄部分	10％から30％まで		

店頭デリバティブ取引およびファンドの効率的な運用手法に係るリスクおよび利益相反の可能性

店頭デリバティブ取引、ファンドの効率的な運用手法および当該活動に関する担保管理には、一定のリスクが伴う。かかるタイプの取引に該当するリスクに関する詳細な情報について、投資者は、有価証券届出書「第二部　ファンド情報、第１　ファンドの状況、３　投資リスク」の「（１）リスク要因、ファンドのリスク － 金融商品リスク － デリバティブ・リスク」および「（３）利益相反」の規定を参照すべきである。

【別紙C】

持続可能性に関連する開示事項

以下の分類および関連する開示事項は、随時変更および補足される規則（EU）2019／2088に従い、かつ、これを目的として作成されており、投資予定者の投資ニーズに対するポートフォリオの適切性に関する網羅的な情報を提供することを意図していない。本書に記載されるいかなる事項も、英文目論見書に記載される事項を変更するかまたはこれに取って代わるとみなされるべきではない。

管理会社の持続可能性に関連する開示事項に関するさらなる情報については、管理会社のウェブサイト（https://www.alliancebernstein.com/corporate/management-company.htm）における責任投資の項を参照されたい。本書における「AB」へのあらゆる言及は、場合に応じて、投資運用会社、管理会社および／または直接的もしくは間接的にポートフォリオに対して投資運用サービスを提供している別のアライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（ABLP）の子会社を指す。

管理会社は、そのリスク管理プロセスの一環として、持続可能性リスク（すなわち、発生した場合に、潜在的にまたは実際に投資対象の価値に重大な悪影響を及ぼす可能性がある環境、社会またはガバナンスに関する出来事または状況）を特定し、分析する。

すべてのポートフォリオに関して、ABは、銘柄選択を含む積極的な投資運用により、関連する投資戦略および投資方針に概説されるそれぞれの投資目的を達成することを追求する。かかる積極的運用の一環として、ABは、以下に概説されるとおり、持続可能性および／またはESGに関する考慮事項を統合した方法を含むファンダメンタル・リサーチを使用する場合がある。

関連するポートフォリオについての説明に詳述されるとおり、ABは、様々なポートフォリオにポジティブ・ネガティブ／排他的スクリーニングを使用する場合もある。かかるスクリーニングは、ESGまたは持続可能性や特定のセクターに重点を置く場合がある。

主要な定義

ABスチュワードシップ・アプローチ	ABグローバル・スチュワードシップ・ステートメント：責任投資、ESG統合、エンゲージメントおよびコラボレーションに関するABのポリシー。
ESG	環境、社会および／またはガバナンス。
ESG要因	リスクまたは機会を示す可能性のあるESG問題および持続可能性リスク。
持続可能な投資対象	環境および／または社会の目的に貢献する経済活動。ただし、かかる関連する投資対象がいかなる適用ある環境および／または社会の目的をも大きく損なわないこと、また、投資先発行体が優良なガバナンス慣行に従うことを条件とする。

持続可能性リスク	発生した場合に、投資対象の価値に実際のまたは潜在的な重大な悪影響を及ぼす可能性があるESGに関する出来事または状況。持続可能性リスクは、投資家へのリスク調整後の長期的なリターンに影響を及ぼすことがある。持続可能性リスクの発生の結果として生じる影響は、特定のリスク、地域または資産クラスによって多岐にわたる可能性がある。一般的に、ある資産に関して持続可能性リスクが発生した場合、悪影響が生じ、潜在的にその価値の損失が生じるため、該当するポートフォリオの純資産価格に影響が生じる。
タクソノミー規則	持続可能な投資を促進するための枠組みの確立に関する2020年６月18日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2020／852ならびに改正規則（EU）2019／2088。

第８条（ライトグリーン）ポートフォリオ－環境的および／または社会的な特徴を促進するABの戦略

- アメリカン・インカム・ポートフォリオ
- アジア・エックス・ジャパン・エクイティ・ポートフォリオ
- チャイナ・ロー・ボラティリティ・エクイティ・ポートフォリオ
- ダイナミック・ディバーシファイド・ポートフォリオ
- エマージング・マーケッツ・デット・ポートフォリオ
- エマージング・マーケッツ・グロース・ポートフォリオ
- ヨーロピアン・インカム・ポートフォリオ
- グローバル・ボンドⅡポートフォリオ
- グローバル・エクイティ・ブレンド・ポートフォリオ
- グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオ
- グローバル・バリュー・ポートフォリオ
- ジャパン・ストラテジック・バリュー・ポートフォリオ
- モーゲージ・インカム・ポートフォリオ
- ショート・デュレーション・ボンド・ポートフォリオ

上記の各ライトグリーン・ポートフォリオは、環境的および／もしくは社会的な特徴またはその組み合わせを促進する。ただし、関連する投資先発行体が優良なガバナンス慣行に従うことを条件とし、当該戦略が持続可能な投資対象の目的を有していない場合である。

これらのライトグリーン・ポートフォリオは、環境的および／または社会的な特徴と一致していない投資対象を保有することがあり、ABは、これらの関連する対象発行体が優良なガバナンス慣行に従っているかを評価することをしないかまたはできないことがある。当該投資対象に関するさらなる情報（もしあれば）は、2022年８月31日付の年次報告書に記載される。

ABは、各ライトグリーン・ポートフォリオの各投資戦略に関連する持続可能性リスクの影響を評価しており、かかるリスクが、発生した場合に、投資対象の価値に実際のまたは潜在的な重大な悪影響を及ぼすような環境、社会またはガバナンスに関する出来事または状況に当てはまると考える。持続可能性リスクの予想される影響は、投資目的、投資戦略および投資方針によって異なるが、それぞれの投資ユニバースを考慮すれば、ABは、環境、社会またはガバナンスに関する出来事が、とりわけ、有価証券の価値、品質および／もしくは安定性、投資先発行体の財政的健全性、発行体の信用度ならびに／または債務の発行体が利払いを行いもしくはその他の債務を履行する能力に重大な悪影響を及ぼす可能性が高いと確信する。

Ⅰ．投資プロセス

環境的および／または社会的な特徴の促進を達成するために、ABは、ABスチュワードシップ・アプローチを用いる。ABスチュワードシップ・アプローチに関するさらなる情報は、管理会社のウェブサイト（https://www.alliancebernstein.com/corporate/management-company.htm）から入手することができる。

ABにとって、環境的および／または社会的な特徴の促進は、以下を組み合わせることによって達成される。

- Ⅱに詳述されるとおり、投資決定プロセスのすべての側面にESG要因を統合すること。これにより、ESG要因に関する対象となる投資の影響は、投資プロセスのすべての段階にわたって評価される。
- Ⅳに詳述されるとおり、環境、社会およびガバナンスの目標に向けた行動および前進を奨励するために、特に発行体および政府との間で広範囲にわたるエンゲージメントを行うこと。

Ⅱ．ESG要因の統合

ABがESG要因を統合する方法の基本的な部分は、ABによる持続可能性リスクの重要性および影響の継続的な評価である。これには、発生した場合に、ライトグリーン・ポートフォリオのリターンに実際のまたは潜在的な重大な悪影響を及ぼす可能性のある環境、社会またはガバナンスに関する出来事または状況が含まれる。環境、社会およびガバナンスに関する要因の重要性は、セクターおよび産業ごとに異なる。

投資決定を行う際、ABは、対象発行体を評価するためにファンダメンタル・リサーチを用いる。ABスチュワードシップ・アプローチの一環として、このファンダメンタル・リサーチにはESG要因の検討が含まれるが、このことは、ABが対象発行体に関するESG要因を投資決定プロセスの各段階において評価することを意味する。ABスチュワードシップ・アプローチを通じて、ABは、ライトグリーン・ポートフォリオが促進する関連する環境的および／または社会的な特徴と一致する発行体を特定することができる。

特に、ABの運用チーム内のアナリストは、ESG要因を特定し、これに関してリサーチを行い、発行体とエンゲージメントを行い、ESG要因をライトグリーン・ポートフォリオの投資モデルおよびフレームワークに適宜組み込むことによって、投資決定プロセスの開始時にESG要因を検討する責任を負う。ABのアナリストによるESG要因の勧告および評価は、さまざまな形において投資決定に影響を及ぼすことがある。例えば、キャッシュ・フロー、信用格付けまたは割引率に対するESG要因の影響は、投資決定およびポジション・サイジングに影響を及ぼす可能性がある。

ライトグリーン・ポートフォリオに対するABの受託者責任の一環として、ABは、対象発行体の優良なガバナンス慣行がそのファンダメンタル・リサーチのための一つの重要な情報であると確信する。投資プロセスの一環として、ABは、対象発行体のガバナンスの側面を定性的に評価する。かかるガバナンスの側面には、適用ある場合、健全な経営構造に関する情報を含む財務諸表の継続的な作成、報酬、従業員関係ならびに法務および税務のコンプライアンス問題などがある。ABは、優良なガバナンス慣行の検討をそのファンダメンタル・リサーチにガバナンス要因を統合することを通じて行う。ABスチュワードシップ・アプローチにおいて略述されるとおり、この統合は、投資プロセスのすべての段階において発生する。ABは、そのファンダメンタル・リサーチにESG要因を統合することを通じて優良なガバナンス慣行の評価を達成することを確保する。企業発行体に関して、ABは、対象発行体が従う優良なガバナンスを示す15を超えるガバナンス要因を含む独自のマテリアリティ・マトリックスを用いる。ガバナンス要因に関するアナリストによるリサーチの結果は、関連するライトグリーン・ポートフォリオの投資決定プロセスに組み込まれている。

ライトグリーン・ポートフォリオの投資戦略を実施する際、ABは、希望する水準のリスクおよびリターンを考慮し、リスクおよびリターンの評価の一環としてESG要因の財務的または経済的な影響を考慮する。

発行体が優良なガバナンス慣行に従っているかを含む関連するESG要因を考慮した後、それでもなお、有価証券が各投資目的、投資戦略および投資方針に従っている場合、持続可能性リスクがマイナスの影響を与える可能性のある有価証券を含めて、ABは、限られた範囲で、当該有価証券を購入し、かつ／またはこれをライトグリーン・ポートフォリオにおいて保有することがある。これらのライトグリーン・ポートフォリオの

投資方針に関するさらなる情報は、関連するライトグリーン・ポートフォリオのポートフォリオ詳細および管理会社のウェブサイト（https://www.alliancebernstein.com/corporate/management-company.htm）に記載されている。さらに、これらの投資対象に関する詳細は、2022年８月31日付の年次報告書において開示される。

Ⅲ．ベンチマーク

いずれのライトグリーン・ポートフォリオも、持続可能性を測定するかまたは環境的および／もしくは社会的な特徴を決定するために、指定された参照ベンチマークを使用していない。関連するライトグリーン・ポートフォリオのポートフォリオ詳細において参照されるベンチマークは、関連するライトグリーン・ポートフォリオが追求する環境的、社会的およびガバナンス的な特徴を考慮していない。

Ⅳ．エンゲージメント

エンゲージメントに関して、ABは、とりわけ、環境、社会およびガバナンスの目的に対するより良い結果ならびに発行体および／またはライトグリーン・ポートフォリオの財務成果に対する利益を促進することができる措置を講じることを発行体に奨励する。ABスチュワードシップ・アプローチに関するさらなる情報は、管理会社のウェブサイト（https://www.alliancebernstein.com/corporate/management-company.htm）から入手することができる。

ABはまた、環境的および／または社会的な特徴を促進するために二つの方法でエンゲージメントを用いる。第一に、ABは、投資対象への洞察を得るためにエンゲージメントを行い、この洞察が投資対象に関するABのファンダメンタル・リサーチに統合されている。例えば、エンゲージメントを通じて、ABは、ある投資対象の再生可能エネルギー戦略をより深く理解することができ、このことが、環境的および／または社会的な特徴について投資対象が一致していることをABが評価する際の助けとなる。第二に、ABは、発行体にとって持続可能かつ長期的な利益をもたらすとABが確信する措置を講じることを発行体に奨励するためにエンゲージメントを行う。例えば、ABは、発行体がその優良なガバナンス慣行を向上させるために、人的資本、特に従業員との関係を考慮することを発行体に奨励することがあり、それにより、環境的および／または社会的な特徴について投資対象が一致していることを維持する。

ABは、各ライトグリーン・ポートフォリオが保有する有価証券の発行体とエンゲージメントを行うが、ライトグリーン・ポートフォリオがまだ投資していないかまたは今後も投資しない発行体ともエンゲージメントを行うことがある。

定期的に、ライトグリーン・ポートフォリオの関連する運用チームは、発行体とのエンゲージメントおよびその結果を要約した「エンゲージメント報告書」を作成する。ABは、ESG要因を基底となるファンダメンタル・リサーチに統合することが非常に重要であり、エンゲージメントのリサーチおよび結果を記録することによってABスチュワードシップ・アプローチをうまく活用することができると確信している。

ABのアナリストおよびポートフォリオ・マネジャーが発行体との間で直接開始するエンゲージメントは、当初の投資が行われる前にも、また、ABの継続的なモニタリングの一環としても行われることがある。エンゲージメントは、発行体のCEOおよびCFOを含む上級管理職との間で行われることが多い。エンゲージメントにおいて、ABは、経営陣との間で、戦略、事業運営、ガバナンスおよびESG問題を含む幅広いその他の主題について議論する。アナリストは、時間をかけて、開かれた対話の場を構築する。ABはまた、一般的に特定の問題に関する自己の見解を共有するために、または、ABが経営陣とエンゲージメントを行った後に特定の懸念事項をより高いレベルで検討するために、取締役との間でもエンゲージメントを行う。また、ABは、プロセスの一環として、サプライヤーおよび顧客などのその他のステークホルダーともエンゲージメントを行う。

Ⅴ．タクソノミー規則

ライトグリーン・ポートフォリオは、持続可能な投資対象という目的を有しない。したがって、これらの金融商品の裏付けとなる投資対象は、環境的に持続可能な経済活動に関するEUの基準を考慮しておらず、ライトグリーン・ポートフォリオは、その投資の特定の割合を環境的な目的を有する持続可能な投資対象に投資することを確約しないが、ライトグリーン・ポートフォリオに組み込まれた特定の戦略の実施の結果としてかかる種類の投資対象を保有することがある。したがって、タクソノミー規則の要件は適用されない。

Ⅵ. 追加の情報

さらに、英文目論見書に略述されるとおり、ライトグリーン・ポートフォリオは、論争となっている武器などの追加の審査を適用することがある。

ライトグリーン・ポートフォリオの関連するポートフォリオ詳細に詳述されるとおり、ABは、環境的および／または社会的な特徴を促進するために、株式および債券などの発行体への直接投資ならびに特に適格なデリバティブおよびETFなどの間接投資を含むさまざまな投資手法を用いることがある。例えば、デリバティブを用いることにより、ABは、より効率的にかつ費用効率の高い方法で環境的または社会的な目的に貢献すると確信する発行体に対するエクスポージャーを獲得することができる。

上記Ⅲにおいて言及されるとおり、これらのライトグリーン・ポートフォリオは、環境的および／または社会的な特徴にそぐわない投資対象を保有することがあり、これらの投資対象に関して、ABは、対象発行体が優良なガバナンス慣行に従っているかを評価することをしないかまたはできないことがある。これらの投資対象には、とりわけ、株式、債券、株式化のために用いられるビークル、現金、幅広い指数、シンセティック・ショート・ポジションならびに裏付けとなる参照資産が環境的および／または社会的な特徴にそぐわない為替先物および金利スワップなどのデリバティブが含まれる。これらの投資対象の種類および金額などの追加の情報は、2022年８月31日付の年次報告書において開示される。

ABスチュワードシップ・アプローチ（2021年３月10日現在）

Ⅰ．はじめに

ABは、ESG上の勘案事項（「ESG要因」という。）がAB商品のパフォーマンスに影響を及ぼす可能性がある潜在的なリスクおよび機会の両方を示すことを長きにわたり認識してきた。ABスチュワードシップ・アプローチは、持続可能性リスク（発生した場合に、投資対象の価値に実際のまたは潜在的な重大な悪影響を及ぼす可能性のあるESGに関する出来事または状況として定義されている。）を含むさまざまなESG要因を略述する。ABは、これらのESG要因を分析し、その投資プロセスのすべての段階にこれらのESG要因を体系的に統合しており、ABは、このことが、投資決定の改善、財務成果の向上、責任投資へのABのコミットメントの前進およびESGの目標に向けた世界の進歩につながると確信している。

ABが2011年11月に「責任投資原則の署名者」になった際、ABは、ESG要因の統合が当該戦略に当てはまらないかまたはABが特定のAB商品の投資目的（すなわち、ニュートラル商品）を達成することを妨げる可能性がある場合、一定の戦略を例外として、ほとんどの積極的運用戦略に関するABの投資プロセスへのESG要因の統合を正式に承認した。一部のAB商品に関して、ESG要因の統合に関する文言は、適用ある募集書類に記載されていた。

ABは、今日においてABの会社全体の当該問題に対する戦略およびコミットメントを推進する責任投資リーダーシップの管理体制を構築した。ABのグローバル・スチュワードシップ・ステートメントおよびアニュアル・スチュワードシップ・レポートに、ABの活動が詳細に記載されている。さらなる情報については、

https://www.alliancebernstein.com/corporate-responsibility/responsible-investing.htmを参照のこと。

ESG要因を統合する投資戦略を実施する際、ABは、当該戦略について希望する水準のリスクおよびリターンを考慮し、リスクおよびリターンの評価においてESG要因の財務的または経済的な影響を考慮する。長期的な価値創造のレンズを通して発行体を分析し、評価することにより、ABは、ESG要因を含め、投資期間およびそ

の後の過程にわたって有価証券に影響を及ぼすような全ての要因のより徹底的な分析を通じてリスクを軽減する一方で、強固な財務成果を達成することが可能となる場合が多い。

以下に詳述されるとおり、ESG要因を統合し、投資決定を行う際、ABは、投資決定が当該ESG要因に及ぼす主要な悪影響も考慮する。これらの影響は、ABスチュワードシップ・アプローチの一環として記録されている。

Ⅱ．持続可能性リスクの統合

ABは、体制支援、特定、エンゲージメント、記録、適用およびインテグレーションの６つのステップを通じて、その投資決定プロセスの一環としてESG要因を統合する。

AB商品の種類によって、統合の程度および焦点は異なることがあるが、投資目的の達成を追求するという目標は同じである。この場合、関連するABの運用チームは、そのリサーチ・プロセスの各段階においてESGを統合するために、ABのESG専門家および責任投資専門家（以下「**責任投資チーム**」という。）を活用する。

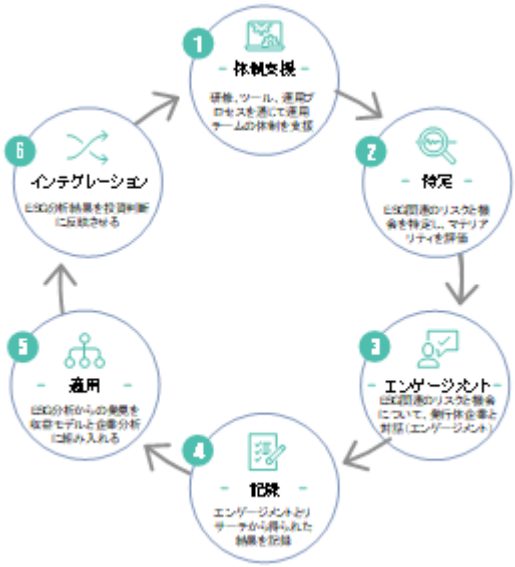

（１）体制支援

ABの運用チームが重要なESG要因を十分に理解し、リサーチし、かつ、統合することを可能にするために、フレームワーク、ツールおよび研修によってABの運用チームの体制を支援することからプロセスが開始される。これには、以下が含まれる。

・　独自のツールセット

第三者のデータおよびツールセットを補強するために、ABは、ESGおよび気候に関するリサーチを強化し、会社全体にわたって統合を体系化するための独自のリサーチおよびコラボレーションのツールを開発した。これには、リサーチおよびコラボレーションのためのABのESIGHT（後記「（４）記録および（５）適用」を参照。）プラットフォームならびに信用格付けおよびスコアリングのためのPRISM（後記「（４）記録および（５）適用」を参照。）が含まれる。ABはまた、ABのファンダメンタル・アナリストの産業特有の知識とオルタナティブデータおよびABリサーチからより良い洞察を行うABのデータ・サイエンス・チームの能力を組み合わせたオルタナティブデータ・ダッシュボードも構築している。

・　第三者のデータおよびツールセット

すべてのABの運用チームは、特に発行体またはセクターのESGの特徴をより広く理解することを可能にするさまざまなデータサービスにアクセスすることができる。これらは、ブルームバーグおよびファクトセットからのESGデータ、MSCI ESGレーティング、カーボンデルタおよびMSCIの炭素排出量データ、サステイナリティクスのリスク・レーティング、世界的な規範および論争の分析、ISS－Ethixの論争となっている武器の分析、ならびにISSおよびグラス・ルイスのコーポレート・ガバナンスおよび議決権代

理行使のリサーチを含むが、これらに限られない。責任投資チームは、ABがABの運用チームに対して可能な最善のデータおよび情報を提供していることを確保するために既存および新規のプロバイダーを継続的に評価する。

・ 世界一流の機関との戦略的なパートナーシップ

ABは、コロンビア大学地球研究所と気候変動に関してコラボレーションを行った。コラボレーションの第一段階には、気候変動の科学、規制、法律および公共政策の側面ならびに会社および発行体の財務分析に気候変動を統合する方法について対処する気候科学およびポートフォリオ・リスクのカリキュラムの共同開発が含まれていた。第二段階には、多数の気候変動の主題に関する科学者との共同研究が含まれる。

・ 広範囲にわたる研修プログラム

気候変動カリキュラムに加えて、ABは、ABの運用チームに対し、継続的なESG研修を提供する。これには、CIOおよびポートフォリオ・マネジャーのためのピアツーピアの学習が含まれ、その間、選抜された運用者のグループは、その特定の戦略においてESGがどのように統合されるかを発表する。ABはまた、外部のデータ、システムおよびツールに関する研修や、現代奴隷制度、コーポレート・ガバナンス、セクター特有のテーマおよびESGをポートフォリオの意思決定に統合する方法に及ぶ一連の主題に関する教育セッションについても体系化した。

・ 幅広い参加

ABは、知的財産、フレームワーク、ツールおよびシステムの開発に幅広く参加している。責任投資チームに加えて、約100名のABの担当者が一または複数のESGワーキング・チームに参加している。

（２）特定

ABの運用チームは、関連する投資戦略に関して重要なESG要因を特定および評価することによってESG統合を開始する。ESG要因の重要性は、セクター、産業および地理的な場所によって異なる。

資産クラスをまたがるABの運用チーム内の120名を超えるアナリストと協同することにより、ABは、40を超えるESG要因を取り扱い、約70のサブセクターに及ぶ独自のマテリアリティ・マトリックスを開発した。ABは、当該マトリックスを適切に適用することができ、ABの運用チームに対してESG要因の影響ひいては対象発行体に関するABの長期的な財務見通しに関する貴重な視点を与える。ABの見解において、不利な持続可能性の影響を特定するための一貫したフレームワークは、ABの運用チームが情報に基づくより良い投資決定を行うことを助け、最終的にはABがより良い投資成果を提供することを可能にする。これらのESG要因には、現時点において以下が含まれる。

環境的な要因

・ 炭素排出量
・ 製品の二酸化炭素排出量
・ 気候変動への脆弱性
・ 水管理
・ 資源管理
・ 生物多様性および土地利用
・ 毒物排出および有害廃棄物
・ 新型コロナウイルス感染症および環境
・ 包装廃棄物
・ 電気電子機器廃棄物
・ サプライチェーン－環境
・ クリーンテクノロジーの機会
・ グリーンビルディングの機会

・　再生可能エネルギーの機会

社会的要因

・　労務管理
・　人材開発
・　従業員の健康および安全
・　製品の安全性および品質
・　新型コロナウイルス感染症および社会問題
・　金融商品の安全性
・　プライバシーおよびデータ・セキュリティ
・　サプライチェーン－社会
・　責任投資
・　健康の保証および人口統計リスク
・　コミュニケーションの機会
・　ファイナンシャル・インクルージョンの機会
・　医療の機会
・　栄養およびより健康に良い商品の機会
・　教育の機会

ガバナンスの要因

取締役会

・　取締役会の独立性
・　取締役会の性別多様性
・　CEOおよび会長の統合
・　取締役会の確立

監督およびリスク管理

・　会計
・　反競争的慣行
・　企業倫理
・　腐敗および不安定
・　金融システム不安
・　組織文化
・　給与
・　制裁
・　新型コロナウイルス感染症およびガバナンス

株主アクセス権

・　一株一議決権
・　プロキシーアクセス
・　臨時総会を招集する権利

ABはまた、ABのリサーチを推進する一助とするために、国連グローバル・コンパクトなどのデューデリジェンスおよび報告に関する国際的に認められた基準を遵守する。これらの世界的な規範に違反しているとみなされるすべての発行体は、AB商品に含めることの適切性に関する徹底的な調査のフラグが立てられる。この徹底的な分析では、発行体による違反の理由や、関連するAB商品の投資戦略を考慮した上で、当該発行体がそれでもなお適切となり得るかが評価される。

ESG要因および関連する影響は、すべての種類の金融商品または投資対象に適用されないことがある。

（３）エンゲージメント

ABの運用チームはまた、これらのESG要因に関して発行体との間でエンゲージメントを行う。ESGのエンゲージメントは、常に、ABの投資プロセスの非常に重要な部分である。毎年、ABの運用チームは、公開発行体および非公開発行体ならびに地方自治体、超国家的発行体およびソブリン発行体などの企業形態をとらない法主体のリーダーとエンゲージメントを行っている。2020年、ABは、発行体別のエンゲージメントならびに戦略的、テーマ別および共同作業のエンゲージメントを含め、15,000回を超える会議を記録した。ABは、そのエンゲージメント・ポリシーの一環として、ESG要因以外の主題および目標に関してもエンゲージメントを行う。

ESGの問題に関するエンゲージメントは、責任投資におけるリーダーになるというABのコミットメントの一環として、ABのリサーチおよびスチュワードシップ・プロセスの主要な部分である。

エンゲージメントは、ABが発行体をよりよく理解し、当該発行体の株主および債券保有者としてAB商品の利益を保護し、特にESGの目標に向けた前進を提供する可能性のある戦略を用いることを発行体に奨励することを助ける。エンゲージメントは、発行体および／またはAB商品の財務成果を向上させるとABが確信する措置を講じることをABが発行体に奨励することを可能にする。ABは、エンゲージメントを外部委託しない。ABの運用チームは、多くの場合において責任投資チームと連携しながら、発行体と直接エンゲージメントを行う。ABの見解において、直接関与するエンゲージメント・アプローチは、より良いリサーチ、より良い成果およびAB商品のより良いサービスへの道である。

https://www.alliancebernstein.com/content/dam/corporate/corporate-pdfs/ABGlobalStewardship.pdf から入手可能なABのエンゲージメント・ポリシーには、ABの発行体とのエンゲージメントについてより詳細に記載されている。ABのエンゲージメント・ポリシーはまた、産業エンゲージメントにおけるABのコラボレーションならびに発行体とエンゲージメントを行う際の潜在的な利益相反のABによる特定および解決についても略述する。ABのエンゲージメント・ポリシーには、特に、ABが株式に付帯する議決権およびその他の権利を行使する方法、その他の株主と協力する方法、投資先発行体の関連するステークホルダーとの連絡方法ならびにエンゲージメントに関連する実際のおよび潜在的な利益相反の管理方法が含まれる。

（４）記録および（５）適用

独自のリサーチおよびコラボレーションのプラットフォームであるESIGHTは、ABによるESG発行体評価、議決権代理行使履歴、エンゲージメントならびにMSCIおよびサステイナリティクスからの第三者リサーチを統合する。ESIGHTはまた、テーマ別のセルサイドのリサーチ報告書、学術研究、非政府組織の報告書、スペシャリストの持続可能性および気候変動のシンクタンクの論文ならびにAB独自のESGレーティングを含むESGの情報を保管するナレッジセンターでもある。

ESIGHTを用いることにより、ABの社債および株式の運用チームは、投資プロセスのすべての段階において、発行体のESG慣行についての情報にアクセスし、これを共有することができる。ABの運用チームは、リサーチまたはエンゲージメントの準備を行う際、発行体、ABの運用チームまたはESGの主題およびテーマごとに問い合わせることによって過去の交流を調査することができる。ESIGHTはまた、ポートフォリオ運用および報告も向上させる。ABの専門家は、会社もしくは発行体、産業またはポートフォリオごとにESGの主題にアクセスし、エンゲージメントの統計、事例および結果を顧客と共有することができる。

独自の信用格付けおよびスコアリングシステムであるPRISMは、債券ESGリサーチを、完全にデジタル化されたデータおよびセキュリティ分析プラットフォームに統合する。PRISMを用いることにより、アナリストは、産業、格付け、分類および地理にわたって、一貫した比較可能な定量化できる方法で、個別の発行体に関する見解を作成し、共有することができる。アナリストはまた、当該システムを通じてMSCIのスコアにもアクセスすることができる。アナリストは、特定のESGスコアを割り当てるためのリサーチおよびエンゲージメントの洞察を用いて、各発行体をさまざまな方面から評価する。これは、信用度のスコアリングに用いら

れている。PRISMのスコアリングは、分析される産業によって異なる方法でESG要因を考察し、ABのアナリストが会社または発行体にとって何を最も重要なESG要因として見るかに基づいている。債券のポートフォリオ・マネジャーまたはアナリストは、投資プロセスにおいて常にPRISMのESGスコアにアクセスすることができる。

（6）インテグレーション

ABの運用チームは、投資の意思決定プロセスにESG要因を統合し、これは、情報に基づいたより良い投資決定につながる。ABの運用チーム内のアナリストは、ESG要因を特定し、これに関してリサーチを行い、発行体とエンゲージメントを行い、ESG要因をAB商品の投資モデルおよびフレームワークに適宜組み込むことによって、投資決定プロセスの開始時にESG要因を検討する責任を負う。

ABのアナリストによるESG要因の勧告および評価は、有価証券を購入するか否かだけではなく、さまざまな形において投資決定に影響を及ぼすことがある。例えば、キャッシュ・フロー、信用格付けまたは割引率に対するESG要因の影響は、投資決定およびポジション・サイジングに影響を及ぼす可能性がある。

適用あるスコアリングを含むESG要因を検討した後、投資目的およびAB商品の種類（すなわち、ダークグリーン、ライトグリーン、ニュートラル）に応じて、ABはそれでもなお有価証券を購入し、および／または保有資産としてこれを保持することがある。

Ⅲ. ESG持続可能性の統合をサポートするための構造およびガバナンス

ABスチュワードシップ・アプローチを含むABのESGおよび持続可能性の活動を監督するため、ABは、組織のすべてのレベルにおいてABの責任に対するコミットメントを反映する構造を構築した。

ABの取締役会およびCEOは、2020年にチーフ・レスポンシビリティ・オフィサー（CRO）の役職を設置した。この役職は、ABの企業責任および責任投資の努力に対する直接の監督権を有する。CROはまた、ABの運営委員会のメンバーでもある。ABのCROは、責任投資チームおよび企業責任チームを含むABの責任戦略事業ユニット（SBU）を監督する。ABの責任投資戦略はまた、その他のABの運用チームによってもサポートされている。

- ABの取締役会の監査およびリスク委員会は、責任および責任投資に対する正式な監督を行う。
- ABのCROが委員長を務める責任投資運営委員会は、戦略を開発し、実行を監督する。当該委員会は、ABにおける上級専門職によって構成される。
- 主題専門家からなるABの責任投資チームは、この努力においてABの運用チームとパートナーを組む。ABのさまざまなESGワーキング・グループと共に、責任投資チームは、独自のフレームワークおよびツールセットを開発し、ABの戦略的なESGパートナーシップを管理し、研修プログラムを開発し、議決権代理行使を実行する。
- ABの企業責任チームは、責任に対するABのアプローチを開発する。このチームは、ABの目的および価値、ダイバーシティおよびインクルージョン（D&I）、持続可能性ならびに企業慈善活動を設計し、提供する。
- ABの運用チームは、発行体とエンゲージメントを行い、ESG要因を分析および定量化し、これらのインプットを投資決定に組み込む。

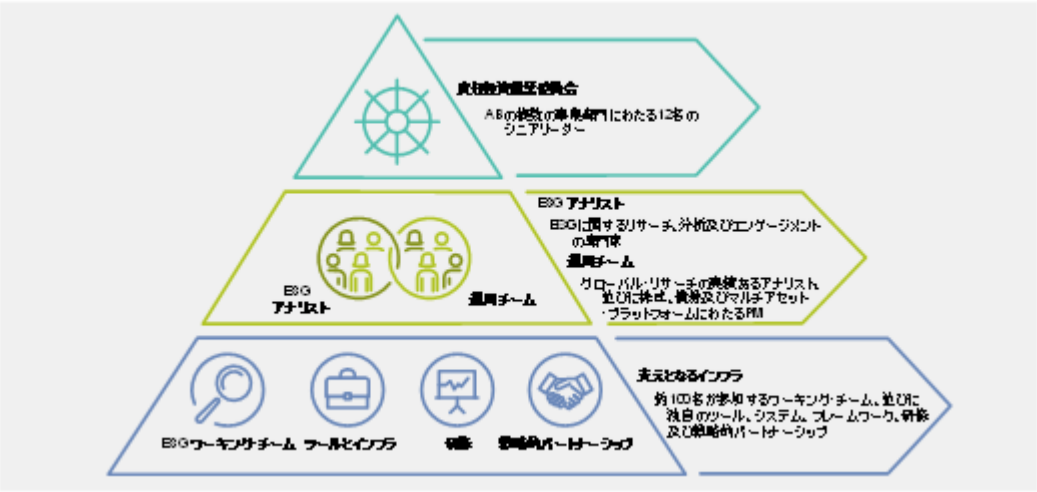

責任投資運営委員会に加えて、ABは、責任、責任投資およびスチュワードシップの監督にとって重大であるその他の３つの委員会を維持する。

・　議決権代理行使およびガバナンス委員会

この委員会は、ABの株式および債券運用チーム、責任投資チーム、オペレーションならびに法務およびコンプライアンス部門の上級代表からなる。この委員会は、ABの議決権代理行使ポリシーを策定し、議決権代理行使活動を監督し、議決権代理行使プロセスの正式な監督を行い、これがABの最新の考え方を捉えることを確保するためにABの会社としての議決権代理行使ポリシーおよび手続を維持および更新し、新たな提案に関するABの立場を策定し、ABの正式な議決権代理行使およびガバナンス・ポリシーによってカバーされない議決に関して協議する。

・　問題投資諮問委員会

この委員会は、ABの上級代表からなる。ABのCEOおよびCROが共同委員長を務める。委員会の目的は、論争となっている武器、たばこまたは国際的な規範などの問題に関する議論および討論の場を提供することである。委員会の議論は、特定の投資決定を形成するだけではなく、これらの分野におけるABのポリシーを策定する際の助けとなる。

- **ダイバーシティ・チャンピオン委員会（DCC）**

  DCCの使命は、D&IがABの文化、ポリシーおよび慣行の中心にとどまることを確保することである。DCCのメンバーは、多様な人材を雇用し、昇進させ、かつ、維持することに関するSBU内の責任を増加させることによって、D&Iを擁護し、そのロールモデルとなる。DCCのメンバーは、SBU特有のD&Iの目標を監視および調査し、会社全体にわたって最善の慣行を共有することを助ける責任を負っている。

独立監査人の報告書

アライアンス・バーンスタインの受益者各位

監査意見

我々は、アライアンス・バーンスタイン（以下「ファンド」という。）および各ポートフォリオの2021年８月31日現在の資産・負債計算書および投資有価証券明細表、同日に終了した年度の運用および純資産変動計算書ならびに重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記から構成される財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令および行政当局の定める要件に準拠して、2021年８月31日現在のファンドおよび各ポートフォリオの財政状態ならびに同日に終了した年度における運用実績および純資産の変動を真実かつ公正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、監査専門家に関する2016年７月23日付の法律（以下「2016年７月23日法」という。）および金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「CSSF」という。）がルクセンブルグについて採択した国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を行った。2016年７月23日法およびCSSFがルクセンブルグについて採択したISAsに基づく我々の責任については、当監査報告書の「財務書類の監査に関する法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）の責任」の項に詳述されている。我々はまた、国際会計士倫理基準審議会が公表され、CSSFがルクセンブルグについて採択した、国際独立性基準を含む職業会計士のための国際倫理規程（以下「IESBA規程」という。）および財務書類の監査に関する倫理規定に従ってファンドから独立した立場にあり、かかる倫理規定に従って他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

その他の情報

管理会社の取締役会は、その他の情報に関して責任を負う。その他の情報は、年次報告書に含まれている情報で構成されるが、財務書類およびそれに対する我々の法定監査人の報告書は含まれない。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象とはしておらず、我々はその他の情報に対していかなる形式での結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を精読し、その他の情報が財務書類または我々が監査において取得した情報と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した作業に基づいて、当該その他の情報に重大な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関して、我々には報告すべき事項はない。

財務書類に対する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会の責任は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令および行政当局の定める要件に準拠して本財務書類を作成し適正に表示すること、および不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類を作成するために管理会社の取締役会が必要と判断した内部統制を整備することにある。

財務書類の作成にあたり、管理会社の取締役会は、ファンドおよび各ポートフォリオが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、継続企業に関する事項を開示し、管理会社の取締役会がファンドまたはいずれかのポートフォリオの清算もしくは運用の中止を意図している、またはそれ以外に現実的な選択肢を持たない場合を除き、継続企業を前提とした会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得ること、および我々の監査意見を含む法定監査人の報告書を発行することである。合理的な保証は、高度な水準の保証ではあるが、重要な虚偽表示が存在する場合に、2016年７月23日法およびCSSFがルクセンブルグについて採択したISAsに準拠して行われる監査が常にその虚偽表示を発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬から発生する可能性があり、単独または全体で、財務書類利用者が当該財務書類に基づいて行う経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

2016年７月23日法およびCSSFがルクセンブルグについて採択したISAsに準拠した監査の一環として、監査全体を通じて、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。我々はまた、以下も実行する。

・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、これらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化ことがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
・使用される会計方針の適切性ならびに管理会社の取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
・管理会社の取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドまたはいずれかのポートフォリオが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、法定監査人の報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドまたはいずれかのポートフォリオが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々はガバナンスの責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

我々はまた、ガバナンスの責任者に対して、我々が独立性について関連する倫理要件を遵守していることの表明をし、我々の独立性に影響を及ぼすと合理的に思われるすべての関係およびその他の事項、ならびに該当する場合には、適用された予防対策に対する脅威を排除するために取られた行動について報告する。

アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニム
公認の監査法人（Cabinet de révision agréé）

ケリー・ニコル
ルクセンブルグ、2021年12月２日

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT

To the Unitholders of AB FCP I

Opinion

We have audited the financial statements of AB FCP I (the "Fund") and of each of its portfolios, which comprise the statement of assets and liabilities and the portfolios of investments as at August 31, 2021, and the statement of operations and changes in net assets for the year then ended, and the notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Fund and of each of its portfolios as at August 31, 2021, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of July 23, 2016 on the audit profession (the "Law of July 23, 2016") and with International Standards on Auditing ("ISAs") as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier" ("CSSF"). Our responsibilities under the Law of July 23, 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the "Responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements" section of our report. We are also independent of the Fund in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants ("IESBA Code") as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other information

The Board of Managers of the Management Company is responsible for the other information. The other information comprises the information included in the annual report but does not include the financial statements and our report of the "réviseur d'entreprises agréé" thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Managers of the Management Company for the financial statements

The Board of Managers of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Managers of the Management

Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Managers of the Management Company is responsible for assessing the Fund's and each of its portfolios' ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Managers of the Management Company either intends to liquidate the Fund or any of its portfolios or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of "réviseur d'entreprises agréé" that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of July 23, 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of July 23, 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Managers of the Management Company.
- Conclude on the appropriateness of the Board of Managers of the Management Company's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's or any of its portfolios' ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of "réviseur d'entreprises agréé" to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of report of "réviseur d'entreprises agréé". However, future events or conditions may cause the Fund or any of its portfolios to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

We also provide those charged with governance with a statement that we have complied with relevant ethical requirements regarding independence, and communicate to them all relationships and other matters that may reasonably be thought to bear on our independence, and where applicable, actions taken to eliminate threats or safeguards applied.

Ernst & Young
Société Anonyme
Cabinet de révision agréé

Kerry Nichol
Luxembourg, December 2, 2021

（＊）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

次へ

監査報告書

アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エル
のパートナー各位

財務書類の監査に関する報告

監査意見

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エル（以下「当社」という。）の2020年12月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の運営実績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

我々が行った監査

当社の財務書類は、以下により構成される。

・2020年12月31日現在の貸借対照表
・同日に終了した年度の損益計算書
・重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、監査専門家に関する2016年７月23日の法律（以下「2016年７月23日法」という。）およびルクセンブルグの金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「ＣＳＳＦ」という。）が採用した国際監査基準（以下「ＩＳＡｓ」という。）に準拠して監査を行った。2016年７月23日法およびルクセンブルグのＣＳＳＦが採用したＩＳＡｓに基づく我々の責任については、当報告書の「財務書類の監査に関する公認企業監査人（Réviseur d' entreprises agréé）の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

我々は、ルクセンブルグのＣＳＳＦが採用した国際会計士倫理基準審議会によって公表された、国際独立性を含む職業会計士のための国際倫理規程（以下「ＩＥＳＢＡ規程」という。）および財務書類の監査に関する倫理規定に従って当社から独立した立場にある。我々は当該倫理規定に従って他の倫理的な義務も果たしている。

その他の情報

取締役会は、その他の情報に責任を負う。その他の情報は、経営報告書に記載される情報で構成されているが、財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれていない。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類に関する我々の責任は、上記のその他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する取締役会と統治責任者の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠し、財務書類の作成および公正な表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために取締役会が必要であると決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、取締役会は、当社が継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、取締役会が当社の清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

統治責任者は、当社の財務報告プロセスの監督に責任を負う。

財務書類の監査に関する公認企業監査人（Réviseur d' entreprises agréé）の責任

我々の監査目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類全体に重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年７月23日法およびルクセンブルグについてＣＳＳＦが採用したＩＳＡｓに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

2016年７月23日法およびルクセンブルグのＣＳＳＦが採用したＩＳＡｓに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
・当社の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
・取締役会が採用した会計方針の適切性ならびに行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
・取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、当社が継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、当社が継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、公正な表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表示しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

その他の法令上の要件に関する報告

経営報告書は、財務書類と一致し、かつ適用される法令上の要件に準拠して作成されている。

ルクセンブルグ、2021年３月30日

プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ
代表して署名
リマ・アダス

Audit report

To the Partners of

AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l.

Report on the audit of the annual accounts

Our opinion

In our opinion, the accompanying annual accounts give a true and fair view of the financial position of AllianceBernstein (Luxembourg) S.à r.l. (the "Company") as at 31 December 2020, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

What we have audited

The Company's annual accounts comprise：

- the balance sheet as at 31 December 2020;
- the profit and loss account for the year then ended; and
- the notes to the annual accounts, which include a summary of significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier" (CSSF). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the "Responsibilities of the "Réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the annual accounts" section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

We are independent of the Company in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the Internationl Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the annual accounts. We have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements.

Other information

The Board of Managers is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the management report but does not include the annual accounts and our audit report thereon.

Our opinion on the annual accounts does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the annual accounts, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the annual accounts or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Managers and those charged with governance for the annual accounts

The Board of Managers is responsible for the preparation and fair presentation of the annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Managers determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the annual accounts, the Board of Managers is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Managers either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Company's financial reporting process.

Responsibilities of the "Réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the annual accounts

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an audit report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these annual accounts.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also：

- identify and assess the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;

- obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control;

- evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Managers;

- conclude on the appropriateness of the Board of Managers' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our audit report to the related disclosures in the annual accounts or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our audit report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern;

- evaluate the overall presentation, structure and content of the annual accounts, including the disclosures, and whether the annual accounts represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Report on other legal and regulatory requirements

The management report is consistent with the annual accounts and has been prepared in accordance with applicable legal requirements.

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative
Represented by

Luxembourg, 30 March 2021

Rima Adas

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

独立監査人の報告書

アライアンス・バーンスタインの受益者各位

監査意見

我々は、アライアンス・バーンスタイン（以下「ファンド」という。）および各ポートフォリオの2020年８月31日現在の資産・負債計算書および投資有価証券明細表、同日に終了した年度の運用および純資産変動計算書ならびに重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記からなる本財務書類について監査を実施した。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、2020年８月31日現在のファンドおよび各ポートフォリオの財務状態ならびに同日に終了した年度における運用成績および純資産の変動について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

意見の根拠

我々は、ルクセンブルクの金融監督委員会（以下「CSSF」という。）が採用した監査人に関する2016年７月23日の法律（以下「2016年７月23日法」という。）および国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を行った。2016年７月23日法およびISAsの下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する公認監査人の責任」の項において詳述されている。我々は、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の規定に従いつつ、ルクセンブルグのCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程（以下「IESBA規程」という。）に従ってファンドから独立した立場にある。我々は、これらの倫理上の規定の下で他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

その他の情報

管理会社の取締役会は、その他の情報に関して責任を負う。その他の情報は、年次報告書に含まれる情報から構成されているが、財務書類およびそれに対する公認監査人の報告書は含まれない。

本財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

本財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、本財務書類の作成および公正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると管理会社の取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、管理会社の取締役会は、ファンドおよび各ポートフォリオが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、管理会社の取締役会がファンドまたはいずれかのポートフォリオの清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する「公認監査人」の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む公認監査人報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年７月23日法およびルクセンブルクのCSSFが採用したISAsに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年７月23日法およびルクセンブルクのCSSFが採用したISAsに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
・使用される会計方針の適切性ならびに管理会社の取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
・管理会社の取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドまたはいずれかのポートフォリオが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、「公認監査人」の報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドまたはいずれかのポートフォリオが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

我々はまた、我々が独立性に関する倫理要件を遵守している旨を表明し、かつ独立性に影響を及ぼすと合理的に考えられるすべての関係およびその他の事項、ならびに該当する場合には、関連する安全策について統治責任者に提出する。

アーンスト・アンド・ヤング
ソシエテ・アノニム
公認の監査法人（Cabinet de révision agréé）

ケリー ニコル
ルクセンブルグ、2020年12月８日

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT

To the Shareholders of AB FCP I

Opinion

We have audited the financial statements of AB FCP I (the "Fund") and of each of its portfolios, which comprise the statement of assets and liabilities and the portfolios of investments as at August 31, 2020, and the statement of operations and changes in net assets for the year then ended, and the notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Fund and each of its portfolios as at August 31, 2020, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of July 23, 2016 on the audit profession (the "Law of July 23, 2016") and with International Standards on Auditing ("ISAs") as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier" ("CSSF"). Our responsibilities under the Law of July 23, 2016 and ISAs are further described in the "Responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements" section of our report. We are also independent of the Fund in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants ("IESBA Code") as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other information

The Board of Managers of the Management Company is responsible for the other information. The other information comprises the information included in the annual report but does not include the financial statements and our report of the "réviseur d'entreprises agréé" thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Managers of the Management Company for the financial statements

The Board of Managers of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Managers of the Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Managers of the Management Company is responsible for assessing the Fund's and each of its portfolios' ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Managers of the Management Company either intends to liquidate the Fund or any of its portfolios or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of "réviseur d'entreprises agréé" that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of July 23, 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of July 23, 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Managers of the Management Company.
- Conclude on the appropriateness of the Board of Managers of the Management Company's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's or any of its portfolios' ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of "réviseur d'entreprises agréé" to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of report of "réviseur d'entreprises agréé". However, future events or conditions may cause the Fund or any of its portfolios to cease to continue as a going concern.

- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

We also provide those charged with governance with a statement that we have complied with relevant ethical requirements regarding independence, and communicate to them all relationships and other matters that may reasonably be thought to bear on our independence, and where applicable, related safeguards.

Ernst & Young
Société Anonyme
Cabinet de révision agréé

Kerry Nichol
Luxembourg, December 8, 2020

（＊）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。